

## ＜シラバス集目次＞

### ＜必修科目＞

憲法Ⅰ	1	租税実体法Ⅱ	115
憲法Ⅱ	4	租税実体法Ⅲ	117
憲法総合	6	租税法総論・租税手続法	119
行政法Ⅰ	8	租税法総合	121
行政法Ⅱ	10	エネルギー法 【隔年開講】	123
公法総合Ⅰ	12	行政事件訴訟実務	125
公法総合Ⅱ	14	要件事実論総合Ⅰ	127
民法Ⅰ	16	要件事実論総合Ⅱ	129
民法Ⅱ	20	家族法総合Ⅰ	131
民法Ⅲ	23	家族法総合Ⅱ	133
民法Ⅳ	25	知的財産法Ⅰ	135
民法Ⅴ	27	知的財産法Ⅱ	137
民法Ⅵ	29	知的財産法Ⅲ	139
民法総合Ⅰ	32	知的財産法Ⅳ	141
民法総合Ⅱ	34	知的財産法Ⅴ	143
商法Ⅰ	36	知的財産法Ⅵ	145
商法Ⅱ	38	知的財産法総合	147
商法Ⅲ	41	倒産法Ⅰ	149
商法総合Ⅰ	43	倒産法Ⅱ	151
商法総合Ⅱ	45	倒産法Ⅲ	153
民事手続法Ⅰ	47	倒産法総合	155
民事手続法Ⅱ	49	民事執行・保全法	157
民事手続法総合	51	民事執行・保全法実務	159
民事法総合Ⅰ	53	消費者法	161
民事法総合Ⅱ	55	現代契約実務	163
刑法Ⅰ	57	金融法	165
刑法Ⅱ	59	保険法	167
刑法総合	61	金融商品取引法	169
刑事訴訟法	63	信託法	171
刑事訴訟法総合	65	商事信託法	173
刑事法総合Ⅰ	67	企業金融法	175
刑事法総合Ⅱ	69	企業会計法	177
要件事実論	71	裁判外紛争解決	179
法曹倫理	73	家事事件実務	181
民事実務基礎	75	金融法実務	183
刑事実務基礎	77	刑事政策	185
＜選択科目＞		被害者学 【隔年開講】	187
法哲学	79	法医学	189
法史学（近代日本法史）	81	青少年と法	191
法史学（西洋法史）	83	経済刑法	193
法社会学	85	労働法Ⅰ	195
司法制度論（刑事）	87	労働法Ⅱ	197
法と経済学	89	労働法Ⅲ	199
立法政策学	91	労働法総合	201
法交渉学	93	経済法基礎	203
政治学	95	経済法基礎	205
行政学	97	経済法総合	207
経済学	99	経済法総合	209
経済学	101	社会保障法	211
金融論	103	労働法実務	213
会計学	105	経済法実務	215
簿記論	107	国際法基礎	217
経営学	109	国際法総合Ⅰ	219
地方自治法	111	国際法総合Ⅱ	221
租税実体法Ⅰ	113	国際私法	223
		国際商取引法	225
		国際取引法総合	227

国際環境法.....	229	知的財産法務ワークショップ・プログラム.....	333
国際租税法.....	231	知的財産法務ベーシック・プログラム.....	335
国際刑事法.....	233	知的財産法務ワークショップ・プログラム.....	336
国際経済法.....	235	EU法務ベーシック・プログラム.....	337
国際人権法.....	237	EU法務ワークショップ・プログラム.....	339
国際民事訴訟法.....	239	経済法ベーシック・プログラム.....	341
国際取引法実務.....	241	経済法ワークショップ・プログラム.....	343
国際金融取引法実務.....	243	人権法務ワークショップ・プログラム.....	345
環境法Ⅰ.....	245	国際刑事法ワークショップ・プログラム.....	347
環境法Ⅱ.....	247	司法制度論ワークショップ・プログラム.....	349
情報法.....	249	労働法ワークショップ・プログラム.....	350
ジェンダーと法.....	251	開発法学ワークショップ・プログラム.....	352
医事法Ⅰ.....	253	環境法務ベーシック・プログラム.....	354
医事法Ⅱ.....	255	環境法務ワークショップ・プログラム.....	356
サイバー法.....	257	国際法ワークショップ・プログラム.....	358
Legal Writing.....	259	グローバルガバナンス法務ワークショップ・プログラム.....	360
Legal Debate.....	262	.....	360
Drafting International Agreements.....	263	消費者法ワークショップ・プログラム.....	362
American Law I (Public Law).....	264	現代取引法ワークショップ・プログラム.....	364
American Law II (Private Law).....	265	倒産法務ワークショップ・プログラム.....	366
American Constitutional Law.....	266	テーマ演習.....	368
American Contract Law.....	267	テーマ演習.....	369
American Property Law.....	268	テーマ演習.....	372
Corporate Governance & Risk Management.....	269	テーマ演習.....	373
Corporate Finance and Law.....	270	テーマ演習.....	374
Forensic Accounting.....	271	テーマ演習.....	375
Multinational Corporations & Law.....	272	テーマ演習.....	376
M&A and Strategic Alliances.....	273	テーマ演習.....	377
International IP Licensing Agreements.....	274	テーマ研究.....	379
WTO Law.....	276	テーマ研究- 企業買収とファイナンス.....	380
International Dispute Resolution.....	277	テーマ研究- ジョイントベンチャーの法律問題 ..	381
フランス法Ⅱ.....	279	テーマ研究.....	382
フランス法Ⅲ 【隔年開講】.....	281	テーマ研究.....	383
ドイツ法Ⅰ.....	282	リサーチペーパー.....	385
ドイツ法Ⅰ.....	284	リサーチペーパー.....	386
イギリス法.....	286	リサーチペーパー.....	387
中国法.....	289	リサーチペーパー.....	388
EU法.....	291	リサーチペーパー.....	389
アジア法 【隔年開講】.....	293	リサーチペーパー.....	390
開発法学（法整備支援論）.....	295	リサーチペーパー.....	391
企業法務ベーシック・プログラム.....	298	リサーチペーパー.....	392
企業法務ワークショップ・プログラム.....	300	リサーチペーパー.....	393
企業法務ベーシック・プログラム.....	302	リサーチペーパー.....	394
企業法務ワークショップ・プログラム.....	304	リサーチペーパー.....	395
金融法務ベーシック・プログラム.....	306	リサーチペーパー.....	396
金融法務ワークショップ・プログラム.....	308	リサーチペーパー.....	397
金融法務ベーシック・プログラム.....	310	リサーチペーパー.....	398
金融法務ワークショップ・プログラム.....	312	リサーチペーパー.....	399
金融法務ワークショップ・プログラム.....	314	リサーチペーパー.....	400
渉外法務ベーシック・プログラム.....	316	リサーチペーパー.....	401
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	318	リサーチペーパー.....	402
渉外法務ベーシック・プログラム.....	320	リサーチペーパー.....	403
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	322	リサーチペーパー.....	404
渉外法務ベーシック・プログラム.....	324	リサーチペーパー.....	405
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	326	リサーチペーパー.....	406
渉外法務ベーシック・プログラム.....	328	リサーチペーパー.....	407
渉外法務ワークショップ・プログラム.....	330	★早稲田大学提供科目.....	408
知的財産法務ワークショップ・プログラム.....	332	早稲田大学大学院法務研究科暦.....	424

授業科目名	憲法 I				
担当者名	大沢 秀介、駒村 圭吾				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の基本的人権にまつわる判例・学説の基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、実務法曹教育の観点から判例理解に重心を置き、憲法体系の骨格をつかむと同時に、その中に重要判例をもらさず位置付けることができるような学力を獲得させたい。同時に、法実務の現場で「導きの糸」になるような人権理念・憲法感覚の素地を形成できればと考えている。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたずらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次には第2セメスター配当の「憲法Ⅱ」で統治機構論を学ぶ。これは人権の保障と制限の制度（国会・内閣、裁判所等）を扱うものであり、本科目と補完的關係に立つ。また、基本的人権をめぐる判例・学説・制度は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、人権の一部特定領域については「サイバー法」「情報法」「医事法」などの選択科目で詳細に学習してもらいたい。特に、憲法のさまざまな重要論点について網羅的に総合的演習を行う「憲法総合」は、憲法科目の仕上げであり、憲法実務への橋渡しをする科目である。また、人権の本質とその哲学的基礎付けは、重要な課題であるにもかかわらず、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となってはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次に配当されている「公法総合」がある。また、人権法務WPでは、人権問題を中心に公法的な弁護や公法判例の形成の仕方を実務的に学ぶ。</p>
3. 授業の方法	<p>双方向的な要素を加味するが、基本的には講義形式が中心となる。相当程度の予習を前提に授業は行われるので、その点、留意してほしい。授業は、学習の仕上げとして位置付けたいと考えている。が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。</p> <p>なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定である。また、授業の進行や内容は各担当教員で異なる場合があるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第3版』（岩波書店）を教科書として使用する。他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>人権論の基礎、公共の福祉、幸福追求権〔5章1から3、6章1、7章1〕</p> <p>ここでは、人権の意義を13条の多面的分析を通じて理解させる。「個人の尊重」の原理的意味、人権の類型、人権と制度的保障、公共の福祉と権利濫用の禁止、などの基本知識を学ぶ。また、人権の母体となる幸福追求権の基本構造を学ぶ。</p> <p>なお、この初回は、憲法学習の基本的な方法論を伝えるイントロの役目も果たす。</p> <p>使用判例：京都府学連事件判決、宴のあと事件判決、など</p>
第2回	<p>法の下での平等〔7章2〕</p> <p>ここでは、14条の「法の下での平等」という文言の法意の解説と、14条1項の5事項に関する個別問題の略説に続き、関連判例の概観と、平等に関わる審査法理の展開を学ぶ。そして、できればいわゆる優先処遇（アフーマティブ・アクションズ）にも言及したい。</p> <p>使用判例：尊属殺重罰規定違憲判決、非嫡出子相続差別事件判決、など</p>

第3回	<p>精神的自由権①：内心の自由、信教の自由、政教分離、学問の自由〔8章〕</p> <p>ここでは、まず、19条の意義を確認する。次に、信教の自由の諸相を概観し、教分離原則の展開を「目的効果論」という判例法理の形成を中心に学ぶ。時間があれば学問の自由にも言及する。</p> <p>使用判例：津地鎮祭事件判決、エホバ剣道受講拒否事件判決、など</p>
第4回	<p>精神的自由権②：表現の自由（1）〔9章〕</p> <p>ここでは、表現の自由の基礎理論を優越的人権論の批判的検討と、審査法理の数々を学ぶ。また、代表的な表現類型論（例えば、広告規制関連判決を使用して営利/非営利表現）や内容規制/内容中立規制の基本枠組みについても触れる。</p> <p>使用判例：法廷メモ事件判決、屋外広告物条例事件判決、など</p>
第5回	<p>精神的自由権③：表現の自由（2）・通信の秘密・集会結社の自由〔9章〕</p> <p>まず、事前抑制禁止の基本構造を学ぶ。次に、その具体的応用を名誉毀損あるいはプライバシー侵害事案を用いながら、裁判所の事前差し止めについて学ぶ。通信の秘密や、集会結社の自由の基礎にも触れる。</p> <p>使用判例：税関検査事件判決、北方ジャーナル事件判決、など</p>
第6回	<p>精神的自由権④：マスメディアと表現の自由〔9章〕</p> <p>ここでは、大量情報伝達機構との関係で表現の自由をみてゆきたい。報道の自由と取材の自由の差異、取材資料の利用制限に関する最判の展開を概観する。さらに、国家機密と報道の問題、反論権、放送の規制根拠、などマスメディアに関わる諸問題を検討する。</p> <p>使用判例：博多駅フィルム提出命令事件決定、外務省秘密漏洩事件決定、など</p>
第7回	<p>経済的自由権①：職業の自由〔10章1、2〕</p> <p>ここでは、経済的自由権の一般的特質を精神的自由権との比較において明らかにし、合憲性判定の枠組みを学ぶ。主に、「職業の自由」に関して、その違憲審査基準を解明する。</p> <p>使用判例：薬事法違憲判決、小売市場適正配置事件判決、など</p> <p>【第1回小テスト】</p>
第8回	<p>経済的自由権②：財産権〔10章3〕</p> <p>ここでは、29条の条文構造を明らかにしつつ、財産権の基本を学ぶ。財産権規制の審査基準の枠組みや、損失補償請求権について、判例を概観する。</p> <p>使用判例：森林法違憲判決、農地改革事件判決、など</p>
第9回	<p>社会権①：生存権〔13章1〕</p> <p>ここでは、福祉国家の基本原則を説明し、生存権の法的性格論を、朝日訴訟判決、堀木訴訟判決を素材に学ぶ。他に、関連事例を用いて、生存権の意義と射程を多面的に解明する。</p> <p>使用判例：朝日訴訟判決、堀木訴訟判決、など</p>
第10回	<p>社会権②：教育を受ける権利、労働基本権〔13章2、3〕</p> <p>ここでは、教育を受ける権利、教育権、学習権、教育の自由といった諸概念の関係を概説した上で、特に、教育権論争、教科書検定問題について学ぶ。その他、教育や学校に関する関連問題を扱いたい。労働基本権についても団結権と団体行動権について学ぶ。公務員の労働基本権の判例を概観する。</p> <p>使用判例：旭川学力テスト事件判決、家永訴訟判決、全農林警職法事件判決など</p>
第11回	<p>刑事手続・非刑事手続におけるデュー・プロセス〔11章〕</p> <p>ここでは、現代社会における手続保障の重要性を確認した上で、まず、刑事手続における31条関連問題を概観する。次に、非刑事手続領域における31条の意義を解明する。</p> <p>使用判例：第三者所有物没収事件判決、福岡県青少年保護育成条例事件判決、など【第2回小テスト】</p>
第12回	<p>人権の主体〔5章4、6章2、13章3〕</p> <p>以上の各論的学習の仕上げとして授業の末尾にいわゆる人権総論を扱う。ここでは、まず、外国人の人権主体性、法人の人権主体性、特別な権力関係にある者の人権主体性の問題を学ぶ。</p>

	使用判例：マクリーン事件判決、猿払事件判決、など
第13回	<p>私人間効力、法人・集団と個人〔6章3〕</p> <p>ここでは、私人間効力論の基礎を学び、さらに、「法人・集団と個人」をいうテーマの下に関連する諸問題を検討する。</p> <p>使用判例：三菱樹脂事件判決、南九州税理士会事件判決、など</p>
第14回	<p>人権論の現代的展開</p> <p>ここでは、今日的な人権問題について随意扱う。上記の授業で足りない部分を補完ないし総合する役割も果たす。</p> <p>例えば、「個人情報保護法制や情報公開法制」（プライバシーや知る権利の基礎、両法制度の概説、レセプト訴訟や本人開示請求の問題、等）、あるいは「多元社会と人権論の新展開」（宗教的理由からする輸血拒否や校則問題などの自己決定権の諸問題、差別的表現規制の問題、等）といったテーマ設定が考えられるが、具体的内容は各担当者が決定する。</p>
第15回	試験

授業科目名	憲法Ⅱ				
担当者名	大沢 秀介、山元 一				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者を対象として、憲法の統治機構に関する学説・判例に関する基本的知識と思考方法の習得を目的とする。2年次以降の高度な公法教育に耐えうる基礎力の涵養とともに、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚の伝授にも努める。</p> <p>到達目標としては、法学部での憲法教育と同レベルの学識の修得を目指しつつも、国家機構や統治制度の背景にある思想を理解できるように工夫したい。統治の分野では、人権の分野と比べると、判例素材がそれほど多いわけではない。が、実務法曹教育の観点から関連する判例は積極的に授業に取り入れていく予定である。統治の具体的仕組みとその背景の思想を体系的に頭に入れるとともに、裁判という視点からみた統治機構論を各種判例の学習を通じて理解させたい。いずれにしても、法学未修者が対象であることを念頭において、いたずらに「量」を求めるのではなく、公法教育の土台となる「基礎」を徹底的に固めることを意識したい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次の第1セメスターに配当されている「憲法Ⅰ」では基本的人権を学んでいるはずだが、これは、本科目と補完的關係に立っている。</p> <p>統治機構をめぐる議論は近年益々、多様化しあるいは膨大化しているが、本科目でその全てを網羅することは困難である。そこで、「政治学」「立法政策学」「行政学」「司法制度論」などで立体的に補ってほしい。また、法の支配や民主主義の本質とその哲学的基礎付けは、現在も論争が絶えないが、それについては「法哲学」の中での正義論で学んでほしい。</p> <p>さて、公法的学識は、憲法のみならず、行政法と一体となってはじめて完成する。このような公法全体の課題や政策法務との関連での総合的な理論・実務双方を架橋する必修科目として、3年次の第6セメスターに配当されている「公法総合」がある。また、新設される人権法務WPでは、人権問題を中心に公法的な弁護や公法判例の形成の仕方を実務的に学べる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、双方向的な要素を加味する。教員と履修者が織りなす相互応答を授業の中に取り込みつつ、この授業では、その目的を学習のきっかけではなく、むしろ学習の仕上げにおきたい。したがって、相当量の予習が要求される。</p> <p>が、法学未修者が対象であるので、学習がスムーズに運ぶようさまざまな工夫を凝らすことにしたい。例えば、毎回、課題判例・課題文献などをあらかじめ指定し、それを十分予習してきていることを前提に講義と問答を展開する。また、授業中に、小テスト（2回）を行う。なお、担当教員それぞれが、独自の授業シラバスあるいは教材を配布する予定であるが、事前に教授内容のミニマムや使用判例については統一してあるので、授業内容の実質において差異が生じることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第3版』（岩波書店）を教科書として使用する。</p> <p>なお、指定参考書として、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ 第3版』（有斐閣）を挙げておく。</p> <p>他に六法、判例集を用いる。指定教材の追加があれば、後日改めて指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>統治の基本原則 [1章]</p> <p>この回は、イントロを兼ねる。統治機構論の特徴や学び方を紹介するとともに、統治機構論全般に関わる基本概念・基本原則の概説を行う。例えば、国家の定義、近代消極国家と現代積極国家の差異、憲法の意味・分類・特徴、権力分立の基本理念、形式・実質的法治主義、法の支配、立憲主義の意義、などを扱う予定である。</p>
第2回	<p>国民主権 [2章、3章]</p> <p>ここでは、国民主権をめぐる新旧憲法の比較をおこない、さらに国民主権に関する重要な理論的問題を取り上げる。まず、国民主権の意義、明治憲法と現行憲法の違いを概説する。次に、国民主権に関わる重要な理論的争点である「ナシオン主権・プーブル主権」論争を取り上げる。天皇制の基本構造についても言及する予定であるが、場合によっては、最終回へ回す。</p>
第3回	<p>代表制・政党①：国家意思形成の基本原則・基本構造 [14章、15章3]</p> <p>ここでは、国家意思形成の基盤をなす代表制と政党について学ぶ。まず、前回の国民主権論を振り返りつつ、間接制・直接制、自由委任・命令委任などの基本的概念を概説する。それを前提に、日本国憲法における間接制の全体像を確認する。次に、衆参両院の選挙制度の基本構造、解散制度の概要と学説論争を学ぶ。</p>

第4回	<p>代表制・政党②：選挙と政党活動の諸問題〔12章2、14章〕</p> <p>前回での授業を前提に、個別的な論点を重点的に分析する。選挙権をめぐる諸問題、議員定数不均衡問題、政党の憲法上の地位、政党活動の規制と助成を学ぶ。</p> <p>使用判例：議員定数不均衡訴訟に関わる諸判決、など</p>
第5回	<p>国会①：国会の地位と構造・立法の基本問題〔14章〕</p> <p>ここでは、国会の地位・構造と立法権の基本問題を扱う。まず、最高機関性に関する学説論争を概観する。次に、唯一の立法機関性についてその基本構造を例外を概説し、さらに、「実質的意味の立法」をめぐる論争の概観、処分的法律の検討、立法権委任に関する理論と判例の検討を行う。また、両院制と立法過程の基本構造を解説する。</p> <p>使用判例：人事院規則への委任に関わる判決、など</p>
第6回	<p>国会②：議院の諸権限、議員特権〔14章〕</p> <p>ここでは、議院の諸権限のうち、国政調査権の限界を中心に学ぶ。次に、免責特権・不逮捕特権について学ぶ。</p> <p>使用判例：日商岩井事件判決、免責特権と名誉毀損に関する判決、など【第1回小テスト】</p>
第7回	<p>議院内閣制・内閣〔15章〕</p> <p>ここでは、まず、首長制・会議制・議院内閣制の違いを比較法的に明らかにし、責任本質説、均衡本質説、国民内閣制論の基本を学ぶ。次に、行政権の概念、内閣の構造と権限、独立行政委員会の合憲性について学ぶ。さらに、内閣制に関わる個別的争点、例えば、内閣総理大臣の職務権限問題を取り上げたい。</p> <p>使用判例：ロッキード事件判決、など</p>
第8回	<p>裁判所①：司法権の観念〔16章1〕</p> <p>ここでは、司法権の概念、「法律上の争訟」の意味、主観訴訟と客観訴訟の区別を概説した後、司法の限界事例に関して個々に検討する。例えば、宗教紛争、自律権問題、自由裁量問題、統治行為、団体の内部紛争などを扱う。</p> <p>使用判例：板まんだら事件判決、砂川事件判決、など</p>
第9回	<p>裁判所②：司法の独立と裁判所の構造〔16章2、3〕</p> <p>ここでは、裁判所の基本的仕組み、国民審査制、公開裁判制、陪審制・参審制・裁判員制、司法の独立の意味と制度を学ぶ。</p>
第10回	<p>違憲審査制・憲法訴訟①〔18章2〕</p> <p>ここでは、違憲審査制の基本構造を学ぶ。まず、法の支配の原理と違憲審査制の関係、違憲審査制の類型を概観する。その上で、判例の拘束力の問題について概説し、さらに違憲判決の効力・事後処理について検討する。</p> <p>使用判例：警察予備隊違憲訴訟判決、など</p>
第11回	<p>違憲審査制・憲法訴訟②〔18章2〕</p> <p>ここでは、具体的審査制のもとでの憲法訴訟の基礎について学ぶ。この回では、まず、憲法判断の方法に関して、法令違憲判決、適用違憲判決、運用違憲判決、合憲限定解釈、法令の厳格解釈による憲法判断回避などについて、裁判例を使って具体的に学ぶ。</p> <p>使用判例：恵庭事件判決、猿払事件判決、など</p> <p>【第2回小テスト】</p>
第12回	<p>司法権・違憲審査権【総合】</p> <p>第8～11回までの司法権・司法審査権であつかった諸問題を補完・総合する。</p>
第13回	<p>財政・地方自治〔17章〕</p> <p>ここでは、財政と地方自治の基本について概説した後、重要個別論点を検討する。例えば、公金支出制限と私学助成、国会の予算修正権、予算と法律の矛盾、地方の自主財政権、条例と法律の関係、などの個別論点を通じて基本構造の理解を補完する。使用判例：徳島市公安条例事件判決、など</p>
第14回	<p>国際社会と憲法〔4章〕、その他</p> <p>ここでは、国際法社会における日本国ないし日本国憲法の法的位置を学ぶ。まず、条約と憲法の優劣関係、国会の条約承認権について概説する。次に、9条を中心とする国防と国際平和に関する制度と理論を学ぶ。なお、第2回で扱う予定の天皇制についても、場合によってはこの回で取り扱うことがある。さらに、時間的余裕があれば、憲法保障〔18章1、3〕にも言及したい。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	憲法総合				
担当者名	大石 和彦、駒村 圭吾、小山 剛				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>憲法の基本的知識を修得していることを前提に、それを応用する力を涵養することを目的とする。応用力といった場合、①具体的・現実的な問題を解決するために憲法法理を応用する力（とりわけ中心となるのは、判例分析能力）、②抽象的な理論を組み立てたり、組み直したりすることによってより論理的・歴史的に整合した学説を構築する力、が考えられる。抽象度の高い憲法を現実生かすためには、上記2つの応用力全てを身につけなければならない。この科目では、判例や仮想的設問を素材に事例演習を中心しつつも、同時に、理論演習的な要素も意識しながら進めていくことにしたい。実際の授業では、それらが有機的に混在した形で展開されるであろう。</p> <p>このような多角的な指導によって、司法試験合格レベルの実力はもちろん、実務の現場にあっても憲法理論の含蓄を噛みしめることのできるような法曹を育成してゆきたい。到達目標をやや野心的にかかげれば、単なる訴訟実務家としての法曹ではなく、法の支配という壮大なプロジェクトの一翼を担うのに必要な憲法応用力を身につけてもらうことである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>この科目では、法学部レベルでの憲法科目（法学未修者にあつては、憲法Ⅰ・憲法Ⅱ）をきちんと身に付けていることが前提となる。それらの基本知識のいわば完成編に当たると考えていただきたい。今日、憲法学が対象とする法領域はますます拡大しており、憲法法理の応用力の練成といった場合も対象とすべき憲法現象は多岐にわたる。そこで、本科目では十分カバーしきれない領域については、情報法、司法制度論、立法政策学、などで補い、また特に理論的な問題に関しては、法哲学などで関連する学識を身につけてほしい。</p> <p>また、憲法の応用といった場合、行政法の知識は不可欠である。行政法科目は第4セメスター以降に配置されるため、本科目では行政法の知識を前提とすることが出来ない。もちろん、行政法、特に行政救済法・行政争訟法のごくごく基本的な事柄には本科目でも論及するが、本格的な学習は行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・行政事件訴訟実務で行うことになるであろう。行政法の知識が獲得できたら、憲法・行政法の本格的なコラボレーションは、最終セメスター配当の公法総合で修得してほしい。</p> <p>さらに人権事案を中心に、理論と実務双方の問題関心を学びたい諸君は、人権法務 WP を履修されたい。</p>
3. 授業の方法	<p>この科目は「事例演習」を基軸に構成される。</p> <p>まず、「事例演習」では、憲法の基本知識が身につけていることを前提に、判例や仮想的事例を素材に、憲法法理の実際の運用能力を修得することを目指す。基本的人権をめぐる事例探求が主となろうが、その際、憲法訴訟論や行政争訟救済法の基礎の学習も射程におく。判例や仮想的事例をひとつないしは複数、あらかじめ課題として与え、それを土台に、憲法的紛争の具体的解決を、問答形式で全員で解明していくことになる。</p> <p>なお、憲法上の重要論点のすべてを網羅することは事実上不可能である。担当者としては、限りある授業回数の中で、できるかぎり汎用性の高い論点を精選するように心がけるとともに、数をこなすのではなく、ひとつの事例を徹底的に探求することにより、堅固な応用力を涵養することを重視したい。</p> <p>なお、授業進行や授業内容は、各担当者によって異なる部分も出てくることをあらかじめご了解いただきたい。ただし、扱う判例のミニマムは事前に担当者間で統一してある。また、小テストや期末試験は担当者全員で共通した問題を作成・出題するので、授業内容がその実質において大きく異なることはない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>LS 憲法研究会編『プロセス演習憲法(第3版)』（信山社、2007年）を使用する。</p> <p>この演習書を主な教材に私用するが、そこに掲載されている判例のすべてを扱うわけではなく、また、掲載されていない判例を素材にすることもありうる。</p> <p>また、本書に掲載されている設問のすべてをこなすわけではなく、担当者が独自に作成した設問を使用する事もありうる。</p> <p>このシラバスは、三名の担当者間の共通シラバスであるが、個々の担当者が独自に敷衍したものを後日配布する予定である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>「事例演習1：イントロ、基本的人権の考え方」</p> <p>初回は、各担当者のイントロをかねる。</p> <p>担当者によっては、初回の授業内容について指示をだすこともあるので、TKCや掲示板に注意して</p>



	ほしい。  【おもな使用判例】未定（人権の主体・名宛人、権利の性質・限界、違憲審査基準などについて、導入的な演習を行う予定）
第2回	「事例演習2：精神的自由（1）信教の自由と政教分離」  【おもな使用判例】エホバの証人剣道受講拒否事件判決、津地鎮祭事件判決
第3回	「事例演習3：精神的自由（2）」  内容規制・内容中立規制、類型論、等の応用問題  【おもな使用判例】屋外広告条例事件判決、泉佐野市公民館事件判決
第4回	「事例演習4：精神的自由（3）」  検閲・事前抑制、アクセス権などの予定  【おもな使用判例】税関検査合憲判決、北方ジャーナル事件判決、サンケイ新聞意見広告事件判決
第5回	「事例演習5：財産権」  【おもな使用判例】森林法違憲判決
第6回	「事例演習6：職業の自由」  【おもな使用判例】薬事法違憲判決
第7回	「事例演習7：生存権、教育を受ける権利」  【おもな使用判例】堀木訴訟、旭川学力テスト事件判決
第8回	小テスト（予定）
第9回	「事例演習8：平等権の違憲審査基準」  【おもな使用判例】非嫡出子法定相続分差別事件判決
第10回	「事例演習9：私人間効力、団体と個人」  【おもな使用判例】南九州税理士会事件判決、三菱樹脂事件判決
第11回	「事例演習10：人権の主体」  【おもな使用判例】猿払事件判決、マクリーン事件判決
第12回	「事例演習11：政党と選挙制度」  【おもな使用判例】議員定数不均衡事件判決、八幡製鉄政治献金事件判決
第13回	「事例演習12：憲法訴訟（1）違憲国賠」  【おもな使用判例】在外日本人選挙権剥奪事件判決
第14回	「事例演習13：予備」  各担当者が使用判例あるいは論点を選択する。
第15回	試験

授業科目名	行政法Ⅰ				
担当者名	植村 栄治、橋本 博之、吉藤 正道、渡井 理佳子				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>2年次前期までに配当の「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎科目の修得を前提にして、いわゆる「行政法総論」の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>行政法総論の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題の検討を通じて具体的な問題解決の能力を養成し、最終学年の「行政法Ⅱ」及び「公法総合Ⅰ・Ⅱ」に備えるというのが、本科目の到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>行政法は行政法現象全般を考察の対象にするため、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」等の基礎的法律科目、各論としての「地方自治法」、「租税手続法」はいうに及ばず、「行政」が登場するかぎり「消費者法」、「社会保障法」、「労働法」、「経済法」、「環境法」、「情報法」等、あらゆる法律科目に関わる。本科目では、これら「行政」をめぐる法律関係の基礎理論を学ぶものである。なお本科目で扱う行政法総論は、「行政法Ⅱ」で取り上げる行政救済法と関連する場合もあるため、折にふれ両者を有機的に学習する。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討事例ないし練習問題を受講者に予告し、あわせて関連する教科書の範囲や文献等を示して下調べを求める。</p> <p>授業は講義と検討事例・練習問題等の組み合わせである。受講者にとって「行政法」は独習しにくい難解な科目とされる傾向にある。そこで毎時限、検討事例・練習問題の考察を通して行政法をめぐる具体的な争いの事案とその解決のための考え方を学ぶ。全体の時間数が限られているため、講義では、教材の中から要点を選んで重点的に説明し、残りは自主的な学習に委ねる。要点の理解度をチェックするため、なるべく頻繁に小テストを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書として、宇賀克也「行政法概説Ⅰ」【第2版】（有斐閣）を用いる。判例については、別冊ジュリストの行政判例百選(5版)Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）を使用する。その他の参考文献や関連資料は、適宜指示ないし配布する。六法はできるだけ大きいものを用いることが望ましいが、インターネット利用による条文収集を併用してもよい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>行政法の特徴・法源・効力（教科書の序章・第1章・第2章。1～23頁）</p> <p>行政法の特徴を見た後に、行政法の法源にどのようなものがあるかを学び、さらに行政法の時間的限界と地域的限界について検討する。</p> <p>検討事例：第50事件（行政判例百選[第5版]の事件番号。以下同じ）</p>
第2回	<p>法律による行政の原理、行政法の一般原則（第3章・第4章。24～56頁）</p> <p>法律による行政の原理とは何かを学ぶとともに、信義則・比例原則その他の行政法の一般原則を理解する。</p> <p>検討事例：第26事件</p>
第3回	<p>行政法と民事法、行政過程における私人（第5章・第6章。57～70頁）</p> <p>今日の公法と私法の関係をどう見るか、行政法上の私人の意思表示の瑕疵等をどう扱うか等について考察する。</p> <p>検討事例：第130事件</p>

第4回	行政活動の種類、規制行政の法的仕組み（第7章・第8章6まで。71～94頁） 行政活動の種類を分類した後、まず規制行政に関し、許可制・認可制・届出制やそれらにまつわる諸問題（行政行為の附款論等を含む）を学ぶ。 検討事例：第62事件
第5回	規制行政・給付行政・行政資源取得行政の仕組み（第8章7以降・第9章・第10章。95～120頁） 即時強制、給付行政の法的仕組み、行政による金銭や土地の取得の仕組み等について学ぶ。規制行政の手法との違いに注目する。 検討事例：第110事件
第6回	行政行為（第19章1から4まで。273～294頁） 行政行為の意義、分類、行政裁量、行政行為の瑕疵の分類等について学ぶ。行政行為の特質を理解するとともに、行政行為における行政裁量について学ぶ。 検討事例：第73事件
第7回	行政行為（第19章5以降。295～325頁） 行政行為の公定力を意味する取消訴訟の排他的管轄を理解し、瑕疵ある行政行為に関する理論等を学ぶ。 検討事例：第67事件
第8回	行政情報の収集、行政情報の公開（第12章3まで・第14章3(12)まで。131～150頁, 164～176頁） [第11章、第12章4以降、第13章はいずれも第13回へ] 行政情報の収集につき、申請・届出や行政調査の諸問題を学ぶ。 国の行政文書の公開の法制を学ぶ。 検討事例：第106事件
第9回	行政情報の公開、行政上の義務履行強制（第14章3(13)から・第15章。176～209頁） 国及び独立行政法人等・地方の情報公開の法制を学ぶ。行政的執行の仕組み、行政代執行、強制徴収、行政による民事執行等について学ぶ。民事執行と異なる行政的執行が認められる理由とその具体的な手法を理解する。 検討事例：第43事件
第10回	行政上の義務違反に対する制裁、行政計画(第16章・第18章。210～236頁, 260～272頁) 行政上の義務を履行しない者に対してどのような制裁がなされるかを学ぶ。行政罰、加算税、課徴金、授益的処分の撤回、行政サービスの拒否等の手段を幅広く取り上げて考察する。 行政計画が現実の行政において果たしている重要な役割を理解する。 検討事例：第117事件
第11回	行政基準・行政契約（第17章・第20章。237～259頁, 326～342頁） 法規命令と行政規則の法理を学び、委任立法の問題点を知る。行政契約とはどのようなものであって現実の行政でどのように使われているかを知る。 検討事例：第48事件
第12回	行政手続（第22章。361～398頁） 行政手続の重要性を認識し、わが国の行政手続法の内容を理解する。申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出、意見公募手続等に関する諸規定について学ぶ。 検討事例：126事件
第13回	[第11章、第13章は主として自習に委ねる。] 個人情報の保護・行政指導（第12章4以降、第21章。151～156頁, 343～360頁） [「誘導行政における主要な法的仕組み」、「行政情報の管理と行政的利用」については自習する。] 国の行政機関の保有する個人情報の保護の法制を学ぶ。行政指導がわが国の行政において果たす役割を理解し、その法的問題点を考察する。 検討事例：第100事件
第14回	行政手続に関するその他の問題（第23章。399～409頁） 行政審判手続・諮問手続・住民参加・行政手続の瑕疵等について学ぶ。 検討事例：122事件
第15回	試験

授業科目名	行政法Ⅱ				
担当者名	植村 栄治、橋本 博之、渡井 理佳子				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>主要法律科目及び「行政法Ⅰ」修得を前提にして、「行政救済法」の主要な論点を学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>民事救済との異同という問題意識を持ちつつ、行政救済法の主要な論点について、その理論的背景、理論の有効性・妥当性を修得し、かつ事例問題への問題発見・解決能力を養成し、平行して履修する公法総合Ⅰと合わせて、行政法全般の実力を養成するのが、本科目の到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>基礎理論である「行政法Ⅰ」との有機関係はいうに及ばず、民事的救済システムとの比較検討が学習上必須である。「民法Ⅰ～Ⅴ」（ことに不法行為法）と憲法が損害賠償（国家賠償）及び損失補償の学習上、「民事手続法」が行政訴訟の学習上、必要かつ不可欠の深い関係を有する。なお訴訟についてより重点的に学習する「行政事件訴訟実務」も別途開講される。行政法Ⅱで履修した事項は直ちに公法総合Ⅰでも使用される。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討事例ないし練習問題を受講者に予告し、あわせて関連する教科書の範囲や文献等を示して下調べを求める。</p> <p>授業は講義と検討事例・練習問題等の組み合わせである。行政法Ⅱで扱う「行政救済法」の内容は、行政法の中でも比較的明確で分かりやすい。毎時限、検討事例の考察を通して行政法をめぐる具体的な争いの事案とその解決のための考え方を学ぶ。全体の時間数が限られているため、講義では、教材の中から要点を選んで重点的に説明し、残りは自主的な学習に委ねる。要点の理解度をチェックするため、なるべく頻繁に小テストを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>行政法概説Ⅱ[行政救済法](有斐閣)を教科書として用いる。判例については、別冊ジュリストの行政判例百選（第5版）Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）を使用する。その他の参考文献や関連資料は、適宜指示ないし配布する。六法はできるだけ大きいものを用いることが望ましいが、インターネット利用による条文収集を併用してもよい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>（頁数は教科書の頁を示す。以下同じ）</p> <p>序論・序章・第1章・第2章。1～36頁。</p> <p>行政救済法の体系、行政争訟法の基礎、行政上の不服申立て総説、不服申立ての種類。</p> <p>行政救済法及び行政争訟法の基礎を理解し、行政上の不服申立制度の存在意義を知り、異議申立て・審査請求・再審査請求の3種類の相違を学ぶ。</p> <p>検討事例：第157事件(行政判例百選第5版。以下同じ)</p>
第2回	<p>第7章・第8章・第9章2まで。102～139頁。</p> <p>行政訴訟の種類と実態、取消訴訟の基本的性格、取消訴訟の訴訟要件。</p> <p>行政事件訴訟の4類型を知り、その中で最も重要な取消訴訟についてその性質・訴訟物・機能、主体等について学ぶとともに、原処分主義・裁決主義、管轄、出訴期間、被告適格、教示等について理解する。</p> <p>検討事例：第137事件</p>
第3回	<p>第6章・第9章3(1)。85～101頁、140～163頁。</p> <p>行政訴訟総説。取消訴訟の対象（処分性）。</p> <p>行政訴訟の特色・行政訴訟法制の沿革・司法審査の対象、取消訴訟の対象（処分性）。</p> <p>検討事例：第156事件</p>
第4回	<p>第3章・第9章3(2)(3)。37～45頁、163～187頁。</p> <p>不服申立ての要件、取消訴訟の原告適格、取消訴訟の（狭義の）訴えの利益。</p> <p>不服申立てにつきその対象、行いうる者、申立て期間、申立ての利益を理解し、取消訴訟につきその原告適格及び狭義の訴えの利益を学ぶ。</p> <p>検討事例：第177事件</p>

第5回	第12章・第13章。246～280頁。 取消訴訟における仮の救済（執行停止）、無効等確認訴訟。 執行不停止原則を知り、執行停止の申立て・決定・取消し、内閣総理大臣の異議について学び、無効等確認訴訟の要件・審理・終了及び「現在の法律関係に関する訴え」を理解する。 検討事例：第184事件
第6回	第14章・第15章・第16章。281～314頁。 不作為の違法確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟。 不作為の違法確認訴訟の原告適格や「相当の期間」について学び、義務付け訴訟の意義・要件・審理・仮の義務付けを理解し、差止訴訟の要件・審理・仮の差止め等について理解する。 検討事例：第166事件
第7回	第17章・第18章。315～343頁。 当事者訴訟、民衆訴訟・機関訴訟。 当事者訴訟に関する規定を学び、形式的当事者訴訟と実質的当事者訴訟の差異を理解し、民衆訴訟と機関訴訟の具体例やそれらの問題について学ぶ。住民訴訟についても理解を深める。 検討事例：第209事件
第8回	第19章・第20章・第21章。345～386頁。 国家補償の意義と機能、国家賠償総説、公権力の行使に関する国家賠償。 国家補償の意義と機能を知り、国家賠償法制の歴史を理解し、国家賠償法1条により国又は公共団体が賠償責任を負うための要件を学ぶ。 検討事例：第230事件
第9回	第22章・第23章。387～418頁。 公の営造物の設置管理の瑕疵に関する国家賠償、国家賠償法のその他の問題。 国家賠償法2条の沿革・機能、公の営造物の概念、設置又は管理の瑕疵の概念、国家賠償法3条～6条の解釈、安全配慮義務の法理について学ぶ。 検討事例：第235事件
第10回	第4章・第5章1。46～77頁。 不服申立ての審理手続、特殊な不服申立て。 不服申立ての手続の開始、代理・参加・補正等について学び、書面審理中心主義や職権主義的色彩について理解し、教示を知り、行政不服審査法の特例を見る。 検討事例：第145事件
第11回	第5章2・第10章9(2)1。77～84頁、188～217頁3行目。 特殊な不服申立て、取消訴訟の審理。 他の法令による不服申立てを知り、取消訴訟における当事者主義と職権主義、訴えの移送・併合、訴えの変更、訴訟参加、審査の範囲を理解し、主張責任・立証責任、文書提出義務、主張制限等について学ぶ。 検討事例：第170事件
第12回	第10章9(2)2以降、第11章。217～245頁。 取消訴訟の審理、取消訴訟の終了。 理由の追加・差替えの可否、違法判断の基準時について学び、取消訴訟の判決の種類、判決の方式、形成力・既判力・拘束力等について理解し、費用・上訴・再審について知る。 検討事例：第194事件
第13回	第24章。419～452頁。 損失補償。 損失補償の意義・沿革を知り、実定法上の根拠について学び、損失補償の要否・内容・時期を理解する。 検討事例：第252事件
第14回	第25章。453～461頁。 国家補償の谷間。 国家賠償でも損失補償でも救済されない谷間が存在することを理解し、解釈論による対応としてどのようなものがあるか、立法論としてどのようなものがあるかを学ぶ。 検討事例：第244事件
第15回	試験

授業科目名	公法総合 I				
担当者名	植村 栄治、橋本博之				
単位数	1	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	行政法Ⅱと並行しながら行政法の総合的学習を行う。隔週の授業で事例問題を主に扱いつつ、行政法総論及び行政救済法の理解を深める。行政法Ⅱの進捗を勘案しつつ行政上の不服申立て、行政事件訴訟あるいは国家賠償等の問題も扱う。夏休み前に行政法全般の必要な知識と理解が一通り身に付くことを目標とする。
2. 関連する科目との関係	憲法（特に統治機構）の知識は、当然、前提とされる。また、民法（特に総則）の知識も重要である。行政訴訟の個所では民事訴訟法との関係が深いので、民事訴訟法及び民事保全法の知識が要求される。 行政法Ⅱとの関連が最大の問題であるが、行政法Ⅱで習ったことは直ちに公法総合 I でも使われると考えるとほしい。授業の都合によっては、公法総合 I で先に説明する事項もあるかも知れないが、両者の関連には十分配慮する（公法総合 I の担当者はいずれも行政法Ⅱも担当している）。 行政法の扱う法律は多岐にわたるので、租税法、環境法、経済法、知的財産法、地方自治法、社会保障法、政府規制産業法、エネルギー法等との関連も深い。また、「行政訴訟実務」も「公法総合 I・Ⅱ」と内容的に重なる部分が多い。
3. 授業の方法	毎回、assignment として検討課題（事例）を事前に受講者に配布し、あわせて関連する参照資料等を示して、十分な下調べを求める。 授業はいわゆるソクラティック・メソッドを取り入れた事例演習である。 演習事例は、行政Ⅱの進捗に配慮しつつ、行政法Ⅰで学んだ行政法総論分野の諸問題や、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法等の行政救済法分野の諸問題をも素材として作成する。 事例は、判例から取ったものも含めて、なるべく重要かつ実際の論点の多いものにする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	行政法Ⅰ及び行政法Ⅱで使用した文献・教材を用いるほか、必要な文献は適宜指示し、又は配布する。判例教材として、行政判例百選Ⅰ・Ⅱのほか、地方自治判例百選【第三版】や毎年度の「ジュリスト重要判例解説」等を参照する予定。
6. 授業内容（細目）	授業は原則として隔週で行い、各クラスのスケジュールは以下の予定。 A組：4/27(金)、5/11(金)、5/25(金)、6/1(金)、6/15(金)、6/29(金)、7/13(金) B組：4/13(金)、4/27(金)、5/18(金)、6/1(金)、6/15(金)、6/29(金)、7/13(金) C組：4/20(金)、5/11(金)、5/25(金)、6/8(金)、6/22(金)、7/6(金)、7/18(水) D組：4/13(金)、4/27(金)、5/18(金)、6/1(金)、6/15(金)、6/29(金)、7/13(金) E組：4/27(金)、5/11(金)、5/25(金)、6/1(金)、6/15(金)、6/29(金)、7/13(金) F組：4/20(金)、5/11(金)、5/25(金)、6/8(金)、6/22(金)、7/6(金)、7/18(水)
第1回	行政法総論をめぐる諸問題(1) 行政行為論・行政手続・行政指導その他行政法Ⅰの範囲の諸問題（条例に関するものを含む）を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参照文献を指定する。
第2回	行政法総論をめぐる諸問題(2) 行政行為論・行政手続・行政指導その他行政法Ⅰの範囲の諸問題（条例に関するものを含む）を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参照文献を指定する。

第3回	行政上の不服申立てをめぐる諸問題 異議申立てや審査請求などの行政上の不服申立てに関する諸問題を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第4回	行政上の法律関係と訴訟をめぐる諸問題 行政法総論、行政上の不服申立て及び民事訴訟の知識を前提に、行政の活動に関する訴訟の諸問題を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第5回	行政事件訴訟をめぐる諸問題(1) 取消訴訟に関する諸問題を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第6回	行政事件訴訟をめぐる諸問題(2) 取消訴訟及びその他の行政事件訴訟に関する諸問題を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第7回	国家賠償・損失補償をめぐる諸問題(3) 国家賠償法1条、2条、3条以下及び各種の損失補償に関する諸問題を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	公法総合Ⅱ				
担当者名	植村 栄治、橋本 博之、渡井 理佳子				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	公法総合Ⅰに引き続き、行政法の総合的学習を行う。隔週の授業で事例問題を主に扱いつつ、行政法総論及び行政救済法についての理解を深める。最終的には、行政法各論の分野で頻出するテーマを含めて行政法全体についての必要かつ十分な知識と理解の獲得を目指す。
2. 関連する科目との関係	憲法（特に統治機構）の知識は、当然、前提とされる。また、民法（特に総則）の知識も重要である。行政訴訟の個所では民事訴訟法との関係が深いので、民事訴訟法及び民事保全法の知識が要求される。 行政法Ⅰと行政法Ⅱの知識は当然の前提となる。公法総合Ⅰで履修した事項も同様である。行政法の扱う法律は多岐にわたるので、租税法、環境法、経済法、知的財産法、地方自治法、社会保障法、政府規制産業法、エネルギー法等との関連も深い。また、「行政訴訟実務」も内容的には重なる部分が多い。
3. 授業の方法	毎回、assignment として検討課題（事例）を事前に受講者に配布し、あわせて関連する参照資料等を示して、十分な下調べを求める。 授業はいわゆるソクラティック・メソッドを取り入れた事例演習である。 演習事例は、行政法全般の範囲から重要なテーマを選んで作成する。事例は、判例から取ったものも含めて、なるべく重要かつ実際の論点の多いものにする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	行政法Ⅰ及び行政法Ⅱで使用した文献・教材を用いるほか、必要な文献は適宜指示し、又は配布する。判例教材として、行政判例百選Ⅰ・Ⅱのほか、地方自治判例百選【第三版】や毎年度の「ジュリスト重要判例解説」等を参照する予定。
6. 授業内容（細目）	授業は原則として隔週で行い、各クラスのスケジュールは以下の予定。 （最終的な日程は授業中に指示します） A組：9/25(火)、10/9(火)、10/23(火)、11/6(火)、11/20(火)、12/4(火)、12/18(火) B組：9/25(火)、10/9(火)、10/23(火)、11/6(火)、11/20(火)、12/4(火)、12/18(火) C組：9/27(木)、10/11(木)、10/25(木)、11/8(木)、11/29(木)、12/13(木)、1/17(木) D組：10/2(火)、10/16(火)、10/30(火)、11/13(火)、11/27(火)、12/11(火)、1/8(火) E組：10/2(火)、10/16(火)、10/30(火)、11/13(火)、11/27(火)、12/11(火)、1/8(火) F組：10/4(木)、10/18(木)、11/1(木)、11/15(木)、12/6(木)、12/20(木)、1/22(火)
第1回	営業規制と争訟。 営業活動を規制する種々の法令に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第2回	建築・土地利用・都市計画等と争訟 建築・土地利用や都市計画等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。
第3回	給付行政と争訟 医療・年金・教育等に関する裁判例(処分性・原告適格等の問題を含む)を検討する。 検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。



第4回	<p>争訟手続に関する諸問題  行政上の不服申立てや行政事件訴訟（住民訴訟を含む）に関する裁判例を検討する。  検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。</p>
第5回	<p>国家補償の諸問題  国家賠償法1条・2条又は損失補償に関する諸問題を裁判例を中心に検討する。  検討事例：資料を配布し又は参考文献を指定する。</p>
第6回	<p>総合事例問題(1)  行政法上の諸論点を含むやや複雑な事例を検討する。  検討事例：資料を配布する予定。</p>
第7回	<p>総合事例問題(2)  行政法上の諸論点を含むやや複雑な事例を検討する。  検討事例：資料を配布する予定。</p>
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	民法 I				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民法総則の部分扱う
2. 関連する科目との関係	他の民法の必修科目
3. 授業の方法	予習は要求しない。授業で学んだことを中心にして、復習に専念してほしい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	参考書として、大村・基本民法 I、内田・民法 I。 担当者は、教科書を出版する予定なので、そのプリントを配布して講義をすることもありうる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	民法と民法総則 法律行為と意思表示と法律要件 権利義務関係・法律関係 私権の主体 自然人概念・法人概念 権利能力 意思能力・行為能力 意思表示 構造・解釈 効果 「意志の欠缺」と「瑕疵ある意思表示」 効力
第 2 回	心裡留保 意義 効果 適用範囲 虚偽表示 意義 効力 心裡留保と虚偽表示の違い 「第三者」の定義 保護されるべき第三者 虚偽表示の撤回 錯誤 定義

	<p>「動機の錯誤」と「表示の錯誤」の違い</p> <p>法的効果</p> <p>種類</p> <p>動機の錯誤</p> <p>表示の錯誤</p> <p>錯誤における意思表示の効力</p> <p>錯誤無効の要件</p> <p>主張</p> <p>他の制度と関係</p> <p>適用範囲</p> <p>錯誤無効の責任</p>
第3回	<p>詐欺による意思表示</p> <p>欺罔行為の定義</p> <p>欺罔行為の違法性</p> <p>効果</p> <p>取消との関係</p> <p>第三者の詐欺</p> <p>代理人による詐欺</p> <p>善意の第三者との関係</p> <p>詐欺取消 第三者保護</p> <p>詐欺取消と第三者出現の時期</p> <p>他の制度との関係</p> <p>強迫による意思表示</p> <p>意義</p> <p>要件</p> <p>因果関係</p> <p>効果</p> <p>詐欺と強迫の違い</p> <p>善意の第三者に対する保護</p> <p>今後の展望・課題</p> <p>意思表示の効力発生時期</p> <p>到達主義</p> <p>到達主義適用要件</p> <p>受領能力</p> <p>到達主義の結果</p> <p>公示による意思表示</p>
第4回	<p>法律行為の有効要件</p> <p>成立要件と有効要件</p> <p>効果帰属要件と効力発生要件</p> <p>内容に関する有効要件</p> <p>内容の確実性</p> <p>内容の実現性</p> <p>内容に関する有効要件の続き</p> <p>内容の適法性</p> <p>強行法規と任意法規の定義</p> <p>内容の社会的妥当性</p> <p>公序良俗による規制</p> <p>公序良俗違反行為の要件と類型</p> <p>動機の違法</p> <p>公序良俗の判定時期</p> <p>公序良俗違反の効果</p> <p>他の制度との関係</p> <p>不法原因給付との関係</p>
第5回	<p>無効・取消</p> <p>無効・取消となる場面</p> <p>無効と取消の共通点・相違点</p> <p>無効</p> <p>無効行為の効果</p> <p>一部無効</p> <p>無効行為の転換</p> <p>無効行為の追認</p> <p>119条の追認の意義</p> <p>追認の要件</p> <p>取消</p>

	<p>意義          取消権者          制限能力者の場合          取消・追認の方法          基本的な効果          返還義務の範囲について          取消しうべき行為の有効効果          取消しうべき行為の定義          追認と取消権の時効消滅            追認の要件            追認の効果            法定追認          取消権の発生時期          取消権の消滅時効          不当利得返還請求権の消滅時効</p>
第6回	<p>代理          意義          存在理由          法的効果          代理権          代理権授与行為の定義            性質            認定            効力          代理と類似する制度          代理人の義務          代理権の範囲・対外的権限          代理権の制限          代理権の消滅          代理権の消滅事由          代理行為            意義            成立要件            有効要件            効果</p>
第7回	<p>無権代理            定義            追認の方法            追認の効果          無権代理行為の追認の効果            本人の追認拒絶          相手方の催告権・取消権          単独行為の無権代理          無権代理人の責任            責任の内容          無権代理人の地位と本人の地位の同一人への帰属            類型          表見代理            意義            要件            類型            権限踰越による表見代理            代理権消滅後の表見代理</p>
第8回	<p>条件・期限          条件            定義・意義            条件に親しまない行為            身分行為と単独行為            条件付の法律行為の効力            期限            定義            期限に親しまない行為            期限付き法律行為の効力</p>

	期限到来の効果 期限の利益  期間 定義 期間の計算方法
第9回	時効 制度趣旨 取得時効 種類 取得時効の認められる権利 要件 時効期間 時効と登記 取得時効の効果 所有権取得の時期
第10回	時効の中断 意義 効力 範囲 効果 時効の援用 位置付けと諸学説 援用権者 方法 効果の及ぶ範囲 時効利益の放棄 意義 方法 信義則による時効援用の制限 時効と契約
第11回	民法の基本原理 私権の行使に関する一般原則 自然人 制限能力者制度
第12回	成年後見制度 住所 不在者 失踪宣言
第13回	法人 法人および機関の不法行為 法人の不法行為責任 機関個人の不法行為責任 権利能力なき社団と財団 私権の客体 動産と不動産 主物と従物 元物と果実
第14回	予備日
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅱ				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、法学未修者を対象に、物権法（担保物権を除く）の基礎知識と基本理論を習得することを目的とする。加えて、物権の移転と対比して債権・債務の移転、用益物権と対比して賃借権などについても扱う。具体的には、(1)民法上の権利の種類を確認し、その中で物権がもつ特色について、これと対照的な権利である債権と比較しながら整理する。これを踏まえ、(2)物権の客体、(3)物権の変動、(4)物権の効果という順に理解を進める。(5)また、物権の効果と比較しながら賃借権（民法典上は債権の1種とされている）の機能や効果を分析する（なお、物権の残りの部分である担保物権は、民法Vで扱われる）。さらに、(6)物権の変動と対比しながら、債権譲渡・債務の移転の仕組みについても理解を深める。なお、(7)不当利得（民法典上は債権発生原因の1種とされている）についても、物権法と同じ財貨帰属秩序という観点から、必要に応じて検討を加える。</p> <p>本授業の到達目標は、最も基本的な権利である所有権を題材にして、権利の移転や利用、権利侵害に対する法的救済手段につき、実定法の構造を踏まえ、主要な裁判例および学説を整理することを通じて、基本的な知識と思考方法を着実に身につけることにある。それにより、民法のその他の基本科目の理解を促し、かつ2年次の民法総合Ⅰ・Ⅱにおける事例問題の分析と解決のために必要な知識を習得することを目指している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法Ⅱは、民法Ⅰで扱われる法律行為、時効などの関連問題、応用問題を含む。また、民法Ⅱで扱う問題のうち、物権の変動は、民法Ⅲで解説される債権契約（物権変動の原因となる）、民法Ⅵで解説される遺言・相続による権利移転（物権変動の一態様ともいえる）と密接に関係する。さらに、物権の侵害に対する法的救済手段は、民法Ⅳで扱われる損害賠償請求、その他の債権法上の民事責任の追及手段と車の両輪を構成する。したがって、これらの関連問題が出てくる度に、たえず相互リファレンスを繰り返しながら学習を進めることが、民法の体系的な理解に通じる。</p> <p>なお、担保物権（物的担保）は、人的担保を含め、民法Ⅴ（担保法）で取り扱われる。</p>
3. 授業の方法	<p>本授業では、法原則や法規に関する体系的知識に基づいて演繹的に思考する方法と、法原則や法規の意味を具体的事例に引き直したり、個別の判例分析から出発してその解釈を一般論に結びつける帰納的思考方法の双方をバランスよく習得することを目指している。したがって、(1)受講生に対しては、事前に、各回の授業のテーマ、テキストの該当頁、関連裁判例、および予め調べて授業に臨むべき具体的な問題点を提示する。(2)授業では、担当者が制度の概要について事例を図示しながら解説したうえで、各々の問題点について複数の受講生に質問し、その解答に対して議論をしたうえで、総括を行う。(3)授業の区切りに応じ、具体的事例を用いた小テストを行い、基礎的知識の理解の正確さを確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストとして、松尾弘＝古積健三郎『物権法』（弘文堂）を用い、これをペースメーカーとして各回の該当頁を割り振り、それに従って進める（該当頁については、後掲「授業内容」参照）。</p> <p>また、テキストのカバー範囲を超える領域（賃借権、債権譲渡、不当利得など）を補う等の目的で、内田貴『民法Ⅱ』・『民法Ⅲ（第3版）』（東京大学出版会）、松尾弘『民法の体系（第4版）』（慶應義塾大学出版会）、松尾弘＝松井和彦＝古積健三郎＝原田昌和『債権総論』（法律文化社）などにも適宜言及するが、これらについては授業の際に紹介する。</p> <p>判例集として、内田貴ほか『民法判例集 総則・物権』、瀬川信久ほか『民法判例集 担保物権・債権総論』、同『民法判例集 債権各論（第2版）』（有斐閣）、星野英一＝平井宜雄＝能見善久『民法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）などを用いるが、これらについても授業の際に紹介する。</p> <p>そのほか、関連する法令、裁判例、参考文献等については、随時紹介し、利用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>物権の機能と基本的性質（その1）【テキスト3-11頁】</p> <p>物権の機能と基本的性質につき、具体的事例も交えながら、正確に理解する。とくに物権の定義、支配権性、排他性、優先的効力を中心に検討する。</p>
第2回	<p>物権の基本的性質（その2）、物権法定主義、物権と債権との相違・相互関係【テキスト12-24頁】</p> <p>物権の基本的性質のうち、物権の客体の外界物性、有体物性、特定性・単一性・独立性、私的支配可能性を確認する。ついで、物権の種類・内容は法律で定められるべきとする物権法定主義の根拠とその例外を検討する。そして、以上の総括として、物権と債権との相違および相互関係を整理する。</p>

第3回	<p>物権の一般的効力【テキスト 24-40 頁】</p> <p>所有権が侵害された場合の所有権に基づく請求権を題材にして、物権が侵害された場合の救済手段としての物権的請求権の要件・効果を分析する。とりわけ、所有権に基づく請求権と契約上の請求権との関係、ある物の所有権に基づく請求権と別の物の所有権に基づく請求権とが競合するかにみえる場合の問題処理の方法や費用負担の方法、土地所有権に基づく建物取去・土地明渡請求の相手方などにつき、主要な裁判例と学説を整理しながら検討する。</p>
第4回	<p>物権変動の基本原則と不動産物権変動（その1）【テキスト 40-62 頁】</p> <p>まず、物権変動の全体像を理解するために、所有権の原始取得と承継取得、所有権の取得・移転以外の物権の設定、移転、消滅について解説する。</p> <p>ついで、所有権の承継取得のうち、意思に基づく所有権移転の基本原則である意思主義の意義、物権を移転するための独自の法律行為の必要性やその原因となる売買、その他の債権契約との関係、物権変動（所有権移転）の時期などについて、日本民法の構造に即して明らかにする。</p> <p>これらを踏まえ、不動産物権変動について、不動産所有権の譲渡を中心にして検討する。まず、不動産物権変動を第三者に対抗するために必要とされる登記について、不動産登記の意義、効力、手続を理解する。また、登記のコンピュータ化の現状や、オンライン申請に向けた不動産登記法の改正についても確認する。</p>
第5回	<p>不動産物権変動（その2）【テキスト 62-87 頁】</p> <p>不動産物権変動について、登記がなければ第三者に対抗できない物権変動の範囲につき、契約、遺言（遺贈、「相続させる」旨の遺言、その他）、法定相続、遺産分割、時効取得、相続放棄の各々の場合を比較し、裁判例および学説の対立と、その根拠についての確に理解する。また、登記がなくとも第三者に対抗することが認められているその他の物権および物権変動についても検討し、この問題についての総合的な理解を深める。</p>
第6回	<p>不動産物権変動（その3）【テキスト 87-94 頁】</p> <p>不動産物権変動について、登記がなければ対抗できない第三者の（客観的）範囲につき、物権取得者、賃借人、差押債権者、仮差押債権者、破産債権者、配当加入申立債権者、特定物債権者、一般債権者などの類型を検討する。</p> <p>また、第三者の主観的要件につき、判例理論（背信的悪意者排除論）と悪意（・有過失）者排除論との対立についても検討する。</p> <p>さらに、不動産物権変動に関する登記以外の対抗要件、および登記の公信力についても、簡潔に整理する。</p>
第7回	<p>動産所有権譲渡と即時取得、物権に共通の消滅原因【テキスト 94-111 頁】</p> <p>動産物権変動の対抗要件としての引渡の意義について確認する。ついで、無権利者からの即時取得の要件としての引渡について分析し、占有改定による即時取得の可能性を検討する。さらに、盗品・遺失物に対する即時取得の例外につき、占有回復可能期間中の所有権の帰属や、公の市場で取得した場合の代価賠償請求権と目的物の使用利益の返還義務との関係を検討する。</p> <p>また、物権に共通の消滅原因として、物権の放棄、混同等について検討する。</p>
第8回	<p>債権譲渡の要件と効果【松尾ほか 205-245 頁、内田・Ⅲ201-245、松尾・体系 482-497 頁】</p> <p>不動産所有権および動産所有権譲渡の仕組みとの対比において、債権譲渡の仕組みについて理解を深める。まず、債権の譲渡性について、譲渡禁止特約の効力との関係から確認する。ついで、指名債権の譲渡について、その要件と効果を、不動産や動産の場合と対比しながら検討する。さらに、証券的債権の譲渡や、債務引受についても、制度の仕組みを理解する。最後に、個々の債権・債務ではなく、契約上の地位そのものの譲渡（移転）について、その要件と効果を検討する。</p>
第9回	<p>占有権の意義と効力【テキスト 112-135 頁】</p> <p>所有権、用益物権などの本件と異なり、仮の権利とも言われる占有権の意義と効力について検討する。まず、占有の態様や占有の承継をめぐる関連法規も確認し、占有権の概念を正確に理解する。ついで、占有侵害に対する占有権の効力につき、物権的請求権と対比しながら整理する。そして、自力救済の許容範囲や占有の交互侵奪の場合の問題処理の方法について考察し、占有権の存在意義について理解を深める。</p>
第10回	<p>所有権の意義・内容、土地所有権の効力と相隣関係、所有権の原始取得（その1）【テキスト 135-162 頁】</p> <p>所有権とは何か、その意義と公共の福祉に基づく制約を踏まえ、その内容を確認する。また、土地所有権の効力に関する特別規定につき、相隣関係法規を中心にして検討する。中でも、隣地通行の法的根拠や通行の方法、袋地の所有権を取得した者は圍繞地の所有者に対して袋地所有権の登記なしに圍繞地通行権を主張しうるか、袋地所有者は圍繞地通行権を圍繞地の特定承継人にも主張しうるか、相隣関係法規と建築基準法などの行政的規制とが抵触する場合に両者の関係はどうなるかなどの問題につき、裁判例や学説を踏まえて考察する。</p> <p>つぎに、所有権の原始取得の方法について、無主物先占、遺失物拾得、埋蔵物発見について検討する。</p>
第11回	<p>所有権の原始取得（2）、共有、建物区分所有【テキスト 162-180 頁】</p> <p>所有権の原始取得のうち、添付と呼ばれる形態（附合、混和、加工）につき、とくに問題になる点に重点を置いて検討する。</p> <p>つぎに、共同所有の形態につき、共有と建物区分所有を中心に検討する。まず、共有物に対する共有者の使用権、変更権、その他の管理権、持分の処分権、持分権に基づく分割請求につき、関連法規</p>

	<p>を正確に理解し、判例法理の動向を確認する。ついで、これらの点も踏まえ、共同所有の諸形態における共有の特色につき、とりわけ共有者に対する団体的拘束という観点から、理解を深める。</p> <p>さらに、共有の法律関係の応用問題として、建物区分所有の法律関係や区分所有権の効力について考察する。まず、専有部分、共用部分および敷地利用権の関係を理解する。ついで、区分所有建物に関する使用、変更、その他の管理、権利の処分につき、共有の場合の原則がどのように変更されているか、という観点から理解を深める。その際には、区分所有建物の修繕や建替えに関する最近の法改正についても確認する。</p>
第12回	<p><b>用益物権【テキスト 181-204 頁】</b></p> <p>まず、地上権および永小作権の設定、移転および効力について検討する。とりわけ、土地の使用・収益権の内容、存続期間の保障、権利の譲渡性などの点につき、地上権と永小作権とを比較し、その物権性の相違を確認する。ついで、これらの権利の現代的意義につき、例えば、区分地上権などの活用方法やその問題点をとり上げ、大深度地下利用に関する法規との関係も踏まえて考察する。</p> <p>つぎに、地役権の設定、移転ならびに効力について検討する。とくに、地役権の具体的な活用方法、登記の方法と登記事項の範囲、要役地所有者は承役地所有者に未登記地役権を対抗しうるかなどの問題につき、地役権の特殊性も考慮に入れながら確認する。</p> <p>さらに、入会権の法的構造につき、入会団体と個々の入会権者との関係、入会権の行使方法、第三者に対する関係、入会権の今日的機能などについて検討する。</p>
第13回	<p><b>賃貸借の意義と賃貸借契約の成立・効果・終了【内田・II 163-235 頁、松尾・体系 328-349 頁】</b></p> <p>用益物権との対比において、賃貸借の意義と機能を確認したうえで、賃貸借契約の成立について検討を加える。とりわけ、賃貸借に関しては、借地借家法、農地法、その他の特別法が制定され、現実の賃貸借関係にも広範に適用されている。したがって、民法上の賃借権に関する基本原則が、これらの特別法によってどのように修正されているかという観点から、賃貸借の成立や存続期間をめぐる法的規制についての理解を進める。また、賃貸借契約の締結に際して授受される敷金や権利金の法的性質についても確認する。</p> <p>つぎに、賃貸借契約の成立により、貸借人および賃借人はどのような権利・義務を負うかを検討する。また、賃借権の譲渡や賃借物の転貸をめぐる関連法規と判例・学説、不動産賃借権の第三者対抗力をはじめとする、賃借権の対外的効果についても併せて確認する。最後に、賃貸借の終了原因と終了時における様々な権利・義務関係の処理方法を理解する。</p>
第14回	<p><b>不当利得の意義と要件【内田・II 519-572 頁、松尾・体系 376-387 頁】</b></p> <p>民法典上は契約、事務管理、不法行為と並ぶ債権の発生原因の1つとされながら、その機能や位置づけの多様性から、「財産法のごみ処理場」とも言われる不当利得法について、その存在意義や機能を再確認し、理論的な整理を試みる。そのために、様々な種類の不当利得を類型化し、まずはその全体像を概観する。</p> <p>つぎに、不当利得の要件・効果につき、不当利得の類型に従って検討する。とりわけ、民法II（財産法）では、侵害利得の類型に重点を置き、不当利得の返還義務の内容を、個々の事例を用いながら、具体的に分析する。</p>
第15回	<p><b>試験</b></p> <p>複数の制度に跨る総合的な事例問題を出题し、これまでの授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、応用的な思考能力の定着度について確認する。</p>



授業科目名	民法Ⅲ				
担当者名	平野 裕之				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	未修学生に、契約法・債務不履行法の基礎的な理解をさせると同時に、より深い応用的思考力を身につけられるような能力もある程度は涵養できるようにしたい。
2. 関連する科目との関係	他の民法の科目と並行的に勉強を進める必要がある。事前に民法全体についての勉強をしておいてもらいたい。
3. 授業の方法	基本的には、テキストに従った講義を行い、学生からの質問を適時受ける形で、双方向の授業をしたい。また、たまには、学生に私のほうから質問をする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	平野著『契約法』（信山社 2007年）、同『債権総論』（信山社 2005年）を用いる。詳細なテキストなので、授業では、ポイントを話し、より進んだ勉強をしたい者は教科書の細かい部分まで読んでいただければ幸いである。
6. 授業内容（細目）	
第1回	契約総論、契約の成立、懸賞広告
第2回	同時履行の抗弁権、危険負担、
第3回	契約解除
第4回	贈与
第5回	売買契約(前半)
第6回	売買契約(後半)

第7回	消費貸借、使用貸借
第8回	賃貸借(前半)
第9回	賃貸借(後半)
第10回	請負、委任
第11回	寄託、組合、和解
第12回	履行の強制、債務不履行による損害賠償の要件論(前半)
第13回	債務不履行による損害賠償の要件論(後半)
第14回	損害賠償の範囲、調整
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅳ				
担当者名	北居 功				
単位数	1	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者を対象として、民事責任法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まずイントロダクションとして、不法行為法の意義と機能を説明した後で、一般不法行為の要件、効果、そして特殊不法行為の検討へと移っていく。本授業の到達目標は、民事責任法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、本授業の修得によって、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。
2. 関連する科目との関係	法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅴ（担保法）」、「民法Ⅵ（家族法）」があり、相互に密接に関連している。これらの基礎的科目を修得することにより、2年次配当の「民法総合Ⅰ・Ⅱ」でのより高度な学習が可能となる。さらに、民事責任法は、民法以外の法分野の基礎をなす科目であり、「知的財産法」などへの接続科目としての役割も期待される。また、刑事法との対比において、民事責任の特質と意義についても、意識する必要がある。
3. 授業の方法	講義形式を主体にして行うが、できる限り、判例や演習問題をめぐる質疑応答を通じて、対話形式の授業も意識する。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる判例検討によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に教科書を指定することせず、毎回配布するレジュメに沿って授業を進める。学生は、各自が持っている教科書を予習・復習で活用し、主体的に学習することを心がけて欲しい。なお、以下のシラバスには、あくまでも便宜のため、内田貴『民法Ⅱ』（東京大学出版会・平成9年）の該当頁を掲げておく。これはあくまでも便宜のためであり、当該教科書を推奨するなどの意味はない。
6. 授業内容（細目）	
第1回	【テーマ】不法行為の意義と機能・帰責性要件 イントロダクションとして、不法行為制度の全般的な概観とその意義、とりわけ刑事責任との関係について検討する。次に、一般不法行為の要件である、責任能力について検討する。それと合わせて、特殊不法行為制度であるが、責任無能力者の監督者責任についても、検討を加える。さらに、一般不法行為の成立要件である帰責性についても、検討する。 内田・民法Ⅱ 299頁～308頁、365頁～372頁。
第2回	【テーマ】帰責性と権利侵害・違法性 一般不法行為の要件である帰責性要件を検討する。さらに、権利侵害要件が違法性要件へと変遷する経緯と、違法性の判断枠組みを検討し、帰責性要件との関係について考える。 内田・民法Ⅱ 311頁～355頁。
第3回	【テーマ】因果関係・消滅時効 一般不法行為の要件である因果関係と違法性阻却事由について検討する。さらに、不法行為に基づく損害賠償債権の消滅時効についても検討する。 内田・民法Ⅱ 355頁～365頁、372頁～377頁、434頁～440頁。
第4回	【テーマ】損害賠償論 一般不法行為の効果として、損害賠償の内容について検討する。損害概念、損害賠償の範囲、具体的な損害の算定方法等について、検討を加える。さらに、損害賠償債権に相統性等とも関係する間接被害者の問題も扱う。 内田・民法Ⅱ 379頁～402頁、420～434頁。
第5回	【テーマ】損害賠償調整論 損害賠償を具体的な当事者間の公平の観点から調整する問題を検討する。過失相殺や、過失相殺の類推法理、さらに損益相殺といった問題を扱う。なお、差止請求についても、ここで扱う。 内田・民法Ⅱ 403頁～420頁。

第6回	<p>【テーマ】使用者責任</p> <p>特殊不法行為の中で議論が多い使用者責任を扱う。なお、使用者責任は表見代理制度とも関係が深い ため、民法Ⅰの当該箇所の勉強も合わせて意識する。さらに、自動車損害賠償保障法と工作物責任、 さらに国家賠償法についても言及する予定でいる。</p> <p>内田・民法Ⅱ444頁～479頁</p>
第7回	<p>共同不法行為・製造物責任・請求権競合</p> <p>特殊不法行為として、共同不法行為と製造物責任、企業責任について検討する。最後に、債務不履 行責任と不法行為責任との関係、競合問題についても検討する。</p> <p>内田・民法Ⅱ479頁～506頁、308・309頁。</p>
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	民法Ⅴ				
担当者名	片山 直也				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、債権担保の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まずはイントロダクションとして、一般債権の性質、責任財産概念、執行制度との関係を説明した後で、不動産担保、人的担保、動産担保・債権担保の順に解説を行う。さらに債権者代位権・詐害行為取消権などの責任財産保全の制度、相殺、債権譲渡など担保的機能を有する諸制度についても本授業で取り扱う。</p> <p>本授業の到達目標は、債権担保に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、特に本授業は1年次の民法学習の集大成として位置づけられるので、本授業の修得によって、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅵ（家族法）」があり、相互に密接に関連しているが、特に、担保は、担保目的のために手段として用いられる法技術の高度性、利害関係人同士の法律関係の複雑性ゆえに、民法の中でも特に難解な領域だとされるので、第2セメスターに配当し、1年次の民法学習の集大成として位置づけている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、近時の担保制度をめぐる新たな動向（例えば事業の収益性に着目した資金調達のための担保制度の構築など）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「金融法」や「金融法務WP」へ誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p> <p>授業は、受講者が各回の項目について予習用テキストを用いて予習を行っていることを前提に、別途配付するレジュメに従って進められる。各回のレジュメは事前にTKCで配付するので、受講生は各自ダウンロードし、必ず授業に持参すること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>予習用のテキストとして、内田貴『民法Ⅲ（債権総論・担保物権）』【第3版】（東京大学出版会、2005年）を指定し、各回の授業内容とテキストとの対照を行うが、担保法（特に担保物権法）をじっくりとかつ体系的に学ぼうと考えている者には、高木多喜男『担保物権法』【第4版】（有斐閣、2005年）または道垣内弘人『担保物権法』【第2版】（有斐閣、2005年）のいずれかをテキストとして用いることをお勧めする。債権総論の部分（特に責任財産の保全、保証）は、片山他『STEP UP 債権総論』（不磨書房、2005年）に準拠して授業を行う。</p> <p>サブ・テキストとして、瀬川信久他『民法判例集担保物権・債権総論』【第2版】（有斐閣、2004年）を用いるので、授業には、レジュメ、六法とともに携行されたい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>第1回 担保とは何か？（テキスト193～198頁、333頁、383～384頁、519～520頁）</p> <p>イントロダクションとして、担保の意義、担保の種類、担保物権の効力などの基本的事項を説明する。ここではまず、一般債権の効力およびその限界（債権者平等の原則、債務者の財産処分自由）について、民事執行手続きの概要を図式的に示しつつ理解させることを出発点とし、それとの対比で、物的担保と人的担保の相違、担保物権の効力（優先弁済効、追及効）を把握することに力点が置かれる。</p>
第2回	<p>第2回 相殺（247～272頁）</p> <p>債権消滅制度の一つである相殺についても、実務上はその担保的機能が積極的に活用されている。いわゆる預金担保貸付などがそれである。相殺の要件、効果、特に差押えと相殺の関係に関する判例法理の展開を学ぶ。</p>

第3回	第3回 責任財産の保全① (273～296頁) 責任財産を保全する制度として、債権者代位権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。転用論についても言及する。
第4回	第4回 責任財産の保全② (296～331頁) 責任財産を保全する制度として、詐害行為取消権について学習する。要件、効果にわたって数多くの裁判例が集積している。倒産法上の否認権との関係にも言及する。
第5回	第5回 不動産典型担保 (1) 抵当権 ① (テキスト383～415頁、457～461頁) 不動産典型担保として抵当権について3回の講義を予定している。まずは抵当権の法的性質、設定および本質的な効力について学習を行う。ここでは非占有担保としての抵当権の意義、抵当権の効力の及ぶ範囲、物上代位を中心に説明する。特に賃料債権への物上代位を肯定する判例法理の形成に注目したい。担保不動産収益執行制度についても言及する。
第6回	第6回 不動産典型担保 (2) 抵当権 ② (テキスト416～445頁) 引き続き抵当権につき、抵当権侵害、抵当権と利用権の関係などの問題点を検討する。抵当権と賃借権の対抗関係について基礎的な説明を行った後に、明渡猶予制度、抵当権者の同意により賃貸借に對抗力を付与する制度を概説する。法定地上権、抵当権侵害については、重要判例を整理分析する。
第7回	第7回 不動産典型担保 (3) 抵当権③、不動産質 (445～457頁、472～486頁、488頁) 抵当権のその余の問題点として、第三取得者の地位、抵当権の処分(転抵当、譲渡・放棄、順位の譲渡・放棄)について学んだ後、特殊な抵当制度として、根抵当、工場抵当、財団抵当、企業担保などについても説明する。なお共同抵当の配当については、第10回の講義において、弁済による代位と関連づけて説明する。最後に、抵当権との対比で、占有担保としての不動産質にも言及を行う。
第8回	第8回 多数当事者の債権関係 (367～381頁) 人的担保について理解する前提として、債権総則上のいわゆる多数当事者の債権関係について学習する。まずは分割債権債務、連帯債務、不可分債権債務である。それぞれについて、対外関係、影響関係、求償関係を理解する。なお債務の共有的帰属、合有的帰属および総有的帰属についても言及を行う。
第9回	第9回 保証 ① (333～365頁) 人的担保の代表である保証について学習する。まずは保証債務の性質・効力について学ぶ。次いで、保証について解説する。連帯保証、共同保証、根保証などの特殊な形態について学ぶ。機関保証、身元保証などにも言及する。
第10回	第10回 保証 ② 弁済による代位 (74～88頁)、共同抵当 (461～472頁) 弁済による代位の制度について学ぶ。併せて、共同抵当の配当についての論争点を整理する。
第11回	第11回 不動産非典型担保 (519～539頁、548～553頁) 所有権移転形式による担保形態である非典型担保の特徴について抵当権との対比しつつ学習する。まずは仮登記担保、買戻、再売買予約を概観する。次いで譲渡担保については、所有権移転構成と担保権的構成の対立を学びつつ、清算方法、受戻権、第三者との関係など判例法理を中心に検討を行う。
第12回	第12回 動産担保 (487～500頁、530～536頁、539～545頁) 種々の動産担保の形態を学ぶ。まずは典型担保としての動産質、次いで非典型担保としての、譲渡担保、所有権留保を取り扱う。特に譲渡担保については、いわゆる集合動産譲渡担保が重要である。なお動産・債権譲渡特例法についても言及する。ABLなどの流動資産担保の新しい動きにも言及を行う。
第13回	第13回 債権担保 (490、496頁、214～223頁、546～547頁) 債権譲渡制度の理解を前提として、種々の債権担保の形態を学ぶ。債権質、債権譲渡担保が中心となる。集合債権譲渡担保との関連で、動産・債権譲渡特例法にも言及を行う。さらに、代理受領、振込指定など担保目的で用いられるその他の制度も横断的に分析する。
第14回	第14回 法定担保 (501～518頁) 最後に法定担保制度として、先取特権、留置権について学習する。
第15回	試験

授業科目名	民法Ⅵ				
担当者名	犬伏 由子、岡部喜代子				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>本授業は、法学未修者を対象として、家族法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、(1) まず、民法全体の中での家族法の位置づけを理解する。私的自治を前提とする民法の中であって、家族法は制度的あるいは公序的側面を持っており、戸籍制度や裁判制度（特に家庭裁判所）が家族法の中に組み込まれている。そこで、家族法の特徴・基本理念や戸籍制度との関係および家庭裁判所を通じた家族紛争解決手続について説明する。(2) ついで、男女関係についての家族法の規制内容について、夫婦関係の成立・効果、夫婦関係の解消（離婚）及び婚姻外の男女関係の順に検討する。(3) 近時、「子の権利」が強調されつつあるが、家族法の中での子どもの位置を親子関係を中心に検討する(4) また、(2)(3)で対象として家族関係を越えて、それ以外の親族関係者に対しても法が予定する支援体制としての後見制度や私的扶養制度について取り扱う。(5) さらに、人の死亡による権利義務の承継のシステムとしての相続制度の概略について基本的理解を習得する。相続による承継が死者（被相続人）と一定の親族関係にある者（相続人）によって行われること、被相続人の意思が相続においてどのように尊重されているのかなど、法定相続制度や遺言の意義を理解する。</p> <p>本授業の到達目標は、家族法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにあるが、家族関係は私たちの生活関係の基礎であり、家族内部であるいは家族外で、個人々として権利義務関係にたち、この権利義務には当然に財産法上の権利義務が含まれる。したがって、具体的財産上の問題と家族法上の問題が関連することは現実に多々見られることである。本授業は1年次の民法（財産法）の学習と並行して学習することにより、2年次に配当される「民法総合Ⅰ・Ⅱ」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>法学未修者を対象とした民法科目として本授業の他、「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅱ（財産法）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」、「民法Ⅴ（担保法）」があり、相互に密接に関連している。特に、家族法は、個人と個人の間を中心とする民法の中であって、個人の具体的属性に注目する場合、もっとも基本的人間関係である家族関係を規律するものであり、財産法と異なる特徴が見られると同時に、夫・妻や親・子といった家族関係に伴う属性を持った個人として実際上財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題処理においては家族法の知識と財産法の知識が不可欠となる。そこで、1年次の第1セメスターに配当し、複合的な問題を扱う「家族法総合」の基礎を形成するものと位置づけている。</p> <p>なお講義では、折に触れて、現代家族の変化や家族法改正をめぐる状況についても説明し、子供や女性の人権に対する学生の関心を喚起することにより、選択科目である「ジェンダーと法」などへ誘うように心掛ける。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>本授業では、家族法に関する基礎的かつ体系的知識の習得と、現実に生じる具体的な問題の処理能力を身につけることを目指している。そこで、受講生には、各回の授業のポイントや、テキスト等の該当頁、関連判例などを指示するので、必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨む必要がある。授業では、講師の説明に対する受講生の理解度を確認し、家族法に対する知的関心を喚起するために可能な限り双方向の質問の時間を設けたいと考えている。さらに、受講生の基礎的知識の理解の正確さが確認するための小テストも試みたいと考えている。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>テキストとして、二宮周平『家族法（第2版）』（新世社、2005年）を用いる（授業内容欄に該当頁を挙げておいたが、進行によっては多少の変更がある）。</p> <p>判例集として、久貴忠彦ほか『家族法判例百選（第6版）』（有斐閣）川井健他『新判例マニュアル民法Ⅴ』（三省堂）などを参照する。</p> <p>参考文献として、岡部＝三谷『実務家族法講義』（民事法研究会）。そのほか、授業の際、適宜紹介する。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	

第1回	<p>家族法とは何か。(テキスト1～34頁,264～276頁)</p> <p>民法全体の中での家族法の位置づけについての理解を進めるために家族法の特徴、基本的概念について説明する。まず、家族法の理念や家族法の成り立ち、家族法の要式行為性と戸籍制度の関係、家族紛争解決手続きについてのアウトラインを示しつつ、個別の問題処理の方向性を把握できる能力を身につけることができるようにする。</p> <p>婚姻の成立(36～54頁)</p> <p>家族関係形成のスタートとして位置づけられている婚姻についての基礎知識を理解する。まず、婚姻の成立に関して、成立の方式に関する形式的要件、次に、実質的要件に関する婚姻意思および婚姻障碍のそれぞれが持つ意味内容について検討する。さらに、成立要件に違反する場合について、婚姻の無効・取り消しによる処理方法の特徴について学ぶ。特に、民法総則の無効・取り消しの理論と家族法上の理論との異同について理解する。</p>
第2回	<p>婚姻の効果(55～77頁)</p> <p>婚姻関係にある男女にはどのような権利義務関係が発生するかについて、身分上の効果と財産上の効果について検討し、個人の尊厳や両性の平等という観点から、民法改正案が提案されていることについても触れる。</p>
第3回	<p>婚姻の解消—離婚(78～138頁)</p> <p>夫婦双方の生存中にも婚姻関係の解消を認める離婚という制度について、離婚の方法・種類、手続について説明し、離婚についての国家によるコントロールのあり方を考える。同時に、離婚の効果を学ぶことにより、離婚による不利益が離婚配偶者や未成年の子に及ばないようにするための法制度について検討する。</p>
第4回	<p>婚姻外の男女関係(139～155頁)</p> <p>届出婚主義のもとで、婚姻届を出していない男女関係について、どのような法的効果が認められるのかを考えてみる。ここでは、民法上に規定されていない関係である。婚約及び内縁・事実婚について、学説判例などによりどのような法的効果が認められているのか理解する。</p>
第5回	<p>親子関係の成立—実子(156～190頁)</p> <p>血縁関係を基礎とする実親子関係の成立について、基本的枠組みを理解する。まず、親が法律婚関係にある場合の親子関係の成立についての嫡出推定制度について理解し、次に、法律婚以外の男女関係から生まれた婚外子(非嫡出子)と父および母との親子関係について、認知制度の意味および内容を把握する。</p>
第6回	<p>親子関係の成立—養子(191～213頁)</p> <p>血縁に基礎をおかず親子関係の成立を認める養子制度について、普通養子と特別養子の対比しながら説明する。まず、普通養子の成立要件、および解消手続である離縁制度について理解した上で、特別養子制度の特徴を成立・効果・解消といった側面から把握する。さらに、人工生殖技術による出生子の法的地位についても触れる。</p>
第7回	<p>親子関係の法的効果—親権(214～239頁)</p> <p>未成年子と親との間の法的関係の中心である親権制度について説明する。まず、親権制度が未成年子の成長発達をサポートするための制度であることを身上監護権により理解し、子の財産関係について、親権者の財産管理権の持つ意味について、利益相反行為を中心に検討する。さらに、親権以外の法的効果として、子の氏と戸籍、扶養義務についても触れる。</p>
第8回	<p>後見・保佐・補助制度および扶養義務(240～262頁)</p> <p>未成年後見制度および成年後見制度について説明する。特に、高齢社会の中で成年後見制度についての1999年の法改正による新制度の内容・特徴について理解する。さらに、夫婦間や親が未成年子に対して負う扶養義務以外に民法上課せられている親族扶養義務の内容や具体的扶養紛争処理の論点について学ぶ。</p> <p>[第1回小テスト] 予定</p>
第9回	<p>相続法の基礎(278～292頁)、法定相続人・相続分(293～299頁)</p> <p>相続制度の基本的概念について説明する。まず、法定相続と遺言制度の関係、相続の根拠について学び、法定相続人の種類や順位、相続分、相続資格など法定相続の基本的ルールを把握する。</p>
第10回	<p>相続の効力—相続財産(315～326頁)、相続財産の管理(327～335頁)</p> <p>死亡した被相続人の財産のうち、何が相続の対象となるのかについて学び、次に相続財産の管理に触れる。個別的権利義務のうち、相続の対象財産に含まれるもの、および、相続対象財産とすることについて議論のあるものについて説明し、相続対象財産の範囲についての論点を把握する。ついで、相続開始後の遺産共有状態にある相続財産の管理について理解する。</p>
第11回	<p>相続分と遺産分割(342～377頁)</p> <p>相続財産の承継を最終的に確定する遺産分割手続に至るまでの過程を理解する。相続開始後、相続財産は相続分に応じた遺産共有状態におかれ、遺産分割を経て相続人に帰属することになる。そこで、まず、相続財産について相続人が持つ相続分について、法定相続分・指定相続分および具体的相続分について基礎的理解に努める。次に、遺産共有に含まれ、遺産分割の対象財産となる財産や分割方法についても説明する。</p>



第12回	<p>相続の承認・放棄(299～311頁)、相続人の不存在(311～314頁)、相続回復請求権(335～341頁)  相続の当然承継主義の原則に対して、相続人側の相続に関する選択権や相続財産の清算が行われる場合があることを学ぶ。まず、相続の承認・放棄の意義について把握する。また、相続財産が債務超過の場合を中心とする清算手続として、限定承認や財産分離制度の意義・内容について理解する。さらに、相続人の指定が認められていない日本法において、相続人が不存在である場合に相続財産の処理をどうするのかを学ぶ。さらに、相続人がいわゆる表見相続人により相続財産を侵害された場合の相続回復請求権について説明する。</p>
第13回	<p>遺言(378～423頁)  遺言制度の意義や基本的ルールを学ぶ。まず、遺言の方式、次に、法定事項に限られている遺言事項について特に、遺贈を中心に理解し、遺言執行におよぶ、遺言による相続関係処理の概略を把握する。</p>
第14回	<p>遺留分制度(424～459頁)  相続人に対する最低限度の相続分として保障されている遺留分制度の基礎を学ぶ。遺留分権の確保においては、遺留分額および侵害額の算定をした上で、遺留分減殺請求権の行使を行うことになるが、その過程において問題となる特別受益・寄与分との関係、遺留分減殺請求の方法や効力などを理解し、遺留分制度の概略を把握する。</p> <p>[第2回小テスト] 予定</p>
第15回	<p>試験  これまでに授業の中で習得した基礎知識の正確さとともに、トータルな問題処理に向けての能力を問うため、授業範囲内での複合的な事例問題を出題する。</p>

授業科目名	民法総合 I				
担当者名	(研究者教員) 鹿野 菜穂子、北居 功、平野 裕之、松尾 弘、 武川 幸嗣 (実務家教員) 矢尾 和子				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法総合 I は、民法総合 II と相まって、民法全般にわたる重要な問題や各種の議論を、正確に追跡し、その内容を理解し、発展させることで、民法への洞察を深めることを目的とする。その際、民法総合 I は、主として、人や法律行為、代理、物権変動や債権譲渡、無権限取引、各種の契約と不法行為の基礎を範囲とする。そして、(1)第一ステップの基本科目で学習した理論を、判例等を素材にして理解を深め、(2)基本科目の知識が正確かつ体系的に定着しているかを絶えず確認し、基礎知識の確認と定着の充実を図るとともに、応用能力の慣用をも相互にフィードバックさせることとする。また、(3)関連判例の事案の詳細な分析を通して、事実認定の方法や事実関係の整理の仕方をも習得し、第三ステップの民事法総合の履修に備えた基礎的な訓練を施すことも目指している。</p> <p>「民法総合 I」では、法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。それは、基本的問題を中心にして、主要な判例・学説の適切な整理ができること（＝「現行法」の把握能力）を前提とする。のみならず、法規や判例が欠けている新たな問題への対応能力、つまり法規創造能力を涵養する。これがいわゆるリーガルマインドといわれるものの本体部分であるが、その核心部分に位置づけられるのが本科目である。教材ならびに扱うテーマもその観点から、多様なものを含んでおり、それを通じて学生には法律家として最も求められる「自分で考える」能力が養われることになる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「民法総合 I」は、基本科目「民法 I～IV」における民法の基礎的知識の習得を前提にして、現実の紛争事例を素材にした、複数の制度が絡み合う問題について、より実践的で応用的な学習を行う。「民法総合 II」との対比でいえば、法律行為、契約、物権変動および不法行為などの分野に関する基本的な問題につき、多角的な視角から分析できる基礎的な能力を育成することに主眼が置かれている。その際、関連する個々の裁判例の事実関係についても、自ら分析し、整理する力を養うことにより、自分で新たな法を発見することのできるような力量を身につけることが目標とされている。その意味で、本科目は、「民法総合 II」ならびに「民事法総合」の履修に必要な知識と技能を習得するという非常に重要な課目なのである。</p>
3. 授業の方法	<p>(1)各回の授業に先立ち、学生には、実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、関連裁判例ないし参考文献から成る教材が配布される。受講生は、これらの教材を利用して、課題事例に対する解答案を予め準備して授業に臨む。</p> <p>(2)授業では、受講生が予め作成した解答案を適宜報告し、それを踏まえて、担当者のアット・ランダムな質問に対する応答、受講生同士のディベートを通じて、様々な角度から検討を行う。その際、受講生は、前提となる各制度の理解や判例の知識の正確さが問われるとともに、関連裁判例の事実認定と判決理由との関係についても読み方の作法が指導されることになる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、分析指針、関連裁判例および参考文献から構成された教材を配布する。また、補助教材として、市販の演習用および参考書も用いる。
6. 授業内容（細目）	<p>(民法総合 I では、履修者各自が、事前に情報提供を受けることなく、配布された教材の設例を読んで、問題点・論争点がどこにあるかを判断することが重要であると考え、各回のテーマをシラバスにおいて予め明らかにしていない。ここでは参考のために、2006年度の授業内容を基礎にして、2007年度に想定される仮の授業内容を掲載する。)</p>
第 1 回	<p>【テーマ】法律行為</p> <p>いわゆる環境瑕疵をめぐる紛争事例を通じて、契約の締結にまつわる法律問題の諸相を検討する。ここでは、錯誤や詐欺の主張がいかなる論理構造を通じて事案の解決に結びつくのか、さらに消費者契約法の取消がどのように作用するのか、さらに、瑕疵担保責任等の制度がどのように関係するのかという、多くの法律制度の類似性と相違とを正確に把握することが目指される。</p>
第 2 回	<p>【テーマ】代理権の濫用</p> <p>いわゆる代理権の濫用問題を検討の中心とする。代理は三者がかかわる複雑な法律関係を生み出すため、代理の構造と代理行為の要件・効果を正確に理解し、そのうえで、代理権濫用がいかなる特殊性を持つ問題であるのか、判例や学説がそれに対してどのような対応を使用しているのかを検討する。</p>

第3回	<p>【テーマ】無権代理と相続</p> <p>無権代理行為の性質やその効果を理解したうえで、無権代理人やあるいは無権代理が行われた本人が死亡した場合の相続で、いかなる法律問題が生じるのかを検討する。ここでは、判例や学説の主張が多様に錯綜しているため、それらの理解を深めつつ、無権限の処分行為の諸相について、理解を深めることが目指される。</p>
第4回	<p>【テーマ】消滅時効</p> <p>消滅時効について、検討を加える。具体的には、援用権者の範囲、時効の中断方法とその効果、さらに時効完成後の承認などといったテーマについて正確な知識を確認したうえで、それらの相互の関係等にも目を配ることで、時効制度の根本的な制度観への理解を深める</p>
第5回	<p>【テーマ】不動産物権変動</p> <p>いわゆる不動産物権変動に関する事例の分析を通じて、物権変動の時期やその第三者への対抗という基本的な問題について知識を確認し、そうした知識の事例への応用能力を高めることが目指される。</p>
第6回	<p>【テーマ】無権限取引</p> <p>不動産の無権限取引について、性的な安全と動的な安全の調和のあり方を考える。いわゆる民法 94条2項の類推適用について、判例の類型化について、その意義と要件の相違について正確に分析し、具体的な事実関係の分析にも立ち入って、事実認定による具体的な要件の運用のあり方を学ぶ。</p>
第7回	<p>【テーマ】即時取得</p> <p>動産の所有権留保売買の事例を素材にして、即時取得や、さらに占有改定と即時取得の成否、さらに所有権留保と譲渡担保の優劣といった応用問題についても検討する。占有に関する諸規定と即時取得要件との関係などについて、正確な知識を確認しつつ、応用的な問題への対応までも視野に収める。</p>
第8回	<p>【テーマ】債務不履行</p> <p>債務不履行に関する要件と効果について、理解を深める。債務不履行の類型論とその批判、それらの議論の意義が、具体的に損害賠償や契約解除において、どのように活用されるのかを検討し、債務不履行を通じて関連づけられる諸制度についての知識を、再整理する。</p>
第9回	<p>【テーマ】債権譲渡</p> <p>債権譲渡の構造と対抗要件の意義、さらに異議なき承諾による抗弁の切断について、多様な抗弁事例を想定しつつ、それらの切断のあり方を整理、検討する。判例の分析を通じて、基本的な判例の考え方を学んだうえで、それらを他の事例へと応用していく方法を習得する。</p>
第10回	<p>【テーマ】瑕疵担保</p> <p>売買における売主の瑕疵担保責任について、その法的性質や効果等について知識を確認したうえで、種類売買へのその適用問題を素材に、債務不履行と瑕疵担保責任の相違と、それらの調整のあり方について検討する</p>
第11回	<p>【テーマ】賃貸借における地位の移転</p> <p>賃貸借における賃貸人の地位の移転、あるいは、賃借人の地位の移転にかかわる譲渡転貸について、基本的な事項を確認しつつ、サプリース判例なども検討範囲に加えて、原則的な賃貸借像とサプリースが提示する新たな賃貸借像を対比させ、それらの共通性と相違点について考察する。</p>
第12回	<p>【テーマ】贈与・使用貸借</p> <p>無償契約の特質について、親族間の財産のやり取り事例を素材にして検討する。贈与における忘恩行為や負担付き贈与をめぐる問題、使用貸借における終了原因の解釈、さらに贈与と使用貸借での法律構成の比較・対比を通じて、無償契約に認められる特質の理解を深める。</p>
第13回	<p>【テーマ】使用者責任・共同不法行為</p> <p>使用者責任と共同不法行為の競合事例を素材にして、一般不法行為の要件・効果の理解はもとより、特殊不法行為の要件・効果と、それらが競合する場合の解釈のあり方について、検討する。とりわけ、判例の分析を通じて、使用者責任と共同不法行為の競合という複雑な不法行為事例に対処する考え方を理解する。</p>
第14回	<p>【テーマ】安全配慮義務</p> <p>いわゆる安全配慮義務の事例を素材にして、債務不履行責任構成と不法行為責任構成の共通点と相違点、それらの調整について、検討を加える。ここでも、関連する判例の分析を通じて、個別の事案解決の特殊問題と、一般普遍的な理論との相違に注意を払うことで、判例の正確な分析方法を習得する。</p>
第15回	<p>【試験】</p> <p>各回の課題事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出題し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。</p>

授業科目名	民法総合Ⅱ				
担当者名	(研究者教員) 片山 直也、鹿野 菜穂子、北居 功、平野 裕之、 松尾 弘、武川 幸嗣 (実務家教員) 岡部 喜代子、澤田 和也、島田 真琴、長島 良成、 中村 晶子、三上 雅通				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「民法総合Ⅰ・Ⅱ」は、研究者教員と実務家教員が共同で行う画期的な授業である。教材としては、実務、とくに裁判例から厳選し、それを元に独自に作成したものを用いる。その主眼は、実践に用いることのできる形での理論の重要性を認識し、実際にもそれを身につけることを目標とする。そして、(1)第1ステップの基本科目で学習した理論を実際に活用する方法を習得する一方で、(2)基本科目の知識が正確かつ体系的に定着しているかを絶えず確認し、基礎知識の定着と応用能力の涵養を相互にフィードバックさせながら、一層深めることを目的としている。また、(3)関連裁判例の事案の詳細な分析をとおして、事実認定の方法や、事実関係の整理の仕方をも習得し、第3ステップの民事法総合の履修に備えた基礎的な知識や技能を習得することも目指している。それらを通じて、(4)法曹実務家に必要とされる事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力の育成を目標とする。</p> <p>「民法総合Ⅱ」は、「民法総合Ⅰ」の延長線上にあるが、応用的な問題を素材にして、より実践的な紛争解決能力を養うことを主眼とする。学生は、取引実務や裁判の流れを視野に入れながら、法が生きて機能する場面を念頭においた上で実体法たる民法を学ぶという体験をすることになる。基本的問題と先端的問題を織り交ぜながら、主要な判例・学説の適切かつ明快な整理とともに、法規や判例が欠けている問題への実際的な対応能力を涵養する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「民法総合Ⅱ」は、基本科目「民法Ⅰ～Ⅳ」における民法の基礎的知識の習得を前提にして、現実の紛争事例を素材にした、複数の制度が絡み合う問題について、より実践的で応用的な学習を行う。「民法総合Ⅰ」との対比でいえば、分野としては、債権総論、担保、特殊な契約、不当利得および団体などを取り上げつつ、民事訴訟法や民事執行法、不動産登記法といった他の法分野との関係も視野に収めつつ、「民法総合Ⅰ」において確認された基礎的な知識をもとにして、そこで養成された事実および法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力をさらに発展させ、総合的な能力を育成するとともに、関連する個々の裁判例の事実関係についても、自ら分析し、整理する力を養うことにより、「民事法総合」の履修に必要な知識と技能を習得することも念頭に置いている。</p>
3. 授業の方法	<p>(1)各回の授業に先立ち、学生には、実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、関連裁判例ないし参考文献から成る教材が配布される。受講生は、これらの教材を利用して、課題事例に対する解答案を予め用意して授業に臨む。</p> <p>(2)授業では、受講生が予め作成した解答案を適宜報告し、それを踏まえて、担当者のアット・ランダムな質問に対する応答、受講生同士のディベートを通じて、様々な角度から検討を行う。その際、受講生は、前提となる各制度の理解や判例の知識の正確さが問われるとともに、関連裁判例の事実認定と判決理由との関係についても読み方の作法が指導されることになる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	実際の裁判例を素材にして独自に作成された課題事例、分析指針、関連裁判例および参考文献から構成された教材を配布する。また、補助教材として、市販の演習用および参考書も用いる。
6. 授業内容（細目）	<p>(民法総合Ⅱでは、履修者各自が、事前に情報提供を受けることなく、配布された教材の設例を読んで、問題点・論争点がどこにあるかを判断することが重要であると考え、各回のテーマをシラバスにおいて予め明らかにしていない。ここでは参考のために、2006年度の授業内容を基礎として、2007年度に想定される仮の授業内容を掲載する。)</p>
第1回	<p>【テーマ】不法原因給付 金融業者が借換を装って顧客から不当な暴利をむさぼる事例を素材にして、公序良俗違反に基づく無効、不法原因給付による返還請求権の否定といった問題について検討を加える。事例にある具体的な詳細な事実を分析し、関連判例との事実関係の相違に注意を払って、具体的事例の解決に即した知識の応用を試みる。</p>
第2回	<p>【テーマ】財産分与と詐害行為 財産分与が詐害行為に該当するかどうか、それが該当する場合に、債務者が負担している債務の消滅時効について、受益者が消滅時効を援用できるかどうかといった問題について検討を加えることで、詐害行為取消権に関する正確な知識の理解、それに関係する消滅時効問題という応用問題の分析を試</p>

	みて、理解を深める。
第3回	【テーマ】取得時効と登記 典型的な所有権の返還紛争を素材にして、要件事實的に分析する紛争当事者の主張の整理と対応関係を検討する。いわゆる時効と登記が主要な論点ではあるが、それに至るまでの当事者が主張し得る法律行為による所有権取得やその否定といった当事者のやり取りを通じて、要件事実で把握する民法上の権利主張について理解を深める。
第4回	【テーマ】共有 共有関係にある不動産の妨害排除請求の事例を通じて、共有に関する基本的な理解と、共有の有する持分権の意義、それを主張する際の類型化、とりわけ共有者間での妨害排除とそれ以外の当事者に対する妨害排除の相違、さらには不動産登記法上の問題についても検討を深める。
第5回	【テーマ】権利能力なき社団と組合 団体として事業を営むに際し、民法上は法人制度と組合契約が用意されているところ、法人ではない社団、いわゆる権利能力なき社団と組合とでは、その財産関係や業務関係について、法律上に相違があると理解されている。具体的な事例に基づいて、団体と組合をめぐる法律関係の共通点と相違点について、理解を深める。
第6回	【テーマ】建築請負と留置権 建築請負契約の具体的な事例を素材にして、請負契約の特質、建築請負契約における所有権の帰属、さらに、下請契約との関係、敷地に関する留置権の正否等を検討し、複雑な請負契約関係についての理解を深めることを目指す。
第7回	【テーマ】抵当権に基づく妨害排除 抵当権が設定された不動産が賃貸された場合の、その妨害排除の要件と効果について、判例に基づく事案を素材にして、検討を深める。その際、民事執行法上の保全処分や、民事保全法上の保全処分の利用可能性等も併せて考慮することで、現実的な解決策を考えていく。
第8回	【テーマ】物上代位と相殺 抵当権が設定された不動産に対して賃借権が設定された場合に、抵当権者の賃料債権に対する物上代位と賃借人の抵当権設定者に対する債権と賃料債務との相殺の優劣、さらに、抵当権設定者に対する債権者が賃料債権を差し押さえ、転付命令を取得したときの物上代位との優劣について検討する。その際、差押命令、転付命令の効力といった民事執行法上の問題についても理解を確認する。
第9回	【テーマ】共同抵当と代位 共同抵当と物上代位が交錯する問題を、具体的な事例に則して、考察する。共同抵当の割付主義の妥当範囲や、弁済による代位と担保保存義務の内容、さらに、物上保証人が事前求償権を行使できるのかどうかという問題についても考察することを通じて、物上保証人と保証人との対比も行い、債権担保の総合的な理解を深める。
第10回	【テーマ】所有権留保と使用利益の返還 動産の所有権が留保されて売買され、その目的物が転売されたところ、転売人が倒産するときの所有権留保権者と転買人との目的物返還の関係、転買人が目的物の返還に応じた場合の売主に対する解除請求とそれに対する売主からの使用利益の返還請求の可否を検討する。所有権留保という非典型担保を素材に、債権担保に関する知識の応用を試みる。
第11回	【テーマ】誤振込 銀行への振り込み依頼に際して、依頼人が誤った指示をしたために、依頼人と原因関係のない受取人の許に振り込みが行われた事案を素材にして、預金債権の成立、その返還請求のあり方、さらには、依頼を受けた銀行による受取人に対する預金債務と貸付債権との相殺の可否などを検討することを通じて、価値に対する民法上の権利のあり方について理解を深める。
第12回	【テーマ】名誉毀損 新聞報道による名誉の毀損・プライバシー侵害の具体的な事案を素材にして、名誉毀損やプライバシー侵害の成立をめぐる判例法理を検討する。とりわけ、名誉毀損では、事実の報道と意見・論評とでは、名誉毀損の成立しないしは違法性の阻却要件が異なるため、注意深い分析が必要となる。さらに、刑事法上の違法性阻却要件との関係についても、理解を深める。
第13回	【テーマ】表見代理と使用者責任 会社の従業員による取引的不法行為における法律関係を検討する。こうした事例では、一方で表見代理の規定の適用が問題となり、他方で、使用者責任の規定の適用が問題となる。こうした複数の制度が競合する場面において、それら競合する制度の要件と効果をどのように調整するのかという思考力と応用力を養うことを目指す。
第14回	【テーマ】請求権競合 物品運送契約における免責約款の効力を検討しつつ、関係当事者が債務不履行ではなく、不法行為に基づく損害賠償を請求する場合に、いかなる形で免責約款がこの主張に影響を及ぼすのかを検討する。単なる請求権の競合では解決がつかない応用例を素材にして、妥当な解決を目指す思考力と応用力を養うことを目指す。
第15回	【試験】 各回の課題事例よりもやや複雑な、複数の制度に跨る総合的な事例問題を出题し、事案の整理の仕方、これまでの授業の中で習得した知識の正確さ、応用的な思考能力の定着度を確認する。

授業科目名	商法Ⅰ				
担当者名	宮島 司、山本 爲三郎				
単位数	1	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>商法Ⅰと商法Ⅱは、法学未修者を対象として、会社法の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>会社法は実務と密接に関連しているため、知っておくべき知識の量が非常に多い。しかし、基本的な考え方を習得しておけば、具体的な情報は無理なく身につけることができる。そこで、本講義では会社法の考え方、論理構造の説明に重点を置く。ただし、常に最新の実務情報をも提供して、理論的検討の材料にしたい。</p> <p>商法Ⅰの講義対象は会社法総論および株式であり、商法Ⅱの講義対象は株式会社の機関・計算・組織再編および会社の法人性である。</p> <p>商法Ⅰおよび商法Ⅱにおける授業の到達目標は、会社法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅲと合わせて、商事法（実質的意義における商法）の大部分がカバーされる。商法Ⅰ～Ⅲの修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>商法Ⅰおよび商法Ⅱのほかに、法学未修者を対象とした商法科目としては、商法Ⅲが設置されている。商法Ⅰおよび商法Ⅱは会社法、商法Ⅲは商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とする。</p> <p>なお第3 Semester以降には、「商法総合」や「企業法務BP・WP」のほか、「保険法」等が設置されており、商法Ⅰ・商法Ⅱの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テスト等によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p> <p>なお、会社法は習得すべき知識量に比較して割当時間が著しく少ない。効率的に内容の濃い授業を行うために、必ず十分な予習を心がけて欲しい。予習の便宜を図り、レジュメは当該授業の1週間以上前に配布するようにしたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>山本爲三郎『会社法の考え方&lt;第6版&gt;』（八千代出版、2006年）、宮島司『新会社法エッセンス&lt;第2版&gt;』（弘文堂、2006年）をテキストとし、レジュメをサブ・テキストとする。受講生はテキストおよびサブ・テキスト等を用いた予習により、毎回の講義前までにその回の講義内容に関する基本的知識を把握していることが要求される。テキストおよびレジュメに掲載されている練習問題を活用して欲しい。なお、会社法は頻繁に改正されており、それに伴い上記テキストは改定される可能性がある。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>以下のとおりであるが、宮島担当クラスと山本担当クラスとで、内容を異ならせる場合がある。</p>
第1回	<p>第1回：（第1章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的意味における商法（企業組織法、企業取引法）</li> <li>・会社</li> <li>・株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）</li> <li>・有限責任事業組合</li> <li>・公開会社（会2条5号）・非公開会社</li> </ul> <p>※なお、（第☆章）は、会社法の考え方&lt;第6版&gt;。以下、同様。</p>
第2回	<p>第2回：（第8～10章） ・単位としての株式（権利内容が均一な割合的単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主の権利</li> <li>・株主平等原則</li> <li>・種類株式</li> <li>・株式併合、株式分割、株式無償割当</li> <li>・単元株制度</li> </ul>

第3回	<p>第3回：(第11章・12章)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株 券</li> <li>・株式譲渡</li> <li>・株式の善意取得</li> <li>・株式の担保化</li> </ul> <p>※小テスト予定</p>
第4回	<p>第4回：(第12章・13章)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主名簿制度 ・名義書換</li> <li>・基準日 (会 124 条)</li> <li>・定款による譲渡制限株式</li> <li>・会社と株主との契約による株式譲渡の強制</li> <li>・株券発行前の株式譲渡</li> </ul>
第5回	<p>第5回：(第1章・13章) ・自己株式取得規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有自己株式の法的地位</li> <li>・保有自己株式の消却</li> <li>・親会社・子会社</li> <li>・子会社による親会社株式の取得禁止</li> <li>・不適法な自己株式取得による損害</li> </ul> <p>※小テスト予定</p>
第6回	<p>第6回：(第26章) ・株式会社の資金調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授權資本制度</li> <li>・募集株式発行 (新株発行・自己株式処分)</li> </ul>
第7回	<p>第7回：(第26章) ・新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業買収防衛策</li> <li>・社 債</li> </ul>
第8回	<p>第8回 試 験</p>
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	商法Ⅱ				
担当者名	宮島 司、山本 爲三郎				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>商法Ⅰと商法Ⅱは、法学未修者を対象として、会社法の諸制度に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>会社法は実務と密接に関連しているため、知っておくべき知識の量が非常に多い。しかし、基本的な考え方を習得しておけば、具体的な情報は無理なく身につけることができる。そこで、本講義では会社法の考え方、論理構造の説明に重点を置く。ただし、常に最新の実務情報をも提供して、理論的検討の材料にしたい。</p> <p>商法Ⅰの講義対象は会社法総論および株式であり、商法Ⅱの講義対象は株式会社の機関・計算・組織再編および会社の法人性である。</p> <p>商法Ⅰおよび商法Ⅱにおける授業の到達目標は、会社法に関する基本的な知識および思考方法を習得することにある。商法Ⅲと合わせて、商事法（実質的意義における商法）の大部分がカバーされる。商法Ⅰ～Ⅲの修得によって、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>商法Ⅰおよび商法Ⅱのほかに、法学未修者を対象とした商法科目としては、商法Ⅲが設置されている。商法Ⅰおよび商法Ⅱは会社法、商法Ⅲは商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）を対象とする。</p> <p>なお第3 Semester以降には、「商法総合」や「企業法務BP・WP」のほか、「保険法」等が設置されており、商法Ⅰ・商法Ⅱの修得は、実質的にこれらの科目習得の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一般講義形式であるが、演習に近い形式で行う。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は頻繁に行われる小テスト等によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p> <p>なお、会社法は習得すべき知識量に比較して割当時間が著しく少ない。効率的に内容の濃い授業を行うために、必ず十分な予習を心がけて欲しい。予習の便宜を図り、レジュメは当該授業の1週間以上前に配布するようにしたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>山本爲三郎『会社法の考え方&lt;第6版&gt;』（八千代出版、2006年）、宮島司『新会社法エッセンス&lt;第2版&gt;』（弘文堂、2006年）をテキストとし、レジュメをサブ・テキストとする。受講生はテキストおよびサブ・テキスト等を用いた予習により、毎回の講義前までにその回の講義内容に関する基本的知識を把握していることが要求される。テキストおよびレジュメに掲載されている練習問題を活用して欲しい。なお、会社法は頻繁に改正されており、それに伴い上記テキストは改定される可能性がある。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>以下のとおりであるが、宮島担当クラスと山本担当クラスとで、内容を異ならせる場合がある。</p>
第1回	<p>第1回：（第14～16章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社の運営・経営・管理機構の構成</li> <li>・株主総会の権限</li> <li>・定時株主総会、臨時株主総会</li> <li>・株主総会の招集、運営</li> <li>・一株一議決権原則</li> <li>・議決権の不統一行使</li> <li>・議決権の代理行使</li> </ul> <p>※なお、（第☆章）は、会社法の考え方&lt;第6版&gt;。以下、同様。</p>
第2回	<p>第2回：（第16～18章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書面投票制度、電子投票制度・株主総会決議</li> <li>・総会屋と利益供与禁止</li> <li>・株主総会決議の瑕疵</li> </ul>
第3回	<p>第3回：（第19章・20章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役</li> <li>・執行役</li> <li>・業務執行権限と会社代表権限</li> <li>・取締役会と会社代表機関との権限関係</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社使用人</li> <li>・会社の代理商</li> </ul>
第4回	<p>第4回：(第20章) ・法令遵守体制・内部統制システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会</li> <li>・特別取締役による取締役会決議</li> <li>・委員会設置会社</li> <li>・大会社である公開会社における委員会設置会社とそれ以外の会社</li> <li>・執行役、代表執行役</li> </ul>
第5回	<p>第5回：(第21章・22章) ・代表取締役</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表権限の性質</li> <li>・代表権限濫用行為の効力</li> <li>・表見代表取締役・表見代表執行役</li> <li>・商業登記と表見代表取締役・表見代表執行役</li> <li>・会社と取締役・執行役間の関係</li> <li>・取締役・執行役の善管注意義務</li> <li>・取締役・執行役の忠実義務</li> </ul> <p>※小テスト予定</p>
第6回	<p>第6回：(第22章) ・取締役・執行役の競業禁止義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役・執行役の利益相反取引規制</li> <li>・取締役の報酬</li> </ul>
第7回	<p>第7回：(第23章) ・取締役・執行役の会社に対する責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主代表訴訟</li> <li>・取締役・執行役の違法行為に対する差止請求権</li> <li>・取締役・執行役の第三者に対する責任</li> </ul>
第8回	<p>第8回：(第24章・25章) ・業務執行に対する監督・監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役</li> <li>・監査役会</li> <li>・会計監査人</li> <li>・会計帳簿</li> <li>・会計帳簿・計算書類の解釈原則</li> </ul> <p>※小テスト予定</p>
第9回	<p>第9回：(第25章) ・計算書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時計算書類</li> <li>・連結計算書類</li> <li>・会計参与</li> <li>・資本原則</li> <li>・計算書類の監査・承認</li> <li>・決算公告</li> </ul>
第10回	<p>第10回：(第5章・25章) ・株主に対する剰余金の配当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金</li> <li>・準備金</li> <li>・持分会社の設立手続</li> <li>・株式会社の設立手続</li> <li>・会社設立の法的性質</li> </ul>
第11回	<p>第11回：(第6章・7章) ・定款の絶対的記載・記録事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の相対的記載・記録事項</li> <li>・変態設立事項（危険な約束）</li> <li>・払込の仮装（預合、見せ金）</li> <li>・会社設立に関する責任</li> <li>・会社設立の無効と設立取消</li> </ul> <p>※小テスト予定</p>
第12回	<p>第12回：(第27章) ・組織再編</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併：吸収合併、新設合併</li> <li>・会社分割：吸収分割・新設分割</li> </ul>
第13回	<p>第13回：(第27章)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持株会社による企業グループの経営 ・株式交換</li> <li>・株式移転</li> <li>・事業譲渡等</li> </ul>

第14回	第14回・会社の法人性：(第2章) ・法人格否認の法理 ・会社の能力（権利能力、行為能力、不法行為能力）
第15回	試験

授業科目名	商法Ⅲ				
担当者名	高田 晴仁				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象として、商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する基本的な事柄を講義する。</p> <p>到達目標としては、商法総則・商行為法および手形・小切手法に関する着実な知識と考え方を習得し、「商法Ⅰ」および「商法Ⅱ」と併せて、2年次・3年次に配当される「商法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることが目指される（次項2. 参照）。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした商法科目として、本授業の他、会社法を対象とする「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」が設置されている。</p> <p>なお、第3セメスター以降には、「商法総合」や「企業法務BP・WP」の他、「保険法」等が設置されており、商法総則や商行為法を対象とした商法Ⅲの履修は、実質的にこれらの科目履修の前提となっている。</p>
3. 授業の方法	講義形式を基本としつつ、質疑応答・事例演習など双方向のかつインテンシブな方法も採り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	『手形小切手判例百選（第6版）』および『商法（総則・商行為）判例百選（第4版）』の掲載判例を重視するほか、適宜プリントを配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商法の位置づけ・商法の意義 全法体系の中で商法がどのような位置付けにあるか。実質的意義における商法を企業法ととらえる通説の理解を通じ、商法とは何かを把握する。</li> <li>・ 商法の法源 商法1条と各種の法源について（特に、普通取引約款の拘束力）。</li> <li>・ 商行為 商人概念の基礎となる商行為概念とその現代的な意味。</li> <li>・ 商人 固有の商人、擬制商人の概念。次に、商人資格の得喪（いかなる時点で商人となるか。その時点は、個人商人と会社等と異なるか）。</li> </ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商行為通則 民法に対して特則の位置を占める商行為の通則規定。</li> <li>・ 商事売買 民事売買との対比をしながら商事売買の特色。</li> <li>・ 匿名組合 営業のためにする特殊な組合形態としての匿名組合について合資会社と対比。</li> <li>・ 各種の営業 仲立営業、問屋営業、運送取扱営業、運送営業、倉庫営業について、実際の営業形態などを例示しながら、各制度の法的な論点を扱う。</li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商号 商号権の本質と効力。特に名板貸に関する論点。</li> <li>・ 商業登記 商業登記の効力。</li> <li>・ 企業会計（商業帳簿・交互計算） 詳細は、商法Ⅰの「会社の計算」で検討されることとなるので、ここでは、商業帳簿の意義、財産評価についての原価主義・時価主義の意義、「公正なる会計慣行の斟酌」などの基本的理解。</li> </ul>

第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の基礎 有価証券とは何か、有価証券の属性にはどのようなものがあるか、有価証券制度の現代的な意義。</li> <li>・手形・小切手の経済的役割</li> <li>・手形行為 手形行為とは何か、手形行為の解釈はどのようになされるか、手形行為と実質関係の関係はどのようなものか、手形行為の独立性とは何か。</li> </ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形理論 手形行為の理論構成につき、交付契約説を代表とする契約説、発行説、創造説が対立する。それらの学説が登場した経緯、学説の内容、各学説の相違点を扱う。</li> <li>・手形行為と法律行為の一般原則 手形権能力や手形行為能力、手形上の意思表示と民法の意思表示規定の適用（例えば、詐欺、強迫、錯誤）。各手形理論による理論構成の違い。</li> </ul>
第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人による手形行為—代理・代行 手形行為の代理の要件。自己契約・双方代理の理論構成。 無権代理の理論構成。表見代理と無権代理人の責任。</li> <li>・偽造・変造 偽造者と被偽造者の法的責任。変造者と被変造者の法的責任。</li> </ul>
第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振出 手形要件とされるそれぞれの内容および問題点。特に当事者資格の兼併。</li> <li>・白地手形 白地手形とは何か、白地補充権の主観説と客観説</li> </ul>
第8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（白地手形の続き） 不当補充の解決、白地手形の除権判決の効力。</li> </ul>
第9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形の裏書 裏書の方式。譲渡裏書の効力。</li> <li>・手形抗弁 人的抗弁と物的抗弁の分類。人的抗弁の個別的論点として、悪意の抗弁、後者の抗弁、二重無権の抗弁。</li> </ul>
第10回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（手形抗弁の続き） 融通手形の抗弁。</li> <li>・裏書の担保的効力と遡求 手続とその構造</li> </ul>
第11回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏書の連続 裏書連続の意義および効果。実質的な裏書連続と形式的裏書連続の区別。権利推定、善意支払、善意取得。</li> </ul>
第12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な裏書 取立委任裏書の意義。隠れた取立委任裏書の理論構成と人的抗弁。質入裏書の意義。</li> <li>・手形の引受—参加引受・参加支払 手形引受の本質と理論構成。</li> </ul>
第13回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形保証 手形保証の独立性と附従性</li> <li>・支払 満期における支払と満期前の支払の効力。</li> </ul>
第14回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形の喪失と手形上の権利の消滅—除権判決・時効・利得償還請求権 除権判決の効力と善意取得者の地位。</li> <li>・時効 時効の中断方法、手形行為独立の原則との関係。</li> <li>・利得償還請求権 その本質と理論構成</li> </ul>
第15回	試験

授業科目名	商法総合Ⅰ				
担当者名	澤田 和也、菅原 貴与志、豊泉 貫太郎、野々山 哲郎、矢嶋 雅子、山手 正史				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ていることが前提となる。ただ「商法Ⅰ・Ⅱ」の授業が網羅的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	事前に問題を配付し、受講者がこれらを予習したものとして、授業にあつては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に問題を配布するので、予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス、教材指定 商法の意義、商的色彩論、企業法論 商法の法源、商事慣習法、民法の特別法的分野（代理、留置権、時効、売買）
第2回	商法の適用範囲、商人概念、商行為（絶対的、営業的、附属的） 商業使用人、支配人 代理商、仲立業、問屋業 商業登記
第3回	商号、名板貸 事業譲渡
第4回	運送営業、倉庫営業 場屋営業 普通取引約款
第5回	会社法総論 営利社団法人、営利概念、法人論、権利能力、行為能力、法人格否認の法理、社員の責任

第6回	株式会社の機関設計 合名会社、合資会社、合同会社、株式会社の特性 コーポレート・ガバナンス
第7回	株主総会 I 権限、決議、総会運営、決議の瑕疵、決議瑕疵の訴の特性（管轄、既判力、原告適格）、株主総会の簡略化
第8回	株主総会 II 議決権の代理行使、特別利害関係人、取締役の説明義務
第9回	取締役・執行役 取締役会設置会社と非設置会社 委員会設置会社の組織体制 取締役会と代表取締役・業務執行取締役との関係、報酬規制
第10回	監査制度 監査役と監査役会、常勤監査役、社外監査役、職務分担、監査役制度の問題点、実効性確保の手当て 会計参与、会計監査人、検査役
第11回	取締役・執行役の責任 I 善管注意義務、忠実義務 利益相反取引、競業取引
第12回	取締役・執行役の責任 II 会社に対する任務懈怠責任、代表訴訟 監視義務 内部統制システム 責任の免除・限定
第13回	取締役・執行役の責任 III 第三者に対する責任
第14回	補講
第15回	試験

授業科目名	商法総合Ⅱ				
担当者名	澤田 和也、菅原 貴与志、豊泉 貫太郎、野々山 哲郎、矢嶋 雅子、山手 正史				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」を通じて商法全般すなわち商法総則、会社、商行為、手形、小切手の重要問題、各種論点につき正確にその意義、内容、関連性を理解し、各種論点の対立点、商法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	一学年に配当されている「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修し、既に商法全体につき基本的理解が出来ていることが前提となる。ただ「商法Ⅰ・Ⅱ」の授業が網羅的に為されたのと異なり重要論点につき深く掘り下げることで、より深い理解を目指す。
3. 授業の方法	事前に問題を配付し、受講者がこれらを予習したのとして、授業にあつては、教師との質疑応答、教師からの解説により、問題点の理解を深める。また場合によってはレポーターを指名して発表させたり、クラスを二分して、互いに一方の立場に立って論争することも考える。その間、時々レポート提出、小試験を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に問題を配布するので、予習した上で授業に参加することとなる。 これ以外に各人が「商法Ⅰ・Ⅱ」を履修した際に利用した商法の教科書を利用する。当然六法は常時持参することとなる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	株式会社の設立 定款作成、発起人の権限と責任、危険な約束、現物出資、設立中の会社、成立の効果、会社不成立、設立無効
第2回	株式Ⅰ 株主権、自益権、共益権、社員権論争、単独株主権、少数株主権、株主平等原則 株式の譲渡・質入、株式の併合、分割
第3回	株式Ⅱ 従業員持株制度、自己株式、種類株式
第4回	資金調達Ⅰ 通常の新株発行と特殊の新株発行 新株発行手続き、新株引受権、第三者に対する有利発行、閉鎖会社における新株発行、不公正な新株発行、新株発行の無効、新株予約権
第5回	資金調達Ⅱ 社債の発行手続き、社債の管理、社債管理者、社債権者集会、特殊の社債発行、新株予約権付社債、担保付社債

第6回	会社の計算 資本三原則、準備金制度、財産会計と損益会計、資産評価、剰余金の分配 真実性の原則、保守主義、継続性の原則
第7回	企業内容の開示・公示 財務諸表に関する規制、証券取引法、有価証券報告書、インサイダー取引、適時開示、監査基準 定款、株主名簿、総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、記載事項、作成者、会計帳簿閲覧
第8回	組織再編Ⅰ 合併（吸収、新設）、簡易合併、事業譲渡、業務提携
第9回	組織再編Ⅱ 会社分割（人的、物的、新設、吸収）、持株会社創設（株式交換、移転）
第10回	組織再編Ⅲ～買収と企業防衛 手形小切手Ⅰ 有価証券の意義・種類・特色、手形理論、文言性、無因性
第11回	手形小切手Ⅱ 手形行為の意義、独立性、代理、原因関係との関係、保証
第12回	手形小切手Ⅲ 振出の意義、経済的理由、手形要件、白地手形、補充権、手形割引、引受
第13回	手形小切手Ⅳ 裏書の効力、連続の有無、抗弁の制限、物的抗弁、人的抗弁、特殊の裏書、善意取得 支払い、原因債権との関係、遡及、利得償還請求、時効、
第14回	補講
第15回	試験



授業科目名	民事手続法 I				
担当者名	春日 偉知郎、坂原 正夫				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、法学未修者に対し、民事手続法の基本法である民事訴訟法についての基礎知識を教示しながら、基礎原理と民事訴訟手続の流れを修得させ、次の学習段階に繋げることを目的とするものである。到達目標は次の通りである。民事訴訟法についてのより詳しい内容や民事手続上の実践的な問題に適切に対応するための方策を考える授業は2年次以降に配当されているので、そのような授業を受講するための基本的な知識の取得が第一の目標である。具体的には、民事訴訟法の基本原理を理解し、民事訴訟法の重要問題について判例・通説の内容とそれぞれの限界を十分に理解できることが求められる。さらに要求されることは、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような素地を習得することである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講義や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶ場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一にテキストを使用して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、教材（テキストと判例解説）を効率的に使用して、授業中はなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマの終了ごとに小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にめりはりをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのためにテキストを読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示するだけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として、特定の教科書を指定することはしないが、以下の基本書のいずれかに基づいて、予習をして講義に臨んでほしい。①伊藤眞・民事訴訟法（有斐閣）、②新堂幸司・新民事訴訟法（弘文堂）、③高橋宏志・重点講義民事訴訟法（上・下）、④中野貞一郎ほか編・新民事訴訟法講義（有斐閣）。詳しくは、第一回目の講義の際に説明する。なお、本年3月頃に、新版または改訂版が出版されるものもあるので、購入にあたっては注意すること。</p> <p>この他に『民事訴訟法判例百選』（第3版）（有斐閣、2003年）を使用し、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事訴訟の基本構造</p> <p>民事訴訟法入門や講義のガイダンスとして、民事訴訟の基本構造、訴訟手続の概要、紛争解決方式の多様化について講義する。具体的には次のような順序と内容である。</p> <p>第1に、法的紛争を法的に解決する民事訴訟制度の必要性と、制度の基底にある基礎的な思想について説明する。</p> <p>第2に、民事訴訟手続の流れ・円環的構造・基本原理等を説明して、民事訴訟法の概要を鳥瞰図的に明らかにする。同時に基本的概念や用語を修得させる。すなわち、処分権主義、弁論主義、口頭弁論、訴訟物、既判力、訴訟類型である。</p> <p>第3に、民事紛争を解決するのは訴訟だけではないとして、ADR（裁判外紛争処理制度）について説明する。すなわちADRの代表的なものとして、和解、調停、仲裁等を取り上げ、それぞれの特質と役割、訴訟との関係を明らかにする。</p>
第2回	<p>訴えの提起（1） 「訴えと請求」</p> <p>訴えの提起に関する事項を3回に分けて扱う。最初は「訴えと請求」である。細目は次の通りである。①訴えの意義、②訴えの種類、③訴訟上の請求、④訴え提起の方式、⑤訴え提起後の措置。</p>

第3回	訴えの提起 (2) 「訴えの利益と当事者適格」 細目は次の通りである。①総説、②訴えの利益、③当事者適格、④第三者の訴訟担当、⑤訴えの利益と当事者適格の訴訟上の取扱い。
第4回	訴えの提起 (3) 「訴え提起の効果」 細目は次の通りである。①訴訟係属、②二重起訴禁止、③訴え提起の実体法上の効果。
第5回	裁判所 民事訴訟手続の主体である裁判所について、どのような規律がなされているかを、次のような項目で扱う。①裁判所の意義と種類、②裁判機関の構成、③民事裁判権、④管轄、⑤管轄権の調査と移送、⑥裁判官の除斥・忌避・回避。
第6回	訴訟当事者と訴訟における代理・代表 民事訴訟手続の主体である訴訟当事者について、(A)「訴訟当事者」と、(B)「訴訟における代理・代表」に分けて、それぞれについて、どのように規律がなされているかを、次のような項目で扱う。(A)「訴訟当事者」では、①訴訟当事者の概念、②当事者の確定、③当事者能力、④訴訟能力、⑤当事者権。(B)「訴訟における代理・代表」では、①訴訟と代理、②法定代理人、③法人等の代表者、④訴訟代理人。
第7回	口頭弁論 (1) 弁論主義 裁判資料の収集方法の原理としての弁論主義を扱う。①弁論主義、②弁論主義の適用領域、③主張責任、④積明権、⑤法的観点指摘義務、⑥真実義務、⑦職権探知と職権調査。 ②を中心に、弁論主義違反とされた判例を分析的に考察する。
第8回	口頭弁論 (2) 口頭弁論の経過 ①口頭弁論の経過の概要、②弁論の併合・分離・制限、③口頭弁論調書、④弁論期日における当事者の欠席。
第9回	口頭弁論 (3) 当事者の訴訟行為 ①訴訟行為の概念と種類、②訴訟契約(訴訟上の合意)、③訴訟行為と私法規定、④形成権の訴訟上の行使、⑤訴訟行為の瑕疵と治癒。
第10回	口頭弁論の準備 ①口頭弁論の準備の必要性とその方法、②準備書面、③当事者照会(訴え提起前の証拠収集の処分等を含む)、④準備的口頭弁論、⑤弁論準備手続、⑥書面による準備手続、⑦進行協議期日。
第11回	証拠 (1) 事実認定と証拠 証拠は訴訟において非常に重要である。4回に分けて扱う。今回は総論ともいうべきものであり、⑤においては違法収集証拠の問題も扱う。①証拠の必要性、②証拠の種類、③証明の対象、④自白、⑤自由心証主義。
第12回	証拠 (2) 証明責任の分配 細目は次の通りである。①証明責任の意義、②弁論主義による証明責任の機能の拡大、③証明責任の分配基準、④立証困難軽減の諸方策。 ③を中心に、個別的な事案ごとに考察する。
第13回	証拠 (3) 証拠調べの通則と各種の証拠調べ (1) 細目は次の通りである。①証拠申出・証拠決定、②裁判所外の証拠調べ、③集中証拠調べ、④証拠保全、⑤証人尋問。
第14回	証拠 (4) 各種の証拠調べ (2) 細目は次の通りである。①当事者尋問、②鑑定、③書証、④検証。
第15回	試験

授業科目名	民事手続法Ⅱ				
担当者名	中島 弘雅、三上 威彦				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象に、民事手続法の基本法である民事訴訟法（判決手続法）が規定する訴訟の終了、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審について、それぞれの基本原理と基本的な知識の修得を目的とする。授業に際しては、今日的な問題に対応できるように、適宜、現代型訴訟や、人事訴訟、国際民事訴訟などにも配慮する予定である。</p> <p>本授業の到達目標は「民事手続法Ⅰ」とあいまって、第一に、民事訴訟法（判決手続法）の基本的な手続の流れや原理を修得することにある。具体的には、民事訴訟法の基本原理に基づく民事訴訟法の重要な問題について判例・通説の内容を十分に理解することである。第二に、本授業が2年次に配当されている「民事手続法」に関する高度で実践的な科目を履修するのに必要な基礎的な能力を身につけることである。第三に、民事手続の基底にある基本原理や手続的な思考方法について単なる知識として理解するのではなく、適正な裁判と合理的な手続運営の相克の問題を意識し、適切な訴訟活動が実践できるような手続的な思考をするための素地を得ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は民事手続法Ⅰとともに、民事手続法の基本講座であり、2年次以降の種々な「民事手続法」に関する講座や演習の案内人の役割を担っている。換言すれば、それらのいわば呼び水のような意味も有しているということである。なお、民事訴訟法は問題によっては実体法である民法・商法とも密接な関係を有している。これらについては、毎回の授業の中で紹介する具体的な事例問題を通じて、それらとの関係や接点について指摘し、学生が民法や商法を学ぶべき場合に手続法的な視点からの考察ができるように配慮したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義が中心になるが、抽象的な理論について一方的な講義にならないように注意しなければならない。そのためには次のような方法を考えている。第一にテキストを使用して予習を励行させ、授業中に学生に予習に関して質問をする。第二に、教材（テキストと判例解説）を効率的に使用して、授業中はなるべく具体的な問題を提示して具体的な解決策を考えさせる。第三に、大きなテーマの終了ごとに小テストを行い、学生に勉強をさせるとともに、学生の理解の程度を把握して、次の授業に反映させる。</p> <p>内容に関しては、単調で平板な概説的な授業にならないように、授業にめりはりをつける。すなわち実務で重要な意味を持ち、しかも訴訟促進に重要な役割を演じる項目を重点項目として、それに力点を置いた授業にする。そのためにテキストを読めば分かるようなものは、読む箇所や読み方を指示しただけで終わらせることもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>民事訴訟法について大局的な理解に役立てるために、林屋礼二＝吉村徳重＝中島弘雅＝松尾卓憲『民事訴訟法入門〔第2版補訂版〕』（有斐閣）を基本テキストとして使用する。授業においては、テキストの簡単な記述に対してさらに詳しい説明を加えて、最新の問題や判例・学説に関して見落すことのないようにする。テキストをベースに授業を進めることで、学生にノートを必要以上にとらないで済むようにして、その場で学生に考えさせるように努める。さらにテキストや下記のような判例解説書によって、学生が基本的な概念や原理について、予習・復習を効果的に行えるようにする。</p> <p>テキストの他に、判例を具体的な事案から解説している、伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』（＝別冊ジュリスト169号、2003年）を使用する。また必要に応じて、新堂幸司＝青山善充＝高橋宏志編『民事訴訟法判例百選Ⅰ〔新法 対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト145号、有斐閣、1998年）、同『民事訴訟法判例百選Ⅱ〔新法 対応補正版〕』（＝別冊ジュリスト146号、1998年）も参照する。これらによって、常に手続原理を具体的な事例や判例と結び付けて理解するように指導する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>最初に、簡単に、本講義全体のガイダンスを行った後、次の項目について授業を行う。</p> <p>判決による訴訟の終了（1） 総説——裁判所の判断による訴訟の終了</p> <p>判決による訴訟の終了は5回に分けて扱う。最初はいわば総論である。細目は次の通りである。①総説——裁判所の判断による訴訟の終了、②裁判の種類、③判決の成立、④判決の効力（総論）。重点項目は①と④である。</p>
第2回	<p>判決による訴訟の終了（2） 既判力論、および既判力の時的限界</p> <p>細目は次の通りである。①既判力とは何か、②既判力論の展開、③既判力の作用と一事不再理、④既判力の時的限界——既判力の標準時。重点項目は、④である。</p>

第3回	判決による訴訟の終了 (3) 既判力の客観的範囲 細目は次の通りである。ここでは、①一般原則、②判決理由中の判断の拘束力、③既判力と相殺の抗弁、④争点効理論と信義則理論について事例を用いながら学ぶ。
第4回	判決による訴訟の終了 (4) 既判力の主観的範囲(その1) 細目は次の通りである。ここでは、①相対効の原則、②請求の目的物の所持者と、③口頭弁論終結後の承継人について具体的な事例を素材にして学ぶ。
第5回	判決による訴訟の終了 (5) 既判力の主観的範囲(その2)、執行力・形成力・附随的効力 細目は次の通りである。ここでは、既判力の主観的範囲の問題のうち、既判力の一般第三者への拡張について学ぶ。 引き続き、既判力以外の判決の効力について学ぶ。具体的には、①執行力、②形成力、③確定判決の附随的効力について検討する。
第6回	当事者の行為による訴訟の終了---訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解 当事者の行為による訴訟の終了について学ぶ。細目は次の通りである。①総説---当事者の行為による訴訟終了の意義、②訴えの取下げ、③請求の放棄・認諾、④訴訟上の和解。特に④和解に関しては、次のように分けて考察する。意義と要件、手続・方式、効果、訴訟上の和解の瑕疵と救済方法。
第7回	複数請求訴訟 請求が複数の訴訟については、次のような項目別に考察する。①訴えの客観的併合、②訴えの変更、③反訴、④中間確認の訴え。これらについて、総説、意義・態様、要件、手続に分けて考察する。重点項目は②である。
第8回	多数当事者訴訟 (1) 総説、共同訴訟(その1) 当事者が多数の訴訟は4回に分けて扱う。最初は、総論として、多数当事者訴訟の意義を考察した上で、共同訴訟(その1)として、①共同訴訟の意義、②固有必要的共同訴訟、③類似必要的共同訴訟、④通常共同訴訟などについて、検討を行う。重点項目は、②と④である。
第9回	多数当事者訴訟 (2) 共同訴訟(その2)、選定当事者等 最初に、共同訴訟の残りの部分、すなわち、共同訴訟の審理と判決について、検討する。この項目は、重要である。 続いて、①多数当事者紛争と選定当事者、②クラスアクションと拡大選定当事者制度、③団体訴訟制度、④大規模訴訟に対する特則を扱う。
第10回	多数当事者訴訟 (3) 訴訟参加と訴訟告知(その1) 細目は次の通りである。①訴訟参加の意義と形態、②補助参加、③共同訴訟的補助参加、④訴訟告知、⑤共同訴訟参加、⑥独立共同訴訟参加。それぞれについて要件、手続、効果を考察する。重点項目は②、③、⑤である。
第11回	多数当事者訴訟 (4) 訴訟参加と訴訟告知(その2)および任意的当事者変更と訴訟承継 最初に、訴訟参加と訴訟告知(その2)として、独立共同訴訟参加について学ぶ。次に、任意的当事者変更と訴訟承継を取り上げる。細目は次の通りである。①当事者変更の態様、②任意的当事者変更、③訴訟承継。それぞれについて、意義、要件、手続、効果を考察する。特に③の訴訟承継では、当然承継、参加承継、引受承継について学ぶ。
第12回	上訴と再審 (1) 総説と控訴 上訴手続は2回に分けて取扱う。最初は (A) 総論と、(B) 控訴審手続である。 「総論」は、①裁判と不服申立て、②裁判の形式と不服申立て。 「控訴」は、①総説、②控訴審の手続、③控訴審の裁判、④附帯控訴。重点項目は、④である。
第13回	上訴と再審 (2) 上告・抗告・再審 それぞれの細目は、次の通りである。 「上告」は、①総説、②上告理由、③上告受理申立て、④上告審の手続、⑤上告審の裁判、⑥破棄判決の効力。重点項目は、②である。 「抗告」は、①総説、②抗告審の手続、③抗告審の裁判。 「再審」は、①総説、②再審事由、③その他の要件、④再審の手続と判決、⑤準再審。
第14回	特別訴訟手続、本講義全体に関する質疑応答 最初に、以下の手続について概要を講義する。①少額訴訟手続、②督促手続、③手形・小切手訴訟、④国際民事訴訟。重点項目は④である。 引き続き、「民事手続法Ⅱ」の講義全体に関わる質疑応答を行う。
第15回	試験

授業科目名	民事手続法総合				
担当者名	春日 偉知郎、中島 弘雅、三上 威彦、三木 浩一				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」を履修した者を対象として、民事訴訟法の中の判決手続について、訴訟の流れに則した発展的な理解と論点相互間の有機的な関連の習得を目的とする。本授業の到達目標は、判決手続に関する諸概念や主要な論点を、現実の訴訟を想定した具体的な事案に則して理解し、かつ展開する能力の習得にある。
2. 関連する科目との関係	法学未修者を対象とした民事手続法科目として「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」があり、本授業はその上級科目にあたる。また、民事手続法の関連科目として、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ・Ⅱ・総合」、「裁判外紛争解決」、「国際民事訴訟法」などがあり、また、実体法と手続法の融合科目として、「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」などがあるが、本授業は、これらを学ぶ上で必須の基礎を提供する。さらに、本授業は、民事系の法律実務基礎科目を学ぶ上でも重要である。
3. 授業の方法	ソクラティック・メソッドを用いた演習形式で行われる。すなわち、受講生は必ず事前に設問に対する解答を自分の頭で考え、さらに必要な判例や学説の調査を行った上で授業に臨む。授業では、教師の質問に対する応答や、学生相互間の活発な議論を通じて、判決手続の体系的かつ有機的な知識を習得し、また、事例問題を自己の頭で解決する能力を養う。加えて、教師や他の学生との討論を通じて、自己の考えを適切に表明して相手を説得する能力を身につける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	三木浩一＝山本和彦編・ロースクール民事訴訟法[第2版補訂版]・有斐閣
6. 授業内容（細目）	
第1回	本授業のガイダンスを行い、さらに、UNIT2を学習する。ここでは、重複起訴禁止と相殺の抗弁に関する事例を扱う。この事例を通じて、重複起訴禁止原則の制度趣旨や、禁じられる重複起訴となる場合の基準を明らかにし、それとの関係で、相殺の抗弁が重複起訴禁止に触れるか否かについて考察する。ただし、Q2-2,Q2-6は省略する。
第2回	UNIT6を学習する。ここでは訴えの利益に関する事例を基に、訴えの各類型について共通する訴えの利益とは何か、訴えの各類型に特有の訴えの利益とは何か、といったことを分析的に考察する。Q1-3,Q2-2,Q3-2を省略する。
第3回	UNIT1を学習する。ここでは信教の自由・政教分離原則と裁判を受ける権利との調整はどのようになされるべきか、法人の内部紛争における当事者適格は、どのように考えるべきかを検討する。
第4回	UNIT8を学習する。ここでは弁論主義・自白について学習する。とくに、自白の成立要件、自白撤回の要件、当事者が主張しない事実に基づいて判決が下された場合の問題点について学習する。Q3-2,Q5を省略する。また、Q3-1のうちの最後の質問も省略する。
第5回	UNIT10を学習する。ここでは口頭弁論の準備の諸問題を事例を通じて学ぶ。具体的には、争点整理手続の中でも、とくに弁論準備手続に焦点を当てて、当事者照会や時機に後れた攻撃防御方法の却下等を絡ませて、口頭弁論の準備について有機的な理解を目指す。Q1-5,Q3-6を省略する。
第6回	UNIT12を学習する。ここでは、会社の稟議書に対する文書提出命令を中心として、当事者の立証活動と証明負担の軽減の問題を横断的に学習する。具体的な論点としては、文書特定手続、文書提出義務、自己使用文書、証明軽減の理論などを取り上げる。Q1-4,Q3-1,Q3-2を省略する。

第7回	UNIT 1 4を学習する。ここでは複数請求訴訟において、一部の請求につき判決がなされた場合を想定し、その判決に対する控訴の要件、控訴審での審理・判断といったことを中心としつつ、その前提たる、複数請求訴訟の意義等についても理解を深める。Q4-1Q,4-2を省略する。
第8回	UNIT 1 5を学習する。ここでは、既判力の客観的範囲の問題を様々な角度から学習する。また、それと関連して、上訴の利益についても学習する。Q1-4,Q3-2Q,3-3Q,3-4を省略する。代わりに、Q3-1の前に、Q3-0として、「上訴の利益はどのような基準で判断するか」という設問を設ける。各自、検討しておくこと。
第9回	UNIT 1 6を学習する。ここでは、既判力の基準時後の形成権の行使に関する事例を素材として、既判力の意義、その時的限界、実体法上の形成権の訴訟における行使の法的性質等の問題を中心として学習する。Q1-1,Q2-1,Q2-2を省略する。また、Q3-1のうちの最後の質問を省略する。
第10回	UNIT 1 7を学習する。ここでは判決効の主観的範囲の問題を、ひとつの事例を通じて横断的に学習する。主として焦点を当てる論点は、反射効論と既判力論との関係、反射効論の評価、口頭弁論終結後の承継人の理論、反射効論と口頭弁論終結後の承継人の理論の関係などである。Q1-3,Q1-4を省略する。
第11回	UNIT 1 9を学習する。ここでは、複数請求訴訟において、一部の請求につき判決がなされた場合を想定し、その判決に対する控訴の要件、控訴審での審理・判断といったことを中心としつつ、その前提たる、複数請求訴訟の意義等についても理解を深める。Q1-2,Q3-4を省略する。
第12回	UNIT 2 0を学習する。ここでは同時審判申出共同訴訟を取り上げ、この制度と主観的予備的併合との関係、同時審判申出共同訴訟の要件や手続、同時審判申出共同訴訟と補助参加の関係等、同時審判申出共同訴訟において生じうる問題点につき総合的に考察する。Q2-8を省略する。また、Q2-1のうちの最初の質問を省略する。
第13回	UNIT 2 1を学習する。ここでは独立当事者参加について学習する。具体的には、独立当事者参加の制度趣旨、独立当事者参加訴訟における審理と判決の問題点について深く学ぶ。Q3は全部省略する。
第14回	UNIT 2 2を学習する。ここでは訴訟承継の事例を中心として、訴訟承継の意義と種類、参加承継と引受承継の手続、訴訟承継があった場合の手続等、訴訟承継をめぐる問題を総合的に考察する。Q1-3,Q3-3を省略する。
第15回	試験

授業科目名	民事法総合 I				
担当者名	増井 和男、大江 忠、岡部 喜代子、栗林 美保、中村 晶子、 福井 琢、赤坂 俊哉、今津 幸子、春日 秀文、渡邊 俊太郎、 深澤 武久、鈴木 一夫				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合 I は、民事法総合 II とともに、民法、商法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐える能力を身につけることである。</p> <p>民事法総合 I では、民法と民事訴訟法にまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論を修得していることを前提に、具体的事案の解決方法の検討を通じて、民事事件が訴訟になった場合に、民法、民事訴訟法各条文(民事保全法および民事執行法の一部を含む) 解釈及び理論がどのような役割を果たすのかを探究する。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で扱い、合計7回(隔週)演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられたケースを読み、何が問題となり、どのように解決すべきかを検討し、授業に臨む。授業では、教員が受講生に質問し、討論しながら、様々な意見、主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。</p> <p>今年度より、論述力を養うため、第2回、第6回の問題については、授業日の1週間前までに解答を起案し、提出してもらったうえ、添削・講評する予定である。</p> <p>また、中間試験については、普段の授業内ではなく、5月12日(土)午後1時から実施するので注意すること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には、事例問題のみを配付し、授業中に関連する判例等の資料を紹介する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容(細目)	<p>現時点では、2007年度に使用する問題が確定していないこと、および事前に論点を明示してしまうと、何が問題点であるかというところから検討してもらおうという趣旨に反するので、2006年度に実施した問題を掲載する。原則として、2007年度はすべて新問題とする予定である。</p> <p>今年度の具体的な授業日程等の予定は以下のとおりである。</p> <p>第1回(4月11日)</p> <p>第2回(4月25日) ※自宅起案の提出期限は4月17日午後1時</p> <p>第3回(5月9日)</p> <p>中間試験(5月12日土曜日午後1時開始)</p> <p>第4回(5月23日) 中間試験の問題を対象とします。</p> <p>第5回(6月6日)</p> <p>第6回(6月20日) ※自宅起案の提出期限は6月12日午後1時</p> <p>第7回(7月4日)</p>
第1回	<p>息子からマンション購入資金を銀行から借り入れるに際して、物上保証人になってほしいと求められた父親が、これを了解して、印鑑登録証明書、委任状、権利書などを交付したところ、息子が自ら経営する会社の事業資金のために担保を設定してしまったという事案を素材として、1、印鑑登録証明書、委任状、不動産の全部事項証明書、登記原因証明情報、担保不動産競売開始決定といった書類の見方、2、不動産競売手続の概要 3、競売手続開始後に抵当権設定契約の効力を争う方法 4、私文書の成立の推定 5、民法109条および民法110条の要件事実 6、規範的要件の要件事実 7、要証事実、不要証事実、自白の成立要件、自白の効果、自白の撤回 8、民法696条と錯誤 9、訴訟上の和解の錯誤無効と手続上の問題について検討する。</p>

第2回	Xがその所有するビルをYに賃貸したところ、Yは改装の上ABCに転貸した。Aは常習賭博を行っていたということであり、Xは賃貸借契約を解除してYおよび転借人らに対し家屋の明渡請求をしたいという事案を素材にして、民法613条の意味、一部についての用法遵守義務違反、無断転貸、無断改装についての黙示の承諾、用法違反における無催告解除、占有移転禁止の仮処分について検討する。
第3回	商人間で売買契約が締結され、売主が当該売買代金及びその遅延損害金請求をしたところ、買主が高価な茶碗による代物弁済の抗弁及び不法行為による損害賠償債権による相殺の抗弁を提出して争った事案。 とくに遅延損害金請求については商法514条の適用が、代物弁済の抗弁については目的物の所有権の移転時期と債務の消滅時期との異同や代物弁済契約の成立の立証方法等が、相殺の抗弁については訴訟上、訴訟外において相殺の主張をすべき時期等がそれぞれ問題となるが、両抗弁の審理判断の順序についても検討する。
第4回	Aは大工Bに請負代金債務400万円を負担していたところ、Bの要求で同人に対し800万円を貸付け、また、建材業者Cに500万円を貸付けた。ところが、Bは経営が悪化したため、債権者であるCと建材業者Dに対し、Aへの請負代金債権を二重に譲渡した。C及びDへの債権譲渡通知は同時にAに到達した。 上記事案について、Aの代理人弁護士の立場としてCに対し500万円の請求訴訟を提起するとして、CからAへの相殺の意思表示と、AからCに対する相殺の意思表示の先後による法律関係を対比する等を検討する。
第5回	Y会社経営の工場とZ会社経営の工場の各有毒廃液が海水に混入して付近住人A、B、Cに死亡等健康被害が生じた事案において、A、B、CとY及びZの法律関係。更に、これら同様の立場にある複数被害者らと被告らとの訴訟形態のあり方や、審理の途中でCが死亡した場合の訴訟行為及び判決の効力について検討する。
第6回	YはXのAに対する貸金債権について連帯保証をしていたが、Aが資金繰りに窮して倒産したのと相前後して、Yの唯一の資産である土地建物を、Zに対し売買を原因として所有権移転登記を了した。Xは上記売買契約は虚偽のものであるとの疑いを持っている。この場合、XはYに対する上記債権を回収するため、どのような方法をとるべきかにつき検討し、あわせて上記売買契約が虚偽のものであることを立証するための証拠収集の方法等について検討する。
第7回	甲土地上に乙建物を有するBは、Bの老後の世話をするというで本件不動産に同居していた一人息子のCにこれら不動産を生前贈与する公正証書を残す一方、C家族との生活がうまくいかずその後一緒に暮らしていた一人娘Dに対し、これら不動産を遺贈し、Gを遺言執行者とする旨の自筆証書遺言を残し死亡し、Gは不動産をD名義とすることに協力したという事情下において、DはCに対し不動産の明渡訴訟を提起したという事案。遺言無効、遺留分減殺請求権、当事者恒定のための仮処分、未登記の場合にDがGに対し移転登記手続き請求訴訟を提起した場合におけるCの訴訟参加について検討する。
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	



授業科目名	民事法総合Ⅱ				
担当者名	増井和男、大江 忠、加々美光子、中村晶子、福井 琢、赤坂俊哉、平石孝行、岡 伸浩、今津幸子、深澤武久、本村 健、宗像 雄				
単位数	2	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>民事法総合Ⅱは、民事法総合Ⅰと同様に、民法、商法、民事訴訟法の基本的知識があることを前提として、実際に起こりうる具体的な民事紛争を素材に、実体法上、手続法上何が問題となり、どのように解決すべきかを学ぶ科目である。</p> <p>本授業の到達目標は、特殊分野を除いた一般的な民事事件につき、一応の解決方法を見つけ、訴訟の見通しをつけられる応用力をつけ、司法試験合格後の実務修習に耐えうる能力を身につけることである。</p> <p>民事法総合Ⅱは、主として商法と民事訴訟法あるいは民法と商法もしくはそのすべてにまたがるケースを取り上げる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の民法総合、民事手続法総合及び要件事実論、商法総合Ⅰ、3年次春学期の商法総合Ⅱを修得していることを前提に、具体的事案の解決方法の検討を通じて、民事事件が訴訟になった場合に、民法、商法、民事訴訟法、民事執行法の各条文解釈及び理論がどのような役割を果たすのかを探究する。「民事実務の基礎」に比較すると、理論的問題を重視した内容となる。</p>
3. 授業の方法	<p>一つのケースを2コマ続きの授業で扱い、合計7回（隔週）演習形式で行う。すなわち受講生は事前に与えられたケースを読み、何が問題となり、どのように解決すべきかを検討し、授業に臨む。授業では講師は受講生に質問し、討論しながら、様々な意見、主張を整理し結論に導いていく。受講者が活発に意見を出し合うことで、様々な事件の見方を知り、簡潔で、説得的な考えを述べる力をつける。</p> <p>今年度より、論述力を養うため、第2回、第6回の問題については、授業日の1週間前までに解答を起案し、提出してもらったうえ、添削・講評する予定である。</p> <p>また、中間試験については、普段の授業内ではなく、第3回と第4回の授業の間の水曜日である11月7日（水）午前9時から実施するので注意すること。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>事前には、事例問題及びその関連資料のみを配付し、授業終了後に関連する判例等の資料を配付もしくは紹介する。</p> <p>その他、これまで各自が使用してきた各教科の基本書</p>
6. 授業内容（細目）	<p>現時点では、2007年度に使用する問題が確定していないこと、および事前に論点を明示してしまうと、何が問題点であるかというところから検討してもらおうという趣旨に反するので、2006年度に実施した問題を掲載する。原則として、2007年度はすべて新問題とする予定である。</p> <p>今年度の具体的な授業日程等の予定は以下のとおりである。</p> <p>第1回（10月3日）</p> <p>第2回（10月17日）※自宅起案の提出期限は10月9日午後1時</p> <p>第3回（10月31日）</p> <p>中間試験（11月7日午前9時開始）</p> <p>第4回（11月14日）中間試験の問題を対象とします。</p> <p>第5回（12月5日）</p> <p>第6回（12月19日）※自宅起案の提出期限は12月11日午後1時</p> <p>第7回（1月16日）</p>
第1回	<p>レストランY株式会社が支店を出すにあたり、代表取締役AはMを店長とした。Mは食材会社Xから食材を購入し、第三者に売却後その代金を自己の債務の弁済に充てていた。Mが営業全般にわたり権限を与えられている場合、支配人の登記があるが実質がない場合、退任した場合、支店登記がなされていない場合等の場合に、XがYに売買代金を請求することができるか。後にMにも訴えが提起された。このような事案を素材にして、支配人と登記の関係、表見支配人、弁論の併合と平語羽前にされた証拠調べの結果、判決の反射効、既判力について検討する。</p>

第2回	上場会社において、内紛が発生し、取締役会において代表取締役社長解任の動議が提出されたといった事案を素材にして、取締役会の招集手続の瑕疵、特別利害関係、商業登記の効力、債権譲渡禁止特約の効力、補助参加の利益、文書提出命令の可否などについて検討する。
第3回	商人間で賃貸借契約が締結されたが、借主が、賃料不払いにより当該契約を解除したとして、賃借権不存在確認の訴えを提起し、借主が相殺や弁済猶予の合意がされたとしてその効果を争った事案。 賃借権不存在確認の訴えについてはその訴訟物、既判力の客観的範囲、請求の趣旨・原因等が、解除については催告の意義・必要性、相殺の反論との関係等が、弁済猶予の合意については貸主の支配人の代理権の濫用がそれぞれ問題となるが、併せてこれらの主張の上記訴訟における比重についても適宜検討する。
第4回	大手スーパーマーケットYとテナント出店契約を締結しているペットショップZが販売した愛玩動物からペット感染が発生し、買い主及びその家族らが死亡や疾病入院となった場合、被害者らXのY及びZに対する損害賠償の可否とその法律関係について検討する。また、Xらの代理人弁護士の訴訟前の証拠収集方法、訴訟係属後の裁判所の争点整理の手続きについて検討する。
第5回	A会社は資金繰りの悪化した関係会社のB会社に2億円の貸付けをしたが、B会社が倒産したため、貸付残金1億5000万円が回収不能となった。また、A会社の経理課員が会社の定期預金1000万円の払戻しを受け、横領し、700万円が回収不能となった。A会社の株主X会社は、A会社の代表取締役Y1、取締役Y2に対し、貸付持の任務懈怠及び内部統制構築義務違反などを理由として株主代表を提起した。 上記事案について、株主代表訴訟提起の手続、主張の可否、補助参加、強制執行などを検討する。
第6回	募集株式の発行について、経営をめぐる争いがあり、現経営陣が第三者割当増資をするという事案をもとに発行手続きの瑕疵、取締役に対する損害賠償請求訴訟などについて検討する。
第7回	フィットネスクラブYの会員で、金融業を営むXが、某日、同クラブ利用時に金融業に関する現金、有価証券等を入れたアタッシュケースを自家用車内に入れたまま同クラブの駐車場に預けたところ、これが自家用車ごと盗難にあった事案において、Xの自動車の現占有者に対する自動車引渡請求及びYに対する損害賠償請求に関する法律関係を検討する。また、XがYに対する損害賠償請求権の一部を先に訴求した場合の残額に関する再訴の可否などについても検討する。
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	刑法 I				
担当者名	井田 良、伊東 研祐、小池 信太郎				
単位数	2	配当年次	1	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とし、慣例的には「刑法総論」と呼ばれる領域、即ち、刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群、並びに、いわゆる犯罪論（犯罪体系論）、更に、刑法の適用範囲及び罪数について、基本的な知識を修得させると共に、単なる分析的・体系論理的処理能力の取得を超え、犯罪及び刑罰という社会現象に対する各自の価値観に基づいた確固とした法的視座を確立させることを目的とする。</p> <p>本科目は1年前期に配され、個別犯罪に関する解釈論を中心に教授する後期の「刑法Ⅱ」と相俟って、履修した者が2年次の「刑法総合」において討論を中心とした高度な学習を行い得る程度の総論的な知識及び前提的な視座を獲得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同じく法律基本科目であって、慣例的には「刑法各論」と呼ばれ、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪に関する罪質論・要件論等について教授する「刑法Ⅱ」での議論とは、不断の相互フィードバックが前提されており、謂わば一体を成すものである。「刑法総合」では、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」での学習を踏まえて、発展的な内容の修得が目指される。そのほか、刑事手続法に係わる「刑事訴訟法」や「青少年と法」は勿論、国際社会化を視野に入れつつ犯罪原因・対策等を学ぶ「刑事政策・被害者学」「外国刑法」等、犯罪現象に関する総合的な見識を涵養する為の諸科目が用意されているが、「刑法Ⅰ」はそれらの要となる科目である。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答ないし対話を適宜に組み込んだ「講義」を中心に行う。受講者が予習により前提的な知識の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、知識の整理・深化を通じて刑事法的視座の確立を図り、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を修得させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	最初の授業の際に、基本書・参考書についてと共に、説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>刑法の意義・機能及び諸原則： 刑法の意義・機能について、他の法分野と比較し、関連付けながら概説する。その上で、行為主義・責任主義・罪刑法定主義・実体的適正原理等の基本原理及びその派生原理（法律主義、遡及処罰の禁止、類推解釈の禁止、明確性の原理、過度に広範性故に無効の原理等々）について、裁判例の検討を通して具体的に説明する。</p>
第2回	<p>犯罪論概観（犯罪論の意義と機能）及び行為主体論： 構成要件該当性・違法性・責任（有責性）という3分説犯罪体系論の基本的視座・枠組について、沿革をも紹介しつつ、その意義・機能を説明した後、速やかに構成要件要素としての「犯罪主体論」に入り、特に組織体ないし法人の主体性と「身分」犯の捉え方について、判例理論を素材としつつ、批判的に論じる。</p>
第3回	<p>「行為結果論」と結果の客観的帰属論（因果関係論）： 結果の形態ないし捉え方に拠る犯罪類型及びその処罰根拠の分類等について概説し、いわゆる結果犯について責任主義の観点から要求される行為への結果の帰属を判断する枠組を巡る議論、刑法上の因果関係論ないし客観的帰属論について、条件関係とその制限原理という観点から詳論する。条件関係では、結果回避可能性や一般予防効果等の導入による規範的評価化を試みる論理的結合説や合法則的条件関係論をも含めて、検討する。制限原理ないし相当性論では、とくに大きな動きのあった最近の最高裁判例を素材に、理解を深める。</p>
第4回	<p>不作為犯論 行態の形態ないし捉え方に拠る犯罪類型及びその処罰根拠の分類等について概説し、幾つかの原理的問題を抱える不作為犯、特に不真正不作為犯の可罰性について検討した上で、処罰の限界を実質的に画することとなる「作為義務（保障人的地位）」の内容・要件について、判例で問題になった事案を素材にして、具体的に検討する。</p>

第5回	故意論（構成要件の故意論と錯誤論）： 故意の要件について、意味の認識を含む構成要件的事実の認識と違法性の意識との関係や構成要件的事実の未必的認識と過失との関係等に焦点を当てつつ、概説した後、故意論の裏面たる「錯誤」論について検討することで、故意論に対する理解を深める。いわゆる具体的事実の錯誤、抽象的事実の錯誤について、判例で問題になった事案を素材に、判例理論を批判的に検討し、適正な故意論を修得させる。
第6回	過失犯論： 過失の要件について、過失構造論等についても判例事案を用いつつ概説した後、注意義務違反・予見可能性の内容、その認定基準・方法等を中心に検討する。また、交通事故やチーム医療事故等を契機に発展せしめられてきた「信頼の原則」の内容及び適用条件について、更に、大規模火災事故への対処策として展開されてきた「管理・監督過失」論についても、基本視座に立ち戻って理解させることを試みる。
第7回	不法実質論と違法性阻却原理論： 刑法所定の諸々の違法性阻却事由の解釈論の前提として要求される違法性阻却原理論を巡る議論の諸相を紹介することを通し、如何なる現象を犯罪の実体として捕捉すべきであるかという不法実質論の理解を促進する。
第8回	緊急行為論（正当防衛・緊急避難・自力救済）： 違法性阻却事由の体系論について概説し、緊急行為として纏められる正当防衛・緊急避難・自力救済の共通性・異同について説明した上で、それぞれの成立要件について、判例理論を対照しつつ、検討する。
第9回	正当行為、その他の違法性阻却事由と「被害者の同意」： 刑法35条の規定する正当行為・法令行為の内包と外延並びに超法規的違法性阻却事由について検討した後、いわゆる「被害者の同意」の違法性阻却効・要件について、「錯誤にもとづく同意」等を中心に検討する。
第10回	責任論（責任能力論と「違法性の意識（の可能性）」の内容）： 規範的責任論に基づく有責性論及びその構成要素について概説した後、「責任能力」の内容について、責任無能力者・限定能力者の法的及び医療的な処遇を視野に入れつつ、説明・検討し、「原因において自由な行為」の法理の根拠と適用について、判例を素材にして考える。また、「違法性の意識（の可能性）」の内容について、その要否を含め、判例を素材にして考える。
第11回	未完成犯罪論（煽動・陰謀・予備・未遂等）： 実定法上の未完成犯罪の諸類型について概説し、予備の共同正犯等の幾つかの論点について注意を喚起した後、未遂犯の成立要件、特に実行の着手の意義について、窃盗罪・強姦罪の裁判例や近時の結果説の実定法適合性等を素材に検討し、修得させる。不能犯についても、判例の事案等を素材にして、主要学説を如何に修正すべきであるかという観点から具体的に検討する。中止犯については、近時大きく進展した学説状況を踏まえさせた上で、判例の事案等を素材に、性格論・要件論を検討させる。
第12回	共犯論Ⅰ（「共犯の処罰根拠」論・「従属性」論と教唆・幫助の解釈論）： 共犯の処罰根拠並びに従属性の程度等について、具体的事例を素材に検討し、次いで、実定法上の共犯形態について相互関係を中心に概説した後、教唆・幫助の成立要件並びに共犯過剰の処理・心理的幫助の因果性・離脱等の個別論点を検討する。
第13回	共犯論Ⅱ（共同正犯論と「共犯と身分」論）： 共同正犯の成立要件を、「共謀共同正犯」論・「過失共同正犯」論等を展開してきた判例等を素材に、論点毎に批判的に検討する。また、「共犯と身分」に関する判例・学説の理論状況を確認し、妥当な実定法解釈を探る。
第14回	罪数論と「刑法の適用範囲」論： 罪数論の目的並びに基本的判断視座・枠組を説明し、一罪・数罪の各下位範疇の処理について、判例を批判的に検討しつつ、修得させる。また、刑法の適用が、場所的・時間的にどの範囲まで及ぶのか、最近の事件・裁判例の検討を通じて、学習する。
第15回	試験

授業科目名	刑法Ⅱ				
担当者名	鈴木 左斗志、和田 俊憲				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とし、慣例的には「刑法各論」と呼ばれる領域、即ち、刑法典第2編「罪」及び若干の特別法に規定される個別犯罪の罪質・要件等について、基本的な知識を修得させると共に、体系整合的な刑事法解釈論を展開する為の法的視座の初期状態ないし初期値を獲得させることを目的とする。</p> <p>本科目は1年後期に配され、刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群並びにいわゆる犯罪論等を中心に教授する前期の「刑法Ⅰ」と相俟って、履修した者が2年次の「刑法総合」において討論を中心とした高度な学習を行い得る程度の総論的な知識及び前提的な視座を獲得することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同じく法律基本科目であって、慣例的には「刑法総論」と呼ばれる領域を扱う「刑法Ⅰ」での議論とは、各論における理論対立は総論における理論対立の反映ともいわれるように、不断の相互フィードバックが前提されており、謂わば一体を成すものである。「刑法総合」では、「刑法Ⅰ」「刑法Ⅱ」での学習を踏まえて、発展的な内容の修得が目指される。そのほか、刑事手続法に係わる「刑事訴訟法」や「青少年と法」は勿論、国際社会化を視野に入れつつ犯罪原因・対策等を学ぶ「刑事政策・被害者学」「外国刑法」等、犯罪現象に関する総合的な見識を涵養する為の諸科目が用意されているが、「刑法Ⅱ」にとって、それらは、解釈論にせよ立法論にせよ、具体的な思考の為の素材を提供してくれる科目であるといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」を中心に、受講者による事例分析・法適用等を巡って討論を行う「演習」を、授業内容に合わせて適宜織り込む方法で行う。いずれの形式による場合でも、受講者が予習により前提的な知識の概要を事前に把握していることを前提とする。授業では、知識の整理・深化を通じて刑事法的視座の確立を図り、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を修得させる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	最初の授業の際に、基本書・参考書についてと共に、説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>刑法各論総説及び個人法益に対する罪①：基礎概念等</p> <p>法益の種類・内実等に拠る刑法各論の体系的理解について概説することを通じ、本科目の講義内容の全体像を把握させ、また、刑法各則自体の犯罪に対する視座とこれに対応する解釈論の特徴・視座を理解させる。特に、「人」の始期・終期を巡る近時の激しい議論や「財物」への情報・無体財産の包摂可能性というような問題を検討させることにより、解釈論上の基礎知識のみならず、解釈論のダイナミズムを理解させる。</p>
第2回	<p>個人的法益に対する罪②：生命・身体に対する罪</p> <p>自殺関与罪・囑託殺人罪の論理整合的性格付け、騒音やPTSD等を契機とした現代社会における「暴行・傷害」概念の再検討、同時傷害の特則の意味、遺棄罪における「保護責任」の発生根拠と「遺棄」概念の統一的解釈等、生命・身体に対する罪という比較的理解し易い犯罪類型の論点を横断的に検討することにより、その刑法的保護の特質を理解させる。</p>
第3回	<p>個人的法益に対する罪③：自由に対する罪</p> <p>自由の性格・内容に従って、逮捕・監禁罪、脅迫・強要罪、略取・誘拐罪、強制猥褻・強姦罪、住居侵入罪につき、解釈論を概説し、被拘束性の認識の要否や性的欲求充足の要否、権利行使の限界、ジェンダー・バイアス、プライバシー保護等々の各罪における現在の論点の検討を通じて、刑法的な自由の保護の特質を理解させる。</p>
第4回	<p>個人的法益に対する罪④：名誉・信用・業務に対する罪</p> <p>名誉毀損罪・侮辱罪の性格の明確化・関連付け、表現の自由・知る権利の保障の観点から認められた刑法230の2「真实性の証明」を巡る解釈論の対立の検討等を通じて、要件知識のみならず、原理論との関連における解釈論のテクニックを修得させる。また、信用毀損罪・業務妨害罪に関しては、近時の判例理論の展開を踏まえ、公務執行妨害罪・競売妨害罪・談合罪等をも含め、体系整合性の観点から、解釈の再検討を行う。</p>

第5回	個人的法益に対する罪⑤：財産犯Ⅰ（財産犯総論及び窃盗罪・盗品等関与罪・毀棄罪） 財産犯に分類される各犯罪類型の特質・区別標準・相互関係等を概説することを通じて体系的理解の為の視座を形成し、同時に、窃盗罪・盗品等関与罪・毀棄罪の要件解釈論を教示しながら、財産保護との関係において、刑法の機能について考察し、総論における不法実体論等へのフィードバックを行う。
第6回	個人的法益に対する罪⑥：財産犯Ⅱ（強盗罪及び恐喝罪） 被害者意思の抑圧・圧迫という側面の加わる強盗罪及び恐喝罪について、解釈論として種々の困難を提示する諸々の加重類型・特別類型に関する考え方や権利行使との限界付けに関する考え方等々を修得させる。
第7回	個人的法益に対する罪⑦：財産犯Ⅲ（詐欺罪及び2項犯罪） 瑕疵ある意思決定に基づく処分という側面の加わる詐欺罪について、一般的な要件解釈論を教授すると共に、新たな形態での現代的な詐欺の行為事例を検討し、消費者保護等の観点からの解釈論・立法論の進展を試みる。また、「財産上の不法の利益」を客体とするいわゆる2項犯罪について、統一の観点からの解釈論の可能性を検討する。
第8回	個人的法益に対する罪⑧：財産犯Ⅳ（横領罪及び背任罪） 信任違背という側面を共有する横領罪及び背任罪について、詐欺罪の場合と同じく、一般的な要件解釈論・区別標準論等を教授すると共に、バブル崩壊後の経済状況下における事後処理手段等としての用法事例を検討し、規制緩和ないし適正規制時代における横領罪及び背任罪の解釈論について検討する。
第9回	社会法益に対する罪①：公共危険罪、特に放火罪 各種の公共危険罪を、一定のエネルギー・勢力等の公共中への制御されない不法な解放という観点から統一的に捉え、そこから各罪の特性と解釈論を概説すると共に、特に放火罪について、現代社会における解釈論の変更の必要性という観点から、検討を加える。
第10回	社会法益に対する罪②：偽造罪、特に文書偽造罪 印章偽造罪・有価証券偽造罪・通貨偽造罪・文書偽造罪を、相異なる社会システムの機能を有する客体（文書）の偽造又はその一部という観点から統一的に捉え、文書偽造罪を中心として偽造罪解釈論の基礎を再検討する。
第11回	社会法益に対する罪③：風俗に対する罪、特に猥褻罪 サイバー・ポルノに代表される新たな形態の猥褻罪やカルト集団・オカルト集団による逸脱行動の提出した解釈論上の諸問題を、判例事案等を素材として検討し、伝統的なアプローチを学習しつつ、その限界を超えて自ら解決する能力を修得させる。児童買春・児童ポルノ等の問題についても考察する。
第12回	国家法益に対する罪①：一般国家作用に対する罪 公務執行妨害罪・職務強要罪・封印破棄罪・強制執行妨害罪・競売入札妨害罪・談合罪等の一般国家作用に対する罪に関する解釈論を教授する。公務執行妨害罪に関しては、業務妨害罪や強制執行妨害罪以下の罪の保護対象との関係、強制執行妨害罪以下の罪に関しては、バブル崩壊後の債務処理という新たな機能との関係において、判例事案を素材としつつ、機能論的な批判的視座を修得させる。
第13回	国家法益に対する罪②：司法作用に対する罪 逃走罪・犯人蔵匿及び隠避罪・証拠隠滅罪・偽証罪・虚偽告訴等罪という司法作用に対する罪に関する解釈論を、判例事案を素材として、法益に対する危険の内実・判断枠組の再構成、また、共犯の処罰根拠の再確認という点に焦点を当てて、議論する。
第14回	国家法益に対する罪③：流職（汚職）の罪 職権濫用罪・賄賂罪という流職ないし汚職の罪に関する解釈論を、前者に関しては、強要罪との関連等、その罪質を巡る議論と判例事案への適用を中心に、後者に関しては、判例により開拓された「職務密接関連行為」概念の帰趨等を中心に議論し、最終的には、流職の罪を超えた公務関連犯罪の体系的理解を試みる。
第15回	試験

授業科目名	刑法総合				
担当者名	伊東 研祐、鈴木 左斗志、和田 俊憲				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、1年次に「刑法Ⅰ」と「刑法Ⅱ」を履修した者およびこれと同程度の基礎的学識を備える者（法学既修者）を対象とし、刑法総論および刑法各論の分野における理論上・実務上重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体とする授業を通じて、受講者の基礎的学識の深化をはかり、かつ、応用の利く柔軟な法的思考力・事例分析力を涵養して、受講者に実務法曹として必要な問題解決能力を獲得させることを目標とする。限られた時間内で刑法学の重要論点を網羅することはできないが、理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合的・体系的理解を可能とするような問題群を選んで、これらに対し集中的に検討を加えることにより、受講者が、実務における刑法の解釈と適用のあり方を正確に把握した上で、刑事政策的観点を加えて、伝統的な問題解決にとらわれない独自の思考を説得力をもって展開できるような論理的思考力を身に付け得るような授業とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1年次における「刑法Ⅰ（刑法総論）」と「刑法Ⅱ（刑法各論）」は、それらが一体となって本授業の履修を可能とするための基礎的学識を具備させるためのものであり、本授業は、そこにおいて修得された法的思考力・事例分析力の「深化と応用」をはかるものである。刑事の手続法に関する「刑事訴訟法」が1年後期に、「刑事訴訟法総合」が2年後期に配当されているが、本授業においては、本格的な融合・統合がはかられる3年次の「刑事法総合」に先立ち、実体法と手続法の連携にも留意するものとする。「経済刑法」は、本授業においても取り上げられる特殊分野をさらに掘り下げて集中的に学ぶ授業科目であり、「刑法総合」と直接的に連続するものである。「刑事政策・被害者学」、「青少年と法」、「外国刑法」等の刑事法科目も、それぞれ受講者の視野を広げ、犯罪現象に関する総合的な学識を得させるための発展的な授業科目である。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者に対し、課題事例とともに、あらかじめ判例および参考文献を指示し、受講者がこれらを読み、課題事例についてみずから十分に検討を加えてきたことを前提として、授業担当者と学生との質疑応答および学生同士の対論を中心として授業を進める。ただし、学生による発表やグループ・ディスカッション等の方法も随時取り入れることとする。授業においては、独学によっても学ぶことが可能な知識の伝達が行われず、受講者が予習により必要な知識を得ていることを前提として、これを駆使した応用的な法的思考力が身に付くような授業となるように留意する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特定の市販教材は使用しない。あらかじめ、各回に検討する判例と参考文献及び検討課題を示して、十分に予習して来て貰う。判例・文献と課題については、各クラスの担当者間において基本的に共通のものとし、毎学期に得られたノウハウを蓄積するものとする。学期当初は、教材の配布等に関する掲示・メール等に注意されたい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>因果関係： 因果関係に関する最高裁の一連の判例の概観を通じて、裁判実務が法的因果関係（条件関係の制限）に関しどのような基本的立場にあるかを検討する。また、いわゆる相当因果関係説における相当性の判断基準の実質について分析を加え、基礎にある考え方がいかなるものであるのかについて論じ合う。なお、刑事裁判における因果関係の証明についても論及することとする。</p>
第2回	<p>故意と錯誤： 故意の認識内容について、その範囲や程度、認定方法等について議論する。盗品等に関する罪における盗品性や薬物犯における薬物の認識が問題となった判例の検討を通じて、理解を深める。未必の故意については、実体法上の理論を概観し、それとの関係で判例の考え方を理解する。錯誤論についても簡潔に触れる他、挙証責任の転換や故意の推定に関する規定の導入など、政策論・立法論にも及ぶこととする。</p>
第3回	<p>正当防衛： 授業の冒頭においては、正当防衛の正当化根拠について討論を行う。次いで、正当防衛の限界事例に関わる課題のケースを検討する中で、最高裁の一連の重要な判例を取り上げ、その正確な理解に努める。防衛意思の内容、喧嘩闘争と正当防衛（判例における積極的加害意思）、防衛行為の必要性・相当性が取り上げられるべきテーマとなる。</p>

第4回	被害者の同意： 同意傷害に関する最高裁判例の理解を確認し、被害者の同意の体系論的位置付け・正当化根拠について議論しあう。後半は、医療行為と患者の同意（インフォームド・コンセント）に関する基本的問題点を取り上げて検討する。時間的に余裕があれば、安楽死問題にも論及することとする。
第5回	未遂犯（実行の着手と中止犯）： 未遂犯の処罰根拠に関する一般論を確認した後、強姦罪、窃盗罪、放火罪、殺人等に関する判例を検討し、判例動向を確認する。間接正犯における実行の着手時期についても論及することとする。後半は、中止犯に関する基本的な論点についても取り上げることとする。
第6回	共同正犯(1)： 事例の検討を通じて、共同正犯と幫助犯の区別、共同正犯の成立要件及び認定方法、共同正犯関係の解消・共同正犯からの離脱、共働共謀正犯、共同正犯と錯誤といった論点についての理解を深める。共謀の認定等に関する訴訟法上の問題点にも論及することとする。
第7回	共同正犯(2)： 共犯と身分に関する最高裁判例の事案の検討を中心として、刑法65条にいう「身分」の意義、「共犯」の中になぜ共同正犯が含まれるのか、身分者が非身分者の犯罪に関与した場合の扱い等の論点を取り上げて討論する。
第8回	過失犯： 過失構造論を踏まえて過失犯の成立要件につき確認した後、交通事故に関する課題事例を用いて、訴訟上の論点にも言及しつつ、予見可能性および注意義務の存否の判断方法をめぐり検討を加える。授業の後半では、信頼の原則の適用が問題となり得る「管理・監督過失」のケースにつき検討を加える過程で、予見可能性や注意義務の分配の問題についても理解を深める。
第9回	財産犯(1)ー財産犯の法益、あるいは、財産犯を如何に捉えるか： 前半においては、最高裁判例を用いて、窃盗罪等の奪取罪の保護法益(本権説か占有説か)に関する判例の立場の理解に努め、ひいては民法による財産保護と刑法による財産保護との関係について考えさせる。また、窃盗罪と詐欺罪の限界が問題となるケースを取り上げ、とりわけ詐欺罪における処分行為(交付行為)の意義について検討を加える。更に、親族相盗例や盗品等関与罪の観点からも、財産犯論を検討する。
第10回	財産犯(2)ー詐欺罪を巡る諸問題： 近時、大きな展開を示している詐欺罪に関し、その各要件に関する議論を判例を通じて検討し、更には、財産犯の法益・捉え方をも思考する。
第11回	財産犯(3)ー横領と背任 横領罪と背任罪の要件論の詳細及び両罪の関係について、近時の理論及び判例の展開について、考察する。いわゆる不可罰的事後行為等についても議論する。
第12回	偽造罪： 有形偽造と無形偽造の区別に関する一連の最高裁判例の検討を通じて、偽造の概念に関する理解を深める。
第13回	汚職の罪ー賄賂罪と職権濫用罪 賄賂罪及び職権濫用罪の諸問題を概観した後、賄賂罪については、最も問題となる「職務関連性」に関する判例の見解を正確に理解し、ロッキード丸紅ルート事件大法廷判決の射程を、同判決後の下級審判決をも参照しつつ、再確認する。また、職権濫用罪については、共産党幹部自宅盗聴事件の射程を、再確認する。併せて、公務員犯罪に関する全体的視座を考察する。
第14回	罪数・犯罪競合： 罪数と犯罪競合に関する主要な問題を概観しながら、判例実務の基本的立場を正確に理解することに努める。とりわけ刑の量定との関係に注目し、量刑判断の全体の中に位置づけて罪数・犯罪競合の問題を検討することにする。
第15回	試験



授業科目名	刑事訴訟法				
担当者名	平良木 登規男、安富 潔、小池 信太郎				
単位数	2	配当年次	1	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法学未修者に対し、刑事手続の基本である刑事訴訟法について、基礎的な知識の付与と思考力を付けることを目的とするものである。具体的には、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則についての基礎的な理解、概念の把握が中心になるが、単なる理解にとどまらず、日々生起する日常の典型事例を通して、その解決方法等を習得する素地の涵養を目標とする。
2. 関連する科目との関係	「刑事訴訟法総合」あるいは「刑事法総合」に至るための基本講座である。刑法等の実体法や、少年法、刑事政策・被害者学等の隣接科目とも関連させながら、法曹として習得しなければならない土台を形成する。
3. 授業の方法	講義形式を中心にするが、抽象的な理論を一方向的に講義することをできるだけ避け、法的ものの考え方の取得を訓練の中心とする。モデル事例や判例に基づいた事案の解決を中心に、ときにはビデオ教材を併用する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、①平良木 登規男『捜査法第2版』（成文堂、2000年）、②裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案（再訂版）』（司法協会、1999年）を使用する。 参考書 田宮裕「刑事訴訟法 [新版]」（有斐閣）、松尾浩也「刑事訴訟法上新版」、「同下」（弘文堂）、井上正仁ほか「ケースブック刑事訴訟法」（有斐閣）、刑事訴訟法判例百選 [第八版]、刑事訴訟法の争点 [第三版] 等
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイドランスと刑事裁判の当事者 ① ガイドランス、② 刑事裁判手続（事件発生、捜査、公訴提起、冒頭手続、公判手続、判決の宣告及び確定）、③ 訴訟の主体（裁判所、検察官、被告人・弁護人）
第2回	刑事裁判の流れ、捜査 ① ① 刑事訴訟法典の見方、② 捜査の機関、③ 令状主義（対人処分と対物処分）、④ 逮捕
第3回	捜査 ② ① 被疑者勾留（勾留の理由と必要性）、② 任意捜査と強制捜査（司法警察と行政警察、職務質問）
第4回	捜査 ③ ① 任意捜査と強制捜査（所持品検査、自動車検問、任意同行、宿泊を伴う取調べ）、② 逮捕前置主義（意義、事件単位・人単位、事件単位の原則、その例外）、③ 一罪・一逮捕・一勾留の原則（再逮捕及び再勾留の可否）
第5回	捜査 ④ ① 別件逮捕・別件勾留、③ 余罪の取調べ、④ 接見交通権

第6回	<p>捜査 ⑤</p> <p>① 押収・搜索、② 差押の対象（コンピューターに入力された情報、フロッピーに入力された情報、身体の一部、体内の異物、郵便物）</p>
第7回	<p>捜査 ⑥ 公訴提起</p> <p>① 強制採尿・強制採血、② 写真撮影・通信傍受、③ 被疑者の取調べ、</p>
第8回	<p>公訴提起、訴因</p> <p>① 起訴便宜主義、② 起訴状一本主義、③ 訴因の特定（白山丸事件、覚せい剤自己使用、共謀の日時、場所及び方法による特定）、</p>
第9回	<p>訴因変更</p> <p>① 公訴提起と訴因変更、② 訴因の同一性（訴因変更の要否）、③ 公訴事実の同一性（訴因変更の可否）、④ 訴因変更手続（訴因変更命令、命令の形成力）</p>
第10回	<p>訴訟条件、証拠一般</p> <p>① 訴訟条件と訴因、② 公訴時効、③ 証拠裁判主義、④ 挙証責任</p>
第11回	<p>証拠、伝聞法則</p> <p>① 自由心証主義、② 伝聞法則、③ 伝聞法則の不適用（非伝聞、非供述証拠）</p>
第12回	<p>伝聞例外</p> <p>① 同意書面（刑訴法 326 条）、② 刑訴法 321 条書面、③ 刑訴法 323 条ないし 328 条の書面</p>
第13回	<p>自白法則</p> <p>① 自白の任意性（刑訴法 319 条、刑訴法 322 条）、② 自白の補強証拠、③ 共同被告人の法律関係</p>
第14回	<p>違法収集証拠、裁判の効力</p> <p>① 違法収集証拠、② 裁判の効力（既判力、一事不再理の効力、二重の危険）、③ 既判力の客観的範囲・時間的範囲</p>
第15回	<p>テスト</p>

授業科目名	刑事訴訟法総合				
担当者名	金谷 利廣、北原 一夫、近藤 和義、田崎 文夫、豊田 健、安富 潔				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	この授業は、法学未修者の2年次、及び法学既修者を対象に、刑事手続についての基本的理解を前提として、判例を中心に、理論面における「深化と応用」を図るものである。現実の社会において生起する様々な事例について、刑事手続法上の問題点を発見し、その解決を図る能力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	法学部における関係科目や、法学未修者の「刑事訴訟法」で得た刑事手続に関する理論面での基本的理解を拡充し、3年次における「刑事法総合」や「刑事実務基礎」へと架橋するものである。
3. 授業の方法	本教材に掲載されている「問題」及び「関連問題」について全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした授業を展開する。「関連問題」については、フォローアップタイムで適宜質問に応じる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	① 刑事訴訟法に関する基本的理解があることを前提に授業を進めるので、夏休み中に、基本書を通読しておくことが望ましい。定評があるものとして、田宮裕『刑事訴訟法 新版』（1996）、松尾浩也『刑事訴訟法（上）新版』（1999）・同『刑事訴訟法（下）新版補正第2版』（1999）、平良木登規男『捜査法 第2版』（2000）・裁判所書記官研修所監修『刑事訴訟法講義案 再訂版』（2003）等、平成16年改正を反映したものとして、池田修＝前田雅英『刑事訴訟法講義 第2版』（2006）等がある。 ② 「必読の基本判例」、及び「必読の基本判例」として指定されている最高裁判例の調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説〔刑事篇〕』。南館1F図書室に配架。最新年度版を除いて、LLIシステムでも閲覧可能）を、予習の際に必ず参照しておくこと。 ③ 「参考判例」及び「参考文献」については、学習にあたって適宜参照すること。
6. 授業内容（細目）	
第1回	行政警察活動と捜査、任意同行と取調べ
第2回	身柄拘束の諸問題
第3回	令状による捜索・差押え(1)
第4回	令状による捜索・差押え(2)、写真撮影、通信傍受

第5回	逮捕に伴う捜索・差押え， 身柄拘束中の被疑者と弁護人との接見交通
第6回	公訴提起をめぐる諸問題，被告人・弁護人
第7回	公判の準備，訴因の明示・特定
第8回	訴因の変更
第9回	訴訟条件，挙証責任と推定，証拠の関連性
第10回	自白法則，補強法則
第11回	伝聞証拠の意義，非伝聞証拠，伝聞例外(1)
第12回	伝聞例外(2)
第13回	共同被告人の法律関係，違法収集証拠の証拠能力
第14回	実体裁判，裁判の効力
第15回	試験

授業科目名	刑事法総合 I				
担当者名	秋山 仁美、金谷 利廣、北原 一夫、土屋 眞一、安富 潔、平良木 登規男、小池 信太郎				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑法と刑事訴訟法にまたがる等の理由で、2年次までの講義で取り上げられなかった問題を中心に、最近の主要判例なども踏まえつつ講義を展開するとともに、多論点型の長文事例問題を検討することで、すでに修得した刑法・刑事訴訟法の体系的知識を、有機的に結合させた形で「使いこなせる」レベルまで高めることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	この授業は、2年次までに履修した刑事法関係科目で学んだことを前提に、その補完・発展を図るものであると同時に、並行して履修する「刑事実務基礎」及び「模擬裁判（刑事）」といった実務科目並びに後期に履修する刑事法総合Ⅱへの架橋をも意識したものである。また、「経済刑法」、「刑事政策・被害者学」、「青少年と法」、「司法制度論（刑事）」、「国際刑事法」、「医事法」等の選択科目と併せて履修することにより、刑事法に関する総合的な学識を身につけるものである。
3. 授業の方法	授業は隔週で行う（合計7回）。検討課題等を示したプリントを事前に配布し、全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした講義を展開する。重要な問題については、適宜、学生同士のディスカッションも交えたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	一般的な基本書等の指定はしない（2年次までに、刑法および刑事訴訟法に関する定評ある概説書を通読し、理解していることを前提とする）。とくに参照すべき判例および文献については、教材等で指示する。 「必読の基本判例」として指定される最高裁判例の調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説〔刑事篇〕』。南館図書室1Fリザーブブックコーナーに配架。最新年度版以外はLLIシステムにも所収）は、とくに参考文献指定されていない場合にも参照しておくこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	（4月 18日） 問題演習・刑法①
第2回	（5月 2日） 問題演習・刑法②
第3回	（5月 16日） 問題演習・刑法③
第4回	（5月 30日） 長文事例問題演習・刑法
第5回	（6月 13日） 問題演習・刑訴法①

第6回	( 6月 27日) 問題演習・刑訴法②
第7回	( 7月 11日) 長文事例問題演習・刑訴法
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	刑事法総合Ⅱ				
担当者名	秋山 仁美、北原 一夫、小林 充、土屋 眞一				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	多論点型の長文事例問題を検討することで、問題発見能力、事例分析能力、法的思考力を高め、新司法試験にも対応できるようにすることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	この授業は、3年春学期までに履修した刑事法関係科目で学んだことを前提に、その応用・発展を図るものであると同時に、将来、刑事法関係を専門分野とする法曹となるための基礎を固めるものである。
3. 授業の方法	授業は隔週で行う（合計7回）。検討課題等を示したプリントを事前に配布し、全員が予習を済ませていることを前提に、いわゆるソクラテス・メソッドを中心とした講義を展開する。重要な問題については、適宜、学生同士のディスカッションも交えたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	一般的な基本書等の指定はしない（2年次までに、刑法および刑事訴訟法に関する定評ある概説書を通読し、理解していることを前提とする）。とくに参照すべき判例および文献については、教材等で指示する。 「必読の基本判例」として指定される最高裁判例の調査官解説（法曹会『最高裁判所判例解説〔刑事篇〕』。南館図書室1Fリザーブブックコーナーに配架。最新年度版以外はLLIシステムにも所収）は、とくに参考文献指定されていない場合にも参照しておくこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	（ 9月 28日） 長文事例問題演習①
第2回	（ 10月 12日） 長文事例問題演習②
第3回	（ 10月 26日） 長文事例問題演習③
第4回	（ 11月 9日） 長文事例問題演習④
第5回	（ 11月 30日） 長文事例問題演習⑤

第6回	( 12月 14日) 長文事例問題演習⑥
第7回	( 1月 11日) 長文事例問題演習⑦
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	



授業科目名	要件事実論				
担当者名	大江 忠、田中 豊、増井 和男				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	民事紛争の法的解決のために重要な事実（「要件事実」）の意義を具体的に理解させる。そのため、売買契約に基づく代金支払請求・目的物引渡請求、貸金返還請求、保証債務履行請求、所有権に基づく明渡請求、所有権移転登記手続請求、賃貸借契約の終了に基づく明渡請求、不法行為に基づく損害賠償請求（ただし附帯請求）などの基本的な事例につき、主張立証（請求原因、抗弁、再抗弁等の構造を理解させる。あわせて、各要件について事実認定上の基礎的問題の理解を図る。
2. 関連する科目との関係	「要件事実論」は、第3セメスターに配置される（法学既修者の1年目前半、法学未修者の2年目前半）。「民事訴訟実務」における「要件事実論」の有する意義を早い段階で体得させ、それ以後に配置される民事実務基礎科目「民事実務基礎」、「模擬裁判」の理論的基盤を提供する。 民事実務基礎科目においては、「要件事実論」そのものに立ち入らないまでも、「要件事実論」が民事実務のバックボーンとして機能していることを実感させる工夫が望まれる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟の程度に応じて受講生に対する質問と議論をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書・・・司法研修所民事裁判教官室編「紛争類型別の要件事実」（法曹会） 参考書・・・司法研修所民事裁判教官室編「増補民事訴訟における要件事実第一巻」（法曹会） 司法研修所民事裁判教官室編「民事訴訟における要件事実第二巻」（法曹会）
6. 授業内容（細目）	
第1回	民事訴訟の基本構造 売買契約に基づく代金支払請求訴訟の事例に則して、要件事実論の総論的部分として、民事訴訟の審判の対象である訴訟物、要件事実（とりあえずその請求原因と同時履行、弁済の抗弁を例として）、事実認定が必要となる争点の意義などについて理解を図る。
第2回	売買契約に基づく代金支払請求 第1回の訴訟物を前提として、法定解除（履行遅滞に基づく解除、履行不能に基づく解除、売主の瑕疵担保責任に基づく解除）の抗弁、並びに約定解除（手付解除）の抗弁及びそれに対する再抗弁（解除権留保排除の合意、履行の着手）
第3回	売買契約に基づく目的物引渡請求 訴訟物、請求原因に加え、債務不履行解除の特約（停止期限付解除、無告解除特約、当然解除特約）の抗弁、弁済の提供の再抗弁
第4回	貸金返還請求 訴訟物（貸金返還請求、利息請求、遅延損害金請求）、3つの訴訟物の各請求原因、貸借型理論、弁済・相殺・消滅時効の抗弁
第5回	保証債務履行請求 訴訟物、請求原因（連帯性の位置づけ）、代理の要件事実、消滅時効の抗弁
第6回	1 土地明渡訴訟（所有権） 訴訟物（所有物返還請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、占有権原の抗弁、対抗要件の抗弁 2 建物取去土地明渡請求（所有権） 訴訟物、請求原因

第7回	試験（第1回から第5回までの定着度を見るためのもの）
第8回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所有権移転登記手続請求 訴訟物（登記請求権との関係）、請求原因</li> <li>2 真正な登記名義の回復を原因とする抹消に変わる所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因</li> <li>3 時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物、請求原因</li> </ol>
第9回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 抵当権設定登記抹消登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、登記保持権原の抗弁とこれに対する再抗弁</li> <li>2 登記上利害関係を有する第三者に対する承諾請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁とこれに対する再抗弁（通謀虚偽表示）</li> <li>3 真正な登記回復を原因とする所有権移転登記手続請求 訴訟物（所有物妨害排除請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁、対抗要件の抗弁</li> <li>4 売買契約に基づく所有権移転登記手続請求 訴訟物（債権的登記請求権）、請求原因</li> </ol>
第10回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃貸借契約の終了に基づく不動産明渡請求 訴訟物（一元説、多元説）と請求原因の総論</li> <li>2 終了原因が期間満了の場合の攻撃防御方法</li> </ol>
第11回	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 賃貸借契約終了原因が解約申し入れの場合の攻撃防御方法</li> <li>2 終了原因が解除の場合の攻撃防御方法</li> </ol>
第12回	<p>動産引渡請求</p> <p>訴訟物（所有物返還請求権）、請求原因、所有権喪失の抗弁（売買、代物弁済、即時取得）、二重譲渡の場合の対抗要件の抗弁と所有権喪失の抗弁</p>
第13回	<p>譲受債権請求（その1）</p> <p>訴訟物、請求原因（債権譲渡と原因行為など）、譲渡禁止特約の抗弁、債務者対抗要件</p>
第14回	<p>譲受債権請求（その2）</p> <p>第三者対抗要件、債権喪失の抗弁</p>
第15回	試験

授業科目名	法曹倫理				
担当者名	加々美 光子、柏木 俊彦、澤田 和也、鈴木 正具、中村 晶子、野々山 哲郎				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	法曹倫理の主要課題につき倫理的な判断能力を養う。これらの主要課題につき、各国、特にアメリカの倫理規定との比較を行うことにより法曹倫理の世界的な普遍性と地域性を理解する。 法曹倫理は、法曹の職務のルールであり法律実務に不可欠でありまたあらゆる実務法律科目に横断的に適用される通則であり法曹の魂である。法曹の魂を磨くことを目的とし目標とする。
2. 関連する科目との関係	特になし
3. 授業の方法	毎回の講義に関する参考教材、説例を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。学ぶ主体が学生自らであることを強調した授業方法をとる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回、担当者が自ら作成した説例をもとに学生が積極的に討議するように仕向ける。 法科大学院用テキスト 塚原・宮川編「プロブレムブック法曹の倫理と責任」（現代人文社）を教科書として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	弁護士の職務責任の一般的な提示 弁護士の歴史、弁護士倫理の法源、弁護士職務責任の性格を考え、法曹倫理を学ぶ意義を考える。
第2回	弁護士自治と綱紀・懲戒制度 弁護士の綱紀維持に対する弁護士会の役割につき弁護士自治の歴史と弁護士法制定の過程の説明を資料を使用して行う。 弁護士法における綱紀・懲戒制度の仕組みを説明し、透明化、迅速化、実効化といった観点からの綱紀、懲戒機関及び手続きの改革の主要点及び弁護士自治と綱紀、懲戒制度への市民参加の意義、そしてさらに改革すべき問題点を討議する。
第3回	事件の受任・処理・辞任 弁護士が事件を受任する場合における弁護士倫理上の諸問題を対象とする。弁護士に事件受任義務があるか、依頼者の自己決定権と弁護士の独立性との関係につき事件受任の問題点を説例に基づいて討議する。ABAのモデル・ルールについても参考とする。 事件処理及び辞任の際の問題点と辞任義務が発生する場合等につき仮説事例を提示して議論を行い、事件の処理、辞任に際しても多くの倫理上の問題が含まれることを理解する。
第4回	利益相反 弁護士業務において最も判断に困難を伴う利益相反について2回にわたり弁護士法25条と利益相反についての説明を行い、事件の相手方と特別な関係のある事例、以前の依頼者を相手方とする事例、複数依頼者の受任の事例、弁護士法25条違反の効果、弁護士の中立型調整事件の受理の各事例につき利益相反を避けることの重要性と複雑さを理解する。

第5回	利益相反 同上
第6回	秘密保持義務 弁護士の職務の核心にあたる義務であり、秘密義務の法的根拠としての弁護士法、刑法、刑事訴訟法の相互の規定の関係を検討し、それらと弁護士倫理の秘密保持義務の規定の意味するところを探る。また、内部告発者制度との関係、組織犯罪やマネーロンダリングとの関係、米国のサーベンス・オクスレー法における報告義務等論争の多い課題を事例を通じて討議する。
第7回	刑事弁護 弁護士職務基本規程においては、刑事弁護のために独立の章が新設された。対立当事者構造の下で被疑者・被告人に与えられた防御権との関連での刑事弁護人の役割、民事訴訟との比較における弁護人の真実義務について検討する。
第8回	依頼者との金銭関係と報酬 弁護士は依頼者の金銭を保管することが多く預かり金についての規制を学ぶ。また、弁護士会の報酬規程の廃止に伴う報酬の自由化と弁護士が適正な報酬を決めるにあたっての基準、報酬請求についての弁護士倫理上の問題点を説例をもとに検討する。
第9回	組織内弁護士 企業その他の団体及び政府機関に雇用される組織内弁護士に固有の倫理問題、特に組織内での違法行為を発見した場合の違法行為防止措置につき企業内措置と企業外通報に分けて説例で検討する。ABAのモデル・ルールをも討議の対象とする。
第10回	共同事務所における弁護士間の規律 弁護士法人の設立、運営における弁護士倫理の問題、今後一層発展する共同事務所に所属する経営弁護士及び勤務弁護士間の倫理の観点からの規制、弁護士の移動に伴う利益相反等の問題を説例によって解説し、論議する。
第11回	他の弁護士に対する責任、弁護士の業務規制、非弁提携及びMDP 相手方弁護士や共同受任の弁護士との関係において考慮すべき弁護士倫理上の問題点、更に相手方に弁護士がついていない場合における本人との接触と倫理の問題を事例で討議する。弁護士の広告、宣伝、営業活動についての弁護士会における規制の内容につき事例を通じて弁護士会の会則、会規を学び規制の可否を考える。 非弁提携事例を検討するとともに弁護士法73条及びMDP問題についても言及する。
第12回	弁護士の民事責任 弁護士がその職務遂行に際して依頼者や第3者に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負うことになる。弁護過誤訴訟の判例をもとにその要件、効果を検討することにより弁護士の行為規範の内容を明らかにする。
第13回	裁判官の倫理 ゲストスピーカーによる講演  (講師との日程調整等により、実施される授業回に変更が生ずる可能性があります。)
第14回	検察官の倫理 ゲストスピーカーによる講演  (講師との日程調整等により、実施される授業回に変更が生ずる可能性があります。)
第15回	試験

授業科目名	民事実務基礎				
担当者名	岡部 喜代子、春日 秀文、河合 秀樹、是枝 辰彦、鈴木 一夫、橋爪 雄彦、増井 和男、三上 雅通、御子柴 一彦、矢尾 和子、山崎 栄一郎、飯田 耕一郎				
単位数	3	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹の役割は、社会的な事象を法律的に分析し、法律を適用して問題解決を図り、或いはその発生を予防することである。そのためには、事実を正確に把握し、適切な法律構成を選択して解決方法を見つけ出し、これを説得的に提示する能力が必要とされる。法曹に課せられているこのような能力は、訴訟の場面においてはもちろん、社会生活上のあらゆる局面において発揮されることが期待されている。</p> <p>この科目では、主として具体的事例に基づく題材を扱うこととし、受講生は、民事訴訟における法律実務の基礎的な知識を修得するとともに、法律知識を活用して紛争解決及び紛争予防を図る法曹の活動を疑似体験することで、法的分析方法、法的思考方法及び法的発想方法を修得するための一助とし、理論と実務の架橋の基礎固めを目指す。</p> <p>授業後半では、模擬記録を使用して、訴訟提起後の証人尋問の準備、主尋問、反対尋問、訴訟指揮などを実際に体験してもらい、一審手続の流れを実践的に理解することを目標とした。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>2年次の「民法総合」、「民事手続法総合」及び「要件事実論」、3年次の「民事法総合」等における民事実体法及び民事手続法上の基礎知識と基礎理論を修得していることを前提に、本授業における法曹活動の疑似体験を通じ、これらの知識と理論を活用して法律実務なかならず民事裁判実務に即した応用と展開を目指す。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式で行う。受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識や理論を把握した上で講義に臨み、質疑応答等に主体的に参加して、自己の法的分析・思考・発想方法の力を養う。また、授業の進行に応じて課題が出される。</p> <p>模擬裁判においては、各自が裁判官役、原告代理人役、被告代理人役を分担し、証人役の三田法曹会出身弁護士に対する証人尋問を実施するほか、争点整理手続、訴訟上の和解、判決言渡しを疑似体験してもらう。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	掲示等により、別途連絡する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法律相談と受任</p> <p>講師側があらかじめ準備した模擬依頼者面談のビデオを利用しながら、法的手続の中での法律相談の位置づけ、事実聴取方法、助言方法等について討議し、よりよい法律相談の方法を指導する。</p>
第2回	<p>訴状起案、およびその検討と講評</p> <p>配布した資料に基づいて作成した訴状起案について、訴状作成に当たって準備、検討すべき事項を討議する。また、相談内容に含まれている法律問題及びその解決方法（保全の必要性や紛争解決手続の選択も含む）を検討する。依頼者の要求に対し、相手方から出される可能性のある反論についても予想し、要件事実を整理した上で、依頼者の要求が認められるには、どのような資料や情報が不足しているかなどについても検討する。</p>

第3回	<p>答弁書起案、およびその検討と講評</p> <p>答弁書起案について、何名かの受講生に起案内容を報告させるなどして、答弁書の作成に当たって留意すべき事項を検討する。また、当該答弁書に対する原告の反論の内容やその認められる可能性についても検討する。</p>
第4回	<p>民事保全手続について</p> <p>民事手続における保全手続の重要性を理解し、適切な保全手続を選択することができるよう、保全手続における重要事項に関し、設例を利用した事前課題について討議する。</p>
第5回	<p>一審手続について</p> <p>訴状提出から判決言渡しまでの民事訴訟第一審手続の実務を立体的に理解し、あわせて争点整理、事実認定及び和解の実際についても理解を深めるため、ビデオ教材を利用して、手続の流れに対応して各過程における実務上の問題点を指摘し、各問題点について討議する。</p>
第6回	<p>争点整理手続の基礎</p> <p>民法、民事訴訟手続及び要件事実の理解を前提として、争点整理手続がなぜ必要か、またどのように行うべきか、争点整理の意義・手法等について事例を用いて検討し、討議する。</p>
第7回	<p>立証活動・事実認定の基礎</p> <p>主張立証責任に関する理解を前提として、訴訟当事者はどのような立証活動をすべきか、また裁判所は提出証拠を踏まえて、事実認定をどのように行うべきかについて検討し、討議する。特に、間接事実による推認過程や、経験則の意義、機能について、具体例に即して検討する。</p>
第8回	<p>事実認定演習</p> <p>事例を用いて事実認定の可否を判断した結果を報告させ、討議することによって事実認定に関する基本的な考え方について理解を深める。</p>
第9回	<p>模擬裁判演習（1） 事前準備と争点の検討</p> <p>配布した資料に基づいて、裁判官役、原告代理人と被告代理人役のグループごとに合議する。裁判官役は、争点についての整理及び審理の進め方について、協議・打合せをして認識を共通化し、各代理人役は、それぞれ争点についての整理及び今後の立証方針や役割分担について協議する。</p>
第10回	<p>模擬裁判演習（2） 証拠調べの準備</p> <p>原告代理人及び被告代理人のグループは、それぞれ講師側が準備した当事者本人又は証人と面接して事実を聴取し、打合せを行うと同時に尋問事項を協議し、証拠調べ当日の役割分担も決定しておく。また、当事者本人役と和解の腹案についても検討する。裁判官グループは、争点と証拠との関連や、和解の内容について検討する。そのうえで、模擬争点整理手続を実施する。</p>
第11回	<p>模擬裁判演習（3） 主尋問および反対尋問</p> <p>模擬尋問を実施し、争点に関する立証の方法、主尋問および反対尋問の方法の当否などについて検討する。</p>
第12回	<p>和解および判決について</p> <p>民事実務における和解の位置づけ及びその意義、機能について検討し、討議する。また、債務名義としての和解について、執行可能な和解条項を作成することの重要性に関しても理解を深める。</p> <p>さらに、裁判所が、当事者の主張についていかなる事実を認定し、どのような理由で主文の判断に至ったのか、その判断過程を示す判決書の意義及び機能、並びに作成における留意点等について検討する。</p>
第13回	<p>模擬裁判演習（4） 和解手続および判決手続</p> <p>尋問の結果をふまえて模擬和解手続を実施し、その後、最終口頭弁論、判決言渡しを行う。</p>
第14回	<p>執行手続について</p> <p>保全手続→訴訟、判決→執行手続という民事事件の一連の流れを立体的に、かつ、より深く理解するため、設例を利用した事前課題について検討し、討議する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	刑事実務基礎				
担当者名	秋山 仁美、井上 経敏、金子 正志、上岡 哲生、北原 一夫、 近藤 和義、小林 充、田崎 文夫、豊田 健、林 勘市、山田 徹、 山岡 通浩				
単位数	3	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	刑事手続に関し理論面での理解が深まっていることを前提に、刑事実務について基礎的な知識を付与し、理論と実務との架橋を目指すものである。法曹の役割は、社会的な事象について、その実体を把握した上、法的な側面から分析し、手続のつとり問題解決を図るところにあり、そうした使命を果たすためには、事実の認定、法令の適用、手続の実務等についての深い理解が必要とされる。刑事裁判を模擬体験することと相まって、刑事手続を理論的・実践的の両面から理解させ、新司法試験合格後、直ちに実務修習に取り組めるようにする。
2. 関連する科目との関係	法学未修者は、まず、「刑事訴訟法」によって刑事手続についての基本的な理解を得る。そして未修者および既修者を含めて、「刑事訴訟法総合」および「刑事法総合」において、設例や裁判例の検討を中心に、実務的な解決に至る法理論を学ぶ。そこで得た知識・理解を前提に（またはそれと並行して）、問題解決のための法的手段を、実際の訴訟の場を想定した刑事模擬裁判との連動を図りつつ修得する。
3. 授業の方法	法曹三者出身の実務家教員が、ビデオ教材や記録教材を用いながら、刑事手続の流れに応じて、それぞれの立場から、実践的な講義及び演習を行う。 また、学生（グループ）が役割分担し、冒頭手続から判決宣告までの第一審公判手続を模擬体験する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	法曹会発行の「刑事第一審公判手続の概要」（購入すること。）、「検察講義案」（購入すること。）、日弁連発行・司法研修所編「平成18年版刑事弁護実務」（購入すること。）、法務総合研修所編事件記録教材及び公判演習用の記録教材（貸与し、授業終了時に回収する。）、司法研修所編刑事裁判記録教材（購入すること。）、刑事手続に関するビデオ教材、教員作成のプリント教材等を用いる。 石井一正「刑事事実認定入門」（判例タイムズ社）及び山室恵編著「刑事尋問技術」（ぎょうせい）を参考文献とする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	捜査・公判導入講義（検察1） 捜査・公判手続に関する各種書類について学び、ビデオ教材を視聴して捜査・公判手続における検察官の活動についてイメージをつかむ。
第2回	捜査・公判導入講義（弁護1） ビデオ教材を視聴して捜査・公判手続における弁護人の活動についてイメージをつかむ。
第3回	公判導入講義（裁判1） ビデオ教材を視聴するなどして、第一審訴訟手続の流れの基本を理解する。
第4回	捜査記録演習（検察2） 事件記録教材（司法警察員送致部分）を用いて、送致後勾留請求までの捜査手続を学び、問題点を検討する。

第5回	捜査記録演習（弁護2） 事件記録教材（司法警察員送致部分，送致後の捜査部分）を用いて，起訴前の弁護活動について学ぶ。
第6回	捜査記録演習（検察3） 事件記録教材（送致後の捜査部分）を用いて，捜査手法，証拠の評価，起訴便宜主義等を学び，終局処分を検討する。 模擬裁判1
第7回	捜査記録演習（検察4） 事件記録教材（公判手続部分）を用いて，検察官の公判準備及び公判活動の流れについて学ぶ。
第8回	捜査記録演習・公判記録演習（裁判2） 事件記録教材，刑事裁判記録教材，刑事第一審公判手続の概要等を用いて，捜査段階の身柄に関する手続，公判手続の基本的な流れの概観及び冒頭部分，記録の編成等について学ぶ。
第9回	公判記録演習（検察5） 刑事裁判記録教材を用いて，検察官の公判活動について具体的に検討する。 模擬裁判2
第10回	公判記録演習（弁護3） 刑事裁判記録教材を用いて，弁護人の公判活動について学ぶ。 模擬裁判3
第11回	公判記録演習（裁判3） 刑事裁判記録教材，刑事第一審公判手続の概要等を用いて，公判手続のうち証拠調手続を中心に学ぶ。 模擬裁判4
第12回	公判記録演習（裁判4） 第11回（裁判3）と同様。 模擬裁判5
第13回	公判記録演習（裁判5） 刑事裁判記録教材，プリント教材等を用いて，事実認定及び判決について学ぶ。 なお，宿題レポートを課すことを予定している。 模擬裁判6
第14回	公判記録演習（裁判6） 第13回（裁判5）と同様。宿題レポートの講評も行う。 模擬裁判7
第15回	試験



授業科目名	法哲学				
担当者名	高橋 文彦				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>1年次生から3年次生を対象とする本科目は、これから実定法学の諸分野を学ぶ学生と、既に実定法学を学んだ学生の両者に、実定法の基礎的で原理的な諸問題について法哲学的な視点から反省する機会を提供し、技術的な実定法学教育を補完することを、授業の目的とする。</p> <p>「法哲学」の講義は、特定の知識体系を学生に伝達するというよりは、現代の代表的な法哲学・政治哲学との思想的対話を通じて、法の諸問題を批判的に考察する能力を培うことを主眼とする。換言すれば、特定の法律問題をどのように解決することが正しいかではなく、ありうる様々な解決を、その原理的な論拠、当の解決が前提としている法思想にまでさかのぼって相互に比較検討し、これらの論拠の中で正義にかなったものを自ら選択する力を養うことが、授業の到達目標として学生に求められる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目はすべての実定法学の哲学的基礎に関連する。前半では、憲法・民法・刑法といった基本的な実定法に共通する一般的な法概念および法解釈の方法論について考察するとともに、「法の支配」「立憲主義」「権利（人権）」といった基本的な概念の法哲学的意義について検討する。また後半では、法価値論（正義論）に関する考察を通じて、近代憲法の基礎に存する自由主義とパターンナリズムの関係や、「法と経済学」の基礎にある功利主義についても検討する。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は講義形式を基本とするが、講義中の受講生との対話も重視する。授業に先立ってテキストの予習範囲を指示するとともに、講義中に資料（プリント）を配付し、それらに基づいて講義と質疑を行う。また、授業の最後にコメント票を提出してもらうことがある。</p> <p>授業においては、特定の法哲学理論を体系的に教授することよりも、(1)法の一般理論、(2)法学方法論、(3)法価値論(正義論)という法哲学の三大領域における基本問題について、現代の代表的な法思想家・政治哲学者の業績を手がかりにしながら、受講生と教員とが対話を重ねることによって、批判的な見地から考察することに重点が置かれる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>中山竜一『二十世紀の法思想』（岩波書店、2000年）                  平野仁彦・亀本洋・服部高広『法哲学』（有斐閣、2002年）                  田中成明・竹下賢・深田三徳・亀本洋・平野仁彦『法思想史〔第2版〕』（有斐閣、1997年）                  他の参考図書は講義中に指示する。また、資料（プリント）を講義中に配付する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>現代法哲学の基本問題</p> <p>まず、(1)法の一般理論、(2)法学方法論、(3)法価値論(正義論)という法哲学の三大領域について概略を説明する。次に、伝統的な法思想史における自然法論と法実証主義との対立を、超実定法的な規範原理の妥当性をめぐる論争として捉え、この論点が上述の三大領域において現在どのような形で議論されているかを論じる。</p>
第2回	<p>ケルゼン（1）</p> <p>新カント派を代表する法思想家ケルゼンの「純粋法学」を取り上げる。まず、ケルゼンのめざした「純粹」の意味を明らかにし、「存在と当為」および「内容と形式」の二元論について解説した後、自然法則における「因果関係」に対比される法規範における「帰属関係」について論じ、「強制規範」としての法という概念規定について検討する。</p>
第3回	<p>ケルゼン（2）</p> <p>いわゆる、法の「段階構造」に焦点を当てる。ケルゼンは存在言明の真理値に対比される規範の「妥当性」を、規範の実効性とは明確に区別しながら、法段階説によって基礎づけようとしたが、講義では、このアプローチがその頂点に「根本規範」を想定することによって陥ったアポリアについて考察する。また、条文の解釈を「枠」の確定として捉える彼の法解釈論についても言及する。</p>

第4回	<p>プラグマティズム法学・リアリズム法学・批判法学</p> <p>法の適用を三段論法のような形式的・機械的プロセスと捉える従来の法学観を鋭く批判したプラグマティズム法学・リアリズム法学を取り上げ、その懐疑主義的・偶像破壊的な主張の含意と限界について考察する。また、現代においてこの伝統を継承する批判法学にも言及し、法のイデオロギー性・政治性について、契約の自由、家父長制等を例に挙げながら検討する。</p>
第5回	<p>ハート（1）</p> <p>イギリス分析法学の伝統を引き継ぐハートの法理論を取り上げる。まず、オースティンの「主権者命令説」に対する批判として提出された「第一次的ルールと第二次的ルールの結合」という法観念を説明し、リアリズム法学の「法＝予言説」が見落としていた「社会的ルールとしての法」という法の捉え方について論じる。</p>
第6回	<p>ハート（2）</p> <p>ハートのルール理解にとって不可欠の前提をなしている「内的観点」と「外的観点」の区別について解説する。また、ハートの法理論にとって決定的な重要性をもつ「承認のルール」について検討する。続いて、彼の解釈論に目を向け、法の「開かれた構造」に関する彼の見解と司法裁量論について論じる。</p>
第7回	<p>ラズ</p> <p>ハートの法実証主義を批判的に継承し発展させた法理学者として、ラズを取り上げる。ケルゼンおよびハートに対するラズの批判を瞥見した後、彼の法実証主義の中核をなす「源泉テーゼ」を紹介し、法の「権威」に関する彼の見解について検討する。</p>
第8回	<p>ドゥウオーキン（1）</p> <p>ハートの法実証主義および司法裁量論に対するドゥウオーキンの初期の批判を紹介しつつ、法には法的ルール以外に「法的原理」も含まれるという彼の法理論を、具体例を挙げながら検討する。また、ドゥウオーキンが「政策の論証」に対置する「原理の論証」について、内面的な視角から解説するとともに、「切り札としての権利」という彼の権利観念について考察する。</p>
第9回	<p>ドゥウオーキン（2）</p> <p>「意味論的な法理論」に対するドゥウオーキンの批判と、彼が提唱する「解釈的アプローチ」について説明した後、法解釈は芸術の解釈と同様に「創造的解釈」であるという彼のテーゼについて論じ、「純一性としての法」というドゥウオーキンの法観念について考察する。最後に、ドゥウオーキンの法哲学がはらむ問題点を指摘する。</p>
第10回	<p>功利主義・法と経済学</p> <p>帰結主義的・目的論的な政策理論の典型として、「最大多数の最大幸福」を目指す功利主義を取り上げ、この立場に対する典型的な批判を紹介する。その中で「基数的効用概念」と「序数的効用概念」の相違についても論じる。また、功利主義に依拠する「法と経済学」にも言及し、「コースの定理」について簡単に説明するとともに、このアプローチに対して権利論的・義務論的観点から提起される疑問点について考察する。</p>
第11回	<p>ロールズ（1）</p> <p>現代における規範的正義論の復権に決定的な貢献を果たしたロールズの正義論を取り上げる。まず、ロールズが抱いていた直観的な正義観を述べた後、彼がその理論化に際して用いた「反省的均衡」という方法論を解説する。続いて、彼が正義原理を正当化する際に依拠した「純粋な手続的正義」の考え方を説明した後、「マキシミン・ルール」に基づいて「無知のヴェール」の背後で選択されるとされる「正義の二原理」について考察する。</p>
第12回	<p>ロールズ（2）</p> <p>ロールズの「マキシミン・ルール」や「無知のヴェール」に対して提起された批判を紹介するとともに、こうした批判の結果生じた後期ロールズの思想的変遷について述べる。特に、ロールズが新たに導入した「重なり合うコンセンサス」の観念について検討する。</p>
第13回	<p>リバタリアニズム</p> <p>個人の自由を徹底的に尊重する立場から、ロールズの平等主義的・福祉国家的な正義論を批判し、最小国家を提唱し市場原理の再評価を要求するノージックの自然権論的リバタリアニズムについて検討する。その際に、彼が依拠する「自己所有権」テーゼおよび「歴史的権原理論」について批判的な視点から考察する。</p>
第14回	<p>コミュニタリアニズム</p> <p>リバタリアニズムを含む広義の自由主義の基礎にある近代的な個人主義的世界観を批判する議論として、コミュニタリアニズム（共同体論）に焦点を当て、その有効射程と限界について考察する。この講義では、近代的自我を批判し、道徳的伝統の中での「人生の物語的統一性」を重視するマックンタイアの主張を取り上げ、その問題点を指摘する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	法史学（近代日本法史）				
担当者名	岩谷 十郎				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学未修者を対象とした近代日本法の歴史的形成過程を解説する。本授業の目標は、現在の日本の法制・法学が、明治時代のわが国の近代化過程において、西洋からの法典継受によって築かれたことを前提に、法制度・法典・学説・判例・法律家といった今日の法システムの主要な構成要素が、相互にどのような関連を保ちつつわが国に現れたのか、その歴史的かつ文化的な存在性に受講者の関心を拓くところにある。さらに日本における法の長い形成史の中で、法や法律家がどのような役割を果たしてきたのか、あるいは果たすことが求められてきたのかといった視点をベースに、受講者の基礎的素養を高める。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>1で記したように、法律実務家としての基礎教養の一端を形成する授業である。ただし授業の説明は基本的な法律的概念を用いた歴史解説となろうから、特に法学未修者においては、「憲法」、「民法」、「刑法」などの基本的な授業で解説される基本概念を了解しておく必要がある。</p> <p>また「法史学」はその講義内容を半期毎に、西洋法史・近代日本法史を交互に行うことを予定しているため、受講者においてはその内容を確認して履修されたい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とする。講義は、プリントを配付しそれに基づき教員の準備するノートに従って展開する。ただし、本講義はテーマ性の高い内容とするため、提示した問題意識がどのように受講者において根付いているのか、その一貫性の確認のために、随時、質問・問題提起・アンケートなどを試みたいと考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各回の授業に即した資料（プリント）を教員側で用意する。また法史の資（史）料なども随時紹介することにした。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション。 日本法史の時代区分。「近代」の位置づけ。近代日本法史学方法論。史料論。資料検索方法。</p>
第2回	<p>（前史1）日本における成文法伝統の最古の形式としての「律令」についての基本的な知識を、特に裁判制度の側面から提供する。さらに、中国古代法の我が国への適用において、明法博士の法解釈方法を考察することにより、継受外国法を日本的にどのように運用したのかという視点を示すことにより、近代期日本法を説明する前提的な問題提起を行う。</p>
第3回	<p>（前史2）継受された律令法と律令国家の衰滅に伴い現れてくる多元的な権力構造の中に中世法の世界を描く。中央集権的な法体制を前提とした今日的な「法・権力」のあり方を歴史的に相対化すると共に、近世幕藩体制への移行に伴い、どのような国制的な変動が生じ、法制度全般の様相に変化が生じたのか。特に訴訟制度を中心にその概略を講述する。</p>
第4回	<p>西洋法の立法的継受とⅠ－西洋法認識の時代 幕末期－明治初期日本における法の近代化の前提的契機について（外交史的環境） 西洋法の浸透方法－紹介と翻訳の手段（流入する外国の法政文献・仏蘭西法律書） 法典編纂論（時期区分と資料論）。</p>
第5回	<p>西洋法の立法的継受Ⅱ－法典編纂の時代 明治20年代に至る、基本法典（憲法・民法・刑法）などの編纂手順の略説。 御備外国人現象：御備法律顧問の果たした役割－法分野毎の特徴など。</p>

第6回	西洋法の立法的継受Ⅲ－近代日本法史における「(民) 法典論争」の意義とは？ 民法典論争の概略的説明－日本の近代法・法学形成においてこの事件の持つ意味。 民法典論争の性格をめぐる歴史論争の紹介。 継受法と固有法の問題性。
第7回	西洋法の立法的継受Ⅳ－大日本帝国憲法の成立と明治立憲制下の政治事件史－大津事件(司法官弄花事件)・大逆事件・天皇機関説事件など。旧憲法の成立に伴う明治憲政史上の重要事件の概観を、新しい階層としての法律家たちの動きに焦点をあてて検討する。
第8回	西洋法の学說的継受－日本近代法学における「学説」の意味を考える。 外国法継受と日本における近代法律学の形成史。 法典の基幹構造と輸入学説との二重構造化－ドイツ法学への「自己接続」の問題。
第9回	近代法を運用する担い手たちⅠ－近代的法律家の登場。 法律家たちが育まれた法学教育環境の整備。法学教育機関の形成－官立系・私立系の別。判事・検事資格の国家制度化と法律学の関係。また、公事師・代言人・弁護士への在野法曹の系譜を追う。
第10回	近代法を運用する担い手たちⅡ－近代日本社会における法律家の動態分析。 日本における近代社会を表象する特有な法現象の解説を通して、近代期の日本人が法に対する関係をいかに樹立したのかを略説する。主として、民事紛争処理方法としての「勸解」の運用実態と実体法・手続法などの規範的世界からのすりあわを通して、日本人の訴訟活動の変遷を跡付け、日本人の法意識論への導入を行う。また犯罪現象の経年的変化の考察と、社会・国家の犯罪鎮圧手段の対応などにも言及する。
第11回	近代法を運用する担い手たちⅢ－大正デモクラシーと民衆の司法参加。 大正年間に制定された陪審法の運用について略説する。陪審法導入にあたっての国家政治的判断もさることながら、民衆を国家作用としての司法へと動員するにあたって、在野・在朝の法曹においてどのような意見の調整が必要であったのか。そして陪審の実態はどのようなものであったのか。司法運用の主体をめぐり、法律専門家と素人との協働性が大正年間にどのように描かれたのかを解説する。
第12回	法文化論Ⅰ－近代日本法史の文化的観点からの総括。 植民地における慣習調査・大正年間における固有法復活の動き・昭和戦前／戦中期の「日本法理」運動の概観。成文法の整備の傍ら忘却されてきた日本の「慣習」法の位置づけと、日本の「固有法」探求のあり方について考察する。
第13回	法文化論Ⅱ－マクロ比較法学的観点からの「日本法」の位置づけ。 近代日本法は、「西洋法」なのか「極東アジア法」なのか。法観念・法意識・法文化の側面から、今日試みられている法系(法圏)分類の一端を紹介し、日本法のアイデンティティーをめぐる諸議論を一瞥する。
第14回	法文化論Ⅲ－法整備被支援国から法整備支援国へ：アジア時代の日本法。 日本法の近代史をその「脱亜」的側面と、植民地期を経て、現時における「入亜」的な側面から再構成し、本講義の総括とする。自国法の近代史の中に、今に生きる「経験」を学ぶ姿勢を講じる。
第15回	試験

授業科目名	法史学（西洋法史）				
担当者名	森 征一				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>授業は、法学未修者を主な対象として、現在ヨーロッパ共通法として形成されつつある EU（欧州連合）法を視野に入れながら、近代日本法の形成に大きな影響を与えたヨーロッパ法の歴史的な発展を辿ることを目的とする。</p> <p>授業は、法学者および法実務家を含めて、ヨーロッパにおいて法律家が法秩序の形成にどのような役割を担ったのかを知ることによって、法曹を目指す受講生に法律家として果たすべき使命感を自覚してもらうことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法史学は、法曹が身につけるべき基礎教養科目であり、当然に「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」「刑事訴訟法」等の実定法科目と有機的に連結して、法科大学院での法学教育の一端を担うものである。たとえば、西洋法史で扱う正義論は「法哲学」に、また、法解釈論は「民法」と「刑法」に、そして裁判制度は「民事手続法」「刑事訴訟法」に深く関わるように、法史学はどの科目とも関連する。</p> <p>なお、法史学は近代日本法史と西洋法史とを半期毎かつ交互に行う予定なので、履修に際しては注意してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、講義と演習を融合した形式で行う。すなわち、講師がまず全体的な説明を行い、つぎに毎回用意される資料（プリント）を受講生に読んでもらい、その資料の理解を深めるための質疑応答を経て、最後に講師がまとめとしての説明を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講生には西洋法史全体を理解してもらうためにテキストとして、勝田有恒/森征一/山内進編著『概説 西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004年）を使用するが、授業ではその都度、内容に即した歴史資料（プリント）を教材として配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>欧州連合（EU）とヨーロッパ共通法の形成 （1950年代に具体化したヨーロッパ統合の過程とそれに対応する各国法の調和としての統一法典化の動きについて論じる。）</p>
第2回	<p>古代ローマ法 （ローマ法の特徴を「12表法」と、法律訴訟から方式書訴訟への民事訴訟手続きの展開を通して論じる。）</p>
第3回	<p>東ローマ皇帝ユスティニアヌスの法典編纂 （ヨーロッパ法の基礎となった、「学説集」、「法学提要」、「勅法集」そして「新勅法集」からなる「ユスティニアヌス法典」の編纂過程について論じる。）</p>
第4回	<p>ヨーロッパ中世封建社会における法理念としての「古き良き法」と法書の世界 （中世の慣習法の時代に起こった、私人による法記録活動によって生まれた「法書」を通して、中世前期の法観念について論じる。）</p>
第5回	<p>ヨーロッパ中世の裁判 （中世における典型的な裁判手続きである「神判」と「決闘裁判」について論じる。）</p>

第6回	ボローニャ法科大学の誕生とローマ法の再生 (イタリアにおけるローマ法の再発見と大学誕生の歴史的意義について、帝国、教会および都市という3つの権力関係の側面から論じる。)
第7回	中世ローマ法学と普通法 <i>ius commune</i> 理論の構築 (中世スコラ法学の特色と、その法学が生み出した帝国法と都市条例の関係をめぐる「条例優先理論」、現代国際私法の起源となった、条例間の衝突をめぐる「条例衝突理論」等について論じる。)
第8回	カノン法学の発展 (ローマ法と共に普通法の構成要素となったカノン法の発展をグラティアヌス教令集を中心に論じる。)
第9回	人文主義法学 (イタリアの中世ローマ法学に反対して生まれた、フランスの典雅法学につながる人文主義的・歴史的法学について論じる。)
第10回	ローマ法の継受 (ヨーロッパ各地におけるローマ法の受容の典型的な例とされる、ドイツにおける継受について論じる。)
第11回	自然法論の展開 (スペインの後期スコラ学を含めて、中世スコラ学の自然法からオランダのグロティウスの理性法にいたる自然法論について論じる。)
第12回	近代ヨーロッパにおける法典編纂 (特にドイツにおけるティボーとサヴィニーとの法典論争の側面から、法典編纂の歴史的意味を論じる。)
第13回	ヨーロッパ各国における法典編纂 (ドイツ、フランス、オーストリア、スイス、イタリアにおける私法典の編纂について概観する。)
第14回	日本におけるヨーロッパ法の継受 (ボアソナード、ロエスレル、パテルノストロ等の「お雇い外国人」の活動を通して、わが国におけるヨーロッパ法の受容について論じる。)
第15回	試験

授業科目名	法社会学				
担当者名	佐藤 岩夫				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法は、現実の社会のなかで様々な要因の影響を受けながら作動するものであり、法曹としての活動を適切に行うためには、法を幅広い社会の広がりの中からとらえる視点を持ち、また、法に関する事実を適切に認識する技能と基礎知識を身につけておくことが不可欠である。この講義は、法と社会の関係を学際的・実証的に分析する学問である法社会学を学習することを通じて、法を社会の広がりの中からとらえる視点と法に関する事実の社会科学的な認識技法を修得することを目的とする。</p> <p>この講義を通じて受講者が、伝統的な法律学とは異なる法への社会科学的なアプローチがあることを十分に理解し、それを自ら応用・実践できるようになることが期待されている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>実定法に関する学習が十分になされていることは当然の前提である。それを前提に、この講義は、「法哲学」「法史学」など他の基礎法学系の科目とともに、法についてより幅広く柔軟な視点を身につけさせる役割を担う。また、関連科目として、法律実務系の科目や司法制度に関する科目があるが、この講義は、それらの科目で前提とされる法実務や司法制度のあり方を社会科学の視点から批判的に吟味し、意味づけなおす役割を担う。社会学・政治学・心理学など社会科学系の科目を学習していることは、この講義の理解にとって有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>毎回の講義は、講師が当該テーマについての説明を行った後、受講者自身が問題を分析し議論する時間を設けて、講義で得た知識・技法を応用する力の向上を図る。講義の説明の際には、PCプロジェクターなどを適宜利用し、受講者が講義の内容を有機的・立体的に理解できるよう工夫する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義の内容を示したレジュメのほかに、リーディングス形式の教材を配布する。
6. 授業内容（細目）	<p>講義は大きく、以下の5つのパートによって構成する。細目は下記の通りである。</p> <p>I 序論 II 法の動員 III 法の階層性 IV 司法制度 V 法専門職</p>
第1回	<p>序論①——法社会学とはどのような学問か 法社会学の学問的特質を、伝統的法律学（実定法学・法解釈学）との違いを中心に明らかにする。あわせて、法規範・法制度・法機構・法行動・法過程などの概念を説明し、法現象をトータルに把握するための法システムのモデル化を行う。</p>
第2回	<p>序論②——法社会学の研究手法 法社会学はどのように研究を進めるのか、経験的・実証的な社会科学の論理と方法を学習し、今後の講義を理解するための方法的基礎を確認する。</p>
第3回	<p>法の動員①——紛争の展開、法の動員、紛争処理の諸態様 社会に生じする様々なもめごとや紛争の展開のプロセスを観察し、人びとが権利を主張しあるいは訴訟を提起するに至る社会的メカニズムを解明する。あわせて、紛争解決において法が果たしうる役割と限界を考える。</p>
第4回	<p>法の動員②——紛争処理の日本的特徴とその説明理論 「日本では、紛争を、訴訟ではなく話し合いや調停によって解決する傾向が見られる」といわれることがあるが、この主張の経験的妥当性を吟味し、そのいくつかの説明の試みを学習する。</p>

第5回	法の動員③——訴訟の公共的次元 人びとが訴訟を利用する動機は必ずしも自己の私的な利益の実現だけではない。社会運動が訴訟を提起する場面に着目し、その論理を解析することを通じて、訴訟の公共的次元を考える。
第6回	法の階層性①——法の社会階層論的分析 法の下での平等という理念にも関わらず、現実の社会では、法は必ずしも万人に平等には分布していない。「社会構造と法の動員」と「訴訟制度の単発的利用者と反復的利用者」という2つの問題を素材として、法の階層性について考える。
第7回	法の階層性②——法のジェンダー分析 自由・平等を標榜する近代法は、実はそのうちに女性を系統的に不利に扱う家父長制的性格が埋め込まれている。フェミニズムの視点を参照しつつ、近代法システムのジェンダー・バイアスを考える。
第8回	司法制度①——司法制度改革：成果・背景・課題 今回の司法制度改革では、法曹人口の大幅増員、法科大学院制度、裁判員制度、総合法律支援制度など、司法制度の基本的枠組みにかかわる大きな改革が行われた。なぜこの時期にこのような大規模な改革が実現したのか。司法制度改革の政治的・社会的背景と残された課題をマクロな視角から考える。
第9回	司法制度②——民主政と司法 司法制度に期待されるマクロな社会的機能を多面的に分析する。とくに民主主義と司法の関係に焦点を合わせ、多数者の専制に対する司法の批判的機能とそれを支える正統性を、比較の視点をまじえながら説明する。
第10回	司法制度③——司法の独立 司法制度の基本理念とされる司法の独立の現実的基盤は脆弱であり、それはしばしば政治部門による侵食の危機にさらされる。司法の独立に影響を及ぼす諸要因を分析し、司法の独立が確保される社会的条件を考える。
第11回	司法制度④——司法行動 裁判所の決定を規定しているのは何か。実定法規範以外のさまざまな社会的要因の影響を指摘したリーガル・リアリズムから、行動主義的研究を経て、新しい制度論に至る司法行動研究の蓄積を学習する。
第12回	法専門職①——法専門職の社会的役割 近代化論、機能主義理論、市場理論、管轄競合理論など、法専門職研究のこれまでの蓄積を理解し、現代社会において法専門職が果たすマクロな社会的機能を多面的に考える。
第13回	法専門職②——法実務における専門性と日常性の交錯 法専門職がその活動の拠り所とする専門性は、時として、依頼者や社会全体が従う日常実践の論理と鋭い緊張関係に立つ。専門性と日常性が交錯するさまざまな場面を観察し、法専門職が果たする役割と限界を考える。
第14回	法専門職③——公益弁護活動 プロボノやコーズ・ローヤリングなどの公益的な弁護活動は、社会全体にとって、また、法律家自身にとってどのような意義を持つのか。公益弁護活動の意義と、それを成立させる社会的・経済的諸条件を考える。
第15回	総括 これまでの講義の内容を敷衍し、法曹にとって社会科学的な法の捉え方がなぜ重要かをあらためて確認する。



授業科目名	司法制度論（刑事）				
担当者名	麻生 利勝、関 正晴、平良木 登規男、増井 和男				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	わが国における刑事司法制度の基本を理解するとともに、近時の司法制度改革の基本的な問題点の把握を目的とする。
2. 関連する科目との関係	必ずしも刑事訴訟法の深い知識を必要とするものではないが、刑事司法の枠組みを理解できる程度の知識を習得していることが望ましい。後期に行われる司法制度論ワークショップ・プログラムの基礎となるものなので、ワークショップ・プログラムの履修を希望する者は、本講座の履修を済ませていることが望ましい。
3. 授業の方法	講義形式を中心に、双方向あるいは学生同士の議論を期待したい。場合によっては簡単なレポートを求めることがある。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	兼子一＝竹下守夫「裁判法（第四版）」有斐閣 佐藤幸治＝竹下守夫＝井上正仁「司法制度改革」有斐閣 司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」及び「公的弁護制度検討会」で配布の資料
6. 授業内容（細目）	
第1回	日本の刑事司法 詳細は、当日配布する
第2回	司法制度改革の経緯 詳細は、事前に配布する（以下同じ）
第3回	検察審査会の改革
第4回	裁判員制度（その1）
第5回	裁判員制度（その2）
第6回	裁判員制度（その3）

第7回	刑事裁判の充実・迅速化
第8回	争点及び証拠の整理手続における証拠開示
第9回	裁判員制度と上訴
第10回	公的弁護制度
第11回	当事者主義と職権主義
第12回	再審制度
第13回	ドイツの刑事司法
第14回	アメリカの刑事司法（陪審制度を中心に）
第15回	テストあるいはレポート提出

授業科目名	法と経済学				
担当者名	宇佐美 誠				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法と経済学は、経済学の理論装置を用いて法制度や法現象を分析する学際的分野である。本講義では、ミクロ経済学だけでなくゲーム理論をも援用して、民法・刑法・労働法や紛争解決過程を分析した後、実証的政治理論・社会的選択理論の知見を活用しながら、立法過程を考察する。これらの作業を通じて、法律や判例の経済学的意味を理解しつつ、一方では現行法や伝統的法解釈学への批判的視座を、他方では経済学への批判的視座を体得することを目標としている。
2. 関連する科目との関係	本科目を履修するためには、民法Ⅰ～Ⅴを履修済みであることが求められる。憲法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ、民事手続法Ⅰを履修済みであること、また労働法Ⅱを履修済みもしくは履修中であることが望ましい。経済学・ゲーム理論の予備知識はとくに必要でない。
3. 授業の方法	授業は原則的に講義形式で行われる。ただし、説明の途中で受講者に適宜質問し、各回の終わりに質問・討論の時間を設け、ミッドターム・フィードバックを行うなど、双方向的な形で授業を進めたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書：</p> <p>◎宇佐美誠『決定』東京大学出版会、2000年（「6. 授業内容（細目）」欄では「宇佐美」と略記）</p> <p>参考書・参考論文：</p> <p>○宇佐美誠『公共的決定としての法』木鐸社、1993年</p> <p>○——「利益集団民主制下の公的規制」『公法研究』60号、1998年</p> <p>○——「政策としての法」井上達夫＝嶋津格＝松浦好治編『法の臨界Ⅲ』東京大学出版会、1999年</p> <p>○ロバート・D・クーター＝トーマス・S・ユーレン（太田勝造訳）『新版 法と経済学』商事法務研究会、1997年</p> <p>○小林秀之＝神田秀樹『「法と経済学」入門』弘文堂、1986年</p> <p>○小林良彰『公共選択』東京大学出版会、1988年</p> <p>○宍戸善一＝常木淳『法と経済学』有斐閣、2004年</p> <p>○林田清明『法と経済学』第2版、2002年</p> <p>○福井秀夫＝大竹文雄編『脱格差社会と雇用法制』日本評論社、2006年</p> <p>○森脇俊雅『集団・組織』東京大学出版会、2000年</p> <p>○八代尚宏『規制改革』有斐閣、2003年</p> <p>○マーク・ラムザイヤー『法と経済学』弘文堂、1990年</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>1 法と経済学の沿革・特徴および伝統的法律学との異同。</p> <p>2 法と経済学が出現し興隆してきた社会的・学問的な背景。</p> <p>3 実証的政治理論および社会的選択理論の沿革・特徴。</p> <p>予習範囲：宇佐美1章4；ラムザイヤー1章Ⅰ～Ⅴ</p>
第2回	<p>1 選好・合理性・効用・費用・均衡・効率性。</p> <p>2 市場の失敗。</p> <p>3 コースの定理。</p> <p>予習範囲：宇佐美1章3；クーター＝ユーレン2章1・2・6A・9A・9B；宍戸＝常木2章1</p>

第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 意思の欠缺の制度の経済的意義。</li> <li>2 瑕疵ある意思表示の制度の経済的意義。</li> <li>3 登記制度の経済的意義。</li> <li>4 背信的悪意者の判例の経済的意義。</li> </ul> <p>予習範囲：林田8章，10章；関連判例（最判昭43・8・2民集22巻8号1571頁など）</p>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ゲーム理論の基本的な用語・前提。</li> <li>2 所有権制度なき状態のゲーム理論的把握。</li> <li>3 所有権制度の意義のゲーム理論的理解。</li> </ul> <p>予習範囲：宇佐美(1999)4；宍戸＝常木1章1</p>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 契約制度なき状態のゲーム理論的把握。</li> <li>2 契約制度の意義のゲーム理論的理解。</li> <li>3 効率的契約違反。</li> </ul> <p>予習範囲：小林＝神田4章；宍戸＝常木1章1</p>
第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 最安価損害回避者。</li> <li>2 ハンドの定式。</li> <li>3 過失。</li> </ul> <p>予習範囲：クーター＝ユーレン5章2D；小林＝神田6章；林田13章二</p>
第7回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 解雇規制法理。</li> <li>2 解雇規制法理の経済学的検討。</li> </ul> <p>予習範囲：福井＝大竹1章；八代4章1・2</p> <p>※ミッドターム・フィードバックにより、授業の難易度や方法を点検する。</p>
第8回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 日本人の「裁判嫌い」に関する既存の諸学説。</li> <li>2 裁判外の和解か訴えの提起かに関する合理的選択モデル。</li> </ul> <p>予習範囲：ラムザイヤー2章I～IV</p>
第9回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 伝統的刑罰理論。</li> <li>2 刑罰制度の経済学的説明とその限界。</li> </ul> <p>予習範囲：クーター＝ユーレン7章2A・2B</p>
第10回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 フルライン・サブライ。</li> <li>2 政治家の行動モデル。</li> <li>3 官僚の行動モデル。</li> </ul> <p>予習範囲：宇佐美(1993)三章二節二；小林四章一～五，五章一，八章</p>
第11回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 合理的無知。</li> <li>2 合理的棄権。</li> <li>3 レント・シーキング。</li> <li>4 日本の利益集団政治の特徴。</li> </ul> <p>予習範囲：宇佐美(1993)三章二節一；宇佐美(1998)二，三；森脇2章3</p>
第12回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 循環。</li> <li>2 決定結果の決定ルールへの依存性。</li> </ul> <p>予習範囲：宇佐美2章2・3，3章1・2</p>
第13回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般可能性定理。</li> <li>2 戦略的行動。</li> </ul> <p>予習範囲：宇佐美4章1，5章2・3・5</p>
第14回	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 立法過程・政治過程の経済学的分析が憲法解釈に対してもつ含意。</li> <li>2 立法過程・政治過程の経済学的分析が法律解釈に対してもつ含意。</li> </ul> <p>予習範囲：宇佐美6章5・6；宇佐美(1998)四</p>
第15回	試験

授業科目名	立法政策学				
担当者名	川崎 政司				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>社会における諸問題について法により解決を図っていく場合には、実定法を所与の前提として展開される法解釈とは異なる知識・視点・思考能力が求められることになる。本講義においては、立法政策及びその形成のあり方について総合的な考察を行うとともに、具体的な立法課題を取り上げ、法解釈学を中心とする法律科目で得られた知識・思考方法を活かし発展させながら、その法的な対応のあり方について法制度設計まで射程とした検討を行い、これらを通じて実践的かつ創造的な法的思考・問題解決の方法についても学んでもらいたいと考えている。また、それとともに、法実現の重要な作用であるにもかかわらず、法学教育の場では必ずしも十分には取り上げられてきていない「立法」に関し、その現状を明らかにし、そのあり方について検討を行うことにより、考察を加えることとしたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>現実の立法課題に関しその法的な対応について検討をする場合には、法律基本科目に関する基礎知識、とりわけ憲法及び行政法に関する知識が必要となる。</p> <p>また、立法においては法学だけでなく関連する諸科学を動員することが必要となるってくるが、法的な思考様式の意義と限界を理解する上からも、法と経済学が有益となつてこよう。</p>
3. 授業の方法	<p>双方向・多方向の方式による参加型の授業を行う。受講生には、あらかじめ配付するレジュメ・資料を読み、論点を理解し、自分としての考えをある程度まとめた上で、授業に参加することが望まれる。</p> <p>なお、法制度設計の理論と技法に関する授業においては、テーマによっては2コマを割り当て、できる限り掘り下げた検討を行うようにしていきたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>あらかじめレジュメ及び資料を配付するほか、授業の中で適宜参考文献等を紹介する。また、第1回目の授業の際に必要な法情報等へのアクセス方法についても言及するので、各自でそれらも活用することが望まれる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>立法及び法の現状</p> <p>現代国家において立法が法や政策の実現のための主要な作用の一つとなっていることを確認しつつ、本講義の意義と狙いを明らかにした上で、立法及び法の現状について分析を加える。あわせて、立法について考察を行う場合に参照することが必要となる法情報へのアクセス方法についても触れる。</p>
第2回	<p>現代立法の特質と課題</p> <p>立法及び法の現状の分析を踏まえ、法の政策化、法規範の過剰と複雑化、立法の主体の多様化・多元化と議会の立法機能低下など現代立法が抱える各種問題について考察を加えるとともに、立法の意義、限界等について検討を行う。</p>
第3回	<p>立法政策</p> <p>立法政策の形成・評価において基本となる視点、立法政策の形成のあり方、政策手法の多様化とその合理的な選択などについて考察を行うとともに、立法政策の形成における法学の役割と限界などについても言及する。</p>
第4回	<p>立法技術</p> <p>立法の内容について、どのように言語的に表現し、体系的に編成された法文条規を作成すべきかに関し考察を行う。特に、正確性、明確性、平易性の要請にいかに応え、それらの調和を図っていくのか検討するとともに、法文の民主化という観点から現行法令の問題点などについても考える。</p>

第5回	<p>法制度設計の理論と技法(1)</p> <p>最新の立法課題を題材として、法的な対応を行う場合の論点について、立法事実に関する資料なども踏まえながら具体的に検討を行い、それを通じて立法の機能、法制度設計のあり方、そこにおける法律学の役割などについて考える。テーマについては、できるだけ、実際に問題となっている課題で、憲法問題をはじめ多様な法的論点を含むものを、受講生の希望も踏まえつつ取り上げるとともに、統計・調査資料、関係法令、関係判例などを分析し、その具体的かつ現実的な対応・制度のあり方を検討することにより、抽象的な議論で終わることのないようにしていきたい。</p>
第6回	法制度設計の理論と技法(2)
第7回	法制度設計の理論と技法(3)
第8回	法制度設計の理論と技法(4)
第9回	法制度設計の理論と技法(5)
第10回	法制度設計の理論と技法(6)
第11回	法制度設計の理論と技法(7)
第12回	<p>立法のプロセス</p> <p>立法のプロセスにかかわる憲法の理念・原則を確認しつつ、内閣提出法律案及び議員提出法律案の立案過程、国会の審議過程を概観し、その評価を試みるとともに、その問題点と改革について検討を行う。また、立法における行政府・政党の役割、政と官の関係、立法における民意の反映のあり方などについても、考察を加える。</p>
第13回	<p>立法と司法</p> <p>立法に関し、司法がどのような影響を与えているのか、また司法にどのような役割を期待し得るのか、特に近年増加している立法の不作为訴訟をはじめとする制度改革訴訟に焦点を当てながら、その可能性と限界について、検討を行う。あわせて、立法と法曹とのかかわりについても考えてみたい。</p>
第14回	<p>立法と国際化・分権化</p> <p>国際化や分権化によって法のシステムも変容を迫られるようになってきているにもかかわらず、日本の法システムは相変わらず国の法令中心のシステムとなっており、必ずしもそれらに適合的なものとはなっていない面があることなどから、国際化と分権化それぞれの意義、影響、課題等を検討しつつ、それらに対応した立法及び法システムのあり方などを探る。</p>
第15回	総括とレポートの提出

授業科目名	法交渉学				
担当者名	鹿内 徳行、増井 和男				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法的紛争の解決のために、法曹実務家が重要な役割を占める交渉について、技術論のみならず法曹倫理を含めたあるべき法曹としての交渉を探求する。 民事刑事の裁判調停のみならず裁判外の紛争解決、官公庁との折衝のほか近隣紛争、労使交渉、はたまた涉外取引における交渉などできる限り多方面における交渉について、外部講師に依頼し、生の交渉実態について講義を行い、事例に応じては模擬交渉を行う。本講義を通じ、法曹の重要な役割である交渉をどのような点を留意しながら行うべきか、という法曹としての基本姿勢の理解及び交渉技術の基礎の習得を目指す。
2. 関連する科目との関係	交渉の前提として、実体法・手続法の深い理解と共に法曹倫理の理解が不可欠である。
3. 授業の方法	一般論として交渉に関する講義を行い、各論として種々の交渉場面に準備されたレジュメを研究し、交渉担当者は、依頼人に対する意見書作成し、意見書で約束した範囲の裁量をもって模擬交渉を行う。交渉内容についても講義及びコメントをする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業毎に事前に学習してくるポイント、及び事前準備のためのレジュメを配布するので、配付された資料を読了し、理解を深め、模擬交渉が予定されている場合には、交渉の準備を行うこと、及び授業後の復習することを求める。教科書として使用するものはないが、交渉学一般に関する書物、及び法曹倫理に関する書籍については適宜授業中に参考書として案内する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	法的紛争における法曹が行う交渉の役割一般。交渉を行うについて一般的な留意点と個別的留意点。交渉は誰のために何のために行うのかについて考察する。
第2回	交渉に当たり、事前に準備考察すべき点、特に依頼者からの事情聴取、事実関係の確認、交渉相手の調査、過去の交渉の推移などの問題点の整理及びその予測について。
第3回	実際の交渉に当たっての留意点。法曹倫理の問題も関連し、法曹が行う交渉としての注意点、方法論。
第4回	具体的な紛争事例に基く解説。模擬交渉を行い、これに対するコメント、解説。紛争の累計による特殊性など注意すべき点の解説。 民事裁判に於ける和解交渉（予定）
第5回	刑事手続きの於ける交渉（予定）

第6回	家事事件に於ける交渉（予定）
第7回	近隣紛争に於ける交渉（予定）
第8回	労使紛争に於ける交渉（予定）
第9回	涉外事件に於ける交渉（予定）
第10回	民暴等反社会的勢力との交渉（予定）
第11回	M & Aに於ける交渉（予定）
第12回	官公庁との交渉（予定）
第13回	独占禁止法適用めぐり交渉（予定）
第14回	法的紛争に解決のための法曹としての交渉の役割及び重要性についての総括。
第15回	関連問題と総括、質疑応答。



授業科目名	政治学				
担当者名	増山 幹高				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	なぜ政治が必要なのでしょう？ このクラスでは、こうした基本的な問題設定から、政治学と法学の接点を履修者に再検討してもらう機会を提供したいと考えています。具体的には、政治を理解する視点として、有権者、政治家、組織・制度の三つを大別し、なぜ政治的な問題解決が求められるのか、有権者はどのようにして自らの一票を投ずるのか、政治家は何を求め、どのように行動するのか、民主主義はどのように機能するのか、といった問題に理論的、実態的な解説を加えていく予定です。
2. 関連する科目との関係	政治学は、公法系の各科目、とくに憲法や行政法が政治体制の根幹を成すという意味において法学とは両輪を成す関係にあり、また基礎法学、社会法系の各科目の基底部分において密接に関わっています。
3. 授業の方法	講義形式を基本としますが、クラスの規模が許せば、双方向的なインタラクティブなクラスにしたいと考えています。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書はとくに指定しませんが、教科書的、参考書的な文献は随時案内します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<政治学の目的と意義> なぜ政治を学ぶのか？ 政治とは何か？ 集合行為論
第2回	<個人的合理性と集合的非合理性> 公共財の過小供給 囚人のジレンマ 共有地の悲劇
第3回	<民主主義論> 手続きとしての民主主義 ポリアーキー 参加民主主義 コンセンサス・デモクラシー
第4回	<決定Ⅰ> 多数決 vs 少数決 投票のパラドックス 一般可能性定理
第5回	<決定Ⅱ> 選好強度 累積投票 パレート原理 格差原理

第6回	<選挙Ⅰ> 選挙制度の類型 定数 多数 vs 比例 投票
第7回	<選挙Ⅱ> 選挙制度の影響 制度的作用 心理的作用 M+1 ルール
第8回	<選挙Ⅲ> 投票 政党支持
第9回	<政治家Ⅰ> 政治的リクルート 政治家の組織規模
第10回	<政治家Ⅱ> 政治家の目標 権力 政策
第11回	<政治家Ⅲ> 国会における活動 組閣 予算・立法 政官関係
第12回	<代議制度Ⅰ> 議院内閣制・大統領制 権力の集中・分散 多数派支配・比例的影響
第13回	<代議制度Ⅱ> 権力集中 多数派支配 ウェストミンスター型
第14回	<代議制度Ⅲ> 権力分散 比例的影響 大陸型（コンセンサス型）
第15回	試験

授業科目名	行政学				
担当者名	大山 耕輔				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業の目的は、行政学(public administration)の内容を初学者向けに講義することである。学部で履修済みなら新たに履修する必要はない。通常4単位数の内容を2単位の授業として講義するため、進度は速い。</p> <p>伝統的な国家や行政そのものの視点よりも、納税者や市民の視点から見た政府のあり方を重視する。このような視点から「ガバナンスの行政学」の意義について考察したい。到達目標は、公共の問題を解決する政策過程における行政の役割や責任について、ガバナンスの視点から理解できるようにすることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>この授業は、関連する諸科目の履修を前提としない。しかし、それらの履修は行政学の理解を助けてくれるだろう。公法や刑法の諸科目、とりわけ「行政法」とは研究対象が同じなので親近性がある。ものの見方や考え方が共通しているのは「政治学」で、行政学は政治学の一分野である。民主主義と官僚制の関係がポイントとなる。マネジメントという点では「経営学」とも共通する。また「立法政策学」は政策の企画立案を、「法と経済学」は合理的な制度を理解するのに参考となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義は、教科書を解説するスタイルで進める。パワーポイントを使用するが、原稿は予めウェブ(TKC、履修確定までは担当者のHP)にアップする。ほぼ毎回、クイズに答えてもらったり、印象に残った解答を紹介したりすることで、双方向の授業を目指したい。そのため、(初回でレポート提出を課すなどにより)履修者数を制限することがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>〔教科書〕村松岐夫『行政学教科書(第2版)』(有斐閣、2001)</p> <p>〔参考書〕西尾勝『行政学(新版)』(有斐閣、2001)、(財)行政管理研究センター『データ・ブック日本の行政2007』(同センター、2007)、宮川ほか共編著『パブリック・ガバナンス』(日本経済評論社、2002)、拙著『エネルギー・ガバナンスの行政学』(慶大出版会、2002)、拙著『行政学入門—CDブック』(慶大通信教育部、2000)、拙著『行政指導の政治経済学』(有斐閣、1996)等</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>行政学の枠組み1</p> <p>この授業のガイダンスを行うとともに、行政学とは何か、行政学の考察枠などといった行政学のアイデンティティについて講義する。</p>
第2回	<p>行政学の枠組み2</p> <p>行政システム、意思決定、合理モデルとインクレメンタリズム・モデル、行政システムの活動過程などといった行政システム論と意思決定について講義する。また、フレームワーク全体にかかわるガバナンス論の視点についても講義する。</p>
第3回	<p>近現代国家と行政システムの発展</p> <p>近現代国家の発展と行政、戦前日本の行政システム、占領改革と再改革、近代国家の行政とその諸価値前提について講義する。</p>
第4回	<p>現代日本の行政システム1</p> <p>執政(executive)と行政システム、議院内閣制の行政と大統領制の行政などについて講義する。</p>

第5回	現代日本の行政システム2 中央行政機構とガバナンス、グレーゾーン、行政改革などについて講義する。
第6回	中央地方関係と地方自治 地方自治理論についての諸見解、地方自治の沿革、都道府県と市町村、地方分権化改革などについて講義する。
第7回	政策過程と企画立案 政治と行政の関係、立法過程、予算編成、政策過程の理論などについて講義する。
第8回	行政組織の基礎理論 ウェーバーの官僚制論、アメリカ行政学の組織論、官僚瀨の逆機能などについて講義する。
第9回	組織の設計 企画と実施の組織(キャリア組とノンキャリア組)、ラインとスタッフ、職務分掌の設計、独立行政法人化などについて講義する。
第10回	公務員制度 近代国家・戦前日本・戦後の公務員制度、職階制、人事院と労働基本権などについて講義する。
第11回	人事行政 人事管理(human resources management)と情報管理、よいポストを求める競争、育成人事と忠誠、昇任人事と退職管理(天下り)、人事行政の(逆)機能と改革などについて講義する。
第12回	組織の管理運営 ルーティン、リーダーシップ・調整・計画、労働意欲を引き出す管理、管理活動の動態、協働の確保と情報連絡の構造などについて講義する。
第13回	政策の実施 実施における2つの内部モデル、規制と行政指導、サービスの提供、政策実施の具体例などについて講義する。
第14回	政策評価と行政責任 政策評価、行政責任、公衆関係と情報公開、会計検査院、外部機関による行政監視、市民などについて講義する。全体として、現代日本の行政システムが「よいガバナンス」といえるかどうか講義する。
第15回	試験

授業科目名	経済学				
担当者名	小澤 太郎				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済学の基礎を成すミクロ経済学とマクロ経済学の基本を確実に理解する事が第1の目標である。経済学的な考え方は意外にシンプルであり（これはミクロ・マクロ共に言える）、制約条件付き最大（小）化、比較静学といった代表的な分析手法を身に付ける事が具体的に求められる。</p> <p>その上で、現実の経済を見る際に、どういった点に注目し、理論的な道具を如何に用いれば良いかについて、一応の理解を得る事が第2の目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「金融論」、「法と経済学」等の経済関係科目の基礎となる。また、「立法政策学」の基礎にもなる事が考えられる。従って、それらの科目の履修前か、或いは並行して履修する事が望まれる。</p> <p>数学の使用については必要最小限度に止める意向なので、高校卒業程度の知識があれば十分であろう。例外的なケースについては、直観的に理解可能な解説で補うので心配要らない。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、理解力を高める為の演習も数回行う予定である。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>経済学全般についての入門書、例えば                  伊藤元重『入門経済学』（第2版）日本評論社、奥野正寛『ミクロ経済学入門』（新版）日本経済新聞社、中谷巖『入門マクロ経済学』（第5版）日本評論社、伊藤元重『ビジネス・エコノミクス』日本経済新聞社等を適宜用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス                  経済学とは何か（内容・領域・特徴）</p>
第2回	<p>消費者の理論（ミクロ経済学Ⅰ）                  予算制約の下での効用最大化という観点から、需要の決定を論ずる。                  : 無差別曲線と予算制約線、代替効果と所得効果、需要曲線の導出</p>
第3回	<p>生産者の理論（ミクロ経済学Ⅱ）                  与えられた生産技術の下での利潤最大化という観点から、供給の決定を論ずる。                  : 短期と長期、生産関数と費用曲線、等量曲線、供給曲線の導出</p>
第4回	<p>市場均衡と厚生経済学（ミクロ経済学Ⅲ）                  市場における価格決定及び資源配分の効率性に関する評価を学ぶ。                  : 均衡の安定性、比較静学、消費者余剰と生産者余剰、パレート最適（効率性）</p>
第5回	<p>不完全競争（ミクロ経済学Ⅳ）                  生産者の価格操作に基づく市場の機能不全について考察する。                  : 独占、寡占、独占的競争</p>

第6回	市場の失敗（マイクロ経済学Ⅴ） 不完全競争以外の市場の機能不全について考察する。 ：外部性、公共財
第7回	国際貿易とマイクロ経済学の総合演習（マイクロ経済学Ⅵ） マイクロ経済学の応用としての、国際貿易論の初歩を学ぶ。また、マイクロ経済学全般の理解を、演習により確認する。 ：比較優位の原理、関税・生産補助金の効果
第8回	国民所得の諸概念と財市場の分析Ⅰ（マクロ経済学Ⅰ） マクロ経済学が依拠する国民所得の諸概念について学んだ後に、国民所得の決定のメカニズムを考察する。 ：三面等価の原則、物価水準、45°線の分析
第9回	財市場の分析Ⅱと貨幣市場の需給（マクロ経済学Ⅱ） 国民所得の決定に関する比較静学分析、及び貨幣市場の需要と供給について学ぶ。 ：乗数効果、マネーサプライ、利率
第10回	IS-LM分析と総需要管理政策（マクロ経済学Ⅲ） 国民所得と利率の同時決定、及びその比較静学分析を学ぶ事を通じて、財政政策と金融政策の効果を考察する。 ：流動性の罫
第11回	物価の変動と経済成長（マクロ経済学Ⅳ） 物価水準及びインフレ率の決定を論ずる。また、マクロ経済の供給サイドに着目し、経済成長のメカニズムについて考察する。 ：総需要曲線と総供給曲線、フィリップス曲線、経済成長論
第12回	国際マクロ経済学とマクロ経済学の総合演習（マクロ経済学Ⅴ） 開放経済の下での総需要管理政策の効果について考察する。また、マクロ経済学全般の理解を、演習により確認する。 ：マンデル=フレミングの理論、為替レートの決定
第13回	現実の経済を読み解くⅠ ビジネスの世界で目にする事柄や、日米間の通商問題等を応用マイクロ分析の観点から考察する。 ：戦略的意思決定（ゲーム理論の応用）、逆選択とモラル・ハザード（情報の経済学の応用）等
第14回	現実の経済を読み解くⅡ 日本経済の過去を振り返り、将来の進むべき道を探る。 ：少子高齢化の影響、三位一体の改革（地方税財政制度改革）等
第15回	期末試験

授業科目名	経済学				
担当者名	矢野 誠				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>20世紀初頭のアメリカで最高裁判事を務め、ブランドアイズ大学にその名を残す、ルイス・ブランドアイズは、<i>Illinois Law Review</i> の1916年論文において、「経済学を知らない法律家は公共の敵となる傾向が強い」と述べている。経済学は人間を動かすインセンティブの学問である。一方で、競争なしでは市場は成立せず、ルールのないところに競争は成立しない。他方で、人々を競争に動かすインセンティブを無視した市場のルールは機能しえない。そう考えると、市場を軽視した経済運営を続けてきたわが国にとって、法学と経済学の接点の拡大こそ最大の急務だということが見えてくる。</p> <p>本講義はこうした考えに立ち、法科大学院生に法と経済学的観点から経済学を紹介することを目指すものである。グローバル化していく現代経済では市場の役割もますます大きなものとなっている。経済学の視点から過去を振り返ると、20世紀は市場を守り、有効に活用するためのルールの形成の世紀であったと言っても過言ではない。</p> <p>例えばアメリカでは、1890年の反トラスト法に始まり、1930年代の証券法・証券取引法、1980年代から90年代にかけてのM&amp;Aのルール、2002年のサーベインズ・オックスレー法と、市場の基本的ルールが定められ、市場の有効性を担保するために大きな役割を果たしてきた。他方、わが国では、今に至ってようやく、そうした市場のルールの重要が叫ばれ始めている。</p> <p>真の意味で豊かで実り多い21世紀を形成するためには、単に法律の解釈論に留まらず、法律の設計・デザインという観点から市場を守る諸ルール検討することが望まれる。本講義では、こうした考えに立ち、初めて経済学に接する人を含めて法科大学院生に経済分析の手法を紹介し、市場のルールの形成に100年の長があるアメリカのルールを中心に、法律の設計・デザインを経済学的に解説する。</p>
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書は特になし。</p> <p>副読本として、矢野誠、「質の時代のシステム改革」、岩波書店</p> <p>参考書として、矢野誠、「マイクロ経済学の応用」、岩波書店</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>A. 序</p> <p>1. 市場の質と法制度</p>
第2回	<p>2. 市場の基本機能</p>

第3回	B. 市場形成の基盤としての法 3. 財産権法と市場
第4回	4. 契約法と市場
第5回	C. 競争の質を支える法 5. 市場競争の基本ルール
第6回	6. 独占禁止法の誤謬
第7回	7. アメリカの反トラスト法
第8回	8. 競争の質と競争の基本機能
第9回	D. 情報の質と企業の取引を支える法 9. 企業取引の法と制度
第10回	10. 情報の質とアメリカの証券法
第11回	11. 証券法と資本形成
第12回	12. 経営者の被信任義務と M&A のルール
第13回	E. 製品の質を支える法 13. 不法行為、製造物責任および保険の機能
第14回	14. 知的財産権法
第15回	試験



授業科目名	金融論				
担当者名	池尾 和人				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、金融論の基礎的知識の習得を目的としている。ただし、時間的制約から、金融に関わるすべての基礎的知識を網羅的に講述することはできない。それゆえ、講述されるトピックスは、日本の金融の現状を理解することに資するという観点から選択されている。具体的には、金融商品の価格付け（asset pricing）についての基本的考え方の説明に時間を割く一方で、貨幣経済理論（monetary economics）にかかわる話題についてはごく簡単にしか取り上げない。これらの点で、わが国における伝統的な金融論の講義とはやや異なっている。</p> <p>現代日本における金融現象や金融問題に対して、適切な理解と洞察力を持てるようになることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済学の基礎知識が必要であり、学部時代に経済学の履修をしていない者については、経済学を先行して履修することを勧める。また、商法（会社法）、証券取引法（金融商品取引法）や破産法に関する知識は、本科目の履修においても、きわめて有益である。</p> <p>より十全な金融論の理解のために、受講者には補完的な自習活動を期待したい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本とするが、途中で1回、それまでの講義内容を手短かに振り返るための復習セッションをおき、その回は、前半を質疑応答に当て、後半には中間試験を実施する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者には、講義に先立って下記の予備テキストを読み、予習しておくことを求める。</p> <p>予備テキスト：池尾和人『現代の金融入門』ちくま新書、1996年。</p> <p>本テキスト：池尾和人（編）『エコノミックス・入門金融論』ダイヤモンド社、2004年。</p> <p>参考書：大村敬一・他著『経済学とファイナンス [第2版]』東洋経済新報社、2004年。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>本テキストの「はしがき」と目次を参照されたい。そこにおける「経済学その他の専門的な予備知識は求めないけれども、一定の社会経験等を背景に比較的高い理解力をもつような読者」というのは、法科大学院の学生のことを念頭にいたものである。また、以下の各回の内容説明の末尾括弧内は、対応する本テキストの章節を表している。</p>
第1回	<p>1. イントロダクション：①金融の役割（上）</p> <p>まず講義の意図を述べ、その後、金融の役割についての説明を始める。初回は、最も基本的な「資金の移転」にかかわる役割をとりあげる。（第1章1）</p>
第2回	<p>1. イントロダクション：②金融の役割（下）</p> <p>前回に述べた資金の移転にとどまらない、リスク管理やガバナンスの面でも金融には役割が存在することを説明する。そして、日本の現状では、むしろそうした面での金融の役割が重要になっていることを指摘する。（第1章1続）</p>
第3回	<p>1. イントロダクション：③金融システムのアーキテクチャー</p> <p>金融取引には、相対（あいたい）型と市場型の2類型が考えられ、市場型を中心とする金融システムを構築するためには、制度面のインフラ整備とそれを運営していく人材の育成が不可欠であることを説明する。（第1章2）</p>
第4回	<p>1. イントロダクション：④日本の金融システムの概観</p> <p>日本の金融システム・金融制度の現状について概観し、第1回で述べた4つの機能を日本の金融システムが十全に提供できているかどうかを検証する。金融システム改革の経緯と今後の課題についてもふれる。（第1章3、4）</p>

第5回	2. リスクと資産価格：⑤貨幣の時間的価値 資産とは、その保有者に将来キャッシュフローをもたらすものであると定義できる。それゆえ、金融資産の価値は、もたらされる将来キャッシュフローの現時点における等価額になることを説明する。(第2章1、2、3)
第6回	2. リスクと資産価格：⑥リスクの評価 ポートフォリオを組むことの効果、すなわち分散化によってリスクとリターンがどのように変化するかを確認する。その上で、将来もたらされるキャッシュフローの値が不確実である場合に、そのリスクをどのように評価し、現時点における等価額を求めるかについての基本的な考え方を解説する。(第2章1、2、3続)
第7回	2. リスクと資産価格：⑦デリバティブズ(派生金融商品) デリバティブズと総称される新しい(なかには古くからあるものもあるが)金融商品の意義とその価格付けについて概説する。(第2章4)
第8回	復習セッション(中間試験) 前半において、証券化について簡単にみた上で(第2章6)、それまでの講義内容を復習する。後半で、これまでの範囲についての中間試験を実施する。
第9回	3. 資本市場：⑧情報の非対称性 第3章1、2、3、4については自習を求める。その上で授業では、資本市場にかかわる制度的配置の意義を理解するために必要な「情報の経済学」の基本的なアイデアを解説する。(第3章5)
第10回	3. 資本市場：⑨制度インフラ 投資家保護と公正取引を確保することは、資本市場の機能維持・向上させるために不可欠なことであるが、そのために必要な制度配置について論じる。(第3章6)
第11回	4. 金融機関：⑩リスク管理 第4章1、2、3については自習を求める。その上で授業では、リスク管理という側面から金融機関の活動について概説する。(第2章5)
第12回	4. 金融機関：⑪金融規制・監督 第12回は、金融規制・監督の活動に焦点を当てて、政府によるセーフティネットの提供が銀行等の行動を歪め、それを是正するためのさらなる規制の必要性をもたらしているという問題点についてもみる。(第4章4)
第13回	5. 金融政策：⑫信用創造 最後の2回は、マクロ経済にかかわる金融の役割をとりあげる。まず、銀行システムを通じて貨幣供給が行われるプロセスを解説し、結果としての貨幣供給量を規定する要因を明らかにする。(第5章1、2)
第14回	5. 金融政策：⑬金融政策 中央銀行が、貨幣供給量を規定する要因をどの程度まで、どのようにして制御することができるかをみる。この点で大きな能力をもつが、決して万能ではない中央銀行による政策運営の望ましいスタイルについても言及する。(第5章3、4)
第15回	試験(第1回から第14回までのすべての内容を出題範囲とする。)

授業科目名	会計学				
担当者名	黒川 行治				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	財務会計の基本的枠組み，会計基準の設定過程の問題，会計代替案選択に関する企業の会計意思決定の問題，会計認識および測定に関する基本的論理，会計測定 of 拡大・変容をふまえた近年の会計諸基準の具体的内容について，理解を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	簿記論の既習あるいは履修が望ましい。
3. 授業の方法	講義形式で行う。テキストを指定し，講義しきれなかったものについては自習とする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキスト：武田隆二「会計学一般教程〔第6版〕」（中央経済社） 参考書：黒川行治「合併会計選択論」（中央経済社）
6. 授業内容（細目）	
第1回	〔財務会計の基本的枠組みと会計基準設定過程の問題〕 会計情報の供給と二つの選択レベル 会計基準設定過程の論点（規範的会計基準の存在可能性，政治的プロセス，政策技術としての会計基準，文化や社会システムのサブシステムとしての会計など）
第2回	〔企業の会計選択行動の問題〕 エージェンシー関係と経営者の行動，情報の非対称性と経営者の行動 経営者の恣意的行動を防止する制度，経営者の自己規制と情報の自発的報告など
第3回	〔会計の認識対象と制度的基礎〕 会計の定義制度会計 情報会計財務会計 管理会計制度会計の諸規則など
第4回	〔会計公準と一般原則〕 会計公準の体系 一般原則の内容
第5回	〔会計情報基準の体系〕 会計情報基準の内容 会計公準と会計情報基準
第6回	〔商法計算規定の構造〕 商法の経理体系 株式会社社会計法の基本構造

第7回	[損益計算論] 損益計算の構造 損益処理の原則 収益・費用の認識と測定
第8回	[貸借対照表の本質] 動的貸借対照表 静的貸借対照表資産 本質取得原価主義の論拠
第9回	[金銭債権と有価証券] 金銭債権の意義と債権評価の基礎 一般債権（貸倒れの評価、手形の割引、償却原価法など） 有価証券（売買目的の有価証券の評価など）
第10回	[棚卸資産] 棚卸資産の意義と範囲 取得原価の意義 原価集合・原価配分・評価替え
第11回	[有形固定資産] 有形固定資産の意義 範囲修繕費と改良費 減価償却方法など
第12回	[無形固定資産、繰延資産と研究開発費] 無形固定資産の概要 繰延資産の概要 研究開発費 ソフトウェアの会計など
第13回	[負債] 流動負債と固定負債 引当金の本質 引当金の設定要件など 退職給付会計（現在価値と退職給付会計基準の基礎概念）
第14回	[資本] 資本の分類と利益処分・資本の払戻 自己株式の処理 転換予約権付株式と新株予約権
第15回	試験

授業科目名	簿記論				
担当者名	前川 千春				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「簿記論」では、企業の経済活動を秩序正しく組織的に記録・計算・整理し、経営成績ならびに財政状態を明らかにするための記帳技術である複式簿記を学習する。複式簿記は他の会計科目を学ぶ上で基礎となるものであり、また経営分析（財務分析）を行う際にも必要となる知識である。本授業は、複式簿記の基本構造を十分理解するとともに、基本的な個別財務諸表（損益計算書・貸借対照表・キャッシュ・フロー計算書）の作成方法および読み方を習得することを目指している。授業の対象は簿記論の初学者である。
2. 関連する科目との関係	複式簿記はすべての会計科目の基礎として位置づけられるものであり、特に同じ隣接科目である「会計学」を学習する上で欠かすことのできない基礎知識となっている。
3. 授業の方法	問題演習も取り入れるが、時間の制約があるため授業は基本的に講義形式で行う。簿記を習得するためには練習問題を繰り返し解いてみるのが不可欠であり、毎回授業の復習に相当多くの時間を充てることが求められる（電卓の使用にもある程度慣れる必要がある）。受講者はこれらの点を十分踏まえた上で履修して欲しい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業は基本的に下記のテキストを使用して進めるが、キャッシュ・フロー計算書についてはプリントを配付して説明を行う。その他に受講者の理解を確実なものとするため復習用のワークブックを指定する。  テキスト 加古宜士・渡部裕亘『新検定簿記講義 3級商業簿記』中央経済社 加古宜士・渡部裕亘『新検定簿記講義 2級商業簿記』中央経済社
6. 授業内容（細目）	
第1回	簿記の基本原則—その1 「簿記の目的および基礎概念」 簿記の目的、簿記の5つの要素（資産・負債・資本・収益・費用）、貸借対照表と損益計算書の関係について学習する。
第2回	簿記の基本原則—その2 「簿記一巡の手続（1）」 簿記上の取引、仕訳と転記、仕訳帳と元帳について学習する。
第3回	簿記の基本原則—その3 「簿記一巡の手続（2）」 試算表の作成、財務諸表の作成（損益計算書・貸借対照表）および精算表について基礎を学習する。（決算および財務諸表については第10回～第14回の授業において詳しく学習する。）
第4回	取引の処理と勘定科目—その1 「現金預金に関する取引の処理」 現金、当座預金および当座借越について学習する。
第5回	取引の処理と勘定科目—その2 「商品売買に関する処理」 商品勘定の分割、売上原価の計算、払出単価の決定について学習する

第6回	取引の処理と勘定科目—その3 「債権・債務に関する取引の処理」 売掛金と買掛金、前渡金と前受金、未収金と未払金、貸付金と借入金、仮払金と仮受金、立替金と預り金等について学習する。
第7回	取引の処理と勘定科目—その4 「手形に関する取引の処理」 手形の振出・受入・引受、手形代金の取立・支払、手形の裏書と割引および手形貸付金・手形借入金について学習する。
第8回	取引の処理と勘定科目—その5 「有価証券に関する取引の処理」 有価証券の取得・売却、有価証券の評価および有価証券の利息、配当金について学習する。
第9回	取引の処理と勘定科目—その6 「固定資産に関する取引の処理」 固定資産の取得・売却および減価償却の手續（定額法・定率法等）ならびに表示方法について学習する。
第10回	決算と財務諸表—その1 「試算表の作成および決算整理」 試算表の作成および商品棚卸、貸倒見積り、減価償却、有価証券の評価替、消耗品棚卸、収益・費用の見越と繰延等の決算整理事項について学習する。
第11回	決算と財務諸表—その2 「精算表の役割と作成方法」 精算表の役割と8桁精算表の具体的な作成方法について学習する。
第12回	決算と財務諸表—その3 「キャッシュ・フロー計算書（1）」 キャッシュ・フロー計算書の意義、損益計算書・貸借対照表とキャッシュ・フロー計算書の関係およびキャッシュ・フロー計算書の資金概念ならびに表示区分について学習する。
第13回	決算と財務諸表—その4 「キャッシュ・フロー計算書（2）」 直接法と間接法との相違点および直接法・間接法によるキャッシュ・フロー計算書の具体的な作成方法について学習する。
第14回	決算と財務諸表—その5 「損益計算書と貸借対照表」 損益計算書と貸借対照表の具体的な作成方法、様式（勘定式・報告式）、表示区分等について学習する。
第15回	試験

授業科目名	経営学				
担当者名	菊澤 研宗				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義では、一般的な入門経営学ではなく、「法と経済学」に密接に関連した経営学つまり最新の「組織の経済学」に関連した経営学について講義する。より具体的にいえば、本講義の目的は以下の二つである。</p> <p>(1) 現代企業経営学のフロンティアといわれている「取引コスト理論」、「エージェンシー理論」、「所有権理論」などの「組織の経済学」を平易に説明すること。</p> <p>(2) これら3つの理論の応用例を、すべて日米独企業経営に集中し、日米独企業経営の特徴を体系的に説明すること。</p> <p>したがって、この講義の到達目標は戦略と組織の経済学を理解することと、日米独企業経営の特徴を理解することである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済学、法と経済学</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、講義形式で行う。 講義は、毎回テーマを決めて進める。 数回にまたがるような講義はしない。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>(テキスト) 菊澤研宗著『組織の経済学入門—新制度派経済学アプローチ』 有斐閣 2006年。 (参考書) 菊澤研宗著『比較コーポレート・ガバナンス論—組織の経済学アプローチ』 有斐閣 2004年。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>テーマ：＜組織の経済学とは＞</p> <p>組織の経済学は、経済学と経営学を統合した理論といわれているが、このような学問がどのようにして出てきたのかについて説明する。</p>
第2回	<p>テーマ：＜取引コスト理論と組織デザインへの応用＞</p> <p>取引コスト理論の基本原則について説明する。 そして、この理論を用いて多様な組織デザインを理論的に説明する。 さらに、その具体的な応用として日米企業組織行動を比較制度分析する。</p>
第3回	<p>テーマ：＜取引コスト理論と多様な中間組織論への応用＞</p> <p>取引コスト理論にもとづいて、様々な中間組織について説明する。 特に、企業グループ、ジョイント・ベンチャー、フランチャイズ・システム、カンパニー制度などについて理論的に説明する。</p>

第4回	<p>テーマ：＜取引コスト理論と経営戦略への応用＞</p> <p>取引コスト理論を用いて、多様な経営戦略について理論的に説明する。 さらに、その応用例として日米独自動車会社の事例を比較制度分析する。</p>
第5回	<p>テーマ：＜日米独企業間関係の取引コスト理論分析＞</p> <p>取引コスト理論にもとづいて、日米独の企業間関係について比較制度分析する。 特に、各国の企業間関係の違いと、それぞれどのような点が効率的で、どのような点が非効率的なのかを理論的に説明する。</p>
第6回	<p>テーマ：＜エージェンシー理論と様々な現象への応用＞</p> <p>エージェンシー理論の基本原則について説明する。 この理論にもとづいて、モラル・ハザードとアドバース・セレクション現象について説明する。 その応用として日米独にみられる様々なエージェンシー問題を紹介する。</p>
第7回	<p>テーマ：＜エージェンシー理論とインセンティブ制度への応用＞</p> <p>エージェンシー理論を用いて多様な賃金制度を理論的に説明する。 その応用として日米独賃金雇用システムを比較制度分析する。</p>
第8回	<p>テーマ：＜エージェンシー理論とコーポレート・ガバナンス・システムへの応用＞</p> <p>エージェンシー理論にもとづいて、コーポレート・ガバナンス・システムを理論的に説明する。 多様なコーポレート・ガバナンス・システムを理論的に体系的に説明する。</p>
第9回	<p>テーマ：＜日米独コーポレート・ガバナンスのエージェンシー理論分析＞</p> <p>エージェンシー理論に基づいて、日米独コーポレート・ガバナンス・システムを比較制度分析する。 それぞれどのような特徴をもち、どのような点が効率的であるとともに非効率でもあるのか。 これらについて説明する。</p>
第10回	<p>テーマ：＜所有権理論と企業の環境問題への応用＞</p> <p>所有権理論の基本原則について説明する。 この理論を用いて、企業の公害・環境問題について説明する。 さらに、その応用として日米独企業の環境問題に対する行動を比較分析する。</p>
第11回	<p>テーマ：＜所有権理論と企業形態への応用＞</p> <p>所有権理論を用いて、多様な企業形態を理論的に説明する。 そして、その応用として日米独経営システムのいくつかの特徴を比較分析する。</p>
第12回	<p>テーマ：＜所有権理論と買収戦略への応用＞</p> <p>所有権理論にもとづいて、企業買収などの企業戦略について説明する。 どのようなときに、企業を買収し、どのようなときに買収を避けるか。 また、買収後のマネジメントの重要性について説明する。</p>
第13回	<p>テーマ：＜日米独企業組織の所有権理論分析＞</p> <p>所有権理論にもとづいて、日米独の企業組織構造の比較制度分析を行う。</p>
第14回	<p>テーマ：＜まとめ＞</p> <p>日米独の経営システムの特徴を体系的に整理して、説明する。</p>
第15回	試験



授業科目名	地方自治法				
担当者名	植村 栄治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	地方自治法を中心とする地方自治法制の概要を理解する。日本国憲法における地方自治の理念を学び、それが地方自治法の諸規定にどう反映されているかを知る。地方自治法の主要規定に通暁するとともに、地方公務員法等の地方自治関連諸法の仕組みを理解する。さらに、地方の時代の主役を各地方公共団体が演ずるためには何が必要かを、法制面と実態面の双方から幅広く考察する。現在、地方自治法制は大きな変革期にあるが、あるべき将来を見据えて地方自治法制の立法論をも展開できる人材の養成をめざす。
2. 関連する科目との関係	「行政法Ⅰ」や「行政法Ⅱ」を履修していれば理解が容易な箇所も多いが、特に行政法の知識を前提としないで説明する。ただし、憲法で学ぶ地方自治に関する諸事項は既知とする。その他、民法や民事訴訟法の条文もときどき顔を出す。それらはその都度必要な限度で分かりやすく説明する予定である。2年生と3年生で行政法の知識に相当の格差のあることが予想されるが、適宜対応する。
3. 授業の方法	事前に指示した参考書の該当部分を予習してきてもらい、講義と練習問題等を組み合わせる。希望者にテーマを与えて報告させる方式も取り入れる。その際の報告のテーマは、地方公共団体で生じた判例の事案から選ぶ。法令の規定のみでなく、地方自治の実態を示す各種の統計・資料の参照も重視する。また、レポートを課したり、小テストを実施したりすることもあり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は、川崎政司『地方自治法基本解説』（第2版。法学書院）を使用する。その他の参考書は適宜指示する。個別の論点に関しては関連文献を指示し、あるいは各種文献のコピーを配布する。判例については、「地方自治判例百選（第3版）」[有斐閣]を使用する。その他、日々の新聞記事が有益であり、履修者はできる限り新聞の記事に目を通すことを勧める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	地方自治法制総論。 地方自治の意義、地方自治の根拠、外国の地方自治法制、日本の地方自治の歴史、地方自治法の誕生、近時の地方自治法制の改革等について概観する。地方自治がなぜ必要か、現在の地方自治法制は明治以来のどのような流れの中にあるのかを理解する。
第2回	地方公共団体の構成。 地方公共団体の意義・性質・区分・名称・区域・合併、選挙制度、直接参政制度、直接請求、住民投票等について学ぶ。また、普通地方公共団体の二重構造を理解し、最近の市町村合併の動きや道州制導入の議論の問題点を考える。
第3回	地方公共団体の事務。 地方公共団体の事務の分類、法定受託事務、都道府県の事務と市町村の事務、代行権等について学ぶ。かつての機関委任事務についても説明する。地方公共団体の事務の問題は、都道府県や市町村の存在意義に直結することを、具体例を通じて理解する。
第4回	地方公共団体の立法権。 条例についての理解を深める。条例事項、条例と国の法令との関係等の一般論のほか、財産権と条例、租税と条例等の具体的な論点についても掘り下げて検討する。その他、長の制定する規則、条例と規則との関係、委員会規則等に触れる。全体として、地方公共団体の自主立法権が地方自治の要であることを十分把握する。

第5回	地方公共団体の議決機関（1）。 議会の設置、町村総会、議員定数、議員の兼職の制限、議員の身分の取得と喪失、議員の権利等に関する地方自治法の諸規定を学ぶ。特に市町村議会の議員の場合、サラリーマン等の身分を失わないで議員活動を行えるようにするにはどうしたらいいか等の身近な問題も取り上げて検討する。
第6回	地方公共団体の議決機関（2）。 地方議会の権限、議会の組織、議会の活動、議会の会議手続、議場の規律、議員の懲罰等の問題を取り扱う。戦前の府県制の下での諸規定が生き残っていると見られる古い規定もあるので、現代的な感覚に立った立法論も行うよう考慮したい。
第7回	地方公共団体の執行機関（1）。 執行機関の多元主義、長の地位・権限、長の補助機関、長と議会の関係、長の専決処分権等について学ぶ。長と議会の関係及び長と委員会・委員との関係は微妙であるが、長、議会、委員会、住民との間で現実に紛争が生じたケースを考察して、長の地位についての理解を深める。
第8回	地方公共団体の執行機関（2）。 長以外の執行機関について学ぶ。具体的には、都道府県にも市町村にも置かれるものとして、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員があり、それ以外に人事委員会・公平委員会、地方労働委員会、農業委員会、収用委員会、固定資産評価審査委員会等があるが、これらに係関係法令とともに概観する。
第9回	地方公務員の法制。 地方公務員法全般について概観するが、特に、地方公務員概念、地方公務員の種類、特別職と一般職、人事委員会・公平委員会、職員の任用・分限、職員の諸権利、職員の義務、職員の懲戒等に重点を置く。地方自治の基本法である地方自治法と地方公務員法との関係についても留意する。
第10回	特別地方公共団体の法制。 特別地方公共団体の憲法上の位置付け、特別区、財産区、地方公共団体の組合、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団等について学ぶ。特別地方公共団体の性格は様々であるが、特に広域行政に対応するという観点から見た場合の制度について検討したい。また、近い将来に予想される改正についてもできるだけ触れる。
第11回	地方公共団体の財政。 地方公共団体の財政に関する地方自治法の諸規定について学ぶ。会計、予算、収入、支出、決算、契約、財産の管理、基金等について説明し、入札制度と談合等の実際の問題も取り上げる。
第12回	住民監査請求と住民訴訟 まず住民監査請求の法制を理解し、次にそれを前提としてなされる住民訴訟の法制を学ぶ。住民訴訟は平成14年の改正で大きく変わったが、その背景も探った上で、現在の住民訴訟の構造を理解する。
第13回	国と地方公共団体との関係 国が地方公共団体に関与する場合にはどのようなルールが定められているか、関与の種類としてどのようなものが認められているか、国と地方公共団体との間の係争はどのように処理されるか等について学ぶ。
第14回	第1回～第13回の総復習。 判例に現れた事案を検討する。
第15回	試験

授業科目名	租税実体法 I				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>広い視野に立つて所得税法について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、国民が私的取引を形成するとき、所得税がどのようにその私的取引にかかってくるのか、そして、所得税の負担により私的取引はどのような影響を受けるのかを即時に判断できる能力を養成することが、本授業の目的である。</p> <p>具体的事案において、企図する取引の経済的目的を達成しつつも所得税の観点にたった最適の私的取引形態を形成することができる力を身につけさせることを基本とし、既存の判例等に基づき適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では、本講義以外に、「租税実体法Ⅱ」、「租税実体法Ⅲ」、「租税法総論・租税手続法」、「国際租税法」、「租税法総合」の5科目が予定されているが、密接な相互関係を有し、併せて履修することが望ましい。特に、「租税法総論・租税手続法」は、租税実体法と対をなす位置づけであり、租税法の初学者の場合、租税法総論の役割をも果たす。「民法総合Ⅰ」及び「民法総合Ⅱ」、「信託法」も、所得税課税の前提である私的取引に関する知識を習得する機会を与える。さらに、所得税の要件事実を把握するため、「要件事実論」の授業を履修しておけばなお良い。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予めパワーポイント資料の形で受講生に提供し、受講生は必ず予習してくることを前提に、講義形式で授業を行う。ただし、授業中、随時、受講生に対する口頭での質問を行い、受講生自身の考える力を養うとともに、特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け、受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに、小テストも行い、受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに、各受講生が現在までどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>岸田貞夫・矢内一好・柳裕治・吉村典久『現代税法の基礎知識』（ぎょうせい 平成19年）及び金子宏『租税法』（弘文堂 平成19年）を使用するほか、税制調査会平成12年7月中期答申『わが国税制の現状と課題』や財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなどを教材とする。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>所得概念 所得税の課税対象である所得の意義を説明する。現物給付、債務免除益、未実現のキャピタルゲイン、帰属所得(imputed income)が、課税所得となるのかどうかを検討させ、課税所得の範囲を把握させる。</p>
第2回	<p>投資所得 投資所得における課税の中立性という基本的考えを理解させた上で、その基本的考えにたつて利子所得及び配当所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。特に、利子所得については、懸賞金付き定期預金利息など新しい形態の利息についての対応策を考えさせる。また、配当所得に対する課税につき、その基本的考え及び各種の特例措置の存在意義にまで言及する。</p>
第3回	<p>事業性所得 不動産所得、事業所得及び山林所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても触れる。事業の意義及びその範囲確定の基準を、判例に基づき検討するとともに、消費税法における「事業」との相違を論じる。</p>
第4回	<p>勤労性所得 給与所得及び退職所得の性質・範囲を考察させ、フリンジベネフィットやストックオプションに対する課税についても分析する。特に、給与所得の金額の計算方法について、事業性所得との相違に触れながら説明し、給与所得控除の問題点を指摘する。</p>
第5回	<p>譲渡所得 各種判例法理に基づき、譲渡所得の意義、特に、「譲渡」の意義及び「資産」の意義を学習させる。特に譲渡担保や財産分与若しくは現物出資にかかる譲渡所得課税を分析することに主眼を置く。譲渡所得の金額の計算についても触れ、譲渡所得の性質に基づく取得費の意義を明確にする。</p>

第6回	<p>その他の所得・年金税制</p> <p>一時所得及び雑所得の性質・範囲を考察させ、その金額の計算方法についても言及する。年金に対する課税制度全般を考察し、少子高齢化社会に対応した年金税制の改革案を検討する。</p>
第7回	<p>所得類型の競合と判定</p> <p>具体的事案を設定し、それに基づき、特定の利得がどの所得類型に該当するかを判断する基準を分析する。特に、具体的事案における事実関係の中で、所得類型判定のためいかなる要件事実に着目しなければならないのかを読みとる訓練を行う。</p>
第8回	<p>所得の帰属</p> <p>所得税法における実質的所得者課税の原則を解説する。さらに、いわゆる「三ちゃん農業」の実例を設定し、当該農業所得は誰に帰属するのかにつき論じ、民法上の所有権者判定と所得税法上の所得者判定との関連性に目を向けさせる。</p>
第9回	<p>所得の年度帰属(timing)</p> <p>所得の年度帰属の問題につき、いくつかの具体的事案を設定し、現金主義と発生主義との相違、いわゆる権利確定主義の意義を学習する。判例に基づく実際の事案を設定し、具体的事案において年度帰属を判定できる応用力を養う。</p>
第10回	<p>必要経費</p> <p>必要経費と家事費・家事関連費の意義を学習する。特に、違法支出の必要経費控除の問題を論じ、所得概念と必要経費控除制度との関連性を明らかにする。事業専従者及び青色事業専従者にかかる必要経費控除の特例措置についても言及する。</p>
第11回	<p>所得控除</p> <p>所得控除を、基礎生活費控除、超過生活費控除、非経常的生活費控除、保険料控除及び租税特別措置に分類して、その意義及び制度趣旨を学ばせる。同時に、税額控除と対比させて所得控除に関する改正論議をも理解させ、所得税における所得控除の位置づけ及びその意義を明確にする。</p>
第12回	<p>所得税の課税標準・税額の計算</p> <p>客観的担税力算出の段階と主観的担税力算出の段階に分けて所得税の課税標準算出の構造の全体像を示し、所得税額過程における各種制度の意義及び問題点を分析する。具体的には、損益通算、純損失の繰越控除、超過累進税率と単純累進税率、平均課税及び臨時課税の制度の意義をその問題点とともに学習させる。</p>
第13回	<p>課税単位</p> <p>所得税の課税単位のあり方につき、具体的事例に基づく数値を設定し、個人単位主義、夫婦単位合算均等分割方式(2分2乗方式)、家族単位合算非分割方式及び家族単位合算均等分割方式(N分N乗方式)の利害得失を論議する。</p>
第14回	<p>源泉徴収制度</p> <p>所得税特有の課税制度である源泉徴収制度を解説する。申告納税と源泉徴収課税の関係を総合課税と分離課税との相違に基づき解説するとともに、源泉徴収制度に係る憲法問題及び確定申告との関係を、判例に基づき分析する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	租税実体法Ⅱ				
担当者名	酒井 克彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業をめぐる租税,特に法人税及び消費税並びに事業税に関し,広い視野に立って全体的に通覧させ,理解を深めさせるとともに,企業行動を選択するとき考えなければならない租税負担について,法的な角度から考察できる能力を養成することが,本授業の目的である。</p> <p>租税法の基礎を十分に身に付けた上で,具体的事案における適切な紛争解決策を提示できる能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>租税法関係では,本講義以外に,「租税実体法Ⅰ」,「租税実体法Ⅲ」,「租税法総論・手続法」,「租税法総合」,「国際租税法」の5科目が予定されている。「租税実体法Ⅰ」は,法人税と同じ性質の課税物件である所得を課税対象とする所得税を扱っているため,本授業に対する入門的若しくは導入的授業としての意義を有する。また,「租税法総論・手続法」も同様の役割を果たしている。「商法総合Ⅰ」及び「商法総合Ⅱ」の授業なども併せて履修し,企業法全体の知識を相互に有機的に関連させて学習することが効率的である。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの講義レジュメを予め受講生に提供し,受講生は必ず予習してくることを前提に,講義形式で授業を行う。ただし,授業中,随時,受講生に対する口頭での質問を行い,受講生自身の考える力を養うとともに,できるだけ多くの判例を検討材料にして,受講生を賛成と反対の立場に分け,受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに,小テストも行い,受講生にとって段階を追った知識の獲得状況を確認させるとともに,各受講生が現在までどのような知識習得段階にあるのかを教員が把握できるよう配慮する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>金子宏『租税法〔第12版〕』（弘文堂 平成19年）及び水野忠恒ほか『租税判例百選〔第4版〕』を使用する。また,税制調査会資料,財務省の税制改正資料並びに実際の訴訟事件から抽出された事実をまとめたペーパーなども教材として使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法人税の種類・性質</p> <p>所得課税としての法人税の課税根拠を論じ,日本の現行法人税の制度を概観する。法人税の制度が,商法改正等に伴い,変動しつつある現状を説明するとともに,キャッシュフロー法人税導入論議を含む法人税の改革論議全般を検討する。</p>
第2回	<p>法人税と所得税との二重課税の調整措置</p> <p>法人税と所得税との二重課税の調整措置としてのパートナーシップ方式,カーター方式,インビュテーション方式,支払配当損金算入方式,二重税率方式,配当所得控除方式及び配当所得税額控除方式の利害得失を論じる。</p>
第3回	<p>法人税の納税義務者</p> <p>公共法人,公益法人,人格のない社団等,協同組合等及び普通法人の意義と課税所得の範囲を解説する。さらに,諸外国における事業体や特定目的会社(SPC),集団投資スキームに既存の法人税が対処できるかどうかを検討する。同族会社についても言及する。</p>
第4回	<p>法人税の課税標準・税額の計算構造</p> <p>法人税の課税標準及び税額計算の全体的構造を学習させるとともに,法人税法22条4項の定める公正妥当な会計処理基準に関する問題を判例等に基づき分析する。会計,商法(会社法),租税法のトライアングル体制を考えることに中心的意義を置く。</p>
第5回	<p>益金の意義と範囲</p> <p>受取配当等,資産の評価益,還付金の益金不算入,有価証券の譲渡益・譲渡損及びリース取引による利得など益金の意義と範囲を説明する。同時に,益金の年度帰属の問題についても,権利確定主義又は実現主義との関係で言及する。</p>

第 6 回	<p>損金の意義と範囲 (1)</p> <p>損金の意義とその範囲についての全体的考察を行う。特に、売上原価、固定資産の減価償却費、繰延資産の償却費、租税・公課、圧縮記帳、引当金及び準備金の意義及び範囲を考察する。</p>
第 7 回	<p>損金の意義と範囲 (2)</p> <p>損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある役員報酬及び役員賞与等並びに寄附金について、判例に基づき具体的事案を設定して論議する。</p>
第 8 回	<p>損金の意義と範囲 (3)</p> <p>損金のうち特にその意義及び範囲又はその制度について争いがある交際費及び使途秘匿金について、判例に基づき具体的事案を設定して論議する。また、繰越欠損金についても言及する。</p>
第 9 回	<p>連結納税制度</p> <p>法人税の連結納税制度の概要及びその問題点について講義する。その上で、連結納税制度の利害得失及びその利用方法について、学生同士でディベートさせる。</p>
第 10 回	<p>企業組織税制</p> <p>法人の設立・合併・分割・解散にかかる法人税を全体的に概観する。特に、純粋持株会社、適格合併と不適格合併、事後設立並びに新設分割及び吸収分割をめぐる適格分割と不適格分割を分析するほか、企業組織再編にかかる租税回避行為及びそれに対処する規定についても言及する。</p>
第 11 回	<p>事業税の制度</p> <p>企業をめぐる租税として事業税の構造につき説明を加える。さらに、事業税の外形標準化など最近の事業税改革論議を分析し、望ましい事業税改革について学生同士でディベートさせる。</p>
第 12 回	<p>消費税の特徴</p> <p>消費税は、最終消費者に租税負担を求める租税であるが、法律上の納税義務者は事業者であり、企業関係の租税としても理解される特徴がある。比較法的手法を用いて日本の現行消費税の特徴を講義する。</p>
第 13 回	<p>消費税の課税標準・税額の計算</p> <p>消費税の課税標準及び税額計算の全体像を解説する。特に、附加価値税としての消費税の最大の特徴である仕入税額控除のシステムを考察するとともに、判例に基づき、現行仕入税額控除の問題点を分析する。</p>
第 14 回	<p>消費税の特例制度 (免税点制度、簡易課税制度)</p> <p>免税点制度や簡易課税制度など消費税改革論議において現行消費税の問題点とされている消費税の特例制度を考察する。さらに、将来の消費税改革における複数税率採用の問題等を取り上げ、学生同士でディベートさせ、消費税の改革についての方向性を探る。</p>
第 15 回	<p>試験</p>

授業科目名	租税実体法Ⅲ				
担当者名	岩下 忠吾				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>資産税に関して未習者を対象として、民法相続編との基本的関係を確認し、相続税及び贈与税の存在理由、課税体系、相互関係をまず理解し、これを前提として、相続税及び贈与税の個別実体規定と手続規定を習得する。</p> <p>本授業の到達目標は、相続税及び贈与税を納税者の視点で思考し、判断するところにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>相続に関してはその基本法として民法第5編相続があり、さらに課税財産については物権、債権など関連規定が多く存在する。これらのうち、やはり相続編の個別規定は相続税を理解する上で必須事項といえる。「民法Ⅰ～民法Ⅵ」で民法の基礎的な知識を習得しておくことが前提となる。さらに、租税法関連の科目としては、「租税実体法Ⅰ」、「租税実体法Ⅱ」があり、密接な関連を有している。併せて、「租税手続法」を履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>本授業では、できる限り法律をベースとした説明、講義となると思われる。しかし、担当者は実務者としての税理士であるから現場の相続事例にもふれながら法律との関わりも説明したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者の著した書籍を使用します。なお、授業の進行にあわせてプリントを用意して、確認を行うこととする。</p> <p>総説相続税・贈与税（財経詳報社刊）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>相続税及び贈与税の課税根拠及び類型</p> <p>相続税及び贈与税の課税の根拠について講義する。特に相続税の課税方式については、世界的に見て、遺産課税方式と遺産取得課税方式の相違がある。なぜそのような相違が生じたかを説明した上で、現実の法構造に対する両方式の差異を説明する。日本の相続税が、両方式のミックスになっている理由及びその効果を明確にし、以後の相続税・贈与税の個別的論点の背後にある価値対立を認識させる。</p>
第2回	<p>相続税及び贈与税の納税義務者</p> <p>相続税及び贈与税の納税義務者につき、無制限納税義務者と制限納税義務者の差異について論述する。制限納税義務者は、日本国内にある取得した財産についてのみ納税義務を負うため、財産の所在と課税財産の範囲についても言及する。</p>
第3回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲①</p> <p>相続税及び贈与税の課税財産の範囲を本来の財産移転によるものと税法上の財産とみなすものに分け、それぞれの課税の趣旨及び理由を説明する。特に、保険金及び退職金につき、判例に基づき、みなし相続財産となる範囲を明確にする。</p>
第4回	<p>相続税及び贈与税の課税財産とその範囲②</p> <p>前回に引き続き、財産とみなすものの課税の内容を検討する。特別縁故者への分与財産、信託受益権及び債務免除等による利益など実務上問題とされているその他のみなし相続財産につき、相続税・贈与税の制度趣旨に鑑みつつ、解説する。みなし贈与財産についても言及することはいうまでもない。</p>
第5回	<p>相続税の課税標準・税額計算</p> <p>相続税の課税標準の算出過程において日本の相続税の独自性が発揮されており、そのシステムを整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、分割遺産と未分割遺産、非課税財産、債務控除を分析する。</p>
第6回	<p>相続税の課税標準算定上の特例規定</p> <p>相続税の負担により国民の生活が脅かされたり、事業承継が困難になったりすることに配慮し、相続税の負担を軽減する各種特例措置が定められている。これらの負担軽減措置のうち小規模宅地等の減額特例と特定事業用資産の減額特例を例にとり、その政策目的の合理性及び政策目的実現の手段としての租税特別措置の有効性を検証する。</p>

第7回	生前贈与財産に対する相続税及び贈与税の課税 贈与税は相続税の補完税であるとされているが、その当否を論ずるとともに、平成15年度税制改正で創設された相続時精算課税方式の詳細とその理論的背景を説明する。
第8回	相続税の税額計算の仕組み 遺産課税方式をベースとした法定相続分課税による相続税の総額を計算するシステムを論じる。さらに、資産取得課税方式による負担税額についても言及する。相続税法上の連帯納付義務に関し、民法上の連帯債務と比較しつつ、その特色を明らかにする。
第9回	財産課税として相続税の税負担調整 二重課税調整措置及び個人的担税力調整を整理・分析する。相次相続により連続課税が発生した場合に過重な税負担となるのを調整する相次相続控除のシステムを概観する。
第10回	贈与税の課税 贈与税特有の非課税や課税標準を解説する。また、贈与税の暦年課税方式と相続時精算課税制度の違いについても重点的に講義する。
第11回	贈与税の課税標準・税額計算 贈与税の課税標準の算出過程を整理し、具体的に図解しながら説明する。特に、配偶者控除、住宅取得等資金の贈与の場合の特例及び農業経営に対する贈与税等を論じる。
第12回	相続税及び贈与税の確定納付手続 一般的な租税確定納付手続と比較しながら、期限内申告等、更正の請求、納付という順に展開する相続税及び贈与税の確定納付手続を概観する。特に、相続税及び贈与税の確定納付手続に特有の延納や物納制度の趣旨及び問題点を分析する。
第13回	財産の評価① 財産の時価を客観的に評価することはきわめて困難である。しかし、時価が確定しない限り、相続税・贈与税の課税は行い得ない。課税実務上、財産評価基本通達にしたがい財産評価は行われるが、その当否及び評価方法につき、判例等をベースにしつつ解説する。特に、土地、家屋等の不動産の評価を中心的に論じる。
第14回	財産の評価② 前回の財産評価についての総論的解説を受け、実務上大きな問題に直面している上場株式と非上場株式の評価につき分析を加える。
第15回	試験



授業科目名	租税法総論・租税手続法				
担当者名	玉國 文敏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	この講義における目的の一つは、これから租税法を学ぶに当たっての導入的役割を果たすことにある。もう一つの目的は、租税手続をめぐる種々の法律問題の考察を通じて、わが国租税法の基本原則と通則規定の全体的理解をさせることにある。前者について言えば、租税法の基本原則や租税法の解釈適用の在り方、その他、租税法の基礎を形作る種々の論点について、考察を進めていきたい。租税手続法の観点からは、課税や納税、租税の徴収の各場面において納税者あるいは課税サイドが知っておかねばならない事柄を示すと共に、租税行政の各場面における手続・制度や租税争訟制度などに関する一般的知識や理解を深めるよう試みる。その結果として、各人が租税法上の常識を身につけると共に、具体的な租税法ケースに直面した場合に、各人が適切な対応策の選択ができるよう、十分な知識と判断能力、それに処理能力や対応能力を身につけてもらうことを目標とする。
2. 関連する科目との関係	関連科目としては、「租税実体法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の他、「国際租税法」、「金融取引と租税」の2科目が予定されている。本科目は、租税実体法（所得税法、法人税法、資産税法）の通則的役割を担うと共に、各種の租税実体法に共通する手続法上の理論的・制度的問題を取り上げ、考察する。また、金融取引をめぐる諸問題は、租税法と私法をめぐる議論や租税法の適用と解釈をめぐる議論と密接に関連するが、この授業では、これらの問題につながる考え方や制度の基本構造を提示する。その他、必要に応じ、租税調査手続における国際的共助制度や相互協議など、国際間で生じる手続問題も考察対象となりうる。
3. 授業の方法	対象者には租税法の初学者が含まれることを考慮して、できるだけ丁寧な説明を心がけたい。授業に際してはそれぞれのテーマと関連する事例や裁判例を多く取り上げ、双方向での授業を展開する。講義の節目には重要判例をめぐる参加者相互が議論や意見交換をする場を設けるなど、実際の租税争訟にあたって十分に対応しうる能力を養うために種々の配慮をする予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金子宏他編・ケースブック租税法[弘文堂・2004]等)、金子宏「租税法」の最新版(弘文堂)、岡村忠生「法人税法講義(第2版)」(成文堂)、ジュリスト別冊・租税判例百選(第4版)の他、租税法関係重要判例・資料、雑誌等で発表されたテーマに関連する重要な論文、時事的ニュースなど。
6. 授業内容(細目)	
第1回	租税法の基礎(1) — 租税法の基本原則 租税法の基本原則や憲法上の原則と租税法との関係などを検討する。それと併せて、租税法における手続遵守の精神と意味などを概観的に考察する。
第2回	租税法の基礎(2) — 租税法の解釈と適用 「租税法と私法」をめぐる議論などを中心に、租税法の解釈適用原理のあり方を考察する。
第3回	納税義務の成立と承継 納税と期間や期限に関連する問題、法人の合併や分割・分社等、法人間・個人間での事業承継をめぐる諸問題、連帯納付義務や連結納税制度、租税法の人的・場所的・時間的効力、書類の送達、課税単位など、納税義務の成立と承継・範囲をめぐる諸問題を考察する。
第4回	租税確定手続(1) — 納税申告の意義と効果 納税者の意思能力・行為能力・権利能力の欠缺と納税申告の効果について考察する。その他、記帳・申告義務や納税番号制度と個人のプライバシー保護との関係、電子申告制度の導入その他の納税環境整備に伴い生じてくる納税申告をめぐる諸問題を検討・考察する。

第5回	租税確定手続(2) — 更正と決定 更正・決定と再更正の関係をめぐる議論を中心として、更正・決定の法的意義と効果を考察する。併せて不当利得の返還請求などの民事的手法を租税法の分野で用いることの可否、更正の請求に係る法的要件、更正の期間制限制度などを検討する。
第6回	租税判例の考察・検討(1) 租税法の基本原則・租税確定手続に関する主要裁判例の検討を行う。
第7回	租税の納付・徴収手続(1) 租税の納付・徴収の手続、強制換価の手続を概的に説明する。併せて、納税猶予と担保の制度、物納制度、その他、附帯税や加算税・若干の刑事処罰手続など、租税債権の実効性を担保する手段の具体的内容を検討する。
第8回	租税の納付・徴収手続(2) — 租税債権と私債権の優先劣後関係など 裁判例を通じて租税債権と私債権の優先劣後関係と第二次納税義務の具体的内容を考察し、租税債権の法的性質と私債権に対する特殊性を検討する。
第9回	租税判例の考察・検討(2) 租税法の解釈と適用、租税の納付・徴収手続に関する主要裁判例の検討を、グループ討論を中心として行う。
第10回	租税調査手続(1) 質問検査権の行使、推計課税、その他現行法上予定されている強制あるいは任意での税務情報収集制度と納税者の権利保護をめぐる理論的・実際の問題点を、わが国の判例を中心として考察する。
第11回	租税調査手続(2) 電子商取引など、新しい取引形態・手法の進展に合わせて必要とされる租税調査手法や、行政間での情報利用、国際的共助の制度、さらには国民への情報開示制度を考察・検討する。
第12回	租税争訟手続の研究(1) — 租税不服申立手続 行政上の不服申立制度と対比しながら、租税不服申立制度(異議申し立てと審査請求)の意義と、制度の運用をめぐる実際の問題を考察する。
第13回	租税争訟手続の研究(2) — 租税訴訟の理論と実際の問題点 行政事件訴訟制度と対比しながら、わが国租税訴訟制度の概要および理論的・実際の問題点を概観する。
第14回	租税判例の考察・検討(3) 租税訴訟における訴訟物や挙証責任・立証方法、その他の租税争訟法上の主要裁判例の検討を行う。
第15回	試験

授業科目名	租税法総合				
担当者名	吉村 典久				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>租税法の知識をある程度持った受講生を対象に、これまで蓄積されてきた法律知識及び法的思考方法を具体的事案に適用し、適切な解決策を得られる能力を修得させるのが、本授業の目的である。所得税法及び法人税法の裁判例を中心的に取り上げ（取り上げる裁判例は両税目に限定されるわけではない。）、関連する租税法規の発見、適切な法解釈、具体的事案への租税法規の当てはめの能力を養うことを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「租税実体法Ⅰ」、「租税実体法Ⅱ」、「租税法総論・租税手続法」を履修していることが、本講義履修の前提である。しかし、これらの科目を未履修の者を排除することはない。ただし、その場合、所得税法及び法人税法、租税法総論、租税手続法の知識を十分に修得している者でなければ、本講義履修には相当程度の困難が伴うことを理解されたい。</p> <p>租税法関係では、本講義及び前掲の講義以外に、「租税実体法Ⅲ」、「国際租税法」がある。これらの講義科目は、密接な相互関係を有しているため、併せて履修することが望ましい。さらに、租税法規の要件事実を把握するため、「要件事実論」の授業を履修しておけばなお良い。</p>
3. 授業の方法	<p>ユニットの事例を予め指定し、受講生は必ず予習してくることを前提に、純粋なケース・メソッドのやり方で講義を行う。授業中、随時、受講生に対する口頭での質問を行い、受講生自身の考える力を養うとともに、特定事案につき受講生を賛成と反対の立場に分け、受講生同士でディベートを行わせることにより臨機応変な弁論能力の向上を図る。さらに、小テスト若しくはレポートを課し、法律的文章構成能力を向上させる。</p> <p>受講生は、指定された裁判例を事前に入手の上、予習することが義務づけられる。その場合、指定された裁判例だけではなく、その下級審判決及び関連する裁判例も予習してくることは当然である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	金子宏ほか編『ケースブック租税法』（弘文堂 平成16年）、水野忠恒ほか編『租税判例百選（第4版）』（有斐閣 平成17年）、及び金子宏『租税法』（弘文堂 平成19年）を参考書として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	最高裁昭和60年3月27日大法院判決民集39巻2号247頁（租税法と憲法） 租税法規にかかる立法裁量についての判断基準を分析する。租税法律主義及び租税公平主義の意義と機能を再確認するとともに、本判決の射程距離を分析する。
第2回	大阪高裁平成8年7月25日判決訟月44巻12号2201頁（私法契約の合意解除と課税） 私法契約が合意解除された場合に、それまでに行われた課税はどのようなになるのか、その調整方法を検討する。
第3回	最高裁平成18年1月24日第三小法院判決民集60巻1号252頁（仮装行為） パラツィーナ事件を取り上げ、仮装行為と私法上の法律構成による否認との関係や、租税回避事案の解決方法を探る。
第4回	最高裁平成17年12月19日第二小法院判決民集59巻10号2964頁（外国税額控除制度の濫用） 租税回避行為に対する否認の問題を多面的に分析する。
第5回	最高裁平成13年7月13日第二小法院判決訟月48巻7号1831頁（組合員が組合から受ける金員の性質） 組合と組合員の課税について分析する。

第6回	最高裁平成17年1月25日第三小法廷判決民集59巻1号64頁（ストックオプションにかかる所得税及び法人税の課税問題） ストックオプションにかかる権利行使益に対する所得分類の問題及びストックオプション付与に関する法人税法上の損金算入問題を検討する。さらに、restricted stockの手法についても考察する。
第7回	最高裁平成16年7月20日第三小法廷判決月報51巻8号2126頁及び大阪高裁昭和53年3月30日判決（無利息貸付け） パチンコ平和・中島事件及び清水惣事件を取り上げ、所得税法及び法人税法における無利息貸付けにかかる課税問題を比較検討する。
第8回	東京高裁平成16年11月17日判例地方自治262号74頁（有償ボランティアと収益事業） 公益法人の収益事業性の認定について分析する。
第9回	最高裁平成16年12月24日第二小法廷判決民集58巻9号2637頁（興銀事件） 法人税法における損失の計上時期について論じる。
第10回	最高裁平成5年11月25日第一小法廷判決民集47巻9号5278頁（輸出取引にかかる収益の計上時期） 収益・費用の期間帰属の問題を論じる。
第11回	推計課税・質問検査権行使に関する事案（事案はプリントして配布する。） 推計課税及び質問検査権行使については、課税庁と納税者との激しい紛争をもたらした。両問題について、原告及び被告に分かれて討論するとともに、裁判官として判決を作成する際の留意点を考察する。
第12回	最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決民集46巻2号77頁（源泉徴収と確定申告） 源泉徴収制度の意義を確認し、源泉徴収による税額と納税者の本来の納税義務との関係について論じる。
第13回	裁判例未定 判決に至っていない最新の租税法に関する裁判事例を取り上げ、原告及び被告の立場からの主張・立証を考えさせる。場合によっては、原告及び被告に分かれて準備書面を作成した上で討論し、あるいは、裁判官として判決を作成してもらう。
第14回	裁判例未定 判決に至っていない最新の租税法に関する裁判事例を取り上げ、原告及び被告の立場からの主張・立証を考えさせる。場合によっては、原告及び被告に分かれて準備書面を作成した上で討論し、あるいは、裁判官として判決を作成してもらう。
第15回	試験

授業科目名	エネルギー法 【隔年開講】				
担当者名	藤原 淳一郎				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「エネルギー法（energy law）」の主要な論点を、部分的に講義をまじえながら、極力事例演習の形式で学習するのが、本科目の目的である。</p> <p>国民生活及び産業活動の上で不可欠な「エネルギー」の生産・製造の上流部門からはじまって消費・利用の下流部門に至る流れを「法律」横断的に分析するのが「エネルギー法」ではあるが、本科目では、エネルギー市場への政府関与を重点に検討することになる。</p> <p>石油、電力、ガス、原子力の各市場の歴史的発展過程、政府規制の理論的根拠、政府規制の必要性・有効性・妥当性、規制改革ないし自由化の必要性・有効性・妥当性を学習し、今後のエネルギー市場のあるべき方向性を各人なりに見出だすというのが、本科目の到達目標である。</p> <p>他大学ではなかなか開設しにくい本科目担当者としては、ことに弁護士もしくは企業内法務担当者又は国家公務員として、将来発電・新エネを含むエネルギー事業、エネルギー取引、プロジェクト・ファイナンス等にたざさわる者の受講を特に期待している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「エネルギー法」は法律横断的科目であり、「憲法」、「民法」、「刑法」、「民事手続法」、「行政法」等の基礎的法律科目、応用科目としての「経済法」、「租税法」、「消費者法」、「労働法」、「環境法」、「国際商取引法」等、多くの法律科目に関わるため、最終学年に履修するのが望ましい。また国内電力・ガス市場については、本科目担当者が別途開講する「政府規制産業法」の各論という位置付けも可能である。したがって、「政府規制産業法」と同様、本科目は、従来政府規制を正当化してきた公益事業論に加え、近時の構造改革・規制緩和の経済学の知識、原子力工学、（電力）系統工学、新エネルギー技術等、理工学の知識、さらにはエネルギー資源をめぐる中東を含む地域研究、国際政治の知識も関連するので、これらの素養は本科目をより深く理解するのに有益である。このようにして、本科目は、法律科目として応用科目であるだけでなく、学際的科目でもある。</p>
3. 授業の方法	<p>assignment として毎週検討課題（事例又は「質問」の形をとる）を予め受講者に予告し、あわせて関連する指定概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要実務書等を示し、十分な下調べを要求する。受講者は授業開始前日に検討課題についてのレポートを提出するほか、授業での議論を経た改訂版レポートを翌週に提出する。</p> <p>本科目は、立法、行政運用を含めて日々刻々変化の激しい分野であるため、最新時事問題としてとりあげるべき新聞記事等が仮にあれば、授業冒頭（下記の体系的検討に先立って）とりあげ、「エネルギー」問題自体、極めて身近な問題であることをまず認識させる。本科目が応用的・学際的科目であることから、全てを事例演習に充てるには無理がある。そこでまず基礎的論点について assignment として「質問」形式での検討課題を与えておいて、ソクラティック・メソッドにより解明をはかる。その上で、事例問題として検討できるものについては、他科目においても採用されるソクラティック・メソッドによる事例研究に進むことになる。</p> <p>担当者は、説明・解説のためのOHPシートを極力準備しておく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>受講者各自が、①assignment としての毎週課される検討課題、②assignment として検討課題に関連した概説書（主要該当箇所）、関連重要学術論文、関連重要実務書、③それに加えて、受講者各自が独自に調べ上げた文献、データを合本すれば、結果として各人なりの教材（Casebook）が出来上がることになる。著作権の関係もあって、これらを教材（Casebook）として作成することは現時点では予定にない。</p> <p>&lt;参考文献&gt;</p> <p>①藤原淳一郎「エネルギー産業と経済法」日本経済法学会編『経済法の理論と展開（経済法講座1）』（三省堂、2002年）</p> <p>②藤原・矢島監修『21世紀フォーラム特別号・市場自由化：評価と選択のために』（政策科学研究所、2006年）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>エネルギー法総論（1）：エネルギー法概観 + 需給「計画」</p> <p>初回において、エネルギー法の研究対象を概観したのち、総論の第1回目として、エネルギー市場に対する政府の様々な「計画」の法的性格、有効性とその限界について検討する。</p>

第 2 回	エネルギー法総論（2）：緊急時対策（その1） エネルギー危機への緊急時対策として、1973年の第一次石油危機時の欧米、わが国の政治的対応のほか、法的対応として、石油需給適正化法、国民生活安定緊急措置法の2法を検討する。
第 3 回	エネルギー法総論（3）：緊急時対策（その2） エネルギー危機への緊急時対策として、平時からとられる対策としての石油備蓄について、備蓄の経緯、戦前との比較、備蓄主体、備蓄水準等の主要論点について検討する。あわせて、民間石油企業に備蓄義務を課すことの憲法問題も検討する。
第 4 回	エネルギー法各論（1）：電力（その1） 電力産業について、規制の歴史、規制の根拠論、近時の規制緩和「規制改革」の理由及び経緯、欧米での電力規制緩和の功罪について検討する。
第 5 回	エネルギー法各論（2）：電力（その2） 電力規制のうち、料金規制について事例を含めて重点的に検討する。
第 6 回	エネルギー法各論（3）：電力（その3） 電力規制改革論のうち、送配電ネットワークの開放（託送）問題について重点的に検討する。
第 7 回	エネルギー法各論（4）：ガス（その1） ガスについて、規制の歴史、規制の根拠論、近時の規制緩和「規制改革」の理由及び経緯、欧米での電力規制緩和の功罪について検討する。
第 8 回	エネルギー法各論（5）：ガス（その2） ガス規制改革論のうち、ガスパイプラインの開放（託送）及びLNG基地開放問題について重点的に検討する。
第 9 回	エネルギー法各論（6）：石油（その1） 石油産業について、規制の歴史、規制の根拠論、規制緩和「規制改革」の結果としての石油業法廃止の理由及び経緯、規制緩和「規制改革」の功罪について検討する。
第 10 回	エネルギー法各論（7）：石油（その2） 独禁法適用除外規定のない石油業法のもとのいわゆる石油ヤミカルテル事件について検討する。
第 11 回	エネルギー法各論（8）：原子力 原子炉等規制法のもとの規制体系を概観し上で、原子力発電所設置許可取消訴訟、もんじゅ訴訟をとりあげて、立法論を含め原子力規制法の論点を検討する。
第 12 回	エネルギー法各論（9）：新エネルギー 欧米と比較したわが国の新エネルギー普及促進策の評価、新エネルギー導入の技術的・制度的・経済的問題点について検討する。
第 13 回	エネルギー法各論（10）：熱供給事業 熱供給事業法廃止論がささやかれる中、熱供給事業発展の経緯、今後の熱供給事業の位置付け、助成策等を検討する。
第 14 回	エネルギー法各論（11）：エネルギー税制 一般消費税以外に課せられるエネルギー諸税及びいわゆる環境税（炭素税）について、税収の使途も含めて検討する。さらに平成11年の地方税改正前の法定外普通税としての核燃料税、平成11年の地方税改正以降の同税の引上げ及び立地市町村の使用済み核燃料税について検討する。
第 15 回	試験

授業科目名	行政事件訴訟実務				
担当者名	佐藤 貴夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	行政事件訴訟の手続、審理の実際について学習します。行政事件訴訟は、租税、建築、環境、出入国管理、営業等に関する許認可など、我々の生活に幅広くかかわってきます。したがって、これから実務家を目指す諸君には、ぜひ関与していただきたい分野です。しかしながら、これまではその専門性から敬遠されがちな分野でもありました。行政法が司法試験の必須科目となり、法科大学院制度が導入されたいまでは、とっつきにくさは薄れつつあります。この授業では、行政救済法の授業では手薄になりがちな行政事件訴訟法と関連法令の手続規定部分を学び、合わせて行政事件訴訟の実態を検討していきます。ひととおり行政事件訴訟のイメージをもつことができ、臆することなく、ケースに取り組んでいける素養を身に着けることを目標とします。
2. 関連する科目との関係	固憲法、行政法、租税法、地方自治法等で固有の論点を学習してもらうことを期待します。また、本科目は、裁判手続の一般的な科目の応用と位置づけられます。
3. 授業の方法	行政事件訴訟法と関連法令の主として手続規定部分を概観します。そのうえで、実際の事件記録もしくはこれに材を得た公刊物をモデルケースに、訴訟の展開を追っていき、その過程で、訴状、準備書面等の書き方等を学びます。また、具体的なケース、過去の判例等を題材に、訴訟の組み立て方、争点等につき、検討していきます。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者作成のプリントを配布するほか、第1回の授業で指示します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	行政事件訴訟法の概観① 行政事件訴訟の分類、手続規定につき、条文をもとに検討を加えます。
第2回	行政事件訴訟法の概観②
第3回	行政事件訴訟法の概観③
第4回	行政事件訴訟法の概観④
第5回	租税訴訟（予定）の審理① 実際の事件記録もしくは実際の事件に材を得た公刊物を用いて、訴訟の経過、提出される書面、証拠の検討、人証、判決、上級審、異議、不服審査等について、検討を加えます。

第6回	租税訴訟（予定）の審理②
第7回	租税訴訟（予定）の審理③
第8回	租税訴訟（予定）の審理④
第9回	問題研究① 実際の事件、過去の判例等を題材に、事件の筋の見方、法律構成の立て方、検討すべき論点等につき、検討を加えます。
第10回	問題研究②
第11回	問題研究③
第12回	問題研究④
第13回	問題研究⑤
第14回	行政事件訴訟に関する最近の動き、著名事件に関与した実務家の講演などを予定しています。実務家の講演を行う場合は、講演者の都合により、実施する回が変わることがあります。
第15回	試験



授業科目名	要件事実論総合 I				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事手続の理論的な重要点を、要件事実論の観点から見直し、解説することを目的とする。その結果、民事手続の流れを表面的にはなく、民事手続が実体法の論理と整合していることを理解させる。究極的には民事実体法と手続法が融合している問題点を習得させることを到達目標とする。民事訴訟の手続は、その手続に乗って処理される実体法の権利関係と分かち難く関連性を有する。本科目においては要件事実論の観点から、民事裁判権の限界、訴えの利益、釈明権、立証責任、既判力、二重起訴と相殺の抗弁、一部請求と残部請求、訴訟物理論をはじめとする民事訴訟手続の重要な理論問題を検討する。具体的事例の要件事実に関する検討を踏まえて手続法の理論的問題に及ぶことにより、民事実体法と手続法の融合問題についての確かな展望を与える。
2. 関連する科目との関係	法律基本科目の「民事手続法 I・II」「民事手続法総合」「民事法総合 I・II」等の諸科目の扱う内容のうち、特に手続法上の諸問題を要件事実との関連において理解させ、上記諸科目における受講生の習得をより確かなものにさせる。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示す。授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりませ、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者が事前に作成するプリント 参考書……大江忠著「ゼミナール要件事実2」（第一法規）
6. 授業内容（細目）	
第1回	[弁論主義1] 弁論主義の3つのテーゼと要件事実の関係について具体的に理解させる。
第2回	[弁論主義2] 第1回と同じ。
第3回	[立証責任1] 立証責任の意義、立証責任の分配、立証責任の転換、事実上の推定、意思推定、暫定事実を具体的事例を通じて、要件事実論との関係から理解させる。
第4回	[立証責任2]
第5回	[処分権主義] 訴訟物の特定と処分権主義の関係を要件事実論の関係で理解させる。

第6回	[一部請求と残部請求] 具体的事例を挙げ、一部請求の意義、時効中断、過失相殺、残部請求を検討する。
第7回	中間試験
第8回	[訴えの利益] 確認訴訟について、具体的事例における実体的請求権と訴えの利益の関係。
第9回	[既判力1] 具体的事例を挙げ、既判力の範囲、基準時後の形成権の行使などの問題点を要件事実論の視点から検討する。
第10回	[既判力2] 第9回と同じ。
第11回	[二重起訴1] 具体的事例を挙げ、二重起訴と実体的請求権の関係、相殺の抗弁の特殊性について理解を図る。
第12回	[二重起訴2] 第11回と同じ
第13回	[多数当事者訴訟] 通常共同訴訟、固有必要的共同訴訟と実体的請求権との理解を図る。
第14回	[民事裁判権の限界] 自治的団体（宗教団体、政党、大学等）の紛争の具体例を、その訴訟における要件事実を分析して、何故裁判権の限界が問題となるかを理解させる。
第15回	試験

授業科目名	要件事実論総合Ⅱ				
担当者名	大江 忠、田中 豊				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	一般民事法の各分野から、典型的な訴訟類型を具体例として挙げ、その要件事実を分析し、要件事実の総まとめを行なう。受講生には、要件事実が一般民事法の各分野にその適用を見ることを理解させる。そのことによって、要件事実論があらゆる訴訟類型を理論的に理解するために必要な技術であることを理解させる。
2. 関連する科目との関係	一般民事法および展開・先端科目の労働法、知的財産法、の各分野を要件事実の観点からフォローする。それら諸科目で習得した内容の定着を図る。
3. 授業の方法	受講生に事前に予習教材（部分）を示し、授業は講義形式を原則とするが、受講生の習熟度に応じて受講生に対する質問をおりまぜて、理解の深化を図る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大江忠著「ゼミナール要件事実論2」（第一法規）
6. 授業内容（細目）	
第1回	保証契約、使者、錯誤
第2回	物上請求権（土地引渡し、抹消登記）、債権的登記請求権、通謀虚偽表示と第三者、危険負担
第3回	物上請求権（土地引渡し、抹消登記）、詐欺取消し、通謀虚偽表示の類推適用、不法行為
第4回	物上請求権（動産引渡し）、解除と第三者、即時取得、留置権
第5回	物上請求権（建物収去土地明渡し）、附合
第6回	請負契約、債務不履行

第7回	中間試験
第8回	賃貸借契約、貸借物返還債務の履行不能、貸借物保管義務の不完全履行、不法行為
第9回	債務譲渡、譲受債権（売買代金債権）による相殺の抗弁、第三者対抗要件、債権喪失の抗弁、相殺の再抗弁
第10回	売買契約、瑕疵担保責任、不完全履行に基づく損害賠償請求権、不法行為、製造物責任
第11回	物上請求権（建物明渡し）、転貸借、賃貸借解除、不法行為
第12回	準委任契約、事務管理、日常家事代理権、不法行為
第13回	不法行為、責任能力、使用者責任、工作物責任、企業損害
第14回	売買契約、解除、日常家事代理権
第15回	定期試験

授業科目名	家族法総合 I				
担当者名	岡部 喜代子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	既習者として入学した学生の中に、親族法・相続法の分野について基礎からきちんとした勉強をしていない者がいるものと思われる。未習者については1年次に講義を行って基礎的な知識と体系を理解させているが、既習者にもこのような講義が必要であるとの認識に立って、本年度から開講することとなった。したがって、対象は、既習者のうち親族法・相続法について基本的な勉強をしていないものである。15回で親族法・相続法分野を全部講義することはなかなか困難ではあるが、重要な点を中心として全範囲について講義を行うこととしたい。基本的な知識と体系を講義するほか、現在の重要課題についても触れていきたい。
2. 関連する科目との関係	家族法総合Ⅱは、基本的な知識を身につけている学生が、事実即してその適用を考えようとするものである。基本的な知識を身につけたいと希望する学生は、家族法総合Ⅰを選択してほしい。
3. 授業の方法	講義方式である。しかし、教員から学生に対する質問、討論など、随時取り入れていく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	いままでに自分で使用してきた教科書でよい。もし、持っていない場合には、以下の中から選択し、基本書とすることが望ましい。  二宮周平「家族法」第二版 新世社 内田貴「民法Ⅳ・親族・相続」 東京大学出版会  参考書 岡部喜代子「親族法への誘い」「相続法への誘い」八千代出版
6. 授業内容（細目）	親族相続法は、人間の生活の基本となる身分関係の成立要件とその効果を定めるものである。理論的であり、一貫した考え方に基づいているものである。財産法と異なる原理が働いているが、しかし、民法の一部を形作っている。そのような性質をもつ家族法として講義していく。順序はほぼ条文どおり、内容は網羅するというより、ここだけは落とせないという点を中心とならざるを得ない。しかし、重要部分を理解すれば、残りは自分で勉強すればわかるようになると思われる。そのようになってもらえるように講義したい。
第1回	親族の範囲、婚姻の成立
第2回	婚姻の効果
第3回	夫婦財産制

第4回	離婚の成立
第5回	離婚の効果
第6回	嫡出子
第7回	非嫡出子、養子
第8回	子の監護に関する諸問題
第9回	扶養
第10回	相続人
第11回	相続分、相続財産
第12回	遺産分割
第13回	相続の承認・放棄
第14回	遺言の効果、遺留分
第15回	試験

授業科目名	家族法総合Ⅱ				
担当者名	菱田 貴子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春・秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既習者を対象として（ただし、家族法の知識があることは前提としていない）、具体的な説例について実務家としてどのような説明・アドバイスをすべきかを問うタイプの問題を考察する作業を通じて、離婚及び相続に関する家族法の基本的な知識の習得するとともに、それを生きた知識に発展させ、「家族法に関する簡単な法律相談」に応じられるようになることを最終目的とする科目である。</p> <p>また、レポートの作成・提出、小テスト、授業中の質疑応答を通じて、法律家として必要不可欠な「書く力」と「話す力」、その根底にある「コミュニケーション能力」について、授業を受けることで基礎的な力を身に付けることを目指している。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>法学未修者を対象とした民法科目である「民法Ⅳ（家族法）」を履修し、あるいは、学部において同種の科目を履修し、さらに、「家族法総合Ⅰ」を履修するなどして、家族法に関する基本的知識を有しているに越したことはない。</p> <p>ただ、家族法の知識が全くなくても、具体的な説例の考察を通して、身につけられるよう工夫・配慮している。</p> <p>授業中の集中力及びポイントをとらえた短期集中的な予習・復習が重要であり、現時点での能力・実力如何は問わない。</p>
3. 授業の方法	<p>授業では、レジュメや配布資料に従い、説例の前提となる基礎的な知識をさらい、説例の内容について検討していく。</p> <p>授業の内容は、事前に提出してもらった受講生のレポートに基づいて構築され、質疑応答を繰り返しながら進行し、知識が生きた知識、使える知識として定着していくようにする。</p> <p>受講生には、2回、レポートを作成・提出してもらう。</p> <p>また、「書く力を涵養するための小テスト」と「家族法の基礎的な知識を身につけるための小テスト」を適宜実施する。しかし、この2つの小テストは、法律的な論理的文章を書くこと自体に慣れてもらい、そのスタイルを身につけてもらう、自分の改善に気づいてもらう、あるいは、自学自習のきっかけにしてもらう等をその目的とし、トライ・アンド・エラーの場として利用してもらいたいため、一つ一つの結果の良し悪しは「成長過程」「発展途上の姿」として、原則として成績には反映されない。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講師が作成した説例集に基づいて授業を行う。</p> <p>教科書・参考書は指定していない。リザーブブックにある書籍を参照してもらい、自分で選択してもらう。</p> <p>レジュメや参考資料を配付するが、あくまで補助的なものである。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>事例1-1 「離婚・親権・戸籍と氏」</p> <p>親権について争いがある夫婦の事案に基づいて、離婚の法制度の概要（主に手続）、親権の意義、離婚に伴う戸籍と氏の変動について検討する。</p>
第2回	<p>事例1-1及び2 「離婚・親権・戸籍と氏」</p> <p>親権について争いがある夫婦の事案に基づいて、離婚の法制度の概要（主に手続）、親権の意義、離婚に伴う戸籍と氏の変動について検討する。</p>
第3回	<p>事例1-2 「離婚・親権・戸籍と氏」</p> <p>親権について争いがある夫婦の事案に基づいて、離婚の法制度の概要（主に手続）、親権の意義、離婚に伴う戸籍と氏の変動について検討する。</p>
第4回	<p>事例2-1 「別居中の面接交渉・子の引き渡し」</p> <p>別居中の夫婦の事案に基づいて、面接交渉、子の親権者・監護権者の決定基準、子の引き渡しの手続について検討する。</p>

第5回	事例2-1及び2 「別居中の面接交渉・子の引き渡し」 別居中の夫婦の事案に基づいて、面接交渉、子の親権者・監護権者の決定基準、子の引き渡しの手続について検討する。
第6回	事例2-2 「別居中の面接交渉・子の引き渡し」 別居中の夫婦の事案に基づいて、面接交渉、子の親権者・監護権者の決定基準、子の引き渡しの手続について検討する。
第7回	事例3-1 「婚姻中及び離婚時の金銭請求とその手続と決定基準」 離婚することとなった夫婦の事案に基づいて、離婚前・離婚時にどのような金銭請求ができるのか、各金銭請求の手続と決定基準について検討する。
第8回	事例3-1及び2 「婚姻中及び離婚時の金銭請求とその決定基準・手続」 離婚することとなった夫婦の事案に基づいて、離婚前・離婚時にどのような金銭請求ができるのか、各金銭請求の手続と決定基準について検討する。
第9回	事例3-2 「婚姻中及び離婚時の金銭請求とその決定基準・手続」 離婚することとなった夫婦の事案に基づいて、離婚前・離婚時にどのような金銭請求ができるのか、各金銭請求の手続と決定基準について検討する。
第10回	事例4-1 「相続放棄・遺産分割協議・修正要素」 多額の相続債務を負担することを知らなかった相続人の事案に基づいて、相続の放棄、遺産分割協議の方法、特別受益・寄与分といった相続分の修正要素について検討する。
第11回	事例4-1及び2 「相続放棄・遺産分割協議・修正要素」 多額の相続債務を負担することを知らなかった相続人の事案に基づいて、相続の放棄、遺産分割協議の方法、特別受益・寄与分といった相続分の修正要素について検討する。
第12回	事例4-2 「相続放棄・遺産分割協議・修正要素」 多額の相続債務を負担することを知らなかった相続人の事案に基づいて、相続の放棄、遺産分割協議の方法、特別受益・寄与分といった相続分の修正要素について検討する。
第13回	事例5 「遺産分割の前提問題等」 子のいない夫婦の相続の事案に基づいて、前提問題に争いがある遺産分割事件について検討する。
第14回	事例5 「遺産分割の前提問題等」 子のいない夫婦の相続の事案に基づいて、前提問題に争いがある遺産分割事件について検討する。
第15回	試験



授業科目名	知的財産法Ⅰ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	特許法の基礎について概説する。
2. 関連する科目との関係	著作権法については知的財産法Ⅱ、意匠・商標・不正競争防止法については知的財産法Ⅲで扱う。実務的・応用的論点については、知的財産法務BP、WPにおいて詳細に学習する。
3. 授業の方法	講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	末吉互編著「実務知的財産法講義」 中山ほか編「特許判例百選」
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロ・発明概念
第2回	新規性・進歩性、産業上の利用可能性、公序良俗
第3回	特許を受ける権利、冒認
第4回	職務発明、出願・審査
第5回	特許審判
第6回	特許審決取消訴訟

第7回	クレーム解釈の手法
第8回	均等論
第9回	間接侵害
第10回	特許権の効力
第11回	差止・損害賠償
第12回	先使用、無効の抗弁
第13回	ライセンス
第14回	国際・渉外特許法
第15回	試験

授業科目名	知的財産法 I				
担当者名	竹田 稔				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、特許法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして、特許制度の概要について説明する。次に、出願審査手続、これに続く審判手続、審決取消訴訟の流れに従って、実体的・手続的問題点について学習させる。さらに、特許権侵害訴訟で主要な論点となる特許発明の技術的範囲（特許請求の範囲の優位性・発明の詳細な説明の参酌・当業者に自明の技術・公知技術・特許無効の抗弁・均等論等）、特許権侵害行為、特許権侵害訴訟（差止・損害賠償請求）等を中心に、体系的理解を目指す。</p> <p>本授業の到達目標は、特許法の実体的、手続的問題点について、判例、学説に関する知識および思考方法を、特許権の得喪変更に関わる諸手続の流れに従って、体系的に習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等すでに習得した主要科目の展開・応用をも目指すことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、知的財産戦略としての知的財産法の改正問題、技術の発展に伴う新たな特許制度の動向（例えば医療方法特許、バイオ特許、コンピュータプログラム特許）、職務発明やライセンス契約等特許権を巡る重要な論点にも言及して、学生の知的財産制度に対する関心を深める。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、できるだけ判例に依拠した事例に基づいて解説する。受講生には必ず事前にレジュメを配布して予習を行わせ自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、知的財産法の知識の習得に努めさせる。さらに授業は小論文（レポート）によって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回、次回までに検討してくる問題を含んだレジュメを作成して、受講生に配布し予習の機会を与えた上、レジュメに基づいて授業を進める。なお、竹田稔『知的財産権侵害要論〔特許・意匠・商標編、第4版〕』（発明協会、2003年）を参考書として、必要に応じて引用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>特許制度概論</p> <p>特許制度の基本的構造を理解させ、知的財産の活用方法（特許とノウハウ）の種類と、発明の概念、カテゴリー等を特許法の規定に基づいて解説する。</p>
第2回	<p>特許出願と審査手続</p> <p>特許出願を巡る問題（発明者と出願人・共同出願等）と特許要件（特に新規性・同一性・進歩性等特許阻害要件を中心に）、審査請求と審査手続の概要（拒絶理由通知・補正・拒絶査定と特許査定等）について解説する。</p>
第3回	<p>特殊クレーム</p> <p>特許権の効力は明細書に記載される特許請求の範囲（クレーム）に基づいて定められるが、その特殊な形態として議論の多いプロダクト・バイ・プロセス・機能的クレーム、選択発明・用途発明、数値限定発明・パラメータ発明等を取り上げてそれぞれの問題点を解説する。</p>
第4回	<p>審判手続</p> <p>審判手続には、出願拒絶に対する査定不服の審判と第三者が設定登録された特許権の有効性を争う無効審判とがあり、いずれも厳格な審理手続が設けられている。準司法的手続といわれるその構造と審理手続の具体的内容と問題点について解説する。</p>
第5回	<p>特許訴訟制度概論・審決取消訴訟</p> <p>我が国の特許訴訟制度は、特許庁と裁判所との権限配分、すなわち特許権に無効原因があるときは、特許庁に対しその特許を無効審判を請求し、特許庁がした審決に対しては東京高裁に取消訴訟を提起することができ、これにより特許権の得喪については専門技術官庁である特許庁に第一次の判断を委ねるとともに、抗告訴訟により裁判所の判断を受けることを保障する制度を基本としているが、この制度を世界各国の制度と比較法的に検討し、審決取消訴訟の具体的手続を説明する。</p>

第6回	<p>特許権の効力とその制限</p> <p>特許権者は、特許発明を実施する権利を専有するが、その実施が特許法の規定によって制限される場合がある。特許発明の実施と制限についての具体的内容を特許法の規定に基づいて解説する。</p>
第7回	<p>特許発明の技術的範囲（その1）</p> <p>特許発明の技術的範囲は、特許権の効力の及ぶ範囲を意味し、特許請求の範囲に基づいて定められるが、その画定には、さまざまな法理の適用がある。その1では、発明の詳細な説明の参酌、特許出願経過の参酌、公知技術の参酌等について解説する。</p>
第8回	<p>特許発明の技術的範囲（その2）</p> <p>特許権の保護の強化とも関連して、特許発明の技術的範囲の法理で最も注目されているのが均等論である。均等論は、侵害行為が特許請求の範囲の文言には含まれないが、これと均等である故に技術的範囲に含まれるとするもので、これを中心に、不完全利用、迂回・付加等を解説する。</p>
第9回	<p>特許権侵害行為</p> <p>特許権侵害行為には、行為者が特許発明を実施する直接侵害と、その一部の実施が間接的に特許権を侵害する行為とみなされる場合がある。直接侵害を巡っては、消尽、並行輸入等と侵害の成否の問題があり、間接侵害については、直接侵害との関係でどのような場合に侵害とみなされるのか（独立説と従属説）の問題があるので、これらを中心に解説する。</p>
第10回	<p>特許権侵害訴訟の概要（その1）</p> <p>特許権者の保護のため、最も重要なのは特許権が侵害された場合の裁判手続による救済である。我が国において、いわゆるプロパテント政策が採られて、大きく変化したのは、特許権侵害訴訟であるといわれており、概要その1では、侵害訴訟における損害賠償請求と差止請求と訴え提起から審理終了までの訴訟手続の概要について解説する。特に特許権に無効理由があるときの特許権行使制限の抗弁（特許法104条の3）等侵害訴訟の審理について詳細に説明する。</p>
第11回	<p>特許権侵害訴訟の概要（その2）</p> <p>特許権侵害訴訟の具体的手続における主要な問題である侵害行為の特定と、侵害行為の差止請求権の要件、これに続き当該侵害行為によって生じた損害額をどのように算定するかについての特許法102条の特則、不当利得返還請求、信用回復措置請求等損害論に関する一連の問題について解説する。</p>
第12回	<p>特許権侵害訴訟の概要（その3）</p> <p>特許権侵害訴訟判決と上訴、確定判決の効力、その執行等判決を巡る問題について解説するとともに、仮の処分であるが強力な行使手段となる差止仮処分、特許権行使に対する相手方の対抗手段としての無効審判請求、差止請求権不存在確認訴訟、損害賠償債務不存在確認訴訟等について解説する。</p>
第13回	<p>特許権関連特殊訴訟・実用新案制度</p> <p>特許権関連特殊訴訟として社会的に注目されているのは、職務発明の対価請求訴訟であり、その動向は、改正35条の解釈とともに我が国の産業競争力に影響する重大な問題である。また、最高裁が判例変更した冒認出願人に対する特許権移転登録請求も私的紛争と特許制度の在り方を考える素材となり得るものであり、その他最近の注目すべき訴訟形態について解説する。また、実用新案制度について特許制度の違いを中心に解説する。</p>
第14回	<p>特許契約論と特定技術分野の特許発明</p> <p>特許権者の権利行使としては、特許権の侵害行為に対する訴訟の提起とともに、特許発明を第三者に実施させることによって収益を得るライセンス契約が重要である。契約の種類、専用実施権・通常実施権の設定とその効力、ライセンス契約を巡る問題等について解説する。また、最近特に注目されている特定技術分野の特許発明として、ビジネス方法発明について理解を深めることが必要である。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	著作権法の基礎について概説する。
2. 関連する科目との関係	特許法については知的財産法Ⅰ、意匠・商標・不正競争防止法については知的財産法Ⅲ、より実務的・応用的知識については、知財法務 BP、WP においてそれぞれ扱う。
3. 授業の方法	講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	作花文雄「著作権法 基礎と応用」 大淵ほか「知的財産法判例集」
6. 授業内容（細目）	
第1回	制度の存在理由・沿革
第2回	創作性
第3回	著作物その1
第4回	著作物その2
第5回	編集著作物
第6回	著作者・職務著作

第7回	著作者人格権
第8回	著作権 1
第9回	著作権 2
第10回	保護期間
第11回	権利の制限
第12回	侵害主体論
第13回	差止・損害賠償
第14回	ライセンス・国際・渉外著作権
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅱ				
担当者名	水戸 重之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、知的財産法のうち著作権法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、まずはイントロダクションとして著作権法全般について説明した後、著作物性とその限界、著作者と法人著作、共同著作、二次的著作、著作権の種類と内容、著作権侵害の判断基準について論じる。多くのテーマは、著作権ビジネスの典型である「音楽」と「映画」を題材に説明される。さらに著作権法の周辺領域である、パブリシティ権などについても学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、著作権法及び関連法に関する基本的な制度、重要判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、あわせて司法試験に対応可能な内容を習得する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害）や、近時そのマーケットが拡大しているコンテンツ・ビジネスに関する法律問題や契約実務についても取り扱い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務BP及びWP」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。受講者の人数等により、学生による判例検討発表を課す場合がある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>(1) 基本書：作花文雄「詳解・著作権法（第三版）」（ぎょうせい）、または荒竹純一「ビジネス著作権法」（産経新聞出版）</p> <p>(2) サブテキスト：TMI 総合法律事務所「著作権の法律相談（第二版）」（青林書院）</p> <p>(3) 判例集：「別冊ジュリスト・著作権判例百選（第三版）」（有斐閣）</p> <p>(4) レジュメを配布予定。適宜参考資料も配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション、著作権法の基礎と著作権ビジネス</p> <p>著作権法の基礎を全体的に説明し、概略を習得することを目指す。同時に、著作権が関連するビジネスの構造および契約形態について説明し、現実の社会の中でどのように著作権がビジネスの対象となり活用されているかを学習する。</p>
第2回	<p>「著作物」と著作権侵害の判断基準</p> <p>著作権法の基礎概念である「著作物」について説明する。同時に、著作権侵害の判断基準についての判例・学説に言及し、「依拠と同一性」の基準、二段階テスト、濾過テスト、「アクセスと実質的類似性」等の判断方法、判断基準を紹介する。著作権侵害についてはその後の授業でもしばしば検討するが、その前提となる考え方および著名な判例について概観しておく。</p>
第3回	<p>応用美術と著作物</p> <p>応用美術の著作権法での保護は、意匠法と著作権法との適用関係を考えることでもある。応用美術の著作物性や著作権侵害が争われた判例は比較的多数あるが、それは著作権法による保護を受けるか否かの判断が微妙であるからであろう。このテーマを契機として、他の知的財産法（特許法、実用新案法、商標法）との異同についても学習する。</p>

第4回	<p>「著作者」、職務著作、共同著作、二次的著作物</p> <p>著作権法の中核をなす主体概念である「著作者」について学習する。著作権は著作物の著作者が専有するとの原則のもと、個人が著作する場合、法人が著作する場合（15条）、複数の主体が共同で著作する場合（64条、65条）について学習する。さらに、原著作者の著作者の、その二次的著作物についての権利（28条）や、著作者と著作権者が分離する特別な場合である映画の著作物に関する16条（映画の著作者）と29条（映画の著作権の帰属）の関係等について学習する。</p>
第5回	<p>著作権（著作者人格権と著作財産権）</p> <p>著作物の著作者に付与される「著作権」の種類と内容について学習する。著作者人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権があり、著作財産権には、複製権、公衆送信権などがある。</p>
第6回	<p>著作隣接権</p> <p>実演家、レコード製作者、放送事業者・有線放送事業者は、著作物を創作する者ではないが、著作物の公衆への伝達者としての役割を担っていることから著作権類似の権利（著作隣接権）を与えられている。著作隣接権についてまとめて整理・学習する。</p>
第7回	<p>音楽の著作物固有の問題</p> <p>音楽に関する権利には、楽曲の著作権、音源（原盤）に関するレコード製作者の権利（著作隣接権）があり、これに関与する者として、作詞家・作曲家、編曲者、音楽出版社、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、レコード会社、日本レコード協会などがある。それぞれの権利・権限や役割と相互の関係について学習する。また、音楽の著作権侵害が問題となった判例についても学習する。</p>
第8回	<p>映画の著作物固有の問題</p> <p>映画は、その製作・利用に多数の者が関与し、実演、映像、音楽その他様々な創作物からなる総合芸術である。それゆえにさまざまな権利関係や契約関係が錯綜する。ここでは映画製作の具体的プロセスを説明しつつ、「映画の著作者」「映画の著作権者」「映画の製作者」等の概念を学習し、映画製作に関する権利・契約関係、映画利用に関する権利・契約関係に分けて説明するとともに、映画に関する権利者団体（日本脚本家連盟、日本監督協会、映画製作者連盟等）の役割について説明する。</p>
第9回	<p>プログラム・ゲームソフト</p> <p>今日、コンピュータ・プログラムの著作物の重要性はますます増大している。ビジネスソフトのみならず、ゲームソフトが大きなマーケットであることは否定できない。そのプログラムは著作権法で保護されているが、個性、多様性を求める小説、音楽、映画のような古典的著作物に比して、プログラムは効率性の世界でありより実用品に近い性質をもつ。かかる性質をもつプログラムの著作物の保護を著作権法の枠組みの中でどのように考えるべきか検討する。また、中古ゲームソフト事件を通じて、著作権法解釈学のダイナミズム</p>
第10回	<p>著作権の制限、著作権侵害への救済</p> <p>著作権法は、著作権者の許諾を得なくても著作物を利用できる場合を規定している。その趣旨、内容について学習する。また、著作権侵害への救済には、民事的救済と刑事罰があるが、これらについてその内容を学習する。併せて著作権訴訟の特徴についても説明する。</p>
第11回	<p>パブリシティ権</p> <p>著作権の周辺領域である、著名人のパブリシティ権や「物のパブリシティ」権について学習する。</p>
第12回	<p>著作権の保護期間と国際的保護</p> <p>著作権は永久権ではなく、一定期間経過により自由利用が可能となる。この保護期間のルールについて学習する。また、現代では著作物の国際的流通は当然のこととなっているが、国際間での著作物の保護のルールについて、学習する。</p>
第13回	<p>編集著作物・データベース・ネットワーク上の権利問題</p> <p>著作権法は、編集物やコンピュータで検索ができるデータの体系を著作物として保護する可能性を認めている。それぞれの概念について説明し、通常の著作物との異同について学習する。著作権法はいわゆる「額の汗」を保護するか、しない場合、どのような保護が考えられるか、また創作性を有しないデータを保護する立法の動向などについて、判例に言及しつつ学習する。さらに、今日、インターネット上で流通するデジタル著作物に関し様々な法的問題が発生している。著作権侵害（特にファイル交換事件）、著作物の内容による名誉毀損、わいせつ問題など。これらの違法行為が発生した場合のネットワーク管理者の責任についても学習する。</p>
第14回	<p>総括（最終講義）</p>
第15回	<p>試験</p>



授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	意匠法・商標法・不正競争防止法の基礎について概説する。
2. 関連する科目との関係	特許法については知的財産法Ⅰ、著作権法については知的財産法Ⅱ、実務的・応用的論点については知的財産法務BP、WPでそれぞれ扱う。
3. 授業の方法	講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	山本庸幸「要説不正競争防止法」 大淵ほか「知的財産法判例集」
6. 授業内容（細目）	
第1回	パブリシティ
第2回	不正競争防止法 1
第3回	同 2
第4回	同 3
第5回	同 4
第6回	同 5

第7回	意匠法 1
第8回	意匠法 2
第9回	商標法 1
第10回	商標法 2
第11回	商標法 3
第12回	商標法 4
第13回	商標法 5
第14回	商標法 6
第15回	試験

授業科目名	知的財産法Ⅲ				
担当者名	宮川 美津子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・先端科目として、意匠法・商標法・不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、デザイン及びブランドの保護制度概説、意匠登録要件、権利取得の手続、意匠権侵害、特定不正競争行為、営業秘密、不当表示、パブリシティの保護、商標登録要件、商標登録出願手続、商標権の効力、並行輸入・ライセンス、国際条約について、それぞれ学習する。</p> <p>本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、最高裁を中心とした判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での商標権侵害、ドメイン名に関する紛争）にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務ベーシック・プログラム」「同ワークショップ・プログラム」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、意匠法・商標法・不正競争防止法の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したテキストを用いる。受講生は講義で得た知識を、制度の構造を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>デザイン保護制度の概略</p> <p>著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、意匠法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。</p>
第2回	<p>意匠法(1)</p> <p>意匠登録要件（新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠）及び権利取得手続（登録出願書類、一意匠一出願、組物の意匠、補正、関連意匠、秘密意匠の各制度）について概説する。</p>
第3回	<p>意匠法(2)</p> <p>意匠権の効力、他人の登録意匠等の関係、ライセンス、意匠権侵害行為と差止請求、損害賠償請求について概説する。</p>
第4回	<p>不正競争防止法(1)</p> <p>不正競争防止法について概説するとともに、デザイン保護の観点から、多様な不正競争行為のうち、混同惹起行為・著名表示冒用行為・商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。</p>
第5回	<p>ブランド保護制度の概略</p> <p>商標法による保護、不正競争防止法による保護につき概説する。また、偽造品対策に関して、刑事手続及び税関における水際規制（輸入差止申立制度）についても言及する。</p>

第6回	<p>商標法(1)</p> <p>商標登録要件及び権利取得手続につき概説する。判例・審査基準を中心に、公序良俗違反の商標、広知商標に類似する商標、出所の混同を起こすおそれがある商標、機能的商標につき、特に検討する。</p>
第7回	<p>商標法(2)</p> <p>商標権を、経済的利用の側面（ライセンスを含む）と、他者の使用に対する禁止権の側面から検討する。さらに、登録異議申立て、無効審判請求、代理人の無断出願等に基づく取消審判につき概説する。</p>
第8回	<p>商標法(3)</p> <p>判例を中心に、商標権侵害訴訟における原告及び被告の攻防を概説する。特に、「商標的使用」の問題、商標権の行使と権利濫用論につき検討する。</p>
第9回	<p>不正競争防止法(2)</p> <p>ブランド保護の観点から、あらためて混同惹起行為・著名表示冒用行為につき、判例を中心に概説するとともに、知的財産権侵害に関する紛争で発生しうる「虚偽の事実流布による信用毀損行為」についても検討する。</p>
第10回	<p>不正競争防止法(3)</p> <p>技術の発展に対応した不正競争防止法の規定として、ドメインネーム不正取得等行為、技術的手段回避等行為につき概説する。また、ドメインネームの不正取得に関する紛争解決手続についても学習する。</p>
第11回	<p>不正競争行為(4)</p> <p>不正競争防止法の多様な保護料域を理解するために、営業秘密侵害行為、不当表示、対外国公務員等不正利益供与行為等の不正競争行為につき学習する。</p>
第12回	<p>パブリシティ権</p> <p>芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する。さらに、ブランド保護の観点から、「物のパブリシティ」についても検討する。</p>
第13回	<p>並行輸入</p> <p>真正品の並行輸入に関する判例を検討した上で、実質的に保護されるべき商標の機能とは何かを議論する。関連する独占禁止法ガイドラインにも言及する。また、米国、EUにおける並行輸入の取り扱いについても概説する。</p>
第14回	<p>条約</p> <p>パリ条約、商標法条約、マドリッドプロトコール、TRIPs 協定等につき学習する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	知的財産法総合				
担当者名	小泉 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	特許法、著作権法に関する基本判例の判旨・事実関係を把握し、仮想事例形式へのあてはめを通じて応用的理解を得る。
2. 関連する科目との関係	知的財産法Ⅰ、知的財産法Ⅱを履修済みであることが望ましい。
3. 授業の方法	演習形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	小泉ほか「ケースブック知的財産法」 大淵「知的財産法判例集」
6. 授業内容（細目）	
第1回	発明、著作物1
第2回	特許要件、著作物2
第3回	発明者、著作権侵害1
第4回	職務発明、著作権侵害2
第5回	審判・審決取消訴訟、権利制限
第6回	消尽、試験・研究、著作者

第7回	文言侵害、著作者人格権
第8回	均等論、差止・損害賠償
第9回	間接侵害、抗弁
第10回	差止、損害賠償
第11回	事例演習1
第12回	同2
第13回	同3
第14回	同4
第15回	試験

授業科目名	倒産法Ⅰ				
担当者名	中島 弘雅				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の主要な部分について学習することを目的としている。</p> <p>本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった倒産法全体に関する総論を学んだ後に、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要を学ぶ。講義時間の制約上、別除権、相殺権、取戻権、破産財団の管理・換価、破産手続の終了、個人破産・免責手続は、倒産法Ⅱの講義に譲る。</p> <p>本講義の到達目標は、わが国の清算型倒産手続の概要と問題点を学び、「倒産法Ⅱ」や「倒産法総合」を受講する上での基礎的な知識を受講生に身につけてもらうことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅱ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」を理解していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>中島の担当する今年度の倒産法Ⅰは、受講生に予め下記のテキストで予習をして授業に臨んでもらい、中島の方から受講生に質問をし、その回答を踏まえて参加者で議論するという形式で行う。なお、ある程度講義が進んだところで、適宜、受講生の理解度をチェックする小テストを行うことを予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>本講義用のテキストとしては、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社、2007年3月刊行）を用いる。</p> <p>講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）を適宜使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>倒産法序説</p> <p>イントロダクションとして、①倒産とは何か、②倒産処理制度の必要性、③倒産処理手続の基本類型、④倒産処理の指導理念などを学ぶ。</p>
第2回	<p>破産手続の開始の申立て（その1）</p> <p>今回は、①破産手続の意義、②破産手続開始の申立て、③破産手続開始申立ての審理を扱う。ここでは、破産能力、破産原因、破産障害事由などの概念を学ぶとともに、破産手続開始に向けての審理の内容を学習する。</p>
第3回	<p>破産手続の開始の申立て（その2）・破産手続開始決定</p> <p>ここでは、①財産の保全措置、②破産手続開始決定、③破産手続開始の効果、④同時破産手続廃止と少額管財事件を扱う。ここでは、破産法上の保全処分の内容、破産手続開始の効果などを学習する。</p>
第4回	<p>破産手続の機関と利害関係人</p> <p>ここでは、破産手続の運営に関する機関について、その役割や職務内容を学ぶ。細目は、次の通りである。</p> <p>①破産裁判所、②破産管財人、③債権者集会・債権者委員会。④破産手続の利害関係人。</p>
第5回	<p>破産財団と破産債権(その1)</p> <p>ここでは、①破産財団の意義と範囲、②破産債権の意義と種類、③多数当事者関係と破産債権、④破産手続の届出・調査・確定手続について学ぶ。</p>

第6回	<p>破産債権(その2)・財団債権</p> <p>ここでは、①破産手続の届出・調査・確定手続、②財団債権の意義について学ぶ。</p>
第7回	<p>労働債権と租税債権</p> <p>現行破産法は、労働債権と租税債権に関する規律を大きく変更した。それらの債権は、現行法の下では、いずれについても財団債権となる部分と破産債権となる部分とに分かれるが、今回の講義では、労働債権と租税債権が、どのように取り扱われているかを学ぶ。</p>
第8回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その1)</p> <p>これから4回にわたり、破産者をめぐる法律関係の処理について検討する。最初に、破産手続開始決定後に破産者の行った行為がどうなるかという問題について触れた後に、破産法学上最大の難問ともいえる未履行の双務契約の処理について、その基本原則を学ぶ。</p>
第9回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その2)</p> <p>今回も、未履行双務契約の処理について学ぶ。今回取り上げる契約類型は、①賃貸借契約、②ライセンス契約、③継続的供給契約、④市場相場のある取引、⑤請負契約などである。</p>
第10回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その3)</p> <p>今回も、未履行双務契約の処理について引き続き学ぶ。今回、取り上げるのは、①雇用契約、②リース契約、③保険契約、④委任契約、⑤双務契約以外の法律関係である。</p>
第11回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その4)</p> <p>今回は、係属中の手続関係が、一方当事者の破産によってどうなるのかを学ぶ。</p>
第12回	<p>否認権(その1)</p> <p>今回から、現行破産法下での否認権の規律について学習する。細目は、次の通りである。①否認権の意義と機能、②否認の一般的要件、③詐害行為の否認。</p>
第13回	<p>否認権(その2)</p> <p>今回は、否認権(その2)として、①偏頗行為の否認、②特別な否認類型を学ぶ。</p>
第14回	<p>否認権(その3)</p> <p>今回は、否認権(その3)として、①否認権の行使、②否認行使の効果を学ぶ。</p>
第15回	<p>試験</p>



授業科目名	倒産法Ⅰ				
担当者名	三上 威彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の主要な部分について学習することを目的としている。</p> <p>本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった倒産法全体に関する総論を学んだ後に、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要を学ぶ。講義時間の制約上、別除権、相殺権、取戻権、破産財団の管理・換価、破産手続の終了、個人破産・免責手続は、倒産法Ⅱの講義に譲る。</p> <p>本講義の到達目標は、わが国の清算型倒産手続の概要と問題点を学び、「倒産法Ⅱ」や「倒産法総合」を受講する上での基礎的な知識を受講生に身につけてもらうことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅱ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」を理解していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>三上の担当する今年度の倒産法Ⅰの授業は、特に初心者を対象に、講義形式を中心に進める予定であるが、民法、民事訴訟法との基礎的概念等については、適宜、受講生を指名し答えてもらうことで、基礎概念の定着を図る。</p> <p>なお、ある程度講義が進んだところで、2回程度、受講生の理解度をチェックするための小テストを行うことを予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>本講義用のテキストとしては、特別に指定せず、レジュメを配布する。ただ、参考書として、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社、2007年3月刊行）、伊藤眞『破産法〔第4版補訂版〕』（有斐閣、2006年）、加藤哲夫『破産法〔第4版〕』（弘文堂、2005年）をあげておく。それ以外の参考文献については第1回の授業の際に紹介する。</p> <p>講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）を適宜使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>倒産法序説</p> <p>イントロダクションとして、参考文献を紹介した後に、①倒産とは何か、②倒産処理制度の必要性、③倒産処理手続の基本類型、④倒産処理の指導理念などを学ぶ。</p>
第2回	<p>破産手続の開始の申立て（その1）</p> <p>今回は、①破産手続の意義、②破産手続開始の申立て、③破産手続開始申立ての審理を扱う。ここでは、破産能力、破産原因、破産障害事由などの概念を学ぶとともに、破産手続開始に向けての審理の内容を学習する。</p>
第3回	<p>破産手続の開始の申立て（その2）・破産手続開始決定</p> <p>ここでは、①財産の保全措置、②破産手続開始決定、③破産手続開始の効果、④同時破産手続廃止と少額管財事件を扱う。ここでは、破産法上の保全処分の内容、および破産手続開始の効果などが学習の中心になる。</p>
第4回	<p>破産手続の機関と利害関係人</p> <p>ここでは、破産手続の運営に関与する機関について、その役割や職務内容を学ぶ。細目は、次の通りである。</p> <p>①破産裁判所、②破産管財人、③債権者集会・債権者委員会、④破産手続の利害関係人。</p>

第5回	<p>破産財団と破産債権(その1)</p> <p>ここでは、①破産財団の意義と範囲、②破産債権の意義と種類、③多数当事者関係と破産債権、④破産手続の届出・調査・確定手続について学ぶ。</p>
第6回	<p>破産債権(その2)・財団債権</p> <p>ここでは、①破産手続の届出・調査・確定手続、②財団債権の意義について学ぶ。</p>
第7回	<p>労働債権と租税債権</p> <p>現行破産法は、労働債権と租税債権に関する規律を大きく変更した。それらの債権は、現行法の下では、いずれについても財団債権となる部分と破産債権となる部分とに分かれるが、今回の講義では、労働債権と租税債権が、どのように取り扱われているかを学ぶ。</p>
第8回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その1)</p> <p>これから4回にわたり、破産者をめぐる法律関係の処理について検討する。最初に、破産手続開始決定後に破産者の行った行為がどうなるかという問題について触れた後に、破産法学上最大の難問ともいえる未履行の双務契約の処理について、その基本原則を学ぶ。</p>
第9回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その2)</p> <p>今回も、未履行双務契約の処理について学ぶ。今回取り上げる契約類型は、①賃貸借契約、②ライセンス契約、③継続的供給契約、④市場相場のある取引、⑤請負契約などである。</p>
第10回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その3)</p> <p>今回も、未履行双務契約の処理について引き続き学ぶ。今回、取り上げるのは、①雇用契約、②リース契約、③保険契約、④委任契約、⑤双務契約以外の法律関係である。</p>
第11回	<p>破産者をめぐる法律関係の処理(その4)</p> <p>今回は、係属中の手続関係が、一方当事者の破産によってどうなるのかを学ぶ。</p>
第12回	<p>否認権(その1)</p> <p>今回から3回にわたって、現行破産法下での否認権の規律について学習する。細目は、次の通りである。①否認権の意義と機能、②否認の一般的要件、③詐害行為の否認。</p>
第13回	<p>否認権(その2)</p> <p>今回は、否認権(その2)として、①偏頗行為の否認、②特別な否認類型を学ぶ。</p>
第14回	<p>否認権(その3)</p> <p>今回は、否認権(その3)として、①否認権の行使、②否認行使の効果を学ぶ。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	倒産法Ⅱ				
担当者名	中島 弘雅、濱田 芳貴				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら新司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、破産手続のうち、「倒産法Ⅰ」で扱えなかった部分について学習するとともに、再建型倒産手続(民事再生と会社更生)について学習することを目的としている。</p> <p>本講義の到達目標は、「倒産法Ⅰ」の講義と相俟って、受講生に、倒産法制の全体像を把握してもらい、かつ、「倒産法総合」や「倒産法務 WP」を受講する上での基礎知識を習得してもらうことに置かれている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅰ」「倒産法総合」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などがあるが、本講義は、「倒産法総合」および「倒産法務 WP」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、「民事執行・保全法」などを理解していることが求められるほか、選択科目の「租税実体法」、「会計学」、「経営学」などの知識も有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>今年度の倒産法Ⅱは、前半の6回を、破産手続の残りの部分と私的整理・国際倒産にあて、後半の8回を再建型倒産手続にあてる。前半の6回が終わったところで、中間試験を予定している。講義方式としては、できるだけ、受講生と議論するという形を採りたいと考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>前半のテキストとしては、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ』（中央経済社、2007年4月刊行）を用いる。後半のテキストとしては、松嶋英機編著『民事再生法入門改訂第2版』（商事法務、2006年7月）を用いる。</p> <p>講義のサブ・テキストとして、青山善充＝伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔第4版〕』（有斐閣、2006年）を適宜使用する。</p> <p>なお、六法については、民事再生法、会社更生法については抄録であるものも多く、各規則については掲載されていないものもあるが、講義ではこれらについても参照する場合があるので、注意されたい。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>授業内容については、以下の第1回から第15回の内容についての記述を参照のこと。</p>
第1回	<p>別除権 ここでは、破産手続の中で、担保権者がどのように扱われているかを、検討する。細目は、①別除権の意義、②別除権の行使方法、③各種担保権の取扱い、④担保権消滅請求制度、⑤商事留置権の消滅請求である。</p>
第2回	<p>相殺権 ここでは、相殺権について学ぶ。細目は、次の通りである。①相殺の担保的機能と破産法上の相殺権、②相殺権に関する規定の適用範囲、③相殺要件の緩和、④相殺の制限、⑤破産管財人による相殺、⑥相殺権の行使。</p>
第3回	<p>取戻権 ここでは、取戻権について学ぶ。細目は、次の通りである。 ①取戻権の意義と種類、②一般の取戻権、③特別の取戻権。</p>
第4回	<p>破産財団の管理・換価と破産手続の終了 ここでは、①破産財団の管理・換価の手続、②破産手続の終了などをめぐる問題点を学習する。</p>

第5回	個人債務者の破産・免責手続 ここでは、①消費者破産の背景と意義、②個人破産・免責手続の目的、③個人破産手続の特徴、④免責制度の理念、⑤免責手続について学ぶ。
第6回	私的整理・国際倒産 今回は、私的整理について、①意義と実情、②私的整理の法律構成、③私的整理ガイドラインの概要、④指摘整理の問題点と今後の課題などを学ぶ。併せて、国際倒産手続について、その概要を学ぶ。
第7回	倒産処理手続概論 倒産・再生制度全般における再建型法的整理の位置づけ、再建型手続の骨格について解説する。再建型法的整理の学習に資する参考文献の紹介も行う。
第8回	企業の民事再生手続（1） 再生手続開始の申立てから手続開始決定までにどのような手続的・実体的な問題が生じるか、という点を中心として学習する。併せて、再生手続における機関について概観する。
第9回	企業の民事再生手続（2） 民事再生手続の開始によってどのような効力が生じるかについて、債権者と債務者のそれぞれの視点から学習する。併せて、相殺権、取戻権、否認権について、破産手続との相違という視点から学ぶ。
第10回	企業の民事再生手続（3） 再生債務者の資産と負債の把握を目指す手続として、財産評定の制度、再生債権の届出・調査・確定の制度を学習する。併せて、担保権を有する者の実体的・手続的な処遇について学ぶ。
第11回	企業の民事再生手続（4） 再生債権に優先する債権（共益債権など）について概観した後、再生手続開始前から継続している法律関係（未履行の売買契約、賃貸借契約、リース契約ほか）の処理について学ぶ。再生手続と労働関係についても言及する。
第12回	企業の民事再生手続（5） 再生計画の内容、提出・成立・履行確保といった再生計画をめぐる問題を網羅的に学習する。併せて、再生手続における事業（営業）譲渡、再生手続の終了、牽連破産について学習する。
第13回	個人の民事再生手続 個人の再生手続について、破産免責制度とも対比しつつ解説した上で、小規模個人再生手続、給与所得者等再生手続、住宅ローン債権に関する特則について学習する。
第14回	会社更生手続 会社更生手続の概要について、更生管財人、更生担保権、更生計画による組織再編ほか、民事再生手続との相違という視点から学習する。
第15回	試験

授業科目名	倒産法総合				
担当者名	小島 昌輝				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、「倒産法Ⅰ」で習得した破産法・特別清算等の基本的知識、および「倒産法Ⅱ」で習得した民事再生法・会社更生法等の基本的知識をもとに、「倒産」という社会現象に対し、具体的事例をもとに、倒産法に関する理論と実務的問題処理方法を学び、その思考方法および具体的処理能力を習得することを目的とする。これにより、「理論的教育と実務的教育の架橋」を目指す。</p> <p>また、倒産は、利害関係人（債権者・債務者・従業員・その家族・株主等）や地域経済に多大な影響を及ぼす。このため、受講者は、具体的事例を通し、的確で公平妥当な解決方法を習得することにより、実務家に要求される基本的な能力（問題分析能力・思考能力・問題解決能力）を養うことを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>倒産処理については、私的手続・法的手続等の種々の方法が考えられるが、このためには、破産法・会社法上の特別清算あるいは民事再生法・会社更生法の理解だけでは不十分であり、民法・会社法はもとより、民事訴訟法・民事執行法・民事保全法等民事法関係の全般、さらには税法・会計等の知識も要求される。特に、昨今は「不良債権」の処理方法につき種々の手続きが法制化されているので、これらについても随時検討する。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者は、「倒産法Ⅰ」および「倒産法Ⅱ」において前記法律の基本的知識を習得していると思われるが、民事再生法は平成12年4月、会社更生法は平成15年4月、破産法は平成17年1月から、それぞれ施行され、また、破産法の改正に伴い前記2法も改正されているので、当初は、前記法律の概要を説明する。それから、「演習」による授業をもとにし、具体的事例を提示し、受講者は、事前に予習しそれぞれの頭で考え講義に必要な準備をする。授業においては、受講者の積極的な参加を期待し、双方向・多方向の講義を展開する。これにより、受講者は、自らの知識を確認し思考の多様性を理解することにより、さらに一層のレベルアップが期待される。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>随時プリント（レジュメ）を用意し、「倒産法Ⅰ」および「倒産法Ⅱ」で使用された教材のほか、倒産関連図書および具体的判例を示し、またマスコミ等で扱われた倒産関係の時事的問題をも提示する。「倒産」が身近な社会現象であることを、受講者に体感してもらう。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>（倒産処理に関する概要）</p> <p>「倒産」という社会現象を把握し、倒産処理はなぜ必要であるか、倒産処理のため現在とられている手続はどのようなものがあるかを理解する。法的手続をとらず、私的に任意整理・任意再建する手続もある。これら各手続のメリット・デメリットは何か、判断基準は何かを概説する。</p> <p>第2回目からは、それぞれの講義内容に加えて、随時具体的な事例を示し、受講者との双方向および多方向の対話を図る。</p>
第2回	<p>（各種倒産手続の概要）</p> <p>私的手続（再建・整理）、法的手続（再建型－民事再生・会社更生、清算型－破産・特別清算）のほかにも、「私的整理に基づくガイドライン」手続、特別調停手続に基づく処理等がある。これらの手続の問題点、債権者に対する対応の仕方、債務者に対する心構えの仕方につき説明する。昨今の「不良債権」の処理に関連して、民事再生法・会社更生法以外にも、「倒産」前の企業再生の手続が考案されている。これらも企業の再生・再建を図る手続であり、基本的知識をもつことは、有意義である。</p>
第3回	<p>（清算型－破産法）</p> <p>破産手続の概要を説明する。破産手続開始申立の要件、破産手続開始の決定およびその効果、破産手続の機関、破産債権の取り扱い、財団債権の範囲、破産財団の管理、配当手続等について説明する。また、個人の破産手続に関する特則および免責手続等をも加えて説明する。</p>
第4回	<p>（倒産手続における賃貸借契約）</p> <p>倒産実体法の概要を説明する。双方未履行の双務契約（賃貸借契約・請負契約等）、労働債権・租税債権等は、破産手続の中で民法上の原則と異なった取り扱いを受ける。また、否認権・相殺権はどのような変更を受けるかを考える。</p> <p>今回は、賃貸借契約について具体的事例をもとに考える。</p>

第5回	<p>(倒産手続における否認権)</p> <p>倒産実体法のうち、否認権について説明する。詐害行為否認と偏頗行為否認の要件はどう異なるか。企業（財産）内容が悪化した時点で種々の財産的処分行為が行われることが多い。これらにつき、破産債権者（破産財団）の保護と第三者の保護（取引の安全）とをどのように衡量すべきであるかを、具体的事例をもとに考える。</p>
第6回	<p>(倒産手続における相殺権)</p> <p>倒産実体法のうち、相殺権について説明する。自働債権および受働債権を有する者はそれぞれ担保的機能を有することになるが、自働債権および受働債権の取得が債務者の企業（財産）内容が悪化した時点でなされた場合に、これらの相殺を認めることは、破産債権者（破産財団）の利益を害することになる。どのような場合に相殺が認められるか否かを、具体的事例をもとに考える。</p>
第7回	<p>(倒産手続における請負契約)</p> <p>倒産実体法のうち、請負契約について説明する。注文者破産の場合と請負人破産の場合とで処理の仕方は異なるが、請負工事継続中に破産開始決定があった場合にどのように解決するのが妥当であるかを、具体的事例をもとに考える。</p>
第8回	<p>(再生・再建型－民事再生法)</p> <p>企業の再生・再建の法的手続として、民事再生法によるケースが多い。再生手続開始申立の要件、各種の保全手続、再生手続開始の決定およびその効果、監督委員・調査委員等の関係機関等について説明する。特に、企業を再生するには何が必要かを具体的に考える。</p> <p>また、個人再生につき、住宅資金貸付債権に関する特則、小規模個人再生・給与所得者等再生に関する特則において、「個人」再生の特則を定めるが、それらの要件・効果は複雑である。どの手続をとるのが適切・妥当であるかを考える。</p>
第9回	<p>(倒産手続、特に民事再生手続における諸問題)</p> <p>担保権の取り扱い、再生債権の権利行使方法、債権調査・債権確定、財産状況の調査・財産価額の評定等につき説明する。特に、不動産はほとんど全て担保に入っているのが普通であり、担保権（別除権）の取り扱い方が企業再生の可否を決定することがある。</p> <p>今回と次回は、具体的事例をもとに、多様に発生する法律問題を多角的に検討する。</p>
第10回	<p>(倒産手続、特に民事再生手続における諸問題)</p> <p>再生計画案の内容、債権者集会の決議、再生計画認可決定の効力、認可決定確定後の手続等につき説明する。再生計画案の作成は、企業再建が可能なるものであると同時に債権者が賛成する内容のものであることが必要であり、企業再生の集大成をなす。前回と今回とで、具体的な事例を検討することにより理解を深める。</p>
第11回	<p>(倒産手続における諸問題)</p> <p>破産手続・民事再生手続・会社更生手続等を申立てる場合、多数の債権者が存在する。各債権者の住所が異なるのはもとより債権の内容についても多様である。これらをどのように処理するのが妥当であるかを具体的事例をもとに検討する。</p>
第12回	<p>(再生・再建型－会社更生法)</p> <p>会社更生法は、主に大型倒産を対象とするため、同法による申立件数は比較的少ないが、同法と民事再生法等との異同を知ることは重要である。更生手続開始申立の要件、各種の保全処分・保全管理命令等の保全措置、更生手続開始の決定・その効果、更生債権の届出・調査・確定はどう進められるか、更生担保権はどう取り扱われるか等についても説明する。</p> <p>また、大型倒産において、配慮すべき点は何か。特に、保全管理人・管財人の適正・迅速な判断および実行が、会社再建に重要な影響を及ぼす。さらに、更生計画案の作成は、膨大な関係者の利害を調整して企業の再生・再建を目指すものであり、多角的な配慮を必要とする。</p>
第13回	<p>(倒産に伴う、債務者側の立場・債権者等利害関係人側の立場)</p> <p>企業経営が悪化した場合に、債務者は、いつどのような判断をすべきか、どのような手続をとるのがベターであるか。各手続における債務者の地位・権利義務を概説し、混乱を避け、債権者・従業員等の利害関係人にも受け入れられる望ましい解決手段を探る。</p> <p>また、債務者が倒産した場合、債権者は、どのような手段を取り得るか。破産・特別清算・民事再生・会社更生等の各手続により、その取り得る手段は異なる。担保権者であった場合はどうか等利害関係人としての権利行使手段についても説明する。</p>
第14回	<p>(本講義全般についての概要)</p> <p>企業が経営の悪化ないし倒産という事態に至れば、債務者はもとより、債権者・従業員等利害関係人に多大な影響を及ぼす。この処理に関与する者（法曹実務家）には、上記の各種法律に精通していることはもとより、判断能力、経営能力、交渉能力等の、総合的能力・人格的識見が必要とされる。倒産処理についてのこれまでの講義に加えて、倒産処理にあたる者の心構えについても概説する。</p>
第15回	<p>(試験)</p> <p>毎回の講義の中で、受講者の積極的な発言・討論等の参加を求め、またレポート等の提出を求めるが、これらも評価の一つとして加味し、本試験においては、法曹実務家としての基本的能力を有するか否かのペーパーテストを行う。</p>

授業科目名	民事執行・保全法				
担当者名	栗田 陸雄				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、法学未修者と法学既修者の双方を対象として、民事執行法と民事保全法に関する基礎的な知識を十分に習得させると共に、民事手続法に共通する一般的な思考形態を身につけさせることを目的とする。いうまでもなく、民事執行法も民事保全法も広い意味では民事訴訟法の分野に属するものであり、そこに共通する思考形態を身につけることにより、倒産法も含め、民事訴訟法全体の理解が容易になるであろう。</p> <p>本授業の到達目標は、受講生に対し、2年次および3年次に配当されている「民事手続法総合」や「民事法総合Ⅰ・Ⅱ」の授業が理解できるだけの十分な基礎学力をつけることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業は、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」で観念的に確定された権利を、現実を実現するための手続を扱うものであるから、相互に密接な関係を有する。また、民事執行手続で実現される権利は実体法上のそれであり、その意味で、広く民法や商法といった実体法と関係を有している。とくに、担保権実行手続は「民法Ⅴ（担保法）」で扱われる担保権の内容を扱うものであるし、非金銭債権執行などは「民法Ⅳ（民事責任法）」の強制履行の規定との関連性なくしては理解できない。したがって、授業では、実体法にも十分な目を向けるよう指導する。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は講義形式をとる。しかし、担当者が一方的にしゃべるだけという方式はできるだけ廃し、受講者の予習を前提として、担当者がしゃべったことの意味が理解できているか否かを確認するために、常に受講者に対する質問を織り交ぜながら授業は進行する。また、毎回出席をとる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>民事執行法や民事保全法の内容について、その全体像をできるだけ早く把握してもらうために、教材は、民事執行法および民事保全法の内容が手軽に概観できるような比較的内容が簡易である教科書を用いる。ただ、教科書から得られる最低限度の知識を基に、授業中の質問により、より深い理解へと導きたい。</p> <p>テキスト 上原・長谷部・山本著「民事執行・保全法」有斐閣（アルマシリズ）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民事執行法・民事保全法の概観</p> <p>イントロダクションとして、まず、民事執行手続や民事保全手続の全体を鳥瞰的に講じることによって、それらの手続の概略を頭に入れてもらうと同時に、これらの制度が現代社会においていったいどのような機能を果たしているということを明らかにする。</p>
第2回	<p>民事執行総則</p> <p>強制執行や担保権実行手続に共通する内容につき講義する。ここでは、①民事執行手続を遂行していくための機関、②執行当事者等、③民事執行処分に対する不服申立制度、④執行費用・担保といった内容につき講義をする。具体的には、①の下では、執行機関総説、執行裁判所・執行官・共助機関の概念やそこでの審理手続の準則について説明する。②の下では、執行債権者・執行債務者という直接の当事者だけではなく、代理人やその他の利害関係人についても言及する。③の下では、執行抗告と執行異議の意味内容を明らかにする。④の下で</p>
第3回	<p>強制執行の要件（1）</p> <p>強制執行をするための要件につき、2回にわたって講義をする。ここでは、まず、強制執行の要件につき概括的説明を加えた後に、①債務名義の意義と執行力、②債務名義の種類、③債務名義を争う方法という内容を講じる。とくに、③では、請求異議の訴えの意義と法的性質、請求異議訴訟の手続、請求異議訴訟の訴訟物と異議の事由といった諸点について詳しく説明する。</p>
第4回	<p>強制執行の要件（2）</p> <p>強制執行は、執行文の付された債務名義によって行われる。よって、ここでは、前回の債務名義の説明に続いて、①執行文の意義とその必要性、②執行文付与の要件と手続、③執行文付与に関する救済の問題等を説明する。そして、③の下では、執行文付与に関する異議の申立て、執行文付与の訴え、執行文付与に対する異議の訴えといった内容が中心になる。</p>
第5回	<p>強制執行の対象財産</p> <p>ここでは、強制執行の対象財産たる責任財産について、①意義、②範囲、③有限責任といった問題を説明した後に、本来責任財産にならないものについて強制執行がなされた場合に、その物の権利者の救済手段としての第三者異議の訴えを取り上げ、④責任財産の調査と第三者異議の訴え、⑤第三者異議の訴えの法的性質、⑥第三者異議の訴えの原因、⑦当事者適格、⑧第三者異議の訴えの手続といった内容を説明する。</p>

第6回	<p>強制執行手続の進行</p> <p>強制執行手続がいかなる経過をたどるかということ、開始から終了まで順を追って順次説明する。すなわち、①強制執行開始の要件（開始要件たる事由と執行障害）、②強制執行の停止および取消し、③執行の終了、④執行費用・担保の提供・供託といった内容につき講義を行う。</p>
第7回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（1）</p> <p>いわゆる金銭執行につき3回にわたって講義をする。その第1回では、不動産に対する強制競売につき講義をする。具体的には、①不動産執行の通則、②不動産強制競売手続の概要、③強制競売の開始、④二重開始決定と配当要求、⑤売却条件、⑥売却準備の手続、⑦売却手続、⑧配当等の手続、といった内容となる。不動産執行は、とくに学説・判例が錯綜している分野であり、その解説には十分に時間を割く。</p>
第8回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（2）</p> <p>ここでは、不動産執行のうち前回では触れなかった強制管理から始め、船舶に対する強制執行、航空機・自動車・建設機械に対する強制執行、動産に対する強制執行について講義をする。</p>
第9回	<p>金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行（3）</p> <p>ここでは、債権およびその他の財産権に対する強制執行について講義をする。具体的には、①総説、②金銭債権に対する強制執行、③船舶・航空機・動産等の引渡請求権に対する強制執行、④その他の財産権に対する強制執行、につき順次説明するが、とくに②に重点が置かれる。</p>
第10回	<p>金銭の支払いを目的としない請求権についての強制執行</p> <p>ここでは、①物の引渡・明渡請求権についての強制執行、②作為・不作為債権についての強制執行を中心に説明する。そして、①では、不動産の引渡し等の強制執行、動産の引渡し等の強制執行、目的物を第三者が占有する場合の引渡し等の強制執行といった諸問題を扱う。また、②では、代替的作為債権の執行（代替執行）、不代替的作為債権の執行（間接強制）、不作為債権の執行（代替執行と官設強制）の問題を扱う。</p>
第11回	<p>担保権の実行と形式的競売</p> <p>ここでは、①担保権の実行としての競売（担保競売、担保執行）の意義、②担保競売手続の規律、③不動産競売、④船舶・航空機・自動車・建設機械の競売、⑤動産競売、⑥債権およびその他の財産権についての担保権の実行、⑦留置権による競売および換価のための競売（形式的競売）といった内容につき講義をする。</p>
第12回	<p>民事保全手続（1）</p> <p>ここでは、民事保全手続の概論から、民事保全命令手続のはじめの一部を講義する。具体的には、①民事保全の概念と種類、②民事保全手続総則、③民事保全命令に関する手続総則、④保全命令発令の手続通則、といった内容となる。</p>
第13回	<p>民事保全手続（2）</p> <p>保全命令手続の後半部分を講義する。すなわち、①仮差押命令－必要性・対象・仮差押解放金・仮差押命令の形式と内容－、②仮処分命令－必要性・仮の地位を定める仮処分・仮処分の方法・仮処分解放金－、③保全異議、④保全取消し、⑤保全抗告につき順次説明する。</p>
第14回	<p>民事保全手続（3）</p> <p>ここでは保全執行手続につき講義をする。すなわち、①保全執行総則、②仮差押えの執行、③仮処分の執行と効力といった内容につき説明する。</p>
第15回	<p>試験</p>



授業科目名	民事執行・保全法実務 【登録番号】クラス1：86593 クラス2：86608			
担当者名	三上 雅通、長嶋 憲一			
単位数	1	配当年次	3	学期 夏期集中

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目では、とすれば教科書や条文の暗記に陥りがちな民事執行手続・民事保全手続を、実務の立場から再構築し、教科書的な知識を実際の事案を通して血肉化することを目指したい。従って、受講生諸君は民事訴訟法はもちろんのこと、民事執行法、民事保全法に関する基礎的な知識を有していることが必要とされる。</p> <p>前半4コマは三上が担当し、民事執行手続のうちティピカルな事例について、申立書、決定書面、訴状等具体的な資料をもとに検討する。インターミッションとして、東京地裁保全部の担当裁判官をお招きし、裁判所の立場から民事執行、民事保全手続の実態をお話しいただく。後半3コマは長嶋が担当し、教科書にはあまり載っていない今日的な民事保全手続の現場を語る。</p> <p>観念的な性格を持つ判決手続とは異なり、より現実的・動的な性格を持つ執行手続、そして迅速性を重んじる保全手続に興味と実務の奥深さを感じてもらうことが、本科目の目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、2年次および3年春学期に配当されている「民法総合Ⅰ・Ⅱ」、「民事手続法総合」、「民事法総合Ⅰ」の復習的意味合いを有する。民事執行・保全を知ることは、実体法をよりよく理解することにつながる。更に、選択で「民事執行・保全法」を履修している諸君にとっては、他流試合の意味合いを有するだろう。</p> <p>また、本科目は秋学期からはじまる「民事実務基礎」のプレリユードでもある。</p>
3. 授業の方法	<p>事前に資料を配布のうえ、受講者諸君に適宜質問し、意見交換をする。夏の暑い5日間、ともに汗を流そう。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	春学期終了までに資料を配付する。参考書は各自用意すること。
6. 授業内容（細目）	<p>授業日程（予定）：2クラスともに8/27(月)、8/28(火)、8/29(水)、8/30(木)</p> <p>【クラス1】8/27(月)と8/28(火)：主に午前中、8/29(水)と8/30(木)：主に午後</p> <p>【クラス2】8/27(月)と8/28(火)：主に午後、8/29(水)と8/30(木)：主に午前中</p> <p>時間割の詳細、教室等は履修申告後（4月下旬）に掲示でお知らせします。</p>
第1回	<p>(8月27日)</p> <p>「不動産に対する強制競売および担保不動産競売について（1）」</p> <p>それぞれの競売手続の類似点と相違点を確認する。特に、不服申立の方法について、実例を参考に検討する。</p>
第2回	<p>(8月27日)</p> <p>「不動産に対する強制競売および担保不動産競売について（2）」</p> <p>執行手続が進行するに際して生じる典型的な問題群（価格減少行為に対する対処、担保権、用役権の処遇、不動産引渡命令の可否等）について検討する。</p>
第3回	<p>(8月28日)</p> <p>「債権執行について」</p> <p>各種債権執行の実際を実例に則して検討するほか、差押命令、転付命令について民法総合や民事法総合Ⅰの復習的意味合いをこめて勉強する。</p>

第4回	(8月28日) 「非金銭執行について」 物の引渡・明渡しの強制執行、作為・不作為の強制執行、意思表示の強制執行について検討する。 特に不動産明渡し執行の実際について、法改正を踏まえながら検討する。
第5回	(8月29日) 「インターミッション」 東京地裁保全部担当裁判官をゲストスピーカーとしてお招きし、裁判所の立場から、および債権者(債務者)代理人の立場から民事保全の抱えている問題点についてパネルディスカッションを行い、適宜学生諸君からの質問に答える。
第6回	(8月29日) 「仮差押について」 1, 金銭債権に関しての不動産、債権、動産に対する仮差押の方法、審理の実際。 2, 仮差押の執行の実務。 3, 仮差押解放金に関する実務上の問題点等。 以上について、実例に沿いながら検討する。
第7回	(8月30日) 「仮処分について」 1, 仮処分の種類(係争物に関する仮処分、仮の地位を定める仮処分)、その申立、審理の実際。 2, 仮処分の執行の実務。 3, 仮処分解放金に関する実務上の問題点等。 以上について、実例に沿いながら検討する。
第8回	(8月30日) 「民事保全共通の問題について」 1, 担保の提供、取消、取り戻しの実際。 2, 保全異議と保全取消の実際。 3, 民事保全にその他の問題点。 以上について、実例に沿いながら検討する。
第9回	(8月31日) 試験
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	消費者法				
担当者名	鹿野 菜穂子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代社会において、消費者問題は、私たちが避けて通ることのできない重要な問題となっており、民事紛争の中でも重要な位置を占めるに至っている。そこで、この授業は、主に法学既修者を対象として、消費者問題の民事的解決に必要とされる基本的知識と考え方を習得させることを目的として行う。</p> <p>本授業の到達目標は、民法の関連する制度の理解を踏まえた上で、消費者問題に関する特別法の基本的知識およびこれらの特別法と民法との関係について理解し、それを具体的な消費者問題の法的解決に応用する力を身につけることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>消費者問題の民事的解決は、民法の規定の解釈、および民法規定の限界から生まれた特別法の解釈適用によって行われることから、民法の財産法に関する知識が前提となる。具体的には、一年次に配当されている民法科目のうち、特に「民法Ⅰ（民法総論）」、「民法Ⅲ（契約法）」、「民法Ⅳ（民事責任法）」を理解していることが前提となる。</p> <p>また、消費者紛争の法的解決手段との関わりにおいては、民事訴訟法の基本的知識が必要とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習の要素も加味し双方向型で行う。すなわち、受講生は、事前に予習を行って授業に臨み、授業では、講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を確認ないし補足・修正するとともに、具体的事例の検討を通して応用力を養う。また、講義は、小テストやレポート課題などによって受講生の理解度を確認しながら進める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは、日本弁護士連合会編『消費者法講義（第2版）』（日本評論社・2007年）とする。</p> <p>テキストに加え、受講者に配布する資料を用いて授業を進める。</p> <p>その他、予習やレポート作成のための参考文献などは、適宜授業中に指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>消費者法に関わる問題のうち、特に消費者契約に関わる問題を中心に取り扱い、製品の安全性については、製造物責任について若干触れるという形に留める。</p> <p>詳細は、下記の通り。</p>
第1回	<p>消費者法とは何か。</p> <p>イントロダクションとして、まず、日本における消費者問題とそれに対する法的対応の歴史的流れを概観し、また、消費者法をめぐる世界的動向や消費者問題における公法と私法の機能にも触れた上で、この講義の対象であるところの、消費者問題の民事的解決の意義について明らかにする。</p>
第2回	<p>消費者契約法（総論）</p> <p>消費者契約をめぐる問題の特徴と、それに対する民法上の解決可能性と問題点を押さえ、消費者契約法の制定に至る経緯とその特徴について学ぶ。約款をめぐる総論的問題についても、この授業の中で学ぶ。</p>
第3回	<p>消費者契約法（各論1）</p> <p>消費者契約の締結過程における問題状況を踏まえ、これに関する消費者契約法の規定内容を、民法上の従来の議論やその他の法律の規定と比較しながら理解する。</p>
第4回	<p>消費者契約法（各論2）</p> <p>消費者契約法の契約内容規制に関する規定につき、従来の裁判例をいくつか取り上げ、民法の規定による解決と比較しながら学ぶ。約款をめぐる各論的問題についても、このユニットで扱う。</p>

第5回	<p>特定商取引法1（訪問販売等）</p> <p>特定商取引法の規定する対象のうち、特に訪問販売、通信販売、電話勧誘販売につき、そこにおける問題状況と、同法の規定内容を学び、これに関する具体的な事例の検討を行う。</p>
第6回	<p>特定商取引法2（連鎖販売取引等）</p> <p>特定商取引法の規定する対象のうち、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引などについて、そこにおける問題状況と、同法の規定内容を学び、これに関する具体的な事例の検討を行う。</p>
第7回	<p>特定商取引法3（継続的サービス取引）</p> <p>継続的サービス取引も、今日では特定商取引法の対象とされているが、この授業では、特定商取引法のみならず、より広く民法や割賦販売法などまで視野に入れ、この取引に特有の問題とその法的解決方法を検討する。</p>
第8回	<p>消費者信用取引（その1：貸金）</p> <p>消費者信用取引（広義）のうち、ここでは、貸金をめぐる問題を取り扱う。具体的には、貸金業の規定や金利をめぐる問題につき、立法の変遷や近時の判例の検討を踏まえながら検討する。</p>
第9回	<p>消費者信用取引（その2：販売信用）</p> <p>消費者信用取引（広義）のうち、ここでは、信用販売を扱う。具体的には、まず、第三者与信型の信用取引も含め、各種の信用販売類型を押さえた上で、そこに特有の問題とその法的解決について検討する。特に、抗弁接続に関する問題につき、立ち入って検討する。</p>
第10回	<p>金融商品取引</p> <p>ここでは主に、預貯金、保険、証券売買、先物取引など、資産運用を目的とした消費者向け金融商品の取引を対象とし、そこにおける問題状況を把握した上で、金融商品販売法の規定内容を、民法、消費者契約法と比較しながら学ぶ。</p>
第11回	<p>高齢消費者被害</p> <p>高齢消費者に関わる紛争の実態を把握した上で、成年後見制度も含めた諸制度による解決可能性とその限界を検討する。いわゆる適合性原則についても、ここで検討する。</p>
第12回	<p>製造物責任法1</p> <p>消費者の安全に関する法的問題とその法的対応について歴史的に概観した上で、特に製造物責任法の規定内容につき、民法と比較しながら理解する。</p>
第13回	<p>製造物責任法2</p> <p>前回に学んだ全般的理解を前提に、具体的な事例の検討を通して、そこにおける解釈上の問題点につき理解を深める。</p>
第14回	<p>消費者紛争解決手続</p> <p>ここでは、消費者紛争を解決するための手続として、民事訴訟法および裁判外紛争処理手続を取り上げ、それぞれの手続の概略と問題点を理解する。さらに、消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度についてもここで取り扱う。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	現代契約実務				
担当者名	金井 高志				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法、商法（商行為法）等の知識を前提として、現代社会で頻繁に使用されている契約類型についての実務的な知識および契約書作成の技法を習得することを目的とする科目である。本授業では、まず、民法で定められている典型契約以外の契約が現代社会で多く利用されていることを踏まえて、総論として、混合契約・複合契約について説明する。その後各論として、①製品・商品（有体物）の販売に関する契約、②役務（サービス）提供に関する契約、および、③知的財産権（無体物）に関する契約について講義を行う。</p> <p>本授業の到達目標は、民法、商法等の基本的な知識を前提として、現代社会における新しい契約類型についての実務的な知識およびその作成技法を習得することにある。ただ、根本目標は、典型契約以外の現代型の契約について学習することで民法、商法等に規定されている典型契約の理解・知識の重要性を認識してもらい、また、法曹実務家になり新しい契約類型の問題に直面した際に、どのように法的に理解し構成をすればよいかの基本知識と応用力を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法や商法等の科目において習得した基本知識は理論的な知識である。それらの知識を具体的な取引社会における特殊な契約に適用するためには、具体的・実務的な知識・技法を習得する必要がある。本授業は、理論的な知識と実務的な知識・技法の橋渡しを目的とする科目であり、また、民法や商法の応用科目として位置づけられる。</p>
3. 授業の方法	<p>原則として講義形式で行うが、民法の基礎的知識などを受講生に対して質問することで、また、必要に応じて、受講生に対して事前に契約書のサンプルを配布し、契約条項について検討させることで、演習に近い形式での講義も行う。</p> <p>また、授業に参加するにあたり、使用テキスト、各自の使用する民法のテキストの該当箇所および参考文献などを事前に読んでおくことが予定されている。ただ、事前の予習は授業の内容を理解するための必要最低限の知識の獲得を目的とするものであるにすぎず、また、授業の内容には実務的な内容が多く含まれることから、授業の理解のために復習時間を十分に取ることが受講生には期待されている。復習時間を十分に取らなければ本授業科目の目的・目標を達成することができないので、この点については、十分に留意されたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストとしては、江頭憲治郎『商取引法（第4版）』（弘文堂・平成17年）および森井英雄『いまさら人に聞けない「契約・契約書」の実務』（セルバ出版・平成18年）を用いる。また、新種の契約類型についての授業であることから、検討対象となる契約ごとにサンプルとなる書式を使用し、各種の契約類型に関する法律雑誌の論文などを参考文献として使用する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民法・契約法の基礎理論</p> <p>民法の三大原則（権利能力平等の原則、所有権絶対の原則および契約自由の原則）が現代社会においてどのように修正され、また、展開してきているか。また、新種の現代型契約を理解する前提として、民法の基礎理論としての民法の解釈の方法・技術および法律行為（契約）の成立要件について説明する。</p>
第2回	<p>混合契約・複合契約論</p> <p>典型契約以外の現代型の契約とはどのようなものか。混合契約・複合契約とは何か。新種の現代型契約を理解するためのツールとしての民法の典型契約の意味、また、非典型契約が頻繁に利用されていること、そして、新種の現代型契約である非典型契約の理解のための基本的事項を説明する。</p>
第3回	<p>契約書理解・作成のための基礎理論</p> <p>現代型の新しい契約を理解するためには、経済社会で行われているビジネスについて理解するための基礎知識が必要であることを説明する。特に企業法務における契約締結の手続き、リスクマネジメントなどについて説明する。また、ビジネス上、頻繁に使われる予約契約、仮契約、レター・オブ・インテントなどについて説明する。</p>
第4回	<p>契約書の作成技法</p> <p>契約書の内容を理解し、契約書を作成するための技法はどのようなものか。また、法令・法律用語の使用方法について（「場合」、「とき」、「時」の違い、「その他」と「その他の」の違いなど）、契約書作成の技法という観点から基本的事項を説明する。また、契約締結にあたっての印鑑、印紙税などに関する事項も説明する。</p>

第5回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（1）——継続的取引契約</p> <p>製品・商品（有体物）の取引に関し、実務的な内容を習得しておくべき契約類型として、① 継続的取引基本契約・OEM 供給契約、② 代理店（特約店）契約・販売委託契約、③ ファイナンス・リース契約、④ クレジット契約・割賦販売契約、⑤ 通信販売（インターネット販売を含む）契約を挙げることで、これらにつき全4回の講義を予定している。</p> <p>まず、第1回として、民法の典型契約である売買契約の基本的知識を基礎にすることで理解しやすい、継続的取引基本契約・OEM 供給契約、および、製品・商品の流通過程において極めて重要な意義を有する、代理店（特約店）契約・販売委託契約についての講義を行う。</p>
第6回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（2）——ファイナンス・リース契約</p> <p>代理店（特約店）契約や販売委託契約は、企業間での流通過程での契約であるが、この第2回では、企業と最終需要者（企業）との間で締結されるファイナンス・リース契約を取り上げる。</p>
第7回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（3）——クレジット契約・割賦販売契約</p> <p>代理店（特約店）契約や販売委託契約は、企業間での流通過程での契約であるが、この第3回では、企業と最終需要者（企業または消費者）との間で締結されるクレジット契約・割賦販売契約を取り上げる。クレジット契約・割賦販売契約においては消費者保護の観点からの契約内容に関する規制の問題もあるので、それらも簡単に取り上げる。</p>
第8回	<p>製品・商品（有体物）の契約類型（4）——通信販売（インターネット通販を含む）契約</p> <p>通信販売（インターネット通販を含む）契約は、消費者との間の契約であり、従前は、電話またはファックスによる申し込み注文が通常であったが、近時はインターネットによる通信販売が増加している。このような通信販売契約については、「特定商取引に関する法律」で規制され、また、民法の特例法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」も制定されている。そこで、ここでは、インターネット通販を含めた通信販売契約に関しての最近の動向も含めた説明を行う。</p>
第9回	<p>サービス（役務）提供契約（1）——学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス取引の重要性が増し、新種のサービスが続々と現れている。そこで、サービス（役務）提供契約についての説明を行う。</p> <p>サービス（役務）提供契約のユニットでは、①学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約、および②コンサルティング契約・顧問契約について解説する。</p> <p>第1回は、学習塾・英会話学校・家庭教師等教育関連契約／エステ等美容関連契約</p>
第10回	<p>サービス（役務）提供契約（2）——コンサルティング契約・顧問契約</p> <p>第2回は、コンサルティング契約・顧問契約に関して解説する。これらの契約に関連して民法の典型契約としての委任契約・準委任契約に関する基礎理論も検討対象とする。なお、ここでは、専門サービスとして、弁護士、税理士などの専門家によるアドバイスに過誤があった場合の責任の問題についても簡単に検討する。</p>
第11回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェアの開発契約・保守契約①</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴うサービス（役務）契約が増加する中で、サービス（役務）契約に関連する知的財産権に関する契約も増加している。そこで、サービス（役務）契約に関連する知的財産権に関する契約についての説明を行う。このユニットでは、①ソフトウェアの開発契約・保守契約、②秘密保持契約・ノウハウライセンス契約、および③フランチャイズ契約について解説する。</p> <p>第1回は、ソフトウェアの開発契約・保守契約について解説するが、無体財産権の一種である著作権の対象であるソフトウェアの開発契約は、有体物の請負契約とどのように異なるのか、また、同じ部分はあるかなどについて、典型契約である請負契約と比較検討する。また、ソフトウェアの保守契約を中心として、保守・メンテナンス契約といわれている契約一般の問題について検討する。</p>
第12回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェアの開発契約・保守契約②</p> <p>第11回の続き</p>
第13回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（2）——秘密保持契約・ノウハウライセンス契約</p> <p>現在、ビジネス上、業務提携、M&amp;Aなどの契約交渉の際に、まず秘密保持契約を締結することが増えており、また、顧客情報などを含むノウハウ（営業秘密）のライセンスも重要な意味を持ちつつある。そこで、第2回は、秘密保持契約やノウハウライセンス契約の内容およびそれらの契約の理解の基礎となる不正競争防止法、著作権法、個人情報保護法などの基本事項を検討する。</p>
第14回	<p>サービス（役務）提供契約に関連する知的財産権（無体物）に関する契約（3）——フランチャイズ契約</p> <p>フランチャイズ契約は、フランチャイズ本部が保有するノウハウ（営業秘密）と商標の使用許諾のための契約であるが、ノウハウ（営業秘密）の使用許諾のためにはフランチャイズ本部によるフランチャイズ加盟店に対する指導援助（役務提供）が必要で、サービス（役務）提供契約としての側面を有し、また、民法の典型契約との関係でも複数の典型契約の規定の類推適用が問題となる特殊な契約である。そこで、第3回として、フランチャイズ契約の内容とその実務的な契約書作成上の注意点につき解説する。</p>
第15回	試験

授業科目名	金融法				
担当者名	池田 真朗、小林 明彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>将来、民事・商事の金融取引に通暁した法曹となろうとする者を育成する目的で開講されるものである。金融取引という概念も広範なものであるが、本講義ではその中からとくに、ミクロ的には債権管理、債権保全、債権回収、債権譲渡担保による資金調達等の問題を扱い、マクロ的には資産流動化やプロジェクトファイナンスの問題等を扱う。</p> <p>基礎的な目的は、民法の債権総論、担保物権法関係の諸規定が、実務でどのように使われるかという生きた法律を学ぶことにあり、到達目標は、周辺特別法までを含めた金融関係諸法規を、実体法と手続法の連関を意識した中で、紛争処理・問題解決のために「使いこなす」というレベルに至ることである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>金融は、取引社会の血液ともいえるもので、すべての取引場面にかかわるものである。したがって、金融法は、一つの専門領域でもあるが、民事法全体にかかわる本質を持っている。そこで本科目は、いわば「アドバンスト民事法」として、金融取引に関する民事実体法と執行関係法の知識を確認する部分と、実践的・戦略的な紛争対処・問題解決の演習の機能も持つ部分を並存させるものである。受講者は、民法の債権総論、担保物権法については十分な知識のあることを前提とする。その他、民事実体法としては、信託法、動産債権譲渡特例法、サービサー法、資産流動化法などが検討対象となる。有価証券法については、原則として他の講義に譲り、本科目の関係に必要な部分のみ触れる。執行手続き自体は常に念頭に置くが、民事執行法それ自体は他の講義で学ぶことを前提とする（なお後期開講の小林明彦「金融法務WP」では、本科目の内容がさらに深められるが、そこでは執行・保全も多く扱う予定である）。破産法等についても、倒産隔離や否認の問題等、流動化スキームとの関係で触れられるので、学習していることが望ましい。</p> <p>ちなみに、上記の理由からして、金融法は、新司法試験の関係では、選択科目とはなっていないが、逆に基本科目たる「民事系」の学習を深めるために有益な科目であると認識してほしい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義部分と演習部分とを並存させる。講義の最初に事例を紹介して、そこから解説に入るという方法も何回か採用する。問題の発見や紛争対処の方法等を受講者各人に答えさせながら進める場合もある。ソクラテス・メソッドと解説講義をバランスよく組み合わせて、理解の確認とその定着を狙いたい。科目の性質上、最新の判例や立法の紹介等も行う必要があるため、場合によってシラバスの内容を変更することもありうる点をあらかじめ了解していただきたい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>両担当者の作成した、各回の講義および演習に対応したテキスト及び資料を用いる。また、両担当者が金融法務事情、NBL等の専門誌に発表した論文等をサブ・テキストとして使用する。</p> <p>なお、2005年4月1日から現代語化改正新民法が施行となるので、それについての学習はあらかじめしておくこと。池田真朗編『新しい民法—現代語化の経緯と解説』（有斐閣ジュリストブックス）を参考書として指定する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>序論 本科目の内容の解説と導入課題の検討</p>
第2回	<p>民法の知識・発想から金融法の知識・発想へ（その1） 本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認</p>
第3回	<p>民法の知識・発想から金融法の知識・発想へ（その2） 本科目に焦点を当てた民法債権総論、担保物権法の重点確認</p>

第4回	民法の世界から民事実務の世界へ（その1） 民事実体法と民事手続法の交錯の中における金融実務の紹介
第5回	民法の世界から民事実務の世界へ（その2） 民事実体法と民事手続法の交錯の中における金融実務の紹介
第6回	債権譲渡の実務の基礎 実務における債権譲渡の位置づけと新しい対抗要件制度の理解
第7回	債権譲渡の判例法理の展開と金融法 最近における金融手法の中核たる債権譲渡の法理の確認
第8回	債権譲渡等を活用した資金調達手法 ファクタリング、売掛債権担保融資、シンジケートローンなどの新しい資金調達手法の紹介
第9回	資産流動化取引（その1） 債権流動化取引の意義と基本的スキームの理解
第10回	資産流動化取引（その2） 不動産流動化取引の意義と基本的スキームの理解
第11回	金融機関の貸出債権市場の形成をめぐる法律問題 発展途上にある貸出債権市場の形成をめぐる法律問題の考察（第11回は、実務や官庁での議論の進展状況によって「電子債権をめぐる法律問題」に変更する）
第12回	演習（その1） 金融法に関する民事法横断的な事例を用いた演習
第13回	演習（その2） 金融法に関する民事法横断的な事例を用いた演習
第14回	まとめ 資金調達手法や決済手段が多様化する中における民事法の将来に関する考察
第15回	試験



授業科目名	保険法				
担当者名	島原 宏明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学既修者もしくは法学未修者の2年次以降の者を対象として、保険契約法を中心に保険法の基本的知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成を目的とする。</p> <p>保険契約法を学ぶことにより、民法の契約法理の理解にさらなる深化があることが期待できるし、保険業法を検討することにより、業法の制度を理解することになるのは当然として、さらに法と行政との関わりについても理解が深まることとなるものと考えられる。</p> <p>本講義の到達目標は、保険法に関する基本的な知識の習得およびそれを前提とした問題解決のための応用能力の育成である。とりわけ、約款による規制が中心となることから、単なる商法典上の条文の理解ではまったく足りないため、応用能力の育成がうまく要請される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>保険契約法が中心となるため、「民法Ⅰ（総則）」、「民法Ⅲ（契約）」、「民法Ⅳ（民事責任）」の基礎的な知識の習得が不可欠である。1でも述べたように、民法の契約にはない基本構造をもった保険契約を学ぶことによって、保険（契約）法の理解は当然のこととして、民法の契約法についての理解がより深まるものと考えている。</p> <p>また保険業法の理解も本講義の目標の一つとされているところから、法と業法の関わりという意味で、行政法との関わりで横断的な思考方法の育成に通ずればとも考えている。</p> <p>いうまでもないことであるが、保険法は商法商行為編に編入されており、また保険業を営む企業形態は株式会社か相互会社であることから、「商法」との関わり・商法の基礎は当然の前提とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、演習に近い形式で行われる。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。さらに授業は何度か行われる小テストによって受講生の理解度を確認しつつ進められる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>各ユニットに対応したテキストと、商法第三編第十章保険の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述したサブ・テキストを用いる。ただし、保険には、典型的な生命保険や損害保険とは違った第三分野の保険や新種保険等が数多く存在し、それらは約款による規律がなされてくるため、約款の理解も不可欠である。したがって、それらの約款等も教材として取り入れ、検討することも予定している。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>保険契約の意義—経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約</p> <p>保険法のイントロダクションとして、保険制度と保険契約の関係、保険の歴史、保険の分類等を講ずる。特に中心は、経済制度としての保険制度と法律制度としての保険契約のそれぞれの構造上の特質が、どのような実質的な関連性を有するか等が問題とされる。例えば、保険制度上は、保険団体構成員のなす出捐は保険資金への出資であるのに、保険契約上は、契約者のなす出捐は保険者に対する報酬の支払である。なぜこうした差異が生じ、ここからいかなる問題が生じてくるのか。</p>
第2回	<p>保険契約の法的性質（1）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、立法政策的性質あるいは外在的性質として与えられた性質の検討を行う。まず、諾成契約性であるが、「保険料なければ保険なし」という要物性との関係はどのようなものか。また、不要式契約性とは何であるかを、有価証券性との関わりなどから考える。</p>
第3回	<p>保険契約の法的性質（2）</p> <p>保険契約の法的性質の中でも、本質的性質あるいは内在的性質と言われるものの検討を行う。まず、附合契約性に関しては約款論を検討する。約款の拘束力の根拠をいかなるものにとらえるかによって、現実的な紛争の場面でどのような相違がでてくるのか。</p> <p>有償契約性、射倖契約性は、保険契約法の中で、最重要かつ最難関な説明を要する問題である。契約者と保険者が対価の出捐を行うこととなるが、一体、何と何が対価関係にあるのか。また、一方が確定的出捐（保険料）をなし、他方が条件付し出捐をなすという保険契約の構造からどのような問題が発生するか。</p> <p>さらに双務契約性については、保険者は危険負担債務負担をしているとされるが、その履行とは何かという問題を、保険料と保険期間との関係から考える。</p>

第4回	<p>保険契約の法的性質（3）</p> <p>第3回目と合わせて保険契約の本質的性質・内在的性質とされるものについて検討する。</p>
第5回	<p>保険契約の目的（1）</p> <p>契約としての保険契約が有効であるためには、保険契約の目的が可能・確定・適法でなくてはならない。そして、その際、目的を保険事故と損害との二段階に分けて論じなくてはならないという意味で、保険契約の場合の特殊性を考えることとなる。これが、保険契約論の中心である、保険事故論と被保険利益論である。</p> <p>第一回目は、保険事故論を講ずる。損害保険の保険事故、生命保険の保険事故が中心となる。危険の個別化、保険期間を含む。</p>
第6回	<p>保険契約の目的（2）</p> <p>第二回目は、損害発生の可能性が要件として必要かという大問題、被保険利益論を講ずる。責任保険、費用保険等消極保険の登場と、被保険利益のドグマ論の関係。新価保険や残存物代位の基礎に関わる問題が登場する。</p>
第7回	<p>損害保険契約（1）</p> <p>①損害保険契約の内容、②損害保険契約の成立、③損害保険関係の変動、④損害填補、⑤保険担保について、それぞれ提起される問題を検討する。</p> <p>第7回目は、①損害保険契約の内容、②契約の成立、③損害保険関係の変動が中心となる。具体的には、①では被保険利益、保険価額、②では告知義務、③では通知義務、保険の目的物の譲渡などである。</p>
第8回	<p>損害保険契約（2）</p> <p>第7回目の講義と合わせて二回で損害保険契約の講義を行う。この第8回目は、④損害填補、⑤保険担保が中心となる。具体的には、④では、損害填補の要件、保険者の免責、残存物代位、請求権代位、⑤では、保険金請求権の質入、物上代位などである。</p>
第9回	<p>損害保険契約各論—火災保険、運送保険、責任保険</p> <p>商法典上で、損害保険契約の各論といえるものについて講ずる。特に、近時、最も数が多く、また重要な責任保険契約についての議論が中心となる。責任保険における保険事故とは何か、責任保険の保険給付は何か。後者の問題は、権利保護給付という現代的課題を提供する。時間的余裕があれば、自賠責についても講ずる。</p>
第10回	<p>生命保険契約（1）</p> <p>①生命保険契約の内容、②成立、③保険料の支払、④生命保険関係の変動、⑤生命保険契約から生ずる権利の処分・担保化・差押え、⑥保険金の支払について、それぞれ提起される問題を検討する。</p> <p>第10回目は、①では生命保険契約の種類や要素、②では告知義務、承諾前死亡などが中心となる。</p>
第11回	<p>生命保険契約（2）</p> <p>第10回目の講義と合わせて二回で生命保険契約の講義を行う。</p> <p>第11回目は、具体的には、④では保険金受取人の指定・指定変更、契約者貸付、契約者配当、⑤では権利の処分、担保化、権利の差押え・代位行使、⑥では保険者の免責などが中心となる。</p>
第12回	<p>傷害保険と疾病保険</p> <p>生命保険契約以外の人保険契約（人の身体に発生する出来事を保険事故とする）のうち、とくに傷害保険契約と疾病保険契約について、その特色ある問題点を取り上げる。生命保険契約にも損害保険契約にも属さないこれらの保険契約には、どのようなルールが適用されることになるのか。</p>
第13回	<p>保険業法（1）</p> <p>保険会社の通則としては、生損保兼営禁止原則、第三分野の保険等。</p> <p>保険株式会社、相互会社に関しては、会社法および保険業法におけるその規制の概略と立法論的あるいは実務的課題。</p> <p>保険会社の業務については、保険会社の行うことのできる業務がどこまでか、保険事業従事者の権限や責任を説明し、さらに募集行為に対する規制を見ることとなる。</p>
第14回	<p>保険業法（2）</p> <p>保険業法の2回目の講義では、保険会社の経理、保険事業に対する監督、保険会社の経営危機対応制度等を検討する。経理については、計算に固有の問題だけでなく、契約者配当、利益（剰余金）処分まで視野に入れた説明を行うつもりであるし、監督・経営危機管理については、最近の国の対応等も含めた問題提起を行うこととなる。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	金融商品取引法				
担当者名	服部 秀一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>証券取引法は平成18年の改正により、平成19年12月までの間に法律名も「金融商品取引法」に変更されて施行される。施行に先駆けて改正法の講義を行う。その金商法の趣旨・目的および基本的構造と概要を、実例との関連で理解し、法律実務家としての解釈と適用の立場と手法を身に付ける。</p> <p>本授業は、法科大学院における教育が現行司法試験制度における司法修習の一部を代替する役割を担うことから、法曹実務家の姿勢や見識を学ぶこと、さらに単に金商法の内容を知ることにとまらず、気品と智徳を兼ね備えた法曹実務家の育成を最終目標とするものである。学生においては、この目標を理解すべく、本授業に臨んでいただきたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>金商法は民事法、刑事法、公法の性質を持つ条項により成り立っている。大学や大学院で学んだ各法律の知識や理論を活用して、金商法の内容と解釈を学ぶ。</p>
3. 授業の方法	<p>時間的制約もあり、講義が不可欠であるが、可能なかぎり講師からの質問と学生からの回答を中心に、授業を進行したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>適切な教材がありません。</p> <p>参考文献としては、          神崎克郎他「証券取引法」青林書院          三井秀範他「一問一答金融商品取引法」商事法務          河本一郎他「新訂版逐条解説証券取引法」商事法務</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>序論・ガイダンス          授業の目的・方法          金商法の目的と性質          法律実務家と金商法</p>
第2回	<p>不公正取引（1）          風説の流布等 法158条          会社関係者のインサイダー取引 法166条          会社情報の適時開示          チャイニーズ・ウォール</p>
第3回	<p>不公正取引（2）          公開買付者等関係者のインサイダー取引 法167条          6ヶ月ルール 法164条          役員等の売買報告書 法163条          空売り規制 法162条</p>
第4回	<p>不公正取引（3）          相場操縦 法159条          無免許市場の取引禁止 法167条の2          虚偽の相場の公示 法168条          新聞等への意見表示 法169条          有利買付の表示 法170条          一定配当の表示 法171条</p>

第5回	発行開示 募集・売出し 法2条4項 有価証券届出書 法4条、5条 目論見書 法13条 発行登録書 法23条の3
第6回	有価証券 法2条1項 金融商品 法2条24項
第7回	継続開示 有価証券報告書 法24条 確認書・内部統制報告書 法24条の4の2,24条の4の4 四半期報告書 法24条の4の7 臨時報告書 法24条の5第4項 自己株券買付状況報告書 法24条の6 親会社等状況報告書 法24条の7
第8回	TOB 発行者以外の者による公開買付け 法27条の2 趣旨 適用範囲 手続 規制 発行者による公開買付け 法27条の22の2
第9回	5パーセントルール 大量保有報告書 法27条の23 変更報告書 法27条の25 趣旨 内容 特例報告 法27条の26
第10回	金融商品取引業者 法2条8項 金融商品取引業者等 法28条以下
第11回	金融商品取引業者等の行為規制 法35条以下 損失補てん 法39条 プロ・アマ区分 法45条 特定投資家 法2条31項、34条以下
第12回	金融商品取引所 法2条16項、法80条以下 金融商品取引業協会 法2条13項、67条以下、78条以下 証券取引等監視委員会 法194条の7
第13回	補論
第14回	
第15回	試験

授業科目名	信託法				
担当者名	沖野 眞巳				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>信託法は、制定以来 80 年余を経て、昨年（2006 年）に全面的に改正され、新信託法として制定・公布された（平成 18 年法律第 108 号）。本授業では、改正の要点、解釈論上の問題、今後の課題に留意しつつ、「信託とは何か」「信託法とはどのようなものか」について概説する。信託の基本的な仕組みと法律関係、信託の基本原則について解説するほか、一方で信託の諸種の利用、今後の展開の可能性について、他方で民法・私法上の制度との関係についても考察する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>信託の特色および信託法の特色は、大陸法系の私法体系の中で、民法および商法との対比で理解される。授業においても、「民法であればどうか」を確認しつつ、信託・信託法の特色を押さえていくことになる。関連する民法の事項としては、委任、代理、第三者のためにする契約、契約の成立と当事者の地位、財産権の移転、詐害行為取消権、法人、組合、準事務管理、不当利得、不法行為、遺言による財産処分、遺留分、後継遺贈など、多岐にわたる。民法、商法（商行為、会社法）については、ごく基本的な事項をきちんと理解していることが、信託法の履修の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本として、適宜、質問に応じてもらう形で進める。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p><b>【教科書】</b> 現時点で、新信託法については適切なものがない。出版状況により追って指示する。</p> <p><b>【参考書】</b> 能見善久・現代信託法（有斐閣・2004） 四宮和夫・信託法（新版）（有斐閣・1989） 新井誠・信託法（第2版）（有斐閣・2005） 道垣内弘人・信託法理と私法体系（有斐閣・1996） 樋口範雄・フィデューシャリー[信託]の時代（有斐閣・1999） 樋口範雄・アメリカ信託法ノートⅠ・Ⅱ（弘文堂・2000,2003） 樋口範雄＝大塚正民・現代アメリカ信託法（有信堂・2002） その他の文献は、授業の中で指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>本授業の趣旨・目的、授業進行上の方針・方法 信託を取り巻く状況・信託の仕組み 信託の基本的な仕組み、概念、信託の特色、信託の種類、信託・信託法の理解の観点、日本における信託の展開について概観する。</p>
第2回	<p>信託の成立、効果（1） 公共工事請負前払金：最判平 14・1・17（民集 56 卷 1 号 20 頁）を題材に、信託とされることによる効果についてイメージをもたうえて、信託の成立の要件、信託の設定方法、信託の要件、信託の公示、存続期間について概観する。</p>
第3回	<p>信託の成立、効果（2）（承前）</p>

第4回	信託財産 信託財産の位置づけ、信託財産の範囲・組成、信託財産であることの公示、信託財産の独立性、信託と相続について概観する。
第5回	受託者の地位、権限 受託者の地位（就任、任務の終了、交代）、受託者の権限について概観する。
第6回	受託者の義務（1） 信託目的遂行義務、善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務、情報提供義務、「自己執行義務」等の受託者の諸義務について概観する。
第7回	受託者の義務（2）（承前）
第8回	受託者の責任、共同受託者 受託者の義務違反に対する効果、各種の救済方法、権限違反の効果、受託者の責任と免責、受託者の信託事務処理監督のための仕組み、共同受託者について概観する。
第9回	受益権、受益者 受益者の地位、受益者の権利・権能、受益者の地位の「代表」、受益者の「義務」、受益権の性質、受益権の取得、受益権の移転、受益者複数の場合について概観する。
第10回	委託者、信託管理人ほか 委託者の3つの局面をとりあげる。また、信託管理人、信託監督人、受益者代理人について概観する。
第11回	信託の対外関係 信託と第三者との関係として、取引行為、不法行為について、概観する。
第12回	信託の変更・終了 信託の変更をめぐる規律、信託の終了をめぐる規律、清算、信託の破産について概観する。
第13回	信託の諸種の利用、信託と家族の財産承継・相続（、信託と税制） 信託の諸種の利用形態について概観する。その中で特に「民事信託」「家族の信託」をめぐる利用可能性と問題点、遺留分や後継遺贈の議論との関係について概観する。
第14回	目的信託、公益信託 目的信託、公益信託の制度について概観する。
第15回	試験

授業科目名	商事信託法				
担当者名	高木 施文				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商事信託に関する基本的な知識及び思考方法の習得を目的とする科目である。本授業では、まず信託の法的特徴とその経済的機能を検討した後に、実際の契約例の検討から信託の目的、機能がいかん達成されているかを理解することを目標とする。信託の基礎だけでなく、英文契約の理解と信託実務、及び信託課税の知識がなければ十分に理解することはできない。講義の後半では特定目的会社による不動産証券化スキームなど商事信託を使った最近の取引手法についても解説する。
2. 関連する科目との関係	「信託法」を履修していることが必要。契約の一種である信託についても「民法」の規定が適用され、民法における物権的請求権、詐害行為、債権譲渡などの知識が必要である。経済取引として営利目的で行われる商事信託に関しては「商法」、経済法関連科目「消費者法」との関連も深く、これらの分野における保護法益の理解が必要であるため、これらの科目を履修することが望ましい。投資信託、証券化など資金調達に関して利用される場合から、「企業金融法」の理解が必要となる。倒産隔離のための信託の機能と限界を検証するため破産法の知識も必要。和文英文の契約を読み込むため実務レベルの英語力が必要。信託の問題を考える場合に税務上の問題は避けておることができない。税法、金融商品の課税、国際課税の理解は不可欠である。
3. 授業の方法	講義形式だが、演習に近い形式で行われる。受講生は事前に指定するテキストおよびケース等について予習することが義務づけられる。授業においては講師による商事信託の基本的な機能および法的論点等に関する講義および質疑応答、学生同士による討論および講師によるフィードバックを通じて、商事信託に関する深い理解に達することが可能となる。受講生は講師の質問に答えるほか、自ら積極的に発言することが求められる。講義に際しては、適宜レポートの提出を義務づける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	新井誠『信託法』有斐閣、樋口範雄『アメリカ法ベーシックス アメリカ代理法』弘文堂、大塚正民・樋口範雄『現代アメリカ信託法』有信堂、四宮和夫『信託法』、三菱信託銀行信託研究会『信託の法務と実務』金融財政事情研究会、占部裕典『信託課税法』清文社。その他講義のなかで指定する教材を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	信託の概念と経済的機能：法律学における学習効果を高めるためには、まず講座全体の鳥瞰図を明示して、各論を示すことが肝要となる。第1回目の講義は本講義の対象である信託の概念を理解するため、信託制度の歴史およびその概要、必要性、基本理念（fiduciary relationship, rule against perpetuities, cy pres doctrine）、類似の法制度、概念と比較してその特徴を明らかにする。商事信託と民事信託、公益信託と私益信託など様々な観点から信託を分類する。
第2回	信託に関する法律、会計、税務上の規制：信託に関する関連法律上の規制、制限、及び会計税務上の取扱いを理解することによって法体系全体の中の信託の位置づけを解説する。指定運用信託（金庫株信託）を用いたインサイダー規制の回避など、他の法制度で達成される目的と、信託を利用することで達成可能な経済目的の内容及び条件を比較的に理解する。
第3回	経済法と信託：銀行法、証券取引法、信託業法、など業法としての規制、独占禁止法を含めた経済法的な規制、例えば、独占禁止法における不公正な取引方法や企業結合規制との関係など、商事信託に対する公的規制のあり方について検討する。
第4回	信託の設定—信託財産、信託目的、信託期間：信託法の基本構造について、信託行為、信託宣言等の法的性質を解説すると共に、信託設定において必要な要件を詳細に検討する。同時に、信託財産の制限、信託財産の独立性、信託財産の公示、信託目的の制限（脱法信託、訴訟信託、債権者阻害信託）、信託期間の制限に関する諸問題について解説する。
第5回	信託関係人—委託者、受託者：信託契約において関係する当事者と要件・資格、権利義務の内容相互の法的関係を検討する。受託者の権利、受託者の裁量と善管注意義務、分別管理義務、自己執行義務等、損失填補義務、その他信託業法に関連する受託者の権利義務が委託者、受益者の複雑なニーズに対応してどのレベルまで要求されるかを検討する。

第6回	信託関係人－受益者、信託管理人、監督機関：信託契約において関係するその他の当事者として受益者、信託管理人、監督機関等の役割を詳細に検討する。信託において受益者が多数の場合、不特定の場合、受益権分割、相次受益者等の必要性、問題点と要件効果を検討する。信託管理人の機能、選任改任などの手続、主務官庁、裁判所の役割も学習する。
第7回	信託の変更・終了：信託の当事者並びに要素の変更、信託財産の管理方法の変更、定型的信託約款の変更、公益信託の変更に関して信託法、兼営法の規定を中心に検討する。信託の終了事由、信託終了時における当事者の権利義務の内容について検討する。
第8回	信託と課税：信託を実際に行うにあたって不可欠である課税上の取扱いに関する理解を深める。特に、信託の税制は集合信託に対する金融商品的取扱いと導管論による受益者課税に2分されており興味深い問題が多いことからこの点を中心に解説する。
第9回	金融商品としての信託：貸付信託を中心とする従来の信託銀行実務について、その基礎理論を解説すると共に、合同運用信託、投資信託など金融商品としての商事信託の類型を理解する。また信託を使った金融商品は金融取引、金融商品の販売として金融機関に関する規制、銀行法、証券取引等の規制の他に金融商品取引法等の規制も受けるのでその内容、特徴も学習する。
第10回	債権・不動産の流動化と信託：担保付社債信託法による資金調達における信託の機能をふまえて、最近の不良債権処理、特定目的会社等による不動産流動化スキームのなかで取引の概要を講義し、信託受益証券譲渡による処分、キャッシュフローの管理など信託がどのように利用されているかを学習する。
第11回	資産管理・資産承継と信託：資産管理、資産承継の目的で信託を利用するスキームを検討しその問題点を明らかにする。遺言信託、年金信託の他、公益信託による慈善目的の活動の要件も検討する。高齢化社会のなかで信託の果たす財産管理機能、リバースモーゲージによる金融手法などを学習する。
第12回	渉外信託：当事者が外国法人または非居住者である場合、外国法を準拠法とする場合の問題点を検討する。また信託は元々欧米で発達し、海外においては信託宣言などよりの特色のある信託がみられる。SPCの倒産隔離のためにケイマン法による慈善信託を用いる例など海外の信託の理解が必要な場面も多くなってきている。
第13回	信託法改正の課題：今後の取引において信託がどのように利用されるか、現在の信託法制の問題点は何かについて、M&A、証券化、資産管理・投資運用など多角的視点から、信託法の問題点と改正案を検討する。
第14回	総括：講義全体を振り返って信託の独特の機能が、今日の社会のニーズ（金融手法の多様化、経済不安、高齢化社会）などに対応するものであることを理解し、今後の法整備のあり方および日本における信託活用の課題について検討する。加えて講義全体の要点を確認し必要な補充を行う。
第15回	試験



授業科目名	企業金融法				
担当者名	砂坂 英之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	ローン、社債、株式といった典型的な資金調達手段を中心に、企業が資金調達活動を行ういわゆるコーポレートファイナンスに関する法務を主として取り扱う。実務上行われている企業金融取引の内容、および民法、会社法、各種金融関連法などの金融取引に適用される法律に関する基本的知識を習得するとともに、企業金融取引にまつわる法的問題点を解決するための実務的思考を身につけることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「民法」および「会社法」の知識を前提とする。また、企業金融に関連する法分野は多岐にわたり、特に「証券取引法」（金融商品取引法）および「破産法」について最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。
3. 授業の方法	基本的に講義形式で授業を進める。あらかじめ資料を配付し、適宜質疑応答による場合もある。授業の進捗状況に応じてシラバスの内容を変更することがありうる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に指定する教材はない。授業において必要なレジュメ、資料等を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業金融法概説
第2回	ローン契約、シンジケートローン
第3回	ローン債権譲渡、担保付ファイナンス
第4回	社債発行
第5回	エクイティファイナンス（株式発行）
第6回	ストックオプション、自己株式取得

第7回	証券取引規制、開示制度
第8回	IPO、ベンチャーキャピタル
第9回	企業買収、企業再編にかかわるファイナンス
第10回	事業再生ファイナンス
第11回	海外におけるファイナンス（外債）
第12回	業法規制（証券取引法、銀行法等）
第13回	証券のペーパーレス化
第14回	デリバティブ取引
第15回	試験

授業科目名	企業会計法				
担当者名	弥永 真生				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	会社法および証券取引法に基づく会計(会社の計算)の規制を概観し、現在の状況を正確に把握するとともに、今後の展望、および商法会計の発想方法を理解していただくのが目的である。時間の許す限り、国際会計基準や諸外国の規制との対比を行い、将来、法曹として、会計問題に直面した際に、文献を参照しつつ、クライアントに対するアドバイス、準備書面あるいは判決文の作成を行うことができるようにするための基礎的な知識を提供する。
2. 関連する科目との関係	まず、会社法との関連では、会社の計算はきわめて重要なテーマであり、取締役、監査役、執行役あるいは会計監査人の責任と関連を有するだけでなく、分配規制、資本制度とも密接な関係を有する。また、証券取引法には証券会社あるいは証券取引に関する規制が含まれているが、有価証券報告書等を中核とするディスクロージャーの仕組みの中では、会計規制に関する理解が欠かせない。さらに、倒産処理法との関連では、とくに、会社更生手続きあるいは民事再生手続きとの関連で、会社の計算に関する理解を得ておくことが肝要である。以上から、本科目は、「商法Ⅰ」「商法Ⅱ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」の理解を深めるのに役立つ。
3. 授業の方法	基本的には、講義形式で行うほか、3回ほどテーマを決めて、報告していただくことにする。受講者の人数に応じて、適当な大きさのグループで準備して、報告していただく。これは、企業会計法の文献を探し、かつ、自分で考えてみるという経験を通じて、将来に備えていただくためである。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	随時、簡単なレジュメを配布する。 なお、第1回目に参考文献リストを配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	参考文献を紹介し、ケースを発表してもらってグループ分けを行う。 その後、日本における企業会計法の構造について概観する。まず、会社法に基づく計算規定の目的を明らかにする。
第2回	商法・会社法および証券取引法に基づく会計規制の沿革およびその相互関係について説明を行う。
第3回	前回の議論を踏まえて、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」をめぐる議論が中心となる。会社法上の計算書類等について、その用語、様式を紹介するとともに、株主がどのようにして、会社の財政状態および経営成績に関する情報を入手できるかを概観する。
第4回	前回に引き続き、会社法上の計算書類等についての説明をした後、証券取引法上の開示制度について説明し、その相違点について明らかにする。
第5回	貸借対照表上の資産の各類型について、資産として認められるための規準、貸借対照表上の配列などを概観する。特に、いわゆる繰延資産についての説明を行う。 また、資産の消滅の認識についても概観する予定である。

第6回	貸借対照表上の負債の概念について、会社法と企業会計(証券取引法)との違いを指摘しつつ検討を加えると同時に、負債と資本との境界領域といわれる優先株、新株予約権などの会計処理に言及する。
第7回	前回到続き、負債と資本(純資産)との切り分けの問題を取り上げるとともに、純資産の部をめぐる問題を論ずる。特に、資本制度をめぐるさまざまな動きがあり、新たな動きに言及しつつ、解説を加える予定である。
第8回	資産の評価をめぐる問題を取り上げる。すなわち、流動資産(棚卸資産)および固定資産、株式について、どのような金額で貸借対照表上計上すべきこととされているかを概観する。
第9回	前回到引き続き、企業会計審議会の公表した「金融商品に係る会計基準」がどのような意義を有するかについて注意を払いつつ、金銭債権および社債等の評価について説明した後、負債の評価について会社法がとっている立場を概説する。
第10回	証券取引法上の連結財務諸表制度および平成14年改正により導入された連結計算書類制度について概観する。その2つの制度の関係、その2つの制度における相違点などに注目する予定である。
第11回	わが国における、会計監査制度について概観する。すなわち、証券取引法上の公認会計士監査、会社法上の監査役監査、監査役会あるいは監査委員会による監査、会計監査人監査について会社法の講義とは異なる点に力点を置いて説明する。
第12回	第1回 グループ報告 中小会社の会計とその適法性の担保というテーマについて、報告してもらう。諸外国の制度なども調べて報告していただけることを期待している。
第13回	第2回グループ報告 企業結合をめぐるある事案を題材に報告していただく。
第14回	第3回グループ報告 長銀事件(民事)の第1審および第2審判決文を読んで、判決を検討してもらう。できれば、刑事の第1審及び第2審判決と比較することが望ましい。
第15回	

授業科目名	裁判外紛争解決				
担当者名	三木 浩一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	裁判外紛争解決（ADR）の基本的な知識の習得と、紛争解決の多様な技法の理解と習得を目的とする科目である。本授業の到達目標は、法曹に必須の知識である裁判外紛争解決の基本的な理解を得ることにあるが、そのみにとどまらず、紛争解決手段の多面的な展開を通して、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことを目指している。
2. 関連する科目との関係	本授業は、法学未修者を対象とした「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」ならびに法学未修者の第2学年および法学既修者の第1学年を対象とした「民事手続法総合」などの発展科目にあたる。民事訴訟は、社会に生起する多種多様な紛争の解決手段の1つに過ぎず、裁判外紛争解決手段と相互補完の関係にある。従って、裁判系の科目と本授業も、一方の理解が他方の理解を促進するという関係にある。
3. 授業の方法	講義形式と演習形式をミックスした形で行われる。すなわち、授業の前半部分では講師が基本概念等の説明を講義形式で行うが、後半部分では、質疑応答を通してより深い理解の到達を目指す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講師が用意した多様な資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 紛争処理システム全体におけるADRの位置づけとADRの基礎知識を学ぶ。 【資料1】【資料2】【資料3】
第2回	ADRの基礎理論 ADRの意義、ADRの種類、ADRの機関、ADRの現状などを学ぶ。 【資料同上】+【資料4】【資料5】【資料6】 【レジュメ1】
第3回	ADRの機能と選択 具体的な事例の検討を通じて、ADRの機能を理解し、ADRを選択する際の基準を学ぶ。 【資料同上】+【資料7】 【レジュメ2】
第4回	調停1（基礎理論を中心に） ADRの中核の1つである調停の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、調停のタイプ、世界的な潮流、わが国の現状など。 【資料8】【資料9】【資料10】【資料11】【資料12】【資料13】 【レジュメ3】
第5回	調停2（テクニックを中心に） 調停の研修用ビデオを用いて、最新の調停テクニックを学ぶ。 【資料同上 + 授業後追加資料配付】
第6回	新しいADR1（ハイブリッド型ADRを中心に） 新しいADRにつき、ハイブリッド型ADRを中心に学ぶ。具体的な項目としては、ハイブリッド型ADRの意義、ミニトリアル、早期中立評価など。 【資料14】

第7回	<p>新しいADR 2（特殊な形態のADRを中心に）          新しいADRにつき、特殊な形態のADRを中心に学ぶ。具体的な項目としては、オンラインADR、オリンピック仲裁、野球式仲裁など。  <b>【資料同上】</b></p>
第8回	<p>仲裁1（基礎理論を中心に）          ADRのもう1つの中核である仲裁の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、仲裁の意義、仲裁を紛争解決に用いている諸制度、新仲裁法の特徴、仲裁手続の特色および機能など。  <b>【資料15】【資料16】【資料17】【資料18】【資料19】【資料20】 【レジュメ4】</b></p>
第9回	<p>仲裁2（仲裁法を中心に）          UNCITRALモデル法の意義、仲裁合意、コンペテンツ・コンペテンツ、仲裁適格、仲裁人などを学ぶ。  <b>【資料同上】 【レジュメ4】</b></p>
第10回	<p>仲裁3（仲裁法を中心に）          仲裁地、暫定的保全措置、審理手続、仲裁における和解、仲裁判断、国際仲裁などを学ぶ。  <b>【資料、レジュメ同上】</b></p>
第11回	<p>仲裁の実務（ゲスト・スピーカー）          ゲストを招いて、仲裁に関する実務を伺い、ディスカッションを行う。  <b>【資料追加配布】</b></p>
第12回	<p>ゲーム理論とADR          ゲーム理論を用いてADRの意義や機能を分析し、あわせて裁判を含む紛争解決の本質を探る。</p>
第13回	<p>ADR機関の活動          東京地裁調停部、公害等調整委員会、自動車製造物責任相談センターなど、主要なADR機関からゲストを招いて実務の状況を伺い、ディスカッションを行う。  <b>【資料追加配布】</b></p>
第14回	<p>レポート作成          まとめとして、ADR全般に関する知識の整理を行うとともに、授業時間内でレポートを作成してもらう。</p>
第15回	<p>期末試験は行なわない。</p>

授業科目名	家事事件実務				
担当者名	岡部 喜代子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	家族に関する紛争をいかに解決していくかを、実態と手続き両面から考察・分析し、方向性を見極めることができるようにする。
2. 関連する科目との関係	「民法Ⅵ」は法学未修者を対象とするが、本講は法学既修者ないし、「民法Ⅵ」既修者を対象とする。また、家事事件総合は実務家としての基礎的知識の習得を目的とするが、本講は、かなり先端的論点に関する専門的知識の習得を目的とする。
3. 授業の方法	事前に課題を与え、受講者は予習をして臨む。それに関する質疑応答・デベート・起案などを行う。事案によって模擬裁判なども取り入れる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者著の教科書及び判例・各種論文
6. 授業内容（細目）	
第1回	不貞の相手方に対する慰謝料請求 ・不貞の相手方に対する慰謝料請求は、ポピュラーな訴訟であるにもかかわらず、理論的にも実務的にもいろいろな問題をはらんでいる。歴史的は夫から妻の不貞の相手方への損害賠償から始まり、後の夫の貞操義務が認められ、今日に至っている。しかし、今日、愛情に基づく行為がなぜ違法となるのか、疑問が呈されているのであり、貞操義務の法的性質が論じられているのである。最近最高裁が夫婦間の破綻があるとき不法行為責任をおわない旨判決をしたが、その理論的・歴史的意味を考究するとともに、実務上の主張・立証方法を探りたい。
第2回	離婚訴訟1 ・平成16年4月からおそらく新しい人事訴訟手続法が施行されるものと思われる。新人訴訟の解説をしつつ、実務の運用を予想しつつ、離婚訴訟の手続きをたどってみる。また、現在の離婚訴訟の訴訟物については判例と学説が対立しているが、破綻主義のもとでは、判例も変化しているのではないかとおもわれ、このあたりを、実体法上の離婚原因と関係付けて論じたい。
第3回	離婚訴訟2 ・離婚訴訟で実際に重要な重要なものは、親権者の指定、養育費、面接交渉、財産分与、慰謝料といった付帯請求である。付帯請求といっても、訴訟手続きで行うものと家事審判手続きで行うものがあり、それらをどのように調整するのか、実務がどのように運用されるのか、さまざまな可能性をさぐって見ようと思う。さらに重要な役割を果たす調査官の機能と問題点にも触れる。新人訴における上訴は、手続き構造とからんで問題があるが、理論的・実務的に解決していきたい。
第4回	親子関係の存否 ・いわゆる推定されない嫡出子の理論は最高裁の判例上外観説で落ち着いたかのようなようであるが、家裁では必ずしもそうではない。ここには、まだ実務上のいくつかの問題が存在する。その背景は、親子のあり方に対する考え方である。そのような背景を踏まえたうえで、さまざまな事例をあげ、推定の可否、嫡出否認、認知等との関係を解明し、どのような訴訟によることが望ましいのかを検討する。

第5回	<p>子の監護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の親族法に関する問題の中心は親子関係である。子の引渡し、面接交渉、虐待など、重大な問題が山積している。この分野では家裁の役割が重要であるが、虐待などに関してはそれに限られない。家庭のさまざまな問題について、いかなる機関を利用し、いかなる方法をとることがこの福祉にもっとも益するののかという観点から、実例を挙げて検討する。</li> </ul>
第6回	<p>婚姻費用、養育料、扶養料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・深谷松男教授は現代の家族法の中心は扶養法であるといわれる。夫婦間、未成熟子、その他親族扶養について、その性質をどのように考えるかということは理論的な問題が扶養料の計算方法に結びつくという意味でもまことに重大である。また、実務的にも同じ結果を得るためにいくつかの方法が用意されているのであって、これをどのように使うかという点も整理しておく必要がある。そして、扶養料の算出方法も習得しておきたいところである。最後に執行の問題にも触れたい。</li> </ul>
第7回	<p>老親介護問題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の改正により、後見制度はずいぶん使いやすくなった。しかし、後見人の責任や後見監督の実効性など、法律家にとって、まだまだ未知数の問題が多い。少しでも事前に問題の生じることを防ぐことができるよう、理論的にかつ、実務的に問題点の整理と説明をしておきたい。また、この問題は社会福祉と関係が深い。福祉との関係について、専門家を招くなどして総合的な解決を図るべく努力しようと考えている。</li> </ul>
第8回	<p>遺産分割協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産分割のほとんどは相続人間の協議によって行われている。遺産分割協議にあつたて実務上注意しなければならないことを指摘するとともに、内容に制限があるのかないか、当事者に関する問題点は何か、解除が可能か、など、理論的な問題も検討する。また、相続回復請求権は実際上はこの場面で問題となることが多いので、ここで取り上げようと考えている。</li> </ul>
第9回	<p>遺産分割審判</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審判で分割する場合はどのように行うのか。これは、遺産分割の理論的な側面を究明しようとするものである。もちろん協議にも応用できる。</li> <li>・内容は、遺産分割審判の対象、特別受益、寄与分、遺産分割の方法である。しかし、その一つ一つが大きな論点であるので、代表的な論点をいくつか取り上げることになる。具体的相続分の性質という問題も本テーマのひとつである。</li> </ul>
第10回	<p>遺言執行の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者に就任したら何をどうしたらよいのか。困難な問題である。まず、検認の手続きを解説し、遺言執行者の地位と権限という理論的な検討を行う。その上で、具体的な手順などを意見を出し合いながら説明していきたい。訴訟における当事者適格についても検討する。</li> </ul>
第11回	<p>遺言無効確認訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の遺言の普及に伴い、遺言関係訴訟は急増している。高齢化社会を反映して、遺言能力がないとの主張が多くなっている。能力の限界はどこにあるのか、話し合ってみよう。また、近年の判例の傾向は方式を緩和する方向をたどっている。その方向に問題はないのか、また方式の厳格性と緩和の調整はいかにすべきだろうか。最後に遺言制度のあり方を検討してみよう。</li> </ul>
第12回	<p>相続させる旨遺言の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言の多くは相続させる旨の遺言である。最高裁が相続承継であるにもかかわらず権利移転効を認めて以来、多くの問題が生じている。遺留分減殺の方法と効力、遺言執行の要否、登記の要否などである。平成14年の登記不要との最高裁判決はひとつの回答ではあるが、学説に十全に指示されているわけではない。これによる影響、利点と問題点など、究明する。</li> </ul>
第13回	<p>遺留分減殺訴訟1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言の増加に伴い遺留分減殺訴訟も増加している。しかし、この遺留分というのは家督相続制度の下で遺贈を予定した明治民法の規定をそのまま遺産相続・諸子均分相続の現行法に引き継いだもので、非常に使いにくいものになっている。しかし、そうもいってられないおので、現行法下で、遺留分侵害額をどのように算定するのか、実例を挙げて計算してみよう。</li> </ul>
第14回	<p>遺留分減殺訴訟2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各論として、特定遺贈・包括遺贈・相続させる旨遺言に対する遺留分減殺方法、遺言・死因贈与、贈与、生計の資本としての贈与等に対する減殺の方法・限度・順序について学説・判例を精査し、最後に、価額賠償の方法と金額の算出、判決の仕方と執行方法を検討する。また、現在の喫緊の課題である残余遺産がある場合の算出方法も解決を試みてみたい。</li> </ul>
第15回	<p>試験</p>



授業科目名	金融法実務				
担当者名	高井 章吾				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融システムと金融取引を説明し、金融取引上発生する種々の法律問題を判例理論があればこれを適宜織り込みながら解説し、併せて現実の紛争の解決手段を学ぶ。到達目標としては、将来法曹になる人が金融法務について基本的な知識と考え方を身につけることができるようにする。また将来法曹になる人にとっては、法律相談の際、問題の在処を的確に据えられる力をつけることができ、かつ紛争解決手段の適切な選択や、訴訟手続について、一応の見通しができるようにすることを目標にする。
2. 関連する科目との関係	「民法Ⅴ（担保物件）」及び「商法Ⅱ」の手形小切手の知識を習得していることを前提として講義する。民事訴訟法、金融法、金融論は関連するが前提としない。
3. 授業の方法	講義が中心になるが、判例研究等の際適当に指名し、受講者も加わってもらい、意見や見解の発表をしてもらう予定。なお授業内容は予定であって必ずしもこのとおりに行うとは限らない。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	毎回レジュメを配布する。 またプリントその他の補助教材は適宜配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	1. 金融取引とは 2. 貸し手のリスク 3. 銀行の存在意義 4. 銀行の機能 5. 銀行システムの形態
第2回	世界の金融取引の歴史を学びその役割を通して金融システムを理解する。 (1) ギリシャ、ローマ (2) イタリア（フィレンツェ） (3) イギリス (4) アメリカ (5) ドイツ
第3回	我が国の明治以降の金融取引の歴史を学び我が国金融システムの特徴を学ぶ。 (1) 戦前 (2) 戦後
第4回	1. 本講で学ぶ金融システムを中心としての銀行取引 預金取引、貸出取引、為替取引 2. 預金取引について (1) (1)預金の契約の成立要件と法律効果 (2)預金の種類（普通、定期、当座等々） (3)預金者の認定
第5回	預金取引について(2) 支払と免責 ①債権の準占有者に対する支払と免責 ②印鑑照合の程度と加重事由

第6回	<p>1. 為替取引  (1)国内為替  (2)外国為替</p> <p>2. 手形と手形交換、不渡りと銀行取引停止処分、異議手続</p>
第7回	<p>貸出取引  手形貸付、証書貸付、手形割引、当座貸越、支払承諾、貸付有価証券、代理貸付、消費者金融、コールローン等</p>
第8回	<p>(1) 金利  ①銀行の金利と臨時金利調整法  ②利息制限法  ③貸金業法</p> <p>(2)相殺  ①相殺の要件  ②相殺と差押  ③買戻請求権と相殺  ④逆相殺</p>
第9回	<p>1. 債権の支払確保としての物的担保  (1)不動産を対象とするもの  (2)動産を対象とするもの  (3)不動産と動産をまとめて担保対象とするもの  (4)債権を対象とするもの</p> <p>2. 債権の支払確保としての人的担保</p>
第10回	<p>銀行取引約定書をめぐる法律問題  買戻請求権・期限の利益喪失事項、担保権の実行、差引計算、相殺等</p>
第11回	<p>貸付金回収の手の流れと銀行が原告となる貸金請求訴訟について説明する。</p>
第12回	<p>金融デリバティブ取引、スワップ取引、オプション取引等</p>
第13回	<p>銀行が被告となる担保意思否認訴訟について説明する。</p>
第14回	<p>金融法上問題意識の高い問題を取り上げてディベートを行う (1)</p>
第15回	<p>金融法上問題意識の高い問題を取り上げてディベートを行う (2)</p>

授業科目名	刑事政策				
担当者名	太田 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、刑事制裁論と犯罪者処遇論の学習を通じて、現代社会に生起する様々な犯罪に対する対策と被害者に対する支援の在り方を総合的に検討する上で必要な政策論的手法と思考能力を養うことを目的とする。講義では、刑事制裁と犯罪者処遇の基本的な仕組みを学んだうえで、来日外国人犯罪、高齢犯罪者、触法精神障害者、少年非行といった犯罪類型別の刑事政策について検討を加える。
2. 関連する科目との関係	必修科目となっている「刑法」や「刑事訴訟法」が規範学であるのに対し、本講義は、犯罪及び犯罪者の実証分析から出発し、犯罪対策と犯罪者の処遇を政策学の視点から追求する事実学及び政策学に属するものである。 関連科目に、犯罪被害の実態や被害者のニーズを把握し、被害者支援や被害予防の在り方を模索する「被害者学」がある。少年非行と少年法について更に深く学習した場合は、関連科目として「青少年と法」が設置されているし、国際犯罪や人道上の罪に対する国際的取り組みについては「国際刑事法」において専門的に学ぶことができる。
3. 授業の方法	講義形式で行うが、事実学・政策学であることから、受講生は知識の習得だけで終わることなく、犯罪の問題を多様な角度から分析し、どのように対応すべきかを自ら検討し、議論する過程を通じて自己の見解を検証・発展させていく作業が不可欠である。刑事政策の既習者である必要はないが、講義の前後に紹介する資料や論文に目を通しておくことが求められる。また、刑務所か少年院の参観を予定している。施設側の都合上、参観は講義時間以外の日時に行う。参観はあくまで任意参加で行い、参観は成績とは関係なく行うが、よい経験になるのでは是非とも参加することを勧める。刑事政策の履修予定者で施設参観を希望する者は、氏名、住所、年齢、性別を記載した所定の参観申込書（提出された申請書にある氏名・住所等の個人情報参観施設長に提出することに対する同意書を含む）を秋学期開始直後の所定の期日までに提出する必要がある。提出期日や書類の配布は教育支援システムを通じて案内する。提出期日までに申請がない場合は参加を認めないので注意するように。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	犯罪白書（法務省法務総合研究所）平成16年版（特集記事）、平成17年版（特集記事）、平成18年版  その他の参考文献や資料は講義の都度適宜指示ないし配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	刑事政策・被害者学の目的と基本原則 刑事政策及び被害者支援の目的と基本原則について講義する。ここでは、まず刑事司法制度が、犯罪者の適正な処罰と改善更生、犯罪の予防それに被害者の支援という三つの目的を調和的に実現していくために従うべき基本原則を正しく理解することに主眼が置かれる。
第2回	刑事手続とダイバージョン ダイバージョンの刑事政策的意義とその一般的問題について概説した上で、我が国の刑事手続における微罪処分と起訴猶予制度の概要、運用状況、課題等について検討する。
第3回	自由刑 自由刑の理念と原則を概説し、自由刑の執行猶予の要件や問題について講義する。
第4回	矯正処遇 刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律を踏まえながら、刑事施設における集団処遇、優遇措置、刑務作業、職業訓練、PFI手法による刑事施設等などの処遇制度について講義する。
第5回	仮釈放 仮釈放の要件と手続について概説した上で、今日的課題や更生保護制度改革の動きについて解説する。

第 6 回	保護観察と更生緊急保護 保護観察については、成人の保護観察を中心に、遵守事項、指導監督・補導援護の方法、分類処遇制度、類型別処遇などを講義する。更生緊急保護と救・援護を担う更生保護施設の現状と課題がもう一つのテーマとなる。
第 7 回	中間的制裁 施設内処遇と社会内処遇の中間的な性格を有する刑事制裁としての中間的制裁のうち、1970 年代に制度化され、修復的司法の発達とともに新たな展開を見せている社会奉仕命令、アルコールや薬物濫用対象者やDVの加害者に対する制裁として用いられている受講命令について解説する。
第 8 回	財産刑 財産刑としての罰金や没収の政策的意義と新たな展開について講義する。
第 9 回	レストレイティブ・ジャスティス（修復的司法） 近時、世界的潮流となりつつあるレストレイティブ・ジャスティス（いわゆる修復的司法）の多様な概念と、この概念に基づく刑事調停、犯罪者＝被害者和解、家族集団協議、量刑サークルなどの制度の概要について解説し、我が国における議論の現状と可能性について検討する。また、修復的司法に基づく犯罪者処遇の理念と実践についても解説する。
第 10 回	刑事政策各論①少年非行と少年司法制度 我が国の少年非行の動向並びに少年司法制度の基本的理念と保護手続の特色について解説する。特に、保護手続については、全件送致主義と簡易送致制度、観護措置と少年鑑別所の機能、家庭裁判所調査官による社会調査、少年審判の対象と審判構造、検察官への逆送、保護処分、少年院での処遇に言及する。また、少年法一部改正の意味とその後の動向について分析を行う。
第 11 回	刑事政策各論②触法精神障害者と精神障害犯罪者 精神障害者による触法行為の実態、従来の保安処分を巡る議論、精神保健福祉法による措置入院制度の実態について概説し、平成 17 年から施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく入院や精神保健観察の概要と運用状況について検討する。また、刑事責任有りとして刑罰を科された精神障害犯罪者に対する処遇の在り方についても触れる。
第 12 回	刑事政策各論③来日外国人犯罪と犯罪者の処遇と受刑者移送 講義では、来日外国人犯罪への対策として、出入国管理行政（退去強制を含む）、F 指標受刑者の処遇と仮釈放、受刑者移送制度の概要について講義する。
第 13 回	刑事政策各論④高齢犯罪者の処遇と福祉的対応 超高齢社会に入った日本における高齢者犯罪の実態と高齢犯罪者の処遇を巡る問題について解説する。特に、刑事司法と福祉との連携が課題となる。
第 14 回	刑事政策各論⑤性犯罪者の処遇と監視 性犯罪者の処遇について解説したうえで、性犯罪者の情報公開と社会内監視の是非について検討する。
第 15 回	試験

授業科目名	被害者学 【隔年開講】				
担当者名	太田 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>被害者学は第二次世界大戦前後に提起された新しい学問分野であるが、歴史的には、犯罪の発生過程における犯罪者と被害者の関係や犯罪被害の受けやすさ（被害受容性）といった被害者化の過程に関する研究に始まり、1960年代以降は、犯罪被害者に対する国家補償制度、1970年代以降は被害者に対する危機介入などの直接支援、更に1980年代以降は、被害者の権利や刑事手続における被害者の地位に関する研究へと発展してきている。また、犯罪者が被害者やコミュニティに与えた「損害の回復」を通じて、犯罪者の再犯防止と被害者の立ち直りを図ることを司法の基本理念とする修復的司法に基づく様々な制度が世界各地で導入されるに至り、被害者の立場にも大きな影響を与えると同時に、被害者支援の見地からあるべき姿の模索が続けられている。</p> <p>我が国でも、遅ればせながら、1980年に犯罪被害者等給付金支給法（2001年の改正で法律の名称が改正されている）が制定され、公的な財源による犯罪被害者への給付金制度が創設され、その後の空白期間を経て、1996年に警察庁が被害者対策要綱を制定してからは、犯罪被害者に対する保護や支援の制度が実務レベルで改善されるとともに、刑事訴訟法一部改正、いわゆる犯罪被害者保護法、児童虐待防止法、配偶者暴力防止法、ストーカー行為規制法、少年法一部改正などの立法も実現している。</p> <p>本講は、1940年代から発展した被害者学の基礎理論とその後の研究成果を通じて、犯罪被害者の苦境やニーズについて正しく理解したうえで、犯罪被害者に対する支援のあり方を学ぶことを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	被害者支援論のうち、特に刑事司法との関わりについては、刑事手続や刑事政策についての基本的知識が求められるので、刑事訴訟法は勿論、関連科目としては、「刑事政策」や「青少年と法」が参考となる。
3. 授業の方法	講義形式で行う。受講生の人数が一定以上であれば、犯罪被害者の方の話しを聞く機会を設けたいと考えている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は特に指定しないが、『講座被害者支援1～5』東京法令が参考となるほか、講義中、テーマに応じて、適宜資料を紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	被害者学の基礎理論① 被害者学の目的と射程範囲を解説したうえで、被害者学の提唱者達の理論と、その後、展開された被害者関連の理論について解説する。
第2回	被害者学の基礎理論② 犯罪による被害者の影響としての、第1次被害者化、第2次被害者化、第3次被害者化について解説する。
第3回	被害者学の基礎理論③ 再被害、累被害、被害の潜在化、被害不安について解説する。

第4回	被害者による講演（講演を実施する場合でも、講演の日程は演者の都合により変更があり得る）  又は  講義
第5回	被害者補償制度 公的財源による被害者への給付制度である被害者補償制度について解説する。
第6回	刑事手続における損害回復 刑事手続の過程で犯罪者による被害者への損害回復を図る制度について解説する。
第7回	第2次被害者化と再被害の防止 刑事手続における第2次被害者化の防止と、再被害防止制度について解説する。
第8回	被害者への情報提供 捜査や訴追、公判における被害者への情報提供のあり方について解説する。
第9回	刑事手続における被害者の手続関与① 捜査や訴追の段階における被害者の法的地位の在り方について解説する。
第10回	刑事手続における被害者の手続関与② 公判における被害者の手続関与と、被害者意見陳述制度について解説する。
第11回	レストレイティブ・ジャスティスと被害者の立ち直り 世界的趨勢となったレストレイティブ・ジャスティス（修復的司法）の概要を紹介したうえで、被害者の立ち直りの面から見たレストレイティブ・ジャスティスの意味を考察し、我が国での可能性について検討する。
第12回	民間団体による被害者支援 民間の被害者支援団体による活動状況と今後の課題について講義する。
第13回	DVと虐待の被害者 ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、高齢者虐待の被害実態と被害者支援の状況について解説する。
第14回	被害者支援の新たな動向と課題 平成16年に制定された犯罪被害者等基本法とそれに基づく平成17年の犯罪被害者等基本計画を解説し、被害者支援の新たな展開と課題について講義する。
第15回	試験

授業科目名	法医学				
担当者名	押田 茂實				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>法医学は医学と法の橋渡しをする学問であるが、その主たる目的は刑事・民事訴訟における種々の医学的問題を鑑定（司法解剖・DNA 鑑定・物件鑑定など）の形で解決することであり、非常に実務的な色彩の強い領域であると言えよう。</p> <p>したがって、本授業の目的及び到達目標は学生が将来において裁判官や検察官、弁護士などとして裁判に携わった際に必要となる法医学的な知識や考え方を修得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医学と法の橋渡しという点から、当然ながら「医事法」とは重なりあう部分がある。本講義ではこれらの領域に関してはなるべく重複を避け、法医学実務と密接に関連することがらに言及することとする。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行う。ただし、上記の授業目的のため、実際の事例を中心とした演習的内容を折り込む予定である。授業のための予習は特に必要ないが、授業中における質問に対する応答を通じて、内容の理解を深めることを目指す。内容の特殊性からスライドやビデオ等の視覚的要素の強い授業となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>法医学としてのテキストを指定する。また必要に応じて、各ユニットにおける参考書を指示する。毎回の講義においてプリントを配付する予定である。</p> <p>参考書  押田 茂實著：「死人に口あり」、実業之日本社、2004年。  押田 茂實著：「医療事故一知っておきたい実情と問題点」、祥伝社新書、2005年。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>法医学とは？異状死体と法医解剖  法医学の目的、学問としての位置づけ、法医学の歴史などについて概説する。  医師法 21 条に規定された異状死とは何か、人体解剖には法医解剖のほかどのようなものがあるか、などにつき解説する。</p>
第2回	<p>生と死  生の始まりと法医学、刑法と民法の相違、嬰兒殺の抱えている医学的・社会的問題点などについて考える。一方死に関する法医学、平均寿命の意味についても解説する。</p>
第3回	<p>死後変化（死体現象）  ヒトが生から死に移行するにあたり、人体にはどのような変化が生じるのか学び、そのような変化が法医学的にどのような意味を持つのか（死後経過時間の推定など）について解説する。</p>
第4回	<p>創傷  創傷とは何か。「創傷」「外傷」「損傷」などの用語の異同、「創」と「傷」の使い分けなどにつき述べる。刃器による創傷（刺創、切創、割創）、鈍器による創傷（挫創、裂創、打撲傷、圧迫傷、擦過傷など）、銃器による創傷（射創）について学ぶ。創傷を鑑別する法医学的ポイントについて述べる。</p>
第5回	<p>自動車事故と保険  急増している自動車事故の現状と事故防止対策、交通事故死亡者の認定に関する問題、保険の仕組みと問題点などについて述べる。</p>

第6回	血液・出血 血液・血液型の意味するもの、出血の影響、現場における血痕の鑑別法、血液型と性格の関係とは？
第7回	科学の進歩と真相究明 身元不明の死体や生体、物体（血痕など）における個人識別の方法について概説する。急速に進歩しているDNA鑑定の現状と問題点を理解する。具体的な事件では争点はどうなっているのか。
第8回	自殺と他殺の鑑別 自殺と認定するためにはどこを根拠としているか、他殺の場合に争点はどこか、日本と外国の自殺・他殺の認定法と問題点などについて述べる。
第9回	窒息 窒息の定義、窒息（死）の原因、種類などにつき概説する。実際の窒息死事例を紹介しながら、窒息の法医学的診断の手法や限界につき述べる。縊頸、絞頸、扼頸の識別について学ぶ。
第10回	法中毒学 中毒とは、物質による人体への化学的な有害作用を指す用語であり、地球上に存在するほとんどの物質が中毒の原因となりうる。講義では、法医学領域で特に重要な薬毒物による急性中毒死、および薬物濫用の問題を中心に述べる。殊に身の回りで注目される「身のまわりの危険」とは何であろう？
第11回	医療事故と医療過誤 近年マスコミなどによりしばしば取り上げられている医療事故・医療過誤をめぐる諸問題は、医療関係者のみならず法曹界においても非常に難しい課題となっている。講義では、医療過誤による実例と予防策の問題点を探る。  内因性急死 医療の進歩とともに日本人の平均寿命は飛躍的に伸びたが、心臓疾患や脳血管疾患などによる内因性急死（突然死）は依然として多く、社会問題となっている。ここでは法医学領域における内因性急死について概説する。
第12回	薬・注射による医療事故 医療で頻用されている薬・注射による事故が多いが、その「実態と問題点を考える。殊に、誤薬を引き起こしかねない要因と事故予防対策、歴史的に有名な注射による筋肉拘縮症の概要とその後の集団訴訟について概説する。
第13回	多数死体と死亡事故 航空機事故や大地震等による多数死体発生時の個人識別システムの概要や現場における大混乱にどのように対応するのかについて学ぶ。
第14回	再審と法医鑑定 過去に問題となった法医鑑定の問題点と再審における法医鑑定の果たしてきた役割について学ぶ。
第15回	試験



授業科目名	青少年と法				
担当者名	後藤 弘子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が行われている。その「特別な配慮」は、子どもが未成熟であること、発達途上であることに根拠を置いている。そして、その「特別な配慮」は子どもの発達段階や対象となることがらによって異なる。本授業では、「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の間接的な関係を探ることを目的としている。子どもは、おとなとの関係では常に弱者であり、子どもと法を考えるということは、「おとなと子どもの権力関係」を明らかにすることでもある。子どもと法の理念と実際について理解することで、法の役割を再確認することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	青少年（子ども）という視点で法を再検討する作業を行うことは、「おとな中心主義」の法を異なる視点から見ることを意味する。従って、本授業はすべての法分野と関連をもつ。平等や成長発達権、自己決定権との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、親子関係に関する民法、少年非行との関連では、刑法・刑事訴訟法との関係が深い。
3. 授業の方法	本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。また、授業期間外に少年院等の施設の参観も予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	青少年と法一般については、安部哲夫『青少年保護法』（尚学社・2002年）、少年法については、守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法』（成文堂・2005年）を教科書として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<青少年と法入門―法のなかの子どもたち> 「おとな中心主義」の法制度においては、子どもには参政権が認められず、ただ法を遵守することが要求されている。その代償として子どもには「保護」が行われている。しかし、年齢によって、保護が後退し、子どもの自律が強調されることもある。現行法制度における子どもの地位と法の世界において子どもであることが意味することについて検討する。
第2回	<子どもの権利条約における子どもの権利> 子どもと法を考える上で基本となる「子どもの権利条約」の理念について学ぶ。「子どもの権利条約」の成立過程、理念と子ども権利委員会の実際の活動についての理解を深め、世界的に子ども観がどのように変遷してきたのかについて検討する。また、関連する国際文書についても触れる。
第3回	<国・地方自治体の施策と子ども> 子どもに関しては、2004年に国の基本計画として、「青少年育成施策大綱」が制定され、それに基づいて立法や運用が行われている。また、都道府県の青少年育成条例は、最近毎年のように改正されている。これらの国の施策が子どもをどのように考え、子どもに何が必要なのかを検討する。最近の子どもの安全についての地域の取り組みについても触れる。
第4回	<子どもと親との関係> 子どもは法的に未成熟な存在であるため、子どもの意思決定を補完する役割を親が果たす必要がある。また、子どもが他者に損害を与えた場合にはその賠償を行うことも必要となる。子どもによる傷害致死事件やいじめ事件から親の責任について考える。

第5回	<p>&lt;推知報道の禁止と少年の健全育成&gt;</p> <p>少年事件報道については、推知報道を禁止する61条が存在する。しかし、メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって、61条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより、少年事件報道のあり方を検討する。さらには、最近問題となった前歴報道についても触れる。</p>
第6回	<p>&lt;少年司法の理念と流れ&gt;</p> <p>少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続きの各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続きの流れを追いながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。また、少年司法の担い手である家庭裁判所調査官、裁判官、付添人などの役割についても触れる。</p>
第7回	<p>&lt;少年法の改正&gt;</p> <p>少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へとつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。さらには、2005年からの少年法改正の動きにも触れる。</p>
第8回	<p>&lt;非行事実の認定と適正手続の保障&gt;</p> <p>家庭裁判所の終局決定が不利益処分である以上は、非行事実が適正手続に基づいて適切に認定される必要があることは言うまでもない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請が審判においてどのように考慮されているのか。具体的な判例を検討することにより確認する。さらには、改正少年法において新たに導入された検察官の関与とその役割についても言及する。</p>
第9回	<p>&lt;少年事件と被害者&gt;</p> <p>刑事司法において、被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが、審判が非公開であり、少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2001年にやっと発見された被害者の地位を少年司法の中にどのように位置付けるのが現在の少年法の最大の課題である。改正少年法における被害者への配慮を確認することで、少年法における被害者の保護と支援について検討する。</p>
第10回	<p>&lt;少年に対する処分&gt;</p> <p>家庭裁判所は少年に対して保護処分に代表される終局決定を言い渡す。少年に対してどのような終局決定が可能なのか、また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かについて検討する。さらには、少年の保護処分とそこで行われる処遇について確認する。</p>
第11回	<p>&lt;児童虐待&gt;</p> <p>児童虐待は社会問題化しているだけでなく、子どもの成長発達を阻害する重大な犯罪行為である。児童虐待防止法や児童福祉法における被虐待児保護のシステムとその有効性について検討する。また、児童虐待防止法改定において問題とされたドメスティック・バイオレンスの子どもへの影響についても考える。</p>
第12回	<p>&lt;子どもとセクシャリティ&gt;</p> <p>ITツールの発達、子どもの自律性を高める機能を果たしてきた。そこで、これまでは搾取とされてきた買春においても、「出会い系サイト規制法」のように、おとなと子どもの対等性が前提とされるようになってきた。現在の子どものセクシャリティに対する法的規制について考える。</p>
第13回	<p>&lt;人工生殖と子どもたち&gt;</p> <p>人工生殖技術の発達によって、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものとなった。しかもデザイナーベビー、クローン人間などより親の意思を反映した「子ども作り」が行われるようになってきた。そのため子どもの最善の利益と衝突する場合も生じる。出生や親子関係についての子どもの権利を考える。</p>
第14回	<p>&lt;医療における子どもの権利&gt;</p> <p>医療の現場においては、さまざまな意思決定が行われている。しかし、その意思決定は往々にして、子どもを主体として行われていない。医療における子どもの意思決定と親の代諾について考える。特に、年少の子どもについては、子どもの最善の利益をどのように具体化していくのか。重症障害新生児や臓器移植等について検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	経済刑法				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	資本主義市場経済下においては、規制緩和の一層の進展に伴い、財産犯を初めとする諸々の古典的な犯罪群に加え、市場メカニズムの悪用や従前は存しなかった経済活動上の不正の機会を作出・利用することによる犯罪群、いわゆる経済犯罪の多発が予想される。これらの経済犯罪は、その性格上、刑法典以外の多くの特別法中に規定され、一般に馴染みの薄いものであるのみならず、その専門性・技術性故に、解釈論的にも理論的にもなお検討を要するところが少なくなく、更に、自由競争システムの保護のように古典的犯罪観からは理解し難い側面を有するものでもある。本科目は、このような経済刑法に関する基本的な知識と把握の為の適正な視座を修得させると同時に、広範な分野を鳥瞰して概観を得させることを目的とする。従って、経済刑法に関する基礎的な知識と適正視座の修得、並びに、未習の経済犯罪類型に出会った場合に、関連経済状況を適切に把握した上で、刑法の基礎理念に立ち返って自ら適格的な理論を構築する能力を得させることが、到達目標である。
2. 関連する科目との関係	経済刑法は、理論的にはいわゆる刑法総論・各論を踏まえた応用分野であるのみならず、様々な特別法領域中に施行担保手段として規定される為、当該特別法領域の一定程度の学習・理解をも必要とする。また、社会の国際化・ネットワーク化等に伴い、経済事犯は国際的なパースペクティブにおいて、また、多国籍企業や組織犯罪集団の関与という意味においては、国際刑事政策的なパースペクティブにおいて捉えていく必要が増大しており、外国刑法・刑事政策等の科目との有機的な結び付きが試みられる予定である。
3. 授業の方法	質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」と、受講者による事例分析・法適用の発表を中心に討論を行う「演習」の両形式を、各回の授業内容に合わせて適宜切り替える方法で行う。いずれの形式による場合でも、近時の多くの改正等を踏まえ、前提的な知識（特に、関連する特別刑法の解釈論）の概要を確実に把握することを前提とする。授業では、到達目標として上述した通り、その知識の整理・深化を通じて視座の確立を図り、そして、未解決の論点等を発見して、自ら解析・理論構成していく能力を得させる為に、事例を巡る議論を多用することとなる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に教科書的なものは指定しない。資料は授業の進行に応じて配布又は収集を指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経済刑法総論Ⅰ 経済犯罪及び経済刑法の概念・保護客体（法益）と、その概念規定に基づく経済刑法の範疇分類・範囲について、質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」形式で説明する。刑法典に規定される古典的犯罪との質的相違、従って、把握視座の相違を明らかにする導入的であって且つ核心を成す講義。
第2回	経済刑法総論Ⅱ 第1回目の講義で理解したはずのところについて、より具体的な刑法原理や実質的違法性、責任主体（企業等の組織体）を含む責任のレベルで、「講義」形式で説明する。実効性の観点からするダイヴェージョン等との関連で、制裁論や予防手法論についても問題提起を行う。
第3回	経済刑法各論Ⅰ：自由競争システム自体を直接に害する罪 独占禁止法・不正競争防止法上の罪について、従前の判例を素材に要件論を「演習」形式で議論し、更に、実務家から提起されている未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。
第4回	経済刑法各論Ⅱ：自由競争システム自体を直接に害する罪 談合・不正入札という我が国で特に問題となってきた犯罪形態を取り上げ、刑法典上の談合罪等との関連をも意識しながら、「演習」形式で議論し、このような類型の経済事犯について改めて実質的違法性や処罰の必要性についての判断枠組を形成させる。

第5回	経済刑法各論Ⅲ：自由競争システム自体を直接に害する罪 金融商品取引法上の罪について概要を簡単に説明した後、相場操縦罪・相場変動目的風説流布罪等について判例を素材に要件論を「演習」形式で議論し、更に、未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて討論を行う。
第6回	経済刑法各論Ⅳ：自由競争システム自体を直接に害する罪 第5回目の授業に引き続き、金融商品取引法上の罪であるインサイダー取引罪・損失補填罪等について、同様の授業を行う。
第7回	経済刑法各論Ⅴ：市場経済基盤を弱体化する罪 銀行業法・不正預金取締法・出資法等々の金融活動を対象とする種々の規制法上の罪について、いわゆる消費者保護の側面を除き、「講義」形式で概説する。
第8回	経済刑法各論Ⅵ：市場経済基盤を弱体化する罪 会社法罰則について概説した後、特別背任罪について、刑法典上の背任罪をも視座に入れつつ、近時の判例を素材に要件論を「演習」形式で議論する。
第9回	経済刑法各論Ⅶ：市場経済基盤を弱体化する罪 第8回目の授業から継続して特別背任罪について議論し、特に行為主体の為すべき活動の範囲を明確に定式化することを試みると共に、会社法罰則中の利益供与罪等についても判例を素材に「演習」形式で議論する。
第10回	経済刑法各論Ⅷ：市場経済基盤を弱体化する罪 いわゆるバブル崩壊後の債務処理等において特に問題化した強制執行妨害・入札妨害・不動産侵奪等々の違法な行為について、立法論・改正法をも視座に入れながら、近時の判例を素材に「演習」形式で議論し、経済刑法の在り方の一側面について考える。
第11回	経済刑法各論Ⅸ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 先物取引利用悪徳商法、現物まがい商法、悪質投資顧問商法、ネズミ講／マルチ商法、高利貸し等々、消費者ないし市民利益を直接且つ大規模に害する違法な経済活動について、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。
第12回	経済刑法各論Ⅹ：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 第11回目の講義から継続して、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。
第13回	経済刑法総論Ⅲ：経済犯罪の現在の様相 外国公務員への賄賂の供与罪、マネーロンダリング罪、外為法違反の罪等により象徴される経済刑法の国際的側面・組織犯罪関与的側面・安全保障的側面等について「講義」し、経済刑法の理解の為の適正視座形成上の一つの手掛りを与える。
第14回	経済刑法総論Ⅳ：経済犯罪の予防 コーポレート・ガバナンスの在り方、企業内違法行為（犯罪）防止機構の整備等、刑罰に代わる／附加されるべき実効の実施担保手段についての議論を紹介しつつ、改めて経済刑法の理解の為の適正視座について問題提起し、授業内容を総括する。
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅰ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」とあわせて、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規制、および、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規制（雇用関係法）のうち総則的な部分を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とするが、本科目はその基盤的科目として位置づけられる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分と労働市場法、および雇用関係法の総則的部分を取扱うため、第一段階として開講することとしている。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法の各論的部分、「労働法Ⅲ」では集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、労働市場法においては、失業の救済策としての雇用保険制度を考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。雇用関係法に関わる部分については、自作の教科書『雇用関係法（第3版）』（新世社・東京 2003.10）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第3版）』（弘文堂・東京 2007 刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の理念と体系</p> <p>労働法の存在理由、歴史、全法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。</p>
第2回	<p>労働関係の当事者</p> <p>労働関係における主たる当事者である労働者や使用者等の概念につき、個別の労働法規等の定義を念頭に置きつつ検討を行い、あわせて、具体的事例を素材に、そこでの現代的課題について理解を深める。</p>
第3回	<p>日本型雇用システムと労働法</p> <p>長期雇用や年功賃金などの伝統的な日本型雇用システムについて、その社会経済的な背景も含めて正確に把握するとともに、それが日本の労働法理に与えた影響について検討を行い、進んで、雇用システムの変化の中で労働法が抱えている課題についても考察する。</p>
第4回	<p>労働市場法総論・職業安定法</p> <p>労働市場法の基本理念やその全体像を解説した上で、労働力の需給システムの円滑化や完全雇用の実現を目的とする職業安定法をとりあげ、公共職業安定所の役割や、最近注目されている民営職業紹介事業をめぐる法的規制について検討する。</p>
第5回	<p>高年齢者雇用安定法等</p> <p>労働市場において就職が困難になりやすい高齢者や障害者に対する就職促進を目的とする高年齢者雇用安定法および障害者雇用促進法、失業の救済や予防等を目的とする雇用保険法について解説を行い、そこでの現代的課題について考察する。</p>

第6回	雇用関係法総論 雇用関係法の基本理念を確認した上で、その適用対象である労働契約の概念について事例を素材に検討し、さらに、この分野における中心的法規である労働基準法等を中心に、この分野における規制システムにつき考察する。
第7回	就業規則 日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則をめぐって、労働基準法による規制の内容を概観した上で、就業規則の法的性質、使用者による不利益変更の拘束力などの理論的重要問題について、判例を素材にしながら具体的に学ぶ。
第8回	労働憲章・雇用平等(1) 個別的労働関係における人権保障にかかわる労基法上の諸規定について、その現代的課題をも念頭に置きながら理解を深めるとともに、国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。
第9回	雇用平等(2) 男女雇用機会均等法における雇用の各ステージごとの差別禁止規定について、民法90条等を通じて平等を実現してきた従来の判例法理を踏まえた解説を行った上で、雇用機会均等法の現代的課題について考察を行い、あわせて、最近話題になることが多いセクシュアル・ハラスメントをめぐる法的課題についても検討する。
第10回	雇用関係の成立 労働契約の成立をめぐって生ずる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題点をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。
第11回	労働契約上の権利義務 労働契約の基本的構造を明らかにしたうえで、使用者の指揮命令権など労働義務の特徴的な性格について考察し、次いで、配慮義務や誠実義務など付随義務をめぐる法的問題について検討を加える。
第12回	人事(1) 職能資格制度や人事考課制度など人事管理における基本的ツールについての実情の理解を深めた上で、成果主義人事のもとで重要となっている査定に対する法的コントロールのあり方を考え、さらに、昇進・昇格や降格をめぐる論点について考察を行う。
第13回	人事(2) 日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転・出向・転籍の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行い、さらに、様々な形態の休職をめぐる論点についてもとりあげる。
第14回	労働者派遣法 労働者派遣の構造につき、出向や請負などとの区別を念頭に置きつつ解説したのち、労働者派遣事業の許容範囲、労働者派遣契約についての法的規律、および、派遣労働者に対する保護のあり方などの問題について、最近の法改正の動向に触れつつ具体的に検討を加える。
第15回	試験

授業科目名	労働法Ⅱ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。本科目では、賃金・労働時間などの労働条件、安全衛生・災害補償、懲戒処分、解雇、非典型雇用など個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規（雇用関係法）のうち各論的部分を主な対象としている。</p> <p>「労働法Ⅰ」ないし「労働法Ⅲ」を合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法政策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」がある。本科目は、労働法の総論部分および雇用関係法の総論的部分を取扱う「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっているので、同科目を履修済みであることが望ましい。また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけを行うとともに、労災保険制度を考察するに当たっては、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。教科書としては、山川『雇用関係法（第3版）』（新世社・東京2003.10）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第3版）』（弘文堂・東京2007刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>賃金(1) 賃金制度の実態と最近の動向を把握したうえで、賞与や退職金などの個別的問題を念頭において、賃金債権の発生・変動・消滅にかかわる法律問題を取り上げる。</p>
第2回	<p>賃金(2) 賃金の支払方法に関する労働基準法上の諸原則をめぐり論点を検討したのち、休業手当や最低賃金制度など、賃金をめぐるその他の個別的な法規制を概観する。</p>
第3回	<p>労働時間(1) 労働時間制度をめぐり近年の動向を前提として、労基法上の労働時間規制を概観し、進んで、そこでしばしば争いの対象となる労働時間の概念について具体例を踏まえた検討を行い、あわせて、割増賃金の計算方法を学ぶ。</p>
第4回	<p>労働時間(2) 労働時間の算定に関する特則としての時間外労働の法的規律、および事業場外労働・裁量労働に関するみなし時間制度を解説するとともに、労働時間の弾力化手段であるフレックスタイム制や変形労働時間制に関する理解を深める。</p>
第5回	<p>労働時間(3) 休憩時間や休日に関する労基法上の諸原則を把握した上、そこで生ずる具体的問題について検討を加える。</p>

第6回	労働時間(4) 労働時間規制の例外および除外の制度に焦点を当て、時間外労働・休日労働を適法に行うための要件や、法規制の適用除外が認められる労働者の範囲について検討する。
第7回	休暇 労基法上の年次有給休暇制度をめぐって、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的問題について検討を加える。
第8回	女性・年少者・職業と家庭 労働基準法における年少者の保護規定、女性の妊娠・出産機能に関する保護規定を概観した上で、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかわる法規制をめぐって、育児・介護休業法を中心に検討を行う。
第9回	安全衛生・労災補償(1) 職場の安全衛生をめぐる公法的な規制を概観した上で、現実に労働災害が発生した場合における補償の問題について、労災保険制度を中心として、いわゆる過労死などの個別的重要問題も視野に入れつつ考察を加える。
第10回	労災補償(2) 労働災害の補償において労災保険と補完的な関係にある民事上の損害賠償責任について、安全配慮義務の法理を中心に理解を深める他、労災保険給付と損害賠償請求権の関係についても検討を行う。
第11回	懲戒 労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐって、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。
第12回	雇用関係の終了(1) 労働契約関係の終了事由のうち、合意解約や辞職など解雇以外のものをめぐる法律問題を整理する他、営業譲渡など企業組織の変動に伴う労働契約の終了についても横断的な検討を行う。
第13回	雇用関係の終了(2) 労働契約関係の終了事由として最も重要な解雇を取り上げ、解雇予告制度などの労働基準法上の規制を概観したうえで、従来判例法により発展し、2003年に労働基準法上明文化された解雇権濫用法理をめぐる論点について具体的に検討する。
第14回	非典型雇用 有期労働契約やパートタイム労働契約など、伝統的な正社員とは異なる雇用形態をめぐって、労働基準法やパートタイム労働法などの公法的な規制を把握するとともに、判例におけるこれら労働者の地位の保護を巡る論点について検討を行う。
第15回	試験



授業科目名	労働法Ⅲ				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春・秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。そのうち、本科目では、労働者の団体である労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律（労使関係法）を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ」と合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、「労働法Ⅰ」および「労働法Ⅱ」における基礎的理解を踏まえて、集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱うものである。（また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、発展的な科目である「労働法総合」との関連づけも行う）。</p> <p>上記のような位置づけから、本科目は、「労働法Ⅰ」及び「労働法Ⅱ」の内容を前提とした授業となるので、これら両科目を履修した後に履修すること（2年生で本科目を履修する必要がある場合は、秋学期開講のクラスを履修すること）が望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、小テストを実施して理解を確認する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書を配布するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布する。教科書としては、菅野和夫『労働法』（弘文堂・東京 2007年春に補訂版刊行予定）を利用する。また、判例教材として、菅野和夫ほか編『ケースブック労働法（第3版）』（弘文堂・東京 2007刊行予定）を用いる。法令集としては、労働関係法規集（労働政策研修・研究機構）、労働六法（旬報社）などがある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労使関係法総論 集団的な労働関係を規律する労使関係法の基本理念を歴史的経緯も踏まえて把握した上で、労働組合の機能と現代的課題につき、立法論も交えて検討する。</p>
第2回	<p>労働基本権 労働組合法などの労使関係法規の基礎にある憲法 28 条につき、その内容を明らかにしたうえで、同条の具体的な法的効果をめぐる論点を考察する。</p>
第3回	<p>労使関係の当事者 労使関係における当事者に関し、労働者・使用者の他、特に労使関係において重要な意味をもつ労働組合の意義を明らかにするとともに、管理職組合など、最近議論の対象となっている具体的な問題につき検討する。</p>
第4回	<p>労働組合の内部問題 労働組合の活動を規律する諸原理を把握したうえで、統制処分や財政、組織変動など、組合の内部運営を巡る諸問題について検討する。</p>
第5回	<p>団体交渉 集団的な労働条件決定プロセスとしての団体交渉の機能を解明したのち、団体交渉の当事者・担当者の意義を検討し、さらに、団体交渉の対象事項、形態・方式や、使用者の負う団体交渉義務の具体的内容について考える。</p>

第 6 回	労働協約(1) 団体交渉の結果成立した労使合意を書面化した労働協約について、まずその機能と法的性質をめぐる議論を概観した上で、労働協約の当事者や方式に関する問題、および協約に与えられる規範的効力の基本的内容について検討する。
第 7 回	労働協約(2) 労働協約の規範的効力に関する各論的問題のうち、協約終了後のいわゆる余後効の問題や、協約の債務的効力をめぐる問題を取り上げ、さらに、労組法 17 条による協約の拡張適用の問題も考察する。
第 8 回	争議行為 憲法 28 条の保障する団体行動権の一内容である争議行為について、その概念を明らかにしたのち、いかなる争議行為が正当性をもつかを目的・主体・手続・態様の面から検討し、あわせて、違法争議行為の責任や使用者による争議行為の問題についても取り上げる。
第 9 回	組合活動 争議行為と並び団体行動を構成している組合活動について、その概念や民事免責の有無などの法的効果を検討した上で、争議行為と同様に、組合活動の正当性をめぐる問題を目的・主体・態様の面から考察する。
第 10 回	不当労働行為(1) 労組法 7 条・27 条等の定める当労働行為制度に関し、その歴史や制度目的をめぐる議論を把握したのち、不当労働行為制度における使用者の概念や従業員の行為による帰責の問題などの総論的事項を検討する。
第 11 回	不当労働行為(2) 労働組合法 7 条 1 号・4 号の禁止する不利益取扱いについて、不当労働行為意思の要否やその認定をめぐる問題、いわゆる動機の競合についての問題、企業解散と不利益取扱いの成否をめぐる問題などを検討する。
第 12 回	不当労働行為(3) 労働組合法 7 条 2 号・3 号の禁止する団体交渉拒否・支配介入について、団交拒否に対する救済のあり方を考察したのち、支配介入をめぐり、施設管理権や使用者の言論の自由との関係などについて検討する。
第 13 回	不当労働行為(4) 企業内に複数組合が併存する場合には不当労働行為をめぐり様々な問題が生ずるが、わが国の労組法の採用した複数組合代表制を理解した上で、組合間差別における立証方法などの問題、差し違え条件の提示による不当労働行為の成否の問題などを具体的に検討する。
第 14 回	不当労働行為(5) 不当労働行為の救済システムの概要を、労働紛争解決システム全体との関連をふまえて明らかにしたのち、行政救済に焦点を当てて、バックペイと中間収入の控除の可否など救済命令の内容にかかわる問題や救済利益の問題などを検討対象として取り上げる。
第 15 回	試験

授業科目名	労働法総合				
担当者名	山川 隆一				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行うことを目的とする。</p> <p>本科目の履修によって、労働法をめぐる現代的課題を把握し、この分野についての高度な専門性を備えた実務法曹としての能力を身につけることが到達目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、本科目は、これらの分野の理解を前提として、そこでは十分に取り上げられていない先端的・分野横断的な事項を取り扱うものであり、労働法分野では発展的科目として位置づけられる。そのため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ及びⅡを履修済みであること、労働法Ⅲについては少なくとも並行履修中であることが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者数にもよるが、演習の形式により、学生が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、判例や架空事例を主要な題材として、それらの分析にかかわるレポートやメモの提出を求め、ソクラテス・メソッド及び学生間の討議を通じて理解を深める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>毎回筋書を配布し、その他に判例や事例を主たる教材とするが、関連する統計資料や書式類等も随時配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>就業形態の多様化(1)</p> <p>社会経済の変化の中で、様々な就業形態が登場し、労働法上の保護の有無が争われるに至っていることにかんがみて、解雇規制、賃金・退職金、労災補償などの問題領域における労働者性の判断のあり方を検討する。</p>
第2回	<p>就業形態の多様化(2)</p> <p>就業形態の多様化の一環として、パートタイマーや派遣労働者などのいわゆる非典型雇用が増加しているが、こうした非典型雇用労働者に対する労働法規の適用のあり方について、具体的かつ分野横断的に考察する。</p>
第3回	<p>労働市場の高齢化</p> <p>我が国における人口の高齢化の急速な進展の中で大きな問題になっている高齢者の雇用と引退後の企業年金等について、社会保障法制との関連や最近の立法動向をも念頭に置きつつ検討を加える。</p>
第4回	<p>労働市場の流動化(1)</p> <p>最近の労働市場においては、転職や中途採用が増加する一方、企業活動上の情報や従業員のノウハウが重要性を増しているが、こうした状況のもとで紛争が生じがちな競業禁止義務や企業秘密保持義務につき、差止請求や退職金請求などの具体的紛争に照らして、その内容や限界を考える。</p>
第5回	<p>労働市場の流動化(2)</p> <p>労働市場の流動化のもう一つの側面は、いわゆる雇用調整の増加であるが、近年では早期退職優遇制度やアウトプレースメントの実施など、手法の多様化がみられ、また、整理解雇の法的規律のあり方も問題となっているので、そうした雇用調整時における法律問題を包括的に取り上げる。</p>

第6回	<p>労働市場の国際化</p> <p>経済社会の国際化に伴い、労働市場の国際化も進展しており、その中で様々な法律問題も発生しているため、国際的労働関係における適用法規の決定枠組みを理解したうえで、外国人労働者問題や海外進出をめぐる問題を検討する。</p>
第7回	<p>人事管理の新展開(1)</p> <p>日本型雇用システムの変化に伴い、人事管理においても様々な新たな手法が登場しているが、労働条件の決定面に焦点を当てて、賃金決定における年俸制や昇進・昇格に関わる人事考課制度をめぐる法的問題を取り扱う。</p>
第8回	<p>人事管理の新展開(2)</p> <p>最近における人事管理の変化のもう一つの側面である、労働者の個人情報や私生活を重視する傾向に焦点を当て、プライバシーや人格権の保護にかかわる新たな法律問題を横断的に検討する。</p>
第9回	<p>新たな労働時間制度</p> <p>産業構造や雇用システムの変化に伴って、労働時間規制においても、変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制など新たな制度が設けられ、また、行政による制度の運用や立法論においても進展がみられるので、これらの新たな動きを検討する。</p>
第10回	<p>職業と家庭の両立</p> <p>わが国では高齢化とともに少子化が進行しており、そこでは育児や介護などの家庭生活と職業生活の調和を図ることが重要な課題となるが、そのための法的枠組みにつき、育児休業や介護休業などに加え、社会保障制度も視野に入れて検討を加える。</p>
第11回	<p>労働条件の変更(1)</p> <p>企業のリストラなどの過程でしばしばみられる労働条件の変更には様々な手法が利用されるが、個別労働関係法上の制度ではあるものの集団的労働条件変更の有力な手段である就業規則の変更につき、判例分析を通じて法的問題処理のあり方を考える。</p>
第12回	<p>労働条件の変更(2)</p> <p>労働組合との団体交渉を通じての労働条件変更手段である労働協約について、労働条件引下げの可否などの問題を検討し、さらに、個別的な労働条件変更の新たな手段として最近議論されている、いわゆる変更解約告知についてもとりあげる。</p>
第13回	<p>企業組織の変動と労働関係</p> <p>最近増加が著しい企業組織の変動につき、合併・事業譲渡・会社分割などの手法ごとに、労働契約の承継や労働条件の変更などの法的問題点を検討する。</p>
第14回	<p>企業倒産と労働関係</p> <p>企業の倒産に関して、貸金債権の保護や労働契約の帰趨などの個別的労働関係上の事項や、倒産した企業をめぐる不当労働行為の問題などの集団的労働関係上の事項を取り上げ、倒産法と労働法の交錯する問題について考察を行う。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	江口 公典				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>経済基本法としての独占禁止法について、①基本的な考え方（目的、歴史的基礎等）、②私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の競争秩序侵害の諸類型、③公正取引委員会・手続・サンクションをめぐる主要な論点を取り上げ、経済法への導入を図ると同時に、独占禁止法上の問題解決のための基礎的能力の獲得を目的とする。</p> <p>受講生が、独占禁止法の基本的な考え方および主要な個別の問題点に関する標準的な理解の水準に到達すること、さらに重要な争点について対立する諸見解の根拠に立ち入った深い知見に到達することを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法そのものが、現代法秩序において中核的位置づけにある法制度（民法、刑法、行政法等）の応用的分野であることから、これら必修科目群は、経済法の理解を助け、またその前提ともなる関連科目である。また、いわば経済法内部の関連科目として、「経済法実務」「経済法総合」があり、これらは、「経済法基礎」の学習を前提としてその後に履修されることを基本としている。さらに、必修科目である商法の他、労働法関係、金融法関係の科目が重要な関連科目であることはいうまでもない。</p>
3. 授業の方法	<p>通常の講義形式を基本としながら、適宜受講生からの質問を受け付け、それに応答することをとおして、受講生の到達度を深めることとする。事前に教材を熟読する等、予習が不可欠となる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>担当者執筆による経済法の講義案（テキスト）を配布する。このほか、受講生は、経済法の基本書とあわせて学習を進めることが望ましい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>ガイダンス 基本的な考え方・総論（1） 独占禁止法1条の目的規定に即して、経済基本法の規制原理（=公正かつ自由な競争の促進）、目的（=一般消費者の利益の確保、国民経済の民主的で健全な発達）について、および両者の相互関係について検討する。</p>
第2回	<p>基本的な考え方・総論（2） 第1に競争秩序侵害の諸類型、第2に公正取引委員会・手続・サンクションに大別される独占禁止法の基本構造について、該当する主要条文を具体的に取り上げることとおして明らかにする。実質的には、独占禁止法全般のコンパクトな概説である。</p>
第3回	<p>基本的な考え方・総論（3） 経済法・独占禁止法の歴史的基礎および独占禁止法の歴史的展開について、以下のような順序と内容に基づいて概説する。①近代市民法秩序の基本性格、②近代市民法の変化と経済法（社会法）の成立、③経済法の変化と現代経済法の成立、④現代経済法の展開。</p>
第4回	<p>競争秩序侵害の規制（1）：私的独占・カルテルの禁止（その1） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、両者に共通する全般的な論点（体系上の位置づけ、行為要件と競争制限要件、反公益性）および私的独占の禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、「支配」「排除」行為の認定の外延に係る困難な争点について問題の整理を行う。</p>
第5回	<p>競争秩序侵害の規制（2）：私的独占・カルテルの禁止（その2） 独占禁止法上の諸規制の中核となる私的独占およびカルテルの禁止について、規制の意義、解釈上の論点を検討の対象とする。この回は、カルテルの禁止に関する重要論点について詳述する。とりわけ、判決例の検討を含めた「共同」行為の認定に係る解釈論上の諸問題について論じる。なお、事業者団体の違反行為について補足する。</p>

第6回	競争秩序侵害の規制（3）：不公正な取引方法の禁止（その1） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総説的な検討を行う。次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定1～10項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別的に検討する。取引拒絶、不当廉売および不当な顧客誘因に重点を置く。
第7回	競争秩序侵害の規制（4）：不公正な取引方法の禁止（その2） まず、不公正な取引方法の禁止の成立要件、行為類型、禁止の意義等に関する総説的な検討を行う。次に、不公正な取引方法の行為類型のうち一般指定10～16項について、公正競争阻害性のとらえ方の点を中心に個別的に検討する。（排他条件付取引、再販売価格維持行為を含む）広義の不当な拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に重点を置く。
第8回	競争秩序侵害の規制（5）：競争秩序を侵害する企業集中の禁止 独占禁止法で規制対象となっている二つのタイプの企業集中、すなわち第1に競争制限的（・競争阻害的）企業集中、第2に事業支配力過度集中をもたらす企業集中について、制度の概要、解釈上の論点を取り上げる。前者については、従来の規制実務および公正取引委員会ガイドラインの検討、手続上の問題点に重点を置き、後者については、規制の歴史的経緯、対立する政策論に留意しながら検討を進める。
第9回	競争秩序侵害の規制（6）：独占的状态の規制 高度寡占市場対策として位置づけられる独占的状态の規制を取り上げる。解釈論とともに、私的独占の禁止を含めた立法論的考察がポイントとなる。
第10回	競争秩序侵害の規制（7）：適用除外（規制改革と独占禁止法） 現行法における適用除外規定について検討するとともに、改正法によって削除された従来の適用除外規定の問題点の考察にも及ぶ。また、適用除外規定の縮小との関連において、電気通信事業、ガス事業等の規制改革分野における独占禁止法の適用のあり方について、簡潔に取り上げる。
第11回	公正取引委員会・手続・サンクション（1） まず、独占禁止法の執行機関としての公正取引委員会の組織および権限について概説する。次に、行政的規制（排除措置命令等）、刑事罰および民事上のサンクションによって構成される執行体制のコンセプトについて総合的に考察する。すなわち、この回の課題は、独占禁止法の手続・サンクションの側面に関する総論に該当する。
第12回	公正取引委員会・手続・サンクション（2） 独占禁止法の執行体制のうち、公正取引委員会による排除措置命令を中心とする行政処分を取り上げ、独占禁止法の特質となっている準司法的手続（審決）の仕組みを概説し、そのポイントとなる点について詳述する。また、課徴金制度の現状と問題点について検討する。独占禁止法違反行為に係る刑事罰について概説する。
第13回	公正取引委員会・手続・サンクション（3） 前回の、独占禁止法違反行為に係る刑事罰に関する概説を踏まえて、刑事罰のあり方について検討を加え、解釈論・立法論上の問題の整理を行う。独占禁止法における民事上のサンクション、すなわち損害賠償および差止に関する諸規定を取り上げ、制度の特質と問題点について論じる。その場合、前者については、従来の判決例の検討、後者については、差止請求の規定を導入した立法趣旨の検討に、一定の比重を置くこととする。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。
第14回	まとめ 第1～13回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。ディベートの手法を用いる。
第15回	試験

授業科目名	経済法基礎				
担当者名	石岡 克俊				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。</p> <p>受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考と応用可能な分析力・理論構成力の醸成が期待される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはできない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせる。</p> <p>このように経済法はさまざまな法制度の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。</p> <p>本講義以外に、経済法の科目として「経済法実務」及び「経済法総合」が設置され、本講義を前提に展開されることになっている。その他「知的財産法」、「消費者法」、「国際経済法」及び「政府規制産業法」など経済法に極めて関係の深い科目に加え、労働関係法や金融関係法も近時重要な関連科目となっている。</p> <p>また、市場や経済の秩序ないしは制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい社会的厚生の実現に関する学?経済学とりわけマイクロ経済学（とその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など?にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。</p>
3. 授業の方法	<p>事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく（受講生諸氏の知識定着の度合いを確認するために数回の小テストを予定している）。</p> <p>なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業は、講師が事前に公開・配布する講義案に基づいて行う。予習には、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院、第2版、2006年）2,835円〔税込〕、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂、第2版、2006年）4,830円〔税込〕、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣、第3版、2006年）4,095円〔税込〕を上げておく。詳細はガイダンスで触れる。なお、厚谷襄児=稗貫俊文編『独占禁止法審決・判例百選〔第6版〕』（別冊ジュリスト161号、2002年）2,730円〔税込〕及び公正取引委員会事務局編『独占禁止法関係法令集（平成18年版）』（公正取引協会、2006年）4,700円〔税込〕があれば今後有用便宜である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	[ガイダンス]+[1.資本主義・市場経済・独占禁止法]：講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べた上で、イントロダクションとして慶應義塾における経済法研究の知的伝統と、現代経済における独占禁止法の意義について講義する。
第2回	[2.目的と構成]：独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について解説を加え、全体像を鳥瞰する。

第3回	[3.法執行体制]：排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限についての解説を行う。
第4回	[4.規制の対象・手法及び分析の枠組]：独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。【第1回小テスト】
第5回	[5.競争を制限・歪曲する行為の規制（1）-5.1.不公正な取引方法、5.2.再販売価格維持行為]：不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について検討する。
第6回	[5.競争を制限・歪曲する行為の規制（2）-5.3.排他条件付取引・拘束条件付取引、5.4.取引拒絶・差別的取扱]：非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを検討する。
第7回	[5.競争を制限・歪曲する行為の規制（3）-5.5.優越的地位の濫用、5.6.不当廉売]：競争を望み得ない取引状況において行われる不当な行為への独占禁止法的接近についての検討と「不公正な取引方法」としての不当廉売規制についての検討を行う。
第8回	[5.競争を制限・歪曲する行為の規制（4）-5.7.不当顧客誘引・取引強制・取引妨害]：不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。【第2回小テスト】
第9回	[6.競争を実質的に制限する行為の規制（1）-6.1.私的独占の禁止]：私的独占の行為態様の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。
第10回	[6.競争を実質的に制限する行為の規制（2）-6.2.企業集中行為の規制]：合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。
第11回	[6.競争を実質的に制限する行為の規制（3）-6.3.不当な取引制限の禁止]：共同行為（不当な取引制限）の行為態様の検討と諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。
第12回	[6.競争を実質的に制限する行為の規制（4）-6.4.事業者団体に対する活動規制]：事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。【第3回小テスト】
第13回	[7.過度経済力の集中-7.1.過度経済力集中会社の禁止、7.2.銀行業・保険業の株式保有制限]+[8.高度寡占市場対策-独占的状態に対する措置]：いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。
第14回	[8.現状と課題-8.1.公共調達における競争の確保、8.2.公益事業に対する競争導入/民営化、8.3.技術革新に伴う競争環境の変化、8.4.経済のグローバル化と国際競争、8.5.多面的価値への配慮と競争]：独占禁止法の現代的課題をいくつかの視点から指摘した上で、個々の規制類型の解説において十分に取り上げられなかったポイントを総括的に取り上げ検討する。【第4回小テスト】
第15回	試験



授業科目名	経済法総合				
担当者名	江口 公典				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「経済法基礎」を履修し、又はそれに相当する知識を有する受講生を対象に、経済法上の問題に関するさらに広範で精緻な知見を獲得することを目的とする。「経済法基礎」をとおして得られた経済基本法（独占禁止法）の基本的理解を踏まえて、第1に、応用的事例（審決・判例等）に即した検討を行うと同時に、第2に、経済法における応用的分野（産業規制法、消費者法等）の主要な問題を取り上げることとし、経済法分野の法曹として十分な問題解決能力に到達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」の履修が前提となる。ただし、独占禁止法に関する標準的な知識をすでに習得している受講生については、この限りではない。併せて、実務家の担当する「経済法実務」を履修することが望ましい。関連する科目として、「政府規制産業法」「消費者法」などがある。
3. 授業の方法	基本的に、毎回の講義の前半を講義形式、後半を質疑応答による討論形式に基づいて進める。受講者は、事前に教材を熟読することはもちろん、争点に係る一定程度の見解を形成したうえで臨むことが求められる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	担当者執筆による講義案を配布する。このほか、受講生が独自に選択した基本書の併用が望ましい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	独占禁止法の目的に関する応用的事例 独占禁止法の規制原理や目的をめぐる基本問題に関する判断を示した判決例の検討を取り上げ、踏み込んだ検討を加える。主な検討の素材となるのは、不当な取引制限の定義規定における反公益性の文言について判断を示した、いわゆる石油カルテル事件に係る刑事判決である。
第2回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(1) 実質的に、私的独占の規制とカルテルの規制の境界領域に属する事案である、いわゆる野田醤油私的独占事件に係る判決を素材として、両者に共通する性格とそれぞれの独自性を明らかにする。また、判決内容の批判的検討とともに、当時の公正取引委員会の積極的な実務について評価する視点にも留意する。さらに、私的独占規制の展開史について簡潔に取り上げる。
第3回	私的独占・カルテルの禁止に関する応用的事例(2) 不当な取引制限の、主として行為形態要件（行為の「共同」性、相互拘束性等）の論点に関する判決例、審決例を取り上げ、カルテル禁止の解釈論上の理解を深める。古典的諸事例（新聞販路協定事件判決、湯浅木材事件審決）のほか、近時の審決事例から、検討の素材を選択する。独占禁止法上の争点のなかでも、複雑かつ困難な課題に属することから、受講者が、単なる論理解釈だけではなく、カルテル禁止に係る政策論に根拠づけられたバランスの良い理解に到達することに留意する。
第4回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(1) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、再販売価格維持行為、排他条件付取引等、主に流通系列化に関する垂直的制限に係る諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。関係する審決および判例のほか、この分野には豊かな学説の展開がみられることから、主として1980年代以降の主要学説も、重要な検討の素材となる。
第5回	不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(2) 不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、取引拒絶、不当廉売および抱き合わせ販売に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。これらの行為類型については、公正競争阻害性の解釈理論の側面だけではなく、当該行為の具体的な作用に対する個別的判断が重要な役割を果たすことから、担当者の問題提起に基づく受講者との討論の手法に、格別の比重を置く。

第 6 回	<p>不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例(3)</p> <p>不公正な取引方法の禁止に関する応用的事例のうち、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を行う。優越的地位の濫用については、不公正な取引方法としての基本性格をめぐる諸学説を整理することが、重要な課題となる。競争者に対する取引妨害については、適用事例を概観し、この行為類型がどのような事案について適用されているかを確認する。</p>
第 7 回	<p>競争制限的企業集中の規制に関する応用的事例</p> <p>独占禁止法上の企業集中に係る規制のうち、株式保有、合併等による競争制限的企業集中の規制に関する諸事例を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。具体的には、雪印・クローバー合併に係る事案から八幡・富士製鉄合併事件審決を経て、公正取引委員会ガイドラインの公表、近時の J A L ・ J A S 統合に係る事案に至る、この分野における展開の歴史について正確に分析評価することをとおして、問題点を明らかにし、解釈論・立法論上のとりまとめを行う。競争の実質的制限の解釈に係る実体法上の問題のほか、規制手続をめぐる問題も検討の対象となる。</p>
第 8 回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(1)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、公正取引委員会の組織・権限をめぐる問題に係る諸事例（和光堂事件判決、主婦連ジュース訴訟判決、東芝ケミカル事件判決等）、行政処分をめぐる問題に係る諸事例（灯油裁判民事判決等）を取り上げ、主要な論点について踏み込んだ検討を加える。なお、後者については、課徴金制度に関するラップカルテル事件刑事判決、シール談合不当利得返還請求事件判決等を含む。</p>
第 9 回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(2)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、独占禁止法違反行為に係る刑事罰の諸事例（石油カルテル刑事判決等の一連の判決）を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。この問題は、独占禁止法の原理と刑法の原理が衝突する境界領域の困難な課題を含んでおり、両分野の基本問題に関して周到に検討し、広い視野から創造的に思考することが求められる。</p>
第 1 0 回	<p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例(3)</p> <p>独占禁止法上の手続・サンクションに関する応用的事例のうち、主に独占禁止法上の民事上のサンクションに係る諸事例を取り上げ、主要な論点について詳細に検討する。現段階では、損害賠償請求訴訟に係る判決例（灯油裁判の一連の判決等）の検討に比重を置かざるをえない。差止請求に係る問題については、現行法上の制度の趣旨と問題点を論じる。また、独禁法違反行為に係るその他の民事訴訟類型について、主要な判決例に即して簡潔に述べる。</p>
第 1 1 回	<p>高度寡占市場対策（独占的地位の規制、同調的価格引上げに係る報告義務）に関する応用的事例</p> <p>高度寡占市場における弊害に対する競争政策のあり方を考察するという観点から、独占的地位の規制の制度趣旨について、踏み込んだ分析評価を行う。その場合、「独占的地位の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の別表から数個の典型的な事業分野を取り上げ、受講生が自らの政策判断を具体的に提示するという手法をとおして、この分野に関する高い水準の理解に到達することをねらいとしている。</p>
第 1 2 回	<p>適用除外（・規制改革と独占禁止法）に関する応用的事例(1)</p> <p>第 1 に、独占禁止法上の適用除外制度について、制定以来の展開とその問題点を概観し、現行法上の制度全般について総論的な検討を行う。第 2 に、個別問題の検討として、この回では、再販売価格維持行為に係る適用除外について詳細に分析する。指定再販、法定再販のうち後者に重点を置き、具体的な問題状況、競争政策上の争点からポイントとなる論点を担当者が提示し、受講生との質疑応答をとおして問題解決のための共通の基盤の構築を試みる。とりわけ独占禁止法についての現実感覚の養成をねらいとしている。</p>
第 1 3 回	<p>適用除外（・規制改革と独占禁止法）に関する応用的事例(2)</p> <p>適用除外制度の問題との関係において、規制改革と独占禁止法のテーマはその応用分野として位置づけられる。関連する多くの事業分野のうち、主として電気通信、電力を取り上げ、公正取引委員会による規制の対象となった諸事例を考察の出発点としながら、いわゆる規制官庁との関連を含めた問題領域全般の分析を進める。また、第 1 2 回のテーマの場合と同様、法秩序全般ないし経済社会全般において独占禁止法・競争政策が分担する役割について理解を深め、第 1 4 回のまとめへの架橋とする。</p>
第 1 4 回	<p>まとめ</p> <p>第 1 ～ 1 3 回の授業全般について受講者の質問を事前に受け付け、これに担当者からの問題提起を加えて、授業のまとめとしての討論を行う。</p>
第 1 5 回	<p>試験</p>

授業科目名	経済法総合				
担当者名	御器谷 修（みきや おさむ）				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法曹実務家にとって必要な経済法の総合的理解をめざします。</p> <p>特に法曹実務家においては、現実の実務に生起する事実関係を前提として、その具体的事例の中から経済法的論点を抽出し、これに対して具体的且つ事例に即した適切な法的見解を述べる必要があります。</p> <p>従って、本講義においては、各項目毎に顕著な事例をピック・アップし、これに対する経済法的考察を試みる事が主眼となってきます。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「経済法基礎」をすでに履修しているか、経済法に関して一定の基本的理解を有していることが前提です。</p> <p>但し、やる気があれば教科書を読み理解しつつ、ケース・スタディを行うことも可能でしょう。</p>
3. 授業の方法	<p>まず、私から各項目毎に、私のホームページ（<a href="http://mikiya.gr.jp">mikiya.gr.jp</a>）を引用しつつ、意義・要件・効果ないし問題点等を簡潔に分かりやすく説明します。そして、その後は、事例研究の方法によります。具体的には、「独占法審判・判例百選」から各項目毎に事例を取り上げ、レポーター（レポートはA4で1枚）を中心に、自主的に、論点を考え、これに対する法的結論を導きます。</p> <p>法曹実務家を目指す以上は、判例及び通説的見解の理解が中心であり、又、適宜教科書やガイド・ライン等を使用します。</p> <p>講義に際しては、私の弁護士としての経験をまじえた実務的な話しも適宜いたします。楽しく、有益で、実務的な授業ができればと考えています。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>根岸哲・舟田正之著「独占禁止法概説」（有斐閣）や金井貴嗣他編「独占禁止法」（弘文堂）、白石忠志著「独占禁止法」（有斐閣）等を基本書とし、「独占法審決・判例百選（第6版）」（有斐閣、別冊ジュリスト）を教材として使用します。</p> <p>なお、私のホームページ（<a href="http://mikiya.gr.jp">mikiya.gr.jp</a>）の「独占禁止法、法律相談」も適宜ご参照下さい。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>司法試験の傾向と対策＝本講義の進め方</p> <p>独占禁止法の枠組みと基本概念：事例研究から具体的に &lt;百選1～8&gt;</p> <p>（1）独占禁止法の目的、（2）規制の3～4本柱、（3）事業者、（4）一定の取引分野、（5）競争の実質的制限</p>
第2回	<p>私的独占の禁止 &lt;百選9～15&gt;</p> <p>（1）意義、（2）要件、（3）効果、（4）事例－判例、審判</p>
第3回	<p>不当な取引制限－その1 &lt;百選16～27&gt;</p> <p>カルテルの意義（諸類型）、要件（共同行為－意思の連絡）、効果</p>
第4回	<p>不当な取引制限－その2 &lt;百選28～30、37～45&gt;</p> <p>カルテルの事例研究</p>
第5回	<p>不当な取引制限－その3 &lt;百選46～54&gt;</p> <p>談合</p>

第6回	不公正な取引方法—その1 <百選59～72> 意義、要件、効果
第7回	不公正な取引方法—その2 <百選73～87> 取引拒絶、差別対価、不当廉売、不当な顧客誘引、抱き合わせ販売、景表法
第8回	不公正な取引方法—その3 <百選88～103> 排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引
第9回	不公正な取引方法—その4 <百選104～113> 優越的地位の濫用、取引妨害、下請法、並行輸入
第10回	企業結合に対する規制：法律の要件と企業結合ガイドライン <百選55～58> 事例研究と事前相談における具体的運用（問題解消措置の設計）：最近の相談事例（JALとJAS他）
第11回	独占禁止法のエンフォースメント <百選31～34、114～120> (1) その意義、(2) 公正取引委員会—事件処理の手続、排除措置、課徴金、(3) 刑事罰
第12回	「もう一つの独占禁止法」＝私人による民事救済 (1) 損害賠償請求 <百選121～129>
第13回	(2) 差止請求（LPガス、三光丸、ゆうパック） その他の諸論点—その1 (1) 事業者団体の活動規制 (2) 知的財産権と独占禁止法 (3) 国際取引と独占禁止法 <百選35、36>
第14回	その他の諸論点—その2 <刑事：百選130～134>、<百選後重判解> (1) 規制産業と独占禁止法 (2) 適用除外
第15回	試験

授業科目名	社会保障法				
担当者名	岩村 正彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	社会保障法は、現代の国民の日常生活において欠くことのできない法分野であるとともに、社会保障制度の経済的な役割の大きさのゆえに企業その他の経済主体にとっても重要な意味を持つ法分野である。この講義は、医療保険法(健康保険法、国民健康保険法および老人保健法)、年金保険法(国民年金法および厚生年金保険法)、および社会福祉サービス法(介護保険法、社会福祉法、身体障害者福祉法をはじめとする社会福祉各法)につき、その基本的構造と考え方を習得するとともに、前記各領域で生じる法的問題を解決する能力を養う。
2. 関連する科目との関係	社会保障をめぐる法的な諸問題は、社会保障の各立法をベースに、憲法、民法、行政法等の様々な法領域の知識を駆使して解決することが求められる。したがって、これまでに法科大学院で学んできた基本的な法律科目の復習および応用としての意味が大きい。
3. 授業の方法	教材(後掲のもの)、および適宜与える課題を用いて、学生との質疑応答と議論によって行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	○教材 西村健一郎他編 『社会保障法 Cases and Materials』(2005年、有斐閣) を用いる。 ○参考書 社会保障法の概説書として、西村健一郎『社会保障法』(2004年、有斐閣) か、菊池馨実他『社会保障法〔第2版〕』(2006年、有斐閣)を勧める。また、概要を理解するには、岩村正彦他編『目で見る社会保障法教材』(2007年秋に第4版が出る予定、有斐閣)が便利である。 判例については、西村健一郎他編『社会保障判例100選(第3版)』(2000年、有斐閣)が便利である。 ○より進んだ学習には、 堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』(2004年、東京大学出版会) 山口浩一郎・小島晴洋『高齢者法』(2002年、有斐閣) 等がある。
6. 授業内容(細目)	
第1回	医療保険法(1) ○健康保険法の適用 ・被保険者の範囲
第2回	医療保険法(2) ○国民健康保険法の適用 ・健康保険の被保険者との区別 ・外国人への適用
第3回	医療保険法(3) ○医療保険の給付
第4回	医療保険法(4) ○診療報酬をめぐる法律問題

第5回	年金保険法(1) ○国民年金法の適用(基礎年金) ・第1号被保険者をめぐる問題 ・外国人への適用
第6回	年金保険法(2) ○厚生年金保険法の適用 ・パートタイマーの扱い ・厚生年金保険の適用漏れと事業主の損害賠償責任
第7回	年金保険法(3) ○年金保険の給付① ・年金給付と損害賠償(年金受給権の逸失利益性等)
第8回	年金保険法(4) ○年金保険の給付② ・離婚時の財産分与と年金受給権 ・女性と年金
第9回	年金保険法(5) ○公的年金改革をめぐる法律問題 ・年金給付の切り下げの法的検討
第10回	年金保険法(6) ○企業年金 ・企業年金制度の概要 ・企業年金給付の減額をめぐる法律問題
第11回	社会福祉サービス法(1) ○措置制度(旧制度)と契約方式(介護保険・障害者自立支援)の違い ○社会福祉サービスと成年後見
第12回	社会福祉サービス法(2) ○社会福祉サービス利用に係る契約をめぐる法的問題① ・介護保険の法定外サービス、有料老人ホーム・グループホームにおけるサービスと契約
第13回	社会福祉サービス法(3) ○社会福祉サービス利用に係る契約をめぐる法的問題② ・事業者の変更等と契約 ・介護中の事故と事業者の責任
第14回	社会福祉サービス法(4) ○介護保険の保険料 ・保険料徴収の仕組みとそれをめぐる法的問題
第15回	試験

授業科目名	労働法実務				
担当者名	浅井 隆				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、まず労働法の構造、労働市場に関する法律等の概略的説明（第1回目は講義のみ）を経て、労働基準法、労働組合法の順に演習問題を出し、解説を行う。労働基準法と労働組合法の講義配分は3:1を予定している。</p> <p>本授業での到達目標は、労働基準法と労働組合法の基本的な知識および思考方法を習得することにある。わが国で人の存在しない組織はない。組織があれば人がおり、必ず労働関係は発生する。受講生には、上記知識と思考方法を習得することで現在、大きく変動しているわが国の人事労務管理への指導等が出来ることを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法は民法の特別法であり、基本理念は憲法が前提となる。その意味で、本授業は「憲法」及び「民法」の基礎を修得していることを前提としている。</p> <p>他方、本授業は15コマの短期間という制約上、労働基準法と労働組合法の基本的テーマを取り上げる内容となっている。労働法には、労働基準法を一般法とする特別法が多く存在し、かつ、社会の動きに対応して、頻りに改正、制定されている。受講生にはかかる特別法の存在や特別法を勉強する場合の足掛かりになるように心掛けるつもりである。</p>
3. 授業の方法	<p>第1回目は講義であるが、第2回目以降は演習形式である。つまり事前に演習問題を受講生に示し、受講生は、その演習に対応するため、概説書、判例等を予習する。その上で、授業で演習問題の解説を行い、受講生の予習してきた事項をより正確にするとともに、労働法的な思考方法を示す、という方法である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	演習問題に対応したレジメと紹介する概説書等を用いる予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の構造と労働市場に関する法律の概略的説明</p> <p>①民法、憲法との関係での労働法の位置付け、②そして労働法は、大きく分けて労働市場に関する法律、個別労働関係に関する法律（労働基準法）、団体的労働関係に関する法律（労働組合法）があること、③②のうち労働市場に関する法律について説明する。</p>
第2回	<p>労働契約の成立－内定と試用</p> <p>第2回目より第1回目までが、労働基準法関係である。内定と試用は、個別の労働関係の成立段階である。労働契約の成立時期、内定関係の内容、試用関係の内容につき、判例を中心にした理解をめざす。</p>
第3回	<p>就業規則</p> <p>就業規則の意義と法的性質、効力、そして大問題の就業規則の不利益変更につき、これまでの最高裁判例を中心とした理解をめざす。</p>
第4回	<p>配転・出向・転籍</p> <p>解雇権濫用法理のもと、企業は容易に労働者を解雇出来ない。人材の有効活用が図られなければならない。そのため、企業では、労働者を頻りに配転、出向し、場合によっては転籍をさせている。かかる人事異動について、法律及び判例のルールを理解することをめざす。</p>
第5回	<p>昇格、降格、休職、懲戒</p> <p>上記のとおり、企業は容易に労働者を解雇出来ず、人材の有効活用が図られている。それは、組織系統における上昇（昇格）、下降（降格）においても同様である。特に近時は成果主義、能力主義の考えの下に実質降格（賃金の減額も含む）が行われる。また、病気等の場合多くの企業では休職制度を設けていきなり解雇することはしていない。また、非行者に対して企業は懲戒処分をもって対応している。</p> <p>かかる人事権の行使について、法律及び判例の動向を理解することをめざす。</p>

第6回	労働契約の終了 上記のとおり、解雇権濫用の法理から企業は容易に労働者を解雇出来ない。その具体的適用と、最近増えているパート社員（期間契約社員）の期間満了を理由とする労働契約の終了（いわゆる雇止め）の判例法理の正確な理解をめざす。
第7回	賃金・賞与・退職金 賃金の基本原則の理解とともに、社会で賃金と同列に説明されている賞与の性格、さらに、賃金の後払いといわれている退職金について、正確な理解をめざす。また、最近はやりの年俸制の問題点、あるいは成果主義賃金制度についても時間の許す限り解説する。
第8回	労働時間① 法定労働時間、法定労働時間の弾力化、特に実務上問題の労働基準法41条2号（管理監督者）、3号（監視、断続的労働者）につき、判例中心に理解を深める。
第9回	労働時間② 時間外・休日労働、休日、休暇制度等で実務上問題となっている点を中心に理解を深める。
第10回	女性労働者 女性労働者に関連した労働基準法の改正、特別法の改正は、最近頻繁に行われている。もともと実社会は、この法律の改正の理念に追いついている状況にない。本授業はその改正の背景とともに、改正内容を中心に理解をめざす。
第11回	労働災害 労働災害の予防については労働基準法の特別法である労働安全衛生法が、労働災害の補償については労働者災害補償保険法が規定しているところである。それぞれの法律の基本的内容を理解するとともに、実務上問題となる労災の認定、民法上の損害賠償請求権との調整については重点をおいて解説を行なう。
第12回	労働組合と不当労働行為の救済 労働法の世界は、裁判による救済に加えて、労働組合法で不当労働行為救済の制度があり、都道府県に地方労働委員会、その上に、中央労働委員会があり、裁判に似た手続で、労働者ないし労働組合の救済手続を設けている。 これらの内容（要件、救済内容、手続）についての基本的知識の修得をめざす。
第13回	労働協約 組合と使用者との団体的合意である労働協約は、今日個々の労働者の労働条件の不利益変更を実現する手段として使われる（就業規則による不利益変更は難しいので）。 そこで、労働協約の効力について、組合員への規範的効力は無制約か、非組合員への拡張適用の条件と拡張適用される場合その効力は無制約か、少数組合がある場合少数組合の団結権との関係等、判例中心に理解をめざす。
第14回	争議 今日は、全面的な争議行為は影をひそめているが、組合のピラマキ、宣伝活動等今日的にも重要な問題がある。また指名ストがされた場合の控除する賃金の計算等もいまだ重要な問題である。今日でもまだ重要性のある問題を中心に理解をめざす。
第15回	試験



授業科目名	経済法実務				
担当者名	渡辺 恵理子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	経済法に関する基本的な知識を具体的な事例にあてはめるといふ、実務において必要とされる具体的な検討手法応用の習得を目的とする。本講義では、特に経済法の中核である独占禁止法（私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、企業結合規制等）について、公正取引委員会における審決その他の公表事例、実務において想定される相談事例などを題材として、具体的な局面において解決に向けて論理的に思考する能力を修得することを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法に関する基本的な知識とその方法論の修得を目的とする「経済法基礎」及び経済法の先端・学際そして比較法領域を取り扱う「経済法総合」がある。なお、実務として経済法は、民商法等の私法、行政法その他各産業を規律する業法等とは密接な関連があり、また、企業法務の一環でもある「渉外法務ベーシック・プログラム」及び「渉外法務ワークショップ・プログラム」の講義内容とも密接な関連を有する。さらに、企業活動のグローバル化に伴い、「国際経済法」との関連も強い。
3. 授業の方法	講義の方法は、適宜講義形式による基本的な検討の視点や具体的な案件についての説明を行いながら、基本的には演習形式を用いる。受講生は、指示に応じ、先例、ガイドラインや事案について予習することが義務づけられる。 また、講義では、講師による講義及び質疑応答、学生同士による討論ならびに講師によるフィードバックを通じて、経済法に関する実務的な検討の方法論を修得する。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づける。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	法科大学院教育に適した基本書と、各々の題材に応じて参考となる審決・判例に関する文献を用いる。なお受講者には、公正取引委員会事務局編「独占禁止法関係法令集（平成18年版）」（公正取引協会）を持参し、参照することを求める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経済法の実務概観 経済法（特に独占禁止法）が実務のなかで占める位置付けや、企業内法務（法務部等）と外部の弁護士との連携など、経済法の実務全般に関わる問題ととりあげ、経済法の実務全体を鳥瞰する。
第2回	独占禁止法の基礎 独占禁止法の解釈・適用全般に関わる重要な基礎概念や解釈・考え方についての実務家として必要とされる調査手法について解説するとともに、具体的な事案のなかでの評価の手法を検討する。
第3回	不当な取引制限 ① 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実体法、手続及び制裁に関する実務的な検討及び助言について検討する。
第4回	不当な取引制限 ② 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実体法及び手続に関する実務的な検討及び助言について検討する。
第5回	不当な取引制限 ③ 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実体法及び手続に関する実務的な検討及び助言について検討する。
第6回	不公正な取引方法・私的独占 ① 独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法・私的独占に該当し得、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実務的な検討及び助言について検討する。また、近年議論の進展の著しい知的財産権と独占禁止法に関し、共同研究開発・特許・ノウハウ等の技術ライセンス等に含まれる独占禁止法上の問題点や事業の基本にある生産・販売・流通に関する取引に含まれる独占禁止法上の問題点についても検討を行う。

第7回	<p>不公正な取引方法・私的独占 ②</p> <p>独占禁止法の禁止する行為類型のうち、不公正な取引方法・私的独占に該当し得、独占禁止法に違反するまたはそのおそれのある事案について、実務的な検討及び助言について検討する。また、近年議論の進展の著しい知的財産権と独占禁止法に関し、共同研究開発・特許・ノウハウ等の技術ライセンス等に含まれる独占禁止法上の問題点や事業の基本にある生産・販売・流通に関する取引に含まれる独占禁止法上の問題点についても検討を行う。</p>
第8回	<p>コンプライアンス・プログラムと独占禁止法</p> <p>近年、独占禁止法を含め、何らかの形でコンプライアンス（遵守）・プログラムを作成する会社が多数を占めるにいたっている。企業法務と独占禁止法遵守のありかたを検証する。</p>
第9回	<p>企業結合規制と事業提携 ①</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第10回	<p>企業結合規制と事業提携 ②</p> <p>具体的事例をもとに、実体法の検討及び手続について検討する。</p>
第11回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ①</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第12回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ②</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第13回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ③</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第14回	<p>独占禁止法に関する助言と意見書の起案 ④</p> <p>企業結合・事業提携案件における独占禁止法の位置付け、国内・海外における企業結合規制、競争当局による審査についての実務を概観し、具体的な事案における処理方法を検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	国際法基礎				
担当者名	明石 欽司				
単位数	2	配当年次	2	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「国際法」は伝統的に近代主権国家間の関係を規律する法規範として認識されてきた。しかし、現代国際社会における活動主体の多様化に伴い、国際法主体として国際組織や個人なども含まれるようになってきている。また、国際法の規範が各国の国内立法に影響を及ぼし、国内裁判所においても頻繁に適用されるようになってきている。本講義では、このような国際法の現代的変容を前提として、国際法理解のための基本的知識の習得を到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	本講義で論じられる基礎知識を深めるものとして、「国際法総合(I)・(II)」の講義が行われる。これらの講義により習得された知識は、「国際環境法」・「国際租税法」・「国際刑事法」・「国際経済法」・「国際人権法」、およびその他の国際系の科目の理解に役立つものである。
3. 授業の方法	国際法の基本的知識の習得のために、主として「法源」・「主体」を巡る諸問題についての講義を行う。可能な限り事例を紹介する予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大沼保昭（編）『国際条約集』（有斐閣、2007年）及び山本草二ほか（編）『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）。また、適宜必要と思われる資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論（「国際法」とは何か）と「国際法の法源」（総論）
第2回	「国際法の法源」（各論）①「条約」及び「条約法」
第3回	「国際法の法源」（各論）②「条約法」（続）
第4回	「国際法の法源」（各論）③慣習国際法…その成立要件と理論的問題点を中心として…
第5回	「国際法の法源」（各論）④その他の法源（判例・学説・衡平及び善）
第6回	「国際法の法源」（各論）⑤国際法の法源を巡る諸問題

第7回	「国際法の主体」①「国家」の定義、国家承認と政府承認
第8回	「国際法の主体」②国家の基本的権利及び義務
第9回	「国際法の主体」③外交・領事関係法
第10回	「国際法の主体」④国際組織の国際法主体性と国際組織法
第11回	「国際法の主体」⑤個人---国際人権法---
第12回	「国際法の主体」⑥個人---国際刑事法---
第13回	国際法と国内法：両法の関係・国際法の国内適用
第14回	国際責任
第15回	試験

授業科目名	国際法総合 I				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2	配当年次	2	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	国際法の基本的な理解を前提として、個別・具体的な分野での国際法の適用をめぐって生ずる問題を正確に理解するための能力を養うことを目的とする。個別の分野としては、条約法、外交・領事関係、海洋法、国際航空法、国際宇宙法、人権の国際的保障、武力紛争法などを取り上げて説明をする。
2. 関連する科目との関係	国際法に関する基本的な概念および原則の説明は、国際法基礎の授業でなされ、その知識を前提として本講義が行われる。また、「国際環境法」、「国際租税法」、「国際刑事法」、「国際経済法」「国際人権法」およびその他の国際系の科目の履修についても、この授業の理解が役に立つであろう。
3. 授業の方法	各分野についてのリーディングケースを取り上げて、国際法がどのような形で国際社会に生じた事例に適用されているのか、その意義はどのようなものかについて検討してゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（4）外交・領事関係』（慶應義塾大学出版会、1996年）、国際法事例研究会編『日本の国際法事例研究（5）条約法』（慶應義塾大学出版会、2001年）、大沼保昭編『国際条約集』（有斐閣）の最新版、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）および配布する資料（英文・和文）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	現代の国際社会において生じている様々な問題の中から、ここ数年に起きた事例で国際法の観点より重要であると考えられるものを選んで説明を行うとともに、授業でどのようなすすめ方をしてゆくのかについての概要を説明をする。
第2回	条約に関する理解を深めるために、1969年の条約法に関するウィーン条約の規定に沿って、条約の作成に関して生ずる国際法上の問題を検討する。条約の意味、条約締結に関する国内手続、条約に拘束されるための同意表明の方法について検討する。コンセンション協定の意義について、アングロ・イラニアン石油会社事件、出光興産事件を取り上げる。
第3回	条約に付される留保の実行およびその効果について、条約法条約で規定された両立性の原則の意味を検討する。また、解釈宣言に関して、国連海洋法条約、国際刑事裁判所規程を取り上げて、その意味と実行について、国際法がどのような取り扱いをしているのかを明らかにする。
第4回	成立した条約の遵守、適用および解釈に関する日本の実行を、条約法条約の規定を参照しながら、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、オランダ人戦後補償請求事件などにより明らかにする。
第5回	条約と条約の当事国ではない第三国との関係について、条約の慣習法化、慣習法の法典化を含めて明らかにする。関連する判例として、水交社事件、尹秀吉事件を取り上げる。また、条約の改正および修正に関する実行を検討する。
第6回	条約の無効原因とされる事由である国内法の規定、権限、錯誤、詐欺、買収、代表者に対する強制、国に対する強制および強行規範への抵触について説明する。また、条約の終了、運用停止について、国際法上認められている事由を実行に触れながら明らかにする。

第7回	外交関係のうち、外交使節の任務の開始と終了、アグレマン、ベルソナ・ノン・グラータ、外交使節団の公館に関連する不可侵、外交的庇護について、金大中氏拉致事件、大使館の家賃滞納などの事例に言及しながら説明する。
第8回	外交官の特権・免除について、その人的範囲と享有期間、外交官の身体の不可侵と移動・旅行の自由、法令尊重義務と営利活動の禁止、裁判権免除に関して、大使館職員による暴行事件、外交官による交通事故、外交官によるヘロイン密輸事件などを取り上げて説明する。
第9回	1982年の国連海洋法条約は、この分野での重要な多数国間条約であるが、このなかで、海洋活動を行う各国の解釈・実行が対立している部分を取り上げる。日本に関連する事例として、テドン号事件およびテキサダ号事件について討論を行なう。
第10回	主権免除に関して、これまで日本が採用してきた絶対免除主義から制限免除主義への移行を容認する最高裁判決がなされた。これを題材に国際法における主権免除の有する意味について、事例を参照しながら検討する。
第11回	国際宇宙法の分野ではすでに宇宙条約、宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、宇宙物体登録条約、月協定、宇宙基地協力協定等の条約が作成され、また様々な国連総会決議がなされている。これらを材料として、宇宙活動より生ずる様々な国際法上の問題点について分析を行う。
第12回	国際法における国際人権保障に関する制度的な枠組を理解するために、人権について規定する条約による保障方式、基準設定、実施を概観する。さらに、これらの人権条約に関連する日本の国内判例について討論を行なう。
第13回	国家管轄権の機能を見たうえで、国際法において自然人に課された義務の観点から、国際犯罪を検討する。さらに、個別の条約で規定された海賊、航空犯罪、狭義の戦争犯罪、平和に対する罪、人道に対する罪、ジェノサイドなどの概念を明らかにし、具体的な手続として、裁判所による事例を取り上げて説明する。
第14回	国際武力紛争法の分野で作成された主要な条約規定としては、1907年の陸戦の法規慣例に関するハーグ条約、1949年のジュネーブ4条約および1977年の二つの追加議定書がある。これらの規定のなかで、捕虜の取り扱い、文民の保護、私有財産の保護に関する規定の意義を国内判例、事例をあげながら検討する。国際武力紛争法のうち、害的手段の制限に関する規定には核兵器の使用の問題が含まれており、原爆判決を参照しながら検討する。また、核不拡散条約についても取り上げる。
第15回	試験

授業科目名	国際法総合Ⅱ				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	これまでに修得した国際法の様々な分野での理解を他の分野においても適用してゆくことのできる応用力を高めてゆくことを到達目標とする。国際法の全体像をより正確に理解するとともに、現在生じている事例問題への国際法の適用について分析を行ってゆく。
2. 関連する科目との関係	国際法基礎および国際法総合Ⅰの水準で国際法を理解していることを前提とする。関連する科目としては、国際人権法、国際経済法、国際環境法がある。
3. 授業の方法	最近締結された国際条約や近年の国内判例および国際判例においてどのような問題が取り上げられているのかを見てゆくとともに、模擬事例を通じて、国際法の諸問題を考えてゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大沼保昭編『国際条約集』（有斐閣）の最新版、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）および配布する資料（英文・和文）を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	核軍縮のなかで、1963年の部分的核実験禁止条約や1996年の包括的核実験禁止条約により達成されようとしている核実験禁止について、1968年の核兵器の不拡散に関する条約による核不拡散の体制について、また、ラテン・アメリカおよびカリブ、南太平洋、東南アジア、アフリカの各地域で行われている非核兵器地帯について取りあげる。また、授業をどのような形式で行ってゆくかについて概略を説明する。
第2回	国際責任の法的結果について、賠償の意味、賠償の方式に含まれる原状回復、金銭賠償、サティスファクションなどの意味を明らかにしながら説明をおこなう。また、国際的な事例として常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件を取り上げる。
第3回	国際違法行為を行った国は国際責任を負うが、それにより生ずる賠償義務に対して被害国を中心に賠償義務の履行を求めてゆくことができる。この国際責任の履行に関して、被害国による追求、外交的保護、対抗措置などについて説明をする。
第4回	責任に関連した模擬事例をもとに、国際責任法の理解を深めるとともに、実際の事例への適用における問題点を考える。
第5回	国際法と国内法の関係について、国際法の成立形式である条約、慣習法が国内法で適用されるのはどのような場合において、いかなる方式によるものであるのかについて、日本の国内判例を検討しながら説明をする。
第6回	国連の総会決議および安全保障理事会決議がどのような意義を有しており、それが国内法においていかなる位置づけを与えられているのかを見てゆく。同時に、国連の機能、役割、憲章の位置づけについても検討をする。

第7回	現在の国際社会には、国連の主要な司法機関とされる国際司法裁判所のみならず、国際海洋法裁判所、国際刑事裁判所、欧州人権裁判所などの裁判所が存在する。これらの裁判所でなされる国際判例の意義とともに、各国の裁判所でなされた国内判例がどのような意味を有しているのかを検討する。
第8回	国際法の法源に関する模擬事例を考えることにより、裁判において国際法がどのような方式により主張され、用いられているのかを理解する。
第9回	1948年に採択された世界人権宣言において、社会保障の権利、労働の権利、休息および余暇の権利、生活水準についての権利、教育の権利、文化的権利等が規定されていた。また条約規定としてこれを実現するために、社会権規約が作成された。このようないわゆる社会権の国際的保障について、その内容と具体的な実施措置について検討をしてゆく。
第10回	条約の留保に関する規定はウィーン条約法条約に置かれているが、人権条約の留保をめぐるのは現在まで様々な議論が行われてきた。この問題の有する意義を検討しながら、条約の留保の有する意味についても検討をする。
第11回	国際的に難民を生じさせる事態は様々であるが、多くの難民が現在でも存在をしている。国際条約としては難民条約およびその議定書があり、国連の難民高等弁務官がいる。難民問題の現状とともに、日本の難民認定をめぐる裁判について検討をしてゆく。
第12回	国際法における個人の取扱に関連する模擬事例を通じて、個人がどのような形で国際法規定の主張を行うのか、それがどのように行われているのかを考えてゆく。
第13回	国連海洋法条約は海洋に関する多くの問題を規定しているが、そのなかから大陸棚および排他的経済水域制度に焦点をあてて、境界画定の問題について条約の規定を検討するとともに、国際判例および各国の動向に関して分析を行ってゆく。
第14回	海洋環境の保護は、国際的なレベルとともに地域的にも行われている。前者の例として国連海洋法条約は海洋環境保護の規定を船舶起因汚染、陸上起因汚染などについて有している。その実施のためにどのような手続を有しているのかに焦点をあてて、条約の規定を検討する。
第15回	試験



授業科目名	国際私法				
担当者名	横山 潤				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>1年次の「民法Ⅰ～Ⅵ」、「商法Ⅰ・Ⅱ」で習得された知識を前提とした上で、国際的な民事法上の問題を規律する国際私法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。</p> <p>「国際取引法総合」と相互補完的に授業を行うので、秋学期において開講される「国際取引法総合」を受講するのが（必須とはいえないにせよ）強く望まれる。本講義では家族および人を中心として講義を行う。</p> <p>民法・商法などのいわゆる実質法とは、その法技術において、国際私法はかなり異なる。そのため、修得のレベルの差が歴然とするのがこの科目の特徴である。様々の点における実質法との差異が理解できるようにすることが最低限の到達目的といえよう。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>選択科目の中で、渉外的な民事事件の処理に関する国際法系科目として本授業の他、「国際商取引法」、「国際経済法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」などがあり、相互に密接に関連している。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は必ず事前配付されたプリントに基づき予習をして欲しい。予習を前提として、質問を行う。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>事前にプリントを配付する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際私法の意義と法源： 国際私法（抵触法）の基礎となるべき事項を説明する。</p>
第2回	<p>婚姻の成立 国際的な婚姻の実質的成立要件および方式について説明する。</p>
第3回	<p>婚姻の効力： 国際的な婚姻の効力つまりその身分的効力と夫婦財産制について説明する。</p>
第4回	<p>離婚： 国際的な離婚の準拠法および国際的裁判管轄権について説明する。</p>
第5回	<p>実親子関係の成立： 嫡出親子関係、認知および準正および国際的裁判管轄権について説明する。</p>

第 6 回	養子縁組： 国際的養子縁組の準拠法および国際的裁判管轄権について説明する。
第 7 回	親子間の法律関係： 親権などの親子間の法律関係および扶養について説明する。
第 8 回	中間試験。
第 9 回	行為能力・後見および失踪宣告： (取引保護に関する規定を含む) 行為能力に関する抵触規定と後見および失踪宣告に関する新規定について説明する。
第 10 回	相続： 国際的な相続に関する諸問題につき説明する。
第 11 回	国際私法総論 I： 本国法の決定、常居所の概念について説明する。
第 12 回	国際私法総論 II： 反致について説明する。
第 13 回	国際私法総論 III： 公序について説明する。
第 14 回	国際私法総論 IV： 法の適用の意味、法の適用範囲など抵触法の基礎となる観念を説明する。
第 15 回	試験

授業科目名	国際商取引法				
担当者名	山手 正史				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際商取引法——国際売買契約ならびにその成立および履行過程において必然的に生じる私法上の法律関係——に関する基本的知識の習得を目的とする。とりわけ、国際物品売買契約についての国連条約（ウィーン売買条約）の解説に多くの時間を割く予定である。ちなみに、ウィーン売買条約とは、国境を越える売買契約につき、全世界の法を統一しようとする条約である。2007年1月15日現在67カ国が加盟しており、全世界の貿易取引の3分の2がウィーン売買条約の適用を受けるものであると言われている。ウィーン売買条約はこのように国際売買契約規制規範として極めて重要なものであるだけでなく、ドイツ・オランダ・中国などの国家法や、国際的な契約法の一般原則などにも大きな影響を与えている。日本はいまだ未加盟であるが、2008年春の加盟に向けて、このほど準備作業が始まった。ウィーン売買条約の解説に多くの時間を割く所以である。</p> <p>なお、上記目的に加えて、国際商取引法を題材にして様々な問題——たとえば、法源論（法とは何ぞや?）、比較法文化論（国や法体系によって法はどう違うか?）、政治経済体制と法との関わりなど——をともに考えていく授業にしたい。</p> <p>「国際私法」とあわせて、「国際取引法総合」におけるより高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>国際取引関係の基本的科目として、本授業のほか、「国際私法」が設置されている。国際私法は抵触法上の問題を取り扱い、「国際商取引法」は実質法上の問題を取り扱う。</p> <p>さらに、より展開的な科目として、「国際取引法総合」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「涉外法務ベーシックプログラム」、「同ワークショップ・プログラム」などが設置されており、「国際私法」、「国際商取引法」で修得される基礎的能力は、これらの科目履修の前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式で行う。ただし、受講生は必ず事前に予習を行い、必要な知識の概要を把握したうえで講義に臨む。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>曾野和明＝山手正史『国際売買法〔現代法律学全集 60〕』（青林書院）をテキストとし、随時、レジュメないしプリントを配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際商取引の基本的システム</p> <p>国際売買取引の成立から履行までを概観することによって、様々な法技術——運送、保険、手形、信用状等——が密接に絡み合っている一つの取引が完了すること、および、法源の多様性——国家法、条約、商慣習法等——を示す。</p> <p>この授業が対象とする国際商取引法の全体像を把握してもらうこと、および、この授業が対象とする国際商取引法を勉強することの意義を考えてもらうことを目的とする。</p>
第2回	<p>国際商取引法の法源Ⅰ——国家法</p> <p>国家の存在を所与のものとし、かつ、法実証主義的な法律観に立てば、国際商取引契約に適用される法としてまず第一義的に考えられるものは国家法である。しかしながら、国家法は必ずしも国際商取引に適応しているとは言えない。ここでは、国際私法を介して国家法が適用されることの問題点について検討する。</p>
第3回	<p>国際商取引法の法源Ⅱ——レックス・メルカトリア</p> <p>国家法が国際商取引契約規制規範として必ずしも適格ではないことから、商人たちは様々な自律的な規範——約款ないし標準契約、援用可能統一規則（インコタームズ・信用状統一規則など）——を定立してきた。すなわち、いわゆるレックス・メルカトリア（lex mercatoria）と呼ばれる諸規範である。ここでは、これらの規範を概観したうえで、その問題点を検討する。</p>

第4回	<p>国際商取引法の法源Ⅲ——統一法</p> <p>第3回の授業で眺めた個別領域を対象とする規範だけでなく、国際商取引契約への適応性を有するより一般的な規範を定立しようとする努力が、公的私的を問わず、様々な国際機関によって進められてきた。たとえば、ウィーン売買条約やユニドロワ国際商事契約原則などである。ここでは、これらの規範を概観し、その現状と問題点を検討したうえで、今後の展望を試みる。</p>
第5回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅰ——ウィーン売買条約総論</p> <p>第5回から第11回まではウィーン売買条約を中心に国際売買契約の当事者間の法律関係について講述する。まずこの第5回の授業では、ウィーン売買条約の総則規定、とりわけ、ウィーン売買条約の適用範囲、統一規範としての実効性の確保、国際商慣習との関係に重点を置いて講述する。</p>
第6回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅱ——契約の成立</p> <p>国際売買契約の成立にかかわる諸問題をウィーン売買条約の契約の成立に関する規定を題材にして講述する。契約の成立に関わる大陸法と英米法との相克、「書式の闘い (Battle of Forms)」などの問題に重点を置く。</p>
第7回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅲ——売主・買主の義務 (1)</p> <p>国際売買契約における売主・買主それぞれの義務について、国際売買契約の特性の理解に資する事柄に重点を置きながら、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。</p>
第8回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅳ——売主・買主の義務 (2)</p> <p>第7回に引き続き、国際売買契約における売主・買主それぞれの義務について、国際売買契約の特性の理解に資する事柄に重点を置きながら、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。</p>
第9回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅴ——契約違反に対する救済方法 (1)</p> <p>売主または買主に契約違反があった場合、相手方にはどのような救済手段——履行請求権、損害賠償請求権、契約解除権、代金減額権など——が与えられるかについて、ウィーン売買条約の規定を中心に講述する。ウィーン売買条約の起草過程で問題となり、かつ、成立した同条約にもその妥協の跡をとどめている各国家法の救済体系の違い——履行請求権の位置づけ、過失責任主義と厳格責任主義など——に重点を置きながら講述する。</p>
第10回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅵ——契約違反に対する救済方法 (2)</p> <p>第9回に引き続き、売主または買主に契約違反があった場合、相手方にはどのような救済手段——履行請求権、損害賠償請求権、契約解除権、代金減額権など——が与えられるかについて、ウィーン売買条約の規定を中心に講述する。ウィーン売買条約の起草過程で問題となり、かつ、成立した同条約にもその妥協の跡をとどめている各国家法の救済体系の違い——履行請求権の位置づけ、過失責任主義と厳格責任主義など——に重点を置きながら講述する。</p>
第11回	<p>売買契約当事者間の法律関係Ⅶ——危険の移転</p> <p>国内売買契約に対する国際売買契約の特性を最も色濃く反映する危険の移転の問題について、ウィーン売買条約とインコタームズの規定を中心に講述する。危険の移転時期の問題だけでなく、保険契約との関係についても言及する。</p>
第12回	<p>国際運送契約をめぐる法律関係</p> <p>国際運送契約の特性の理解に資する事柄に重点を置いて講述する。すなわち、世界的法統一への努力を含む国際運送契約を規律する法の態様、複合運送への対応、信用状条件に合致した船荷証券の要件などについて講述する。</p>
第13回	<p>代金決済をめぐる法律関係(2)——信用状</p> <p>第13回までの授業においても、折りに触れて信用状については言及するが、ここでは、信用状取引に固有の問題について講述する。とりわけ、信用状発行銀行の責任、日本の手形割引実務と買取銀行の責任に重点を置く。</p>
第14回	<p>まとめ——英文契約書を読む</p> <p>授業の総括として、英文契約書を読む。</p>
第15回	試験

授業科目名	国際取引法総合				
担当者名	横山 潤				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	「国際私法」の中では触れることのできない契約および財産関係事件を中心に講義を行う。抵触法および若干の国際民事訴訟法の問題にも言及する。
2. 関連する科目との関係	春学期に開講される「国際私法」と相互補完的に授業を行うので、「国際私法」を受講するのが合目的と思われる。さらに、「国際商取引法」に密接に関連する。したがって、できればこれらの科目の履修を選考させることが望ましいが、必ずしもそれは必須のことではなく、講義ではそれらの未修者にも配慮する。
3. 授業の方法	あらかじめ配付するプリントを事前に読んでおくことを前提にして講義を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	事前に教材用のプリントを配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際契約Ⅰ（当事者自治の原則）： 国際契約の準拠法を決定する基本原則たる「当事者自治」の意義、根拠、要件などを説明する。
第2回	国際契約Ⅱ（法選択のない場合の処理）： 当事者が準拠法の選択をしなかった場合の処理について、いわゆる特徴的給付を中心に説明をする。
第3回	国際契約Ⅲ（方式と行為能力）： 契約の方式および行為能力の準拠法について説明する。
第4回	国際契約Ⅳ（消費者契約と労働契約）： 弱者保護のために定立されるとみられる消費者契約と労働契約の準拠法の定め方について説明する。
第5回	法定債権Ⅰ（不法行為） 新たに定立される不法行為の準拠法の決定の仕方について説明する。
第6回	法定債権Ⅱ（事務管理・不当利得） 不法行為とともに新設される事務管理・不当利得に関する規定について説明する。

第7回	債権法上の諸問題： 債権法上の諸問題、とくに債権譲渡、相殺について説明する。
第8回	中間試験
第9回	物権： 法例の改正においても維持される所在地法の原則の意味とその限界について説明する。
第10回	国際的強行法規の特別連結： 契約および物権との関連において法廷地法および第三国法の強行法規の連結について説明する。
第11回	国際私法総論 I： 法律関係の性質決定その他国際私法上の総論上の問題について説明する。
第12回	国際私法 II： 国際私法総論の中でもとくに公序について説明する。
第13回	国際私法と国際民事訴訟法 国際私法と国際民事訴訟法の関連とくに国際裁判管轄権について説明する。
第14回	国際私法と国際民事訴訟法 II： 国際私法と国際民事訴訟法の関連とくに外国判決の承認・執行について説明する。
第15回	試験

授業科目名	国際環境法				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	環境問題のうち、特に国境を越える問題について焦点をあてて、これらに対して国際社会がどのような対応をし、国際環境法がいかなる形で発展をしてきたのかについて理解を深める。そのために、様々な分野で作成された文書の意味、条約の理解や各国の実行から生まれた慣習法の発達の分析、諸事例の検討を通じて、国際環境法の規制方式についての理解を高めてゆく。同時に、新たに生じてくる地球環境問題へ既存の法原則の適用より生ずる問題点を考察することにより、個々人の環境問題に対する法的思考能力を養うことを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	国境を越える環境問題の法的側面を扱うので、基本的な原則・概念をとりあげる「国際法」、「国際法総合」が関係している。すでに「国際法」の基本的な理解をしていることを前提として授業を行う。また、制定された条約の実施がそれぞれの国においてどのようになされるのかが重要な問題であり、国際環境問題をめぐる法的問題を理解する上で、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法Ⅲ」と密接な関係がある。
3. 授業の方法	国際環境法についての概要を説明した後、個別の分野において生じてきた事件、判例をとりあげて、そこで適用される法原則がいかなるものであるかを明らかにしてゆく。また、いくつかの分野では模擬の事例を作成し、それについて議論を進めてゆく。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	広部和也・臼杵知史編『解説国際環境条約集』（三省堂、2003年）、授業中に配布・指定する英文を含む国際環境法に関連する資料、判例、論文、著書。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際環境法の意義—国際社会における環境汚染の状況を、大気汚染、オゾン層破壊、地球温暖化、海洋汚染などを例にして説明する。国際社会で環境問題が現在どのように考えられているのかを検討しながら、規制すべき汚染、悪影響の定義を、国連海洋法条約第1条（4）に規定された「海洋環境の汚染」、オゾン層の保護のためのウィーン条約第1条2の「悪影響」などを例として説明する。
第2回	国際環境法の法源—国際環境法が成立する主要な形式としての条約、決議等について1972年人間環境宣言、1982年ナイロビ宣言、1992年環境と開発に関するリオ宣言、2002年ヨハネスブルグ宣言、1985年オゾン層の保護のためのウィーン条約、1987年モントリオール議定書、1992年気候変動枠組条約、1997年京都議定書、1979年長距離越境大気汚染条約などを材料に説明する。
第3回	国際環境法の主体—国際環境法の制定、実施に関与する国際的主体として、各種の政府間国際機構が設立され、また、多くの非政府間国際機構が環境問題を取りあげている。これらの機構の活動について、その制度的側面、実際上の活動を検討し、機構が国際環境法において有する意義とその限界を明らかにする。
第4回	条約で設立された機関がどのように条約内容の実施のために機能しているのか、各国がどのような形でそれに関与しているのかを説明する。国際法において認められてきた方式とともに、特に、事前協議、事前通報、情報交換、報告制度、環境影響評価、遵守手続などの環境保護に関連して発達してきた形式について説明する。
第5回	船舶起因の海洋汚染事故に関する法制度の理解のために、油濁民事責任条約、油濁補償基金条約、国連海洋法条約について説明し、トリー・キャニオン号事件、ナホトカ号事件、プレスティージュ号事件を取り上げて、それぞれの事件における対応について分析を行う。

第6回	陸上起因の海洋汚染に関する規制のために作成された国連海洋法条約および地域条約の法制度を概観し、その後作成されたUNEPのガイドラインを分析するとともに、アイルランドと英国とのあいだで争われているMOX事件を取り上げ、陸上起因汚染についての規定について検討を行う。
第7回	国境を越える大気汚染に関する国際環境法の法制度を理解するために、欧州長距離越境大気汚染条約、米国カナダ大気協定について説明し、米国とカナダで争われたトレイル溶鉱所事件を取り上げて、国が越境大気汚染からの環境保護のために採るべき方式に関して検討する。
第8回	オゾン層の保護のために国際的に作成された諸条約を取り上げ、その具体的な基準設定方式、実施の手続について説明する。
第9回	地球温暖化防止のために採択された気候変動に関する国際連合枠組条約および京都議定書の設立しようとしている法制度、特に遵守手続を説明する。また、2005年11月28日から12月9日に開催された国連気候変動会議(COP11、COP/MOP1)における議論を見て行く。
第10回	国境を越える有害廃棄物の移動に関して作成された欧州でのEC指令について概観し、その後作成された有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約、アフリカのバマコ条約について、規制の対象とされる有害廃棄物の範囲、その実施手続について分析する。
第11回	原子力活動から生ずる様々な状況に対応するために作成された諸条約を概観する。特にチェルノブイリ事故以降に作成された原子力事故通報条約、原子力事故援助条約について、どのような手続により原子力事故に対応することを意図しているのか、また、原子力事故の際にとられる賠償の方式について説明する。
第12回	環境保護の観点からの自然・文化の保護について、ラムサール条約、ワシントン条約、生物多様性条約、世界遺産条約を概観し、それぞれの保護の客体の取り扱いがどのような形式によりなされているのかを説明し、最近の例として「景観」を取り上げた欧州景観条約について分析を行う。
第13回	新たに規定されるようになった環境を害する行為についての個人の国際的な責任の意味を明らかにし、その具体的な実施手続がどこまで環境の国際的保護のために機能するのか、どのような分野の環境保護に対して効果的な法制度であるのか、を検討する。
第14回	これまでの授業で取り上げた様々な分野における国際環境法の発展から、国際社会において保護の対象とされている「環境」とは何か、について検討する。そのために現在問題とされている環境と開発、環境と人権という観点を踏まえて、新たな分野での法規範の作成、適用にともなう問題点を検討する。
第15回	



授業科目名	国際租税法				
担当者名	ムザール, ハンス・ペータ、グリュネンベルガー, イエルグ				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法と会社法の知識を総動員して国際取引と M&amp;A Deal に伴う租税問題を解決し,さらに,グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養うことが本授業の目的である。</p> <p>国際租税法における具体的法律問題等を題材にして課題を設定し,その課題の解決を図るケーススタディーを通して,国際租税法の専門的知識の深化,総合化を図るとともに,人の経済行動全般を見通し,租税に関する紛争を生じさせることなく最適な資源配分を実現できる国際租税戦略を立てることができる能力を育成する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本授業を受講する前提として,「租税実体法Ⅰ(所得税)」又は「租税実体法Ⅱ(法人税・消費税)」は必修であり,両授業による所得税及び法人税の基礎知識は本授業の前提である。国際租税共助や国際租税徴収共助あるいは移転価格税制における相互協議手続などの国際租税法の問題を理解するための前提知識を与えてくれる。それ以外にも,国際租税法の分野においてきわめて強い影響力を有するヨーロッパの法制度を理解しておくことが重要であるため,ヨーロッパ法関係の授業を履修することが役に立つ。</p>
3. 授業の方法	<p>想定される実際の紛争例に基づき課題としての具体的事例を設定し,全受講生とともにその事例につきどのような解決策が考えられるか,あるいは,それぞれの解決策のメリット・デメリットを比較検討することにより,問題解決能力を養う。もちろん,部分的に,国際租税法の基本的制度や基礎概念の説明については講義形式で行うこともあるが,本授業の中心的授業方法はあくまでも受講生との質疑応答に重点を置いたケースメソッドである。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材として一つの体系書を採用し,それに基づく授業を行う方法はとらない。各ユニットにつき,日本のみならず諸外国の判例や論文その他の資料を教材とする。</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>居住地国課税ルールと源泉地国課税ルール</p> <p>居住者・内国法人及び非居住者・外国法人に対する所得税及び法人税の課税制度の基本的考えを解説する。そして,具体的事例に基づき,どのようにして居住者・内国法人と非居住者・外国法人とを分けるか,その基準(residence rule)を検討する。</p>
第2回	<p>国際的三重課税(1)</p> <p>居住者・内国法人が国外所得及び国内源泉所得を稼得した場合の事例を設定し,どのような課税がなされるのかを検討することにより,国際的三重課税発生メカニズムを解明するとともに,国際的三重課税排除の制度として,国外所得免除方式,外国税額控除方式,外国税額損金算入方式のメリット・デメリットを比較する。</p>
第3回	<p>国際的三重課税(2)</p> <p>国際的三重課税の排除措置として日本が採用している外国税額控除方式を中心に,直接税額控除,間接外国税額控除,みなし外国税額控除の各制度を説明する。Income splitting の事例を取り上げ,控除限度額計算における一括限度額方式と国別限度額方式の利害得失を議論する。</p>
第4回	<p>非居住者・外国法人に対する課税</p> <p>所得税法 161 条及び法人税法 138 条に定める国内源泉所得の範囲を明らかにする。外国法人の日本支店が稼得する国外所得に係る事例を設定し,日本の source rule を検討しつつ,実質的関連所得に対する日本の課税制度まで分析する。</p>

第5回	租税条約 (1) 日本が締結している租税条約,OECD モデル租税条約,国連モデル租税条約を比較検討し,居住者の範囲,個別 source rule,無差別条項,相互協議について,それぞれの特徴を明らかにする。
第6回	租税条約 (2) 事業所得における「恒久的施設(P.E.)なければ課税なし」のルールを検討するとともに,恒久的施設概念につき OECD モデル租税条約,国連モデル租税条約及び日本の国内法の相違点を考察する。また,P.E.帰属所得方式と全所得(entire income)課税方式との比較検討や独立企業原則の分析を行う。
第7回	租税条約 (3) 租税条約の濫用(treaty shopping)及び treaty override の具体的事例を扱い,現代的な国際租税回避行為の形態に対する理解を深めるとともに,それに対し,各国課税当局がどのように対処しているかを学ぶ。
第8回	移転価格税制 (1) 国際的租税回避行為の一種である移転価格のメカニズムを検討し,それに対処する制度である移転価格税制において,独立企業間価格を算定する方法としての独立価格基準法,再販売価格基準法,原価基準法及び第4の方法(profit split 等)の利害得失を論議する。
第9回	移転価格税制 (2) 移転価格税制に関する前回の基本的知識を受けて,対応的調整,二次的調整,推定課税,移転価格調査,更正等にかかる除斥期間の延長,事前確認,相互協議,仲裁制度等之具体的問題についての解説を加える。
第10回	過少資本税制 所得税法及び法人税法における借入金利子の損金控除を利用して,課税所得を減額する過少資本という形態の国際的租税回避行為を分析するとともに,その対処制度である過少資本税制を説明する。
第11回	タックスヘイブン対策税制 タックスヘイブンを利用した国際的租税回避行為の事例を設定し,日本の現行タックスヘイブン税制につき,特定外国子会社,適用対象留保所得,課税対象留保所得等につきその問題点を論じる。
第12回	M&A にかかる国際課税問題 (1) 国際企業買収の具体的事例を設定し,次の概念を説明する: “triangular merger, debt push down, purchase price allocation, goodwill recognition” .
第13回	M&A にかかる国際課税問題 (2) “managing conflicts of interest between seller and purchaser” と “tax clauses in M&A contracts” を説明する
第14回	電子商取引にかかる国際課税問題 これまでの授業で獲得した知識を総動員して,電子商取引の場合,所得の分類,恒久的施設概念,消費税の保税地域などの問題を検討し,電子商取引をめぐる租税問題についての展望を得る。
第15回	試験

授業科目名	国際刑事法				
担当者名	オステン, フィリップ				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、現在の国際刑事法に関する基本的な知識および国際刑法特有の方法論・思考方法を習得し、(刑事)法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。</p> <p>第一の到達目標は、国際刑法の歴史的展開を分析することにより、国際刑法の法理・諸概念の形成過程について正確な知識を得ることであり、第二の到達目標は、今日における国際刑事司法の主要問題点、殊に国際刑事裁判所の理論と実践について基本的知識を習得することである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「刑法」、「刑事訴訟法」および「国際法」を一定程度学習した上で、本授業を履修することが望ましい。また、「国際刑事法WP」(秋・ワークショップ)の履修により国際刑事法を総合的に学習することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式であるが、事例研究も頻繁に行われ演習に近い形式で行われる。また、個々のユニットに応じて、外国文献(英語)の講読等も予定している。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>講義資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語と英語の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、六法および条約集(松井芳郎ほか(編)『ベーシック条約集[2006年版]』東信堂2006年を推奨する)を毎回持参されたい。また、参考書として、小長谷和高『国際刑事裁判序説[訂正版]』尚学社(2001年)、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂(2002年)、森下忠『新しい国際刑法』信山社(2002年)、Cassese, Antonio, <i>International Criminal Law</i> (Oxford UP), 2003がある。</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>国際刑法とは何か？</p> <p>イントロダクションとして、国際刑法の意義、すなわち学問としての位置付けおよび法分野としての射程範囲について説明する。従来、狭義の「国際刑法」と称されてきたのは、刑法の場所的適用範囲を主な内容とする刑法適用法の理論であった。ゆえに、国内法であって、国際法ではない。しかし、現在の広義の国際刑法は、国際公法と国内刑法との両者に関係するという混合的性格を有しており、「実体的国際刑法」とも称されている。すなわち、国内的次元における刑法の役割に類似した役割を国際的次元において果たす法という意味で用いられている。</p>
第2回	<p>国際刑法の歴史的基礎(1)</p> <p>啓蒙時代、19世紀における初歩的な動きを論じた上で、第一次世界大戦後・戦間期における国際刑法の理論的展開を概説する。</p>
第3回	<p>国際刑法の歴史的基礎(2)</p> <p>第二次世界大戦後の発展(ニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジェノサイド条約等)、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みについて分析を加える。</p>
第4回	<p>国際刑法の歴史的基礎(3)</p> <p>旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、(常設の)国際刑事裁判所(ICC)の設立(2003年)までの沿革を論じる。</p>

第5回	事例研究（1） 受講生による発表や関連資料等を通じて、ニュルンベルク裁判の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第6回	事例研究（2） 受講生による発表や関連資料等を通じて、東京裁判の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第7回	事例研究（3） 受講生による発表や関連資料等を通じて、旧ユーゴ国際刑事裁判所の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第8回	事例研究（4） 受講生による発表や関連資料等を通じて、ルワンダ国際刑事裁判所の概要およびその法的問題点を徹底的に検討する。
第9回	国際刑法の法源 第1回～第8回における学習を踏まえて、現在の国際刑法の法源（国際慣習法、国際条約等）について詳述する。
第10回	国際刑事裁判所の概要 国際刑事裁判所（ICC）の設立をめぐる議論、ICCを設立する条約（ICC規程、2002年7月1日条約発効）等について概説する。
第11回	ICC規程（1） ICCの管轄権の発動条件、補完性の原則、ICC規程における刑法総則的規定、ICCに係属中の付託事案などについて受講生とともに検討する。
第12回	ICC規程（2） 受講生による発表や関連資料等を通じて、ICC規程の対象犯罪のうち、集団殺害罪（ジェノサイド罪）および人道に対する罪を分析する。
第13回	ICC規程（3） 受講生による発表や関連資料等を通じて、ICC規程の対象犯罪のうち、（通常の）戦争犯罪を分析する。
第14回	狭義の国際刑法 刑法の場所的適用範囲（いわゆる刑法適用法）、国外犯処罰、犯罪人引渡し、国際刑事司法共助、外国刑事判決の効力および執行などについて概観する。
第15回	総括 — 国際刑法と国内刑法との関係を中心に 国際刑法の最大の論点の一つ、すなわち国際刑法と国内刑法との関係を追究する。ドイツ国際刑法典、その他各国の立法例を素材として、国際犯罪の国内法上の可罰性、とくに日本における国内法の整備状況等について考察を加える。

授業科目名	国際経済法				
担当者名	間宮 勇				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	WTO協定を中心とした通商および投資に関する国際法規を素材に国際経済法の基本的な概念や原則、法制度の概要を理解することを目的とする。国際経済法の規則は、継続的な交渉を通じて頻繁に改定され、またFTAなど二国間交渉により特定国との間の「特別法」も存在している。この授業では、時間が限られているため、個別協定の解釈・適用の習熟よりも、様々な協定運用の実際を踏まえながら、そのような交渉も含めた国際経済法秩序のダイナミズムを理解することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際経済法は、国際関係法（公法）の一分野であり、国際法の基礎理論、特に国際法の法的性格や国内的効力、条約の効力について理解していることを前提として、講義を進める。
3. 授業の方法	基本的には、講義を中心とし、質疑を交えながら進める。上述のように、WTO協定を中心とした国際経済法は、多国間交渉や地域ならびに二国間交渉によって修正され、新たな分野に規律が拡大されるため、個別の事例や実務に言及しながらも、理論的な側面を重視し、全体の枠組みを理解できるよう授業を進めたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書：中川・清水・平・間宮『国際経済法』（有斐閣2003年） 国際経済条約集：小寺・中川編『基本経済条約集』（有斐閣2002年） もしくは小原喜雄ほか編『国際経済条約・法令集（第2版）』（東信堂2002年）
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際経済法の内容 ・ 国際経済法の定義 ・ 国際経済法の性質 ・ 国際経済法の適用対象と範囲
第2回	第二次世界大戦後の国際経済関係 ・ ブレトンウッズ/GATT体制の成立 ・ ITO設立の失敗
第3回	GATTの運用とWTOの設立 ・ 暫定適用議定書 ・ ラウンド交渉 ・ 東京ラウンド/ウルグアイ・ラウンド
第4回	WTOの基本原則 ・ 最恵国待遇原則 ・ 内国民待遇原則 ・ 数量制限の一般的禁止 ・ 相互主義

第5回	WTOの紛争処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・GATT23条とその運用</li> <li>・WTO紛争解決了解</li> <li>・「無効化または侵害」の概念</li> </ul>
第6回	セーフガード協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフガード措置の意義</li> <li>・要件および調査手続き</li> </ul>
第7回	アンチダンピング協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正貿易とダンピングの意義</li> <li>・要件および調査手続き</li> </ul>
第8回	補助金相殺関税協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の定義</li> <li>・補助金規制と相殺関税の意義</li> <li>・要件および調査手続き</li> </ul>
第9回	非関税障壁の規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準認証制度</li> <li>・衛生植物検疫制度</li> <li>・政府調達</li> </ul>
第10回	知的財産権の国際的保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易と知的財産権</li> <li>・TRIPS協定</li> </ul>
第11回	サービス貿易 <ul style="list-style-type: none"> <li>・GATSの成立</li> <li>・サービス貿易の形態</li> <li>・サービス貿易の自由化</li> </ul>
第12回	地域経済統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済統合の形態（関税同盟/自由貿易地域）</li> <li>・要件</li> <li>・地域経済統合の現状</li> </ul>
第13回	非貿易的関心事項1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保護</li> <li>・労働基準</li> </ul>
第14回	非貿易的関心事項2 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争ルール</li> <li>・投資ルール</li> </ul>
第15回	試験

授業科目名	国際人権法				
担当者名	北村 泰三				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業の内容は大きく言って、国際的人権諸条約の実施システムに関する検討とそれらの諸条約の国内法的な実施過程（司法、行政、立法）の検討とに分けられる。</p> <p>前半では国際人権法の基本的枠組みを理解することを目指す。</p> <p>後半では、わが国の国内裁判所における国際人権法の実際の解釈・適用例を参照しつつ、国際人権法の実践的レベルでの理解を目指す。</p> <p>今日、国内裁判においても人権条約が援用される事件が次第に多くなっているため、法曹実務との関係からも、人権条約の解釈適用に関する国内外の判例の傾向を理解することが役立つであろう。</p>
2. 関連する科目との関係	国際人権法は、国際公法の関連科目である。
3. 授業の方法	配布教材に基づき、質疑応答を交えたセミナー形式
4. 成績評価	非公開
5. 教材	『国際条約集』は必携。その他に「別冊ジュリスト・国際法判例百選」（有斐閣）を用いる。毎回の授業ではレジメと関連資料を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>テーマ 国際人権法の生成と展開</p> <p>近代初頭のヨーロッパにおける人権規範の生成から現代国際社会における国際人権法の展開までを簡潔に跡づける。現在の国際人権諸条約にはどのようなものがあるかを人権条約のタイポロジーを基礎として理解する。国際人権法に関する内外の基本文献の案内、ウェブ上での資料等の検索方法についても講述する。</p>
第2回	<p>テーマ 国際人権法の特質</p> <p>国際人権法は、人権に関する国際慣習法及び条約によって形成されている。同時に、諸国の憲法等において保障される国内法の人権諸原則との深い関連性を有している。そうした、国際人権法の特質について、国家主権との関係、人権の普遍性と文化相対主義、<i>erga omnes</i> な義務、ユス・コーゲンスと人権などをキーワードとして理解を目指す。</p>
第3回	<p>第3講 国連における人権</p> <p>国連憲章における人権の地位を国連の構造的側面から検討する。まず、国連憲章の人権関係規定の意義、世界人権宣言の法的性格を理解する。また、国連部内における1503 手続やテーマ別報告者制度などの人権の実施体制についても検討を加える。2006 年に設置された人権理事会及びその他の人権関係機関の地位及び機能などについて検討する。</p>
第4回	<p>テーマ 人権条約のモニタリング・システム</p> <p>人権条約は国際的な履行監視の制度（モニタリング・システム）又は実施措置とよばれるシステムを用意している。それには、①国家報告制度、②個人通報制度、③国家間の申立処理制度などがあり、報告の審査や調停（ヨーロッパと米州では司法的解決も含む）機能を通じて、人権の国際的な実施を確保するよう意図されている。これらのシステムの概要を理解し、併せてその意義、問題点等を検討する。</p>

第5回	<p>テーマ 国際社会における人民自決権</p> <p>国連憲章では、人種、民族、性、言語、宗教による差別なくすべての人の権利の保障を掲げている。これは、人民自決権の承認である。人民の自決の原則と人権との関係を検討する。自決権は、ややもすると国家主権と同義に理解されるが、自決の原則は、個人の人権の尊重の前提として位置づけられるのであり、絶対的な国家主権の承認とは異なる。国際司法裁判所のパレスチナの分離壁事件に関する勧告的意見(2004年)の検討を行う。</p>
第6回	<p>テーマ ヨーロッパ人権条約の実施システム</p> <p>ヨーロッパ評議会(Council of Europe)諸国間の人権の地域的保障の制度としてヨーロッパ人権条約が機能している。今日、ヨーロッパ人権裁判所による判例法の集積を通じて法的には最も進んだ人権の国際的保障システムが機能している。ここでは、同条約の実施システムの概要と人権裁判所の手続を概説し、さらにヨーロッパ人権裁判所の判例法の意義を検討する。</p>
第7回	<p>テーマ 人権条約の解釈原理</p> <p>人権条約の解釈方法は、基本的には条約法に関するウィーン条約の定める条約の解釈原則に依拠しているが、人権条約の国際的な実施を目的とするという特性から、他の国際条約とは異なる人権条約に特有の解釈原理を導くことも十分に考えられる。自由権規約や欧州人権条約の従来の判例理論を基礎として検討を加える。</p>
第8回	<p>テーマ 人権条約の国内的実施</p> <p>我が国においても憲法、国際法の法学および判例の一般的傾向において自由権規約は裁判規範性を有することが認められている。そこで、徳島刑務所受刑者接見訴訟およびその他若干の国内判例を素材として、人権条約の国内裁判における活用の方法と影響力について検討を加えることにより、人権条約が我が国の国内法の解釈・適用に直接、間接にどのような影響を与えるかを考えてみる。</p>
第9回	<p>第9週 自由権規約の国内適用</p> <p>一連の指紋押捺拒否事件に関する国内裁判においても過去に自由権規約の規定の解釈、適用が争われた。京都指紋押捺拒否事件として知られている事件と崔善愛事件の判決を素材として、関連する自由権規約等の条項がどのように解釈適用されているかを検討する。これらの判例における国際人権法の解釈について種々の検討を行い、国内裁判において人権条約の解釈を行う場合に考慮すべき諸事項について考察する。</p>
第10回	<p>テーマ 被疑者、被告人の弁護権の保障と国際人権法</p> <p>刑事手続との関係において国際人権法が被疑者、被告人の諸権利の保護のためにどのような規定を有していて、それがどのように解釈、適用されているかを考えてみる。実際上は、問題は多岐にわたるが、ヨーロッパ人権裁判所の被拘禁者の外部交通(接見及び信書の発受信)に関する判例を素材として、わが国の法の運用のあり方を検討する。</p>
第11回	<p>テーマ 少数者(マイノリティ)の権利</p> <p>第二次世界大戦後は、国連の下において人民自決権の発展が見られたが、この少数者の権利は政治的独立を目的とする権利とは別と考えられ、少数者がその言語的、文化的アイデンティティの保護と確立を認められる権利である。我が国にも北海道に居住するアイヌの人々が存在する。自由権規約27条の解釈を示した注目すべき判決である二風谷ダム事件判決を見ることにより、少数者保護に関する国際人権法の解釈、適用の方法を検討する。併せて先住民の権利についても考える。</p>
第12回	<p>テーマ 人種差別撤廃条約の私人間適用問題</p> <p>人権諸条約は、基本的には国家に人権を保護し、確保する義務を課すものであって、企業等の私人に対して人権を保護すべき義務を課すものではない。しかし、憲法の基本的人権規定がそうであるように、私人による人権侵害(特に差別問題)が社会的に問題となる限りに関して、人権条約の趣旨を実現するには私人間での適用も課題となる。小樽公衆浴場外国人入浴拒否事件等を素材として、人権条約の私人間適用問題をどのように理解するべきかを考える。</p>
第13回	<p>テーマ 難民、退去強制と国際人権法</p> <p>外国人の退去強制事案について難民条約及びその他の人権条約の視点から検討する。外国人を退去強制する場合に本国において、人種、宗教、政治的その他の意見等による迫害を受ける恐れがある場合には、退去強制の適否が問題となる。難民関係事件の国内判例及び退去強制に関するヨーロッパ人権裁判所の判例解釈を含めて国際人権法の視点から検討を行う。</p>
第14回	<p>テーマ 人権条約の場所的適用範囲</p> <p>退去強制または犯罪人引渡の結果、送還先の国において死刑、拷問およびその他の形の非人道的な取扱いまたは刑罰を受ける恐れがある場合には、送還が禁止されるという新たな法理論が形成されつつある。今日、この法理は、人権条約の場所的適用範囲の問題とも絡んで様々な文脈において議論されており、検討を要する問題の一つである。判例法の形成と展開を見ながら、この法理の影響について考察を加える。</p>
第15回	試験



授業科目名	国際民事訴訟法				
担当者名	春日 偉知郎				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、涉外事件（財産関係事件だけでなく身分関係事件も含む）を解決する上で不可欠な手続上の主要問題について、具体例に即して、受講者と共に検討を加えることにより、国際民事訴訟の諸制度についての十分な理解と問題解決能力を育むことを目的とするものである。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際仲裁、国際倒産等をも対象とし、涉外事件の解決について個別の問題の処理能力を養うだけでなく、包括的な視点から具体的事件の解決方法を考えることができる能力を培うことを到達目標としたい。
2. 関連する科目との関係	本講義は、涉外事件の解決手続を対象としており、実体法と訴訟法の双方が関連する応用科目として位置付けられる。すなわち、「民法」および「国際私法」と並んで、特に「民事手続法」の十分な理解が不可欠であり、これら諸科目の総合力と应用能力を基にして、涉外事件の解決を検討することになる。したがって、受講者がこれらの総合的な知識を備えていることを前提とした上で、これを応用して具体的事件の妥当な解決がどうあるべきかを中心に説明するので、原則として上記の法律科目について単位を修得していることが望ましい。
3. 授業の方法	各講義は演習形式によって行う。授業内容、関連判例および具体的設例をあらかじめアナウンスしておき、レポーターの報告に基づいて具体的問題について演習形式で質疑討論を行うことによって、应用能力を高める。また、数回のレポート提出を予定しており、これによって、受講者に知識の整理を求めるとともに、理解度を高めることができるようにしたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者の予習のために、各ユニット毎に用いる資料を事前にアナウンスしておく。これを演習形式の質疑討論のために用いて、内容の理解を深めてもらう。なお、一般的な参考文献についてもあらかじめ説明する。 なお、基本書として、ロースクール国際私法・国際民事手続法（有斐閣）および国際私法判例百選（別冊ジュリスト）を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際民事訴訟の問題状況をテーマとする。導入部分であり、具体的な涉外事件を例にあげて、手続の過程で生ずる問題について概観する。特に、国際裁判管轄、国際司法共助、国際訴訟競合、外国判決の承認・執行などについて、判例で取り上げられている問題を俎上に載せ、背後にある解決ルールの不備と問題点を明らかにする。
第2回	国際民事訴訟法の総論的問題をテーマとする。具体的には、国際私法と国際民事訴訟法との関係、国際民事訴訟法の規律対象、法源および法的性格などについて説明するほか、これらを通じて国際民事訴訟法の特徴を明らかにする。また、国際仲裁、国際倒産、国際保全手続など、他の手続との関連についても扱う。
第3回	外国人の訴訟上の地位をテーマとする。主として、外国人の当事者能力、訴訟能力および当事者適格の三つの問題を扱う。これらの決定について、その準拠法は何かについて考察する。また、当事者に関連する問題として、訴訟費用の担保、法廷用語などについても言及する。
第4回	民事裁判権の免除をテーマとする。免除の主体（外国国家、外交使節・領事等および国際機関）毎に、その意義と根拠を中心に検討する。また、この問題についての条約および国家法による規律についても説明し、あわせて、英米法圏で発展した国家行為理論にも言及する。
第5回	国際裁判管轄の総論および財産関係事件の国際裁判管轄をテーマとする。国際民事訴訟の主戦場とも喩えられる問題であり、マレーシア航空事件とその後の裁判例を素材として、判例法理を中心に国際裁判管轄の決定ルールとその根拠について詳しく検討を行う。また、土地管轄の規定に則して管轄原因毎の決定要因について分析を試みる。

第6回	主として身分関係事件の国際裁判管轄をテーマとするほか、合意管轄および応訴管轄などについても説明する。婚姻関係事件や親子関係事件などの国際裁判管轄の問題の重要性に鑑み、財産関係事件とは異なる特殊性を理解した上で、妥当な解決の在り方を検討する。
第7回	国際訴訟競合をテーマとする。同一事件が複数の国の裁判所で併行的に係属する場合の規律の在り方について考察し、裁判例を分析するとともに、この問題の処理をめぐる学説の長所・短所を比較検討する。また、条約による解決の動きについても触れる。
第8回	国際司法共助としての「送達」の問題をテーマとする。涉外事件の訴状等の送達について、送達機関や送達方法を中心としてわが国の法制度を説明する。また、外国判決の承認問題との関連性や翻訳文の添付の問題等について、当事者、とりわけ被告の手続保障の観点からも検討を加える。その他、公示送達についても、その要件や手続について説明する。
第9回	証拠収集・証拠調べをテーマとする。国際司法共助の一環として行われる証拠調べの嘱託と証拠調べの受託の双方について、具体的にどのような方法によって実施されるかについて説明する。また、アメリカの公判前証拠開示（ディスカヴァリー）のわが国での実施をめぐる問題およびハーグ証拠収集条約にも言及し、この領域での条約による改革の必要性も検討する。
第10回	外国法の適用をテーマとする。準拠実体法として適用される外国法を内国裁判所はどのように調査し、適用するかの問題を扱う。外国法の存在およびその内容の証明を当事者が行うのか、裁判所が職権で探知するのか、外国法の内容が不明の場合にどのように処理するのかなどを検討する。また、外国法の適用違背は上告理由になるかどうかの問題にも言及する。
第11回	外国判決の承認・執行をテーマとする。総論的問題として、承認の必要性、承認の要件および効果、承認の手続としての執行判決について説明する。また、財産関係事件を中心として、承認要件のうち、特に間接管轄、直接郵便送達、内国判決との抵触などの問題について、判例に即して考察する。
第12回	第11回と同じく外国判決の承認・執行をテーマとする。特に承認要件としての公序要件を中心に、懲罰的損害賠償判決の承認が問題となった萬世工業事件を題材にして検討する。また、身分関係事件の承認・執行、特に子の引渡しをめぐる問題にも論及し、外国判決の承認・執行問題の理解を深める。
第13回	国際仲裁をテーマとする。具体的には、仲裁契約、仲裁手続の準拠法、仲裁判断の準拠法、外国仲裁判断の承認・執行の問題などについて検討する。条約、モデル法、平成15年に成立した仲裁法の内容にも言及し、国際仲裁による紛争解決の重要性と国際仲裁法制全般の理解に資するものとする。
第14回	国際倒産と保全訴訟とをテーマとする。前者については、平成12年に行われた破産法等の国際倒産関連規定の改正、および外国倒産処理手続の承認援助に関する法律を中心に、国際破産管轄、破産外人法、内国破産の対外的効力、外国破産の対内的効力を扱うほか、破産手続の準拠法についても言及する。また、後者については、保全訴訟の国際裁判管轄、保全の要件、外国保全命令の効力について検討を行う。
第15回	試験

授業科目名	国際取引法実務				
担当者名	増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際取引法の理解に必要な基礎知識の習得及び国際取引実務に特有の法的思考能力を育成することを目的とする。</p> <p>本講座では、国際取引やその紛争事例を教材にして、財産関係事件の国際私法・国際民事手続法の知識の取引実務への応用に主眼を置き、加えて実質法として貿易取引に関する仕組及び法令と契約条項を学ぶことを通じて、国際取引実務に必要なリーガルマインドを育成することを狙う。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本講義は、選択科目である「国際私法」、「国際民事手続法」及び「国際取引法総合」の実務的応用として密接に関連する。また、必修科目である「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は本講座の理解に必要なものである。これらの必修科目で学んだ知識を国際取引の観点で応用して適用することを学ぶことで、これらの科目の理解を深める。</p> <p>また、「涉外法務ベーシック・プログラム」及び「同ワークショップ・プログラム」履修予定者には、その基礎知識を提供することになる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は、講義および演習形式を組み合わせて行う。国際取引法の実務の基礎知識習得のためには必要に応じ講義形式で解説を行うが、その応用と法的思考能力の育成のためには、テキストに基づき、積極的な発表と質疑を行うソクラティック・メソッドを行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは高桑他著「国際取引法 Cases &amp; Materials」（有斐閣）を使用し、サブテキストとして有斐閣双書「国際私法入門【第6版】」（澤木・道垣内）を用いる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際取引法の基本的視点（オリエンテーション）</p> <p>異なる司法制度や法律体系の当事者が関係するために生ずる法的問題の基礎的論点及び解決方法を、実例の中で認識し、実務の面白さを認識する。</p>
第2回	<p>準拠法Ⅰ（契約準拠法の基礎）</p> <p>国際契約の準拠法に関する基礎的知識を、主として判例や実務の視点から習得する。</p>
第3回	<p>準拠法Ⅱ（契約準拠法の例外）</p> <p>契約準拠法の原則が制約される消費者契約や労働契約等に関し、その機能や実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。</p>
第4回	<p>準拠法Ⅲ（物権の準拠法）</p> <p>国際取引で問題となる物権の準拠法の果す機能と実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。なお、債権譲渡についても簡単に触れる。</p>
第5回	<p>準拠法Ⅳ（法定債権の準拠法）</p> <p>主として不法行為・生産物責任の準拠法をとりあげ、基礎的知識と実務的論点を習得する。</p>

第6回	<p>輸出入貿易Ⅰ（国際売買） 輸出入貿易の中核をなす国際売買契約の基礎知識を習得し、紛争事例で実務の理解を深める。</p>
第7回	<p>輸出入貿易Ⅱ（国際運送） 輸出入貿易に不可欠な国際運送契約及び船荷証券の実務を事例に基づいて検討し、法的論点の理解を深める。</p>
第8回	<p>輸出入貿易Ⅲ（国際支払） 主として輸出入貿易の決済方法である信用状についての基礎知識を習得し、紛争事例で実務上の論点を検討する。</p>
第9回	<p>取引主体と代理関係Ⅰ 国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての基礎的知識を習得する。なお、主権免責についても簡単に触れる。</p>
第10回	<p>取引主体と代理関係Ⅱ 国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての実務的論点を事例で検討する。</p>
第11回	<p>国際民事手続Ⅰ 国際裁判管轄についての基礎知識の習得と、日本の判例法の流れを理解する。</p>
第12回	<p>国際民事手続Ⅱ 国際的訴訟競合、国際的併合管轄、送達をめぐる実務的問題を実例をもとに討議し、国際民事訴訟法の実務的理解を深める。</p>
第13回	<p>国際民事手続Ⅲ 外国判決の承認・執行についての基礎的知識と事例検討をする。</p>
第14回	<p>国際仲裁その他 国際仲裁手続についての基礎的知識の習得と実務上の論点を把握する。なお、時間との関係でこれまでの授業のレビューを予定する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	国際金融取引法実務				
担当者名	井下 祐忠、前田 敏博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>国際金融取引法実務において必要とされる法的知識及び法的思考力について修得することを目的とする。</p> <p>本講義では、国際金融取引における伝統的な手法であるシンジケートローン、国際的な資本市場における債券発行とともに、今日において国際金融取引の手法が国内金融取引にも浸透して用いられるようになったデリバティブ取引、証券化取引などを題材として国際金融取引の要素に力点を置きつつ金融取引における法的問題点についての解説を行う。また、主として国際的なプロジェクトファイナンスにおいて欠くことができない政策金融の役割、国の内外で活動する金融機関を規制するコンプライアンスという視点から見た金融機関が国際的展開を行う際に生ずる様々な法的問題点についても解説する。</p> <p>本講義の到達目標は、国際金融取引法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務法曹に相応しい実践的な法的知識及び方法論を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本講義は、国際金融取引という様々な法律分野に跨るものである関係上、本講義を履修する際に必要となる法的知識については、契約法、担保法などの「民法」、会社法などの必修科目に関する基礎知識に加え、証券取引法/金融商品取引法、外国為替法、租税法、金融機関及び金融取引に適用される各種業法や行為規制法などが挙げられる。</p> <p>選択科目である「国際法」、「国際経済法」、「国際私法」及び「国際商取引法」などは、その実務上の応用に関する教育を行う本講義とは、内容において密接に関連する。</p> <p>上記のように、必修科目である基本六法の内、「民法」、「会社法」などの基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。なお、本講義は、「金融法務ワークショップ・プログラム」及び「金融法務ベーシック・プログラム」とは、国内金融取引法務と国際金融取引法務という相違はあるものの密接に関連する内容の講義となる。</p>
3. 授業の方法	<p>演習形式を用いる。また講義に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行う。なお、与えられる課題は、実務上の実践的な内容となり、講義以外の模擬的な書類の作成やレビューなどの実習作業を組み合わせで行う。なお、講義に際しては、適宜、レポートの提出を義務づけることがある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材は、国際金融取引法務の理解に最適なテキスト及び、個別の項目に関して必要となるサブテキストを用いる。ただし、教材は、国際金融取引法務の性質上及び体験学習の性質上、英文契約書その他オリジナルの配布資料を中心とした教材を用いることになる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	オリエンテーション
第2回	外国為替法、金利規制、国際私法(債権譲渡、担保の準拠法、担保付社債信託法)、消費者保護法制等金融を巡る法制度概説
第3回	国際ローン契約の実務 シンジケートローン、Guarantee vs Comfort Letter、預金封鎖

第4回	資本市場と国際金融取引① サムライ債、主権免除
第5回	資本市場と国際金融取引② ユーロ債、会社法の社債概念、グローバル・オフERING
第6回	デリバティブ取引① ISDA、金融商品取引法でのデリバティブの取扱
第7回	デリバティブ取引②
第8回	証券化取引① 倒産隔離、真正譲渡
第9回	証券化取引② 国際金融としての証券化取引 デリバティブとの融合商品としてのシンセティック CDO 等
第10回	国際金融における政策金融の役割 プロジェクト・ファイナンス等
第11回	金融機関規制法(主として国内) 銀行法、保険業法、金融商品取引法中の業者規制
第12回	金融機関の国際的展開① 大和銀行 NY 事件を題材として
第13回	金融機関の国際的展開② 金融機関の自己資本規制
第14回	総括講義
第15回	予備日

授業科目名	環境法Ⅰ				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、環境法を初めて学ぶ者を対象として、環境法の基本的な発想方法、基礎的知識を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務的問題に対応するための基礎的能力を習得することを目的とする。本授業では、環境法や環境基本法の基本理念を理解したうえ、これを具体化する制度である環境影響評価、化学物質の適正管理、廃棄物の処理、土壌汚染対策、地球温暖化防止対策などの基礎を学ぶ。</p> <p>本授業の到達目標は、環境法の基礎をひとつお理解するとともに、実務的科目である「環境法Ⅱ」にスムーズに入っていける力をつけることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法Ⅰの履修を終えた者に対し、「環境法Ⅱ」、「国際環境法」が設置されている。「環境法Ⅱ」は、公害・環境紛争に関するさまざまな事例をとりあげながら、実務的能力を身につけることをめざす。さらに環境政策を深く学ぼうとする者に対しては、環境法務B P、環境に関連するリスクについて深く学ぼうとする者に対しては環境法務W P、環境基本法を深く学ぼうとする者に対してはテーマ演習、環境基本法と環境基本法の周辺分野の基本法を学ぼうとする者に対してはテーマ研究が設置されている。</p>
3. 授業の方法	<p>講義方式で行うが、事前に受講生に資料を与え、予習に基づいた教員との対話、受講生同士の議論も取り入れながらすすめる。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に関連するプリント、判例等のコピーなどの資料用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>環境法はどのようにして生成してきたか。</p> <p>わが国において近代化が図られた明治以降の重要な環境問題の発生とそれが法の観点からみてどのような経緯をたどったか、わが国の社会における公害・環境に対する根本的な理解がどのように変遷していったのか、特に公害対策基本法の制定、公害国会、環境基本法の制定を中心に公害・環境問題の変遷について言及する。</p>
第2回	<p>環境基本法を中心とした環境法の体系</p> <p>わが国における環境問題に関する基本法である環境基本法について概括的な理解ができるようにする。①環境基本法の目的、②定義、③環境保全についての基本理念、④各主体の責務、⑤環境基本法の守備範囲(旧公害対策基本法との関係、原子力基本法との関係、循環型社会形成推進基本法、エネルギー政策基本法との関係)、環境基本計画等について言及する。</p>
第3回	<p>環境法の基本原則</p> <p>環境法において重要な基本原則となっている、「予防原則」、「持続可能な発展」、「汚染者負担の原則」、「環境権」のほか、「拡大生産者責任」、「環境リスク」の意味内容と問題点を理解することにより、これらの理念と環境基本法の基本理念、政策の基本となっている考え方との関係に言及する。</p>
第4回	<p>環境政策と法（1） 手法の種類・総合的手法</p> <p>環境基本法における環境基本計画、環境影響評価法の位置付けを理解する。その上で、環境影響評価法が成立するまでの経緯、その過程で行われたいわゆる要綱アセスメントの問題点を踏まえた上、現行法の特徴と問題、さらに戦略的アセスメントを含め幅広く環境影響評価制度に言及する。</p>
第5回	<p>環境政策と法（2） 規制的手法</p> <p>法による規制 環境法は、環境政策実現の手段として様々な手法を用いている。そのなかで従来から行われてきた規制的手法の基礎である許可、届出、措置命令、行政代執行(行政代執行法と廃棄物処理法の特則)などについて、水質汚濁防止法などの法律に即して言及する。</p>

第6回	環境政策と法(3) 経済的手法などの新しい手法 新しい手法 環境法においては、従来からの規制的手法に加え、経済的手法など新しい手法が考えられている。経済的手法を中心に、情報的手法、合意的手法、さらに ISO14000 シリーズの意味についても言及する。
第7回	化学物質の管理に関する法政策 すでに存在する極めて多数の化学物質について、環境法の立場からどのような対応をすることがよいのかについて、具体的な立法である化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)を中心に取り上げる。
第8回	廃棄物処理法 ー循環型社会の形成と法(1)ー 最近大きな社会問題となっている廃棄物処理法制の基礎を学ぶ。循環型社会形成推進基本法(2000年制定)を頂点とする、廃棄物法制とリサイクル法制の仕組みのうち、循環型社会の一つの核となる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の内容と問題点に言及する。
第9回	リサイクル関連法 ー循環型社会の形成と法(2)ー リサイクル関連法は1990年代の後半から2000年代の初めにかけて次々に成立している。これは、廃棄物処理法では物質の循環が正常に機能しなくなったためであるが、新たに制定されたリサイクル関連法規の実効性、費用負担などの問題点が明らかになっている。排出者責任、拡大生産者責任についても触れながら、環境立法政策の在り方について言及する。
第10回	自然・文化環境の保全法、野生生物の保護法 自然公園法と自然環境保全法の内容と問題点、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(希少種保存法)の内容、生物多様性と遺伝子組換え生物の問題を理解するとともに、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)などによる景観の保護に関する法律制度に言及する。
第11回	環境汚染の防止や原状回復にかかる費用の負担 環境保全のための費用負担がどのようにあるべきかについて、公害健康被害の補償等に関する法律の内容、位置付けを考察し、次に、公害防止事業費事業者負担法による汚染原因者の負担等の仕組みに言及する。
第12回	公害・環境紛争解決制度・環境刑法 公害・紛争解決に関係する民事訴訟手続、行政訴訟手続のほか、裁判外の紛争解決制度その他の制度の特徴を示し、環境被害を民事訴訟で解決しようとした場合の問題点、同様に行政訴訟で解決しようとした場合の問題点を示す。そのほか、公害・環境紛争において、裁判手続を利用する場合と裁判外の紛争解決手続を利用する場合のメリット、デメリットについても言及する。環境刑法の基礎も学ぶ。
第13回	原子力と環境問題 環境基本法は、放射能汚染の問題を除外しているが、原子力発電所の原子炉設置許可をめぐる行政訴訟は、原告適格、高度に技術的な問題についての司法審査の方法などについて多くの議論の積み重ねている。これらの議論のほか、原子力事故の損害賠償等の論点について言及する。
第14回	地球環境保全に関する国際条約と国内制度 「気候変動枠組条約・京都議定書」に対応する「地球温暖化対策の推進に関する法律」・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、あるいは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に対応する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、さらに「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」に対応する「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」など、条約に対応する重要な国内法について言及する。
第15回	試験



授業科目名	環境法Ⅱ				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を対象として、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。</p> <p>本授業では、公害・環境紛争に関する裁判例やADRの事例、環境紛争が立法につながった事例など実務的な観点から取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、受講者が将来、法律家になった際に、公害・環境紛争において、依頼者の置かれている立場とその望むところを正確に理解し、その紛争にふさわしい紛争解決機関を選ぶ能力を身につけるとともに、紛争と環境政策、環境立法との関係についても理解を深めることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「環境法Ⅱ」に関連する科目として、「環境法Ⅰ」と「国際環境法」「環境法務BP」「環境法務WP」が設置されている。環境法Ⅱは、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。この科目の対象は、「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を予定している。環境法Ⅰはとっていないが、環境法Ⅱを学びながら、環境法Ⅰの部を自主的に学ぶことは不可能ではない。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生が予習し、作成したレジュメにより、受講生が主体的に発表をしながら教員や他の履修者との対話、あるいは、受講生同士の議論によりすすめる。授業開始時点において、自分が担当する裁判例を決める。特定の裁判例に集中するようなときは、別の裁判例にまわることもある。</p> <p>履修生は、夏休み中にどの裁判例を選択するかについて考えておくこと。</p> <p>◎受講生は、夏休み中に、国立マンション事件のマンションのある景観を直接見てくること（JR中央線国立駅南口）。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	別冊ジュリスト「環境法判例百選」有斐閣 2004.4 を教材に用い、予習に基づいた授業を行う。左記判例百選刊行後の重要な判決については適宜指摘する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>景観はどのように保全されるか[65][66][67][68][69][88]（この番号は教材の中の番号を示す）</p> <p>昭和49年の国立歩道橋事件東京高裁判決、昭和53年の日比谷公園事件東京高裁判決、平成4年京都仏教会事件京都地裁決定をはじめ、最近も景観に関する重要な最高裁の判例も出されている(国立高層マンション事件最判平成18年3月30日、判例時報1931号3頁)。そこで、公園の景観、歴史的景観についてどのように考えればよいかについて、裁判例などに言及しながら、受講生の理解を深める。</p> <p>授業の方法のところに記載したように、国立マンション事件のマンション付近の景観を休み中に見ておくこと。</p> <p>その他、第2回以降の担当者の割り当てをする。</p>
第2回	<p>日光太郎杉はなぜ残ったか[81]</p> <p>日光太郎杉事件（事業の認定、土地細目の公告及び土地収用裁決取消請求事件。1審宇都宮地裁昭和44年4月9日判決、2審東京高裁昭和48年7月13日判決）における土地収用法20条3号「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること」の判断に対する1、2審を検討することにより、環境に影響を及ぼす結果をもたらす行政の判断に対する司法審査のあり方について言及する。</p>
第3回	<p>伊場遺跡の史跡指定解除処分はなぜ取り消されなかったか。[82]</p> <p>伊場遺跡は、静岡県浜松市東伊場から浜名郡可美村東若林にかけて約10万㎡と推定される弥生から平安時代の大遺跡であるが、浜松駅前開発などのため、旧国鉄の電車基地等を移転する代替地として伊場遺跡一帯が候補地となり、史跡指定が解除された。この解除に反対する人々がどのような対応をし、司法は、どのように応えたのか、小田急線高架化事業認可取消訴訟における最大判平成17年12月7日判決判例時報1920号13頁をどのように位置づけるべきか、などを考える。</p>

第4回	<p>「仙台砂漠」はどのようにして解消したか[100]</p> <p>かつて、仙台等冬季に積雪のある都市では、自動車に装着したスパイクタイヤのピンが雪が消えているときに道路面や道路面の交通標識のペンキを削りとり、発生した多量の粉じんが舞い上がり、砂漠に例えられた。この粉じんにより、住民の呼吸器などに被害が生じていた。このスパイクタイヤは、公害等調整委員会の調停により住民とタイヤメーカーとの間に製造・販売停止の調停が成立して、スパイクタイヤの使用を禁止する法律も成立した。その間にどのような経緯があったのか、法律家としてどのように考えるべきかについて言及する。</p>
第5回	<p>豊島（てしま）産業廃棄物不法投棄事件（その1）－なぜ、50万トン以上の産業廃棄物が不法に投棄されたのか－[55][102]</p> <p>受講生が資料を事前に読むことにより、今日の日本において、国立公園の瀬戸内海にある小島である豊島に膨大な産業廃棄物が蓄積する過程を廃棄物処理法を初めとする関係法律の内容とその改正、関係当事者の行動を言及し、その際、「おから」は廃棄物か否かが争われた事件についてもふれる。</p>
第6回	<p>豊島（てしま）産業廃棄物不法投棄事件（その2）－どのようにして、豊島事件は解決したのか－[55][102]</p> <p>多くの主体が関係し、法律関係も複雑で解決のつかなかった豊島事件が、なぜ、処理のために300億円から500億円もかかる内容で、裁判外紛争解決機関である公害等調整委員会において解決したのかについて、さまざまな観点から検討し、実体法と手続法の両面から廃棄物に関する紛争解決の在り方に言及する。</p> <p>受講生は、関係資料を事前に読むことにより、教室においては、紛争解決のための長い道のりの各場面で、法律家とし</p>
第7回	<p>産業廃棄物最終処分場に対してはどのような法的対応ができるか 紀伊長島町水道水源保護条例事件 最判平成16年12月24日民集58巻9号2536頁、判例時報1882号3頁[51][55][56][57][90]</p> <p>産業廃棄物最終処分場は、環境への負荷を与える危険を有するので、付近住民にとって、環境被害の未然防止は切実な問題である。その場合に如何なる訴訟形態を採用するのがふさわしいか。それぞれの訴訟形態独特の問題は何かなどについて言及する。</p>
第8回	<p>環境権の主張はどのような事件に有用か[5][25]</p> <p>環境権の中核部分は、一人一人に具体的な被害が生じていなくても、よい環境が侵害され、あるいは侵害される危険があれば、差止請求ができるとされている。環境権を根拠として主張を組み立てるのがふさわしい紛争はどのような紛争か。いろいろな事例をもとに、環境法の基本理念とされる環境権をめぐる裁判例の問題点を幅広く検討し、環境問題と紛争解決の在り方につき言及する。</p>
第9回	<p>大阪国際空港事件から何を学ぶか[36][37][38][39][40][41][42]</p> <p>さまざまな論点をもつ大阪国際空港事件の裁判の経緯をたどることにより、我が国有数の公害事件のもつ全体像と問題点を明らかにすることにより、今日の公害・環境紛争の実務に活かすことを目的とする。大阪国際空港事件は公害等調整委員会にも継続したのでこの事件についても言及する。</p>
第10回	<p>国道43号事件から何を学ぶか[43]</p> <p>国道43号線事件は、一連の道路公害訴訟のなかで、多くの問題を含む。最高裁までの経緯を理解するとともに、四日市ぜん息訴訟以後の大気汚染訴訟における問題点、さらに、差止をめぐる問題点についても言及する。</p>
第11回	<p>水俣病事件の総合的な理解[17][19][23][24][27][28][105]、水俣病関西訴訟上告審判決最判平成16年10月15日、民集58巻7号1802頁、判時1876号3頁</p> <p>四大公害訴訟の一つである水俣事件は、水質汚濁に関する公害事件であるが、多くの法律問題を提起している。環境法を学ぶ者の基礎知識として欠かすことのできないこの事件を広い視野から言及する。水俣病事件における公害等調整委員会の役割を考える観点から係属した事件にも触れる。</p>
第12回	<p>原発訴訟をめぐる実務的問題[84][85][86][87]、「もんじゅ」行政訴訟第二次上告審判決最判平成17年9月13日、判時1909号8頁（[87]の上告審）</p> <p>原子力発電所については、様々な訴訟において議論が積み重ねられているが、特に原告適格の判断、司法による安全性の審査に対する審理方法、高度に技術的な紛争について司法が何について判断すればよいのかを考察する。</p>
第13回	<p>公害等調整委員会の裁定事件と民事判決にはどのような違いがあるか。[101][102]</p> <p>公害等調整委員会については、調停だけでなく、裁定についても権限としており、最近でも小田急線騒音責任裁定事件、杉並病原因裁定事件などの事件が裁定により解決している。実務家として、公害等調整委員会における裁定と、通常の民事裁判との区別等を正確に理解する。</p>
第14回	<p>これまで扱ってきた裁判例などをとらえ、わが国の民事訴訟、行政訴訟及び行政型ADRなどによる環境紛争の解決のされ方にどのような特徴があり、また、どのような問題があるかについて各履修生が発表し、全員で検討する。</p>
第15回	試験

授業科目名	情報法				
担当者名	宍戸 常寿				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	この授業は、いわゆる情報法の領域のうち、公法（特に憲法）の応用領域となる分野をとりあげて検討する。法科大学院でこれまで公法学について基本的理解を得たことを前提とした上で、①技術や価値観の変動の激しい分野である情報法について学習を深め、そのことを通じて実践的な法学的思考力を蓄える、②これまで学習した公法学の基本概念・知識が、特定の法領域でどのような形で応用されているかを学ぶことを通じて、公法学全体について進んだ理解を得る、の二つを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	全体に渡って憲法の基本的人権（表現の自由、プライバシー権など）と、密接な関係を持っている。情報公開・放送は、制度の仕組みを理解するという点で、行政法の応用としての側面を持っている。性表現・煽動的表現等は刑法の、名誉毀損・プライバシーは民法（不法行為法）の、救済手段は民事訴訟法（民事保全法）の、報道・取材の自由は刑事訴訟法（捜査）と、各々重なる。
3. 授業の方法	毎回レジュメで指定された内容を十分に予習してきたことを前提として、受講生と教員間の質疑応答を中心とし、部分的に教員の解説を補うことにする。毎回の授業では、①基本的な概念・制度・判例・学説について「基礎知識」を確認的に質問し、②重要判例・論文などの内容を「中心課題」として立ち入って検討する。時間が余った場合には、③復習のための「応用問題」についても若干検討する。相互に関連する回では、復習による理解の定着にも留意したい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	主教材として堀部政男・長谷部恭男編『メディア判例百選』（有斐閣、2005年）を用いるほか、TKC上で毎回レジュメを配布する。必要な回には、論文・資料も配布する。その他の参考文献は、講義開始時に指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション、表現の自由と情報法 授業の内容・進め方・成績評価について説明する。表現の自由と情報法について概説する。
第2回	取材・報道の自由 取材源秘匿、国家秘密、取材・報道の制限について、論文・判例に即して検討する。
第3回	情報の公開 情報公開法制について、論文・判例に即して検討する。個人情報保護法制との相違についても触れる。
第4回	名誉毀損 名誉毀損の実体法に関する民刑事法の異同、真实性・相当性の抗弁、公正な論評の法理について、判例に即して検討する。
第5回	プライバシー 表現の自由とプライバシーの衝突、公権力によるプライバシーの侵害について、判例に即して検討する。個人情報保護法制や住基ネットの法律問題についても検討する。
第6回	性表現・煽動的表現 刑法・青少年保護条例による性表現規制、煽動的表現の規制について、判例に即して検討する。人権擁護法案との関係についても検討する。

第7回	<p>広告・中間試験</p> <p>営利広告の制限について、判例に即して検討する。</p> <p>これまでの授業内容に即して、筆記試験を行う。</p>
第8回	<p>救済手段</p> <p>謝罪広告、差止、反論権制度について、判例に即して検討する。</p>
第9回	<p>メディアの法理、新聞・出版</p> <p>マス・メディアに関する憲法理論について、論文に即して検討する。</p> <p>新聞と出版の相違について、判例に即して検討する。</p>
第10回	<p>放送</p> <p>放送法制のしくみや二元放送、訂正命令制度について、論文・判例に即して検討する。</p>
第11回	<p>通信</p> <p>通信の秘密、電気通信法制のしくみについて、論文・判例に即して検討する。出版社・書店・図書館・郵便事業者・電気通信事業者からなる、情報の発信・流通過程に関する問題についても触れる。</p>
第12回	<p>インターネット</p> <p>インターネットの刑法的規制やプロバイダーの責任について、論文・判例に即して検討する。</p>
第13回	<p>選挙運動</p> <p>選挙運動に関する戸別訪問、文書図画の頒布、報道・評論の規制、政見放送について、判例に即して検討する。インターネット上の選挙運動についても触れる。</p>
第14回	<p>統治過程の公開と政府言論</p> <p>統治過程の公開、政府言論の基本的問題について、学説・判例に即して検討する。</p>
第15回	<p>試験</p> <p>これまでの授業に即して、筆記試験を行う。</p>

授業科目名	ジェンダーと法				
担当者名	井上 匡子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法の世界や法律の条文の中に性別があるのでしょうか？</p> <p>一方で、憲法では男女の平等がうたわれているし、私人間の契約は、男性が締結しても女性が締結しても、その効果は同じはず。法の世界は男女の区別をしないことで、平等な中立性を実現しようとしてきた「はず」だったのではないのでしょうか。他方で、現実には女学生の就職にせよ、管理職や議員などの女性比率にせよ、男性と女性の格差が大きいのも、確かなことです。</p> <p>講義の中では、これら二つの相反する考え方が成立する背景を学び、さらには架橋することを目指します。</p> <p>見慣れた法の世界が全く違って見えてくるはず。また、ドメスティックバイオレンスが流行語となり、DV防止法が制定され、男女共同参画基本法の実践を通じジェンダーの主流化がいわゆる現代社会において、ジェンダーは法や法曹にとって、もっとも重要な問題の一つになりつつあります。本講義では、講義形式を基本としつつ、DV被害当事者のサポートグループや関係諸機関、家庭裁判所などへの見学や実習を織り交ぜ、生の事件を題材とする体験型学習の機会をもちます。「現場」の体験を通じ受講者が、ジェンダーが問題となる紛争場面、法曹がどのような役割を果たすべきなのかを具体的に考えることを目標とします。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ジェンダーという視点での法を再検討とは、これまでとは異なる視点から個別の法や、法体系全体、法的思考を見直すことを意味します。したがって、本授業はすべての法分野と関連をもち、特有の領域にのみ関連するという考え方は、とりません。</p> <p>また、ジェンダーと法は社会や規範に関する新しい見方をするものですので、法哲学・法社会学などの基礎法科目や、哲学・政治学・社会学なども関連しますので、注意してください。</p> <p>もっとも、ジェンダーの観点から重大な問題が起きている領域や、ジェンダーの視点を理解しやすい問題については、重点的に取り上げます。</p>
3. 授業の方法	<p>授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深めます。その上で、個別の問題を取り上げます。例えば家族内の問題、雇用関係職場での問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツやドメスティックバイオレンスに関する問題です。また、これら個別問題の検討を通じて、法体系全体がもっているジェンダー構造を明らかにします。</p> <p>講義形式を基本としますが、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んで上で、それぞれの問題点について教員と受講生および受講生相互の討論や、個人やグループでの発表をしてもらいます。また、DV被害当事者のサポートグループや関係諸機関の実践の紹介、生の事件を題材として提供します。「現場」の体験を通じ、ジェンダーと法に関わる諸問題・諸紛争において、法曹がどのような役割を果たすべきか、受講者が具体的に考えることがねらいです。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教科書として、</p> <p>杉田・川崎編『現代政治理論』有斐閣アルマ 2005.12</p> <p>辻村みよ子『ジェンダーと法』不磨書房 2005.4.</p> <p>参考書は適宜指定するが、とりあえず、参考にしてほしい。</p> <p>浅倉むつ子監修『導入対話による ジェンダー法学 第2版』不磨書房 2005.4</p> <p>井上輝子、江原由美子編『女性のデータブック [第4版]』（有斐閣、2005年）</p> <p>竹下賢、角田猛之編著『改訂版 マルチ・リーガル・カルチャー』（晃洋書房、2002年）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>&lt;ジェンダー法学入門 1&gt;</p> <p>ジェンダーとは何かを、歴史的・理論的に学びます。特に、フェミニズム理論が何を問題として「ジェンダー」という概念を持ちだしてきたか、そしてそれが現在法の世界でどのような機能を果たしているかを紹介します。ジェンダーの視点から、法体系全体を見直すことの意義についても学びます。</p>
第2回	<p>&lt;ジェンダー法学入門 2&gt;</p> <p>前回の講義の内容を前提として、ジェンダーやフェミニズムについて、これまでどのように考えてきたか、また法律とジェンダーの関係について、受講者の考えを聞かせていただき、また相互に討論します。</p> <p>それを通じて、ジェンダーと法の全体の見取り図を描いてもらいます。</p>

第3回	<p>&lt;女子差別撤廃条約と権利概念の変容&gt;  国際社会・国際人権の観点から、ジェンダーについて学びます。特に、女子差別撤廃条約に代表される国際連合が行ってきた様々な試みと、それに対する我が国の対応を紹介します。</p>
第4回	<p>&lt;男女共同参画社会基本法とバックラッシュ&gt;  1999年に制定された男女共同参画社会基本法制定の経緯、意義や内容を明らかにします。それにより、平等概念の変容と、我が国における男女平等のあり方について考えます。また、2005年に改定された男女共同参画基本計画についても触れます。最近見られる男女共同参画条例等に対するバックラッシュの動きについても検討する。</p>
第5回	<p>&lt;親密圏の法律問題 1&gt;  親密圏という概念を紹介するとともに、婚姻・離婚を中心に家族法をジェンダーの視点から、捉えなおします。  夫婦別姓、待婚期間、内縁・事実婚、非嫡出子の相続差別の問題などを扱います。</p>
第6回	<p>&lt;親密圏の法律問題 2&gt;  親子法の最も大切な役割の一つは、法的な親子関係を定めることです。しかし、体外受精・人工受精・代理母・クローンなど、近年における生殖補助医療の目覚ましい発達の中で、もう一度その役割を整理する必要に迫られています。授業では、これらの問題をリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から捉えなおします。</p>
第7回	<p>&lt;親密圏の法律問題 3&gt;  前回の視点をふまえ、セクシュアリティに関する諸問題を扱います。セックス・ジェンダー・セクシュアリティ相互の関係について明らかにします。その上で、人工妊娠中絶、性同一性障害、インターセックス、性的権利などの問題を扱います。</p>
第8回	<p>&lt;雇用におけるジェンダー&gt;  ペイド・ワークとアンペイド・ワークの関係についての理解を通じて、社会の中で構造化されている性別役割分業やジェンダー意識を理解します。さらに、それを支えているさまざまな制度(税制・社会保障制度など)についても、紹介します。  また、雇用における男女差別の問題を理解します。直接差別と間接差別、労働条件をめぐる男女の家庭責任との両立の問題など、均等法・労基法の改正以降の諸問題を扱います</p>
第9回	<p>&lt;暴力とジェンダー 1 セクシャル・ハラスメント&gt;  セクシュアル・ハラスメントについて学びます。決して個人的な問題ではなく、職場や大学などの権力関係の中で起こる犯罪であることを理解します。</p>
第10回	<p>&lt;性暴力とジェンダー&gt;  強姦を中心に、性暴力の問題を学びます。扱う問題は、強姦神話、強姦の保護法益と刑法上の位置、強姦と「合意」の壁、性犯罪と刑事司法(被害者の権利)などです。</p>
第11回	<p>&lt;ドメスティック・バイオレンス 1&gt;  ドメスティック・バイオレンス(DV)を取り上げます。一般的な暴力と異なるDVの特徴を、ジェンダーの視点から、考えます。  配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律(DV防止法)の意義と問題点を学びます。</p>
第12回	<p>&lt;ドメスティック・バイオレンス 2&gt;  DV被害当事者支援の現場では、様々な機関・専門家が関与します。それぞれの役割を知り、その中で、法律家の果たす役割とその限界を学びます。また、二次被害を防ぐための方策についても考えます。</p>
第13回	<p>&lt;司法におけるジェンダー・バイアス&gt;  司法におけるジェンダー・バイアスは、なぜ生ずるのかについて、諸外国との比較を交え、様々な角度から考えます。</p>
第14回	<p>&lt;まとめ&gt;  ジェンダーの視点から法体系全体を見直し、多様な価値が拮抗する現代社会において、法律が果たすべき役割について、議論をします。受講生のみなさんからも、それぞれの考えを発表してもらいます。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	医事法 I				
担当者名	井田 良、古川 俊治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討し、問題点についての基礎的知識の習得と法的思考能力を育成する。各問題点について、日本での判例や諸法令のほか、他国における制度の状況を検討する。個々のトピックは、基本的に独立したものであるため、各回の講義ごとにまとめを行う。</p> <p>本授業の到達目標は、現代医療の法的・倫理的諸問題について、基本的知識と思考方法を習得することであり、特に、各種の倫理委員会の法曹委員として必要な基礎的能力を身につけることが目指される。また、単に法律論を学修するのみならず、基礎的な医療知識も併せて習得することで、この分野における問題の本質を理解することができるようになることを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法律的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者 2 年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。</p>
3. 授業の方法	<p>受講生は予め与えられた課題について、関連する文献を調査し、自らの見解をまとめたレポートを作成した上で授業に臨む。授業では、各受講生の自由なディベートを行い、各テーマに対する多様な見解を整理し、各々の根拠と問題点を検討する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	石原明『法と生命倫理 20 講 [第 4 版]』（2004 年、日本評論社）を基本テキストとする。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>終末期医療をめぐる法的問題点について検討する。安楽死、尊厳死、治療中止、リビング・ウィル等がキーワードとなる。検討材料としては、「東海大病院安楽死事件」に関する横浜地裁平 7・3・28 判例時報 1530 号 28 頁を取り上げる。</p>
第 2 回	<p>死の概念及び判定方法をテーマとする。検討材料として、反脳死論の立場をまとめた形で示した丸山英二「脳死説に対する若干の疑問」ジュリ 844 号 51 頁、同「脳死臨調中間意見に対する若干の感想」ジュリ 987 号 14 頁を取り上げる。</p>
第 3 回	<p>「臓器移植の法的論点（1）」として、脳死移植の要件と手続について検討する。検討材料は、臓器の移植に関する法律、同施行規則、同運用指針（ガイドライン）とする。</p>
第 4 回	<p>「臓器移植の法的論点（2）」として心停止下の献腎移植のあり方について考える。検討材料として、「関西医大事件」に関する大阪地判平 10・5・20 判例時報 1670 号 44 頁を取り上げる。</p>
第 5 回	<p>自己決定権の限界に関わる問題として、エホバの証人と輸血拒否の問題を取り上げる。検討材料は、最判平 12・2・29 民集 54 卷 2 号 582 頁とするが、聖マリアンナ大学病院での輸血拒否小児死亡事件についても、新聞記事等を参照しつつ考えてみたい。</p>

第6回	生殖補助医療と親子関係をテーマとする。各種の生殖補助医療技術が発達する一方、親子関係が複雑化し、従来の法的枠組では対処が困難となった。裁判例をもとに、法的・倫理的観点から、現在の技術を前提とした新しい親子関係の考え方を模索する。
第7回	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（クローン技術規制法）について研究する。検討材料として、大洞龍真「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律について」1197号（2001）44頁を取り上げる。
第8回	ヒト胚の法的地位・その保護をテーマとする。検討材料として、総合技術会議生命倫理調査会報告書「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方」を取り上げる。
第9回	胎児の保護、妊娠中絶の規制（堕胎罪処罰のあり方）をテーマとする。検討材料は、中谷瑾子『21世紀につなぐ生命と法と倫理』（1999）29頁～119頁とする。
第10回	遺伝子診断・遺伝子治療をめぐる法的問題を取り上げる。検討材料は、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省告示、2002）とする。
第11回	診療情報の開示と患者のプライバシー保護をテーマとする。近年、わが国でも診療情報の開示の原則が一般化した。除外規定の存在などにより現実の開示要求に対しては種々の制約が設けられている。諸外国における立法例を参考に、わが国の訴訟実務での運用と望ましい診療開示のあり方を検討する。
第12回	医療事故と届出制度について検討する。医療事故防止体制の枠組みのなかにおける報告制度のあり方について考える。最判平16・4・13判例時報1861号140頁を取り上げる。
第13回	新薬の臨床試験をテーマとする。検討材料は、いわゆる新GCP、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年3月27日、厚生省令第28号）とする。
第14回	代替医療を取り上げる。わが国の診療体系は、西洋医学を基礎とし、部分的に東洋医学技術を利用しているが、未だに伝統的技術に依拠した代替医療も存在する。しかし、代替医療は、無資格者による医療行為の問題をはらむほか、その過誤が重大な患者への傷害を引き起こした例もある。裁判例の事案を参考に、代替医療の法的問題点について検討する。
第15回	試験



授業科目名	医事法Ⅱ				
担当者名	古川 俊治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家として必要とされる基本的知識の習得を目的とする。</p> <p>医療過誤訴訟の中で、問題となる典型的論点について、最高裁判例と代表的下級審裁判例を分析し、実務家として必要な知識と思考方法を習得する。医師法、医療法、薬事法などの特別法についても必要な範囲で取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、現在の医療関連法務や医療関連訴訟に関する問題点を、法曹実務家として取り扱うのに、必要な基礎的能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法域的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者2年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的に講義形式ではあるが、授業では講師の質問に対する応答や受講生同士のディベートを通じて、問題点の理解を促す。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テキストと、裁判例および論点に関する文献を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>診療契約と医療の責任</p> <p>医療事故に関する法的解決の概要について解説する。特に、民事上の医療過誤訴訟について、診療契約の論理的分析と実務上の扱いについて検討する。</p>
第2回	<p>説明義務（1）インフォームド・コンセント（1）</p> <p>説明義務における注意義務懈怠は、医療技術上の注意義務懈怠と並ぶ医療過誤訴訟における主要な争点である。説明義務は、インフォームド・コンセントと療養指導に大別されるが、まず、インフォームド・コンセントについて近年の最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。</p>
第3回	<p>説明義務（2）療養指導</p> <p>近年の療養指導に関する最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。</p>
第4回	<p>癌の告知／宗教上の輸血拒否</p> <p>国民意識の変化にともない、癌の告知に関しても、近年の判例の論旨には変化がうかがえる。裁判例の状況と、今後の訴訟の動向について検討する。宗教上の輸血拒否は、医療現場において、多様な問題を引き起こしてきた。平成12年の最高裁判例を経て、一応の原則が示されたものの、医療現場においては尚、問題点を孕む。具体的設例について、実務の観点より検討する。</p>
第5回	<p>医療水準論</p> <p>未熟児網膜症事件に関する一連の最高裁判例の中で、我が国における医療水準論は発展してきたが、近年の裁判例では、一層の厳格な判断が見られるようになった。現在の evidence-based medicine の議論との関連において、現在の医療水準の状況と問題点について検討する。</p>

第6回	医薬品による健康被害 医薬品による健康被害は、医療事故の半数近くを占める。各ケースにおける医師・医療機関の責任と医薬品企業の責任について、薬事法を含めて解説する。
第7回	周産期医療における問題点 周産期医療は、医事紛争が最も多い領域である。周産期医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第8回	救急医療における問題点 救急医療においては、些細な過誤が患者の生死に直結するため、医師に特に高度の注意義務が必要などされる領域であるといえる。救急医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第9回	精神科診療における問題点 精神科診療においては、患者の強制入院の可否、患者の自傷他害の問題など、特異な問題点が多い。精神科診療に関する代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第10回	鑑定をめぐる問題点／医療関連訴訟における因果関係 医療関連訴訟においては、因果関係の証明が最も重要な問題となる場合が多い。この場合、鑑定が最も重要な証拠となることが少なくない。鑑定をめぐる実務上の問題点、民事訴訟における因果関係認定の判定の原則と実務における具体的認定、刑事訴訟における因果関係などについて検討する。
第11回	医療過誤訴訟における損害論－延命利益と期待権 医療過誤訴訟においては、癌や難治性疾患など、もともと根治が期待できない患者が対象となる場合も多く、その場合、患者の損害が問題となる。延命利益や期待権などの判例理論について検討する。
第12回	医療関連諸制度の問題点 医療関連訴訟の運営に関する実務上の理解のためには、健康保険制度や医師賠償責任保険制度などの背景となる諸制度の理解が不可欠である。これらの諸制度の現状と問題点について解説する。
第13回	看護師その他の医療従事者 看護師その他の医療従事者は、それぞれの資格に関する法によって、医療行為に関して限られた権限を付与されており、これを逸脱することは許されない。一方、裁判例では、看護師が医師から独立した責任を問われる例もある。これら医師以外の医療従事者の権限と責任について検討する。
第14回	刑事医療過誤 医療過誤事件では、業務上過失傷害・致死罪のほか、秘密漏示罪、虚偽診断書等作成罪、医師法違反などの事案がある。各種の刑事医療過誤裁判例を取り上げ、その特徴について検討する。
第15回	試験

授業科目名	サイバー法				
担当者名	藤原 宏高				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>この科目では、民法を基本とした知的財産法の基本的知識を前提として、コンピュータやネットワークの利用など、サイバー空間において発生した法律問題やその関連法を検討することによって、現代社会に生起する日々新たな法律問題に迅速かつ的確に対応できる法的思考力や紛争解決能力を獲得させることを目的とする。</p> <p>実務法曹の役割は、日々発生する新たな紛争や法律問題に自ら立ち向かうとともに、時としてはあるべき法制度を社会に提案して、より良き社会の実現に法的立場から関与するところにある。</p> <p>この役割を十全に果たすためには、法律を学び必要な法的知識を身につけるだけでは不十分で、IT技術に対する興味と理解を基礎に、今日のIT社会に対する広い関心と時代の流れに対する鋭い方向感覚が求められる。</p> <p>その結果、新しい法分野についても、能動的に法解釈を行う能力と姿勢を習得させることを本授業の到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法を基礎とした法体系全般への理解と知的財産法（特に著作権法）の基本的知識を有することを前提とする。</p> <p>該当科目については履修するか、自習しておいていただきたい。</p>
3. 授業の方法	<p>事前に配布した資料を基に、担当者からの説明及び質問と、これに対する学生の回答及び全体での議論という形式で授業を行なう。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>教材としては、『サイバー法判例解説』（商事法務社刊）を使用する。その他授業に必要な資料は、その都度指定する。参考図書として『情報ネットワークの法律実務』第一法規（株）を挙げておくが、必須ではない。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民法及び著作権法などの知的財産法とサイバー法（cyber law） サイバー法の対象領域、特徴</p>
第2回	<p>ネット上での名誉毀損の成否 （ニフティサーブ現代思想フォーラム事件、2ちゃんねる動物病院事件）</p>
第3回	<p>ネット上の名誉毀損行為、著作権侵害行為に対する法的救済手続き （プロバイダー責任制限法による免責の要件とその運用ガイドライン、発信者情報開示手続きとそのガイドライン化）</p>
第4回	<p>プライバシー侵害と個人情報保護法、プライバシーマーク制度の実務 （宇治市住民基本台帳データ不正漏洩事件、ヤフーBB事件など）</p>

第5回	会社による社内電子メールの閲覧とプライバシー侵害 (電子メール無断モニタリング事件など)
第6回	高度情報通信ネットワークと情報セキュリティ (高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、電子署名及び認証業務に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律など)
第7回	住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)とプライバシー侵害 (住基ネット大阪高裁判決など)
第8回	社員による企業の情報漏洩と不正競争防止法違反
第9回	ネット上の著作権侵害 (ホームページ制作上の注意、新聞引用上の注意、掲示板の匿名発言の複製など)
第10回	ファイル交換ソフトと著作権侵害 (ファイルログ事件、Winny事件)
第11回	テレビ番組のネット転送事業と著作権侵害 (録画ネット、まねきTV事件)
第12回	ネット上での電子商取引と関連法規(特定商取引法 電子消費者契約法、古物営業法等)
第13回	インターネットオークションの問題と対策 (特定商取引法等)
第14回	
第15回	試験

授業科目名	Legal Writing				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	1・2・3	学期	春・秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>リーガルプロフェッショナルにとって、書く能力より大切な能力があるか。</p> <p>書く能力とは、母語で書く能力として捕らえることが普通である。しかし、書く能力は根本的には自分の考えを明確にして揃える能力であり、そのような能力の有無は、特定の言語の知識の有無とは別問題であろう。母語で旨く書くことができる者は、他の言語を覚えればその言語でも旨く書けるようになる。また、他の言語で旨く書くことを習得すれば、母語でも旨く書くことを習得したことになる。</p> <p>本授業は、特定の言語に限定せず、書く能力の向上を図る。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>テキストには、アメリカの現役の裁判官を始め、現役法曹のトレーニングのためのものを用いる。この教科書は読者の幅広い法律知識と法律経験を前提にしているので、例題や問題をあらゆる法律分野から引っ張ってくる。重点を民事訴訟の準備書面に置きながら、特許のパリ条約、障害者差別禁止法、タックスプランニングなどと分野も多岐に亘る。</p> <p>1で記したように、目的はあくまでも書く能力の向上であるが、法の世界の広さを知ることは、本授業の副産物かもしれない。</p>
3. 授業の方法	<p>第1回だけは講義方式で行う。第2回～第6回はいわゆる問題演習方式になり、受講者に宿題の解答を教室の書画カメラなどでプレゼンテーションさせることにより、授業を進める。第7回～第14回はソクラティックメソッドになる。</p> <p>ほぼ毎回最初に（第1回だけは最後に）小テストを行う。小テストに採点やコメントを付けて次回に返す。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>Bryan A. Garner, <i>Legal Writing in Plain English: A Text with Exercises</i> (University of Chicago Press, 2001) をテキストとして使用するが、英語のみならずすべての言語に共通する箇所を抜粋して毎回の推定予習時間をおよそ2時間に抑える。</p> <p>なお、受講者が予習時間を節約できるように、宿題に登場する法律用語の用語集を前もって配る。また、受講者が復習できるように、担当者は毎回宿題の模範解答や小テストの解説を <a href="http://www">www</a> に載せる。（※TKCには載せない。）</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>Introductory lecture: Deductive vs. Inductive Reasoning. 演繹的論法と帰納的論法の違いを簡単に紹介してから、テストを行う。遅れた人は、自滅する。</p>
第2回	<p>推定予習時間 120分（内訳 reading 45分、exercises 75分）</p> <p>1. Read page xiii through page xiv line 10 (47 lines), pages xvii through xix (96 lines), page 1 (14 lines), and Section 1 except for the exercises (47 lines). &lt;Time: 35 minutes.&gt;</p> <p>2. In the exercises to Section 1, ignore the instructions in italics and ignore the material at the top of page 5, but do read the Henderson v. Ford Motor Co. casenote. What kind of reasoning is contained in the "Reasoning" section of the casenote: deductive reasoning, inductive reasoning, or is it unclear? If the reasoning is unclear, isn't this ipso facto bad legal writing? Think about how the reasoning could be clarified, which is the first step to improving the writing. &lt;Time: 35 minutes.&gt;</p> <p>3. Read quickly Section 3 except for the exercises (81 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</p> <p>4. In the exercises to Section 3, prepare a response to the third intermediate exercise (the Kathcart exercise). Print out your response in a form suitable for display using the projector and screen in the classroom [以下同じ。]。To save typing, cut and paste from <a href="http://press-pubs.uchicago.edu/garner/documents/section3.html">http://press-pubs.uchicago.edu/garner/documents/section3.html</a>. (Hint: To understand the significance of the dates, visit <a href="http://www.wipo.int">www.wipo.int</a>, search for "Paris Convention", and read Articles 4.A(1) and 4.C(1) of the Convention.) &lt;Time: 40 minutes.&gt;</p>

第3回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading 50 分、exercises 70 分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Read Section 5 except for the exercises (45 lines) and Section 6 except for the exercises (64 lines). Note that the problems mentioned in the second paragraph on page 20?especially the first two?are generic problems, not limited to English. &lt;Time: 20 minutes.&gt;</li> <li>2. In the exercises to Section 6, prepare a response to the third intermediate exercise (the Garrett v. Dailey exercise). In addition to reducing the average sentence length, make any other changes that you think will improve the passage. To save typing, cut and paste from <a href="http://...同上.../section6.html">http://...同上.../section6.html</a>. &lt;Time: 20 minutes.&gt;</li> <li>3. Read Section 7 except for the exercises (45 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</li> <li>4. Find in a Japanese-language legal source an example of either subject?verb separation or verb?object separation. First retype the original sentence, with the citation, and then type your corrected version below it. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 7.) &lt;Time: 30 minutes.&gt;</li> <li>5. Read Section 9 except for the exercises (49 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</li> <li>6. In the exercises to Section 9, prepare a response to the intermediate exercise (the "No Default or Violation of the Law" exercise). To save typing, cut and paste from <a href="http://...同上.../section9.html">http://...同上.../section9.html</a>. &lt;Time: 20 minutes.&gt;</li> <li>7. Read Section 10 except for the exercises (29 lines) and Section 11 except for the exercises (27 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</li> </ol>
第4回	<p>推定予習時間 100 分 (内訳 reading 50 分、exercises 50 分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Read Section 12 except for the exercises (84 lines). &lt;Time: 15 minutes.&gt;</li> <li>2. In the exercises to Section 12, prepare a response to the second intermediate exercise (the "An Interpreter Is Needed" exercise). &lt;Time: 25 minutes.&gt;</li> <li>3. Read Section 15 except for the exercises (70 lines). Note that the "proofreaders' marks" (manual markup symbols) illustrated on pages 41 and 42 and also on page 26 are a de facto global standard. &lt;Time: 15 minutes.&gt;</li> <li>4. Read Section 17 except for the exercises (29 lines) and Section 20 except for the exercises (81 lines). &lt;Time: 20 minutes.&gt;</li> <li>5. Find in a Japanese-language legal source a long sentence or a short to medium paragraph that strikes you as particularly unspeakable. Type it, with the citation, and then below it provide a bulleted list of reasons why you consider it difficult to read aloud. (Adapted from the intermediate exercise at the end of Section 20.) &lt;Time: 25 minutes.&gt;</li> </ol>
第5回	<p>推定予習時間 140 分 (内訳 reading 45 分、exercises 95 分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Read Section 23 except for the exercises (69 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</li> <li>2. Find in a Japanese-language legal source a passage that contains too much unnecessary detail. First retype the original passage, with the citation, and then type your corrected version below it. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 23.) &lt;Time: 20 minutes.&gt;</li> <li>3. Read Section 27 except for the exercises (46 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</li> <li>4. &lt;DIFFICULT&gt; In the exercises to Section 27, prepare a response to the advanced exercise (the Group Annuity Policies exercise). To save typing, cut and paste from <a href="http://...同上.../section27.html">http://...同上.../section27.html</a>. &lt;Time: 60 minutes.&gt;</li> <li>5. Read Section 29 except for the exercises (77 lines). &lt;Time: 15 minutes.&gt;</li> <li>6. In the exercises to Section 29, do the basic exercise (the Julia's Damages exercise). Then compare your answer with the model answer on page 216. &lt;Time: 15 minutes.&gt;</li> <li>7. Read Section 30 except for the exercises (47 lines). &lt;Time: 10 minutes.&gt;</li> </ol>
第6回	<p>推定予習時間 160 分 (内訳 reading 45 分、exercises 115 分)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Read Section 32 except for the exercises (126 lines). &lt;Time: 20 minutes.&gt;</li> <li>2. &lt;VERY DIFFICULT&gt; In the exercises to Section 32, reorganize and rewrite the paragraph from an oil-and-gas lease in the intermediate exercise. If you think it necessary, break the paragraph into subparagraphs and add headings. To save typing, cut and paste from <a href="http://...同上.../section32.html">http://...同上.../section32.html</a>. &lt;Time: 45 minutes&gt;</li> <li>3. Read Section 36 except for the exercises (138 lines). &lt;Time: 25 minutes.&gt;</li> <li>4. &lt;DIFFICULT&gt; In the exercises to Section 36, reorganize and rewrite the paragraph from a sale-and-purchase agreement in the first intermediate exercise (the paragraph that begins, "If Seller's production..."). If you think it necessary, break the paragraph into subparagraphs. To save typing, cut and paste from <a href="http://...同上.../section36.html">http://...同上.../section36.html</a>. &lt;Time: 35 minutes&gt;</li> <li>5. Find in a Japanese statute or regulation a passage containing at least two provisos. Rewrite the passage to eliminate the provisos and otherwise improve the style. (Adapted from the advanced exercise at the end of Section 36.) &lt;Time: 35 minutes.&gt;</li> </ol>

第 7 回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1. Read Appendix B.4 (481 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a) How can a multi-unit residential property owner ("you") expect to profit from this contract?</p> <p>(b) How does Time Warner Connect ("we") expect to profit from this contract? How soon?</p> <p>(c) In the signature area at the end of the contract, note that "we" has been organized as a New York general partnership. Why? (Hint: This follows from the answer to the second part of question (b).)</p>
第 8 回	第 7 回と同じ。
第 9 回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1. Read Appendix B.1, including the footnotes (391 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a) Who is the "our client" mentioned in the fifth line of the first paragraph? (Hint: There is no McLean County)</p>
第 1 0 回	第 9 回と同じ。
第 1 1 回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1. Read Appendix B.2, including the footnotes (396 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a) The ADA requires the removal of architectural barriers in pre-ADA facilities "where such removal is readily achievable" (42 USC §12182(b)(2)(A)(iv)). What is the purpose of this provision? (Hint: Use inductive reasoning.)</p> <p>(b) Assume that we are representing Sally Burton. To defeat this motion for summary judgment, what kind of evidence do we need to look for? (Hint: This follows from the answer to question (a).)</p>
第 1 2 回	第 1 1 回と同じ。
第 1 3 回	<p>推定予習時間 120 分 (内訳 reading and thinking 120 分)</p> <p>1. Read Appendix B.3, including the footnotes (656 lines), thinking about the following questions:</p> <p>(a) Assume that, just yesterday, Dr. Alvarez retained us to represent him. To win on the procedural issue (waiver of appellate complaint), what kind of argument do we need to make?</p> <p>(b) Assume that, just yesterday, Dr. Alvarez retained us to represent him. To win on the substantive issue (civil conspiracy), what kind of evidence do we need to look for? (Hint: 鈴木あみ (後、亜美に改名) はなぜ干されたか。)</p>
第 1 4 回	第 1 3 回と同じ。
第 1 5 回	試験

授業科目名	Legal Debate				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	1	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	In this course, we will examine the nature of persuasion, i.e., how to convince other people to see issues and to find solutions that are in agreement with our basic perspective. We will discuss the "art of persuasion" in a variety of different contexts ranging from speechmaking to negotiations to legal argument. The course will be conducted in English and students will be encouraged to compare Western and Japanese methods of persuasion.
2. 関連する科目との関係	None
3. 授業の方法	We will read and discuss a few short articles on the nature of persuasion. We will also analyze a few famous examples of speeches and legal arguments. Finally, we will watch at least one movie that attempts to marshal facts in support of a ideological position.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	None
6. 授業内容（細目）	
第1回	(09月25日) Introduction to course materials and objectives, followed by a short persuasion exercise.
第2回	(10月02日) The elements of persuasion. We will look at when persuasion works and when does not and why. We will also consider what factors are in our control and which are not? Is persuasion something we learn how to do, or is it an innate skill?
第3回	(10月09日) Researching, organizing and presenting facts persuasively.
第4回	(10月16日) We will watch and critique a movie by Michael Moore.
第5回	(10月23日) Persuasion in the context of commercial negotiations. What is leverage, how can/should it be used and how can it be countered?
第6回	(10月30日) Oral argument. We will listen to an oral argument before the US Supreme Court and critique the elements of the argument (use of facts, knowledge of applicable precedents, responsiveness to questions posed by the Justices) on both sides.
第7回	(11月06日) We will read the US Supreme Court opinion in the case we heard argued and discuss whether or not the majority and other opinions are persuasive.
第8回	試験 There will be no final exam or research paper in this course. However, students will be asked to write a very short editorial or memo using the skills learned in the course.
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	



授業科目名	Drafting International Agreements				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	1	配当年次	1・2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	The objective of this one-credit course is to give students who have taken “Legal Writing” an opportunity to apply what they learned. There will be 7 class sessions, utilizing the Monday 4th-period time slot in weeks when no faculty meeting is scheduled. This year’s tentative class dates are 10/1, 10/22, 10/29, 11/5, 11/12, 11/26, and 12/03.
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	
4. 成績評価	非公開
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	（ 月 日）
第2回	（ 月 日）
第3回	（ 月 日）
第4回	（ 月 日）
第5回	（ 月 日）
第6回	（ 月 日）
第7回	（ 月 日）
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	American Law I (Public Law)				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	This course is founded on the premise that international law is defined by the degree that it is accepted by the world's most powerful nation. If true, this implies that neither international law in the abstract nor the reception of international law in Japan can be properly understood without studying the acceptance of international law by the United States. We shall read some of the most recent American cases on point. The federal constitution will be introduced to the extent necessary to understand the cases.
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	
4. 成績評価	非公開
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	American Law II (Private Law)				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	This course will introduce students to the basic principles of American law applicable in the private law area. It is intended to be a survey course, as opposed to an in-depth study of a particular field of law. Naturally, we will compare what we learn about American law with how Japanese law would deal with the same issues. The course will, thus, reinforce and provide comparative insights into the Japanese legal process.
2. 関連する科目との関係	American Law I (Public Law) and any of the separate courses dealing with specific American Law subjects.
3. 授業の方法	We will use a modified Socratic method to read and explore issues presented by the cases.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	McAlinn, Rosen, and Stern, An Introduction to American Law, (Carolina Academic Press, 2005). The book is available from amazon.com. I will sell a limited number of copies at the first class at a substantial discount from the commercial retail price.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Chapter 6 Contracts
第2回	Chapter 6 Contracts
第3回	Chapter 7 Tort and Product Liability
第4回	Chapter 7 Tort and Product Liability
第5回	Chapter 8 Property
第6回	Chapter 8 Property
第7回	Chapter 9 Intellectual Property
第8回	Chapter 9 Intellectual Property
第9回	Chapter 11 Business Law (Corporations)
第10回	Chapter 11 Business Law (Securities)
第11回	Chapter 11 Business Law (Antitrust)
第12回	Chapter 11 (Bankruptcy)
第13回	Chapter 12 Marriage and the Family
第14回	Chapter 13 Marriage and the Family
第15回	試験

授業科目名	American Constitutional Law				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	In this course, we will select three from the most recently concluded US Supreme Court term and analyze them in depth. The objective is to learn how the Supreme Court accepts, considers and decides important cases. Students will gain insights into the American legal process and the working of the Supreme Court, as well as developing skills in reading US cases and supporting materials.
2. 関連する科目との関係	American Law I
3. 授業の方法	We will use a modified Socratic method and class discussion. We will also listen to actual arguments before the US Supreme Court.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text. All of the materials will be available for download online.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the Supreme Court, to how cases are selected and decided, and to how advocates interpret precedents in order to shape arguments intended to influence the creation of new precedents. We will also discuss the role of politics in the Supreme Court.
第2回	We will examine the difference between plurality, majority, concurring and dissenting opinions, and how precedents can be eroded or overruled.
第3回	Case 1 Court of Appeals opinion
第4回	Case 1 Petition for Certiorari and issues presented
第5回	Case 1 Briefs by Petitioner and Respondent; role of Amicus brief, and oral argument
第6回	Case 1 Supreme Court Opinion
第7回	Case 2 Court of Appeals opinion
第8回	Case 2 Petition for Certiorari and issues presented
第9回	Case 2 Briefs by Petitioner and Respondent; role of Amicus brief, and oral argument
第10回	Case 2 Supreme Court Opinion
第11回	Case 3 Court of Appeals opinion
第12回	Case 3 Petition for Certiorari and issues presented
第13回	Case 3 Briefs by Petitioner and Respondent; role of Amicus brief, and oral argument
第14回	Case 3 Supreme Court Opinion
第15回	試験

授業科目名	American Contract Law				
担当者名	茅野 みつる (Mitsuru Claire Chino)				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To provide students with an overview of American contract law; to implement the DNA of professionalism (discursive integrity, noetic courage and analytical rigor).</p> <p>Abstract: This course provides an overview of the rules that, in American law, govern the formation, interpretation, and performance of contracts and remedies for breach of contract. The aim is to show how the rules reflect awareness on the part of the lawgivers, be they legislative or judges, that the contract is a central component of the infrastructure of the economy and must be nurtured as such.</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses in American law, Minpo.
3. 授業の方法	<p>In every American law school, contracts is a required course for 1st-year students, to which 3000 to 5000 minutes of actual class time are devoted. Since there will be, at most, only 1350 minutes of actual class time in this course, the breadth of coverage must be correspondingly reduced.</p> <p>However, though breadth of coverage may be reduced, the instructor intends to make no compromise in terms of classroom discipline, and she will expect all students to maintain exactly the same disciplines as obtained in an American law school classroom, to wit, arriving on time, speaking promptly and always being prepared to state the case when called upon.</p> <p>This class will be conducted in English.</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Robert A. Hillman, Principles of Contract Law (Thomson West), and other case law and materials provided in class.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to American law (federal system; common law system); origins of contract law
第2回	Consideration and the bargain theory
第3回	Requirement of Agreement: Assent and Offer
第4回	Offer
第5回	Acceptance (counter-offer, rejection, mere suggestion) and revocation; Mailbox rule
第6回	Promissory Estoppel; Unjust Enrichment
第7回	Short questions and answers; Statute of Frauds; Remedies; Duty to Mitigate
第8回	Remedies (continued)
第9回	Policing Doctrine; Parol Evidence Rule
第10回	Contract Interpretation
第11回	Condition to performance, order of performance
第12回	Short Questions and Answers
第13回	Grounds for Excusing Performance (Mistake; Impossibility, Impracticability; Frustration of Purpose)
第14回	Summary; Review of Sample Contract
第15回	Exam

授業科目名	American Property Law				
担当者名	ギブンス, スティーブン				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>To provide an overview property rights in the Anglo-American common law. The subject will look at the historical evolution of property rights concepts, and trace the political, economic and philosophical background of the ongoing debate over the function and legitimacy of property rights.</p> <p>Property rights are a cornerstone of capitalism and classical liberalism. This course will address basic questions such as “What is property?” “How did property rights come into being?” “What conditions and limitations does the state place on the exercise of property rights, and why?” We will read classic property cases from the common law tradition as well as contemporary US cases. We will also read works by classical and modern political, legal and economic thinkers on property rights.</p>
2. 関連する科目との関係	There are no formal prerequisites.
3. 授業の方法	We will use the Socratic method intensively to analyze cases and other texts, and sift out their underlying values and policies. The tensions between the goals of fairness and economic efficiency will be explored in a variety of contexts.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Selected cases and texts assembled by the instructor.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Origins of Property
第2回	The Right to Exclude; Trespass
第3回	Wild Animals, Water and the Problem of the Commons
第4回	Finders and Treasure Hunters
第5回	Conquest, Adverse Possession and Prescription
第6回	Property v. Liability
第7回	Pollution and Nuisance
第8回	Eminent Domain
第9回	Zoning
第10回	Slavery; Body Parts; Animal Rights
第11回	Intellectual Property
第12回	Rights of Publicity
第13回	
第14回	
第15回	試験

授業科目名	Corporate Governance & Risk Management				
担当者名	名取 勝也、マクリン、ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	Objective: To provide students with the skills necessary to engage in effective corporate counseling and legal risk management both as in-house and outside legal counsel.  Abstract: Students will be required to examine a variety of areas related to the general field of Preventive Law. We will read a number of leading US and Japanese cases, discuss actual problems experienced working as in-house and outside counsel, and role play.
2. 関連する科目との関係	企業法務 BP・WP、渉外法務 BP・WP
3. 授業の方法	The course will be taught using a problem-based method and class discussion. Class will be conducted in English and Japanese.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to Preventive Law
第2回	Role of In-house versus Outside Counsel
第3回	Finding Facts and Advising Clients
第4回	Problem 1
第5回	Identifying and Managing Legal Risk
第6回	Problem 2
第7回	Corporate Governance
第8回	Problem 3
第9回	OECD Initiatives
第10回	Sarbane-Oxley
第11回	Corporate Social Responsibility
第12回	Codes of Conduct
第13回	Codes of Conduct
第14回	Business & Legal Ethics
第15回	Final Examination

授業科目名	Corporate Finance and Law				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of the law and practice of corporate finance and the theory and practice of project finance</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law and practice of corporate finance and project finance. The course will cover US, English and Japanese law, with a special focus on corporate debt and equity financings and international project finance structures for infrastructure development. The objective of this course will be to introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate finance structures and transactions, such as equity and debt finance, convertible equity and debt securities, bank finance and capital markets securitization structures as one segment of the course, and then will also take a similar approach to introducing students to the basic concepts, legal principles and structures of typical project finance transactions for major infrastructure projects in developing countries and private finance initiatives (PFI) in advanced economies</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、会計学、商法 I・II、企業会計法、企業金融法、金融法実務、金融法務 BP・WP
3. 授業の方法	Instruction will be in English, and will comprise both lectures, case studies and Socratic method for class discussion.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	The method of instruction will utilize a standard us textbook as well as practical materials developed from real transactions to provide students with a view of the practical aspects of legal practice in these fields and the nature of these types of complex financial transactions within a single country and on a cross-border basis.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview to corporate and project finance
第2回	Equity Securities: Rights, Powers and Protections
第3回	Convertible Securities and Options: Rights, Power and Protections
第4回	Debt Securities: Public and Private Debt, Senior and Subordinate
第5回	Corporate Governance
第6回	Enterprise and Securities Valuation
第7回	Securitization
第8回	Venture Capital and Private Equity
第9回	Capital Structure, Leverage and Rating Agencies
第10回	Insolvency, Bankruptcy, Reorganization and Liquidation
第11回	Project Risk Analysis and Mitigation
第12回	Perspective of the Sponsors, Developers and Suppliers
第13回	Perspectives of the Lenders: Debt, Repayment and Security
第14回	Implementation and Operation
第15回	Dispute Resolution and Foreclosure



授業科目名	Forensic Accounting				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	エンロン、ワールドコム、Tyco International、ライブドアなど、会計不祥事が後を絶たないが、このような企業を（不祥事が発覚する前から）クライアントとしてもっている弁護士はどうなるか。証券取引法での賠償責任は免れることがあっても、概して惨憺たる結果に終わる。しかし、このようなトラブルから身を守ろうと思うなら、自ら不正会計を見抜く力を身につける以外方法がない。本授業の到達目標はそれである。
2. 関連する科目との関係	春学期の「企業会計法」の応用版として位置づけたい。
3. 授業の方法	財務諸表上の不正処理を理解するためには、まず財務諸表がどう作成されるかを理解する必要がある。即ち、複式簿記、修正及び決算記入、並びに財務諸表作成手順等についての理解である。 新しい科目なので、本授業の潜在的な履修希望者がどれほどこれらを理解しているかを把握していない。従って、担当者の許可を得て、今年度春学期の「企業会計法」を視察したい。その結果をみて、本授業で簿記・会計の修得にどれほどのウェイトを置くかを決めたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	未定。3で記したように、今年度春学期の「企業会計法」を視察してから決めたい。
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	試験

授業科目名	Multinational Corporations & Law				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	The first objective of this course is to examine the nature and role of multinational corporations in the global economy. We will then consider the extent, if any, to which there is, or should be, an effective regulatory regime capable of monitoring and policing the activities of MNCs. In particular, we will examine the movement towards Corporate Social Responsibility to determine whether it is a meaningful public interest initiative or an attempt to avoid regulation by MNCs. We will look at the degree to which principles of public international law have been privatized and whether this is a trend promoted by MNCs for their benefit, or whether it is in the best interest of nations, developed and developing alike.
2. 関連する科目との関係	Company Law, International Business Transactions and Public International Law
3. 授業の方法	This class will operate like a seminar.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No textbook. We will have selected readings of materials largely available on the Internet.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Basic principles of public international law, who has standing, who has rights, and the emergence of private actors.
第2回	Basic principles of corporate law, stakeholders, theories of personality, and governance in general.
第3回	The scope of MNC activity globally and efforts to regulate it effectively, i.e., Global Compact, Valdez Principles, International Organizations, NGOs, etc. Students select theme for final paper.
第4回	Watch the movie "The Corporation"
第5回	Watch the movie "The Corporation"
第6回	Codes of Conduct
第7回	Codes of Conduct Outline of paper submitted
第8回	Oral presentation re theme of paper by each student
第9回	Corporate Social Responsibility
第10回	Corporate Social Responsibility
第11回	Corporate Social Responsibility
第12回	Public international law and private international law convergence; free trade
第13回	EPAs, FTAs and BITs; dispute resolution
第14回	Final presentation of paper by each student
第15回	試験

授業科目名	M&A and Strategic Alliances				
担当者名	グロンディン, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances; To introduce students to the basic concepts, legal principles and structures of standard corporate merger and acquisition structures and transactions that can be used in Japan domestically and for cross border transactions, such as equity share exchanges, triangular acquisitions with second step mergers, going private transactions, leveraged acquisitions and acquisition finance, use of convertible equity and debt securities and off-balance sheet aspects of structured transactions.</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects of the law of mergers, acquisitions and strategic alliances. The course will cover US and Japanese law, with a special focus on cross-border M&amp;A. In relation to global strategic alliances, the course will focus on basic joint venture transaction structures as well as other types of looser global alliance structures and the basic concepts and legal principles typical for such transactions, including termination and dispute resolution mechanisms</p>
2. 関連する科目との関係	Other courses on American Law、商法 I・II、企業法務 BP・WP、渉外法務 BP・WP
3. 授業の方法	This course will use a modified Socratic method and discussion. Class will be conducted in English.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	A standard US casebook will be used in this class. Practical materials developed from real transactions will be referred to.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview to the law of mergers, acquisitions and strategic alliances
第2回	Friendly and Hostile Mergers and Acquisitions
第3回	Power and Fiduciary Duties of the Board of Directors
第4回	Shareholder Voting and Appraisal Rights; Proxy Regulations
第5回	Antitakeover Statutes and Other Defenses
第6回	Registration, Disclosure and Clearance Requirements (US, Japan and International)
第7回	M&A Agreements: Structure and Practice, Share versus Asset Transactions
第8回	M&A Agreements: Representations and Warranties, Indemnities, Holdbacks and Remedies
第9回	M&A Agreements: Labor, Management, and Intellectual Property and Successor Liability
第10回	Accounting and Tax Issues
第11回	Strategic Joint Ventures: Strategies and Structures
第12回	Negotiating Joint Ventures
第13回	Defining Terms—Scope, Competition, Term & Termination
第14回	Implementation and Operation
第15回	Strategic Alliance

授業科目名	International IP Licensing Agreements				
担当者名	ウェクスラー, ジェフリー、ジョンソン, エドワード、マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>To provide students with overviews of:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• International licensing of intellectual property;</li> <li>• The agreement negotiation process; and</li> <li>• Roles of in-house and outside counsel.</li> </ul> <p>To give students the experience of analyzing and advising on legal matters in the real-world manner of business lawyers.</p> <p>Students will review types of intellectual property, and study the roles of in-house and outside counsel, analysis of business communications, the agreement negotiation process (including term sheets, memorandum of understanding and non-disclosure agreements) and components of a cross-border intellectual property license agreement.</p>
2. 関連する科目との関係	Contracts; intellectual property.
3. 授業の方法	The course will be taught using an interactive method where students play the roles of counsel for a licensor or licensee and negotiate issues with the other side. To succeed, students must spot issues, think, analyze and present points of view as would legal counsel for a business. The class will be conducted in English. Students will be expected to be prepared for each class, attend each class, and participate actively and enthusiastically.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>There is no textbook for the class. The instructors have designed a set of materials based on a hypothetical negotiation between a license and licensee. Students will read e-mail correspondence among the parties, different personnel inside each party, and various legal and non-legal advisers. Students will then negotiate draft agreements exchanged between the parties</p> <p>Students will be encouraged to use library materials and on-line resources to study basic forms of intellectual property such as copyright, patent, trademarks and trade secrets to maximize time in class devoted to discussions of the licensing of these types of assets.</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to Licenses
第2回	Licensable Intellectual Property; Introduction to Principal Case (hypothetical case)
第3回	Non-Disclosure Agreements
第4回	Understanding the Business; Roles of In-house and Law Firm Counsel
第5回	Licensing vs. Joint Ventures and Other Alternatives
第6回	License Agreement -- Preamble, Recitals, Definitions, Grant Clause
第7回	License Agreement -- Grant Clause (continued)

第 8 回	License Agreement -- Paid and Being Paid (initial fees, continuing fees, audits, revenue recognition)
第 9 回	License Agreement -- Improvements, Moral Rights, Confidentiality
第 1 0 回	License Agreement -- Representations and Covenants
第 1 1 回	License Agreement -- Legal Action, Indemnities, Limitations
第 1 2 回	License Agreement -- Termination, Dispute Resolution and Enforcement
第 1 3 回	Licensing and Bankruptcy; Source Code Escrow
第 1 4 回	Open and Unfinished Topics, Questions and Answers (1)
第 1 5 回	Questions and Answers (2), Wrap-up, Distribution of Final Examination

授業科目名	WTO Law				
担当者名	マキロイ, ロバート				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>WTO法の勉強は、憲法の勉強と同様、成文法の全体的構造の学習から始めなければならない。法律用語の細かい解釈や最新の紛争事例の紹介はその後ですればよい。</p> <p>WTOに関しては成文法の量の多さ（和文だけで数百ページ）がこのアプローチを難しくするが、諦めてはならない。下記の「教材」で記したように、315ページの和英対照WTO条約集を用意しているので、これをもれなく修得することを目指す。</p> <p>また、本来国際条約を解釈するときは先ず両方の言語で読むということが鉄則であるが、この習慣を身につけさせることが本授業の二次的な目的である。</p>
2. 関連する科目との関係	秋学期の「国際経済法」への前哨戦として位置づけたい。
3. 授業の方法	This course will be taught in English, using the Socratic Method.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	マラケシュ協定並びにその附属書に含まれている20の協定及び関係文書（TRIPS第31条の2とその附属書を含む。）の和英対照版を履修者に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	試験

授業科目名	International Dispute Resolution				
担当者名	井上 治、中村 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際紛争解決のための国際訴訟及び商事仲裁を中心とするADR（裁判外紛争解決）の主要な論点についての基本的知識を習得することである。
2. 関連する科目との関係	本講義は、「民事手続法」、「裁判外紛争解決」について国際的視点からアプローチするものであり、これらの科目と密接な関連性を有する。また、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」などとも関連性を有する。
3. 授業の方法	講義方式で行うが、各問題点について議論も取り入れながら進める。プロブレム・メソッドも用いる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として①小林秀之『国際取引紛争（第3版）』（弘文堂・2003年）及び②中村達也『国際商事仲裁入門』（中央経済社・2001年）を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際訴訟のガイダンス 国際訴訟の実例を取り上げて国境を越えて繰り広げられる国際訴訟のダイナミズム及び紛争解決の実務の現状について概観する。
第2回	国際紛争解決の実際① 国際紛争解決に関する著名なケースを紹介し、国際訴訟において典型的に現れる主要な法的論点について分析する。
第3回	国際紛争解決の実際② 国際紛争解決に関する著名なケースを紹介し、国際訴訟において典型的に現れる主要な法的論点について分析する。
第4回	法廷地の選択と国際裁判管轄 法廷地の選択について、学説、米国のケース等を紹介しつつ、国際訴訟における管轄などについて検討する。
第5回	国際訴訟競合 日本と諸外国において訴訟が競合する複雑な国際訴訟の場面における、訴訟手続きの進め方について検討する。
第6回	国際司法共助 送達、証拠調べなどの場面において日本及び諸外国との間で実施される国際的な協力関係の仕組みについて解説する。

第7回	外国判決の承認及び執行 外国判決の承認・執行手続きについて検討する。
第8回	国際仲裁のガイダンス 仲裁の意義、特徴、法源、仲裁機関、実務の現状等について概観する。
第9回	仲裁手続の開始 国際仲裁における仲裁地の意義・選択、機関仲裁とアド・ホック仲裁、仲裁手続費用、仲裁規則と仲裁法、仲裁合意存否の争い等を取り上げ、検討する。
第10回	仲裁人の選任、審理手続の開始 仲裁人の資格、仲裁人の選任方法、仲裁合意の分離独立性 (Separability)、仲裁合意の準拠法、仲裁合意の方式等を取り上げ、検討する。
第11回	仲裁条項のドラフティング 仲裁条項のドラフティングを取り上げ、実務上の留意点を中心に検討する。
第12回	仲裁権限の争い、暫定的保全措置、和解協議 コンペテンス・コンペテンス (Competence/Competence)、仲裁廷による暫定的保全措置、仲裁人による和解の斡旋等を取り上げ、検討する。
第13回	仲裁人の忌避、審理手続、仲裁判断 仲裁人の公正性、独立性、忌避手続、仲裁判断の基準、仲裁判断の作成等を取り上げ、検討する。
第14回	仲裁判断の取消し、承認・執行 仲裁判断の取消制度の意義、外国仲裁判断の承認・執行要件等を取り上げ、検討する。
第15回	試験



授業科目名	フランス法Ⅱ				
担当者名	橋本 博之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	公法系の必修科目の履修を前提に、比較法的観点から公法学に関する理解を深めるとともに、ヨーロッパ大陸系の公法学全体に関する基礎的知識の習得を目的とする。 講義は、フランス革命から現代に至るフランス憲法史について概観した後、比較法的モデルとして重要なフランス行政法理論について、行政裁判制度の位置付けの問題を中心に論じる。 講義の到達目標は、比較法的考察・歴史的考察とおして、日本の公法学に関する高度な理解を得るための方法と能力を獲得することにある。
2. 関連する科目との関係	必修科目である「憲法」・「行政法」・「憲法総合」・「公法総合」の各科目において展開される日本の公法に関する実定法教育との関連づけに特に留意し、日本の実定法を習得に関する「厚み」を増すという観点から、フランス公法の講義を行うものとする。したがって、受講生は、日本の公法に関するアクチュアルな解釈論上・立法論上の論点との具体的な関連の下に、比較法としてのフランス公法を学ぶものとする。
3. 授業の方法	講義形式であるが、演習に近い形式で行われる。受講生は、事前に指定された文献について予習して基礎的知識を得ることとし、講義では、講師による比較法的・歴史的観点から思考を深めるための問いに答え、自らの思考を深化させるものとする。講義においては、随時レポート提出を求め、双方向のやりとりを重視する。フランス語の文献につき、基礎的な読解力が必要である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	日本語・フランス語の文献について、適宜配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	フランス公法を学ぶ意義 全体の導入として、日本の法務研究科においてフランス公法を学ぶ意味について確認をする。フランス公法の比較法的モデル性、日本の公法学との結びつきを中心に理解を深める。
第2回	フランス憲法史① 大革命以降のフランス憲法史について、オーリウによる循環理論などの基本的枠組みを説明した後、大革命期の憲法の変遷について概観する。
第3回	フランス憲法史② 19世紀を通じたフランス憲法体制の歴史的変遷について、基本的な事柄を学ぶ。特に、第3共和制の成立過程に注目し、そこで展開された公法学説の発展について説明する。
第4回	フランス憲法史③ 20世紀のフランス憲法史について、2度の世界大戦のインパクトや、現代フランスにいたる統治体制の変遷について学ぶ。
第5回	フランス行政法の基本構造① フランス行政法の歴史的的特色とそのモデル性について、講義を行う。
第6回	フランス行政法の基本構造② フランス行政法の基本構造に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。

第7回	フランス行政法の基本構造③ フランス行政法の基本構造に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。
第8回	中間まとめ。フランス公法理論と日本の公法学 第7回までの学習を前提に、フランス公法理論について、日本の公法学の関係する論点と、比較検討を行う。
第9回	フランス行政訴訟の基本構造 行政法の母国として比較法上のモデルとなっているフランス行政訴訟制度について、その歴史性に留意しつつ講義を行う。
第10回	行政訴訟① フランス行政訴訟に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。
第11回	行政訴訟② フランス行政訴訟に関する基礎的文献を素材に、双方向の議論を行う。
第12回	行政訴訟③ フランス行政訴訟において、行政活動の適法性がどのようにコントロールされるのか、越権訴訟の仕組みを中心に学ぶ。日本の行政事件訴訟法との対比に、特に注意を払う。
第13回	行政訴訟④ 現在のフランス行政訴訟の改革について、EU法とのハーモナイゼーションという側面に注目しつつ、講義を行う。
第14回	フランス型行政制度 講義全体のまとめとして、現代フランスの行政制度の公法理論上の特色について、整理する。
第15回	試験

授業科目名	フランス法Ⅲ 【隔年開講】				
担当者名	金山 直樹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	フランス私法の根幹を占める債務法の最新状況を勉強する。
2. 関連する科目との関係	フランス法Ⅰの他、民法系の各科目
3. 授業の方法	仏書講読の形式で行なう。ただし、テキストに英訳が刊行される予定であり、その通りになれば英語で参加することも可能である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス
第2回	債務法の法源
第3回	契約の成立
第4回	契約の有効性??同意??
第5回	契約の有効性??能力と権限??
第6回	契約の有効性??目的??
第7回	契約の有効性??コース??
第8回	契約の有効性??方式??
第9回	契約のサンクション
第10回	債務の諸態様
第11回	債務の履行
第12回	債務不履行
第13回	原状回復
第14回	合意の第三者効
第15回	予備

授業科目名	ドイツ法 I				
担当者名	江口 公典				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>ドイツ法 I では、ドイツ法のうち最も広い意味における私法の領域を対象として、2 年次以降の受講生がわが国における法曹養成とりわけ実務法曹養成の観点から必要な知見ないし有益な知見を獲得することを目的とする。第 1 の到達目標は、明治期以来わが国の法秩序の形成・発展に大きな影響を与えてきているドイツ法について、歴史的な展開の側面を含めてその特徴を理解することであり、第 2 の到達目標は、現代の国際取引等の主要な相手方としてのドイツを念頭に置いて、経済法等の主要分野について基本的知識を獲得することである。</p> <p>なお、ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠となる。時間の制約はあるが、一定の時間をドイツ語文献の講読に当てる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>ドイツ法 II の履修によってドイツ法を総合的に学習することが望ましい。また、個別問題について多数の科目が置かれているアメリカ法のほか、複数の諸国の法秩序に関する基礎的な知見を深めることとおして、広い視野に立って法律家としての素養を身につけることが望まれる。さらに、ドイツ法をはじめとする外国法の知識を深めておくことは、基本科目、選択科目に含まれる各実定法の問題点ないし争点について検討する場合に、比較検討の素材を豊にすることにつながる。</p>
3. 授業の方法	<p>1～6 回では、基本的に通常の講義形式を採用する。7～14 回では、ドイツ語文献を講読する。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>村上淳一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門』（改訂第 5 版、有斐閣刊）、その他ドイツ語文献・資料等に基づいて授業を行う。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(1)</p> <p>「ドイツ」法に関する考察を進める基礎的作業として、西ローマ帝国の滅亡（5 世紀）、フランク王国の東西分裂（9 世紀）を経てドイツという観念が成立して以降、神聖ローマ帝国の枠組みの下において封建社会が進展し、さらにドイツ帝国が成立する 19 世紀後半までの歴史的展開について概説する。また、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第 2 回	<p>ドイツ法の歴史的基礎(2)</p> <p>「歴史的基礎(1)」で取り扱った時期以降、現在までの歴史的展開（①ドイツ帝国成立〔1871 年〕以降の展開、②第 1 次世界大戦とワイマール共和国、③ナチス支配と第 2 次世界大戦、④戦後復興、東西分裂、統一）について述べ、それぞれの歴史的段階に即して法秩序の概要を論じる。</p>
第 3 回	<p>ドイツ私法概説(1)</p> <p>ドイツ民法を概説する（総則・債権法・物権法・家族法）。また、近時の債権法改正の経緯と内容について詳述する。さらに、ヨーロッパにおける民事法分野の平準化の動向およびわが国民事法に対するそのインパクトについて、総説的に検討する。</p>
第 4 回	<p>ドイツ私法概説(2)</p> <p>商法、労働法を取り上げ、基本構造、特質および日本法との比較の観点に重点を置いて概説する。</p>
第 5 回	<p>ドイツ経済法概説(1)</p> <p>ドイツ経済法の概要を解説する。</p> <p>①「経済法」概念の成立と経済法の展開（歴史的検討）</p> <p>②（主に W. Fikentscher, Wirtschaftsrecht の体系的整理に基づく）現行法の解説</p> <p>③わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen）について序論的検討</p>

第6回	ドイツ経済法概説(2) 第5回の検討(とくに上述③)を踏まえて、競争制限防止法に関する各論的検討を行う。わが国独占禁止法とドイツ競争制限防止法の間には、現代の独占禁止法制としての共通点がみられる一方で、規制対象となる競争秩序侵害類型の体系の点やサンクションのあり方の点で大きな相違があることも否定できない。このことに留意しながら、カルテル、垂直制限等の主要な規制について踏み込んだ考察を加える。
第7回	中間とりまとめ 第1～6回について受講生からの質問を受け、質疑応答を行う。 また、ドイツ法文献講読(第8～14回)の進め方について説明し、ドイツ語能力の問題等について問題点を解明する。
第8回	ドイツ法文献講読(1-1) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen を講読する。(講読する文献は、近代市民法秩序の変容と社会法分野の生成を分かりやすく論じた小論文である。)
第9回	ドイツ法文献講読(1-2) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。
第10回	ドイツ法文献講読(1-3) Hugo Sinzheimer, Der Wandel im Weltbild des Juristen (法律家の世界像における変遷) を講読する。
第11回	ドイツ法文献講読(2-1) わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen)を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。この回と次回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。今回は、カルテル禁止、市場支配的企業の濫用行為の規制を取り上げる。
第12回	ドイツ法文献講読(2-2) わが国の独占禁止法の場合と同様に、ドイツ経済法制の基本法である競争制限防止法を素材として、ドイツ法文献講読への導入を図る。前回と今回では、競争制限防止法の主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、わが国独占禁止法との比較検討を行う。今回は、市場支配的企業集中の規制、垂直的競争制限行為の規制を取り上げる。
第13回	ドイツ法文献講読(3-1) 民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。
第14回	ドイツ法文献講読(3-2) 民法(債権法)改正およびヨーロッパにおける民事法の平準化に関する標準的なドイツ語文献を講読する。
第15回	まとめ 受講者の質問および担当者の問題提起により、講義の成果をとりまとめ、将来の課題を確認する。

授業科目名	ドイツ法Ⅱ				
担当者名	オステン, フィリップ				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>ドイツ法Ⅱでは、ドイツ法のうち広義での公法の領域を主たる対象とし、とりわけ憲法と刑事法を中心とした法制度・司法制度の全体像、その理論と実務に関する基本的な知識を習得することを目的とする。</p> <p>本授業の第一の到達目標は、日本法に多大な影響を与えてきたドイツ法の形成過程、その歴史的背景および今日における主要な論点を比較法的な観点から学習することであり、第二の到達目標は、ドイツ法・ドイツ法学に関する原書（ドイツ語文献）を理解できるようにすることである。</p>
2. 関連する科目との関係	「ドイツ法Ⅰ」の履修によりドイツ法を総合的に学習することが望ましい。
3. 授業の方法	<p>1～10回では、原則として通常の講義形式を採用する。11～15回では、ドイツ語文献を講読する（ドイツ法に関する個別的法律問題を独力で解決するためには、ドイツ語能力が不可欠であるため）。</p> <p>なお、開講時に、履修者の希望や語学力等を考慮し、授業の順番・形式を変更することもある。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各ユニットに対応したレジュメ等を配布し、関連文献・資料（ドイツ語文献等も含む）に基づいて授業を行う。参考書として、村上淳＝守矢健＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門〔改訂第6版〕』（有斐閣2005年）がある。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション：何のためのドイツ法か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－問題意識：外国法と比較法</li> <li>－日本法の母法としてのドイツ法</li> <li>－日本におけるドイツ法の継受</li> </ul>
第2回	<p>ドイツ法の形成（1）</p> <p>ドイツ法史概説：中世、神聖ローマ帝国等を経て、ドイツ帝国が成立する19世紀までのドイツにおける法思想の歴史的展開について概観する。</p>
第3回	<p>ドイツ法の形成（2）</p> <p>パンデクテン法学とその影響 — 民事法、公法、刑事法</p>
第4回	<p>ドイツ法の形成（3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ワイマール共和国とその挫折</li> <li>－ナチス支配 — 第三帝国における(不)法</li> <li>－敗戦と戦後処理：法による「過去の克服」</li> </ul>
第5回	<p>ドイツ連邦共和国基本法の体制（1）</p> <p>3回にわたり、憲法（ボン基本法）の概要および同法が各法分野に与えた影響、行政法の発展、戦後の公法秩序と司法制度などについて概説する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－憲法の基本原理（法治国家原理を中心に）</li> <li>－国家統治制度</li> </ul>

第6回	ドイツ連邦共和国基本法の体制（2） －連邦憲法裁判所 －憲法下の行政法 －社会国家原理：社会法と労働法
第7回	ドイツ連邦共和国基本法の体制（3） －司法制度と司法改革 －法曹養成制度 （記録映画『日独裁判官物語』なども題材にして）
第8回	ドイツの刑事法と刑事法学（1） －ドイツ刑法典 －刑事政策の発展 －犯罪論の発展 （日独比較を軸として）
第9回	ドイツの刑事法と刑事法学（2） －ドイツの刑事手続法 （ドイツ刑事訴訟法およびその関連法規〔裁判所構成法等〕の基をなす諸概念〔起訴法定主義、職権主義、糾問主義〕など） －刑事法のヨーロッパ化（平準化）・国際化
第10回	欧州連合（EU）とドイツ法 －欧州統合の歴史、欧州連合の機関 －欧州共同体法、EU法とドイツ法
第11回	ドイツ法文献講読（1） 受講生のドイツ語能力・希望等に合わせ、ドイツ法思想上重要な論文（例えば、Radbruchの法哲学などが考えられる）を素材としてドイツ法文献講読への導入を図る。また、ドイツ法文献の調査のし方についても説明を行なう。
第12回	ドイツ法文献講読（2） ドイツ憲法や刑法の原文から主要条文を取り上げ、翻訳、解釈、日本法との比較検討等を行う。
第13回	ドイツ法文献講読（3） 体系書、コンメンタールからの抜粋など、憲法に関する基本文献を素材として、法律文献の読み方を学習する。
第14回	ドイツ法文献講読（4） 体系書、コンメンタールからの抜粋など、刑事法に関する基本文献を素材として、法律文献の読解力を一層深めることが目指される。
第15回	ドイツ法文献講読（5）および本授業の総括 ドイツ法文献講読(1)～(4)における学習を踏まえて、公法関係の判決文を講読する。 さらに、「ドイツ法 II」の授業全般について、質疑応答を行ない、また、履修者の希望に応じて今後のドイツ法との接し方などについても指導を行なう。

授業科目名	イギリス法				
担当者名	島田 真琴				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>イギリス法は、イギリスの国内法であると共に、米国やカナダ、オーストラリアその他英連邦諸国の法制度のモデルであり、金融その他の国際取引の準拠法として広く使用されているので、国際法務に従事する上で、その基礎知識が不可欠である。</p> <p>本授業では、イギリスの司法制度、裁判制度及び契約法を中心にイギリス私法を概説した上、その応用として、イギリス法に準拠した典型的な取引契約（国際商品取引、国際融資契約、船舶ファイナンス、共同建設プロジェクト等）の内から適当な題材を選び、その基本的な仕組みとこれに関する法律問題を検討する。</p> <p>本授業の到達目標は、日本の法曹として国際取引法務に従事する上で必要なイギリス私法の基礎知識を修得することである。ここで得た基礎知識により、国際取引実務に直結した他の選択科目（「渉外法務ワークショップ・プログラム」等）で、より高度な学習を可能にする能力を身につけることが目指される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>イギリス法上の諸制度を日本の民法及び取引実務と対比しながら授業を進めるので、1年次に配当される民法科目を理解していることが受講の前提となる。本授業を受けることにより、比較法的な見地から日本法をより深く理解できる。</p> <p>他の選択科目として関連性が高いのは、「国際商取引法」、「国際取引法実務」、「国際金融取引法実務」、「渉外法務ベーシック・プログラム」及び「渉外法務ワークショップ・プログラム」である。これらの科目における授業内容を正しく理解し、確実に身につけるためには、国際取引の土台を成しているイギリス私法の基礎を一通り学習しておくことが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>判例、文献リスト及びテーマに関連する質問事項を列記したレジュメを事前配布し、これに従って学生に発問しながら適宜に討議する方法で授業を進める。また、授業中にワークショップの時間を設け、学生はグループに分かれて、ケーススタディ、契約書の検討、ドラフト、ロールプレイなどを行う。授業は日本語で進行するが、ワークショップで使用する資料の大半は英文である。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>拙著「国際取引のためのイギリス法（慶應義塾大学出版会）」を教科書として進める。また、ワークショップでは、講師があらかじめ配布するレジュメ及び契約書、判例コピーなどの資料を利用する。参考文献は、第1回目の授業で紹介する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イギリス法に準拠する国際取引および法曹の役割</p> <p>イギリス法はどのような種類の国際取引に使用されているか、なぜ準拠法として選択されるのか、これらの取引に英国弁護士（Barrister 及び Solicitor）、日本弁護士がそれぞれどのように関与しているか、どのようにしてイギリス法を学習すればよいか等について紹介する。</p>
第2回	<p>イギリスの司法制度について及び判例の読み方</p> <p>イギリスの裁判制度及びコモンローを初めとするイギリス法の法源について、日本の裁判制度や司法制度と比較しながら説明する。また、判例法がどのように確定し、法源として機能するのかについて具体的な事例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ1（コモンロー判例の分析）：学生はレター・オブ・インテントに関する判例を分析し、裁判所がどのような判例法を定めたのか、及びその実務的な意義を検討する。</p>
第3回	<p>契約の成立要件 (1) - Offer and Acceptance について</p> <p>イギリス法上の契約成立要件の一部である Offer 及び Acceptance について、様々なタイプの契約における具体的な内容、方法を、判例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ2（契約の成立に関するケーススタディ）：学生は、契約の成立に関する伝統的な判例における裁判官の説示内容を検討の上、これを利用した演習事例の解決方法を討議する。</p>
第4回	<p>契約の成立要件 (2) - Consideration について</p> <p>イギリス法上の契約成立要件の一部であり、かつ日本法とは全く異質な法概念である Consideration（対価、約因）に関する諸問題を、判例を紹介しながら検討する。さらに、Consideration のない合意に拘束力を生じさせるための重要な法原則である Promissory Estoppel（禁反言の原則）を紹介する。</p> <p>ワークショップ3（Promissory Estoppel に関するケーススタディ）：学生は、判例に示されている事案の内容を検討の上、当該事件は Promissory Estoppel の抗弁が認められる事例であるか否かを討議する。</p>



第5回	<p>契約の成立要件 (3)・ Contractual Intention</p> <p>イギリス法上の契約成立のためのその他の要件である <b>Intention to create legal relations</b>、<b>Certainty</b>、<b>Completeness</b> などについて、判例を紹介しながら検討する。</p> <p>ワークショップ4 (契約の成立に関するケーススタディ)：学生は、判例分析を通じて、裁判所が、実際の契約交渉過程中的のある時点における契約成立を認定する上で、<b>Common Law</b>の諸原則をどのように適用するのかについて検討する。</p>
第6回	<p>契約前書面 (Pre-contractual documents) について</p> <p><b>Letter of Intent</b>、<b>Letter of Commitment</b>、<b>Heads of Agreement</b> など、契約交渉中に取り交わす書面の目的、機能及びイギリス法上の法的効果を検討する。</p> <p>ワークショップ5 (契約前書面の法的性質に関するケーススタディ)：判例を検討して、契約前書面で用いられる用語及び法的効果を研究する。</p> <p>ワークショップ6 (契約前書面のドラフト及び契約交渉のロールプレイ)：学生は、<b>Commitment Letter</b>を発行する側と受け取る側の2つのグループに分かれて、それぞれに有利なドラフト・レターを作成する。さらに、両グループ間でドラフトを交換し、互いに交渉し、書面の文言を合意して完成させる。</p>
第7回	<p>不実表示及び錯誤 (Misrepresentation, Mistake) について</p> <p><b>Representation</b>の意義、効果について判例を紹介しながら検討する。更に、<b>Mistake</b>に関する最近の判例の動向、<b>Misrepresentation</b>との相違などを検討する。</p> <p>ワークショップ7 (<b>Misrepresentation</b>に関するケーススタディ)：学生は、<b>Misrepresentation</b>、<b>Mistake</b>が争点となる事例を分析し、判例を利用しての事案解決手法を学習する。さらに、同じ事案の準拠法が日本法であった場合における解決方法との違いを検討する。</p>
第8回	<p>契約の条項 - <b>Conditions</b>、<b>Warranties</b>、<b>Innominate terms</b> について</p> <p>イギリス法に基づく契約条項の種類として、<b>Warranties</b>と<b>Conditions</b>とがあるが、これらの違い、実際上の区別の仕方などについて判例を中心に検討する。</p> <p>ワークショップ8 (国際金融取引に関する契約条項の検討)：学生は、国際取引実務において使用されている銀行ローン及び保証契約書を用いて、<b>Representations</b>、<b>Warranties</b>、<b>Conditions</b>、<b>Undertakings</b>、<b>Event of Default</b>など各条項の役割、効果を検討する。</p>
第9回	<p>契約の解釈及び責任免除規定 (<b>Exclusion Clause</b>) について</p> <p><b>Parol Evidence Rule</b>など、イギリス法上の契約解釈の一般原則とその例外を紹介する。さらに、いわゆる責任免除規定の効果、解釈原理について、一般原理と<b>Unfair Contract Terms Act</b>の適用がある場合とに分けて紹介する。</p> <p>ワークショップ9 (製造請負契約の解釈)：学生は、複数国の企業間における機械製造請負契約における下請会社の報酬債権請求に関する判例を検討し、裁判所が契約条項をどのように解するかを討議する。</p>
第10回	<p>契約の変更及び契約上の権利義務の移転 - <b>Variation</b>、<b>Assignment</b>、<b>Novation</b> について</p> <p><b>Variation</b>、<b>Rescission</b>、<b>Waiver</b>の意義、要件を紹介し、さらに、<b>Assignment</b>と<b>Novation</b>の違いを中心に、契約上の地位を移転するための手法と限界を検討する。</p> <p>ワークショップ10 (契約条件の変更に関するケーススタディ)：学生は、ケニアの供給業者とエジプトの商社との間のイギリス法に準拠したコーヒー豆売買契約に関する事例を検討し、当該事実関係の下で契約条件の変更があったか否かを討議する。</p>
第11回	<p>契約の終了 - <b>Termination</b>、<b>Frustration</b> について</p> <p>契約違反解除、合意解約など契約の終了原因とその要件、効果を概観した上、イギリス法独自の原理である<b>Frustration</b>に関する<b>Common Law</b>及び法令を紹介し、イギリス法に準拠する契約において不可抗力条項 (<b>Force majeure clause</b>)を合意していない場合にどのような問題が生ずるかを検討する。</p> <p>ワークショップ11 (不可抗力条項のドラフト)：学生は、イギリス法上の<b>Doctrine of Frustration</b>の適用を避けるためにはどのような不可抗力条項が必要かを検討して、そのドラフトを作成する。</p>
第12回	<p>契約違反の救済措置及び信託制度 - <b>Remedies</b>、<b>Equity and Trusts</b> について</p> <p><b>Common Law</b>に並ぶイギリスの重要な判例法である<b>Equity</b> (衡平法)に基づく信託制度を概説し、これがイギリス法上どのような役割を担っているか、具体的な事件を紹介しながら説明する。さらに<b>Common Law</b>及び衡平法上の救済措置について紹介する。</p> <p>ワークショップ12 (衡平法上の救済措置に関するケーススタディ)：イギリス企業とインド企業間の石油パイプライン設備のリースに関する事例を検討し、衡平法上どのような救済措置が可能かを考慮しながら判決内容を予測する。</p>
第13回	<p>セミナー (1) - イギリス法に準拠した国際融資契約</p> <p>ユーロ金融市場及びユーロ・ローン及びシンジケート・ローンの仕組みを解説した上で、あらかじめ配布した国際融資契約書の雛形 (英文)に基づいて、個々の契約条項の法的な意味、目的及びこれに関する法律上の問題点を、すでに学習したイギリス法上の諸概念、諸原則を用いて検討する。</p> <p>ワークショップ13：学生は、グループに分かれて、国際融資取引において特定の目的を達成するためにはどのような条項が必要であるかを検討し、当該条項を作成し、これについて討議しながら国際融資契約書作成の基礎を学習する。</p>
第14回	<p>セミナー (2) - イギリス企業の買取り</p> <p>日本の会社がイギリスの会社を買収する場合を想定し、<b>public takeover</b>と<b>private acquisition</b>との違い、買収方法の選択、契約交渉、<b>Due Diligence</b>、契約締結、履行完了までの手続きの流れ及び特に注意すべき法令や規則を紹介し、さらに株式売買契約の主要な条項を既に学習したイギリス法上</p>

	の諸概念や諸原則を用いて検討する。 ワークショップ14：株式売買契約のドラフトを検討して、契約条項のミスや不利な条項を抽出し、望ましい契約条項の対案をドラフトする。
第15回	試験

授業科目名	中国法				
担当者名	近藤 丸人				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	受講生が将来法律実務家として中国に関する渉外法務に携わるための必要な知識を身につけ、実務家として必要とされる問題解決能力、及び応用力を身につけることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	中国における経済活動及び中国との経済活動に関連する外為法並びに貿易取引に関する各法及び信用状統一規則等に関する講義及び演習も折に触れ行う。
3. 授業の方法	中国に関する渉外法務に携わる法律実務家になる資質としては、 ①カウンターパートである中国の法律実務家の考え方を理解し、 ②クライアントとなるビジネス現場のニーズを知る必要があると考える。 ①に対応するため、1)中国法体系、2)契約法、商法 3)公司法、4)知的財産権法、5)外国企業による投資形態、6)紛争解決制度について基礎的な知識と実務上の問題状況を理解し、且つ自ら情報収集を行えるようになることを到達目標とする。 具体的には右到達目標は講義及びセミナーにより実現される。 ②に対応するため、A)基礎的な知識を得た分野に関連して、典型的な問題とそれへの対応に必要なことは何かを知るとともに、B)予期せぬ事態に対して実務的な問題を発見し、軽重を判断し、且つそれへの対応可能な能力を身につけることを到達目標とする。 具体的には、右到達目標 A)B)は次の授業手法によって実現される。1)紛争事例について論点抽出と判断を求める(セミナー)、2)契約書作成実務において限られた時間内でコメントを出す(グループワークジョブ)、3)契約書作成実務(セミナー:プレゼン)により実現される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	基礎的知識の取得に関しては、予め資料を通知する場合もある。講義に際しては適宜プリント等を提供する。 中国語の原文教材も使用する。必要があれば訳文も付するが、中国語の既習者であることは必ずしも必要ではない。
6. 授業内容（細目）	
第1回	中国法体系への理解：法規体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解
第2回	中国法体系への理解：法規体系、国家機関体系の概説及び基本的法律用語の理解
第3回	基本法への理解(契約法 1)：契約法の概観を中心として日本法との比較
第4回	基本法への理解(契約法 2)：契約法に関する判例分析を中心とした演習

第5回	基本法への理解(商法1)：公司法の概観を中心として日本法との比較
第6回	基本法への理解(商法2)：公司法に関する判例分析を中心とした演習
第7回	基本法への理解(知的所有権法1)：著作権法の概観を中心として日本法との比較
第8回	基本法への理解(知的所有権法2)：特許権の概観を中心として日本法との比較
第9回	基本法への理解(知的所有権法3)：知的所有権法に関する判例分析を中心とした演習
第10回	WHO加盟後の中国法体系への影響：民商法、知的所有権法分野への影響
第11回	中国への投資形態1：外国企業の投資にかかる企業形態とその特色
第12回	中国への投資形態2：典型的合弁契約書を教材として問題点提起と修正提案の演習
第13回	紛争解決制度： 紛争解決制度の概観を中心として日本法との比較、紛争解決制度若しくは強制執行に関する判例演習
第14回	総合：仮想ケースを利用したディベート及び書面作成演習
第15回	期末試験

授業科目名	EU法				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>主に EU 法未修者（および理解不十分な EU 法既修者）を対象として、欧州連合（EU）法の中核を成す欧州共同体（EC）法についての基礎的理解を習得させることを目的とする。受講者が将来、実務上 EC 法に直面した際に的確な調査、判断、助言を行うための応用能力の基礎を提供することが到達目標である。</p> <p>そのため、本授業では、</p> <p>（イ）まず EU/EC 条約および EC 法の法源について概要を踏まえた後、EU 諸機関・立法手続・行政制度ならびに司法制度および訴訟手続について概観する。</p> <p>（ロ）次いで、EC 法が国内法といかなる関係にあるのかを EC 法の直接効果、国内法に対する優越性および EC 法上の権利の国内的救済という視点から解説する。</p> <p>（ハ）その後、実体法としての域内市場法すなわち物・人・サービス・資本の自由移動および競争法について説明を行う。（ニ）最後に、域内市場法との関連で知的財産権および WTO 法がどのように位置づけられるのかについて説明する。</p> <p>なお、必要に応じて、最新の立法や判例についても紹介する。</p>
2. 関連する科目との関係	「国際法」、「国際経済法」、「経済法基礎・総合」、「フランス法」、「ドイツ法」、「イギリス法」等が関連科目となるが、必須ではない。
3. 授業の方法	講義形式をとりつつも、質疑応答を行いながら双方向型の授業を実施する。受講生は事前に教科書の指定範囲を熟読したうえで、あらかじめ配布するハンドアウトにある設問の解答を準備することが求められる（提出不要）。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	庄司克宏著『EU 法 基礎篇』および『EU 法 政策篇』（岩波書店 2003 年）を教科書として用いる（毎年更新しているので最新刷りのものを入手下さい）。補助教材として設問および資料を印刷したハンドアウトを事前に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	EU/EC 条約の概要、法源、諸機関、立法手続、行政制度 EU/EC 条約の概要について説明した後、まず、EC 法の法源として設立条約、派生法（規則、指令、決定など）、EC が締結した国際協定、法の一般原則、判例法について解説する。次いで、EC 立法過程に関与する諸機関（理事会、欧州議会、コミッション）および立法手続（諮問手続、同意手続、共同決定手続）について概説し、最後に EC 立法がどのように実施されるのかについて、とくにコミットロジー制度に言及しながら説明を行う。
第 2 回	司法制度および国内裁判所との関係（先決裁定手続） まず、司法裁判所および第一審裁判所について組織・構成および管轄権について解説を行う。次いで、先決裁定手続の解説を行い、同手続を通じて司法裁判所が国内裁判所といかなる関係にあるのかを下級審および最終審に分けて説明する。
第 3 回	直接訴訟（義務不履行訴訟、取消訴訟、不作為訴訟、損害賠償請求訴訟その他） 司法裁判所および第一審裁判所における直接訴訟について、取消訴訟を中心に他の訴訟手続との関係を踏まえながら解説を行う。とくに私人の原告適格の範囲に焦点が当てられる。

第4回	EC法の直接効果と優越性 EC法の直接効果の意義・要件および国内法に対する優越性との関係について概説した後、設立条約、派生法、国際協定に分けて説明を行う。私人のEC法上の権利に対する保護の観点から、とくに指令に焦点を当て、直接効果を有しない場合のその他の効果についても解説する。
第5回	EC法上の権利に対する国内的救済 直接効果を有し、かつ国内法に優越するEC法規定に基づく権利が私人に付与されたとしても、その侵害に対する救済は国内裁判所において国内法に依拠して行われる。この点について、いかなるEC法上の要件が課されるのかを差別禁止および実効性という原則から説明する。また、EC法に違反した加盟国の私人に対する損害賠償責任について解説を行う。
第6回	域内市場総論および物の自由移動Ⅰ（関税・課徴金、内国税） 物・人・サービス・資本の自由移動および競争法を中心とする域内市場を概観した後、物の自由移動のうち関税・課徴金の廃止および差別的な内国税の禁止について解説する。
第7回	物の自由移動Ⅱ（数量制限と同等の効果を有する措置） 物の自由移動における最大の問題である数量制限と同等の効果を有する措置について、定義、明文の適用除外、相互承認と「不可避的要請」、デ・ミニミス・ルールの有無、「一定の販売取り決め」に関連する判例を取り上げながら解説を行う。
第8回	人の自由移動（労働者、開業、サービス、EU市民権） 経済活動に従事するEU加盟国国民の自由移動について物の自由移動と比較しつつ、その範囲、明文の適用除外、相互承認と「公益上不可欠の理由」、資格同等性原則、デ・ミニミス・ルールの有無に関連する判例を取り上げながら解説を行う。また、人の自由移動とEU市民権の関係についても説明する。
第9回	資本の自由移動および経済通貨同盟 資本の自由移動について他の自由移動との相違を踏まえながら、その範囲および適用除外について判例の動向とともに解説する。また、単一通貨ユーロ導入後におけるEUの金融政策、財政政策および為替レート政策の法的枠組についても説明する。
第10回	EC競争法Ⅰ（競争制限的行為の禁止） EC条約第81条の解説を行う。まず第81条1項について、事業者、協定および協調的行為、「目的又は効果」、デ・ミニミス・ルール等の解説を行う。また、域外適用の問題についても取り上げる。次いで第81条3項の適用免除について、排他的流通や選択的流通などの垂直的制限に関する一括適用免除を素材として使用しながら解説する。
第11回	EC競争法Ⅱ（支配的地位の濫用の禁止、合併規則） EC条約第82条の解説を行う。まず支配的地位の有無に関して産品市場および地理的市場、市場占有率および参入障壁について解説した後、濫用の態様について説明する。また、共同支配の問題についても取り上げる。さらに、合併規則について概説する。
第12回	EC競争法Ⅲ（手続的側面） EC競争法の遵守確保(enforcement)についての新規則、とくにEC条約第81条3項に基づく適用免除におけるコミッション、国内裁判所、国内競争当局の関係に関して解説を行う。
第13回	知的財産権（物の自由移動および競争法との関係） 国内法の所産としての知的財産権はECレベルの物の自由移動を制限する方向に働くが、司法裁判所はどのようにして両者の調和を図っているかについて権利消尽理論に焦点を当て、特許、商標、著作権に関する判例を取り上げながら説明する。また、知的財産権とEC条約第81-82条の関係についても解説を行う。
第14回	WTO法との関係 まずECの条約締結権の問題としてWTO協定にECが加盟国とともに署名した法的根拠（およびその後の条約改正）について解説した後、EC法の法源たる国際協定としてのWTO法がEC法秩序においていかなる効果を有するのかについて、直接効果の有無を含めて説明を行う。
第15回	試験（持込可）

授業科目名	アジア法 【隔年開講】				
担当者名	太田 達也				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>アジア諸国との経済活動や人的交流が深まるなか、アジア各国の関係者との間で様々な紛争や問題が生ずるようになってきていることから、これからの法曹や企業法務担当者には、欧米とは異なった、アジア諸国の法制度や司法制度に関する知識を備えることが求められるようになってきている。またアジアでは各国の法体系や社会事情に応じた様々な司法制度や実務が展開されており、こうした制度の分析を通じて得られる知見は、我が国の法制度の将来を探究する上で貴重な財産であり、またアジア固有の理念を探求することで、従来の欧米中心の理論を新たな視点から見つめ直し、新たな理念やモデルを構築するための契機となる可能性もある。本講義では、こうした視点から、アジア各国の法体系や司法制度の概要と特徴を学ぶとともに、アジア法の各論的なテーマについても考察する。</p> <p>なお、本講義で扱うアジアの領域は、東アジア（韓国、香港・台湾）と東南アジア（マレーシア、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン）である。中華人民共和国は基本的に扱わないが、香港との関係において言及する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>アジア各国の法体系及び司法制度を比較・理解する上で我が国の司法制度に関する基礎的な知識が必要となることから、基礎法学科目に設置されている「司法制度論」や「立法政策学」などの科目が有益である。</p> <p>また、中国の法制や開発法学に関して学習したい場合は、外国法系の講義に「中国法」や「開発法学」が設置されている。また、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの外国法系の講義も、アジアにおける法の継受を理解する上で参考になるとと思われる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義と演習の混合形式で進める。</p> <p>講義で扱う国では履修者に馴染みの薄い言語が公用語及び法律用語として用いられているが、履修者の習得言語に応じて、原典の資料読会やレポート作成を求める。受講にあたってはアジア言語習得者である必要は全くないが、アジア言語習得者についてはその言語による資料読解を、また非習得者については、英語併用国の資料又はアジアの英文による資料の読解を求める。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>アジア各国の法令集、判例集、政府報告書、論文等の資料（英語その他の外国語）を用いて講義と演習を行う。</p> <p>アジア各国の法制度・司法制度の概略に関する日本語の文献を読みたいという者は、安田信之『東南アジア法』（日本評論社）が参考となる（但し、本文献の出版後、相当の司法制度改革がアジア各国で行われていることには注意しておかれない）。</p> <p>また、講義が始まるまでの春休み中に、アジア（本講義で扱うアジアの領域）の歴史に関する文献を読んで、アジア各国の一般的な歴史について基本的な知識を得ておくこと。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>アジア法研究の意義と系譜</p> <p>明治維新後の西洋法への傾倒と脱アジア法の時代から、植民地法としてのアジア法研究の時代を経て、戦後のアジアにおける経済開発とアジア法研究、さらに開発法学へと至るアジア法研究の系譜について概説したうえで、アジア法研究の意義と必要性について考察する。</p>
第2回	<p>アジア法の歴史と体系①韓国・台湾</p> <p>アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する。</p>

第3回	アジア法の歴史と体系②香港・マレーシア・シンガポール アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する
第4回	アジア法の歴史と体系③フィリピン・インドネシア・タイ アジア各国の歴史と法制史を概観しながら、アジア諸国における法制度の変遷を、特に植民地時代における法の継受と独立後の固有法制定という視点から解説する
第5回	アジア法と法言語 アジア法を理解する上でアジア各国の言語に対する理解は不可欠である。特に、植民地立法との関係で法言語の二重性を抱えている国もあり、各国の司法制度における法言語政策について考察することが重要となる。また、履修者の履修言語に応じて、アジアの法言語に対する理解を深め、基本的な用語と概念を習得する。
第6回	アジア法の法源 アジア各国の法源である憲法、法律、下級法令について概説し、アジア法の検索方法についても学習する。
第7回	アジアの判例法 アジアの中でもコモン・ウェルスに属するシンガポールやマレーシア、イギリスの植民地であった香港における判例法の位置付けについて概説し、検討を行う。
第8回	アジアのイスラム法・慣習法 アジアにおけるイスラム法や慣習法の地位について、両者の適用があるマレーシアやインドネシアの状況を中心に考察する。
第9回	アジアの司法制度①司法裁判所と司法制度改革 アジア各国の裁判所制度を概観した上で、近年の司法制度改革の動きについて考察する。
第10回	アジアの司法制度②憲法裁判所 アジアのうち憲法裁判所を新たに設置した韓国やインドネシアにおける憲法裁判所の機能や特色について分析する。
第11回	アジアの立法制度 アジア各国における国会・中央議会の仕組みや立法機能について検討する。特に、中国返還前後の香港における立法会の動きに焦点を当てる。
第12回	アジアの人権保障 アジア各国における人権侵害や権力濫用の問題を考察し、人権保障の取り組みについて分析する。人身売買、性的搾取、児童虐待などを組織的・構造的な人権侵害の問題についても扱う。
第13回	アジアのADR アジアに固有の裁判外紛争解決制度（ADR）と新たなADR制度創設の動きについて検討する。また、犯罪事件を紛争とみなし、犯罪によって惹起された損害の回復を図る努力を犯罪者（加害者）自身にさせることによって事件の解決を図る Restorative Justice（修復的司法）を巡る動向についても分析する。
第14回	アジアの刑事司法制度 アジア各国の刑事司法制度の概要と特色を、植民地時代の法の継受と独立後の固有法制定の動きを踏まえながら解説する。
第15回	試験



授業科目名	開発法学（法整備支援論）				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業では、発展途上国への法整備支援を題材にして、①開発・発展(development)のために法制度がどのような役割を果たしているか、②グローバル化が進む社会の中で、国内社会および国際社会の法形成の仕方にどのような変化がみられるか、③そのために各国間の相互協力による法形成にどのような意義と課題があるかを、実践的かつ理論的に探求する。具体的には、(1)法整備支援が本格化した背景として、グローバル化(globalization)の進展について分析し、国家および国際社会の統治(governance)改革の一環として法整備支援が必然化した背景を確認する。ついで、(2)国際機関、国家(政府)、NGO等による法整備支援の実践例を題材に、その現状を実証的に分析し、そこから浮かび上がった問題点を整理する。そして、(3)今後は、途上国への法整備支援が先進国の法形成にも示唆・影響を与える相互協力関係へと展開する可能性も踏まえ、現在の問題点を克服するために、それらを学問的に分析するための開発法学(Law and Development Study)の理論枠組を検討する。</p> <p>本授業は、国際社会の中で日本が置かれた立場を自覚し、法政策の立案や立法においても法律家が果たすべき役割を見つめ直す機会を提供することを目指している。それが発展途上国への支援という一方向的な問題ではなく、日本のガバナンス改革や、市民社会の成熟にも通じる問題であることを理解してもらうことが、本授業の最終目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>現在の日本の法整備支援がアジア諸国を中心に展開していることとの関係で、アジア法、中国法などの授業は有益であるし、比較法の知識を豊富にする観点からは、ドイツ法、フランス法、イギリス法が役立つ。</p> <p>また、社会の仕組みと法制度との関係という観点からは、法社会学や法哲学との関連性も深い。</p> <p>さらに、発展途上国への法典起草支援や法律家養成支援では、効果的な法整備支援を行うために、実定法についての知識がきわめて有用である。とりわけ、民法、民事訴訟法、商法、破産法など、経済発展の基礎となる法分野の知識が有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>担当者が用意するレジュメおよび資料を用いて授業を進める。</p> <p>受講者には、授業前に各回のテーマと資料にざっと目を通してもらい、授業の際には担当者が解説を加えた後に、受講者からの率直な質問、コメント、意見交換が自由にできる雰囲気で行進したい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>授業に際し、関連資料とレジュメを配布する。</p> <p>授業に先立って利用可能な文献として、①森川俊孝＝池田龍彦＝小池治編著『開発協力の法と政治—国際協力研究入門—』（国際協力出版会、2004）、②松尾弘『『開発法学』への招待—法と開発(Law and Development)の理論と実践—(1)～(5)』法学セミナー622号～626号（以後連載中）がある。</p> <p>その他の参考文献、2006年度の授業で用いた教材等に関しては、<a href="http://www15.plala.or.jp/Matsuo/">http://www15.plala.or.jp/Matsuo/</a>参照。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>【グローバル化と法整備支援】</p> <p>1980年代から法整備支援がにわかに活発化してきた背景として、東西冷戦構造の崩壊および「グローバル化」(globalization)の進展があるとされる。とりわけ根源的な現象であるグローバル化が何を意味し、どのような原因によって進展し、なぜ法整備支援を必然化させたか、その因果関係を分析する。</p>
第2回	<p>【統治(governance)改革の一環としての法整備支援】</p> <p>グローバル化の下で要請されるに至った法整備支援は、まずは被支援国の「良い統治」(good governance)の実現を目指すものである。しかしながら、それはまた、支援側の国家および国際社会の統治改革、地球的統治(global governance)の一環であることも確認する。</p>
第3回	<p>【国際機関による法整備支援】</p> <p>国連開発計画などの国連組織、世界銀行、国際通貨基金などの国際金融機関など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国際機関を中心に、法整備支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>

第4回	<p>【地域機関による法整備支援】</p> <p>国際機関ではあるが、活動対象となる地域(region)がより限定された組織として、地域開発金融機関(RDB)と地域統合機関としての欧州連合を取り上げ、それが法整備支援にどのような形で取り組んでいるかを検証し、一般的な国際機関とも国家(政府)とも異なる独自の役割があるか、課題は何かを確認する。</p>
第5回	<p>【外国政府による法整備支援】</p> <p>アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、イギリス国際開発庁(DFID)、ドイツ技術協力公社(GTZ)、カナダ国際開発庁(CIDA)、スウェーデン国際開発庁(SIDA)など、これまで法整備支援を積極的に実践してきた国家機関を取り上げ、支援の目的、対象法分野、規模、方法および成果について比較し、問題点を抽出する。</p>
第6回	<p>【日本政府、NGOによる法整備支援】</p> <p>日本政府の対外援助政策として法整備支援がどのように位置づけられているか、ODA大綱やODA白書の検証とともに、司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—』(2001年6月12日)における取り扱いなども視野に入れて分析する。そのうえで、日本政府が行っている法整備支援につき、国際協力機構(JICA)、その他の機関を取り上げ、支援の経緯、対象国、目的、対象法分野、規模、方法および成果について実証的に分析し、問題点を抽出する。</p>
第7回	<p>【法整備支援の課題と法学への期待】</p> <p>まず、国際機関、地域機関、国家(政府)、NGOなどによる法整備支援の実践から浮かび上がった問題点を整理する。ついで、それらの問題を克服してゆくためにはどのような方策が必要かつ有効か、問題の根源を理論的に究明する方法を探索する。とりわけ、社会の仕組みにおける法制度の位置づけを明らかにし、それに基づいて制度改革を通じた社会発展を促しうるような社会認識モデルの構築を試みる。</p>
第8回	<p>【人間行動の多様性とモデル化の限界】</p> <p>社会認識モデルの第1レベル(最下層)にある、きわめて多様な個性をもった個々の人間行動につき、どこまでモデル化が可能とみられているか、意思決定論や認知科学の分析成果を用いて検証し、一見バラバラな個々の人々(社会構造の第一レベル)の行動も、彼らが属する組織(同第二レベル)、彼らが服する制度(同第三レベル)、および規範的理念(同第四レベル)を視野に入れずには理解不可能であることを明らかにする。</p>
第9回	<p>【市場・企業と法制度】</p> <p>社会認識モデルの第二レベルにある様々な組織につき、国家を構成する三種類の組織、すなわち、①市場・企業、②政府、③市民社会について順次分析する。まず、われわれの日常生活にとって最も身近で最も重要な組織である市場の存在意義と本質、およびそれと企業との関係を分析し、それらが相互補完的な組織であり、かつ政府および法制度なしには維持されえないことを検証する。</p>
第10回	<p>【政府と法制度】</p> <p>ついで、政府(government)の存在意義につき、契約ルールの設定、契約の強制的執行などを通じて、市場・企業の活動を支える強い政府としての側面と、そうした強大な政府による権限の濫用や逸脱を回避する正義に適った政府としての側面という、二つの側面からまずは考察し、何れの側面でも法の支配という制度的基盤が不可欠であることを検証する。</p>
第11回	<p>【市民社会と法制度】</p> <p>さらに、市民社会の存在意義を明らかにするために、市場・企業といった経済的組織とは異なる公益的立場から、かつ強い政府がもつべき強大な権限の濫用や逸脱を最終的にコントロールしうる主体として、非経済的かつ非政府的な組織としての市民社会がもつ不可欠の機能をj確認する。そのうえで、かかる市民社会も、政府が提供する民主的制度に支えられることによってはじめて安定的に存立し、かつ有効に機能しうることを検証する。</p>
第12回	<p>【制度の存在意義と法制度の役割】</p> <p>社会認識モデルの第三レベルとして、制度(institution)の存在理由と構造について、新制度学派の理論も手がかりにして検証する。それを踏まえ、社会改革を促しうるような制度変化がどのようにして可能か、制度変化のプロセスを分析し、制度変化の要因としての法制度の役割と特色を再確認する。その際には、制度変化の偶然性を回避するうえで、社会の規範的理念が決定的に重要な役割を果たすことを明らかにする。</p>
第13回	<p>【規範理論の要請】</p> <p>社会認識モデルの第四レベルとして、規範的理念の重要性を再確認したうえで、その普遍性を正当化し、または批判する最終的な規準として、どの社会においても体系的な規範理論が要請されざるをえないことを明らかにする。そのうえで、どのようにすれば異文化間でも一般的に通用しうる規範理論を構築することができるかを、ポストモダンの洞察や多文化主義の含意をも踏まえて検討する。</p>
第14回	<p>【法整備支援から開発法学へ】</p> <p>まず、第7回から第13回までの理論的考察を総括して、開発法学の理論枠組を検討する。ついで、そのような理論枠組を用いることにより、問題に直面している法整備支援の実践に対し、どのような具体的な提言を行いうるか、幾つかの実際の法整備支援に当てはめて考えてみる。また、その一環として、18世紀後半以降における日本の近代化と西洋法継受のプロセスを法整備支援という視点から再検討したり(とくに支援国側と日本政府との関係、整備すべき対象法分野の選定と順序、法整備支援を受けるための予算や方法、支援の結果、法整備と経済的・政治的・社会的発展との関係など)、日本の植民地政策の経験から反省すべき点などについても、簡潔に問題点の指摘を行う。そのうえで、</p>

	それらと今日における法整備支援との異同につき、その背景事情の相違も含めて考察する。
第15回	【レポート作成準備】 レポート作成のために準備を行う。

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	今津 幸子、田中 郁乃				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を習得するのに必要な基礎知識を修得することを目的とする。本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、各種取引における取引法、M&amp;A、労働法を中心に企業法務の基礎について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家に必要な実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な基礎知識を提供するものであり、本科目の履修が「WP」履修の前提となるものである。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「会社法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、講義形式を用いる（ただし、適宜演習形式も用いる）。受講生は、指定された文献及びケース等について予習する事が義務づけられる。また本授業に際しては、具体的な事例に基づいた質疑及び討論を行うほか、適宜ゲストスピーカーの参加を得て、最新の実務の状況についての解説、討論等を行う。（そのため、授業内容の順序等に一部変更があり得る。）適宜、レポートの提出を義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ指定した文献及び用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務概観</p> <p>企業法務に関する現状、企業法務における企業内法務担当者と外部弁護士の役割・連携、専門化の現状、企業法務に必要な法律など、企業法務に関する初歩的な基礎知識について解説する。</p>
第2回	<p>会社設立</p> <p>株式会社の機関設計、設立手続等、会社設立の実務について解説する。</p>
第3回	<p>資金調達と企業法務 ①</p> <p>資金調達の形態と資金調達の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第4回	<p>資金調達と企業法務 ②</p> <p>資金調達の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>
第5回	<p>株主総会</p> <p>株主総会の実務において必要な基礎知識について解説する。</p>

第6回	知的財産権と企業法務 技術取引（知的財産権）の実務について解説する。
第7回	独占禁止法と企業法務 独占禁止法の実務について解説する。
第8回	労働法と企業法務 ① 労働法（個別労働法）の実務について解説する。
第9回	労働法と企業法務 ② 労働法（団体労働法）の実務について解説する。
第10回	税法と企業法務 企業法務に必要な税法に関する基礎知識について解説する。
第11回	合併・買収・合弁事業 ① 合併・買収・合弁事業の実務において必要な基礎知識について解説する。
第12回	合併・買収・合弁事業 ② 合併・買収・合弁事業の実務において必要な基礎知識について解説する。
第13回	紛争解決と企業法務 紛争解決の実務について解説する。
第14回	証券取引法 企業法務に必要な証券取引法に関する基本的事項について解説する。
第15回	試験

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	今津 幸子、田中 郁乃				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>企業法務に関する最新の実務の状況、そこで必要とされる法的知識及び法的思考力を修得することを目的とする。本科目では、多岐にわたる企業法務のうち、各種取引、M&amp;A、労働事件を中心に企業法務について概観する。</p> <p>本科目の到達目標は、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」（以下「BP」）と連動し、企業法務に関する主要な実務の状況を体験的に理解することを通じて、実務家にふさわしい実践的な法知識、方法論及び検討の視点を修得させることにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、実践的な体験学習を基礎とするものである関係上、本科目を履修する際に必要となる法的知識については、「BP」において解説する。本科目の履修の前提として「BP」を履修しなければならない。</p> <p>また、必修科目である基本六法、特に「民法」、「会社法」の基礎知識は、本講義を理解するために最低限必要となるものといえる。</p>
3. 授業の方法	<p>授業の方法は、演習形式を用いる（ただし、適宜講義形式による基本的な解説も行う）。受講生は、指示に応じ、予め指定した文献及び用意した想定事例等について予習する事が義務づけられる。また授業に際しては、具体的な想定事例に基づいた質疑及び討論を行う。適宜、レポートの提出も義務づける。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ指定した文献及び用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>企業法務の基本構造</p> <p>企業法務全般にわたる基本的な検討の視点、検討方法等、企業法務に関する全体像を概説する。</p>
第2回	<p>契約実務演習 — 秘密保持契約</p> <p>具体的な想定事例をもとに、法的問題点を検討する。</p>
第3回	<p>契約実務演習 — 販売契約（販売代理店契約）①</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第4回	<p>契約実務演習 — 販売契約（販売代理店契約）②</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第5回	<p>契約実務演習 — ライセンス契約 ①</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>
第6回	<p>契約実務演習 — ライセンス契約 ②</p> <p>具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。</p>

第7回	労働事件 企業法務における労働事件の実務について解説する。
第8回	労働事件 演習 ① 具体的な想定事例をもとに、法的問題点を検討する。
第9回	労働事件 演習 ② 具体的な想定事例（紛争案件）をもとに、紛争解決手段・プロセス等について検討する。
第10回	合併・買収・合併事業 合併・買収・合併事業の実務について、具体的な想定事例を中心に解説する。
第11回	合併・買収・合併事業 演習 ① 具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。
第12回	合併・買収・合併事業 演習 ② 具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。
第13回	金融取引 演習 ① 具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。
第14回	金融取引 演習 ② 具体的な想定事例をもとに、取引条件及びその法的問題点を検討する。
第15回	試験

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典、菅原 貴与志、戸井川 岩夫、豊泉 貫太郎、福井 琢				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、商法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、証券取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じて、既に商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していることを前提としている。「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のように、基本的に商法の論点を中心に扱う科目と異なり、出来るだけ現実の企業活動に則して、商法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野についても学習する。 最終的には、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」において取り扱うコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を履修するための基礎的科目と位置づけられる。
3. 授業の方法	ケースブックに沿って、あらかじめ用意された問題を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答及び講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また適宜小テスト、レポートの提出などを求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	1で述べたケースブック及び問題集を用いる。授業後には各回のポイントをまとめた資料を配布し、復習しておくべき関連の文献、判例などを紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	企業法務全般のガイダンス及び株式 企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンドプレイヤーと専門化など、全般的な講義を行った後、特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすにはどのような内容を選択すべきかを検討する。
第2回	取引先との契約（1） 製品の販売や資材の購入に伴う契約書を実際に作成してもらい、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。クレームの発生（製造物責任）、債権保全、回収、独占禁止法との関係、特許侵害などを学習する。
第3回	取引先との契約（2） 国際取引契約書の基本について学習する。
第4回	独占禁止法の遵守 企業活動に伴って、独占禁止法が関係してくる典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不正な取引方法などについて学習する。
第5回	資金調達 会社の買収場面を想定して、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達について検討する。借入金、社債、新株の発行、新株予約権の発行などを学習する。



第6回	株式の公開（ゲストスピーカー） 企業規模の拡大に伴い、株式の公開に踏み切ることとしたとの前提のもとに、実際の株式の上場実務について学習する。
第7回	債権回収 取引先が倒産しそうであるとの想定のもとに、倒産危機への対応及び債権の回収方法について学習する。
第8回	リストラ 従業員が社内手続に違反したとの想定及び事業拡大を急いだあまり経営が悪化したため、その原因となった不振にあえぐ一部門についての対策を講じるとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを学習する。
第9回	第9回、第10回 企業再編（1）（2） 子会社を吸収合併するという想定及び不振部門を切り離すとの想定のもとに、商法上の企業再編の諸形態、企業再編実施に際して商法以外に關係する法律の紹介並びに形態選択のポイントなどについて学習する。
第10回	
第11回	取締役の責任 取締役の1名が競業行為を行っており、その上会社の取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。
第12回	第12回、第13回 内紛（1）（2） 大株主、取締役入り乱れて、会社の経営権をめぐる争いが生じたとの想定の下で、様々な問題点を検討する。株主の帳簿閲覧請求権、第三者に対する有利発行、株主総会決議の取消訴訟、取締役の違法行為の差止めなどを学習する。
第13回	
第14回	倒産 ついにこのままでは日末の手形を落とすことができないとの想定の下に、どのような法的手続を選択すべきか、またそれぞれのメリット、デメリットなどを検討する。
第15回	

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典、菅原 貴与志、戸井川 岩夫、豊泉 貫太郎、福井 琢				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	広い企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレートガバナンス（企業統治）及び企業再編を対象とし、それぞれの分野について具体的な設例に基づいて探求する。両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム（以下「BP」という）の単位を取得済であることを履修の要件とする。「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していること、上記「BP」の履修によって、企業法務についての基本的な認識を有していることを前提とし、できるだけ現実に近い具体的な設例を用いて、会社法だけでなく、関連する法分野とあわせて学習することにより、「商法総合Ⅰ・Ⅱ」のような商法の論点中心の演習科目とは異なった観点からアプローチする。
3. 授業の方法	ゲストスピーカーの回を除いて、全体を2班に分け、同じ内容を交互に行う。基本的には、レポーターを指名しておき、事前にA4版3枚以内のレポートを提出させ、質問者を指定しておき、当日質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	合同 コーポレートガバナンスに関わる改正会社法
第2回	A 企業統治の諸制度 B 株主代表訴訟
第3回	A 株主代表訴訟 B 企業統治の諸制度
第4回	A 取締役、監査役等の義務と責任（1） B 取締役、監査役等の義務と責任（2）
第5回	A 取締役、監査役等の義務と責任（2） B 取締役、監査役等の義務と責任（1）
第6回	A 企業活動と独占禁止法（1） B 企業活動と証券取引法

第7回	A B	企業活動と証券取引法 企業活動と独占禁止法（1）
第8回	合同	コンプライアンス体制の確立（ゲストスピーカー）
第9回	A B	企業活動と独占禁止法（2） 内部統制システム
第10回	A B	内部統制システム 企業活動と独占禁止法（2）
第11回	合同	株主総会の準備と運営（ゲストスピーカー）
第12回	A B	企業再編（1）買収防衛策 企業再編（2）独占禁止法上の企業集中規制
第13回	A B	企業再編（2）独占禁止法上の企業集中規制 企業再編（1）買収防衛策
第14回	合同	企業再編（3）（ゲストスピーカー）
第15回		

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	砂坂 英之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、「ストラクチャード・ファイナンス」および「買取ファイナンス」といわれる分野を中心に、新しい金融手法について触れる。取引によっては仕組みが複雑である場合もあるが、民法、会社法、破産法、証券取引法（金融商品取引法）等の基礎的法律を基に構築されており、基礎科目で習得した事項が実際の金融取引でどのように生かされているかを体感して欲しい。授業では、具体的事例に即して、ストラクチャーの検討、契約の起案、討論を行い、実務的な理解を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「民法」および「会社法」の知識を前提とする。「証券取引法」（金融商品取引法）、「破産法」、「信託法」等の科目で得られる知識は本科目と密接に関連しており、最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。 同一担当者の選択科目「企業金融法」は、コーポレートファイナンスを中心に取り上げており、本科目と合わせて受講することにより、企業金融全般を概観することができる。
3. 授業の方法	講義と演習を適宜取り入れる。受講者は、事前に配布された課題、資料をあらかじめ検討していることを前提に質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に先立ち配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	概論
第2回	ストラクチャードファイナンスの基礎（その1） ローン、社債、株式等金融取引で使われる調達手段、取引に関連する担保法、破産法等を概観する。
第3回	ストラクチャードファイナンスの基礎（その2） 同上
第4回	証券化基礎（その1） 証券化取引の意義、基本構造等を学び、証券化取引に関わる法的問題を検討する。
第5回	証券化基礎（その2） 同上

第6回	証券化取引実習（その1） 金銭債権の証券化取引の具体例を検討する。
第7回	証券化取引実習（その2） 同上
第8回	証券化取引実習（その3） 同上
第9回	不動産ファイナンス（その1） 不動産ファイナンスの基礎
第10回	不動産ファイナンス（その2） 不動産流動化取引の具体例を検討する。
第11回	不動産ファイナンス（その3） 同上
第12回	不動産ファイナンス（その4） <b>REIT</b> （不動産投資信託）
第13回	ファンド（その1） 信託を利用した各種取引を検討し、信託に関わる法規制を学ぶ
第14回	ファンド（その2） 同上
第15回	試験

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	砂坂 英之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務 BP に引き続き、「ストラクチャード・ファイナンス」および「買収ファイナンス」といわれる分野を中心に、新しい金融手法について触れる。具体的事例に即して、ストラクチャーの検討、契約の起案を行い、実務的な理解を深める。
2. 関連する科目との関係	本科目は、同一担当者の金融法務 BP に続くものであり、当該金融法務 BP の履修者に限定される。「民法」および「会社法」の知識を前提とする。「証券取引法」（金融商品取引法）、「破産法」、「信託法」等の科目で得られる知識は本科目と密接に関連しており、最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。同一担当者の選択科目「企業金融法」は、コーポレートファイナンスを中心に取り上げており、本科目と合わせて受講することにより、企業金融全般を概観することができる。
3. 授業の方法	講義と演習を適宜取り入れる。受講者は、事前に配布された課題、資料をあらかじめ検討していることを前提に質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	講義に先立ち配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	概説
第2回	買収ファイナンス基礎（その1） 買収ファイナンスの意義、基本構造等を学び、買収ファイナンスに関わる法的問題を検討する。
第3回	買収ファイナンス基礎（その2） 同上
第4回	買収ファイナンス実習（その1） 買収ファイナンスの具体例を検討する。
第5回	買収ファイナンス実習（その2） 同上

第6回	買収ファイナンス実習（その3） 同上
第7回	プロジェクトファイナンス（その1） プロジェクトファイナンスの基本的スキームを検討する。
第8回	プロジェクトファイナンス（その2） プロジェクトファイナンスの具体例を検討する。
第9回	新しい証券化取引（その1） 知的財産権の証券化を検討する。
第10回	新しい証券化取引（その2） 事業の証券化を検討する。
第11回	銀行の BIS ファイナンス 銀行の自己資本比率規制対策を目的とするファイナンスについて検討する。
第12回	デリバティブ（その1） デリバティブ取引の基礎（ISDA Master Agreement）
第13回	デリバティブ（その2） デリバティブと担保取引
第14回	総括
第15回	試験

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、石津 卓、保坂 雅樹、前田 敏博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	金融法務基礎編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引のうち、基本的な形態であるローン契約、社債発行、株式発行・譲渡に係る取引を題材に契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民商法、金融関連法、証券取引法/金融商品取引法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「会社法」、「租税実体法」、「証券取引法/金融商品取引法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。 本科目は、「金融法務ワークショップ・プログラム」の基礎編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成、レビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	証券関係法令研究会編「証券六法」(新日本法規)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。実習用教材は適宜資料を配布する。
6. 授業内容(細目)	
第1回	オリエンテーションと金融法概説 民法(債権法)、会社法、証券取引法/金融商品取引法、銀行法、保険業法その他金融関連法、租税法の概説とリサーチ方法について
第2回	Debt Finance①-(1) ローン契約 実習 シ団ローン契約のサンプルと問題について議論 金融関連契約の読み方を中心に
第3回	Debt Finance①-(2) ローン契約 実習と講義 実習は同上 講義は銀行法、関連法規について
第4回	証券取引法/金融商品取引法 講義① ①「有価証券」概念 ②情報開示制度
第5回	Debt Finance②-(1) 社債発行 講義① ①社債 ②社債管理者制度
第6回	Debt Finance②-(2) 証券取引法/金融商品取引法・社債発行 実習



第7回	Equity 関連取引①-(1) 第三者割当増資 講義 第三者割当て増資に関わる諸法令～会社法・証券取引法/金融商品取引法・独占禁止法等
第8回	Equity 関連取引①-(2) 第三者割当増資 実習と講評 第三者割当の手続きスケジュールの作成
第9回	Equity 関連取引②-(1) 株式売買 講義 株式売買取引の諸態様と株式売買契約書の基本構造
第10回	Equity 関連取引②-(2) 株式売買 実習と講評 株式売買契約のドラフティング
第11回	Equity 関連取引③-(1) 自己株式取得 講義 自己株式取得に関わる関連諸法令～会社法・証券取引法/金融商品取引法・税法等
第12回	Equity 関連取引③-(2) 自己株式取得 実習と講評 事例研究を通じた実務上の法的諸問題の検討
第13回	ファイナンス理論の基礎 講義 資金調達に関わる基本的なファイナンス理論
第14回	総括講義
第15回	予備日

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	五十嵐 誠、伊東 啓、保坂 雅樹、前田 敏博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務応用編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引を、その主要なピークルたる会社、信託、組合・ファンドという視点から、金融法務ベーシック・プログラムにおいて学習した内容の発展的な形態である会社を利用したM&A・企業再編、信託を利用した証券化取引・投資信託、組合・ファンドを利用した投資ファンド取引を題材として、契約書の作成・検討、法律問題の検討や調査、レポートの作成業務の実習を通して金融法務の実務的な素養の習得を目的とする。また、実習の講評や講義を通して、上記取引に係る民商法、金融関連法、証券取引法/金融商品取引法、税法などの実践的知識の習得を図る。
2. 関連する科目との関係	本科目は、金融法務というビジネス法関係の様々な法律分野に跨るものであり、様々な対象取引の具体的処理を学ぶものであるが、特に「民法(債権法)」、「会社法」、「租税実体法」、「証券取引法/金融商品取引法」、「倒産法」、「信託法」等の法律科目で習得した法律知識を実務で具体的に使用する。本科目は、「金融法務ベーシック・プログラム」の応用編となる位置付けであり、「国際金融取引法実務」とも密接な関連がある。
3. 授業の方法	本科目は、講義、実習及び講評を繰り返す方法により行われる。即ち、講義では講師の説明を聞き、その質問に対し応答する作業や関係書類の作成やレビューをする作業を通じて実践的な理解を深めることが期待される。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	証券関係法令研究会編「証券六法」(新日本法規)、西村総合法律事務所編「M&A法大全」(商事法務研究会)及び同編「ファイナンス法大全」(同)を参考図書とする。実習用教材は適宜資料を配布とする。
6. 授業内容(細目)	
第1回	オリエンテーション
第2回	M&A① 講義 M&A/企業再編概説
第3回	M&A② 実習と講評 M&AプランニングーM&A関連法令を駆使して
第4回	M&A③ 実習と講評 M&A Legal Due Diligence と契約書への反映
第5回	M&A④実習と講評 パイアウト・ローン契約の留意点

第6回	信託① 講義 信託法、信託業法概説 証券化取引におけるビークル（特別目的会社、中間法人、信託）
第7回	信託② 講義 投資信託、投資法人における entity、投資顧問
第8回	信託③ 実習 投資信託、投資法人（オフショア・ファンドを含む）・投資顧問の実務等について
第9回	組合・ファンド① 講義 投資ファンド概説—entity と組成局面について
第10回	組合・ファンド② 実習 投資事業有限責任組合契約サンプルの検討と議論
第11回	組合・ファンド③ 実習と講義 投資ファンドの販売局面と金融商品取引法/投資局面の留意点
第12回	ファイナンス関連税制① 講義
第13回	ファイナンス関連税制② 実習
第14回	総括講義
第15回	予備日

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	池田 真朗、小林 明彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	金融法務といわれる領域の事例を素材としつつ、民事法領域全般に対する理解を深めることを目的とする。金融に代表される社会の複雑な法システムも、民法の債権譲渡法や担保物権法などを中心とした実体法に対する正確な理解と、それが民事執行法や民事保全法あるいは倒産諸法等の手続法と立体的に交錯することを知ることによって初めて修得できるものであるから、本講座では、このような民事法全体を立体的に把握して応用する能力を高めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	民法の担保物権及び債権総論は、少なくとも教科書の世界では十分に理解していることを前提とする。また、手続法では民事要件事実や民事訴訟法、民事執行法、民事保全法あるいは倒産諸法が絡む場面も少なくない。なお、前期の「金融法」（池田真朗、小林明彦の共同講座）は、履修していることが好ましいが、本プログラム履修のための前提条件とするものではない。
3. 授業の方法	各回の授業は、研究者教員と実務家教員で適宜分担し、単純な融資取引から、ファクタリングや電子マネー等の各種決済手段、資産流動化取引やプロジェクトファイナンス等の各種ストラクチャードファイナンスまで、さまざまな取引形態を素材としつつ、単なる知識の吸収に終わることなく、その中に含まれる基本的かつ奥の深い論点を考察する。受講者にも適宜発言を求めながら進めることはもちろんであるし、終盤の演習段階では、受講生をグループ分けして各当事者の立場で分析・検討する形式も採り入れたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	通期での指定教材はない。必要に応じ、各種の資料の入手指示または配布をする。なお、民法（特に担保物権と債権総論）及び民事訴訟法については、各自の基本書となる教科書を常に参照することを求める。
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論 導入課題として、新型融資スキームの組成を依頼された弁護士としてのチェックポイントを検討する作業を通じ、債権法、担保物権法、民事執行法及び民事保全法、さらには倒産関係法がどのように交錯してくるのかを考察する。
第2回	民事法の基本と金融実務その1 実務で使用されている金銭消費貸借契約書や抵当権設定契約書を用い、民事法の原則を確認した規定、原則に対する例外を特約した規定等に分析することにより、民事法の基本と金融実務との接点を理解する。
第3回	民事法の基本と金融実務その2 第2回での理解を前提に、簡単な契約条項を作成して検討することにより、民事法と契約法理との関係を理解する。
第4回	民事法の基本と金融実務その3 第2回および第3回の範囲を中心に学理的観点からの解説をすることにより、理解を深める。
第5回	民事法の基本と金融実務その4（演習その1） 簡単な演習問題を素材として、多角的観点から考察する思考態度を学ぶ。
第6回	民事法の基本と金融実務その5（ロールプレイングその1） 法律相談のロールプレイングを行い、法律構成に必要な事実の拾い出し方を学ぶ。

第7回	発展的民事法の要点その1 法定地上権や留置権などの担保物権と民事執行法・民事保全法との結び付きについて理解する。
第8回	発展的民事法の要点その2 ファクタリング取引や電子債権法などを素材に、債権譲渡法理の発展について学ぶ。
第9回	発展的民事法の要点その3 ゲストスピーカーを招き、資産流動化取引などの先端的取引の実際について学ぶ。
第10回	発展的民事法の要点その4（演習その2） 演習問題を素材として、多角的観点から考察する思考態度を学ぶ。
第11回	発展的民事法の要点その5（ロールプレイングその2） ロールプレイング方式により、法的手続を主体的に駆使する姿勢を身につける。
第12回	民事法の横断その1（演習その3） 民事法領域全般を横断する問題の検討をしながら、実体法と手続法の交錯、二当事者間処理と多数当事者間処理の交錯について理解を深める。
第13回	民事法の横断その2（演習その4） 民事法領域全般を横断する問題の検討をしながら、実体法と手続法の交錯、二当事者間処理と多数当事者間処理の交錯について理解を深める。
第14回	民事法の横断その3 法科大学院における民事法について、本講座の観点から総括する。
第15回	期末試験

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務に必要な発展的知識と法的思考能力を修得することにより、渉外実務への架け橋となることを目的とする。ベーシック・プログラムでは、主としてどの取引類型にも共通する基礎的分野を中心に習得し、秋学期の「渉外法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）ではより取引類型化された専門分野を中心に習得する。</p> <p>本科目では、国際英文契約の査読、各国独禁法による国際的規制、通商問題の理解、各国訴訟手続の基礎知識の習得等を、実例に基づく質疑応答等を通して実務的思考能力を養成することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は、「WP」履修者に必要な前提知識・能力を養成するもので、本科目の履修は同一担当者による「WP」履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」などに関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際取引法実務」及び「国際経済法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め実例・解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加する。なお、専門家による講演や外部機関の訪問なども取り入れ、実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは高桑他著「国際取引法 Cases &amp; Materials」（有斐閣）を使用する。それ以外は、必要に応じて配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>渉外法務とは何か（オリエンテーション）</p> <p>本科目と WP の全体的説明を、渉外法務が通常の国内法務とは異なる点や、渉外法務における思考方法の特徴などを入れてオリエンテーションする。</p>
第2回	<p>国際英文契約の基礎 I</p> <p>欧米と日本の契約意識の差異を認識し、契約の果すべき役割・機能を理解する。</p>
第3回	<p>国際英文契約の基礎 II</p> <p>国際英文契約を査読することで、基本的構成、典型的条文、法律英語の基礎を理解する。</p>
第4回	<p>国際英文契約の基礎 III</p> <p>国際英文契約の一般条項を深く検討することで、英文契約の条文の実務的な意味を修得する。</p>
第5回	<p>渉外法律事務所訪問（予定）</p> <p>渉外法律事務所を訪問し、現場を実体験することで、実務への興味やキャリア育成への関心を高める。また、渉外法務に必要な外国法の基礎知識、語学力、異文化理解力、キャリア形成等につき実務家との討議によりその修得の方法を学ぶ。</p>

第6回	独占禁止法その他の公法的規制 I 国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。
第7回	独占禁止法その他の公法的規制 II 国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。
第8回	独占禁止法その他の公法的規制 III 国際的独禁専門家による実務的問題等の話を聞き、実務への関心を高める。
第9回	WTO その他の通商規制 I 国際取引の通商法的側面からの枠組を提供する WTO 及び二国間条約等について基礎的知識を習得する。
第10回	WTO その他の通商規制 II 国際取引の通商法的側面からの枠組を提供する WTO の紛争事例を通じて、実務的に役割・機能の理解を深める。
第11回	日本の国際民事訴訟手続 日本の国際民事訴訟手続の概要、特に国際裁判管轄、送達、外国判決の承認執行等を総覧する。
第12回	米国の民事訴訟手続 I 米国の民事訴訟手続に関し、日本との相違点、陪審手続の特徴等について基礎的知識を習得し、重要な実務的問題となるディスカバリーとプリヴィレッジについて触れる。
第13回	米国の民事訴訟手続 II 訴訟を専門とする外国人弁護士より国際訴訟をめぐる実務的な話を聞き、国際訴訟への関心を高める。
第14回	涉外法務の基礎知識－外国法のリサーチ 外国法、外国判例のリサーチの方法、リサーチ結果の活用法を理解し、実際に課題をリサーチすることで調査方法を修得する。
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	内田 晴康、増田 晋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>渉外法務に必要な発展的知識と法的思考能力を修得することにより、渉外実務への架け橋となることを目的とする。同一担当者による「渉外法務ベーシック・プログラム」（以下「BP」）の既習者を対象にして、より取引類型ごとに専門化した知識と法的思考能力を養成することを目標とする。</p> <p>本科目では、渉外法務における典型取引類型である国際合弁、国際的 M&amp;A、国際的金融取引等を取り上げ、また紛争解決の実際を学ぶことにより、戦略的思考能力、交渉力等渉外法務の実務において必要な能力を養成することを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本科目は「BP」履修者に対してより高度な知識・能力を養成するもので、同一担当者による「BP」の履修が望ましい。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」に関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際取引法実務」及び「国際金融法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義の方法は演習形式である。受講者は予め事例・解説を含むテキストを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加する。また、各分野での実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成することも行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テキストは高桑他著「国際取引法 Cases &amp; Materials」（有斐閣）を使用する。それ以外は、必要に応じて配布する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>国際合弁契約の基礎 国際合弁契約等を例として、基本構成、主要条文の有する法的意味をより深く理解する。個別条文を自己に有利な方向に導くために国際契約の交渉方法、戦略等を修得する。</p>
第2回	<p>国際合弁契約の実務 契約例を参考にして、契約当事者の立場で交渉し、その結果を反映した契約条文を作成する等により、契約条文をどのような法的問題意識に則り作成して行くかを学習し、契約の実践的作成法を修得する。</p>
第3回	<p>国際合弁契約の交渉戦略 中国進出で一般的な合弁契約について、中国実務専門家から話を聞き、質疑応答を行う。</p>
第4回	<p>企業訪問（予定） 国際的事業を行う日本企業の法務部を訪問して、国際法務に関する実体験を持つ。</p>
第5回	<p>国際的 M&amp;A の基礎 企業の買収契約の実例を、契約当事者の各々の立場で利害得失を考慮し、実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法・能力を修得する。</p>



第6回	<p>国際的 M&amp;A の実務</p> <p>企業の買収契約の紛争実例をベースとして、主要契約条項の機能や法的意味を実践的に理解することで、法律家の実務的思考方法、能力を修得する。</p>
第7回	<p>国際的 M&amp;A の最先端</p> <p>この分野の第一線で活躍している投資銀行、企業等の専門家の実務体験を紹介し、これらの専門家の問題意識に基づく論点を討議することで国際取引に必要なリーガルマインドを養成する。</p>
第8回	<p>金融取引の基礎</p> <p>代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。</p>
第9回	<p>金融取引の実務</p> <p>代表的金融取引の法的仕組み、問題点を解説し、基礎科目で学んだ担保法、商法、民法などがどのように実務的に取扱われているかを質疑を通じて理解する。</p>
第10回	<p>金融取引の最先端</p> <p>金融取引の実務に携わる弁護士、企業の担当者の実務体験を紹介し、質疑を通じ実務に必要な戦略的、創造的な思考能力を養成する。</p>
第11回	<p>国際租税の基礎</p> <p>外国組織体であるリミテッド・パートナーシップの内容とその日本租税法上の取扱いについての基礎的知識の習得。</p>
第12回	<p>国際租税の実務</p> <p>リミテッド・パートナーシップの租税法上の取扱いが問題となった裁判例の検討。</p>
第13回	<p>会計士事務所訪問（予定）</p> <p>各種国際税務を取扱う国際的会計士・税務事務所を訪問し、その実体験を持つ。</p>
第14回	<p>エビローグ</p> <p>BP と WP のまとめ。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	鹿内 徳行、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務の基礎となる国際取引上発生する諸問題の処理のための基礎的知識を学習する。国際取引の一般的共通問題を理解するため、典型的取引を通じてその交渉開始から契約締結、紛争解決まで一般的に遭遇する国際契約特有の諸問題を一通り経験する。講義は、依頼者の依頼に基づく起案解釈のスタンスを保つことに留意。
2. 関連する科目との関係	国内法である民法Ⅰ、Ⅱ程度の基本的知識を有していること。なお、必須ではないが、外国法のうちいずれかを取得済み、もしくは並行して履修することが望ましい。
3. 授業の方法	予め用意された資料を事前に検討し、十分な予習をした上で授業に臨み、講師との質疑応答及び解説を通じて問題点の理解を深める。また適宜レポートの提出を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業毎に事前に学習してくるポイントをまとめた資料を配付し、配布された資料を読了し、理解を深める。また授業時に配布された資料を授業後復習することを求める。特に参考書として適切なものは無いので、適宜
6. 授業内容（細目）	
第1回	渉外法務一般
第2回	国際契約一般についての基本概念（1） 題材を販売代理店契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第3回	国際契約一般についての基本概念（2） 題材を販売代理店契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第4回	国際契約の一般について基本概念（3） 題材をライセンス契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第5回	国際契約の一般について基本概念（4） 題材をライセンス契約としてこれを中心に国際契約一般について授業を行う。
第6回	模擬契約交渉事前準備（1） クラスを各当事者の代理人に分け、模擬契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取。

第7回	模擬契約交渉事前準備（2） 依頼人からの事情聴取続行。各自契約案を作成、各自交渉準備
第8回	契約交渉（1） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取 契約案の改定。
第9回	契約交渉（2） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取 取契約案の改定。
第10回	契約交渉（3） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取、契約案の改定。
第11回	契約交渉（4） 各自契約交渉を行う。各自依頼人からの事情聴取 契約書完成提出。
第12回	模擬交渉に関する講評
第13回	ロイヤリング
第14回	関連問題と総括質疑応答
第15回	予備日

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	鹿内 徳行、島田 真琴、矢嶋 雅子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務ベーシックプログラムにて学習した知識を基礎に、模擬仲裁手続きを行う。実際に起こりうる事を対象に、申立人側、被申立人側に別れ、事件当事者の事情聴取をもとに仲裁の申立を行い、模擬仲裁手続を行う。この模擬手続の中で、典型的な国際取引を対象に、実際に起こりうる諸問題をどのような方向付けで処理していくことが望ましいか、またその中で国際取引に伴う紛争解決に共通する諸問題について一般的な対応方法と個別的な対応方法を学習する。
2. 関連する科目との関係	渉外法務ワークショッププログラム基礎編の習得を前提とする。典型契約は準拠法として外国法の指定が行われる場合もあるので、いずれかの外国法を履修することが望ましい。模擬仲裁手続を行うので、民事訴訟法・仲裁法の基礎知識と実定法の要件事実の理解が必須です。
3. 授業の方法	予め用意した資料（英文、日本語を含む）を事前に読了し、問題点の指摘等を与えられた指示に従って事前に調査、研究を行い申立人、被申立人に別れワークショップにて行う。依頼者と面談し、事実整理、法的主張整理、証拠整理し、書面提出を共同作業する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	模擬仲裁の対象事件に関連する資料を配付するので、これを基本に作業する。外国の資料も入るので準備には十分な時間が必要と思われる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	仲裁手続概説 資料配付
第2回	依頼者面談、方針決定 書面作成準備
第3回	申立書提出
第4回	答弁書提出 仲裁人選任、進行に関する取り決め
第5回	仲裁期日 主張書面の交換 反論、抗弁、再抗弁
第6回	仲裁期日 証拠開示

第7回	依頼者と主張立証整理のための打ち合わせ
第8回	主張書面の提出
第9回	証拠提出のための依頼者との打ち合わせ
第10回	書証の提出 証人予定者の陳述書
第11回	証人尋問 主尋問、反対尋問、補充尋問
第12回	最終準備書面提出
第13回	仲裁人の判断と講評 手続法実体法の両面からの助言批判。
第14回	ロイヤリング 法律事務所訪問し、弁護士から渉外法務の経験と実践のレクチャー受け、一部実務経験を行う
第15回	総括質疑応答

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、マキロイ, ロバート、マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach students the key elements of international business law with a special focus on developing specific international lawyering skills</p> <p>Abstract: This course will provide students with an overview of the major aspects and parameters of international business transactions from the perspective of legal risk management and business strategy. We will cover international sales contracts, licensing/franchising, and direct foreign investment, as well as additional factors such as taxation. Students will be given a variety of problems based on actual cases and transactions and will be required to analyze the issues and develop effective client-oriented solutions.</p>
2. 関連する科目との関係	Courses on American Law (外国法系科目)、国際私法、国際商取引法、国際民事訴訟法、国際取引法総合、企業金融法、知的財産法Ⅰ～Ⅲ、現代契約実務
3. 授業の方法	Two class sessions will be devoted to each major topic. The first session for each topic will provide an overview of the major legal and practical issues in the area. The second session will explore how these issues in actual context through hypothetical problems based on real cases. Class discussions will be conducted in English, but students may use Japanese as necessary to ask questions or to express opinions. The workshop will be conducted using large and small groups.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>Introduction and Overview of International Business Transactions</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Sales</li> <li>2. Licensing/Franchising</li> <li>3. Direct Investment</li> <li>4. Business/Legal Risk Management</li> <li>5. Role of Lawyers and other Players</li> <li>6. Private/Public International Law—CISG</li> <li>7. 5 W's + 1 H</li> </ol>
第2回	<p>Sales Contracts</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Risk of Loss/Risk of Non-Payment</li> <li>2. Standard Terms &amp; Conditions</li> </ol>
第3回	Contract Problem re definiteness of terms (Frigalimint Chicken case)

第 4 回	Mechanics of International Sales 1. Shipping documents—B/L & Letters of Credit 2. COGSA 3. Discrepancies
第 5 回	Problem 2 Discrepancies and Indemnification
第 6 回	Choice of Law & Choice of Forum Clauses 1. Litigation 2. Arbitration
第 7 回	Problem 3 Choice of Law & Choice of Forum Clauses
第 8 回	Agents, Distributors & Trading Companies 1. Functions 2. Strategy 3. Antitrust/Antimonopoly Issues 4. Dealer Protection Statutes
第 9 回	Problem 4 Analysis of pros & cons of various models
第 1 0 回	Overview of Intellectual Property 1. Patents 2. Trademark 3. Copyright 4. Know-how 5. Risks & Critical Issues 6. Competition Law and Licensing
第 1 1 回	Problem 5 Franchising Agreement
第 1 2 回	Representative Offices, Branches & Subsidiaries 1. Legal Distinctions 2. Dividend Repatriation 3. Taxation 4. Risks & Critical Issues
第 1 3 回	Problem 6 Global structuring
第 1 4 回	Joint Venturing 1. Pros & Cons 2. Pre-contractual Documents—Letter of Intent & MoU 3. Risks & Critical Issues 4. Competition Law
第 1 5 回	Problem 7 Joint Venture Agreement Drafting

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	グロンディン, ロバート、マキロイ, ロバート、マクリン, ジェラルド				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>Objective: To teach how international commercial transactions are made possible only by complex legal documentation, which combines and coordinates the expertise of sundry legal and other professional disciplines. Students will learn the elements of good legal writing.</p> <p>Abstract: This workshop will look closely at the legal documentation of a small number of complex transactions. Every effort will be made to obtain, with the permission of the parties, the closing documents of transactions that are not only important in themselves, but also representative of current trends in international business.</p>
2. 関連する科目との関係	Courses on American Law（外国法系科目）、国際私法、国際商取引法、国際民事訴訟法、国際取引法総合、企業金融法、知的財産法Ⅰ～Ⅲ、現代契約実務
3. 授業の方法	This workshop will focus not on the underlying transactions per se but rather on the art of documentation. Therefore, unlike the International Business Transaction basic program, this workshop will not attempt to achieve wide coverage of different types of transactions. Rather, a small subset (no less than 2 and no more than 5) of the types of transactions introduced in the preceding semester's IBT basic program will be explored in greater depth, using real documents. Writing assignments will be given to every student. The number of assignments per student will vary according to the number of students, but each writing assignment will be required to be submitted in successive drafts, which will be reviewed for grammar, diction, structure, and content. Rewriting will be required. The final draft will be reviewed for the elements of good legal writing" either during a class session or in individual or small group meetings with one or more of the instructors outside of class time."
4. 成績評価	非公開
5. 教材	No text is required for this course. Materials for the course will be copied and distributed at the beginning of the semester. The Plan may be revised depending on the transactions selected and the writing assignments.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Overview of 1st Transaction and distribution of documents
第2回	Analyzing the documents
第3回	Assignment #1
第4回	Assignment #1



第 5 回	Assignment #1
第 6 回	Overview of 2nd Transaction and distribution of documents
第 7 回	Analyzing the documents
第 8 回	Assignment #2
第 9 回	Assignment #2
第 1 0 回	Assignment #2
第 1 1 回	Overview of 3rd Transaction and distribution of documents
第 1 2 回	Analyzing the documents
第 1 3 回	Assignment #3
第 1 4 回	Assignment #3
第 1 5 回	Assignment #3

授業科目名	渉外法務ベーシック・プログラム				
担当者名	鈴木 正具、ローバック, ジョン、渡邊 新矢				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際取引の根幹をなす国際契約を中心に据え、その理論および具体例を幅広く学ぶことにより、渉外法務の基礎知識を習得する。 日米の実務家から、実務に根ざした国際的契約の論理および構造を学ぶことにより異法地間で通用する法的論理思考を習得する。
2. 関連する科目との関係	民法の意思表示理論、契約法を習得していること、および会社法を習得している必要がある。また、知的財産法、独占禁止法、税法、国際訴訟など関連する分野を最低でも1つ履修することが望ましい。
3. 授業の方法	具体的なケースに使用可能な契約書式および関連資料を作成し、事前に学生へ配布する。それを十分予習して来ることを前提に、講師と双方向の議論をする方法で授業を行う。 また、契約類型ごとに作成される契約及びその条項の特徴を学ぶとともに、日本の契約法やその他の法制度の下での各条項の解釈や問題点についても、重要点に関しては基礎に戻って検討する。 なお、授業は基本的に日本語を主として行うが、授業に使用する契約書や参考資料に英文が多く使用されるとともに、一部英語をまじえて授業を行うこともあり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業でやる資料を毎回作成し、学生に配布する。 市販の教材は予定しないが、参考文献として適宜紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際（英文）契約の理論と構造 人、物、技術、資金の国際的な移動に伴う典型的な国際取引、それに伴い締結される国際契約を類型別に整理して、国際取引の基礎的な概念を習得する。
第2回	国際契約の特徴（国内契約との比較） 日本の国内契約との比較において、国際契約において特に問題となる点（概念の違い、決済、準拠法、紛争解決方法、裁判管轄）についての解説・議論により国際契約の特徴を習得する。
第3回	英米法における契約理論 国際契約の大きな流れを作っている英米法系の契約理論の基礎を習得する。
第4回	国際的契約に伴う紛争解決 国際契約に関して紛争が生じた場合の手続きの種類（訴訟、仲裁、その他）および手続きの選択に際して考慮すべき送達、管轄、判決の承認などの基礎理論を学ぶ。
第5回	国際的販売代理店契約（1） 物の国際的移転に関する典型的な契約として、国際的販売代理店契約の骨格、基礎理論と基本構造を習得する。
第6回	国際的販売代理店契約（2） 国際的売買契約に適用される法源（Documentary Sales、ICC Rules、国際物品売買契約に関する国連条約）の国際取引における意義、その調査方法、基礎的知識を習得する。

第7回	国際的ライセンス契約 (1) 特許、商標、ノウハウ、著作権などのライセンスに伴う契約の種類、基礎理論と基本構造を習得する。
第8回	国際的ライセンス契約 (2) ライセンス契約の対象となる知的財産権について類型ごとに基礎知識を習得する。また、企業にとって必要な工業所有権の国際戦略の基礎知識を学ぶ。
第9回	国際的合併契約 (1) 国際的な企業提携のための契約である合併契約と、合併に伴い締結される関連契約について、基礎理論と基本構造を習得する。
第10回	国際的合併契約 (2) 合併に伴う経営権の確保、方針の不一致の際の対処方法を契約法および会社法の観点からより深く掘り下げる。
第11回	国際的企業買収契約 (M&A) (1) 外国企業が日本企業を株式買収の形で買収する際の企業買収契約の基礎理論と基本構造を学ぶ。
第12回	国際的企業買収契約 (M&A) (2) 外国企業が日本企業の事業部門を営業譲渡の形で買収する際の企業買収契約の基礎理論と基本構造を学ぶ。
第13回	国際金融取引 大型国際案件に欠かせないファイナンスの基礎理論と基本的な契約のストラクチャー (Loan Agreement, 証券化などの方法) を学ぶ。
第14回	国際的契約と独占禁止法および税務 あらゆる国際取引の立案、交渉、契約のドラフティングに欠かせない独禁法と税法について、国際取引において知っておくべき基礎知識を学ぶ。
第15回	試験

授業科目名	渉外法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	鈴木 正具、ローバック, ジョン、渡邊 新矢				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	渉外法務のうち重要な部分を構成する、国際契約を題材にとり、その交渉、作成（ドラフティング）、紛争の処理について模擬的手法により契約当事者および仲裁人等の立場から関与し、その実務を学ぶと同時に、契約交渉および紛争処理のシミュレーションを通してより深くかつ実践的な法律的論理を習得することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「BP」の履修者を対象とする。さらに、実際の事例を対象とするプログラムであるので、横断的な知識を必要とし、「民法」、「商法」「民事訴訟法」などの基礎科目は勿論、「国際私法」、「国際民事訴訟法」などを履修していることが望ましい。
3. 授業の方法	hypothetical case を題材に、契約の交渉、作成段階では受講者を契約当事者にグループ分けし、また、紛争段階では当事者、仲裁人などのグループに分けて、契約交渉、作成、紛争の発生、紛争の処理および紛争の解決までを通して実際に考え、交渉や起案を体験させる方法による。 なお、授業は基本的に日本語を主として行うが、授業に使用する契約書や参考資料に英文が多く使用されるとともに、一部英語をまじえて授業を行うこともあり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	できるだけ実例に近いビジネス状況を hypothetical case として設定する。それを題材として、授業の進行に従い発生した課題に関する追加資料を交付する。 市販の教材は予定しないが、参考文献として適宜紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	渉外法務の実体験 渉外法務を実際に取り扱う法律事務所を訪問し、実務の現場で活躍する複数の実務家による異なった観点から説明を受け、第2回以降の講義の導入とする。
第2回	契約交渉のポイント、実務 交渉方針の策定、交渉のための論理、要求事項のプライオリティの設定など契約交渉における注意点の解説、討議を行う。加えて、第3回以降の模擬交渉の条件設定を行う。
第3回	模擬契約交渉 取引の模擬的交渉を体験し、交渉における準備作業およびテクニックの要点を学ぶ。合弁契約（または、その他の典型契約）を題材とする予定。
第4回	同上
第5回	契約書の交渉・作成 交渉の結果合意に達した事項を契約書（または LOI）の条文としてまとめる作業と、その文言に関する交渉を経験する。
第6回	同上

第7回	同上
第8回	第7回までに行った契約書の交渉・作成についての講評および討議
第9回	国際契約についての紛争処理 国際仲裁のルールについての解説、討議。同時に第10回以降の模擬仲裁手続きの題材となる紛争についての問題設定を行う。合弁契約（または、その他の典型契約）に関連した紛争を題材とする予定。
第10回	国際契約についての紛争処理 国際仲裁のルールについての解説、討議。同時に第10回以降の模擬仲裁手続きの題材となる紛争についての問題設定を行う。合弁契約（または、その他の典型契約）に関連した紛争を題材とする予定。
第11回	模擬仲裁手続き 各契約当事者の主張について争点整理案の作成。当事者による反論および追加主張の準備。
第12回	同上
第13回	模擬仲裁手続き 上記争点整理案に基づき法律の適用および契約条項の解釈の検討、仲裁判断。
第14回	模擬仲裁手続き 仲裁判断の妥当性、仲裁判断に至る主張の妥当性の検証。仲裁判断後の手続きの解説、討議。
第15回	契約交渉、締結、紛争の発生、解決についての総括

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、牧野 利秋				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	特許侵害訴訟における実務的・応用的論点について詳細に検討したのち、最近の特許侵害訴訟に関する裁判例について報告・討論する。
2. 関連する科目との関係	知的財産法Ⅰを受講中あるいは履修済みであることが望ましい。
3. 授業の方法	前半は講義形式、後半はグループによる判例報告、討論による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	牧野・飯村「新裁判実務大系 知的財産関係訴訟法」 中山ほか「特許判例百選」
6. 授業内容（細目）	
第1回	特許権侵害 直接侵害、間接侵害、対象製品・方法の特定
第2回	文言侵害
第3回	請求の範囲の解釈
第4回	均等侵害
第5回	侵害訴訟に対する防御手段 1
第6回	同 2
第7回	損害賠償請求 1
第8回	損害賠償請求 2
第9回	最近判例研究 1
第10回	同 2
第11回	同 3
第12回	同 4
第13回	同 5
第14回	同 6
第15回	試験

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、大野 聖二				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・選択科目として、特許法・著作権法を中心として、事例分析を通して、知的財産法における事案分析力、事案解決力、表現力、ディスカッション力の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、完全に演習形式で行い、将来の法曹としての基礎的な能力の習得を目標とする。事例分析においては、「民法」、「民事訴訟法」、「行政法」等の主要科目の展開・応用を目指す。事例分析を中心に行うので、答えを出すことや単なる知識の取得を目的とするものではないことを理解して、講義に参加することが肝要である。</p>
2. 関連する科目との関係	事例の選択にあたっては、近時の実務上の問題点を取り入れ、学生の関心を更に、他の知的財産法選択科目等へ誘うように心掛ける。
3. 授業の方法	演習形式で行う。あらかじめ事案と課題を提示し、その課題に関して、レポートをする受講生による発表と、その他の受講生との質疑応答を中心に講義を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	こちらから指定することはしないが、事案・課題を基に受講生が積極的に参考資料等を検討することが望まれる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション</p> <p>今後取り扱う事案・課題の照会・講義の進め方に関して、概説する。</p>
第2回	<p>特許事例研究（1）</p> <p>クレーム解釈に関する事案の検討を行う。</p>
第3回	<p>特許事例研究（2）</p> <p>特殊クレームのクレーム解釈に関する事案の検討を行う。</p>
第4回	<p>特許事例研究（3）</p> <p>均等論に関する事案の検討を行う。</p>
第5回	<p>特許事例研究（4）</p> <p>新規性・進歩性・特許法36条に関する事案の検討を行う。</p>

第6回	特許事例研究（5） 損害論に関する事案の検討を行う。
第7回	特許事例研究（6） ライセンス契約に関する事案の検討を行う。
第8回	著作権事例研究（1） 著作物性に関する事案の検討を行う。
第9回	著作権事例研究（2） 著作者を巡る事案の検討を行う。
第10回	著作権事例研究（3） 著作者人格権に関する事案の検討を行う。
第11回	著作権事例研究（4） 著作権の類似性に関する事案の検討を行う。
第12回	著作権事例研究（5） 著作権の保護期間に関する事案の検討を行う。
第13回	著作権事例研究（6） 著作権を巡る渉外事案の検討を行う。
第14回	総括（最終講義） レポート作成に関するガイダンスを行う。
第15回	レポート作成 本 WP における検討事例又は関連事例について、レポートを作成させる。



授業科目名	知的財産法務ベーシック・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、内藤 篤				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	映画、レコード、ゲーム等エンタテインメント分野において生ずる契約法および知的財産法上の諸問題について、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする。
2. 関連する科目との関係	著作権法については、「知的財産法Ⅱ」が開講されている。ただし、本講義を履修する際、「知的財産法Ⅱ」の履修を条件とはしない。
3. 授業の方法	講義形式および事例演習形式で行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」 内藤篤・田代貞之「パブリシティ権概説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	エンタテインメント契約の射程
第2回	プロデューサー論
第3回	契約解釈の特殊性
第4回	約款論
第5回	約款論=不平等契約論
第6回	慣習・慣行
第7回	著作者人格権の不行使合意
第8回	エンタテインメント契約に対する立法的関与
第9回	映画業界における契約
第10回	レコード音楽業界における契約
第11回	ゲーム業界における契約
第12回	出版業界における契約
第13回	ライブパフォーマンス業界における契約
第14回	テレビ業界における契約
第15回	レポート作成

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小泉 直樹、内藤 篤				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	同一担当者によるベーシックプログラムの履修を前提として、契約書案の作成、模擬交渉など行う。
2. 関連する科目との関係	著作権法については「知的財産法Ⅱ」、不正競争防止法については「知的財産法Ⅲ」で学習する。ただし、本講義の履修について、左講義の履修は条件とはしない。
3. 授業の方法	演習中心で、一部講義形式による。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」 内藤篤＝田代貞之「パブリシティ権概説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	映画の無断 DVD 化について、出演俳優が主張しうる法的権利について事例をもとに考察する。
第2回	「専属実演家契約」について、模擬交渉を行う。
第3回	邦画のリメイクに際して代理人が留意すべき法的論点について議論する。
第4回	いわゆる便乗本の出版差止に関する法的主張について検討する。
第5回	芸能人のプライバシー侵害について、週刊誌の記事を素材に議論する。
第6回	パブリシティ権を立法によって保護するとした場合の論点について検討する。
第7回	JASRAC の信託契約約款について、検討する。
第8回	共同原盤契約について、模擬交渉を行う。
第9回	デジタル社会における著作権問題について、事例をもとに議論する。
第10回	ゲームをめぐる法的問題について扱う。
第11回	番組の局制作と外注の相違などについて議論する。
第12回	広告表現の諸問題について検討する。
第13回	著作権法の適用について、事例をもとに検討する。
第14回	映画出演契約の模擬交渉
第15回	レポート作成

授業科目名	EU法務ベーシック・プログラム				
担当者名	庄司 克宏/須網 隆夫/市川 芳治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する法律問題に的確に対応して助言できる人材を養成するための基礎コースである。EU 域内市場でどのような法律問題が生じ、それにいかに対応すべきかについて実践的な基本知識を習得することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	EU 法についての一般的基礎知識があることが前提であるため、「EU 法」をすでに履修しているか、または、同時履修することが必要である。
3. 授業の方法	判例および立法文書を教材として使用し、双方向型の講義を加味した演習形式で行う。受講生は前半 1 回および後半 1 回（計 2 回）判例分析レポート（A 4 で 1～2 枚程度）を作成して提出しなければならない。適宜、各分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、庄司克宏著『EU 法 基礎篇』および『EU 法 政策篇』（岩波書店、2003 年）を用いる。適宜、補助教材を事前に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	法実務と EU 法 EU/E C の司法制度（欧州司法裁判所における訴訟形態を含む）、EU/E C 法秩序（E C 法の基本原則を含む）について概説し、統合に果たす法の役割を理解する。併せて日本にとっての EU 法の意義を議論する。
第 2 回	取消訴訟における個人の原告適格 企業・自然人という「個人」が E C 機関による行為の適法性を争うためには、E C 又は加盟国の司法制度をどのように利用することができるのかを検討する。 アンチ・ダンピング課税・貿易障害規則など、E C 通商法について概観した後に、取消訴訟における原告適格を中心に、欧州司法裁判所の判決を考察する。
第 3 回	域内市場と E C 法（1） 第 3 回からは、2 回に渡って、欧州共同体（E C）の基礎である域内市場の構築に果たす EU 法の役割を検討する。域内市場とは、物・人・サービス・資本の自由移動の保障される領域であり、E C 条約は、これらの自由移動に対する制約が除去されるべきことを規定している。第 3 回は、物の自由移動とサービスの自由移動について、欧州司法裁判所の判決を検討する。
第 4 回	域内市場と E C 法（2）—開業の自由— 「人の自由移動」、特に自営業者の「開業の権利」を「弁護士の自由移動」を素材に検討する。専門職の場合、専門職資格が、個々の加盟国によって付与されることが、自由移動の障害となり得る。一国で資格を取得しても、他の加盟国においてその資格が認められなければ、他の加盟国における資格取得が必要となり、実際には移動は困難であるからである。他方、専門職の資格要件を定める基本的権限は、なお加盟国に存する。両者の関係をどのように扱うかが問われるとともに、欧州司法裁判所の判例からは、法律家の本質的能力が何であるかについて貴重な示唆が得られる。

第 5 回	<p>EC 環境政策と EC 法</p> <p>EC の共通政策の中で、環境政策は重要な位置を占めている。アメリカとは対照的に、EC は、地球環境問題にも積極的な取組を示している。最近の環境立法を概観するとともに、環境政策に関する欧州司法裁判所の判例を検討する。</p>
第 6 回	<p>国内裁判所の EU 法に対する対応</p> <p>これまでの検討には、EU の領域における法現象を包括的に理解する上で、大きな欠陥があった。それは、これまでの検討は欧州司法裁判所の側からの検討であったからである。欧州司法裁判所が革新的な法原則を確立しても、国内裁判所が、それを無視する可能性は存在する。もちろん国内裁判所が欧州司法裁判所の判例を無視することは、加盟国による EC 法違反を構成する。しかし、加盟国を強制的に EC 法に従わせる手段が EC 条約では必ずしも与えられていない。そのため、結局のところ、国内裁判所が、EC 及び E</p>
第 7 回	<p>EU 法と WTO 法</p> <p>EC は、多くの国家と並んで、世界貿易機関 (WTO) の構成員である。EC は、日本と同様に WTO 協定に基づく義務を遵守する立場を採っている。それでは、欧州司法裁判所は、WTO 法をどのように扱っているのだろうか。幾つかの判決より検討する。グローバル化の中での EU の意義が看取できるかもしれない。</p>
第 8 回	<p>EU メディア法について、講義・事例研究を行う。</p> <p>日本の情報関係の政策は、EU に影響を受けているところが大きい。また、日本の通信企業も提携、進出を果たしている。加盟各国の調和を図る最新の状況を検討する。</p>
第 9 回	<p>EU におけるコーポレートガバナンスについて、講義・事例研究を行う。</p> <p>英国型、ドイツ型など、会社の仕組みを規定する考え方が加盟各国で異なるなか、コミッション主導でコーポレートガバナンスについて様々な検討が行われている。その最新状況について、日本の会社法や金融商品取引法とも重ねあわせながら検討する。</p>
第 10 回	<p>EC 競争法入門</p> <p>競争法概説を行う。特に、実務上必須となる日米欧の比較視座、経済分析、EU 法全体で捉える必要性、最新動向のフォロー方法などについて説明する。</p>
第 11 回	<p>EC 競争法基本判例の読み方 (1)</p> <p>カルテルの禁止 (EC 条約第 81 条) に関する基本判例の読み方を学ぶ。</p>
第 12 回	<p>EC 競争法基本判例の読み方 (2)</p> <p>支配的地位濫用の禁止 (EC 条約第 82 条) に関する基本判例の読み方を学ぶ。</p>
第 13 回	<p>EC 競争法基本文書の読み方(1)</p> <p>遵守確保(enforcement)に関する規則第 1/2003 号を中心に基本立法文書の読み方を学ぶ。</p>
第 14 回	<p>EC 競争法基本文書の読み方(2)</p> <p>EC 合併規則第 139/2004 号を中心に基本立法文書の読み方を学ぶ。</p>
第 15 回	<p>口頭試験</p>

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	EU法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	庄司 克宏、山田 弘、山岸 和彦、市川 芳治				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>日系企業等がEU域内市場で事業を展開する場合に直面する最大の法実務的課題はEU競争法への適合であるため、EU競争法を中心とした事例研究・演習を日本法と関連付けながら行うことにより、EU法実務上の応用力を身につけることが到達目標である。とくに事例研究を通じて、手続規定・実体規定の両面から日欧間における競争法の違いを検証する。具体的な事例を通じて日欧間の競争法の違いを理解することにより、今後、国際的事案を手がけることとなった場合における実務上の問題点を実感することができる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「EU法務ベーシック・プログラム」を履修済みであることが必要とされる。</p>
3. 授業の方法	<p>オリジナルの実習問題を用意して、状況の理解と問題点の発見、契約書の作成・チェックの習得、交渉方法の伝授等を行う。弁護士(山岸弁護士)の観点だけでなく、競争法当局者(山田公正取引委員会企業結合課長)の視点からも検討を行う。また、来日中のヨーロッパ人実務家や公正取引委員会関係者等をゲスト・スピーカーとして招請する。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>教科書として、庄司克宏著『EU法 基礎篇』および『EU法 政策篇』（岩波書店、2003年）を用いる。                  実習問題を教材として事前に配布する。                  参考書については、授業中に紹介する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>EC競争法実務総論(1)： 比較競争法—日本の独禁法とEC競争法（山田）</p> <p>日本の独禁法についてEC競争法と比較しつつ実務的視点から概論的講義を行う。</p>
第2回	<p>EC競争法実務総論(2)： 競争法実務と経済分析（市川）</p> <p>競争法実務に関わる経済分析について、講義・事例研究・演習を行う。EUでは昨今、市場画定の立証等において経済分析の果たす役割が大きくなって来ている。経済コンサルタント等の協同など、実務の最前線を知る。</p>
第3回	<p>EC競争法実務とカルテルの禁止(1)（市川）</p> <p>垂直規制と一括適用免除に関する実務講義を行う。</p>
第4回	<p>EC競争法実務とカルテルの禁止(2)（山田）</p> <p>カルテル事案について法適用の検討を行う。</p>

第 5 回	EC 競争法実務とカルテルの禁止(3) (山岸) アライアンス計画と EC 条約第 81 条に関する事例研究・演習を行う。
第 6 回	EC 競争法実務とカルテルの禁止(4) (山岸) 垂直規制と一括適用免除に関するモデルプレイ (ディストリビューターを題材とする) を行う。
第 7 回	EC 競争法実務と支配的地位の濫用の禁止(1) (山田) 支配的地位の濫用行為事案 (その 1) について法適用の検討を行う。
第 8 回	EC 競争法実務と支配的地位の濫用の禁止(2) (山田) 支配的地位の濫用行為事案 (その 2) について法適用の検討を行う。
第 9 回	EC 競争法実務と手続的側面(1) (山岸) EC 競争法執行 (遵守確保) とリニエンシーに関する事例研究・演習を行う。
第 10 回	EC 競争法実務と手続的側面(2) (市川) 加盟国裁判所における EC 競争法執行について、講義・事例研究を行う。規則第 1/2003 号による分権化が進むにつれ、これまでの欧州裁判所・コミッション集権のエンフォースメントに変化が生まれている。イギリスの判例を踏まえ、最新状況を検討する。
第 11 回	EC 競争法実務と合併規則(1) (山岸・市川) 規則第 139/2004 号に関する実務講義を行う。
第 12 回	EC 競争法実務と合併規則(2) (山田) 合併事案について法適用の検討を行う。
第 13 回	EC 競争法実務と合併規則(3) (山岸) 規則第 139/2004 号関連のビジネス実務について事例研究・演習を行う。
第 14 回	EC 競争法実務と手続的側面(3) (市川) 欧州司法裁判所における競争法に関する司法審査 (judicial review) について、講義・事例研究を行う。最近の合併事件等で、コミッションの決定に対し、相当程度事実まで踏み込んで判示するケースが出てきた。コミッション集権に変化が生まれるのか。最新状況を検討する。
第 15 回	口頭試験

授業科目名	経済法ベーシック・プログラム				
担当者名	江口 公典、福井 琢、渡邊 新矢				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法基礎、経済法総合、経済法実務（または法学部における関連科目）のいずれかの履修等をおして基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プログラムのみの履修も可能）。ベーシック・プログラムでは、審・判決、ガイドラインの検討を踏まえて、高度な独占禁止法解釈論の段階に到達することを目標とする。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、担当者の解説と受講者の報告を組み合わせ、質疑応答、討論をおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回で用いる教材（判決、審決、ガイドライン等）を、事前に指定または配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンスとテーマ設定 全体のコンセプトや進め方について担当者が詳細に説明し、各受講者のテーマを決定する。
第2回	私的独占の主要事例と解釈論(1)
第3回	私的独占の主要事例と解釈論(2)
第4回	不当な取引制限（カルテル）の主要事例と解釈論(1)
第5回	不当な取引制限（カルテル）の主要事例と解釈論(2)
第6回	不当な取引制限（カルテル）の主要事例と解釈論(3) 入札談合をめぐる諸問題

第7回	国際関係と独占禁止法 国際カルテル等
第8回	不公正な取引方法の主要事例と解釈論(1) 流通取引慣行がトラン (輸入総代理店等)
第9回	不公正な取引方法の主要事例と解釈論(2)
第10回	知的財産権と競争秩序の相互関係
第11回	不公正な取引方法の主要事例と解釈論(3)
第12回	企業集中規制
第13回	手続・サンクション
第14回	まとめ
第15回	試験



授業科目名	経済法ワークショップ・プログラム				
担当者名	江口 公典、福井 琢、渡邊 新矢				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが、経済法ワークショップ・プログラムの目的である。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法基礎、経済法総合、経済法実務（または法学部における関連科目）のいずれかの履修等をおして基本的知識を有していることが望ましい。また、春学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、担当者の解説と受講生の報告を組み合わせ、質疑応答、討論をおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回で用いる教材（論文等）を、事前に指定または配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	独占禁止法の理論と実務 ゲストスピーカー（研究者または実務家）による講演
第2回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(1) 私的独占の行為形態要件
第3回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(2) 不当な取引制限の行為形態要件
第4回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(3) 競争の実質的制限
第5回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(4) 私的独占に係る立法論
第6回	私的独占、不当な取引制限の応用論点(5) 入札談合

第7回	国際関係と独占禁止法に係る応用論点
第8回	不公正な取引方法の応用論点(1) 流通取引慣行がトランにおける違法性判断基準
第9回	不公正な取引方法の応用論点(2) その他の行為類型に係る違法性判断基準
第10回	知的財産権と競争秩序の相互関係に係る応用論点
第11回	不公正な取引方法の応用論点(3) 公正競争阻害性のとらえ方、立法論
第12回	企業集中規制に係る応用論点
第13回	手続・サンクションに係る応用論点
第14回	まとめ
第15回	試験

授業科目名	人権法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	駒村 圭吾				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>このWPでは、人権問題の司法的解決を中心に、理論と実務の両面から検討する。次の目的を掲げたい。</p> <p>1、人権問題を当事者の観点からどのように弁護するか、公権力や社会的権力の立場からどのような主張が可能か、判事は先例との整合性を意識しつつどのように裁くべきか、といった関係各面それぞれの独自の観点を知り、模擬的に実践する。</p> <p>2、憲法訴訟のみならず、行政事件訴訟法や国家賠償法などの公法訴訟全般の知識と応用力を高める。</p> <p>3、人権紛争の拡散傾向の中、裁判外の救済システムの概要も学ぶ。</p> <p>4、理論や外国法の知見も随時フォローアップする。</p> <p>以上のような、目的のもと、少人数のユニットで実践的に事例検討を行い、適宜弁護士や裁判官などの実務家の参加を得て、公法系法曹の基礎力をつけることを到達点にしたい。</p> <p>なお、例年、適宜、会食ないしコンパを開催しているので、その方面でも積極的なひとの履修を望みたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法総合は、既に履修済みであるだろうから、それを前提に行なう。</p> <p>行政法関係の科目および行政事件訴訟実務なども関連する科目として重要である。</p> <p>本WPを二年間実施したうえの感想であるが、行政法（特に救済法）に関する知識はおおまかなものでいいので持っておいたほうが、よいと思われる。</p> <p>もちろん、可能な限りでその基礎は確認するので、並行的に学ぶのでも構わない。</p>
3. 授業の方法	<p>詳細は、未定であるが、このWPは2部構成で行なわれる。</p> <p>第1部：人権の司法的解決の諸法理と公法訴訟の基礎 第2部：事例検討</p> <p>第1部は、おもに講義を前提としたディスカッションを行う。論題によってはゲストスピーカーを招く。第1部では、憲法訴訟論、行政訴訟の基礎を概説する。</p> <p>本WPの中心は、第2部の事例検討である。</p> <p>ここでは、担当者の用意した長文事例（事実経緯、関連法令などからなる仮想事案。新司法試験のモデル問題のイメージ）を素材に、原告、被告、判事にわかれ、両当事者の主張を第1週目、判事団による判決の公表・検討が第2週目となる。</p> <p>なお、各事例それぞれについて実務家の参加を求める予定であるので、日程の調整が必要となり、その関係で授業進行が変動する可能性をご了解いただきたい。</p> <p>また、授業は毎回、延長される。午後6時くらいに開始され、だいたい8時くらいまで授業が続くつもりでほしい。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>特に指定しない。</p> <p>必要があれば、適宜指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロ 憲法訴訟の基礎</p>

第2回	公法訴訟の基礎
第3回	事例演習1-1
第4回	事例演習1-2
第5回	事例演習2-1
第6回	事例演習2-2
第7回	事例演習3-1
第8回	事例演習3-2
第9回	事例演習4-1
第10回	事例演習4-2
第11回	事例演習5-1
第12回	事例演習5-2
第13回	事例演習6-1
第14回	事例演習6-2
第15回	試験(未定)

授業科目名	国際刑事法ワークショップ・プログラム				
担当者名	オステン、フィリップ、安藤 泰子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本ワークショップでは、現在の国際刑事法全般（＝狭義および広義の国際刑法）に関する基本的な知識を深め、刑事法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。そのためには、国際刑事法の理論と実務について、幅の広い検討を行い、刑事実体法、刑事手続法および裁判制度を含む刑事法からのアプローチと、国際法的なアプローチとが必要となる。</p> <p>本年度のWPでは、とりわけ（常設の）国際刑事裁判所（ICC）に焦点を当てる予定である。周知のように、日本政府は、ICC 規程に加入することを決めて、07年の通常国会に条約の承認と関連国内法の整備に関する法案ならびに予算案を提出する、と報じられている。そこで、今回は、日本のICCのための国内法の（進行中の）整備について徹底的に検討を行い、とくに条約上義務付けられたICCとの協力（＝刑事手続法）について新規立法が行われる見通しとなっているため、この「協力法」を（比較法的な観点からも）分析し、その実施上の問題点を洗い出すのも有益なことであると思われる。</p> <p>また、可能な限り、ICCに現在係属中の四つの付託事案も取り上げる予定である。</p> <p>なお、本講座は法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づくものである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「刑法」、「刑事訴訟法」および「国際法」を一定程度学習した上で、本授業を履修することが望ましい。また、「国際刑事法」（春）の履修を済ませ、基礎的な知識を得た上で、本WPを通じて国際刑事法を体系的・総合的に学習することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>ワークショップ（演習）形式。事例研究も頻繁に行われ、履修者の積極的な参加（レポート、発表など）が求められる。</p> <p>また、内外を問わず、適宜ゲストスピーカー（国際刑事司法に携わる実務家、学者など）の招聘も考えている。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>レジュメ・資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語と英語の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、六法および条約集（松井芳郎ほか（編）『ベーシック条約集〔2006年版〕』東信堂2006年を推奨する）を毎回持参されたい。また、参考書として、小長谷和高『国際刑事裁判序説〔訂正版〕』尚学社（2001年）、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂（2002年）、森下忠『新しい国際刑法』信山社（2002年）、Cassese, Antonio, <i>International Criminal Law</i> (Oxford UP), 2003がある。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション 全体のコンセプトおよび進め方について説明・打ち合わせし、各受講生の担当テーマを設定する。</p>
第2回	<p>狭義の国際刑法（1） 刑法の場所的適用範囲（いわゆる刑法適用法）— 属地主義、属人主義、保護主義、世界主義・普遍主義、代理処罰主義・代理主義</p>
第3回	<p>狭義の国際刑法（2） 同上</p>

第4回	狭義の国際刑法（3） 国際刑事司法共助 — 犯罪人引渡し、外国刑事判決の効力・執行（行刑、受刑者移送条約等も含む）、国際捜査共助（国際刑事警察機構 Interpol を含む）、刑事訴追の移管など
第5回	グローバリゼーションのなかの刑事法（1） 越境犯罪、外国人犯罪、国連組織犯罪条約、インターネット犯罪、サイバー犯罪条約と刑法の適用など
第6回	グローバリゼーションのなかの刑事法（2） 同上
第7回	（広義の）国際刑法の歴史的基礎 啓蒙時代や19世紀における初歩的な動き、第一次世界大戦後・戦間期における戦争犯罪等に関連した国際刑法の理論的展開について検討を行なった上で、第二次世界大戦後の発展、とくにニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジェノサイド条約等、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みを取り上げる。次いで、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、（常設の）国際刑事裁判所（ICC）の設立（2003年）までの沿革を検討し、ICCの特徴やその設立をめぐる議論などについて概説する。
第8回	国際刑事裁判所（1） ICCの管轄権の発動条件、補完性の原則
第9回	国際刑事裁判所（2） 補完性の原則と国内裁判権との関係、ICCに係属中の四つの付託事案など
第10回	国際刑事裁判所（3） ICCとの協力 — 締約国の協力義務の範囲、協力の刑事手続法上の諸形態など
第11回	国際刑事裁判所（4） 同上
第12回	国際刑事裁判所（5） ICCとの協力 — 立法上の諸課題（日本の法整備状況を中心に）
第13回	国際刑事裁判所（6） 同上
第14回	国際刑事裁判所（7） 国際刑事法・国際刑事司法における一事不再理の原理（水平的・垂直的効力など）
第15回	総括

授業科目名	司法制度論ワークショップ・プログラム				
担当者名	麻生 利勝、櫻井 浩、関 正晴、平良木 登規男				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	2004年6月に成案となった裁判員法によれば、今後、5年以内に裁判員制度が導入される。しかし、制度の大枠は決定されたものの、具体的な実施要領は今後の検討課題とされ、最高裁判所や日本弁護士連合会等において各種の模擬裁判モデルを作成している。それらとは別に、現行の制度・運用を前提に、よりよい裁判員制度を実現させるため、学生の目を通して、実施上の問題点を洗い出し、裁判員制度に関する模擬裁判モデルの作成を目的とするのも有益なことであると思われる。陪審裁判あるいは参審裁判との比較を意識しながら、わが国独自の法制度を模索することになる。
2. 関連する科目との関係	ある程度の刑事訴訟法に関する知識を有することが望ましい。前期に行われた刑事司法制度論（刑事）はベーシックな知識の習得を目指すものであるから、同科目の履修を済ませることが望ましい。
3. 授業の方法	徹底した学生同士の議論を中心に、演習形式で進める。内外を問わず、適宜ゲストスピーカーの招聘を考えている。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	兼子一＝竹下守夫「裁判法（第四版）」ジュリスト1268（2004.6）号現代刑事法61（2004.5）号
6. 授業内容（細目）	
第1回	裁判員制度についての基本的な理解の確認
第2回	裁判員制度と憲法問題
第3回	争点及び証拠の整理手続（証拠開示を含む）
第4回	同上
第5回	裁判員の確保と選出方法
第6回	同上
第7回	裁判員制度と報道
第8回	集中審理方式の実現
第9回	同上
第10回	公判における証拠調べ
第11回	同上
第12回	模擬裁判
第13回	同上
第14回	裁判員制度の下における評議・判決・上訴
第15回	

授業科目名	労働法ワークショップ・プログラム				
担当者名	浅井 隆、山川 隆一				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野の履修における理論と実務の架橋を図ることを目的とし、特に、労働紛争の予防と解決に重点を置く。本授業により、取り扱われる各事項についての実践的な知識を習得するとともに、そこで生ずる法的問題点やその対応策について把握することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提に理論と実務の架橋を図るものであるから、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ及びⅡまたは労働法実務を修得済みであること（労働法Ⅱについては少なくとも並行履修していること）が望ましい。また、要件事実論における総論的部分の理解も前提となっている。
3. 授業の方法	演習の形式を取り入れ、事例を素材に学生が積極的に関与できる方法をとる予定である。すなわち、労働紛争解決制度の基礎を確認したうえで、労働法における要件事実につき判例を素材に議論を行い、さらに、規則作成・人事管理・裁判などに関する事例を出題して、実務における対応のあり方を検討する。ゲストスピーカーの招聘や手続の傍聴も予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各回につき検討の素材となる事例や資料を配布する。また、関連する統計や書式類なども必要に応じて配布し、判例や文献も随時紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論－労働紛争解決の制度と運用 わが国における労働紛争解決システムの全体像やそこでの課題を明らかにしたうえで、労働分野における紛争解決・予防のあり方につき、実務家の役割を中心に検討する。
第2回	行政機関による紛争処理 平成13年に成立した個別労働紛争解決促進法の他、労働基準監督署や労政事務所等を含めた行政機関における労働紛争の処理について、その実態と法的問題点を考察する。
第3回	労働委員会による紛争処理(1) 集団的労働関係における不当労働行為事件の審査・救済を担当する労働委員会について、実体法の理解を確認した上で、審査手続における問題を具体的に検討する。
第4回	労働委員会による紛争処理(2) 不当労働行為事件における労働委員会の命令に関しては、裁判所に命令の取消を求める訴えを提起することができるが、この取消訴訟をめぐって最近様々な問題が生じているので、これらの問題を考察の対象とする。
第5回	労働訴訟における要件事実(1) 労働民事訴訟においては要件事実がいかなる意義をもち、またいかなる限界があるかを考察した上、解雇・雇止め事件についての要件事実の具体的内容を考える。
第6回	労働訴訟における要件事実(2) 賃金請求事件の要件事実について、就労がなされた場合と受領を拒否された場合、通常の賃金請求の場合と退職金請求の場合など多様な局面に応じた検討を行う。



第7回	労働訴訟における要件事実(3) 配転・出向命令を拒否した労働者への不利益処分が争われる事件など、人事異動をめぐる訴訟の要件事実について検討する。
第8回	労働訴訟における要件事実(4) 就業規則の変更の効力が争われる訴訟における要件事実について、いわゆる合理性の法理を採用している最高裁判例の動向を踏まえた具体的考察を行う。
第9回	労働訴訟における要件事実(5) 労災補償に関し、労働基準監督署長による不支給決定の取消訴訟の他、安全配慮義務違反を理由とする民事損害賠償請求訴訟も含めて、要件事実の検討を行う。
第10回	労働訴訟における要件事実(6) 集团的労働関係において生じた紛争に関し、労働協約の効力などが争われた訴訟や争議行為・組合活動等をめぐる訴訟における要件事実を検討する。
第11回	紛争の予防と解決(1)－就業規則等の作成・改訂 企業は構成員たる従業員との労働関係を就業規則等で集团的、画一的に規律する。そして企業が永続するためには、就業規則等の改訂による労働関係の集团的、画一的な変更が不可欠である。そこで、実際上の就業規則等の作成、改訂における運用上の留意点を学ぶ。
第12回	紛争の予防と解決(2)－解雇・懲戒処分・人事異動 わが国では終身雇用の慣行を背景に解雇が制限される一方、人事異動が比較的自由に認められているが、かかる法規制の下、現実にはさまざまな雇用慣行を持つ企業が存在する。そこで、かかる多様な企業実態をふまえ、法規制を適用する際の問題点を検討する。
第13回	紛争の予防と解決(3)－訴訟と和解 労働紛争も当事者間の話し合いで解決するのが望ましいが、それが出来なければ、第三者、つまり訴訟による解決を図る他ない。そこで、最近の労働訴訟の実態と和解による解決の現実を学ぶ。
第14回	労働紛争解決機関における制度運用の現状 労働委員会による不当労働行為審査または裁判所による労働事件訴訟について、傍聴の機会を設け、制度運用の実際についての理解を深める。
第15回	試験

授業科目名	開発法学ワークショップ・プログラム				
担当者名	松尾 弘				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

<p>1. 授業の目的と到達目標</p>	<p>開発法学ワークショップ・プログラム（以下、開発法学 WP）は、「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編とすれば、その実践編として位置づけられる。開発法学 WP では、様々な支援機関を縦軸に、その対象地域を横軸にして、多様な観点から法整備支援の実践例を取り上げる。それにより、個々具体的な法整備支援プロジェクト等の経緯、現状、成果、問題点等を抽出し、分析を加え、改善のための具体的提案または方向性を探求することを目的とする。そして、法整備支援をはじめとする法と開発の実践に対し、法律家はその「仕事」としてどのように関わることができるのか、参加者各自の展望が得られるようにする。</p> <p>法整備支援プロジェクトの実践例の分析では、(a)支援機関として、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、アジア経済研究所、名古屋大学・法政国際教育協力研究センター(CALE)など、(b)対象地域として、ベトナム、カンボディア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、モンゴル、中国、ウズベキスタン、ルワンダなどに焦点を当て、法整備支援の経験者、関係者ないし被支援国民などから直接に情報提供を受ける機会を設ける。</p>
<p>2. 関連する科目との関係</p>	<p>「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編とすれば、開発法学 WP はその実践編として位置づけられるので、両者を併せて履修することが望ましいが、必須要件とはしない。また、開発法学 WP を最初に履修し、翌年度「開発法学（法整備支援論）」を履修することも妨げない。</p> <p>また、「アジア法」、「中国法」をはじめとする、法整備支援の対象国としてのアジア諸国の法制度についての知識、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの比較法的知識、社会と法との関係を理論的・哲学的に探求する「法社会学」、「法哲学」も非常に有用である。</p> <p>さらに、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、知的財産法、競争法など、法整備支援の対象として要請ないし想定されることの多い実定法分野について、日頃から興味をもって基礎知識を深めることが有益である。</p>
<p>3. 授業の方法</p>	<p>開発法学 WP では、①まず、法整備支援プロジェクトをはじめ、法と開発の実践例の現状分析を進める。様々な報告書、資料分析のほか、これまで法整備支援等に関与してきた経験者（裁判官、検事、弁護士、その他の法律家、公務員、国際協力関係の内外の機関、企業、NPO、研究者など）から、それぞれの経験を踏まえた情報提供や問題提起を得る機会を設ける。②そのうえで、現在進行中の法整備支援プロジェクト等の現状分析、課題、今後の対応策を議論し、模索する。③そして、将来、法整備支援が、法律家のビジネスとして、どのような形で可能になるのか、また、法整備支援のほかに、法と開発の実践としてはどのような形態が考えられるのか、それにはどのような意味があるのかについて、参加者各自の展望と解答をまとめる。</p>
<p>4. 成績評価</p>	<p>非公開</p>
<p>5. 教材</p>	<p>授業に先立ち、担当者が用意したレジュメおよび資料を配布する。</p> <p>過去の開発法学 WP に基づく関連記事は、「開発法学フォーラム」（慶應法学 5 号以下、随時）に掲載されている。</p> <p>また、前提知識・情報を得るための入門文献として、①森川俊孝＝池田龍彦＝小池治編著『開発協力の法と政治—国際協力研究入門—』（国際協力出版会、2004）、②松尾弘『「開発法学」への招待—法と開発(Law and Development)の理論と実践—(1)～(5)』法学セミナー622号～626号（以後連載中）、③松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学 4 号がある。</p> <p>その他、参考文献、2005 年度・2006 年度に利用した教材ならびにそのリストについては、<a href="http://www15.plala.or.jp/Matsuo/">http://www15.plala.or.jp/Matsuo/</a>に掲載している。</p>
<p>6. 授業内容（細目）</p>	<p>以下、各回の授業内容（細目）は、2005 年度・2006 年度に実施したものから選んで掲載しているが、その順序、回数、内容等については、担当者の事情等によって変更される可能性もあることを予めお断りしておく。</p> <p>以下のほか、過去には、【大学による法整備支援への取組み（名古屋大学）】、【アジア経済研究所による法整備支援の研究】などを取り上げている。</p>

第1回	<p>【国際協力機構(JICA)による法整備支援への取組み】</p> <p>日本政府による法整備支援の実施母体である国際協力機構(JICA)の活動につき、日本の援助政策における法整備支援の位置づけ、法整備支援の実施方法、直面した様々な問題点、その解決や模索について検討する。</p>
第2回	<p>【法務省法務総合研究所による法整備支援への取組み】</p> <p>国際協力機構(JICA)とともに、日本政府による法整備支援の実施主体である法務省法務総合研究所国際協力部の活動につき、活動内容、実績、方法の特色、これまでの経験から得られた様々な知見につき、具体例を踏まえて検討する。</p>
第3回	<p>【ベトナム法整備支援の検討】</p> <p>日本による本格的な法整備支援の最初の対象国となったベトナムへの法整備支援を取り上げ、これまでの経緯、実績、問題点、今後の展望について検討する。また、日本以外の様々なドナーによる法整備支援との関係、その中で日本の法整備支援の特色、今後の支援のあり方などについて、具体例に照らして考察する。</p>
第4回	<p>【カンボディア法整備支援の検討】</p> <p>ベトナムについて日本による法整備支援の主要対象国となったカンボディアへの法整備支援の経緯、これまでの実績、様々な問題点やその克服の模索につき、具体例に即して検討する。とりわけ、日本政府による民法典草案、民事訴訟法典草案の起草支援を中心に、カンボディア・モデルの特色と今後の課題を分析する。</p>
第5回	<p>【ラオス法整備支援の検討】</p> <p>ベトナム、カンボディアに次いで、日本政府による法整備支援が開始されたラオスについて、前者と比較した場合の類似点と相違点、これまでの実績と問題点、今後の展望などについて、具体例に即して分析する。また、そこから、ラオス・モデルとして特徴的な点は何かを検討する。</p>
第6回	<p>【NGOによる法整備支援への取組み】</p> <p>様々なNGOによる法整備支援への取組みについて、その特色、存在意義、実績、課題などについて、多角的に分析する。とくに、政府による法整備支援と比較した場合の特色、独自性、あるいは両者の協力体制のあり方について、従来の経験を踏まえて検討する。</p>
第7回	<p>【日本弁護士連合会による法整備支援への取組み】</p> <p>日本弁護士連合会が行ってきた法整備支援の実績、基本方針、方法の特色、これまでの成果に対する評価、今後の活動方針などについて検討する。また、法整備支援に関与する弁護士へのサポート体制、継続的な支援のための諸方策についても、現状と課題を検討する。</p>
第8回	<p>【ウズベキスタン法整備支援の検討】</p> <p>ウズベキスタンに対する法整備支援の経緯と特色を分析する。とりわけ、インドシナ諸国への法整備と比較した場合の類似点と相違点、日本の支援政策における位置づけ、支援の現状と今後の展望について、具体例に即して検討する。</p>
第9回	<p>【モンゴル法整備支援の検討】</p> <p>モンゴルに対する法整備支援の現状と今後の展望について検討する。とりわけ、モンゴルの経済・政治・社会の現状に照らして、どのような法律制度改革が求められ、それがどのような形で実施されているか、それに対する外国からの支援がどのように行われているかを分析する。</p>
第10回	<p>【インドネシア、中国法整備支援の検討】</p> <p>インドネシア、中国に対する法整備支援について、法整備支援の基本政策における位置づけ、他の支援対象国と比較した場合の特色を中心に検討する。とりわけ、法整備支援が経済圏統合のための制度的基盤整備の手段として、どのような可能性や問題点をもっているかを考察する。</p>
第11回	<p>【ミャンマー法整備支援の検討】</p> <p>民主化問題などを理由に、諸外国からの支援が滞っているミャンマーへの法整備支援のあり方を検討する。とりわけ、法整備支援において、市場化と民主化との関係をどのように考えるべきか、支援対象国の内部の社会構成、歴史的経緯、宗教やその他の文化、政治情勢などに即した、テーラー・メイドの法整備(支援)の方法はどのようにあるべきかを考察する。</p>
第12回	<p>【国際協力銀行(JBIC)による法整備支援への取組み】</p> <p>国際協力銀行(JBIC)の業務の中で、法整備支援がどのように位置づけられ、具体的にどのような活動が展開されているかにつき、その内容、実績、他の支援機関と対比しての方法の特色、これまでの経験から得られた様々な知見につき、具体例を踏まえて検討する。</p>
第13回	<p>【法整備支援に対する裁判官の寄与】</p> <p>様々な地域で、多様な形態で行われている法整備支援プロジェクトに対し、裁判官としてどのような役割が期待され、また、実際にどのような寄与が行われているかを検証する。また、そこからどのような知見が得られたか、今後の課題としてどのような点が考えられるかを議論する。</p>
第14回	<p>【アフリカ諸国への法整備支援の検討】</p> <p>アフリカ諸国への法整備支援の現状、問題点、将来の課題について検討する。例えば、紛争後の平和構築プロセスにおける法整備支援のあり方につき、内戦後の和解を進めるための制度構築に努めているルワンダ等を題材にして検証する。それを通じて、刑事司法分野における法整備支援の方法、それと民法・商法・経済法等の経済分野の法整備との関係、アフリカ社会に特徴的な問題点の有無等について検討する。</p>
第15回	<p>【レポートの作成準備】</p> <p>レポートの作成を準備する。</p>

授業科目名	環境法務ベーシック・プログラム				
担当者名	六車 明、苦瀬 雅仁				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>今日の環境問題は、各個人の生活から全地球に渡る幅広い問題となっており、高度成長期の激甚な公害のような原因が限定的であったものから、より幅広い社会経済活動全体の対応が必要な問題に重点が移っている。</p> <p>本授業は、このような環境問題の経過と今日の問題の特質を踏まえ、環教法政策の歴史や基本構造を概観した上で、持続可能な社会づくりに向けた今後の我が国の環境法政策の方向性を第三次環境基本計画の策定経過やその内容から学ぶとともに、地球環境問題や廃棄物リサイクル問題など環境法政策上の課題のいくつかを取り上げ、環境法政策の発展経過と今日の状況について理解することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」「環境法Ⅱ」が開講されている。また、個別のテーマについて掘り下げた授業を行う「環境法務ワークショッププログラムに連携できるようにする。</p> <p>本科目は、行政実務従事者・経験者により行政実務の状況を踏まえた内容の授業を行うものであり、制定された法律の解釈のみならず、その背景となる問題状況、政策形成過程、法制度の実施過程を含めて、法政策の状況を学び、法政策について検討を行う点が特徴的であると考えている。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的には講義形式で行う予定である。しかし、少人数の科目であり、受講生自らが考えて発言する機会等も重要であるので、講義形式の授業においても質疑の機会を十分確保し、また、受講生と教員、受講生間の議論の時間を確保する等の工夫を織り込みたいと考えている。（なお、質疑、議論等を通じて受講生の関心事項や受講生の必要とするものを把握しつつ、内容・形式ともに、それらを適宜反映させて微修正を加えつつ進めたいと考えている。）</p> <p>また、実際に環境法政策実務に関わっている者をゲストスピーカーとして招致することとしている。（地球温暖化分野、循環型社会形成（廃棄物リサイクル）分野、公害被害者救済（特に石綿）分野の3名を予定）</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>講義に関連するレジュメ、資料を配付する。また、第三次環境基本計画（市販のほか、環境省 HP にあり）を使用する。「環境基本法」の条文も適宜参照する。（総務省の法令データ提供システムからの条文のみのコピー等で良い。）「環境白書」及び「図で見る環境白書」（平成 19 年版が 6 月中旬完成見込み。それ以前の時点で平成 18 年版。（市販のほか環境省 HP にあり。）を第 5 回等で使用する。その他の参考書は講義において追加的に紹介することがある。（主要なものは初回に紹介する予定。）</p>
6. 授業内容（細目）	<p>各回の細目は以下のとおり。</p> <p>注：◎は六車教授担当、☆は外部講師（第 6 回（石綿）環境再生保全機構上河原献二部長、第 9 回（循環）環境省廃棄物リサイクル部大熊一寛課長補佐、第 11 回（地球温暖化）環境省地球環境局小森繁課長補佐）を予定。</p> <p>なお外部講師の都合その他の事情によって、講義予定が変更される可能性がある。</p>
第 1 回	<p>4 月 11 日第 1 回 オリエンテーション</p> <p>この科目の講義の概要及び我が国の今日の環境法政策の構造の概要について説明する。併せて受講者の環境法に関しての関心等を聴取する。（環境法政策の最新の状況や受講者の関心によって、以下の授業内容を若干変更することがある。）</p>
第 2 回	<p>4 月 18 日第 2 回 我が国の環境法政策形成の歴史（その 1）</p> <p>我が国の環境問題の歴史的経過を概観し、環境問題の性格の変化と、それに対応する我が国の国政における環境法政策の位置づけの変化と、環境法政策の変化を概観する。</p> <p>また、政府の政策企画立案から決定実施にいたるプロセスについて、基礎的な理解を得る</p>

第3回	4月25日第3回 我が国の環境法政策形成の歴史（その2）◎ 「四日市ぜんそく事件」を通じて、患者の発生から市・国の対応、公健法の制定と改正、道路公害訴訟の流れを理解し、被害者救済について検討する。
第4回	5月2日第4回 環境基本法並びに環境基本計画にみる環境問題及び法政策の変遷と課題について 我が国の環境問題の歴史的な計画を受けて成立した環境基本法の意義と主な内容について概観する。また、同法に基づき策定されることとなった環境基本計画の意義と機能を概観するとともに、同計画の第一次計画から第三次計画に至る経過を踏まえつつ、今日に至る環境法政策の状況の推移を概観する。
第5回	5月9日第5回 環境問題の現状の概況と課題について 第三次環境基本計画を参照しつつ、我が国の環境の現状と環境政策の課題を概観する。 その中で、環境白書（18年度版各論の該当部分）も参照しつつ地球温暖化問題、廃棄物・物質循環問題等の若干の主要環境問題について、問題の構造を概観する。
第6回	5月16日第6回 石綿健康被害に対する救済制度等について☆ 石綿健康被害の救済問題の制度と運用の実態等に関して、他の公害健康被害補償制度を踏まえつつ、解説する。
第7回	5月23日第7回 本授業の中間総括と小テスト
第8回	5月30日第8回 循環型社会の形成をめぐる諸問題について◎ 「豊島事件」の経過などを通じて、被害者の側から見た救済のための政策課題について検討する。
第9回	6月6日第9回 循環型社会形成に関する法政策について☆ 循環型社会形成、廃棄物リサイクル対策関係の法政策について検討する。
第10回	6月13日第10回 環境政策の展開の方向について（1） 第三次環境基本計画を踏まえて、今日の課題の課題に対応した「環境政策の展開の方向」（環境基本計画第一部第2章）を概観する。必要に応じて適宜「重点分野ごとの環境政策の展開」（環境基本計画第二部第1章）をも参照しつつ、個別分野の法政策の概況を理解する。（授業での状況、学生の希望等によっては、第二部第1章を軸とした構成での授業とする場合がある。）（6つの方向性のうちの前半。第二部第1章の関連節）
第11回	6月20日第11回 地球温暖化関係法政策について☆ 地球温暖化関係法政策について検討する。
第12回	6月27日第12回 環境政策の展開の方向について（2） 「環境政策の展開の方向について（1）」の続き（6つの方向性のうちの後半。第二部第1章の関連節）
第13回	7月4日第13回 環境法政策の実現過程・効果的实施等について 法制度や行政計画によって想定された環境法政策の実現過程がどのようなものであるか、効果的な実施のための課題は何か等について検討し、併せて、法制度や行政計画においてどのような対応が可能であるか、を考察する。
第14回	7月11日第14回 総括（環境法政策の課題等について）
第15回	第15回 試験

授業科目名	環境法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	私たちが生きてゆく上で対応をせまられるリスクを、環境リスクを中心に幅広くとりあげ、これらのリスクにどのように対応してゆけばよいのか、政策を策定する場合の基礎となる問題点、法的な解決後の問題点を考察することにより、将来実務についた場合の対応の基礎となる部分の習得を目指す。
2. 関連する科目との関係	環境法Ⅰで環境法の理論体系を、環境法Ⅱで環境紛争への対応を、環境法務BPで環境政策の実務を習得し、その上で、本科目では、現代的なリスクに係わる問題点の理解を目指す。
3. 授業の方法	履修者は、授業内容でテーマとなっている事例がどのような問題なのか、一般の私人から相談を受けたときにどのように対応すればよいのか、などの観点から自主的に考えることができるように、準備と活発な発言を求める。また、不幸にして被害者がでてしまったときの被害者の立場を考える機会ももちたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	適宜配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	「リスクという考え方」 環境リスク、リスクトレードオフ、リスクコミュニケーション、予防原則などについて基本的な考え方を習得する。
第2回	「遺伝子組み換え食品とリスク」 遺伝子組み換え食品とは何か、人体や生態系にいかなるリスクがあるのか、どのような規制がされているのか、表示の問題とはどのような問題であるのかなどを検討する。
第3回	「農薬とリスク」 なぜリスクのある農薬が使われているのか、農薬を使わないとどのようなリスクが生じるかなどを検討する。
第4回	「食品添加物とリスク」 食品添加物とは何か、表示は適正にされているのか、食品添加物にはどのようなリスクがあるかなどを検討する。
第5回	「水道水とリスク」 以前は、水道水をそのまま飲むのが一般であったが、今日では、スーパーの棚にはペットボトルの飲料水が並び、消費者もこれを買っている。水道水にはどのようなリスクがあるのかを考える。
第6回	「薬とリスク」 サリドマイド、スモン、クロロキンなど、日本では多くの薬害が発生している。化学物質である薬のリスクの問題とともに、被害にあった方々のことを考える。

第7回	「家庭から出されるゴミ、生活排水とリスク」 家庭から出る廃棄物を焼却する際にダイオキシンが発生し、廃棄物処理場における環境問題も深刻である。生活排水のリスクも留意すべきであろう。日頃の生活から排出する物質によるリスク問題を考える。
第8回	「石綿とリスク」 石綿は、かなり以前から有害物質として労働安全衛生の面で問題とされてきたが、2005年に被害の範囲が幅広いことが報道され、2006年2月3日「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、同月10日に公布され、同年3月27日から施行された。いかなる背景のもとに、どのような法律が制定されたのかについて、幅広く考えたい。
第9回	「シックハウス、シックスクール」 住宅の中や、学校の中で化学物質による症状が増えている。化学物質は、有用な面を持つ一方で、毒性を有することも多い。このような化学物質のリスクにどのように対応すべきか、ということ、事例をとおして考えてゆきたい。
第10回	「環境ホルモン(外因性内分泌攪乱物質)とリスク」 いわゆる環境ホルモンのリスクについては、争いがある。環境ホルモンを知り、そのリスクについて考える。
第11回	「オゾン層破壊のリスク」 フロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン層が少なくなると紫外線が強くなり、白内障・皮膚がんなどになるリスクが高くなる。フロンのリスクへの対応を考える。
第12回	「たばことリスク」 他人のタバコの煙を吸い込む受動喫煙にはリスクがあるが、これがどのように取り扱われているのか、今後どのようにしたらよいかを考える。
第13回	「ファストフードのリスク」 ファストフードのハンバーガーを食べ過ぎて肥満になるというリスクは、自己責任ですまされる問題であるのか。特に日常の食生活に隠れているリスクをどのように考えればよいかについて検討する。
第14回	「新しいリスク」 私たちの社会は、日々、新しい製品や食品が市場に現れ、新しいリスクが生じている。新しいリスクを認識し、その対応を考える。携帯電話、低周波音などが考えられるが、そのほかにも新しく重要なリスクがあれば取り上げていきたい。 さらに、それまで検討してきたリスクについて振り返ることにより、それぞれの履修者が環境リスクについて自分自身の考えをつくってほしい。
第15回	試験

授業科目名	国際法ワークショップ・プログラム				
担当者名	大森 正仁				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	国際法は私たちの生活とは離れたところで作成され適用されるものではなく、それは現在の（日本を含む）国際社会において起きている様々な問題を解決するために制定され適用されてきていることを、具体的な問題を通じて理解することを目的とする。また、模擬裁判を通じて国際法を実感することも目的とする。国際法の知識の獲得よりも、われわれが住んで知る国際化の時代においてどのような問題があるかを法的な観点から理解することができる視点を養うことが到達目標とされる。
2. 関連する科目との関係	国際法の基本的な理解をしていることが望ましいが、同時に国際社会で起きている事例に敏感であることが望まれる。その意味では、国際法関連の科目とともに各分野での科目の国際的な側面に関連するものである。
3. 授業の方法	いくつかの分野を選んで、まず概説的な授業を行い、その上で各分野からのゲストスピーカーの講義を聞き、その上で課された課題についてレポート（原則としてA4版の用紙で1枚以内）を作成し、それに基づいて議論をしてゆく。本年度は海洋活動、航空活動、宇宙活動を取り上げる予定である。また、模擬裁判を通じて国際法がどのように用いられているのかを理解する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	大沼保昭編『国際条約集』（有斐閣）の最新版を用いる。判例集としては、山本草二ほか編『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）および配布する和文・英文の資料・判例を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際法がどのような形で国内のおよび国際的な法律関係に結びついているかを考えるために、様々な分野での「国際化」をとらえて、そこにおける問題解決のためにどのような法制度が考えられてきたかについての概略を説明する。同時にこの講義の進め方についてもガイダンスを行う。
第2回	国際航空法について、多数国間条約の国際民間航空条約、モンテリオール条約、二国間条約の1946年バーミュダ協定（英米）、1977年バーミュダII協定（英米）、日米航空協定を取り上げて、領空侵犯の事例や国際航空運送の分野で生じてきた様々な問題について説明してゆく。
第3回	航空の分野からゲストスピーカーを迎えて、どのような問題が現在法的な問題として取り上げられているのかの講義を受ける。
第4回	前回の講義の際に提起された航空法の問題に関して各人がレポートを作成し、それに基づいて議論を行う。
第5回	海洋の利用は船舶の航行のみならず、漁業や様々な資源に及んでいる。これらを取り扱う国際海洋法について、1982年の国連海洋法条約を中心としてどのような課題があつてこの条約が作成されたのか、また、これ以外の海洋活動をめぐる問題点はどのようなものかを説明する。それと同時に国内での条約の実施がどのような形式でおこなわれ、運用されているかを理解するための講義を行う。
第6回	海洋活動の分野からゲストスピーカーを迎えて、どのような問題が現在法的な問題として取り上げられているのかの講義を受ける。



第7回	前回の講義の際に提起された海洋法の問題に関して各人がレポートを作成し、それに基づいて議論を行う。
第8回	宇宙基地を例に挙げるまでも無く、宇宙活動は実験的な段階から商業的な利用の段階へと移行している。例えば、無重力状態における様々な実験は期待をもってすすめられている。このような宇宙活動に関連する問題について基本的な宇宙法関連の講義を行う。
第9回	宇宙活動の分野からゲストスピーカーを迎えて、どのような問題が現在の法的な問題として取り上げられているのかの講義を受ける。
第10回	前回の講義の際に提起された宇宙法の問題に関して各人がレポートを作成し、それに基づいて議論を行う。
第11回	世界各国の学生が参加する（ロースクールの学生は参加することができない規則があり、日本では学部の1年生、2年生が、また法学部ではない学生も多数参加している）ジェッサップの国際模擬裁判の事例を取り上げて、事例がどのようなことを論点としているのかを理解するために条約および関連資料を読んでゆく。
第12回	模擬裁判の事例に関して、受講者を原告、被告及び裁判官にわけ、原告及び被告それぞれの書面を作成した上で、口頭弁論を行う。
第13回	模擬裁判について、裁判官として判決文を書いてもらい、その上でそれらを検討する。
第14回	今年度に取り上げた課題に関して総括の授業を行う。
第15回	

授業科目名	グローバルガバナンス法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	庄司 克宏、福島 安紀子、滝澤 美佐子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法曹は社会の一員として公益に資することが求められる。グローバル化された現代国際社会で「人間の安全保障」の確保に向けた一層の人的貢献が日本に対して求められているところ、日本の法曹にも同様の期待が寄せられている。そのような期待に応えることのできる問題発見能力と解決能力を身につけることが到達目標である。このため、本 WP では、日本の法曹が国際的な公共利益のために何ができるのか、どのようにできるのかについて基本的な視点と知識を提供することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「国際法」、「国際人権法」、「国際刑事法」、「国際経済法」、「開発法学」等が関連科目となるが、必須ではない。
3. 授業の方法	最初の5回は教科書を使用し、双方向型の講義を加味した演習形式で行う。第6回以降は、主としてケース・スタディとディスカッションに基づき、問題発見・解決の能力を身につける訓練を行う。適宜、該当分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	第1－5回については、庄司克宏編『国際機構』岩波書店、2006年を使用する。 第6回以降については、マテリアルを事前に配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	グローバルガバナンス入門  国際社会が抱える諸問題を理解するために、グローバルガバナンスとは何か、また、「人間の安全保障」とは何かについて講義を行う。また、かかる諸問題の解決のために国際機構はいかなる役割と限界を有するかについて考える。
第2回	グローバルガバナンスと国際機構(1)  グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「地域紛争と危機管理－安全保障と国際機構」および「大量破壊兵器と輸出管理－不拡散問題と国際機構」の側面から検討を行う。
第3回	グローバルガバナンスと国際機構(2)  グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「テロとの戦い－治安維持と国際機構」および「大国境と難民－人の移動と国際機構」の側面から検討を行う。

第4回	<p>グローバルガバナンスと国際機構(3)</p> <p>グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「貧困と汚職ーグッド・ガバナンスと国際機構」および「持続可能な成長と地球温暖化ー環境と国際機構」の側面から検討を行う。</p>
第5回	<p>グローバルガバナンスと国際機構(4)</p> <p>グローバルガバナンスおよび「人間の安全保障」の担い手の1つである国際機構の役割と限界について、「通商・金融と社会問題ーグローバル化と国際機構」および「知的財産権と文化ー多元主義と国際機構」の側面から検討を行う。</p>
第6回	<p>「人間の安全保障」と各国政府・政府間国際機構</p> <p>国連をはじめとする普遍的国際機構、EUなどの地域的機構および各国政府は、「人間の安全保障」にどのように取り組んでいるか。その可能性と限界を考える。</p>
第7回	<p>「人間の安全保障」と NGO</p> <p>NGOの「人間の安全保障」への取り組みについて対地雷問題などを事例として取り上げる。</p>
第8回	<p>グローバルガバナンスと国際的人権保障・個人通報制度</p> <p>国際人権法の構造を理解した上で、国際人権法の国内裁判による適用の現状、国際機構への苦情申立や国際人権文書の個人通報手続等の活用方法について考える。</p>
第9回	<p>グローバルガバナンスと国際難民法(1)</p> <p>難民条約体制と国連難民高等弁務官事務所の役割、国際人権法との関係について考える。</p>
第10回	<p>グローバルガバナンスと国際難民法(2)</p> <p>前回の授業を踏まえて、日本の難民認定手続き（難民性の認定）、ノン・ルフールマン、日本の入管法改正の評価・事例、について検討する。</p>
第11回	<p>ケーススタディ(1) アフガニスタン</p> <p>アフガニスタンへの人道支援、DDR（Disarmament, Demobilization and Reintegration：元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）、DDR、日本 NGO による地雷撤去について紹介し、日本人が法曹としてどのような貢献を行うことができるかを考える。</p>
第12回	<p>ケーススタディ(2) 自然災害と人道支援</p> <p>スマトラ島沖地震を通じて国際機構、日本など諸外国による人道支援のあり方について検討し、日本人が法曹としてどのような貢献を行うことができるかを考える。</p>
第13回	<p>ケーススタディ(3) アフリカへの紛争対応と国連</p> <p>東アフリカの角地域の紛争（スーダン、ソマリア）を例に挙げて、アフリカにおける紛争対応における国連平和活動、地域的・準地域的機構の成果と課題について検討し、日本人が法曹としてどのような貢献を行うことができるかを考える。</p>
第14回	<p>ケーススタディ(4) ゲストスピーカー</p> <p>外交官、政治家または実務家を招聘して講演頂き、グローバルガバナンスにおける法曹の役割についてディスカッションを行う。</p>
第15回	<p>口頭試験(持込可)</p>

授業科目名	消費者法ワークショップ・プログラム				
担当者名	鹿野 菜穂子、村 千鶴子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>現代社会では、法律実務家として実務に携わる際には、日常的に消費者問題に関わることとなるものが少なくない。消費者問題を取り扱う際には、消費者が知識・情報・交渉力、訴訟を行う上での証拠収集手段など様々な点において弱者であるということに留意しながらすすめることが重要である。</p> <p>この授業では、消費者法を踏まえて、具体的な消費者被害の解決の際にはどのように事件処理をすすめるか、事例や資料などを利用しながら取り組む力を身につけることを目的とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>消費者被害の解決のためには、民法による契約の基本的な考え方と消費者契約の場合との違いと、法律制度の違いを踏まえておくことが重要である。</p> <p>そこで、民法、消費者法が基礎知識として必要であり、民事訴訟法の基礎知識も必要である。したがって、一年時配当の民法総論、契約法、民事責任法、民事手続き法、2・3年次配当の消費者法を理解していることが前提となる。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式だが、授業中に、意見交換や質疑応答なども盛り込みながら双方向で行う。可能な限り、事前に、授業で取り扱う事例や資料を配付し、受講者に、授業の前にあらかじめ問題事例についての予習を行ったうえで授業に臨み、消費者法を実務でどのように取り扱うか考えてもらうという方向で進める。</p> <p>テーマによっては、その分野を特に専門とする実務家等をゲストスピーカーとして招聘することも予定している。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	受講者に配布する資料を用いて行う。関係判例、参考資料、参考文献などは、授業中、必要に応じて適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>訪問販売1</p> <p>特定商取引法での訪問販売の定義を踏まえ、訪問販売の多様なあり方と訪問販売の定義を事例から把握するポイント、典型的な交付書面の読み方、クーリング・オフ制度の活用法などを取り上げる。</p>
第2回	<p>訪問販売2</p> <p>訪問販売ではクーリング・オフによる解決が最も効果的である。書面不備の場合の扱い、クーリング・オフ妨害があった場合、などを取り上げる。</p>
第3回	<p>電話勧誘販売</p> <p>サラリーマンなどに多発している電話勧誘販売を取り上げて、訴訟準備、訴訟における対策などを検討する。</p>
第4回	<p>マルチ商法</p> <p>マルチ商法の事例を取り上げて、特定商取引法による消費者保護のための制度をどのように活用できるかを検討する。</p>
第5回	<p>特定継続的役務提供</p> <p>特定商取引法に基づく特定継続的役務提供の事例を取り上げて、被害内容、救済方法などを検討する。</p>
第6回	<p>クレジット契約1</p> <p>訪問販売、特定継続的役務提供、電話勧誘販売など各種の問題商法では、クレジット契約と抱き合わせにすることによって高額被害になることが多い。割賦販売法の抗弁の対抗の活用と限界などを検討する。</p>

第7回	<p>クレジット契約2</p> <p>貸金業者が個品割賦購入あっせん取引に参入するケースが増えている。そのようなケースでは、事業者は「貸金である」と主張して、抗弁の対抗を認めないことが多いが、こうした事例の訴訟での取扱を検討する。</p>
第8回	<p>内職商法</p> <p>内職商法は特定商取引法の業務提供誘引販売取引に該当するが、実体がわかりにくく、クレジット契約が抱き合わせになっていることから、訴訟に発展し、そこでは抗弁対抗が問題になることが多い。この主の事案の取扱のポイントについて検討する。</p>
第9回	<p>多重債務ー任意整理</p> <p>消費者金融による多重債務の解決のためには、利息制限法、出資法、貸金業規制法がかかわる。これについては、相次いで重要な最高裁判決が出されている。実務での処理のポイントについて取り上げる。</p>
第10回	<p>多重債務ー破産、個人再生</p> <p>多重債務では、任意整理の困難なケースについては、破産、個人再生などを利用することになる。多重債務事件における処理方針の決定をどのようにするか、しよりのための手続の特徴などを検討する。</p>
第11回	<p>取消制度</p> <p>消費者契約法、特定商取引法では、取消事由がある場合の取消制度を設けている。両制度の取消事由の違い、取消制度の利用上のポイントなどを、事例を取り上げながら検討する。</p>
第12回	<p>不当条項</p> <p>消費者契約法では不当条項は無効と定めている。不当条項が問題となる事例を取り上げて、訴訟ではどのように取り組むかを検討する。不当条項として日常的な問題としては、ペット売買の免責条項、敷金問題などがあるが、アップデートで身近なテーマを取り上げたい。</p>
第13回	<p>利殖商法1</p> <p>商品先物取引被害は、被害金額が高額で深刻なために訴訟に発展することが多いものである。この種の事案を取り扱う際の法理、違法性の分析方法などを検討する。</p>
第14回	<p>利殖商法2</p> <p>出資法違反などの違法な利殖商法被害が多様化している。この種の商法は詐欺事件に発展するものも多く、相談段階での的確な把握が重要となる。これまでの被害事例などを取り上げつつ、対処のためのポイントを検討する。</p>
第15回	<p>試験</p>

授業科目名	現代取引法ワークショップ・プログラム				
担当者名	金山 直樹、萩澤 達彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>今年度は、民事訴訟法との接点に位置する問題として、仲裁の問題を扱う。</p> <p>今日、裁判外紛争解決制度に対する関心がとみに高まっている。その裁判外紛争解決制度のなかで、もっとも伝統があり、もっとも重要性を有するのが「仲裁」である。当法科大学院の授業でも、「裁判外紛争解決」・「International Dispute Resolution」などにおいては、仲裁も取り上げられている。本授業では、これらの授業で取り上げられるよりも更に詳しく深く、仲裁について、実体法理論的視点、訴訟法理論的視点、そして実務的視点を交えながら、行なわれる予定である。とりわけ、メインの教員が民法と民事訴訟法を専攻しているという利点を活かして、ともすれば手続き的観点に終始しがちな仲裁につき、契約的側面からも十分な光を当てることに重点をおきたい。複数の教員間、そして学生間でなされる議論がエキサイティングなものになれば、と期待される。</p> <p>本講義によって、受講生は、仲裁についての体系的な知識を得ることができるとともに、積極的に議論に参加することにより、仲裁の紛争解決制度としてのイメージを具体的につかめるようになるであろう。</p> <p>なお、ゲストとして、古田啓昌弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所、成蹊大学法科大学院教授）が、授業に複数回の参加するとともに、実務的な観点からの助言をさせていただく予定である。</p>
2. 関連する科目との関係	「裁判外紛争解決」と「International Dispute Resolution」が関連するが、それらの履修は本講義にとっては必要ではない。
3. 授業の方法	仲裁について基礎的に知識がない学生が多いと思われるので、講義の最初に事前に指定されたマテリアルの内容を理解しているかどうか確認する意味で、簡単な基礎知識の確認の講義を行なう。その後、教員の方からいくつかの論題を提供し、その論題について教員・学生が議論をする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教材は、判例や論文を指定するほか、事前に配布するものも使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクションと打ち合わせ 講義のガイダンスを兼ね、今後の授業の進め方などを打ち合わせする。
第2回	仲裁の概念と種類 仲裁とはなにか、どのような種類のものがあるかを概観する。また、仲裁は、紛争解決方法として、どのような利点をもっていて、どのような限界があるかを、教員・学生との議論しながら明確にする。
第3回	国内仲裁と国際仲裁 国内仲裁の特色と国際仲裁の特色を比較して、その手続き内容の違いについて、議論を通じて理解を深める。

第4回	仲裁と法 仲裁に関する法や条約について概観する。
第5回	仲裁契約の意義と要件 仲裁契約の概念や性質とその要件について概観する。
第6回	仲裁契約の成立 仲裁契約該当性と仲裁付託の意思の存在について、判例を素材に議論をする。仲裁地、仲裁人、仲裁手続、仲裁の判断基準などの合意についても概観する。
第7回	仲裁契約の効力の内容 仲裁契約の抗弁を中心に、仲裁契約の効力の内容について、判例などを素材に議論する。
第8回	仲裁契約の効力の及ぶ範囲 仲裁契約の主観的範囲と客観的範囲について判例を素材に議論をする。
第9回	仲裁人 仲裁人の選定・仲裁人契約・仲裁人の忌避などについて概観する。
第10回	仲裁手続 仲裁の手続きについて概観する。
第11回	仲裁判断 仲裁判断の内容・成立について概観する。
第12回	仲裁判断の無効および取消 仲裁判断の取消原因とその主張方法について概観する。
第13回	仲裁判断の承認・執行（外国仲裁判断の承認・執行を含む） まず仲裁判断の効力について議論する。その後、仲裁判断の執行手続について概観する。
第14回	まとめ これまでの議論で足りなかったことを議論し、全体のまとめをする。
第15回	予備

授業科目名	倒産法務ワークショップ・プログラム				
担当者名	小島 昌輝、中島 弘雅、三上 威彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	「倒産法務ワークショッププログラム」の目的は、「演習」形式を基本として、経験豊富な実務家を中心とした授業担当者および本講座担当者が、学生と一体となって、双方向・多方向的な議論を中心に授業を展開することによって、学生に対して倒産事案をめぐる関係の先端のおよび最新の情報を提供すると共に、学生の論理的思考力、実務的な思考および処理能力を育成することにある。
2. 関連する科目との関係	「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「倒産法総合」を履修していることが望ましい。その他、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、民法（特に財産法）、会社法、労働法など。
3. 授業の方法	まず本講座担当者が、それぞれ基本的な制度的枠組みや基本的な問題点の所在を提示するための概括的な講義をした後に(第1回～第3回)、とくに倒産法実務に造詣が深い外部の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、その最先端の実務経験を話していただき、それにつき学生と各担当者および毎回の授業担当者が一緒に議論することによって、授業を進行していく予定である。その際には、実務的経験を中心としたもの(4・5・11回)と、講学上の体系に沿ったもの(6・7・8・10・12・13・14回)とを設置する。そして、後者については、テーマが偏らないように、教科書である「ロースクール倒産法」の中から、とくに倒産実体法を中心として、授業担当者が予め選んだテーマについて授業を行う。 なお、授業内容の性質上、受講生が実体法と手続法とを十分に理解していることが前提となるので、参加の資格は3年生を原則とし、人数は最大で約30人を目安とする。ただ、とくに強い希望と受講の能力を有していると認めれば、2年生にも参加を認める予定である。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書として、三木浩一＝山本和彦・ロースクール倒産法（有斐閣）を指定する。参考書として、伊藤眞・破産法〔第4版補訂版〕（有斐閣）、今中利昭＝今泉純一・実務倒産法講義（上）（下）（民事法研究会）、福永有利監修・詳解民事再生法（民事法研究会）三木浩一＝山本和彦・ロースクール倒産法（有斐閣）等を挙げておく。その他、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」および「倒産法総合」の授業で指示されたもの。
6. 授業内容（細目）	
第1回	わが国の清算型倒産法制について 中島弘雅 わが国には、清算型の倒産法制としては、破産手続と特別清算手続とがある。そのほか、私的整理として清算が行われる場合もある。これらの制度の概要を理解してもらうことを目指す。
第2回	わが国の再建型倒産法制について 三上威彦 わが国には、再建型の倒産法制としては、民事再生手続と会社更生手続とがある。そのほか、私的整理として再建が行われる場合もある。これらの制度の概要を理解してもらうことを目指す。
第3回	倒産手続の選択と手続機関 三上威彦 倒産手続には、上記のように、清算型のものと再建型のものがあるが、それらの手続はいかなる関係にあるのか、また、清算型と再建型の手続選択の基準は何か、さらに、それらの手続の機関としてはどのようなものがあり、それはどのように機能しているかといった点につき理解を深める。
第4回	倒産処理実務の問題点 園尾隆司・中島弘雅 東京地方裁判所で、倒産処理実務に長く携わってこられた上での経験を話していただき、よりよい倒産法制度とはどのようなものであるべきか、また、その運用はどうあるべきかといった点につき検討を加える。



第5回	事業再生における処理実務 富山和彦・小島昌輝 事業再生に関する現在の活動状況を報告していただき、法解釈論、立法論、法政策論の観点から、望ましい事業再生のあり方を検討する。
第6回	倒産手続における担保権の取扱い 長島良成・三上威彦 倒産実務では不可欠となる担保権の処理をする上での諸問題につき報告してもらい、それについて全員で議論する。そこでは、典型担保のほか、非典型担保の扱いまでも議論の対象とする。
第7回	倒産手続における債権の優先順位 長島良成・三上威彦 倒産手続にあつては、それぞれの手続において、さまざまに順位づけられた債権が認められているが、権利の行使内容、その実務上の機能や取扱いの問題等につき議論する。
第8回	倒産手続における労働者の権利保護 中島弘雅 倒産処理に当たっては、それが清算型であるか再建型であるかを問わず、労働関係の処理は不可欠である。そこで、倒産処理上、労働関係をめぐってはどのような点が問題となるか、その場合、労働者の保護の観点からどのような処理が妥当か、といった点を中心に検討する。
第9回	倒産手続と否認権（1）－詐害行為の否認 加々美博久・中島弘雅 2回にわたって、否認制度をめぐって生じているの実務上の問題点等を明らかにし、より望ましい処理とはいかなるものか、という点を中心に検討する。今回は、とくに、詐害行為否認の側面に光を当てて検討明らかにする。
第10回	倒産手続と否認権（2）－偏頗行為の否認 加々美博久・中島弘雅 否認制度の実務上の問題点の第2回目として、とくに、等を、偏頗行為否認の側面に光を当てて検討明らかにする。
第11回	消費者倒産の実務 宇都宮健児・小島昌輝 消費者倒産問題についての豊富な経験を基にして、消費者倒産については何が問題なのか、それにはどのような解決策があるのかといった点を中心に話してもらい、それについて議論する。
第12回	倒産手続と賃貸借契約 小島昌輝 双方未履行の双務契約の問題は、倒産手続において重要な論点であるが、その中でも倒産に伴う賃貸借契約の処理は実務上も頻繁に起りうる問題である。賃借人破産・貸借人破産について考える。
第13回	倒産手続と請負契約 小島昌輝 請負契約に基づき工事が続行中に倒産手続がとられた場合、その処理の仕方によっては注文者・請負人の利害に多大な影響を及ぼす。とくに近時いろいろと問題とされることが多いこの請負契約につきその問題点を明らかにし、その解決策を検討する。
第14回	倒産手続とリース契約 小島昌輝 倒産が発生した場合、その処理のため破産手続・民事再生手続・会社更生手続のいずれがとられるかによって、リース契約をどのように処理するのが妥当か様々な論議のあるところである。それぞれの手続の特質をふまえ、妥当な解決策を考える。
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	演習の総合テーマを「企業行動の内部的及び外部的統制と刑事法の機能」とし、近時に起こった幾つかの現実の事件を手掛りに、独禁法・金融商品取引法・会社法等中の関連刑事法規の解釈論・適用論を批判的に検討しつつ、企業の統制に係わる刑事責任についての理論学を考察する。素材となる事案について判決等が示されていない場合の調査には限界があるが、複雑な企業活動の中から問題となりうる点を見出す為の前提としての関連刑事実体法の正確な理解・理論的問題点の認識を直近の到達目標とし、それに基づいて、現実の問題への対応方法を多角的に考え、ホワイトカラー・クライムの弁護や訴追に係る能力を養成することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	テーマの性格上、担当教員が開講する「経済刑法」と最も直接的な関連を有し、それを部分的に極めて深く多角的に掘り下げた討論を行うということになる。組織体の責任の根拠付けを含め、刑法理論学・解釈学や、前提となる各法領域（経済法等）と密接な関係が存することも言うまでもない。
3. 授業の方法	演習であり、基本的には、30～40分程度の参加者による報告（簡潔なレジュメ付き）を基にした討論による。報告の課題・対象等は前半数回分は提示するが、それも討論の進展に伴って修正することとしたい。なお、当初の1～2回は、担当教員が行う導入・話題提供の為の講義を中心とする。また、参加人員は最大で20名程度を予定している。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特定の市販教材は用いない。必要に応じて、参考文献や収集すべき資料等を指示し、また、資料を配布する
6. 授業内容（細目）	
第1回	導入講義1： 本テーマ演習の趣旨説明と問題提起、素材事案の選択及び報告テーマの決定の為の意見交換
第2回	導入講義2： 素材事案の選択及び報告テーマの決定の為の意見交換
第3回	報告1と討論：（報告担当は、担当教員又はゲスト・スピーカー）
第4回	報告2と討論：
第5回	報告3と討論：
第6回	報告4と討論：
第7回	報告5と討論：
第8回	報告6と討論：
第9回	報告7と討論：
第10回	報告8と討論：
第11回	報告9と討論：
第12回	報告10と討論：
第13回	報告11と討論：
第14回	総括： 「企業行動の内部的及び外部的統制と刑事法の機能」について、各報告及び討論を基に、自由に議論する。
第15回	

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	片山 直也、金山 直樹、鹿野 菜穂子				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>「民事テーマ演習・財産および契約」では、複数の担当者がそれぞれ異なる問題意識から選んだ財産および契約に関する複数のテーマについて、履修者が担当者と共同して、最新の判例や立法の動向を踏まえて分析検討を行い、法発見および法創造に不可欠な柔軟かつ体系的な法的思考能力を涵養することを目的とする。</p> <p>本授業では、将来、紛争解決だけではなく、立法、司法、企業法務を先導し、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、独自の問題意識でテーマを選び、様々な媒体（リサーチ・ペーパーもその一つである。）を通して法形成の提言を行うために必要な基礎的能力を身につけることが目標である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>秋学期の「リサーチ・ペーパー」においては、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて最先端の法律実務の問題をテーマとして取り上げて、立法、司法、企業法務を先導し、紛争解決だけではなく広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導が予定されている。民法（財産法）に関連したテーマでリサーチ・ペーパーの作成を希望する者は、本「テーマ演習」において柔軟かつ体系的な思考能力を身につけておくことが望まれる。換言すれば、「民事テーマ演習・財産および契約」を基礎編、「リサーチ・ペーパー」を実践編と位置づけることができよう。</p> <p>なお「リサーチ・ペーパー」の履修は、本「テーマ演習」を履修する条件ではない。法科大学院においてリサーチ・ペーパーの作成を希望しない者であっても、将来、何らかの形で法形成に参画することを意欲し、そのために法発見および法創造に不可欠な柔軟かつ体系的な法的思考能力を身に付けたいと考えている者の受講を広く歓迎する。</p>
3. 授業の方法	<p>1. テーマ演習</p> <p>複数の担当者がそれぞれ異なる問題意識から選んだ財産および契約に関する複数のテーマについて、各担当者が指示する文献（最新の判例、主要論文、立法資料など）に予め目を通した上で授業に臨み、授業では、履修者が交替でレポーターを務め、文献の概要を報告し、その報告に基づいて討論を行う。</p> <p>本年度のテーマは、第1テーマ「譲渡担保の法的構造」（片山担当）、第2テーマ「消費者契約と民法」（鹿野担当）および第3テーマ「時効の立法論」（金山担当）の3つである。</p> <p>2. テーマ討論</p> <p>授業では、上記3テーマについての演習とは別に、ゲスト・スピーカーを招聘し、財産および契約に関連したテーマについて討論を行い、担当者とは異なる問題意識、アプローチ方法に触れる機会を設ける予定である。</p> <p>3. リサーチ・ペーパー仮想テーマ演習</p> <p>また秋学期にリサーチ・ペーパーの作成を希望する者がいる場合には、その希望を考慮した上でいくつかの仮想テーマをモデルとして想定して、問題意識の形成および展開の仕方について履修者全員で討論を行い、テーマ選択の疑似体験を行う。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	各テーマに応じて、予め文献（最新の判例、主要論文、立法資料など）を指示する。
6. 授業内容（細目）	<p>本年度のテーマ演習のテーマは以下の3つである。</p> <p>&lt;第1テーマ&gt; 譲渡担保の法的構造（片山担当）</p> <p>非典型担保である譲渡担保について、不動産譲渡担保、集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保の判例法理を横断的に分析し、不動産および動産譲渡担保において形成されてきた「債権担保目的を達成するのに必要な範囲で所有権移転の効力が認められる」とする従来の判例法理を踏まえた上、集合動産譲渡担保および集合債権譲渡担保に関する最新判例を分析し、その法的構造を体系的に解明するとともに、流動資産（商品、売掛債権、預金）担保の統一理論を模索する。</p> <p>&lt;第2テーマ&gt; 消費者契約と民法（鹿野担当）</p>

<p>日本では、従来、いわゆる消費者法と民法とは別の領域の問題として受けとめられがちであったが、現実の民事紛争の多くは消費者契約をめぐるものであること、また欧州においては、消費者保護にかかわるE C指令とそれに基づく各国国内法の改正を通して、民法典の構造や民法の根幹に関わるルールが変容するに至っていること等に鑑みても、今や、民法を考えるにおいて消費者という視点は無視できないものになっているといえる。そこで、ここでは、消費者契約をめぐる近時の改正論議に関わる個別テーマを検討することを通して、消費者契約と民法との関わりについて考えたい。</p> <p>&lt;第3テーマ&gt; 時効の立法論（金山担当）</p> <p>債権法改正が立法の日程に上っている中、消滅時効も改正対象になることが予定されている。それを受けて、現在の法制度の問題点を明らかにしつつ、立法論を検討することとしたい。各回とも、担当受講生による報告を基調に、参加者全員で議論をすることとしたい。受講生は少なくとも指定文献を読んだ上で、その問題点と限界を指摘するとともに、ぜひとも自らの見解を披露してもらいたい。</p> <p>テーマ討論、リサーチ・ペーパー仮想テーマ演習については、各回参照。</p>	
第1回	<p>ガイダンス</p> <p>担当者が、本年度の各テーマについての問題状況および分析の視角について概要を説明する。履修者の報告割当を行う。</p>
第2回	<p>ゲスト・スピーカーを迎えてのテーマ討論（その1）</p> <p>ゲスト：平野裕之本塾大学院法務研究科教授</p> <p>テーマ「不法行為法の拡大と債務不履行法」</p>
第3回	<p>&lt;第1テーマ第1回&gt;譲渡担保の法的構造①</p> <p>集合動産譲渡担保について、譲渡担保設定者は「通常の営業の範囲」内で譲渡担保の目的を構成する動産を処分する権限が付与されていると構成した最高裁判決（最判平成18年7月20日金判1248号22頁）を取り上げて、「集合物」概念を前提とする集合動産譲渡担保の法律関係を論じる。</p>
第4回	<p>&lt;第1テーマ第2回&gt;譲渡担保の法的構造②</p> <p>集合債権譲渡担保について、設定契約時点において債権移転の効果が確定的に生じるとした最高裁判決平成13年判決（最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁）を前提として、国税徴収法24条の物的納税責任の適用の可否という点から、将来発生する目的債権の債権移転時期が譲渡担保設定時か債権発生時かが争われた東京高裁判決（東京高判平成16年7月21日金法1723号43頁）を素材に、取立権限の帰属（より実質的には取立金の帰属）を中心に集合債権譲渡担保の法的構造を解明する。</p>
第5回	<p>&lt;第1テーマ第3回&gt;譲渡担保の法的構造③</p> <p>前2回の検討を踏まえて、近時金融実務において注目されているABL(Asset Based Lending)をめぐる問題点を整理し、財団抵当・企業担保などの包括担保権に関する改正論議も視野に入れて、流動資産（商品、売掛債権、預金）についての集合財産担保の統一理論を模索する。</p>
第6回	<p>&lt;第2テーマ第1回&gt; 消費者契約と民法①</p> <p>「団体訴訟制度」について検討する。平成18年の消費者契約法改正により、消費者団体訴訟制度（消費者団体による事業者の一定の行為の差止訴訟制度）が導入された（平成19年6月7日施行予定）。そこで、ここでは、この制度が必要とされた背景と制度の内容を確認した上で、この制度が従来の民法および民事訴訟法の枠組みとどのように関わるにつき検討を加える。また、この制度枠組みが他の分野について発展する可能性についても併せて考察する。</p>
第7回	<p>&lt;第2テーマ第2回&gt; 消費者契約と民法②</p> <p>「不当な利益の吐き出し」について検討する。民法の不法行為制度では、損害の発生を前提に、その損害の填補を図ることが予定されており、また、不当利得制度では、少なくとも条文上は利得と損失とが要件とされている。ところが、現実には、ある者が違法な行為によって利益を得、それが広く社会に不利益をもたらしているが、個々人の具体的な損害を特定し請求することは困難あるいは非現実的だという場合も少なくない。ここでは、消費者問題を念頭に置きながら、そのような場合における「不当な利益の吐き出し」の解釈上・立法論上の可能性を模索する。</p>
第8回	<p>&lt;第2テーマ第3回&gt; 消費者契約と民法③</p> <p>「情報提供義務」、「適合性原則」、「不招請勧誘」などに関する問題を取り上げ、その立法化の可能性と問題点について検討する。これらは、消費者契約法の実体法ルールの見直しにも関わる重要な問題点であるが、ここでは、関連する紛争事例や裁判例を取り上げ、従来の枠組みによる解決の可能性とその限界に関する検討を前提として、立法化の必要性の有無を考え、そのあり方を模索するものである。最後に、以上3回の検討を踏まえて、民法典の今後のあり方についても若干の考察を加えたい。</p>
第9回	<p>ゲスト・スピーカーを迎えてのテーマ討論（その2）</p> <p>詳細未定</p>
第10回	<p>&lt;第3テーマ第1回&gt;時効の援用の法的性質</p> <p>通説判例と金山説とを対比して、それぞれの問題点を明らかにした上で、立法論を考えてみたい。</p> <p>〔指定文献〕金山直樹「時効における民法と訴訟法の交錯」法学教室219号（1998年）16-20頁</p>

第11回	<p>&lt;第3テーマ第2回&gt;時効期間の多様性と統一性  時効期間は現行法上、多種多様である。商事時効、会計法上の時効、地方自治法上の時効など、実定法上定められた時効期間の差異を確認するとともに、その問題性を理解し、その上で、どの範囲で時効の統一を図るべきかを考えてみたい。</p> <p>〔指定文献〕金山直樹「権利の時間的制限」ジュリスト1126号（1998年）225-239頁</p>
第12回	<p>&lt;第3テーマ第3回&gt;除斥期間の有用性と将来  除斥期間は謎に満ちた制度である、とされていることの原因とその対処法を考えた上で、立法論に及びたい。</p> <p>〔指定文献〕金山直樹「除斥期間と消滅時効の将来像」法律時報72巻11号（2000年）57-67頁</p>
第13回	<p>リサーチ・ペーパー仮想テーマ演習（その1）  リサーチ・ペーパー作成希望者の希望を考慮した上でいくつかの仮想テーマをモデルとして想定して、問題意識の形成および展開の仕方について履修者全員で討論を行い、テーマ選択の疑似体験を行う。</p>
第14回	<p>リサーチ・ペーパー仮想テーマ演習（その2）  リサーチ・ペーパー作成希望者の希望を考慮した上でいくつかの仮想テーマをモデルとして想定して、問題意識の形成および展開の仕方について履修者全員で討論を行い、テーマ選択の疑似体験を行う。</p>
第15回	<p>復習および質疑応答  3つのテーマ演習、2つのテーマ討論およびリサーチ・ペーパー仮想テーマ演習について、質疑応答を行い、授業を総括し、今後の課題を確認する。</p>

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	EU 域内市場法に関わる理論と実務に対応するため、最先端の問題と事例を扱い、日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する未知の法実務的課題への対応能力を身につけることが目標である。
2. 関連する科目との関係	「EU 法」、「EU 法 BP」、「EU 法 WP」を履修済みか併行して履修していることが望ましい。
3. 授業の方法	邦文の EU 法論文・判例評釈を基礎に、英文専門誌掲載の EU 法論文・判例評釈の読み方を学びながら、最新の裁判例について分析を行う。後掲の授業内容(細目)は例示である。履修学生の関心やニーズを最大限反映させたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	欧州司法裁判所公式判例集(ECR)、 Common Market Law Review (電子ジャーナルで入手可能)等から適宜指定する。
6. 授業内容(細目)	
第 1 回	授業方法と教材の説明を行う。
第 2 回	域内市場法における物・人・サービス・資本の自由移動の基礎理論について再検討を行う。
第 3 回	EC 法の直接効果と優越性に関する基礎理論の再検討を行う。
第 4 回	域内市場における自由移動と各国法の調和(harmonisation)の関係について検討する。
第 5 回	域内市場における自由移動とミニマム・ハーモナイゼーションの関係について検討する。
第 6 回	域内市場における自由移動と比例性(proportionality)原則の関係について理論的検討を行う。
第 7 回	域内市場における自由移動と比例性(proportionality)原則の関係について最新判例の検討を行う。
第 8 回	域内市場における自由移動と基本的人権の関係について理論的検討を行う。
第 9 回	域内市場における自由移動と基本的人権の関係について最新判例の検討を行う。
第 10 回	域内市場における自由移動と環境保護の関係について検討する。
第 11 回	域内市場における自由移動と労働者保護の関係について検討する。
第 12 回	域内市場における自由移動と租税法の関係について検討する。
第 13 回	域内市場における自由移動と消費者保護の関係について検討する。
第 14 回	域内市場における自由移動と知的財産権の関係について検討する。
第 15 回	口頭試験(持込可)

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	田中 郁乃				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	企業法務における会社法実務の最新の状況を踏まえ、そこで必要とされる会社法に関する法的知識及び法的思考力を習得することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「商法Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた会社法に関する基本的な知識と理解を有していることを前提とする。
3. 授業の方法	事前に具体的設例を指定し、レポーター及び質問者を指名し、レポーターが事前にレポート（A4版3枚程度）を提出し、当日質疑応答を行う。具体的設例は最新の実務の状況を踏まえて作成するため、授業の内容、順序等に一部変更があり得る。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	あらかじめ用意した具体的設例を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	会社の種類・会社の設立
第2回	新株発行・新株予約権、自己株式の取得・処分
第3回	株主の権利・株式
第4回	会社の機関
第5回	株主総会（1）
第6回	株主総会（2）
第7回	取締役・取締役会（1）（競業禁止義務・利益相反取引）
第8回	取締役・監査役（2）（取締役・監査役の報酬、ストックオプション）
第9回	取締役・監査役（3）（取締役・監査役の責任）
第10回	計算・剰余金の配当
第11回	組織再編・買収（1）
第12回	組織再編・買収（2）
第13回	組織再編・買収（3）
第14回	証券取引法
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	橋本 博之				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	平成16年の行政事件訴訟法改正は、行政事件訴訟の解釈・運用に大きな変革をもたらした。この演習では、改正行政事件訴訟法がもたらした変革について、その後の判例・裁判例の動きをフォローしつつ検証するとともに、さらなる行政事件訴訟の活性化のための課題を明らかにする。行政法・民事訴訟法の両者を通じ、高度の解釈論を修得できるよう、突っ込んだ内容の演習を行う。
2. 関連する科目との関係	直接的には、民事訴訟法、行政法と密接に関連するが、行政事件訴訟と関連のある法領域（租税法、知的財産法、労働法、独占禁止法、環境法など）とも結びついている。
3. 授業の方法	基本的には、毎回担当者を決めて報告をしてもらった上で、全員でディスカッションをする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	櫻井敬子・橋本博之『行政法』（弘文堂・2007）を、デファクトスタンダードたる予習用教材として指定する。 その上で、具体的な演習にあたっては、電子データやコピー等の方法により資料・教材を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	平成16年行政事件訴訟法改正の概要
第2回	取消訴訟の原告適格の拡大（1）
第3回	取消訴訟の原告適格の拡大（2）
第4回	被告適格・管轄・出訴期間に関する法改正
第5回	執行停止の要件の緩和
第6回	抗告訴訟と当事者訴訟（1）
第7回	抗告訴訟と当事者訴訟（2）
第8回	義務付け訴訟の法定（1）
第9回	義務付け訴訟の法定（2）
第10回	差止め訴訟の法定・仮の義務付け・仮の差止め
第11回	処分性に関する判例の変化（1）
第12回	処分性に関する判例の変化（2）
第13回	行政裁量と行政事件訴訟法改正
第14回	全体のまとめ
第15回	試験



授業科目名	テーマ演習				
担当者名	安富 潔				
単位数	2	配当年次	3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>本演習では刑事証拠法の重要論点について十分に理解を深めることを目的として、判例を中心に正確な理解と理論的問題点の検討を行うこととしたい。授業では、実務的な素材を用いて実際の刑事訴訟での扱いも理解してもらえるように努めたい。</p> <p>なお、刑事証拠法をテーマとしているが、捜査や公判と密接に関連するので随時そうした刑事訴訟の論点と関連づけて総合的な理解ができるようにしたいと考えている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>刑事証拠法をテーマとするが、刑事訴訟法総合、刑事法総合を関連することから、それらの科目で扱う課題とできるだけ重複をさけるようにするとともに、重要と思われる点については、いっそうの理解を深めることができるようにあえて取り上げて検討することとしたい。</p>
3. 授業の方法	<p>「演習」ということから、原則として、参加者による報告を基に履修者の討論によって進めていくこととする。報告の課題については、初回に本テーマ演習の素材事案の選択及び報告テーマの決定を行い、以下、各回ごとに上記の方法で進めていく。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特定の市販教材は用いない。必要に応じて、資料等を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	準備（素材事案の選択及び報告テーマの決定）
第2回	証拠裁判主義
第3回	違法収集証拠
第4回	自白の証拠能力
第5回	自白の証明力
第6回	伝聞証拠と伝聞法則
第7回	検察官面前調書（前段）
第8回	検察官面前調書（後段）
第9回	実況見分調書
第10回	再伝聞
第11回	同意書面
第12回	328条書面
第13回	共犯供述
第14回	写真・録音テープ
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	山手 正史				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	国際物品売買契約についての国連条約（ウィーン売買条約）は、国境を越える売買契約につき、全世界の法を統一しようとする条約である。2007年1月15日現在67カ国が加盟しており、全世界の貿易取引の3分の2がウィーン売買条約の適用を受けるものであるとされている。ウィーン売買条約はこのような国際売買契約規制規範として極めて重要なものであるだけでなく、ドイツ・オランダ・中国などの国家法や、国際的な契約法の一般原則などにも大きな影響を与えている。日本はいまだ未加盟であるが、2008年春の加盟に向けて、このほど準備作業が始まった。本授業ではこのウィーン売買条約について研究する。
2. 関連する科目との関係	国際商取引法で取り上げる内容を、より深く掘り下げる授業となる。
3. 授業の方法	CLOUT (Case Law on UNCITRAL Texts) で紹介されているウィーン売買条約についての判決や仲裁判断（英文）を輪読する。 CLOUTについては、 <a href="http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html">http://www.uncitral.org/uncitral/en/case_law.html</a> を参照。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	CLOUT で紹介されているウィーン売買条約についての判決や仲裁判断。
6. 授業内容（細目）	
第1回	取り上げる判決・仲裁判断を選定し、担当者を割り当てる。
第2回	第2回以降は、第1回で選定した判決・仲裁判断を逐語訳的に輪読していく。
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	試験

授業科目名	テーマ演習				
担当者名	六車 明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>環境法をひととおり学んだ者が環境法分野である環境基本法が規定する重要な条文について理解を深め、最終的には、次の①または②のレポートを作成して、第14回の授業で発表する。レポートは、5000字前後。2008年1月15日までに、メールか、担当教員のメールアドレスに入れる方法で提出する。</p> <p>① 環境基本法の規定のうちで改正すべきと考えられる規定 改正案、改正理由 ② 環境基本法は現行のままでもよいという結論に達したときは、検討の経緯</p>
2. 関連する科目との関係	環境法の基礎は、環境法Ⅰ、政策は環境法務BP、環境基本法の周辺の基本法については、テーマ研究が関連する。
3. 授業の方法	<p>受講者の人数にもよるが、それぞれの受講者は、環境基本法の特定の条文(自分で選択するか、受講者間で協議して決める)について、20分から30分で予習した内容を発表し、これをもとに議論する。</p> <p>最終回は、1. のとおり発表をする。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	必要に応じて教室で紹介する。 適宜プリントを配布する予定。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>公害対策基本法はどのようにして制定され、改正されたか このテーマ演習全体の紹介のあと、基本法一般についての説明、旧公害対策基本法制定の意義、公害国会における公害対策基本法改正の意味、とくに、経済(産業)調和条項の帰趨など、環境基本法を理解する基礎となる分野について理解を深める。</p>
第2回	<p>環境基本法と公害対策基本法は何がちがうのか 公害対策基本法の条文と環境基本法の条文を通覧して対比することにより、公害対策基本法から環境基本法になるにあたり、どのようなことが変わり、どのようなことが変わらなかったのか、それはなぜなのか、などの検討をおとして、環境基本法全体の理解を深める。</p>
第3回	<p>環境基本法3条と4条から何をくみとることができるのか 環境基本法3条と4条は、5条とともに、環境の保全についての基本理念を定める重要な規定である。比較的長い条文の中に書き込まれている文言の持つ意味について、ていねいに学ぶ。例えば、「将来の世代の人間」、「健全な経済の発展を図りながら」、「科学的知見の充実の下」などが問題となろう。さらに、これらの規定は、環境権とどのような関係にあるのかについても考えたい。</p>
第4回	<p>地球環境保全についてどのような施策をとるのか 環境基本法5条は、国際的協調による地球環境保全(2条2項)に関する基本理念である。5条を具体化する32条から35条までを含め、わが国の地球環境保全の施策のあり方を考える。わが国が批准した地球環境保全に関する条約、議定書に基づいて国内法がどのように制定されているのかについても検討したい。</p>
第5回	<p>環境保全についての事業者の責務 環境基本法8条の1ないし3項は、事業者の責務を具体的に定めている。とくに、2項と3項に関しては、循環型社会形成推進基本法11条がより詳しく定めている。この二つの基本法の規定は、どのようなことを事業者の責務としているか、これらの基本法の下にどのような実施法が制定されているのかについて確認したい。関連する環境基本法24条についても触れる。</p>

第6回	<p>環境保全についての国民の責務</p> <p>環境基本法9条は、環境保全に対する国民の責務を規定している。この責務と公害対策基本法が定めていた住民の責務とはどこがちがうのか、なぜ違うのか、循環型社会形成推進基本法の責務と対比するとどうか、実施法のなかでは国民の責務はどのように規定されているのか、などについて検討する。</p>
第7回	<p>環境保全に関する施策策定の指針</p> <p>環境基本法14条は、環境保全に関する施策策定の指針が比較的平易に書かれている。そこでは、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、生物多様性の確保のほか、森林、農地などについても触れている。この指針に基づいてどのような実施法が制定されているのか、実施法と条約との関係はどのようになっているのか、などを検討しつつ、自然保護法の体系についても考えをすすめたい。</p>
第8回	<p>環境基本法法制における環境基本計画の役割</p> <p>政府は、環境基本法15条に基づいて、三次にわたり、環境基本計画を閣議決定している。最新のものは2006年(平成18年)4月7日に閣議決定している。環境基本法の環境基本計画の規定にはどのような問題があるのか、実際の計画にはどのような問題があるのかなどについて考える。</p>
第9回	<p>環境基本法法制における環境影響評価</p> <p>日本の環境影響評価は、環境基本法(20条)の制定の前後でどのようにかわったか。実施法である環境影響評価法の制定後になお残されている問題は何か、などについて検討する。</p>
第10回	<p>環境基本法のもとにおける規制的手法</p> <p>環境基本法21条が規定する規制的手法の内容、その限界、規制基準と環境基準の関係、地方分権と規制の関係などについて、広く検討を加える。</p>
第11回	<p>公害紛争処理(31条1項)と被害者救済(同条2項)</p> <p>環境基本法31条の1項と2項は、どのような背景をもち、実施法はどのような内容となっているか。基本法、実施法をとおして、これらの分野にいかなる問題があるのかについて考える。</p>
第12回	<p>経済的手法(22条)と原因者負担(37条)</p> <p>環境基本法の規定する経済的手法はどのようなものか。原因者負担はどのようにになっているのか。汚染者負担、原因者負担、拡大生産者責任の概念はどのような関係になっているのか。循環型社会形成推進基本法においては、これらに関し、どのような規定となっているのか。その実施法の一つである容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律などについても考える。</p>
第13回	<p>受講生の発表</p> <p>以下の内容（「授業の目標と到達目標」に記載）について、事前(2008年1月15日まで)にレポートを提出の上、1月17日の授業のときに、レポートに基づいて各自が発表する。</p> <p>テーマ</p> <p>① 環境基本法の規定のうちで改正すべきであると考えられる規定 改正案、改正理由</p> <p>② 環境基本法は現行のままでよいという結論に達したときは、検討の経緯</p>
第14回	<p>環境基本法をどのように評価するか</p> <p>テーマ演習の最後として、第13回の受講生の発表を踏まえ、環境基本法を全体として、あるいは、ある分野について、どのように評価できるのかについて考えることにより、受講生が今後自ら行う研究の手がかりとしたい。</p> <p>そのなかで、必要に応じてレポートの講評をする。</p>
第15回	試験

授業科目名	テーマ研究				
担当者名	江口 公典				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法制について立法論の視点から検討する。このことをとおして、経済法の理論面、実務面について知見を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	経済法に関する科目（経済法基礎、経済法総合、経済法実務、経済法ベネフィット・プログラム、経済法ワークショップ・プログラム）のうち主要なものを履修することが望ましい。
3. 授業の方法	独占禁止法制に係る立法論上の文献・資料を購読する。担当者による解説、受講者による報告を併用する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	経済法に関する主要なテキスト、論文のほか、独占禁止法制に関する実務資料（公正取引委員会による調査報告書、研究会報告書等）が中心となる。外国法に関する文献も有益である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	（10月4日） ガイダンスおよび入門講義
第2回	（10月11日） 経済法制の成立と展開
第3回	（11月1日） 独占禁止法改正史
第4回	（11月8日） 私的独占・不当な取引制限の禁止に係る立法論
第5回	（11月29日） 不公正な取引方法の禁止に係る立法論
第6回	（12月13日） 企業集中規制、手続・サンクションに係る立法論
第7回	（1月17日） まとめ
第8回	試験
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	テーマ研究- 企業買収とファイナンス -				
担当者名	太田 穰				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	企業買収に際しては、買収自体のみならず、買収資金の調達（ファイナンス）も重要な取引を構成する。そこでは、全資産を対象にした貸付、劣後貸付・社債発行、優先株、新株予約権等の各種の調達手段があり、これらの資金調達のストラクチャー如何で、買収自体のストラクチャーが決められ、また見直されていくこともある。前年まで担当した金融法務 BP・WP では、金融法務実務の全体をまんべんなく扱ってきたが、この授業では、特に実務的に問題を取り上げて、個々の問題をある程度深く検討する。本年は、マネジメノトバイアウト（MBO）に関するファイナンスを題材として取り上げる。原則として隔週の土曜日とするが、必ずしも隔週にならない点に留意されたい。
2. 関連する科目との関係	会社法、担保法及び倒産法に関する基本的な知識があることが履修の条件である。公開買付規制などに関する金融商品取引法の知識も必要であり、授業の予復習に際して、配布する教材で勉強することが必要となる。
3. 授業の方法	毎回授業で議論する論点や説例を予め提示し、配布された資料等を参考に、質疑応答する形式で進める。授業内容の詳細については、授業開始時に配布する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	授業で資料を適宜配付する。
6. 授業内容（細目）	授業開始時に細目を配布するが、受講者の状況で、変更することもある。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	テーマ研究- ジョイントベンチャーの法律問題 -				
担当者名	太田 穰				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	ジョイントベンチャー（合弁）自体は、実務的に決して新しい取引ではないが、新会社法等最近の立法によって、その組成や資金調達につき従来よりかなり柔軟な設計が可能になってきた。競合する企業同士が事業を提携する場合、ベンチャーキャピタルを立ち上げる場合などさまざまな事例を想定し、どのような合弁のストラクチャーが望ましいのか、資金調達方法も考えながら、具体的な契約の条項を通じて検討してみたい。原則として隔週の土曜日とするが、必ずしも隔週にならない点に留意されたい。
2. 関連する科目との関係	会社法に関する基本的な知識があることが履修の条件である。
3. 授業の方法	毎回授業で議論する論点や説例を予め提示し、配布された資料等を参考に、質疑応答する形式で進める。授業内容の詳細については、授業開始時に配布する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	教科書は、「ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論」（判例タイムズ社）とする。また、授業で資料を適宜配付する。
6. 授業内容（細目）	授業開始時に細目を配布するが、受講者の状況で、変更することもある。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	テーマ研究				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	EU 域内市場法に関わる理論と実務に対応するため、最先端の問題と事例を扱い、日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する未知の法実務的課題への対応能力を十分身につけることが目標である。
2. 関連する科目との関係	「EU 法」、「EU 法 BP」、「EU 法 WP」、「テーマ演習 C」(EU 法)を履修済みか併行して履修していることが望ましい。
3. 授業の方法	最先端の EU 法理論を扱った専門書を使用して、EU 法実務へのインプリケーションについてディスカッションを行う。後掲の授業内容(細目)は例示である。履修学生の関心やニーズを最大限反映させたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	Niamh Nic Shuibhne(ed.), <i>Regulating the Market</i> , Edward Elgar, Cheltenham, UK, 2006 から関連論文を選択して使用する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	(10 月 4 日) 域内市場規制の需要と供給
第 2 回	(10 月 11 日) 域内市場立法における非市場的価値
第 3 回	(10 月 18 日) 域内市場と競争
第 4 回	(10 月 25 日) 金融サービスとインターネット
第 5 回	(11 月 1 日) 資本の自由移動と域内市場
第 6 回	(11 月 8 日) 域内市場法と先決裁定手続
第 7 回	(11 月 15 日) 域内市場と個人
第 8 回	
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	



授業科目名	テーマ研究				
担当者名	六車 明				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	春

1. 授業の目的と到達目標	<p>環境法をひととおり学んだ者が、環境基本法の周辺の基本法を知ることにより、環境基本法をより深く理解し、最終的には、次の①または②のいずれかについてのレポートを作成することを目標とする。</p> <p>① 環境関連で新たな基本法を制定する必要があるとすれば、それはどのような分野のいかなる法律か。法律案を実際に作成したうえで、その作成理由を説明する。</p> <p>② 循環型社会形成推進基本法の重要な条文のなかで、改正をする必要があると思われるものがあれば、それはどのような条文か。改正案を具体的に作成したうえで、作成理由を説明する。</p> <p>③ 上記①と②について、いずれも否定的に考える場合は、その検討経過の要点について説明する。レポート(5000字前後)は、7月2日(月)までに、メールか、担当教員のメールボックスに入れる方法で提出する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境基本法の基礎は環境法Ⅰ、環境政策は、環境法務B P、環境基本法をより深く学ぶという面ではテーマ演習(六車担当)とそれぞれ関連している。</p>
3. 授業の方法	<p>受講者の数にもよるが、毎回、受講者の1ないし数名が特定の基本法について20ないし30分程度の発表をし、これをもとに議論をして理解を深める。最終回は、上記1の①、②、③のテーマについて、事前にレポートを提出のうえ、これに基づいて発表をする。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	<p>必要に応じて紹介する。 環境基本法については、環境省総合環境政策局総務課編著「環境基本法の解説[改訂版]」ぎょうせい、2002年が参考になる。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>( 4 月 1 2 日 )</p> <p>環境基本法はどのような法律と縦、横のつながりをもっているか。 縦のつながりは、旧公害対策基本法から環境基本法への移る流れをどのようにとらえるかということである。制定時の公害対策基本法、公害国会における改正後の公害対策基本法、その後に制定される環境基本法とこれらの実施法を一連の流れの中でとらえることができるようにする。横のつながりは、エネルギーや農林水産業という、環境法と接し、あるいは一部重複している学際分野の基本法とその実施法について取り上げる。</p>
第2回	<p>( 4 月 2 6 日 )</p> <p>循環型社会形成推進基本法(循環基本法)はなぜ環境基本法の下に制定されたのか。 2000年(平成12年)に循環基本法が制定されたことの意味、拡大生産者責任(EPR)、実施法である、容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律にある問題点などを広く取り上げる。</p>
第3回	<p>( 5 月 1 0 日 )</p> <p>エネルギー政策基本・原子力基本法と環境基本法はどのような関係にあるのか。 日本の温室効果ガス排出量の9割がエネルギー起源である。エネルギーは、今日最も重要な環境問題の一つである地球温暖化と深い関係がある。 原子力エネルギーについては、原子力基本法が成立したのが1955年で、旧公害対策基本法成立の1967年よりも10年以上古く、このことが環境法立法(基本法・実施法)に影響を与えている。このような背景をもとにエネルギー政策基本法・原子力基本法と環境法とのかかわりについて研究する。</p>

第4回	( 5 月 24 日) 農業と環境との関係の深さを理解する 1999年(平成11年)に旧農業基本法が廃止され、新たに「食料・農業・農村基本法」が制定された。この新しい基本法が環境に対してどのような態度をとっているのか、環境基本法とその実施法が農業についてどのような対応をとっているのか、などについて考える。
第5回	( 6 月 7 日) 林業と環境との新しい関係を理解する 旧林業基本法は2001年に題名が変わり、「森林・林業基本法」となり、内容も改まった。地球温暖化対策においても森林は温室効果ガスの吸収作用の面で重要な役割を担う。森林と環境とのさまざまなかかわりを確かめながら、この新しい基本法と環境法との関係を考える。
第6回	( 6 月 21 日) 水産基本法は、2001年(平成13年)制定された。水産基本法は、環境との関係の深さに応じてどのような規定をもうけているのか、環境基本法とその実施法は水産業に対し、どのような対応をしているのかについて、理解を深める。
第7回	( 7 月 5 日) 法案をつくる。事前の準備として、受講生が次の①、②、③のいずれかのテーマで7月2日(月)までにレポート(だいたい5000字前後)を提出する。 ① 環境関連で新たな基本法を制定すべき分野があるとすれば、それはどのような分野であるか。法律案を実際に作成したうえで、その作成理由を説明する。 ② 循環型社会形成推進基本法の重要な条文のなかで、改正をする必要があると思われるものがあれば、それはどのような条文か。改正案を具体的に作成したうえで、作成理由を説明する。 ③ 上記①と②について、いずれも否定的に考える場合は、その検討経過の要点について説明する。 当日は、受講生が、レポートに基づいて発表をし、これに対して質疑応答をする形で授業を進める。
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87532				
担当者名	池田 真朗				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>金融法の分野で民法（財産法）に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、他の教員のリサーチ・ペーパーといささか異なり、将来、研究者を志望する者を対象とし、法学研究科修士論文相当程度の論文の執筆を指導する。したがって、履修者は、研究者志望者（法学研究科博士課程進学希望者）に限定する。かつ、担当者の責任指導の限界から、毎年一名限定とし、履修許可については（応募者が一名でも）選考を行う。</p> <p>履修希望者は、①論文テーマ、②テーマ選択の動機ないし理由、③同テーマに対するアプローチの方法、④参考論文リスト、をA4用紙3枚程度にまとめて担当者のメールボックス（研究室棟）に提出すること。</p> <p>文献探索をはじめとして、作業量と時間的負担が大きいため、応募には十分な考慮をすることが望ましい。なお、慶應義塾大学の例でいえば、博士課程進学には2科目の外国語試験に合格する必要があるため、その能力に欠けるとと思われる者の履修も適切でない。</p>
2. 関連する科目との関係	「金融法」（春学期・池田＝小林担当）の履修は必須であるが、その他の科目の履修義務等はない。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進捗に応じて数次の中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答をする。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	自らの資料探索に任される。論文執筆作法の参考としては、池田真朗『債権譲渡の研究（増補版）』（弘文堂）、同『債権譲渡法理の展開』（弘文堂）を挙げておく。
6. 授業内容（細目）	<p>本リサーチ・ペーパー指導は、いわゆる授業ではない。履修者は、上記提出物が合格した場合、担当者の面接を受け、その後、①論文の構成の決定、②各章のあらすじ作成、③前半部分の草稿の提出、④後半部分の草稿の提出、という順序で論文作成を進行させる。この間、適宜面接指導を行う。</p>
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87331				
担当者名	伊東 研祐				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	自己の興味を覚える刑事実体法上の特定のテーマについて、それを掘り下げて研究する為の視座や手法を個別的な対面議論の中で学習し、それに基づいて実際に学問的な意義のある論文を書くことを目的とする。成果としての論文の内容の良否・完成度の高さは副次的なものであって、分析視座や手法を身に付けることが基本的な目標である。
2. 関連する科目との関係	広く刑事実体法上のテーマを扱うものであり、それらの進展科目という位置付けることができる。手続法との関連での議論も手法の1つとして当然考えられる。更には、社会学や経済学等の知見の活用も可能であるし、必要なものでもあろう。経済刑法や財産犯に関わる総論・各論上のテーマを扱う場合は、今年度に担当教員が開設する「テーマ研究」と特に深い関係を有することになる。
3. 授業の方法	開設時期の秋学期に、週に1度、対面個人指導を行う。曜日・時間・場所等は、受講者の希望を踏まえつつ、特定・公示する。 ただし、テーマの選択や資料収集及び事前学習の必要上、春学期中から面談やメール等を通じた事前指導を開始するので、掲示等に注されたい。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87480				
担当者名	植村 栄治				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	行政法に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題をペーパーとして取り上げて、立法、司法、行政実務を先導し、紛争解決だけではなく、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことを目的とする。法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することが目標である。
2. 関連する科目との関係	行政法が対象なので、当然、行政法Ⅰ、行政法Ⅱ、公法総合Ⅰ、公法総合Ⅱと関連がある。テーマによっては地方自治法も関係があるが、特に履修を要件とはしない。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの回答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87346				
担当者名	江口 公典				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	経済法全般に関する基礎的な素養を踏まえて、特定のテーマを設定し、リサーチペーパーを作成する。
2. 関連する科目との関係	経済法に関する科目（経済法基礎、経済法総合、経済法実務、経済法ワークショップ・プログラム、経済法ワークショップ・プログラム）のうち主要なものを履修することが望ましい。民事法、刑事法等の基本科目に関する十分な知識も不可欠である。
3. 授業の方法	受講者と担当者との討論に基づいて、テーマ設定、論点の検討、論文作成を進める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに即して受講者自身が文献収集を行うことが基本となる。
6. 授業内容（細目）	前述1～5に基づき、受講者の到達度等によって決定する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87513				
担当者名	大沢 秀介				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	憲法に関するテーマについて、リサーチ・ペーパーを作成することを目的とする。憲法のテーマは、憲法解釈に止まることなく法哲学や政治思想などにも及び広範なものである。法曹の実務を支える基本的な価値を獲得することを目的に、リサーチ・ペーパー作成に向けて指導を行う。
2. 関連する科目との関係	憲法総合に加え、情報法など憲法は他に関連する科目が多い。リサーチ・ペーパーの作成にあたっては、それら関連科目で獲得した知識を憲法の最新の判例・学説と関連づけながら、リサーチ・ペーパーを作成することが望まれる。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）と履修者との間で適宜必要に応じて指導の機会をも負う蹴る。具体的には、事前ミニレポートを提出してもらい、それをもとに質疑応答を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、自ら研究すべきテーマを選択決定し、各自関連資料を収集・整理した上で、何回かドラフトを作成し、最終的にリサーチ・ペーパーを完成するようにもっていくことにしたい。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87547				
担当者名	太田 達也				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	刑事政策，被害者学，アジア法の分野におけるリサーチペーパー作成の指導を行う。
2. 関連する科目との関係	「刑事政策」，「被害者学」，「アジア法」，「青少年と法」等が関連科目となる。
3. 授業の方法	適宜，指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	



授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87528				
担当者名	大森 正仁				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	履修者は各人の問題関心により国際法のテーマを決定しリサーチペーパーを作成する。国際法は範囲が広いためにすべての分野を短期間で網羅的に学習することが難しいので、興味を持っているひとつの分野に限定をして、そこにおける問題の抽出、論点の検証、学説の検討、判例の紹介、諸国の実行などを通じて国際法の実際の場面での適用がどのように行われているかを理解することを目的とする。この分野で達成された水準を、その分野固有の特殊性の理解とともに、国際法の他の分野でのリサーチの作業にとって有益な基本的知識の習得と結びつけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	国際法に関連する科目としては、国際法基礎、国際法総合Ⅰ、国際法総合Ⅱ、国際人権法、国際経済法、国際環境法、国際刑事法などがあり、国際法ワークショップも開講されている。これらの科目を通じて、興味を有している分野での基本的な知識を獲得していることが望ましい。
3. 授業の方法	履修者の進捗状況に従って授業をしてゆく。テーマを決定するために面談を行い、それに沿って資料の収集、主要論文の報告、判例・学説の紹介、諸国の実行などを検討してゆく。履修者の希望により、不定期で合計7回程度の指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	参考文献として次のものに目を通すのは有益である 櫻井雅夫『レポート・論文の書き方 上級』（慶應義塾大学出版会、1998年）
6. 授業内容（細目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 論文で取り上げる対象と法的問題点について、なぜこの分野をとりあげるのか、明確な法的論点、その重要性は何か、を考える、これは論文の「はじめに」に該当する部分となる。</li> <li>ii. これまでの文献がその論点についてどのような立場をとって来ているのかをなるべく広く文献に当たり調査し報告する。</li> <li>iii. 論点の考察にあたり、自分がどのような方法論をとりながら論点にアプローチするのかについて考慮する。</li> <li>iv. 考察の結果とその結果についての自分の分析を行う。</li> <li>v. 最初の法的論点に対する解答を論文の「おわりに」に該当する部分で明らかにする。</li> <li>vi. 文献目録一覧を作成し論文の最後につける。</li> </ul>
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87365				
担当者名	春日 偉知郎				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、民事訴訟法及び国際民事訴訟法（双方を含めて「民事訴訟法」と記載する）に関する論文テーマを特定して、リサーチ・ペーパーを作成することを目的とするものである。</p> <p>一般的には、広い意味での法形成を担うことのできる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことによって、法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来においてより高度なペーパーを作成する能力を養うことが目標である。</p> <p>また、特に、将来研究者を目指そうとする者については、最先端の民事訴訟法上の問題について、その実務的な意義を十分に認識した上で、問題解決の方向性を打ち出せるような内容を展開することが期待される。</p>
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	<p>担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。特に、最初のテーマの設定は重要であり、履修者の問題関心に即してテーマの候補を選定した上で、十分な議論を経て最終的なテーマを決めることにする。また、その後は、履修者が、リサーチ・ペーパーの作成進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。その上で、最終的なペーパーの内容を煮詰め、論文にする。</p>
4. 成績評価	非公開
5. 教材	<p>テーマに応じて、必要な文献を指示・助言するほか、特に先端的な問題のテーマに関する文献については履修者と協議する。</p>
6. 授業内容（細目）	<p>履修者は、①自ら研究すべきテーマを担当者と十分相談した上で決定し、②問題に即した解決方法を検討した上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかについて理論的な観点から柔軟かつ体系的に思考し、⑥自らの方向性を導き出す。また、その試行錯誤の過程で得られた結果をペーパーにまとめる。</p> <p>授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に最低7～8回程度の指導の機会を設けて、テーマに関する議論を積み重ねて、ペーパーの作成に至るよう努める。</p>
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87370				
担当者名	片山 直也				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民法（財産法）に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題をペーパーとして取り上げて、立法、司法、企業法務を先導し、紛争解決だけではなく、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことを目的とする。法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することが目標である。
2. 関連する科目との関係	「民事テーマ演習・財産および契約」（春学期・片山他担当）では、財産および契約に関するいくつかのテーマを選んで、最新の判例や立法の動向を踏まえつつ、法発見および法創造に不可欠な柔軟かつ体系的な法的思考能力の涵養が目指されるが、リサーチ・ペーパーの作成には、同科目において柔軟かつ体系的な思考能力を身につけておくことが望まれる。換言すれば、「民事テーマ演習・財産および契約」を基礎編、リサーチ・ペーパーを実践編と位置づけることができよう。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。参考のために、昨年度提出されたリサーチ・ペーパーを挙げておく（高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学第6号(2006年8月)227-283頁）。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程を経て、ペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87384				
担当者名	金山 直樹				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民法またはフランス法に関連したテーマにつき、リサーチ・ペーパーの作成を指導する。将来、最先端の法律実務の問題を取り上げて、オピニオンリーダーとして各種の専門誌への意を公表を通じて、あるいは、立法、司法、企業法務を通じて、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者を念頭に置いている。また、博士課程進学を考えている学生も歓迎する。なお、要求されるペーパーのレベルについては、さしあたり高秀成「預金債権の帰属問題における救済法理としての客観説の一素描」慶應法学第6号(2006年8月)227-283頁を参考にしてほしい。
2. 関連する科目との関係	「民事テーマ演習・財産および契約」（春学期・片山他担当）においては、財産および契約に関するいくつかのテーマを選んで、最新の判例や立法の動向を踏まえつつ、法発見および法創造に不可欠な柔軟かつ体系的な法的思考能力の涵養が目指されている。この科目を履修して、柔軟かつ体系的な思考能力を身につけておくことが望まれる。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるパースン・ツー・パースンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて適宜報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。他のリサーチペーパー授業と合同で指導することもありうる。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて必要な文献を指示するが、基本的には、自分で調べることになる。大村ほか・民法研究ハンドブック（有斐閣）は、その著者も含めて、誰もそのまま実行することは不可能に近いが、ざっと見ておいて損はない。
6. 授業内容（細目）	研究テーマに関して、必要に応じて受講生にアドバイスすることから始める。テーマ決定に際しては、問題の所在と既存の研究を明らかに意識しておくことが重要であろう。そして、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度と必要に応じて、不定期に数回の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 90941				
担当者名	北居 功				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民法（財産法）に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。できれば、民法の狭い分野を深く追及するタイプのテーマ設定ではなく、多様な法分野に関するテーマを多角的・多面的に論じることが望ましい。こうしたテーマのリサーチペーパーを作成する作業を通じて、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題を扱える能力を涵養することを目指す。法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することが目標である。
2. 関連する科目との関係	民法総合Ⅰおよび民法総合Ⅱの授業で深められる民法の知識と判例の分析手法が、リサーチペーパーで応用することとなる。さらに、テーマによっては他の法分野と密接に関係することも想定されるため、関連する科目の理解が問われる。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。参考のために、昨年度提出されたリサーチ・ペーパーを挙げておく。 斎藤公紀『複合契約』の契約解釈方法――サブリース契約の契約解釈を中心に―― 吉岡美佳「懲罰的損害賠償論――民事責任・刑事責任峻別ドグマの批判を通じて――」
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、毎月2度程度、合計15回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87399				
担当者名	駒村 圭吾				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	<p>法学研究のトポスは従来、法学研究科（研究大学院）であったが、ロースクール時代を迎えた今日、ローもその一翼を担わざるを得ないだろう。</p> <p>本リサーチペーパー指導は、将来、研究者を目指すひと、あるいは、法曹を目指しながらも研究論文の書いてみたい人、のために主に憲法に関する小稿を執筆するお手伝いすることを目標にしている。</p> <p>担当者の専攻の関係で、主たる関心領域は「憲法」であるが、それ以外にも、政治哲学・法哲学、公法にまつわる比較研究なども対象にしたい。</p> <p>なお、担当者は英米法を比較素材としているので、比較法研究を望む場合は、その法圏に限定したい。</p> <p>研究の対象の選定、研究方法の選択など、リサーチペーパーを作成する過程で、担当者と柔軟に協議できるひとを望みたい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>憲法に関する基本的学習がすすんでいることを前提とする。それ以外に、前提的履修科目の指定などは行わない。</p>
3. 授業の方法	<p>不定期に会合し、その都度、指導する。</p>
4. 成績評価	<p>非公開</p>
5. 教材	
6. 授業内容（細目）	
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87494				
担当者名	小山 剛				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	憲法に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。裁判を念頭に置いた憲法の解釈のほか、憲法を規準とした法制度の形成、外国憲法研究など、題材は自由に選んでよい。なお、この授業の到達目標は、法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することにある。
2. 関連する科目との関係	公法系必修科目のほかは、特になし。ただし、リサーチペーパーのテーマに関連した科目は履修しておくこと。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87403				
担当者名	庄司 克宏				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	法曹として将来的に邦文専門誌や英文専門ジャーナルなどにおいて、EU 法実務に関わる最先端の問題を扱ったペーパーを作成することにより、国際ビジネス法務を先導することができる能力を身につけることをめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことを目的とする。そのため、履修者の問題関心に応じた EU 法関連テーマをどのように設定するかという点から始めて、法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成するための助言と指導を与えると同時に、将来よりハイレベルなペーパーを作成するための能力を修得することが究極目標である。
2. 関連する科目との関係	「EU 法」、「EU 法 BP」、「EU 法 WP」、「テーマ演習」(EU 法)、「テーマ研究」(EU 法)を履修済みか併行して履修していることが望ましい。
3. 授業の方法	個別指導を行う。具体的には、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて質疑応答による指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	履修者が設定したテーマに応じて必要かつ適切な参考文献を紹介する。
6. 授業内容（細目）	履修者に望まれるのは、第1に自ら研究すべきテーマを決定し、第2に問題の所在を明確にした上で、第3に関連する文献資料を収集し、第4に必要な情報を取捨選択し、第5に問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自己の解答を導き出すことである。そのような試行錯誤のプロセスがペーパーとして結実するのである。そのプロセスの中で必要な助言と指導を適宜与える。履修者のリサーチ・ペーパー作成状況に応じつつ、定期的のに計7回程度の個別指導時間を設定する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	



法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87418				
担当者名	中島 弘雅				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	各自が選んだ研究テーマについて、適宜、相談に乗りながら、研究論文の完成を目指す。後日、研究者として自立できるだけの内容をもった論文を完成できるように指導したい。
2. 関連する科目との関係	主に倒産法、民事執行・保全法を含む民事手続法関係の諸科目。
3. 授業の方法	個別的研究指導
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特に指定しない。
6. 授業内容（細目）	受講者と相談の上、決定する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87475				
担当者名	平野 裕之				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	より深くあるテーマを勉強しようという者のための論文指導
2. 関連する科目との関係	特になし
3. 授業の方法	適時、報告をしてもらい、指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	特になし
6. 授業内容（細目）	集中的に行うので、日程は指定できない。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87551				
担当者名	マクリン, ジェラルド				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	I am willing to consider supervising a research paper on any aspect of American law or in the area of international commercial law. Students interested in learning more deeply about some aspect of a course I am teaching are especially encouraged to apply to do a research paper. Other topics may also be acceptable on a case by case basis.
2. 関連する科目との関係	Any course I am currently teaching.
3. 授業の方法	The student will be required to present a written proposal that outlines the area to be researched, why the topic is of interest, and how the student intends to undertake the research. The outline should indicate the estimated number of pages for the final paper and whether it will be in English or Japanese. The outline should be no more than 3 pages and may be submitted in English or Japanese.
4. 成績評価	非公開
5. 教材	I will recommend readings depending on the topic.
6. 授業内容（細目）	The student will be required to establish milestones and a schedule. A detailed research plan will be required as well as at least two drafts before the final paper is submitted.
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87509				
担当者名	三上 威彦				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事訴訟法に関連した問題（判決手続、倒産法、ADR等）につきテーマを設定し、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題をペーパーとして学界に問い、紛争解決だけではなく、広い意味での法形成を担うことができる法曹を養成することをめざす。すなわち、特に勉学意欲のある者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行い、それにより、法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーの作成を可能にすると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得してもらうことが本講座の目標である。
2. 関連する科目との関係	リサーチペーパーの作成を希望する者は、判決手続、民事執行法、倒産法についての十分な基礎学力があることが前提となるが、それに加え、民法(特に財産法)や商法等の実体私法についての知識も要求される。 本研究科の開講科目でいえば、とくに「民事手続法ⅠⅡ」「民事手続法総合」「民事執行・保全法」「倒産法ⅠⅡ」「倒産法総合」および、民法関連の諸講座が関係を有する。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者の文献目録の作成に始まり、何度かの中間報告書を提出してもらい、それについて担当者（指導教員）との間で議論し、それに基づいて、中間報告書を訂正・補強し、最終的にリサーチペーパーを完成する。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	文献は、各自がその選択したテーマに応じて主体的に集めるものであり、担当者は、文献収集の際に必要な助言するに留まる。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87422				
担当者名	三木 浩一				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	民事手続法に関連したテーマにつき、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、最先端の法律問題について論考を發表し、立法や司法を先導する法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行う。
2. 関連する科目との関係	民事手続法に關係する科目はもとより、民事法に關係するすべての科目が関連する。
3. 授業の方法	担当者によるマン・ツー・マンの指導を行う。履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当者との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④テーマについて考察を深め、⑤自分なりの考えを導き、⑥考察の過程をペーパーにまとめる。その間、必要に応じて、担当者と面会する。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87585				
担当者名	山川 隆一				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	労働法に関連したテーマを選んで、理論的・実務的な検討を行った上、その成果をリサーチ・ペーパーとしてまとめる。法律実務家は、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題についての研究成果を論文等の形で発表することも少なくないので、そのような役割を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の基礎や方法、あるいは当該テーマの内容にういて実践的な指導を行うことを目的とする。
2. 関連する科目との関係	リサーチ・ペーパーの作成は、労働法Ⅰ～Ⅲやその他の労働関係科目の履修を踏まえ、そのなかで抱くに至った問題意識をさらに深めて行くものとして位置づけられる。また、労働法分野のみならず、他の分野の履修によって得られた法的知見やその表現のしかたについてのスキルを総動員する側面も有している。このことから、履修の可否の判断に当たっては、テーマの適切性に加えて全般的な成績状況も考慮することとしている。
3. 授業の方法	担当者（指導教員）によるマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて報告を行い、それについて担当者（指導教員）との間で質疑応答を繰り返す。その際には、各段階におけるペーパーの素案の提出を求める。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87437				
担当者名	山手 正史				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商法または国際商取引法に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。本授業では、将来、各種の専門誌・研究紀要などにおいて、最先端の法律実務の問題をペーパーとして取り上げ、立法、司法、企業法務を先導し、紛争解決だけではなく、広い意味での法形成を担うことができる法曹をめざす者に対して、ペーパー作成の実践的な指導を行うことを目的とする。法務研究科の審査に合格する水準に達するリサーチ・ペーパーを作成すると同時に、将来より高度なペーパーを作成するための能力を修得することが目標である。
2. 関連する科目との関係	「商法総合Ⅰ」、「商法総合Ⅱ」、「国際商取引法」または「テーマ演習 G（山手）」で学習した（ないし学習する）事柄を題材に、リサーチ・ペーパーを作成する。
3. 授業の方法	山手がマン・ツー・マンの指導を行う。基本的には、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて山手との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	必要に応じて助言するが、基本的には、履修者自らが関連する資料を収集する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にしたうえで、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。授業では、履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に合計7～8回程度の指導の機会を設ける予定である。  上記の授業内容（細目）に従って、授業を進めていく。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	リサーチペーパー【登録番号】87441				
担当者名	山本 爲三郎				
単位数	1	配当年次	3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	商事法（商法、会社法、有価証券法など）・金融法（金融商品取引法・保険法・信託法・銀行法における組織法・取引法）に関連したテーマを選んで、リサーチ・ペーパーを作成する。履修者の関心に応じて、テーマの設定、必要となる調査の方法を指導するのはもちろん、文献引用方法などリサーチ・ペーパー執筆技術も指導する。選択したテーマに関するリサーチ・ペーパーを作成するとともに、将来、博士論文などより高度な論文を作成するための能力、技術を修得することが目標となる。
2. 関連する科目との関係	リサーチ・ペーパーのテーマに関する授業を履修しておくことが望ましい。
3. 授業の方法	担当教員による一般的な指導の後は、履修者が、リサーチ・ペーパー作成の進度に応じて中間報告を行い、それについて担当教員との間で質疑応答を繰り返す。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて、必要な文献を助言する。
6. 授業内容（細目）	履修者は、①自ら研究すべきテーマを決定し、②問題の所在を明確にした上で、③関連する資料を収集し、④必要な情報を取捨選択し、⑤問題解決のために法がいかにあるべきかを柔軟かつ体系的に思考し、自分なりの解答を導き出す。そしてその試行錯誤の過程をペーパーにまとめる。履修者のリサーチ・ペーパー作成の進度に応じて、不定期に指導の機会を設ける予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	



法務研究科法務専攻（法科大学院） 講義要綱

授業科目名	リサーチペーパー 【登録番号】 87456				
担当者名	六車 明				
単位数	1	配当年次	2・3	学期	秋

1. 授業の目的と到達目標	環境法に関連をしたテーマを選び、リサーチ・ペーパーを作成する。 この授業においては、環境法分野における新しい問題について、実務に貢献することができるレベルの文書を作成することができるようになることを目指す。
2. 関連する科目との関係	テーマ研究(春学期、担当・六車)は、環境基本法とその周辺分野の基本法を研究し、幅広い視野を身につけることを目標としている。リサーチ・ペーパーを書く際の基礎知識が多く含まれていると考えている。
3. 授業の方法	履修者の論文作成の進行に応じて、適宜、指導を行う。
4. 成績評価	非公開
5. 教材	テーマに応じて文献の紹介をする。
6. 授業内容（細目）	履修者は、研究テーマを決め、資料にあたり、文章にまとめる、ということを行う。各段階で、全体として7，8回程度、あらかじめ時期は決めずに、個別の指導をする予定である。
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	
第7回	
第8回	
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

授業科目名	アメリカ通商法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】64620				
担当者名	福永 有夏				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

**概要**

通商に関する米国の基本的法制度と、日本との関係で問題となりうるアメリカ通商法、特にアンチダンピングやセーフガードなどの通商救済法についての知識を習得する。

WTO（世界貿易機関）やNAFTA（北米自由貿易協定）についての理解を深めることも目的とする。

米国裁判例、WTO紛争事例、NAFTA事例、関連論文などを基に（すべて英文）、討議を主体に講義を進める。

**講義の内容と進行**

- 第1回～第3回 通商に関する米国の基本的法制度（教科書 pp.56-139）
- 第4回 米国法におけるWTOの位置づけ（教科書 pp.238-245）
- 第5回～第6回 米国の一方的措置（教科書 pp.317-335, 927-960）
- 第7回～第8回 セーフガード（教科書 pp.607-642）
- 第9回～第10回 アンチダンピング（教科書 pp.699-726, 737-766）
- 第11回 補助金相殺措置（教科書 pp.828-852）
- 第12回～第15回 最新事例

【重要】初回の講義は、教科書の pp.56-90(Sections 3.1-3.3)を読んだ上で出席すること。

**他の授業との関連**

国際経済法、国際通商法のほか、英米法、国際関係公法と密接に関係している。

**教科書・参考書**

教科書：John H. Jackson, William J. Davey and Alan O. Sykes, Legal Problems of International Economic Relations - Cases, Materials and Text (4th ed. 2002) West Group, ISBN 0-314-24660-6

上記教科書のほか、事例や論文などを適宜配布して使用する。

参考書：講義において適宜紹介する。

**成績評価**

非公開

**受講要件**

国際経済法または国際通商法の講義をすでに履修しているか、同時に履修していることが望ましい。これらの講義を受講していない場合であっても、国際経済法、国際通商法を一通り学び終えていることが不可欠である。

**受講者への要望**

英文で多数の事例・論文を読みこなすことが求められる。

授業科目名	マスメディアと法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】64008				
担当者名	田島 泰彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

### 概要

インターネットの急速な普及に象徴されるように、現代社会の「情報化」は急速に進行し、私たちの生活に大きな変化をもたらしつつあるが、その中でなお中心的役割を果たし続けているのは新聞、テレビ等のマスメディアである。

その現代メディアは今、人権侵害などで市民からの厳しい批判と不信を突きつけられる一方、そこにも乗じた国家規制強化の動きにもさらされている。

この授業では、そのような試練に直面しているマスメディアをめぐる法制の基本的枠組みと主要な論点を、表現の自由の原理を踏まえつつ、大きく、一つは市民とメディアとの関係、もう一つは国家とメディアとの関係という二つの柱に即して考察を試みたい。

### 講義の内容と進行

講義の内容と進行は概ね以下のような順序を考えているが、授業では基礎的な説明を加えた後、立法や判例など具体的事例に即して、質疑・討論も交えつつ、進めていくつもりである。

- |       |                 |        |               |
|-------|-----------------|--------|---------------|
| 第 1 回 | はじめに-授業の概要と予定   | 第 9 回  | プライバシーと報道の自由  |
| 第 2 回 | 表現・メディア規制の動向(1) | 第 10 回 | メディアと情報公開     |
| 第 3 回 | 表現・メディア規制の動向(2) | 第 11 回 | メディアへの市民のアクセス |
| 第 4 回 | 表現の自由(1)        | 第 12 回 | 性表現と表現の自由     |
| 第 5 回 | 表現の自由(2)        | 第 13 回 | 取材の自由と規制      |
| 第 6 回 | メディアの自由と責任      | 第 14 回 | 放送と法          |
| 第 7 回 | 名誉・プライバシーの法理    | 第 15 回 | メディアと法の将来     |
| 第 8 回 | 名誉権と報道の自由       |        |               |

### 他の授業との関連

憲法、民法などの基礎科目を履修しておくことが望ましく、他の情報法等関連科目の並行履修も勧めたい。

### 教科書・参考書

テキストとして、田島泰彦ほか編・現代メディアと法・三省堂(1998年)を使用する予定。他に参考文献として、田島泰彦・この国に言論の自由はあるのか・岩波書店(2004年)、田島泰彦ほか編・表現の自由とプライバシー・日本評論社(2006年)、田島泰彦ほか編・誰のための人権か・日本評論社(2003年)、田島泰彦ほか編・解説&批判 個人情報保護法・明石書店(2003年)など。また、判例集として、メディア判例百選(第二版)を使用したいが個別論点については適宜指示する。

### 成績評価

非公開

### 受講要件

特になし。

### 受講者への要望

新聞のメディア欄をはじめ、新聞、テレビ等を通してメディアと法をめぐる日々の動向をウォッチし、フォローしておいて欲しい。

授業科目名	高齢者と法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】64012				
担当者名	田山 輝明				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

**概要**

高齢者（一応、65歳以上の者をいう）が日常生活をしていく上で、特に高齢であるとのこととの関連において遭遇する法的諸問題について講義する。高齢になる程に痴呆症の割合も高くなるので、痴呆性高齢者と法律問題は重要なテーマの一つである。

## 1 民法との関連

他の講義科目との関連でいえば、民法総則の後見・保佐・補助の審判、民法親族法における後见人・保佐人、補助人に関する諸規定・諸制度に関する知識が前提となる。実施機関としては、家庭裁判所であるが、行政を含む他の諸機関の援助なしには、その実施は困難である。特に、申立権者が存在しない場合等である。

## 2 福祉法制との関連

最も重要なものは、厚生労働省所管・社会福祉協議会受託事業の地域福祉権利擁護事業である。本人と地域の社会福祉協議会との「契約」によって実施されるが、そのような契約を締結できる者としてこれを利用していても、やがて痴呆等によって判断能力を事実上喪失する者も少なくない。そのような場合には、家庭裁判所の審判手続への誘導することが必要になる。

## 3 地域行政との関連

そもそも地域（市町村レベル）で、社会福祉協議会等を財政的に支えているのは地域行政である。国からの補助金等を前提にしつつ、地域福祉権利擁護事業の実施を財政面で支えているのは、市町村であり、家庭裁判所への審判の申立についても、親族等によることが困難である場合には、市町村長が行なうことになっている。単にそれのみにとどまらず、成年後見等に関する相談等を受けけるような「センター」を設置している場合もある。

## 4 外国の高齢者法制

日本の成年後見法制を改正（2000年、介護保険と同時施行）する際に、参考にした法律制度として、特に法定後見制度については、ドイツ・オーストリアの民法改正等についても論及する。さらに、任意後見制度については、イギリス法系の国々の法制度についても紹介する。

## 5 日本の任意後見法との関連

民法の委任契約との関連、機能面での法定後見制度との相違点、本人の判断能力との関連で遺言を巡る問題点との類似点などに留意しつつ、制度の概説を行なう。

## 6 知的障害者と精神障害者との関連

これらの者のうち、判断能力が不十分な者については、類似の問題をかかえることがありうるので、この場合に関連問題を指摘する。

**講義の内容と進行**

第 1 回	入門——少子・高齢社会における特別な法律問題の一つ	第 7 回	法定後見制度の実施状況
第 2 回	高齢者保護制度の歴史	第 8 回	任意後見制度の概要
第 3 回	成年後見制度の創設の必要性——民法改正のプロセス	第 9 回	任意後見制度と遺言
第 4 回	外国、特にドイツ・オーストリアの法制度	第 10 回	地域福祉権利擁護事業の概要
		第 11 回	法定後見制度等の実施と地域行政の役割
		第 12 回	市長村長等による成年後見の申立

※他に施設見学を2回分実施する。

### 他の授業との関連

民法の授業、総則に該当する分野と親族法・相続法に該当する分野の既習者が望ましい。社会保障の科目を予めまたは同時に受講することが望ましい。

### 教科書・参考書

教科書はない。参考書として、田山輝明「成年後見法制の研究」、同「続・成年後見法制の研究」（成文堂）、田山・長谷川編「現場の成年後見」（有斐閣）、野田・田山「新版・高齢者財産管理の実務」（新日本法規）等がある。その他の文献は授業において指示する。

### 成績評価

非公開

### 受講要件

特になし。

### 受講者への要望

法律問題としてよりも、社会問題として常にこの問題に興味を持っていて欲しい。日常生活の上で、高齢者の人権を擁護するには、どうしたらよいか、等。また、知的障害者や精神障害の人権問題にも常に関心を持っていることが望ましい。

授業科目名	子供と法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】64046				
担当者名	棚村 政行				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

**概要**

子ども達は、人類や世界の将来を担う大切な存在でありながら、その人格の独立性、法主体性が今なお十分に保障されているとは言いがたい。21世紀の幕開けは、むしろニューヨークでの無差別テロとこれに対するアフガン空爆、英米同盟軍を中心としたイラク侵攻など戦争と暴力という悲惨で野蛮な行為によってスタートされてしまった。ここでも多くの罪もない子ども達が犠牲となり、平和と安全を脅かされた。エイズの蔓延により、親が亡くなって孤児になった子ども達は1040万人にのぼるといわれる。ストリート・チルドレンも3000万人以上はいるといわれ、大人による買春の対象とされ、食事や満足な教育も受けられないでさ迷っている。子どもの遺棄・虐待もあとをたたない。

そこで、このような内外での子どもをめぐる現状を踏まえて、この講義では、子どもの人権、命と健康、健やかに発達する権利が守られるために法制度はどのような用意をしているか、児童の福祉・保護法制はどうあるべきか、受講者の皆さんとともに検討する。とくに、この講義では、現代社会のなかで子どもが置かれている状況、地球的規模での子どもの人権侵害状況や日本での現状を十分に把握し、家庭、地域、学校、医療、メディア、福祉、少年非行などの各領域ごとで子ども達の人権が保障される法的枠組を再構成することを目指したいと思う。大人をモデルに組み立てられているこれまでの法のシステムや運用に、子どもの声や子どもの人格をどのように組み込み、子ども本位の法システムを構築できるか検討する。

**講義の内容と進行**

講義については、現代社会における子どもの人権がどう脅かされているか、現状と問題点を取り上げ、歴史的な視点から子どもがどう扱われてきたかを跡付ける。ついで、国際法的な視点からの子供の権利をめぐる動きを検討し、家庭、社会保障、メディア、教育現場、少年非行などさまざまな角度から子供の権利状況と今後のあり方を展望することになる。

- |       |                |        |                     |
|-------|----------------|--------|---------------------|
| 第 1 回 | 現代社会と子どもの人権    | 第 9 回  | 児童買春と子どもの性的搾取       |
| 第 2 回 | 子どもの権利の歴史      | 第 10 回 | ドメスティック・バイオレンスと子の保護 |
| 第 3 回 | 世界人権宣言と児童の権利条約 | 第 11 回 | 少年犯罪と子どもの保護         |
| 第 4 回 | 親の離婚と子どもの権利    | 第 12 回 | 子どものための養子・里親制度      |
| 第 5 回 | 児童虐待と子の保護      | 第 13 回 | メディアと子どもの人権         |
| 第 6 回 | 社会保障と子どもの地位    | 第 14 回 | 生殖補助医療と子どもの福祉       |
| 第 7 回 | 子どもの学習権と教育環境   | 第 15 回 | 少子化対策と子育て支援         |
| 第 8 回 | 学校事故、いじめ等と子ども  |        |                     |

もともと、講義日程や講義の進行度に応じて順序内容に若干の変更はありうる。

授業の一環として、東京都ウィメンズプラザ、児童相談センターなども見学し、現場での担当者のお話を聞きながら、行政の対応についても学ぶ機会をもちたい。

**他の授業との関連**

1年後期の人権論、1年後期の民法Ⅳを履修していることを前提に講義を進める予定である。なお、関連科目として3年次の教育・文化法、3年次の少年法、3年次の家族法特殊講義がある。

**教科書・参考書**

教科書としては、棚村政行『子どもと法』（日本加除出版、2007年9月刊行予定）を使用する。

参考文献としては、石川稔・森田明編『児童の権利条約』（一粒社、1995年）、波多野里望『逐条解説児童の権利条約』（有斐閣、1995年）、堀尾輝久『子どもの権利とはなにか』（岩波書店、1986年）、石川稔『家族法における子どもの権利』（日本評論社、1995年）、日本子どもを守る会編『子ども白書2006』（草土文化、2006年）、『特集子どもの権利擁護と自己決定』法時75巻9号（日本評論社、2003年）等

講義に際しては、TKCを利用して事前に予習用レジュメと資料を電子的に提供するだけでなく、必要な資料は教室において紙媒体でも配布する予定である。

#### **成績評価**

非公開

#### **受講要件**

とくになし。

#### **受講者への要望**

子供と人権問題に関心のある学生の皆さんの積極的受講を望む。

授業科目名	修復的司法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】64027				
担当者名	高橋 則夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

### 概要

修復的司法とは、一般には、①犯罪に対する被害者中心の対応であって、②犯罪によって最も直接的に影響を受けた被害者、犯罪者、それらの者の家族、地域社会の代表が、③犯罪によって引き起こされた害への対応に、直接的に関与できる機会を提供するもの、と理解されている。修復的司法は、英語では、Restorative Justice といい、諸外国では、様々な用語が使用され、それぞれの実態と関連しており、たとえば、被害者と加害者の和解、原状回復、損害回復、家族集団会議、社会奉仕、補償、贖罪、賠償などある。修復的司法という用語は、これらすべてを包括するものと理解することができる。

このような修復的司法の理論と実践は、これまでの刑事法全体に影響を及ぼし得るのであり、刑法、刑事訴訟法、刑事政策のすべてにまたがる、射程範囲の広い学問領域といえる。すなわち、刑事司法システムは、加害者の行為に対する刑罰賦課を中心として機能してきたのであり、修復的司法システムは、被害者と加害者とコミュニティの3者を包含する。とくに、刑法学上は、刑法の目的、刑罰の目的、法益概念と害概念などが問題とされ、刑事訴訟法上は、刑事手続における被害者の地位、ダイヴァージョンなどが問題とされ、刑事政策上は、被害者保護、被害者関係の行刑などが問題となる。

このような学問分野の重要性は、内外ともに認められ、法曹実務家にとって研究するに値するものといえるのであり、修復的司法の理論と実践を検討することが、本講義の目的である。

### 講義の内容と進行

第 1 回	被害者関係の刑事司法と修復的司法	第 8 回	修復的司法の国際的動向
第 2 回	被害者関係の刑罰論の在り方と修復的司法の可能性	第 9 回	修復的司法と警察
第 3 回	法益の担い手としての犯罪被害者	第 10 回	修復的司法と検察
第 4 回	修復的司法のパラダイム	第 11 回	修復的司法と裁判
第 5 回	修復的司法と被害者	第 12 回	修復的司法と行刑・保護
第 6 回	修復的司法と加害者	第 13 回	少年事件における修復的司法
第 7 回	修復的司法とコミュニティ	第 14 回	刑事司法と修復的司法
		第 15 回	刑事法における修復的司法の意義

### 他の授業との関連

刑法、刑事訴訟法、刑事政策の基礎的理解があることが望まれるが、修復的司法は法全体に関連するテーマなので、必ずしもそれらの履修を前提とはしない。

### 教科書・参考書

基本的に、高橋則夫『修復的司法の探求』（2003年、成文堂）を使用するが、その他の実践例などを教材も使用する。

### 成績評価

非公開

### 受講要件

受講の要件は、とくに定めない。

### 受講者への要望

特になし。



授業科目名	情報の公開（★早稲田大学提供科目）【登録番号】17637				
担当者名	右崎 正博				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

**概要**

人権保障や民主主義の普遍化・深化とともに、政府保有情報の公開が当然視されるようになり、また、高度情報社会の進展とともに、憲法上のプライバシーや自己情報コントロール権ということが強く意識されるようになった。そのような背景のもとに、新しい法制度の展開が始まっている。

本講義では、まずアメリカや日本での制度の展開を押さえつつ、その背後にある情報公開の原理や理論を確認し、それが具体的な制度の構造にどのように反映しているかを見るとともに、行政機関が開示を拒否した場合の救済の仕組みと訴訟になった場合の論点の考察をふまえて、代表的な訴訟を素材としながら不開示情報の解釈の検討を通して情報公開の意味を探る。あわせて、情報公開の前提となる文書管理のあり方、関連制度としての情報提供・情報公表制度、公人の資産公開制度、個人情報保護制度の仕組みと運用、その到達点を見る。

**講義の内容と進行**

講義の進行については、以下のように考えている。

- 第 1 回 情報公開の原理とその展開—知る権利と説明責任、アメリカと日本での展開
- 第 2 回 情報公開法制の構造—情報公開請求権、対象情報と適用除外情報、対象機関、不開示情報と守秘義務の関係、部分開示、公益上の理由による裁量的開示、存否応答拒否
- 第 3 回 救済制度の構造と現状、訴訟上の論点
- 第 4 回 不開示情報（1）—個人情報
- 第 5 回 不開示情報（2）—法人等の事業活動情報、非公開特約情報
- 第 6 回 不開示情報（3）—外交・防衛・公共の安全等情報
- 第 7 回 不開示情報（4）—意思決定過程の審議検討等情報
- 第 8 回 不開示情報（5）—事務事業情報
- 第 9 回 文書不存在と文書管理制度
- 第 10 回 情報提供・情報公表制度とその問題点
- 第 11 回 公人の資産公開制度とその問題点
- 第 12 回 個人情報保護法制の構造—憲法的基礎、情報公開請求と自己情報開示請求
- 第 13 回 自己情報開示請求(1)—内申書等の個人評価情報
- 第 14 回 自己情報開示請求(2)—カルテ・レセプト等の医療情報
- 第 15 回 個人情報の目的外利用・第三者提供—住民基本台帳制度と住基ネット問題

**他の授業との関連**

情報公開請求権と国民民主権の原理や憲法上の知る権利との関係、自己情報開示請求権と憲法上のプライバシーの権利ないし自己情報コントロール権との関係など、とくに憲法との関係を強く意識してほしい。

**教科書・参考書**

毎回、簡単なレジュメを用意する。判例については、あらかじめ指示するので、各自で検索してほしい。教科書はとくに定めませんが、次のようなものを参考にしてほしい。必要なものは適宜指示する。

総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』（財務省）、宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』（有斐閣）、松井茂記『情報公開法〔2版〕』（有斐閣）、小早川光郎編著『情報公開法—その理念と構造』（ぎょうせい）、井出嘉憲ほか編『講座・情報公開』（ぎょうせい）、三宅弘・小町谷育子『個人情報保護法』（青林書院）など。

### **成績評価**

非公開

### **受講要件・受講者への要望**

とくに受講要件は定めないが、憲法・行政法について一通りの学習をしていることを前提とする。

公法の試験対象法令には、情報公開法も個人情報保護法も含まれており、情報公開や個人情報保護をめぐる行政訴訟も増大している。積極的な受講を望みたい。

授業科目名	生命科学と法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】52782				
担当者名	岩志 和一郎、甲斐 克則、白井 泰子、長谷川 知子、 岩井 徹				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	春

### 概要

ヒトを含む生物の生命現象を解明することを目的とした生命科学は、典型的な自然科学の方法と実践の上に形成されてきた学問領域であり、それゆえ社会科学である法律学とは一見無縁の領域に見える。しかし、近時その両者の関係はきわめて緊密なものとなってきた。本講義は、生命科学と法とのさまざまな交錯の場面を検討することを目的とする。このような検討は、たとえばバイオテクノロジーの成果に関する特許といった近時注目度が高まってきている法律問題を理解するのに有用であろうし、さらにそれだけでなく、個人情報保護、学問研究の自由、さらには人間の尊厳といったテーマを追求する上でも必要であろう。

### 講義の内容と進行

本講義は、3名の第一線の生命科学研究者がオムニバス方式で担当する。これら3名の担当者は、自らの研究分野に関する法的諸問題についても造詣が深く、講義に参加する者は、生命科学の知識とともに法的諸問題への理解も深めることができるであろう。なお、開講時と終講時には、本学の関連法律科目担当者による問題の提起とまとめの時間を置く。

講義の進行は、おおむね以下のとおりとする。なお、より詳細な内容は「TKC法科大学院教育研究支援システム」の「生命科学と法」（岩志）上に掲示してあるので参考にしていきたい。

#### 第1回（岩志和一郎）

序論（問題の提起）

#### 第2回～第5回（増井 徹）

生物学研究史（ヒトゲノム研究へ）・ゲノム情報利用の時代・人由来資料の法的性質と社会的位置づけ・ヒトゲノム研究が医療に与えた影響

#### 第6回～第10回 ヒトゲノム解析の諸問題（白井泰子）

バイオテクノロジーの発展と母胎外での胚の作成と操作・遺伝子診断/遺伝子操作によって惹起される諸問題

#### 第11回～第14回（長谷川知子）

医療としての遺伝学からみた諸問題（臨床医学的・医療的観点からの遺伝子・ゲノム、遺伝子と染色体およびその異常、臨床の場における生命倫理問題、遺伝や先天異常に関与する法的諸問題）

#### 第15回（甲斐克則）

終講にあたって（本講義のまとめ）

### 他の授業との関連

医事法Ⅰ、医事法Ⅱのほか、知的財産権の講義とも密接に関連する。

### 教科書・参考書

教材については担当教員が準備する。なお、参考となる文献として、若干のものを「TKC法科大学院教育研究支援システム」の「生命科学と法」（岩志）上に掲示してあるので、参考にしていきたい。

### 成績評価

非公開

### 受講要件

特になし。

### **受講者への要望**

概要として述べたように、本講義は自然科学的な内容を併せ持っている。学際的分野についても積極的に参加してみようとする意欲的な学生の参加を期待する。

授業科目名	都市と法（★早稲田大学提供科目）【登録番号】63031				
担当者名	小島 延夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

### 概要

都市の土地利用に関する法とそこにおける住民参加・法的争訟、民間再開発の現状と法的対応の可能性、それと密接にかかわる再開発の際の排出物（産業廃棄物・リサイクル・土壌汚染）への法的対応、商業地活性化・防災・道路交通・ゴミ・エネルギー・都市環境復元・里山・放置自転車など都市の生活環境と密接に関係する諸分野についての法制度と今後の制度設計論、さらには都市における住民自治とその方法など、都市をめぐる法について、設定テーマまたは具体的事例をとりあげ、そのテーマや事例の検討を通じながら、それらの法制度について学び、現在の法制度のもとで法律家として何ができ、何をすべきか、また、さらにどのような法制度設計をすることが望ましいか、現実の問題状況と運用実態を意識しながら、学習する。

### 講義の内容と進行

#### 第 1～3 回 都市計画と法 土地利用・高層建築物建築への住民反対運動・景観保全（3回）

（学習課題）土地利用についての都市計画制度について考える（日本とドイツ・アメリカの対比）、高層建築物建築への住民反対運動と法的争訟の実際、土地利用について都市計画制度の活用可能性・景観法、日本の各地での景観保全の取組みはどうなっているか

（事例）担当教員がいままで取組んだマンション建設反対の事例、国立市大学通りの地区計画、金沢・倉敷・横浜・松本での取組み

#### 第 4 回 条例でどこまでできるか

（学習課題）条例による規制の可能性と条例の適法性（条例と法律・条例の合理性）

（事例）宝塚市のパチンコ条例と伊丹市のパチンコ条例、廃棄物施設規制についての宗像市の条例と紀伊長島の条例、高知市河川条例、各地の景観条例

#### 第 5 回 狭い道路と私道

（学習課題）建築基準法42条の道路、道路法上の道路、法定外公共有物である道路

（事例）建築基準法42条2項道路の存否をめぐる諸問題、林道の通行規制

#### 第 6 回 都市の土壌汚染、都市再開発にともなう廃棄物の問題

（学習課題）建築廃棄物・残土と関連の法規制、土壌汚染対策と法

（事例）千葉県残土規制条例、工場跡地の再開発とその際の廃棄物処理

#### 第 7・8 回 まちづくりについて考える（2回）

（学習課題）地上げの実際と民間再開発の手法、法に基づく都市再開発事業の実際と問題点、伝統的建造物群保存地区その他の文化財保護法制とまちづくり、商業地活性化の手法、中心市街地活性化法、大店立地法

（事例）市街地再開発事業の実際、川越市の蔵づくりの町並み保存と伝統的建造物群保存地区・織物市場等の保存、アメリカのメインストリートプログラムの実際

第9・10回 都市と道路・自動車公害（2回）

（学習課題）道路建設事業の手順と意思決定の合理化・透明化・住民参加、自動車公害防止のための道路対策・総合交通対策

（事例）首都高速道路中央環状新宿線等、外郭環状道路・圏央道、東京都・川崎市・武蔵野市における道路交通問題とその対策

第 11 回 ゴミと都市

（学習課題）家庭系・事業系ゴミのリサイクル制度と再利用、拡大生産者責任、ゴミ有料化問題

（事例）東京23区、名古屋市、ドイツの事例

第 12 回 エネルギーと都市

（学習課題）ヒートアイランド現象、地球温暖化問題、デマンドサイドマネジメント、コージェネレーション、再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマス）

第 13 回 都市の環境復元・里山環境保全

（学習課題）水辺環境復元事業、ビル緑化、首都圏の里山保全

第 14 回 「安全・安心」と都市

（学習課題）放置自転車対策・タバコ規制・防犯カメラ設置と都市

第 15 回 都市における住民自治

（学習課題）住民自治の方法（直接請求・住民監査請求・情報公開）、都市生活における財政負担

### 他の授業との関連

本講義の内容は、行政法・民法に関する一定の知識を有することを前提とする。

### 教科書・参考書

講義に先立ち、文献リストを配付する。講義の際に資料を配布する。

### 成績評価

非公開

### 受講要件

特になし

### 受講者への要望

今日ほど、都市のあり方が問われている時代はない。その時代において、都市のあり方をどのように考えるのか、そのために、どのような法的制度があるのか、実務法曹として何ができるのか、そうした点について、今日の問題点をもって受講されたい。

授業科目名	比較刑事手続 B （★早稲田大学提供科目）【登録番号】64615				
担当者名	田中 利彦				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

### 概要

本講義は、アメリカ法理解の足がかりとなる視点を与え、かつ、批判的な視点も交えた比較検討を通してわが国の刑事手続に対する理解を深めることを目的とする。アメリカの刑事司法制度の全体像を概観した上、アメリカの刑事手続の当事者主義的な仕組みや司法の積極主義的な傾向に着目し、これらの点において対照的なわが国の刑事手続の実情との比較において検討するとともに、憲法の人権保障規定に基礎を置く刑事手続の実際を考察する。

### 講義の内容と進行

- |       |   |        |                 |
|-------|---|--------|-----------------|
| 第 1 回 | 本講義のねらいと検討の出発点                          | 第 7 回  | 供述証拠の確保         |
| 第 2 回 | アメリカ刑事手続法の基本                            | 第 8 回  | 違法収集証拠の排除       |
| 第 3 回 | 警察、検察官、弁護士、裁判官、被害者その他関係者—役割・権限・裁量を中心として | 第 9 回  | 起訴不起訴の決定と被告人の答弁 |
| 第 4 回 | 捜査の端緒、アンダーカバーオペレーション                    | 第 10 回 | 迅速な裁判           |
| 第 5 回 | 非供述証拠の確保—捜索差押え及び大陪審の令状                  | 第 11 回 | 証拠開示            |
| 第 6 回 | 被疑者の身柄の拘束と被疑者の権利                        | 第 12 回 | 公判              |
|       |   | 第 13 回 | 量刑              |
|       |   | 第 14 回 | 上訴その他           |
|       |   | 第 15 回 | まとめ             |

質疑を交えた講義を中心とする。具体的には、主要な判例に関する解説、質疑を行うという方法で進行する。

### 他の授業との関連

特に関連付けはしない。

### 教科書・参考書

教科書は使用しない。講義で使用する資料は、事前に配布又は指示する。

ケースブックとしては、Yale Kamisar et al, *Modern Criminal Procedure: Cases-Comments-Questions* 11<sup>th</sup> ed. (2005 West)を勧める。

英文の参考書では、司法制度全般を大まかに知るには、英語も内容も平易であることから、厳密さには欠けるが、Robert A. Carp and Ronald Stidham, *Judicial Process in America* 6<sup>th</sup> ed. (2004 Congress Quarterly Inc.) が便利であろう。刑事手続の概要を自習する場合の参考書としては、Jerold H. Israel and Wayne R. LaFave, *Criminal Procedure in a Nutshell* 6<sup>th</sup> ed. (2001 West)を、詳しく調べたい場合に利用する参考書としては、Wayne R. LaFave et. al, *Criminal Procedure* 3<sup>rd</sup> ed. (2000 West)を薦める。

アメリカの刑事手続に関する邦文の参考書としては、ローク・M・リードほか「アメリカの刑事手続」(昭和62年有斐閣)、島伸一「アメリカの刑事司法—ワシントン州キング郡を基点として」(平成14年弘文堂)などがある。

### 成績評価

非公開

### 受講要件

特になし。

### 受講者への要望

活発な質問、発言を期待する。

授業科目名	不動産法特殊講義（★早稲田大学提供科目）【登録番号】63991				
担当者名	山野目 章夫				
単位数	2	配当年次	2・3	学期	秋

**概要**

不動産に関する法律的な規律の中心をなしている私法系の法制（民法、借地借家法、建物の区分所有等に関する法律、不動産登記法など）および公法系の法制（国土利用計画法、都市計画法、建築基準法など）の概要を講述したうえで、不動産をめぐる紛争の解決に特有の諸問題を考究する。

**講義の内容と進行**

講義は、担当教員が開講時に受講者に提示する授業進行予定に基づいて実施するものとし、各回の講義について、教師が事前に指定する文献の特定箇所を受講者が予習したうえで受講することを前提として実施される。各回の授業の標準像は、当日に予定される範囲について、教師が要約的・導入的な概説をしたうえで、受講者の理解を確認・推進する目的での発問をし、それについて討議をすることを経たうえで、当日の範囲とされる事項を理解するうえでの留意点を教師が総括する、という進行になる。なお、オフィス・アワーは、教師が教室に出張して随意的質疑に応接する方法（この要項の附則において「課外面接」という）により実施する。

授業の進行予定は、つぎのとおりである。

- 第 1 回 不動産法の概念(1)
- 第 2 回 不動産登記制度(1)
- 第 3 回 不動産登記制度(2)
- 第 4 回 不動産登記制度(3)
- 第 5 回 不動産の取引をめぐる法律的規律(1)
- 第 6 回 不動産の取引をめぐる法律的規律(2)
- 第 7 回 不動産法と消費者保護
- 第 8 回 借地借家の法律制度(1)
- 第 9 回 借地借家の法律制度(2)
- 第 10 回 建物区分所有法制(1)
- 第 11 回 建物区分所有法制(2)
- 第 12 回 土地政策・宅地政策・土地政策と不動産法制(1)
- 第 13 回 土地政策・宅地政策・土地政策と不動産法制(2)
- 第 14 回 不動産紛争と要件事実論
- 第 15 回 不動産法の概念(2)

**他の授業との関連**

この科目で扱う内容は、民法Ⅰ・同Ⅱおよび民事法総合Ⅱ・Ⅳならびに行政過程論および行政法総合で学習する内容と関連する。

**教科書・参考書**

この講義の標準的な教材提示の方法は、教員が作成するものを電磁的な方法により受講者に提示することとする。

この科目で取り上げる事項を学習するうえで一般的に参考となる主要な文献としては、鎌野邦樹『不動産の法律知識』（日経文庫）、坂和章平『実況中継／まちづくりの法と政策／都市再生とまちづくり』（PARTⅡおよび同Ⅲもある。日本評論社から刊行）、稲本洋之助＝澤野順彦（編著）『コンメンタール借地借家法』（日本評論社）および鎌野＝山野目（編著）『マンション法』（有斐閣）などがある。



## 成績評価

非公開

## 受講要件

民法Ⅰ・Ⅱを履修していることを要するものとする。

## 受講者への要望

不動産は、伝統的に民事の法律問題処理の中心を占めてきた主題の一つであり、また、現下にあつては、現代的な様々の問題への対処を求める素材でもある。民法をはじめとする基幹的な分野で学んだ事項の実践の場がこの領域であるから、そのような観点から意欲をもって取り組むことを求める。

## 附則

以上のほか、この科目の講義を実施するにあたり必要である事項は、別に細則で定め、また、課外面接の日時、場所および実施方法など、その実施要領は、別に告示して定める。

2007年度 早稲田大学大学院法務研究科との相互履修科目の履修申告は、慶應大学設置科目の履修申告と同時に履修申告用紙（マークシート）により行ってください。（「履修案内」p.21-22参照）

履修にあたっては、早稲田大学の学事日程やシラバスを検討のうえ、責任をもって申告し、最後まで参加してください。

### 2007年度 早稲田大学大学院法務研究科暦

行 事		期 間	
春学期科目登録期間 *		3月22日（木）～31日（土）	
入学式		4月 2日（月）	
春 学 期	授業開始	4月 5日（木）	15 週
	授業終了日	7月24日（火）*月曜授業	
	※予備日	7月25日（水）・ 26日（木）	
	※春学期定期試験期間	7月27日（金）～8月 3日（金）	
	授業期間終了	8月 3日（金）	
夏季休業期間		8月 4日（土）～9月20日（木）	
秋学期科目登録期間 *		9月21日（金）～ 27日（木）	
秋 学 期	授業開始	9月28日（金）	15 週
	※創立記念日	10月21日（日）	
	冬季休業期間	2008年12月25日（火）～1月5日（土）	
	授業終了日	1月29日（火）*月曜授業	
	※予備日	1月30日（水）・ 31日（木）	
	※秋学期定期試験期間	2月 1日（金）～ 8日（金）	
	授業期間終了	2月 9日（土）	
春季休業		2月10日（日）～3月31日（月）	
学位授与式		3月25日（火）	
授 業 期 間		36週	

- ※印のあるものは、通常授業は行われません。
- 補講は、必要に応じて、授業期間の月～金曜日の6限に行います。
- この表に指定のない大学の行事（体育祭等）では、基本的に休講措置をとりません。
- 7月24日（火）、1月29日（火）は月曜日の授業を行います。
- 7月25日（水）・26日（木）、1月30日（水）・31日（木）は予備日です。授業はありません。
- 他箇所・他機関の設置科目については、科目設置箇所の授業日程に従って授業が行われるので、受講に際しては科目設置箇所の日程をよく確認してください。
- 科目登録期間はおおよその日程です。詳細が決まり次第、科目登録方法と合わせてお知らせします。

#### 【早稲田大学法科大学院 授業時限】

1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30
7時限	19:40～21:10

各自、自分が履修する科目の設置曜日時限と授業開始日を確認し、初回は授業開始より少し前に早稲田大学大学院法務研究科事務室（西早稲田キャンパス 27号館）を訪問し、指示を受けてください。



【早稲田大学法科大学院問い合わせ先】〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1 27号館 1階  
Tel : 03-5286-1678 Fax : 03-5286-1720 e-mail : law-school@list.waseda.jp